決算特別委員会の審議方法について

＜付託案件の審議順番＞

日　　程	審　　議　　順　　番
９月９日（水） １０：００～ 議　会　室	令和元年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑） ・監査委員 ・議会事務局 ・総務課 ・企画財政課 ・会計室
９月１１日（金） １０：００～ 議　会　室	令和元年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑） ・町民生活課 ・税務課 ・住民課
９月１４日（月） １０：００～ 議　会　室	令和元年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑） ・福祉課 ・子育て支援課 ・健康介護課 ・産業観光課
９月１６日（水） １０：００～ 議　会　室	令和元年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ・教育委員会
９月１８日（金） １０：００～ 議　会　室	１．令和元年度宮代町国民健康保険特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決） ・住民課 ２．令和元年度宮代町後期高齢者医療特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決） ・住民課 ３．令和元年度宮代町介護保険特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決） ・健康介護課

	４．令和元年度宮代町公共下水道事業特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ５．令和元年度宮代町農業集落排水事業特別会計決算の認定について （質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ６．令和元年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について （質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課

決　算　特　別　委　員　会

第　１　日

出席委員（１３名）

山下秋夫君		丸藤栄一君	
九山妙子君		浅倉孝郎君	
金子正志君		西村茂久君	
小河原正君		泉伸一郎君	
角野由紀子君		塚村香織君	
合川泰治君		土渕保美君	
川野武志君			
（議長	田島正徳君）		

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之君	副町長	渋谷龍弘君
代表監査委員	新祖章君	会計管理者兼会計室長	大橋洋巳君
総務課長	赤井誠吾君	総務課副課長	鈴木淳史君
総務課人権推進室長	柴﨑記代子君	総務課主幹	村山善博君
庶務職員担当主査	田邊和美君	広報担当主査	平向優子君
文書法規担当主査	松井美絵君	企画財政課長	栗原聡君
企画財政課副課長	伊東高幹君	企画財政課主幹	榎本恭一君
企画財政課主幹	田中啓之君	財政担当主査	中村淳一君
管財担当主査	島村剛君	情報担当主査	富永貴雄君
会計担当主査	加藤智浩君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	長堀康雄	主幹	小林賢吉
主任	岡村恵美子		

開会　午前１０時１０分

◎開会の宣告

○委員長（山下秋夫君）　それでは、おはようございます。

決算特別委員会委員長の山下秋夫でございます。

本日、９月９日から18日までのうち、５日間にわたりまして委員会が開催されるわけでございますが、円滑な運営にご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

決算審議の方法につきましては、先日お手元に配付いたしました決算特別委員会日程及び審議方法についてのとおり、一般会計決算、各特別会計の決算、水道事業会計の順に審議を進めていきたいと思います。また、審議につきましては、最初に監査委員に対しての質疑、その後一般会計については、課ごとに議会事務局、総務課、企画財政課、会計室、町民生活課、税務課、住民課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、産業観光課、まちづくり建設課、教育委員会の順に審議をお願いしたいと思いますが、議事進行の都合により変更もあると思われますので、よろしくお願いいたします。

なお、本特別委員会への町長及び副町長の出席につきましては、他の公務との調整を図りながら交代で出席をするとのことです。よろしくお願いいたします。

それから、委員会の運営上のお知らせとお願いがございます。

初めに、運営上のお知らせでございます。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今回の決算特別委員会については、傍聴席を議会室外に設けさせていただくとともに、傍聴人数を制限させていただいております。また、出席職員についても、議会室内への入室を制限させていただくことといたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、運営上のお願いでございます。質問者、答弁者とも発言されるときは、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから、質問者、答弁者の氏名を述べていただき、発言をしていただくようお願いを申し上げます。

最後に、委員皆様のご協力をいただきまして、委員会が慎重審議かつ効率的な運営が図れますよう特段のご配慮をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎開議の宣告

○委員長（山下秋夫君）　ただいまの出席委員は13名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議長あいさつ

○委員長（山下秋夫君）　これより議事に入ります。

それでは、議長、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（田島正徳君）　おはようございます。

決算特別委員会の皆様には、各決算の審査をお願いするわけですが、先ほど委員長からもお話がございましたとおり、効率的な中にも慎重な審議ができますよう、また、この決算の審査が来年度に向かっての有意義な審査となりますようにお願い申し上げて、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　ありがとうございました。

―――――――――― ◇ ――――――――――

◎議案第４２号の審査（監査委員・議会事務局）

○委員長（山下秋夫君）　それでは、代表監査委員から本日の、新祖代表監査委員に出席していただいておりますので、一般会計、特別会計の決算、水道事業会計について代表監査委員に質疑がございましたら、よろしくお願いいたします。

質疑はありますか。

川野委員。

○委員（川野武志君）　川野でございます。よろしくお願いいたします。

総括の意見の中で決算の背景なんですが、(1)の次のページに入らせていただくんですけれども、法人町民税では、法人税割の減少により平成30年度から30%近く減少するなど、依然として厳しい経済環境が続いておりますというふうにお書きになっていただいているんですけれども、それで、まとめとして、⑩なんですけれども、コロナ禍の中、厳しい状況もあろうかと思いますが、商工業の活性化を一層推進するとともに、町民参加の実行委員会形式による各種イベントや観光事業などを通じて、引き続きにぎわいづくりを進めてくださいということなんですけれども、宮代町は、企業の誘致とか、それに伴って雇用の確保とかの有用な提案がなされていないんですけれども、その辺はどのようなふうに感じておられますか。ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　新祖代表、よろしくお願いします。

○代表監査委員（新祖　章君）　監査委員の新祖でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの川野議員さんのご質問ですけれども、私自身の考えということでよければ申し上げたいと思いますが、宮代町は、やはり中小企業の町と言っていいんですかね。もちろん、以前、ある議員さんからは、中小というよりも零細が中心だというようなご意見もいただきましたけれども、中小零細企業というのが中心ということで、なかなかやはり企業誘致といっても、ある程度の土地とかいわゆる不動産関係、余力というものがどの程度あるのか、ちょっと私も詳しいことは分かりませんけれども、なかなか厳しいのかなと。

ただ、そういう中で、「宮代で働こっ」とか、そういう形でいろいろと町外への呼びかけといいますか、発信はそれ相応にやられていて、そういう中で新しく宮代で開業される方も、少ないですけれども、出てきているという状況もございますので、ですから、思い切って大きなところをというのを誘致していくというのはなかなか厳しいかなというふうには思っていましたけれども、ただ、ここで東武動物公園の西口開発の中で、東武鉄道のほうが一応商業施設を誘致するということで、具体的な今、誘致が決まって計画が先に進み始めたので、そういうところをやはり何か起爆剤として、やはりなかなかない袖は振れないというだけではなくて、やっぱりない中でも何かいろいろ知恵を絞って、そういう誘致ということも進めていければいいのかなというふうには思いますが、ただ、具体的に私もその辺が詳しくは分からないので、どういうふうな形でやったらいいのかというのが提言としてはちょっと申し上げられないですけれども、やはり企業を誘致して商工業を活性化するというのが一つのやっぱり大きな宮代町の発展の要だと思いますので、その辺はやはり力を入れていただきたいという、そういう願いも込めまして、一応要望の中に加えさせていただいたとこ

ろでございます。

○委員（川野武志君）　ありがとうございます。

○委員長（山下秋夫君）　川野委員、よろしいですか。

どなたかほかに質疑ありますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

幾つか質問させていただきます。

まず、令和元年度一般会計予算の町債の残高についてなんですけれども、こちら監査委員の新祖さん、いろんなところで自治体の監査をされているということなので、この５億7,371万1,000円の町債の残高というのは、これ他市町と比べてみて、比率的に見ても多いのか、それとも普通なのか、少ないのかというのをちょっとお聞きしたいところです。

同じように、基金の残高もそうなんですけれども、20億4,754万3,000円の基金の残高というのは、これ他市町と比べて、これ比率的に見て多いのかな、少ないのかな、普通なのかというのをちょっとお聞きしたいところです。

もう一つ、まとめのところの最初のところなんですけれども、各種事務事業を効率的に執行し、最少の経費で最大の効果を挙げるようにというふうにありますけれども、これやっぱり事務のＩＴ化やＩＴ機器を導入して、もしくはオフィスサポーターなんかを入れて職員に係る人件費を抑えることが経費削減につながるというような考えでよろしいのでしょうか。

あと、②のところの持続可能な行財政運営を行うべく、最後に結論を出してくださいということなんですけれども、小中学校の適正配置をやはり早く結論を出したほうが持続可能な行財政運営につながるということなのでしょうか。

もう一つ、令和元年度国民健康保険特別会計のまとめのところなんですけれども、被保険者の健康寿命の延伸を目指しというふうにありますけれども、これは被保険者が健康に留意などをして病気にならないことが歳出の抑制に一番つながると見てよろしいのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　新祖代表委員。

○代表監査委員（新祖　章君）　監査委員の新祖でございます。

ただいま浅倉議員さんに幾つかご質問いただきましたけれども、初めに、町債残高と基金残高の額のことですけれども、私、今、議員さんのほうからは、いろいろほかにもというお話ありましたけれども、あまり、正直言って、町債と基金とかということでほかのところの監査等をやったという経験はないんです。

ですから、宮代町がどうなのかということについては、正直よく分からないところがございますが、ただ、数字だけで勘案させていただくとすれば、多くもないし少なくもないというか、いわゆる普通の状態なのかなという。特に町債のほうは、引き続き元金、順調に今、返済されていますので、今のところ、町債については、それほど大きな償還の問題についてはないのかなというふうに一応考えております。

それから、基金について、財政調整基金、どこの市町村もやはり、いわゆる役所のいざというときのために貯金ということでこの基金は積んでいるというところがほとんどでございますけれども、少なくはないけれども、決してそんなに多い数字ではないかなというふうに私としては、印象としては感じております。

コロナの関係で、東京都が大分財政調整基金を食い潰したという話がありますけれども、やはり万が一のときに一定の、10億ぐらいの基金という

のは、宮代町の規模ですと、やはりあったほうがいいのかなというふうには個人的には思っております。

それから、２つ目が最小の経費で最大の効果を上げるということと、人件費の、それは人件費を抑えることかというご質問だったかと思うんですけれども、私は、必ずしもそういうふうには思っていません。

もちろん人件費というのは、要するにいたずらにやはり肥大化するというのはよくはありませんけれども、人件費を抑えることがそういうことに直接つながるかということではなくて、やはり最小の経費で最大の効果というのは、やっぱり例えば経費の節減という面でいうと、単に無駄遣いをするなということではなくて、やっぱり同じ仕事をするんであれば、少しでも安くできるように創意工夫をしてその仕事を進めるという、そういう側面ももちろんありますし、それから事務の効率的執行、ＩＴ化等ももちろんそうなんですけれども、同じお金をかけるんであれば、少しでもより効果が出るように知恵を絞っていくということがやはり効率化ということの最大の主眼なのかなというふうに思うので、単に職員の数を抑えるとかそういうことではなくて、やはり有効に職員の方の能力が発揮できるような、そういう環境を整えていくということも重要だなというふうに思います。

残念ながらというか、宮代町は、いわゆるラスパイレス指数で言うと下から数えたほうが早いというところがあるんですけれども、それはもちろん町の事情ということもあるかと思いますので、一概に批判的なことは言えないんですけれども、でも、やはりそういう中でも一生懸命に職員の皆さん、私なんか決算審査とか例月のいろんな検査の中でヒアリングをさせていただきますけれども、いろいろと知恵を絞られているなというのは常日頃感じていますので、そういう方のやはり人材を生かすというのは、やっぱりそういう最少の経費で最大の効果を挙げるということにつながるものではないかなというふうに考えております。

それから、まとめのところの②の話なんですけれども、ちょっと質問の趣旨がいま一つ分かりませんでしたので、もう一度ちょっとお願いできればと思うんですが。

○委員長（山下秋夫君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　持続可能な行財政運営を行うべくというところで、小中学校の適正配置は、早めによりよい結論を出してくださいというふうに最後書いてあるので、これは早く結論を出したほうが持続可能な行財政運営を行うことができるのでしょうかという……

○委員長（山下秋夫君）　代表委員。

○代表監査委員（新祖　章君）　早めにというか、早く出せという趣旨ではないですが、昨年も、一応この問題については要望の中に入れさせていただきましたけれども、なかなかやっぱり小中学校の適正配置ということがありますことの中身といいますか、持続可能な、確かに行政運営の中での取組ではありますけれども、いろいろとやはり、単に人口とかいわゆる周りの環境等だけでは単純に何校にすべきだという結論が出しにくい部分もあるかと思いますし、それから昨今の例えば小中一貫教育の普及とか、そういう教育の中の流れ、環境の変化というんですかね、そういうものもやはり加味しながら、この適正配置というのは考えていかなきゃいけないので、なかなか難しいとは思うんですけれども、でも、一定の時期にはやはり結論を出さなきゃいけないので、そういう意味から、とにかくできる限り必要なものについては全て話し合って、最終的によりよい計画になるよ

うに結論を出してくださいという、そういう趣旨で一応書かせていただきました。

あと、健康寿命の延伸の件、これについては、まさにやはり寿命が延びているといっても、ずっと寝たきりとかというふうになってしまっては、やはりその方にとってもよくありませんし、やはり健康で長生きできるということが一番いいわけでございますので、そういう意味から、やはり保険事業を効果的に推進することによって、まさに健康で長生きできる、そういう健康寿命というものを延ばしてほしいと、そういうような趣旨で書かせていただいた次第です。

○委員長（山下秋夫君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　ちょっと確認なんですけれども、そういうことは、最後の健康寿命の延伸なんですけれども、健康寿命が延伸することで、やっぱりこれは歳出の抑制につながるというふうに見てもよろしいんですかね。

〔「何の抑制」と言う人あり〕

○委員（浅倉孝郎君）　歳出の抑制ですね。

○委員長（山下秋夫君）　代表委員。

○代表監査委員（新祖　章君）　やはりおっしゃるとおりで、病気のためにいろんな意味で経費がかかってまいりますので、それを結果的には抑えることにつながると。もちろんそれが目的になってしまうというのもちょっとおかしいとは思いますが、やはり健康で長生きできるという、いろんな環境整備というんですかね、そういうものを進めていく中で、そういう今までかかってきた医療にかかる経費というものも削減できるんではないか、そういう趣旨でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかにありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　１点だけちょっとお聞きしたいんです。

この間、本会議で監査委員の報告、また決算書をずっと昨日まで目を通していたんですが、前から幾らか思っていたことなんですけれども、１点だけちょっとお聞きしたいのは、不用額の問題がこれからいっぱい出てくると思います。なぜ多いんだと。最終的には実質収支額、これが最終的にはのってきますよね。それがあまりにも不用額が多い。ほとんど不用額。

それは先ほど前段者の質問の中で、安くやるようにするとかいろんな話がちょこっとあったようですけれども、それはそれでいいんですけれども、私が聞きたいのは、特に毎年大体４億から５億収支残高が出るんです。どうも計画的、こういうふうにつくっているんだなと思っているんです。それだと正常な予算をつくっていないというふうにも取れるんですよね。

これ今年だけじゃないんですよ。もう何年も同じように大体四、五億残しているんです。どうもそれが正常な予算つくっていないと、私はそう感じ、今までも幾らか感じていましたけれども、今度の監査としてどう思っているか。

それはやっぱり予算をつくるときの問題に、さっき議長のあいさつにもありましたように、次の予算の関係の議論にもなりますので、それらについて今度の監査委員はどう判断しているのか、どういう判断というか、どういうにしていったほうがいいのかというのを教えてもらいたいと思います。

○委員長（山下秋夫君）　代表監査委員。

○代表監査委員（新祖　章君）　監査委員の新祖でございます。

ただいまの小河原議員さんの質問ですが、不用額が多いというのは、決してもちろん好ましいことではないかというふうに思いますけれども、問題は、やはりなぜ不用額になったかということだ

と思うんです。

ですから、その内容については、やはり私も決算審査の中でいろいろとたださせていただいたんですけれども、正当な理由で不用になったのか、それとも、そうでなく初めからその予算の立て方がおかしかったのか、そういうようなことをちょっと考えながらいろいろと伺ってまいりました。

正直、例えば契約なんかで入札をして差金が出るという問題があります。それは当然、要するに予算を立てたときに見積りよりも安く落ちたということですから、非常に効率的なお金の使い方をしたんではないかなというふうに思いますし、ですから、それはもちろん是としますし、ただ、あまりよく理由が分からないのに不用になったというものも、ちょっと今、ぱっと思い出せませんが、中にはあったかと思うんですけれども、ただ、全体としては、個別に伺っていく中では、私の印象では、それぞれほぼ正当な理由で不用になったというふうに理解をしてまいりましたので。ですから、その結果として執行残が一応残るという結果なのかなというふうに思っていまして、私、今、県の出身ですけれども、県のほうでも毎年必ずそれこそ一定額の不用額というのは出て、とにかく歳出がオーバーするということはまずない。歳入のほうももちろんそんなに甘く見ているわけではありませんけれども、かなり厳しめには見ているんだろうと思うんですけれども、さらにそれを上回って経費の節減ということ、あるいは事務の効率化とかということに努めることによって、最終的に、それが不用額という形で一つの結果として残ったというふうに私のほうは一応捉えております。

ただ、具体的な中身として、不用額が正当な理由がなくて不用になったということであれば、それはそれで一応問題だと思いますし、もしそういう事例というか大きなものがあれば、それは改善をするように私のほうでやはり意見として出していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　どうもありがとうございました。

監査委員の説明の内容については、ある程度理解はするんです。そのとおりだなと、私も長い間思ってきたこともあります。

ただ、私が最後に言いたいのは、いつも大体４億から５億残るんです。どうもこれが数字のあやというか、そういうような予算をつくるときに指導をされているのかなと私は思っちゃうんですよ。あまりいい考えじゃないですけれどもね。あまりにも毎年同じ、大体。それがどうも、ちょっと予算編成するときにどう鉛筆をなめているのかなというふうに思っちゃうんです。そうすると、本当の、正当な予算を組んでいないと私は若干思いがちなんですよね。

ただ、説明の中にもありましたように、例えば事業の入札のときに、それは入札同士が安くして、安くなるというのは説明の中では聞いていますけれども、それはそれでいいと思います。それ以外でも、ほとんど不用額出ています。事業以外でもね。そこら辺が何か鉛筆をなめているんじゃないかと思われる、今までずっと思っていたんですよ。それをどう解決していくのかなというふうに、また予算をこれから組むときにちゃんと指導してもらえるのかなというふうに思ったわけです。

そういうことで説明を聞きましたけれども、取あえず今日は言いっ放しで、後は終わりたいと思いますが、私なりにまた勉強していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村でございます。

１点質問をさせていただきます。

歳入の森林環境譲与税なんですけれども、こちらは適切に使われましたでしょうか。

失礼いたしました。

○委員長（山下秋夫君）　いいですか。

○委員（塚村香織君）　撤回いたします。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

１点、この意見書ではないんですが、いつも議会だよりのほうに意見書を、監査委員さんのを載せていただいております。４年間させていただいて、監査委員さんの意見というものは全部町民に伝えたいという思いと、あと、議会だよりとしていかに議会だよりを手に取ってもらいたいか、そうすると、どうしてもスペースが少なくなっていったりしました。

４年間やって、私は今年、広報ではないんですが、監査委員さんとして、ここは町民の方に伝えたい、意見書がある、この膨大な中から、例えば２ページとかを監査委員さんにすると、字がいっぱいになってしまって読まない、逆の効果になってしまう。

広報をつくる委員は、いかに読んでもらうか、町民の目に届くか、それで、ああ、こういうことが町では決算され、そして審議がされているかということをちょっとお聞きしたいんですが、ちょっとそういうところは監査委員さんとしてはどういうところを伝えてほしいとか思うか、もしお願いできたらと思います。

○委員長（山下秋夫君）　答えられますか。

代表委員。

○代表監査委員（新祖　章君）　監査委員の新祖です。

今の・山委員さんのご質問ですけれども、私も議会だよりのほうはいつも拝見させていただいていますが、そもそもこう言っていいのかどうかあれなんですが、決算審査の意見書というのは、本来、決算審査というのは、予算のいわゆる計数の正確性とか、それから予算の合法性というか、合規性というか、そういうものについて審査をするというのが本来の趣旨なので、意見書の中にいろいろ政策的な要望とか、そういうものも本来盛り込むべきなのかどうかというのは、私自身も、ちょっと常々いいのかなという、そこまで書いちゃっていいのかなというふうに思いながら書いているわけですが、ただ、近隣の市町でも今年、ちょっといろいろ調べてみましたら、市町村によって結構まちまちで、本当に決算審査の意見しか書いていない意見書というのもあります。ただ、そうでなく、町に対する要望をいろいろ書かれているのもあります。

私の個人的なやはり思いとして、この政策的な要望というものは出させていただいて、もちろん議選の委員さんと話合いながら、お互いに了解したところで出させていただいたんですけれども、ですから、個人的にはそこも載せてほしいなと思うんですが、ただ、意見書の趣旨は、あくまでも決算審査に対して、それがどうだったのかということなので、その辺はちょっと、あとは議会の広報委員会さんのほうで判断していただくしかないかなと思うんですけれども、個人的な思いとしては、そういうことでございます。

よろしいですか、そういうことで。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　ないようですので、以上で代表監査委員の質疑を終了させていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩　午前１０時３３分

再開　午前１０時３５分

○委員長（山下秋夫君）　それでは、再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第42号　令和元年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査を行ってまいります。

最初に、議会事務局から始めたいと思います。本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（長堀康雄君）　皆さん、おはようございます。改めまして、議会事務局長の長堀でございます。よろしくお願いします。

担当につきましては自己紹介させますので、よろしくお願いします。

○議会事務局主幹（小林賢吉君）　皆さん、おはようございます。議会事務局主幹の小林です。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　本件については、既に本会議において説明済みでございます。直ちに質疑に入っていきたいと思います。

質疑ありますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

１点だけ質問させてもらいます。

進修館の議場で使うときの音響設備のメンテナンス費とか備品というのは、これ議会事務局が出しているんですか。それとも、別の課が出しているのかをお聞かせください。

○委員長（山下秋夫君）　答弁お願いします。

○議会事務局主幹（小林賢吉君）　議会事務局主幹の小林です。

音響設備については、一応議会事務局の管理という形になっておりますので、修繕等につきましては、議会事務局のほうで対応する形になります。ただ、物によって、スピーカーとかについては、進修館の町民生活課のほうで直しているものもございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　進修館が開設してからもう既に40年たちますので、議会における音響設備というのは、相当老朽化が目立ってきているんではないかと思っています。毎回の議会において、音声に支障がないかなど綱渡りの状態が続いているというふうに事務局からも聞いています。

これ万一議会中にマイクが使えないなどの事態が起きたときは、審議が中断となります。議員や執行部だけはなく、傍聴者にも迷惑をかけてしまいますので、議会で使う音響設備は早急に更新してほしいです。

また、音響設備を更新することで、ほかの議会以外のイベントなどで使う場合もあるかと思いますので、町民の皆さんにも快適な音響設備を提供できるのではないかと思いますので、来年度の予算のほうに音響設備の更新の予算を入れてほしいということをお願いして終わります。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村でございます。

１点だけちょっとお尋ねしたいんですけれども、先ほど監査委員もお話しし、言及されていたんですが、不用額の問題なんですけれども、議会費で内容的には問題はないと思うんですけれども、特

に今、半数近く占めているのが会議録の調整事業委託料で半数ぐらい占めちゃっているんですが、議会の場合は、かなり法律で縛られているというところはあって、本当にこういうのが必要なのかねということも問われるようなものもあるんですが、会議録で今年、元年度の場合にどうしてこんなに不用額が出たのか、まずそれだけ教えてください。

○委員長（山下秋夫君）　担当主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君）　議会事務局主幹の小林でございます。

会議録のほうなんですけれども、当初予算要求する際に、過去の実績等を踏まえて、本会議についてはこれだけの時間がかかる、委員会についてはこれだけの時間がかかるということで想定して予算計上させていただいたんですけれども、元年度につきましては、当初予定していた時間ほどかからずに会議のほうが進めていただくことができたということで不用額が発生したということでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

会議録は、全部でどれぐらい作成されていますか。何部というところでお願いします。

○委員長（山下秋夫君）　答弁お願いします。

担当主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君）　すみません、議会事務局主幹の小林でございます。

部数につきましては、20部作成させていただいておりまして、内訳としましては、議員の皆さんのもの、皆さんにお配りする分、あと町長、副町長にお配りする分、あと保存用という形でございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　48ページなんですけれども、録画配信委託料、これ各議員の一般質問の録画配信だと思うんですけれども、去年から始まりまして、延べ何回配信して、合計何人が見に来て、１回というか、議員１人当たり平均で割り算したら何人見られているのかなという数字は出るんですか。

○委員長（山下秋夫君）　担当主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君）　議会事務局主幹の小林でございます。

各月ごとの件数、何件視聴されたという件数については議会のほうでも把握しておりまして、その把握している件数プラス、あと、その月に視聴された上位10件の視聴した録画放送の件数というのは把握しております。

ただ、録画している、その月に放送している録画配信のほうなんですけれども、必ずしも、例えば９月議会なんで６月議会のものを見られているというわけではなくて、その前の12月のものを見られていたりもするので、どの議員さんがどれだけ配信で見られているという統計については、ちょっととっておりません。

その回答で大丈夫でしょうか。

○委員長（山下秋夫君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　大体でいいんですけれども、１回の議会で何人ぐらいなんですか。100人単位なのか、1,000人単位なのか。

○委員長（山下秋夫君）　担当主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君）　議会事務局主幹の小林でございます。

月によってちょっとばらつきがございまして、一番少ない月ですと61件というときがあります。一番多いときですと266件、かなりばらつきがありまして、平均的な件数としますと130件という

ような、10月から３月までで平均すると130件という形になります。年間、令和元年度の視聴件数としましては777件視聴いただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　決算には関係あるか、ないかもしれませんけれども、前々から宮代の議会事務局、課長以下プラス２人、３人、これを１人増やしてくださいという要望があると思うんですよ、議会からは。それで、いろいろな規則をつくったり、いろいろな条例の問題をつくるのに、やっぱり職員の力を借りないとできない部分もある。また、もう一つは、いろいろ見ていると、この３人では大変、本会議なんか始まると大変だなと私が見ていても思います。

ですから、前々からどこかの施設を委託すると人件費をどうのこうので私は問題にするんですけれども、ほかの課にはどんどん職員を回して、この事務局に一向に回してもらえない。どうもそこら辺が私は、町長がいるからわざと言うんですけれども、本当なんですよ。もう事務局に対して冷たい。

ですから、もう１人増やしてもらう。なぜ増やしてくれなかったのか。それだけ決算だから聞いておきたいと思います。

○委員長（山下秋夫君）　担当課長。

○議会事務局長（長堀康雄君）　事務局長の長堀でございます。

大変涙が出るようなうれしいご質問で、ありがとうございます。昨年は、私はこちらにおりませんでしたので、その辺の事情は存じ上げませんが、毎年ですと、12月ぐらいに人事のヒアリングがございます。その際には、小河原議員からも今、温かいお言葉をいただきましたので、確かに条例、規則、それから議会の特に直前になりますと仕事が集中しますので、これは執行部のほうで決めることではありますけれども、人員の要望につきましては、させていただきたいというふうに考えます。決定権はうちにはございませんので、理由をつけて要望をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　再質問はありますか。再質疑は。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　局長から言っていることは理解できないわけでもないですけれども、私が聞きたいのは、なぜ増やさないのかということなんだよね。ほかの課は、いろんなことを長い間見ていると、人員を増やしているんだよね。なぜ事務局だけ増やさないのかと、それを聞いているわけ。冷たいねと。我々もいろいろ活動するのに、やっぱり３人だとちょっと制約されるなというように感じていますので、だから、なぜ増やさないのかと。

局長から答えろというのは無理かもしれない。増やさないんだから。幾ら局長が増やせと言ったってね。ここを増やす、事務局を増やす権限があるのは議長と、あと町長なんだから、議長が指名できるんだから、なぜやらないのか、なぜ増やさないのかと、それだけなんですよ。

○委員長（山下秋夫君）　事務局長から答えさせますか。

〔発言する人あり〕

○委員長（山下秋夫君）　答えられますか。

事務局長。

○議会事務局長（長堀康雄君）　事務局長の長堀でございます。

前任者がどういう形でこれまで人事のヒアリングのときに執行部に申し上げていたかは存じ上げませんが、やはり事務局のほうでもきちんと、議員さんがおっしゃったように、これこれこういう理由だからということで、どういう事業をやるからこれだけ必要だとか、あるいはほかの市町村と比較した場合とか、ほかの市町村よりもプラスアルファでいろいろなやっぱり議会の事務を行っている、あるいはこれから未来にかけてどういうふうに議会を、改革というと大変生意気な言い方になるかもしれませんが、いい町にしていくために、これ二元代表制ですから、議員さんの思いも伝えながら、ぜひ人を増やすことについてはお願いしたいと。

人を増やすにつきましては、これはたしか定数条例があると思いますので、やるとなると12月議会か３月議会に定数条例も改正するようになるかと思いますが、そういうことも含めましてお願いしたいというふうには、お願いの要望はしていきたいと思いますが、今、答えられるのは、そこまでしか私としてはお答えができないということで、大変申し訳ありませんが、ご理解していただければありがたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　じゃ、ひとつ、ほかで聞いている人もいるんだから、それだけ耳に入ってくれればいいなと思って。大分、局長からは決められない。要望は出せるにしてもね。要求や要望は。ただ、運営する人が、そこに何か担当者が座っているので耳に入っていると思いますが。それで今日は終わりたいと思います。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

１点だけお尋ねしたいんですが、会議録の件なんですけれども、会議録を委託している先は、もう何年ぐらいになるんでしょうか。それと、会議録についても、ある程度入札なんかをして選定していかなければいけないと思うんですけれども、そういった点では少し考えどきなのかなというふうな感じもしているんですけれども、そういう点では、事務局としてはどういうふうに考えていますか。その点、お尋ねいたします。

○委員長（山下秋夫君）　担当主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君）　議会事務局主幹の小林でございます。

会議録研究所のいつからやっているかというお話なんですが、会議録研究所については、会議録検索システムのほうもお願いしておりまして、そちらは平成14年頃からシステムが入っておりますので、その辺りから会議録研究所のほうに業務は委託しているものだと考えております。

あと、こちらの契約のお話かと思うんですけれども、今の時点では随意契約という、システムの関係もありますので随意契約ということでやらせていただいているところでございますが、今年度、音響システムの予算要求のほうをさせていただくつもりで考えているんですけれども、そちらのほうで入札のほうをさせていただいた際に、ほかの業者のほうで音響システムを入れるということになった場合については、会議録についても、そういった業者も含めた形で検討していければなというふうに考えているところでございます。

入札につきましては、一応プロポーザルの方式を入れた形でやれればというふうに今、事務局のほうでは考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

そうしますと、それらを含めて考えていくということで理解してよろしいですか。それとも、いや、このままでいいんだというふうには聞こえなかったんで、検討していただくのかなというふうに感じたんですけれども、もう一度その点。

○委員長（山下秋夫君）　事務局長。

○議会事務局長（長堀康雄君）　事務局長の長堀でございます。

丸藤議員がおっしゃるとおり、この案件に限らず、ずっと同じ業者に随契でやっていくということがいいかどうかというのは、どこかの時点で考えなければならないと思います。

ただ、今行っておりますのが会議録だけではなくて、先ほど主幹からもご説明がありましたとおり、検索システムの関係であるとか、それから現在、ビデオ撮影しているものにつきましても、全部会議録研究所に委託料を払って機器の提供とかを受けていることもございますので、単なるお金だけで図れない細かいサービスもございますので、そういったことも含めて検討した結果、随意契約がいいのか、プロポーザルで競争でやったほうがいいのかというのも検討していくべきかなと思います。

ただ、いずれにしましても、その検討をしないで、単なる随意契約で会議録研究所というのは好ましいことではないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

その検討する際に、議会だよりの点でも、昨今ではほかの自治体では、会議録を作成する会社なんかも一緒に加わっての議会だよりの作成に携わっていますので、そういった点でも、これからは少しずつ考えていかなければいけないのかなというふうにも思いますので、その点も考慮していただければと思います。これは要望で。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　ないようですので、以上で議会事務局の質疑を終了させていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩　午前１０時５７分

再開　午前１１時１０分

○委員長（山下秋夫君）　再開をいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開いていきます。

これより総務課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○総務課長（赤井誠吾君）　総務課長の赤井でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課人権推進室長（柴﨑記代子君）　総務課人権推進室長の柴﨑と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課主幹（村山善博君）　総務課主幹の村山と申します。よろしくお願いします。

○総務課庶務職員担当主査（田邊和美君）　総務課庶務職員担当主査の田邊と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課広報担当主査（平向優子君）　総務課広報担当主査の平向と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　既に本会議において説明

済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

３点ほど質問させていただきます。

１点目が決算書の50ページの職員研修事業についてなんですけれども、こちらは予算の半分程度しか使っていないのはなぜかということです。

次が54ページの広報広聴事業なんですけれども、こちら前回も質問させていただいたんですけれども、その後いろんな方に聞きましたり、また、要望をいただいておりまして、やはり広報紙がおしゃれになったというような声を子育て世代から聞いております。ただ、いまだに多くの町民からいただいている、特に高齢者の皆さんなんですけれども、やはり見づらいというような話をたくさんいただいています。本年度の成果で分かりやすく情報提供するように努めましたというふうにありますけれども、広報みやしろに関しては、ちょっとここは当てはまらないのではないかなというふうに思います。やはり早急に何とかしてほしいという声をいただいていますので、これは以前にも質問しましたけれども、何かその後、見やすくするための工夫をしたのかというのと、多分高齢者の読者の方が一番多いと思いますので、高齢者の読者を想定してレイアウトやデザイン、色使いなどを考えているのかというのをお聞きいたします。

３点目なんですけれども、60ページの庁用自動車管理事業なんですけれども、庁用自動車のほうを電気自動車ＥＶ、もしくはプラグインハイブリッドカーのＰＨＥＶにできないのかということです。

○委員長（山下秋夫君）　それは企画財政。

○委員（浅倉孝郎君）　２点だけお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

まず１点目、決算書50ページの職員研修事業執行率が50％程度ということでご質問をいただきました件について回答させていただきます。

こちら研修事業の予算の積算に当たっては翌年度の研修の受講の状況というのは、なかなか予想しづらい状況にございます。毎年度予算の積算に当たっては、大体10月、11月になっておりまして、様々な研修の項目自体も年度末近くになって新年度の開催予定が来るということになっておりまして、多少多めに研修予算のほうは取っている状況にございます。

令和元年度の執行額、おおむね90万弱になるんですけれども、例年と同額ぐらいの執行状況にはなっておりますけれども、多少多めに積算している関係で、どうしても50％から60％の間ぐらいということになっているという状況にございます。

ただ、予算があるということもございますし、研修については積極的に参加するよう呼びかけはしている状況にございます。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　主幹。

○総務課主幹（村山善博君）　総務課の村山です。

広報紙の関係でご質問がありましたのでお答えします。

ご指摘のとおり肯定的な意見、否定的な意見、両方あるというのは十分承知しております。

肯定的なのにつきましては、浅倉議員おっしゃったとおり、やっぱりおしゃれになったとか、気軽に手に取りやすいというようなところがあります。

他方、否定的な意見というのも寄せられておりまして、一番はやっぱりレイアウトが変わりましたので、これまで慣れ親しんだ記事の位置が変わりますので、非常に探しづらいといったものだとか、フルカラーにしたことによりまして、ちょっと色が多色になりますので、多少色に気を取られてしまって文字が入ってこないだとか、読みづらいというようなことは、広報担当のほうに直接電話等で寄せられております。

それについて広報担当とすると、まずは紙面が非常に大きくなりましたので、文字のフォントサイズだとか行間というのは、今まで以上に工夫できるのかなと工夫はしております。

あとは、日々の改善としましては、今、埼玉新聞さんと一緒に広報紙を作っておりますけれども、広報紙の粗原稿ができた段階で、新聞社の方に来ていただきまして、その方に見ていただいて、プロの視点でもっとこういうレイアウトがいいとか、ここはそろえたほうがいいとか、ここは色味をこうしたほうがいいというところで、なるたけ多くの方に手に取っていただいて、かつ読んでいただけるというような広報紙を目指しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　職員研修事業についてなんですけれども、私、議員になる前まで東京で働いていたんですけれども、議員になってずっとこの宮代町にいることになって思ったんですけれども、やっぱり外の情報というのがすごい入りにくいというか、こちらから取りにいくこともなくなってしまったので、考え方が物すごく狭くなるんだなというのを自分自身でちょっと感じました。これだけの予算があるので、どんどん私は逆に使ってほしいというふうに考えています。

職員の皆さんが新しい情報や考え方、他市町村の先進的な事例などをどんどん学ぶことで、やっぱり行政にどんどん生かせるんですね。そうするとそれが町民にも返ってきますので、こちらどんどんやってほしいです。

特に積極的に外部からの情報や知識、考え方などと接触して、宮代町の今やっていることは必ずしも全国市町村のスタンダードではないので、どんどんやり方をアップデートしてほしいです。こちら要望になります。なので、どんどん職員の方に研修していただきたいということです。

広報紙なんですけれども、2019年の広報コンクールというのがありまして、その町村部を見ると、特選が愛媛県の内子町、入選が神奈川県葉山町、愛知県の東浦町、静岡県の吉田町ということで、これ全てタブロイド紙じゃないんですよね。前のような形になっていまして、そもそもタブロイド判というのは、これは見づらいんじゃないかというふうに感じています。

ただ、タブロイド判では、県及び政令指定都市で特選が青森県、入選が新潟市、静岡市などとなっていますので、タブロイド判でいくんであれば、こうしたコンクールで特選入選しているタブロイド判を参考にしていただきたいなということです。全体的に色使いも、やっぱり高齢者の皆さんを考えると３色、せいぜい４色程度でお願いしたいなと。

カテゴリー化されていないので、何がどこに書いてあるのか分からないという声も聞きますので、例えば右側とか上部にインデックスをつけて、何ページに何があるというのをお願いしてほしいなということです。

あと埼玉新聞の方が指導しているということなんですけれども、そもそも埼玉新聞が見やすいかというのもありますので、ちょっと大手出版社な

どからアドバイスをいただいてもいいのかなということで終わりにいたします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　今のは要望だけでよろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村でございます。

総務課関係ですけれども、まず歳入のほうで、総務課はもう雑入のところになると思うんで38ページからになると思うんですけれども、実費弁償金というのは、これは各課がまたがっちゃっているから、これは分からないな。空き地環境保全受託金というのは、これは総務課担当ですか。違う。

○委員長（山下秋夫君）　これは違いますよね。

○委員（西村茂久君）　違うところね。

そうすると、要は予算現額に対して収入済が少ないのが、これは雑入でいえば学校給食負担金と雑入か款項目のほうではそうなるんですけれども、歳入確保というところでは、こういう雑入の関係も結構しっかり取ってもらわないと駄目なんで、ちょっと分からないので、途中に補正予算を１億540万組んでいますから、何でこれを組んだのか承知していないので分かりませんけれども、そういうことだけ、歳入の関係で総務課はあまりないんで、一応それだけします。

歳出のほうで、まず広報広聴事業についてお尋ねしますけれども、決算で言いますとページ数は54ページですね、タブロイド判をすることによって印刷製本費が少し高くなっちゃったよということで、これまでもいろんなタブロイド判に関しては質問があったんですけれども、これ非常に私から言わせればあまり人気がないというか、保存するのに非常に不便なんですよね、あのタブロイド判というのは。以前の、この前のやつというのは、全部穴が開いていて、これはとじれて、とじて開いたんですが、今度のやつはできないと。要は住民サービスにどうつながっているかということでお聞きをするんですけれども、本当にタブロイド判に変更したことによって効果が上がったと理解されているのか、まず１点ですね。

取りあえずそれだけにします。

○委員長（山下秋夫君）　総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君）　総務課の村山です。

ご指摘ありましたタブロイド判の広報紙について、個人的には人気がないと思うというところと保存が非常に難しいというところで、町民サービスにどのように役立っているのかというふうなところで、効果はあったのかというようなところでございますけれども、先ほどお話ししたとおり、賛否があるのは重々承知しております。

否の部分につきましては、当然これから今年の１月ですから始まりましたので、今広報担当は私も含めて、どういうふうなレイアウト、色使い、文字使いにするのが一番いいのかというのは模索中です。皆さんからいろんな改善点を伺えれば、なるたけそれに沿ったもので、より広く多くの方に町の情報を届けたいというのが町の考えです。

他方、やはりいい面というのは、実際お電話等で話がありましたけれども、手に取りやすくなったというような意見が、やっぱりご指摘のとおり若い方から非常にあります。今まで町政、まちづくりに関して興味がないといったらちょっと御幣があるかもしれませんけれども、自分から取りにいかなかった方が自ら取りにいっているという方が一人でも二人でも三人でもいるというのが、非常に効果があると思っております。

なので、新しい人の読者を獲得するプラスこれまでずっと慣れ親しんだ高齢者を含めた多くの読者にも理解をしていただく見やすくするような納

得感をいただくような施策というのは、これからどんどん打っていく必要があるのかなとは思ってはおります。本当に現在、皆様からこれをこうしたほうがいいんだよというのは、非常にありがたいご意見ですので、もう日々、毎回、毎号毎号、頭をひねらせて作っておりますので、ご意見ご要望とか、もっとこうしたほうがいいんじゃないかというのはいただけると非常にありがたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

効果があったということですから、それはそれで理解をしますけれども、それはあくまで形式じゃなくて中身の問題でよかったということじゃないのかな。私はタブロイド判にすることによって従前とは違う内容が掲載できるというものではないと思うので、その辺についてはどうでしょうかね。あくまでこれは、内容がよかったからおっしゃったようなサービス向上につながった、効果があったということになるんじゃないですか。

○委員長（山下秋夫君）　担当主幹。

○総務課主幹（村山善博君）　総務課の村山です。

再質問、よかったという効果、評価については中身、内容ではないかというようなところでございますけれども、当然内容について評価をいただけるのはありがたいことですけれども、私が先ほどちょっとお伝えしたかったのが、例えば表紙に大きな今まで以上の、新聞サイズの半分の大きなところに写真がぼんと来る、広報みやしろというロゴにつきましても、若い方にとっても親しみやすいような形式にしているというようなところで、若い方がまずはまちづくり、町がどういうことをやっているのか、町はどういうことを進めているのかというのを分かっていただくという面で、手に取っていただくというのは第一歩でございますので、そういった意味で効果があったのではないかというような考えでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

最後になりますからあれですけれども、今、若い人若い人とおっしゃるんだけれども、広報みやしろを読んでいるのは、年寄りのほうが、年寄りと言ったら変だな、高齢者層のほうが多いんじゃないんですか。私はそう思いますよ。そうすると、高齢者の方々が非常に読みやすくなった、そしてまた保存しやすくなった、そういうことがあって初めてよかったということになる。若い人たちはネットでも調べられるんだから、この形式がどうであろうとあまり関係ないだろうと思います。

タブロイド判になったことで、本当に若者がこの広報みやしろを読むようになったんですか、見るようになったんですか、最後にお尋ねします。で、高齢者層についてのお考えをお聞きします。

○委員長（山下秋夫君）　総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君）　総務課の村山です。

質問の件で、まず若い人が本当に見るようになったのかというようなご質問ですけれども、そこにつきましては、正直統計もアンケートも取っておりませんので、現時点では分からないというのが正直な答えでございます。ただし、町役場に寄せられる一部のご意見については、肯定的な意見を話す方が若い方が多かったというような結果でございます。

ちょっと誤解があるのかもしれませんけれども、決して宮代町に住む高齢者の方々に対して読みづらくしようとか、何か若者だけにスポットを当てようというようなことは決して思っておりません。先ほどお話ししたとおり、これまで町政になかな

か自分から参加をしなかった、自分から情報を取りにいかなかった方というのは、当然町のホームページも見ません。でも、広報というのは、町のほうからプッシュ型でご自宅に送れますので、来たものをそのまま資源ごみに捨てるのか、来たものを何だろうと思って開くのかというのは、大きな違いがあるのかなと思っております。

そういった意味で、当然高齢者の方も大事ですし、若者も大事だと、若者にはもしかしたら一定の効果があるのかもしれないというような認識でいますので、今後は否定的な意見を考える方のお話をたくさん聞いて、もっとじゃこういうふうな色使い、レイアウトにすればいいのではないかというようなことをご提案いただければ当然直していきたいですし、お声を聞いていきたいというふうに考えております。

また、タブロイド判、これまでのＡ４の広報紙とは全く違いまして、例えば写真を使ったダイナミックな表現というのもできるのかなとは考えております。そういったこれまでの広報紙にはなかった何か町が生き生きと町民の方にまちづくりを伝えられるというようなツールとして使っていきたいと思いますので、引き続き、特にこうしたほうがいいんではないかというようなアドバイスにつきましては、ぜひお聞かせいただければ大変ありがたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　質疑なんですけれども、今の町の広報なんですけれども、８月の「避難の心得」、すごくよくできているなと私は思ったんです。マイタイムラインをきちんと出して、防災の時期に、今はレイアウトだとか色使いだか、そういうもののご要望がありましたけれども、私は内容がちょっと充実してきているなという印象をすごく感じています。私が読んでいて、女性が作っているなっていうそういう意識が、すごい女性目線というか女性の視点で動かしているんじゃないかなという、そんなふうな読みやすいというか、啓発、こうしていきましょうよというのをさり気なくやっているという、そういうので、すごく私は結構感動して毎回見ています。

私は若くはないですけれども、特にこの二、三か月を見ていて、何かこうしてほしいと町からの思いが伝わってきているなと、ちょっとここのところ感じているところです。やっぱり女性が入っているんじゃないかなというそんなふうな雰囲気が紙面、子育て世代を意識しているなという紙面をちょっと感じました。

ちょっと質疑としては広報広聴のところの、順番がちょっと違いますけれども、56ページの秘書事務事業の26番の寄附金ですよね、この寄附金10万円なんですが、これは町として出しているんですけれども、これは宮代議会としても聞いておきたいという思いで聞いているんですが、これを出すというのはどういう経過で、どこでどういうふうに決めて、近隣とかそういうようなもの、横並びとかいろんなことがあるかと思うんで、それについてお伺いしたいです。

それから、選挙費の88ページの町会議員選挙なんですけれども、どこかでこれは出たかもしれないですけれども、この年は選挙が３回あって、この町の議員のは町の持ち出しということで、やっぱり民主主義というのはお金がかかるというのはよく分かって、誰が一応町議会議員に立候補してもいいんだと思うんですよ。それで、やはり本当に出るんですかという問合せがあるというのは、やっぱりあまりよくないんじゃないかなというふうに思います。看板の本当に予算をきっちり執行

したいという気持ちで流用したくないという思いは本当によく分かるんですけれども、それで今回公職選挙法が変わって町長選だとか町議会選でもお金が国のほうから出てくれば、そういう心配はなくなるのかどうかという、その辺も一緒に聞きたいと思います。

それから、あと特定事業主行動計画とかが今年度で多分計画を終了したり、また、女性活躍推進におけるということで、今一生懸命やられていると思いますが、それについての一つ一つの成果について確認しておきたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　答弁お願いします。

総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君）　総務課の村山です。

１番目のご質問、決算書55、56ページの秘書事務事業26番寄附金、令和元年台風15号見舞金ということでございますけれども、こちら千葉県の町村会に対しまして寄附を行ったものでございますけれども、取りまとめにつきましては、埼玉県の町村会のほうで皆さんからもし10万円の寄附をしたいと思うがというところで話がありまして、乗ったところでございます。

こちらにつく町村会、町村につきましては横並びでやっているような事業でございます。埼玉県町村会を通じて、千葉県町村会へ見舞金を送ったものでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

２点目の質問、選挙に関する事項ですけれども、２月の町議選の際に、立候補を予定されている方に対しまして職員のほうから立候補の動向の確認ということで電話をさせていただいた件につきましては、たしか３月の予算の委員会のときにもご指摘いただきまして、その点につきましては、大変ご迷惑をおかけして申し訳ございませんでしたということで、今後というんですか、そういったことはしないということで考えておりますので、ご理解くださいますようお願いします。

この選挙の費用に当たって公職選挙法が改正されまして、今回の一般質問のほうでも選挙公営の拡大ということで、今後12月の法施行後に執行される選挙については適用が可能ということで、条例の整備に向けて現在準備はしているところですけれども、予算の執行に当たりましては、なるべく経費はかけないようにということで考えてはいるんですけれども、この公営制度が入ることによって、見込みが非常にまた難しくなるなと考えてはおります。

ただ、立候補される方というのが、世の中全体からすると町長選であり町議選というのは無投票で終わってしまう自治体というのは増えている中で、そういう状況には宮代町は現在ないということで、町の議員の選挙については14人の定数のところを大幅に上回る候補者が出ているということで、大変いい状況と判断してもいいのかなと思ってはおります。

条例整備後ですけれども、この予算、来年度町長選挙が予定されておりますので、その積算に当たって、どういう積算がいいのかというのは、今検討中ではございますけれども、立候補される方の数を見込んで、適正な予算というのを組んでいきたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　総務課人権推進室長。

○総務課人権推進室長（柴﨑記代子君）　人権推進室長の柴﨑です。

３点目のご質問で、特定事業主行動計画についての成果の確認ということでございますが、こちらは女性活躍推進法、いわゆる女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づきまして、宮代町の組織として、事業所として事業主特定行動計画というものを定めているものでございます。

ご指摘がございましたように、今年５年目ということで改定ということになっておりまして、現在改定するに当たりまして進めているところでございます。

その成果につきましては、幾つかの項目に女性が活躍できる事業所であるということを公表するということで、女性登用ですとかの見える化というものを厚生労働省のほうのホームページだったと思いますが、全国の組織で見える化をしているところでございます。

宮代町におきましても、ホームページのほうで公表させていただいておりまして、女性の職員の採用割合ですとか、採用試験の受験者の女性割合、例えば女性の職員割合、あと男女別ですが育児休業の取得率、あと男性の配偶者出産休暇の取得率、超過勤務の状況、年次休暇の取得率、あとは各役職の段階における職員に対する女性の割合というものを公表させていただいております。

毎年、年によって変わることは多くあるんですけれども、全体的に過去５年を見まして公表させていただいているデータを見ますと、職員の女性割合というものは増えているかなと思っております。今年度おきまして４月１日現在ですが、職員の女性割合は46.5％ということで、約半数が女性の職員となっているような状況で、女性が多く働いている職場であると言えるかと思います。

また、女性職員の採用割合としましても例年60％を超えているということでございますので、多くの女性の職員が採用されているという状況でございます。

各役職における女性職員の占める割合でございますが、宮代町は大変管理職の割合というのは低いという段階ではありますけれども、主査級以上の職員が年々少ないですが増えているというような状況にパーセントとしてはなってきております。まだまだ「202030」の段階には行かないかと思ってはおりますけれども、少しずつ女性の活躍のできる職場であるということが成果として上がっているのではないかと思います。

ただ、マイナス要因といたしましては、男性の育児休業の取得率ですとか、あと男性の配偶者の出産休暇ですとかというのはなかなか取得はまだできていない状況で、特に育児休業取得率については男性のほうはゼロというパーセントになっておりますので、この辺が今後徐々に改善されるような職場環境になれればと思っております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　３点質問いたします。

自主財源比率が、この30数年間下がり続けているような気がするんですけれども。

〔発言する人あり〕

○委員（金子正志君）　歳入で企画財政、分かりました。はい。

道佛地区が完成いたしましたけれども、道佛地区の完成した、何世帯で、税金はどれくらい、固定資産税、都市計画税。

○委員長（山下秋夫君）　ページ数をおっしゃってください。

○委員（金子正志君）　11ページです。

○委員長（山下秋夫君）　11ページですか。

○委員（金子正志君）　11ページの固定資産税です。

○委員長（山下秋夫君）　総務じゃなく、税務課で

すよね。

○委員（金子正志君）　これも駄目。

○委員長（山下秋夫君）　税務課です、それは。

○委員（金子正志君）　失礼しました。

それでは、宮代の広報ですけれども、杉戸の埼玉県信用金庫に宮代の広報がラックに置いてあるんですけれども、杉戸町の町民の方にも宮代のこと知ってもらうのに大変よろしいかと思うんです。ほかにも杉戸町内のどこかに置いてあるんでしょうか。

それと、もう１点、商工総務課ですけれども、産業観光課と課を一緒にして課を減らす考えはないでしょうか。似たような業務の場合は、一緒にしてもよろしいんではないかなと思うんですけれども。お願いいたします。総務課です。

○委員長（山下秋夫君）　分からないんですけれども、総務課と観光課……。

○委員（金子正志君）　商工と産業観光です。課の統廃合を考えるのは総務課の仕事だと思いますので、質問いたします。

○委員長（山下秋夫君）　お答え願います。

主幹。

○総務課主幹（村山善博君）　総務課の村山です。

１点目のご質問、広報の杉戸町町内での配置状況ということでございますけれども、埼信以外に杉戸郵便局さんのほうに置かせていただいております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

ご質問いただきました課の設置の関係かと思います。現在、商工ですとか観光につきましては産業観光課ということで、観光部門と商工部門と農業部門と同じ課でやっております。産業観光課ですね。

全体で見ますと、13の課、室、局ということで、議会事務局から始まりまして総務課、企画財政課、住民課、税務課、町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、産業観光課、まちづくり建設課、あと会計室と教育推進課ですね、その13の課、室、局という体制で現在行っております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　分かりました。

それから、一般の町民の方から質問されるんですけれども、役所は何であんなに座っている人が多いんですかと聞かれるんですけれども、何と答えればよろしいんでしょうか。

○委員長（山下秋夫君）　副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

座っている職員が多いというのが、どういう時間帯とか状況かというのもありますけれども、当然通常の事務というのは、デスクワークが主になってきます。ただ部署によっては、外での現場の確認ですとか、あと町民との折衝ですとか、そういったところで出ていく職員も多いです。デスクワークが主ということでありますので、そこのところは何と説明していいかというのもこちらもちょっと難しいですけれども、基本的にはパソコンを使って作業するというのが多い状況にございます。あとは職員同士の打合せというのもありますし、ちょっと明確ではないかもしれないですけれども、そのような点で机に向かって座ってしている職員が多いということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　質問が行ったり来たりです

みません。広報の話になります。

埼信と郵便局というと金融機関ですけれども、ほかに金融機関がりそなと三井信託と農協と３つありますけれども、その３つの金融機関にも置かせてもらうということは可能なんでしょうか。

○委員長（山下秋夫君）　総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君）　総務課の村山です。

今おっしゃられました他の金融機関、ほかにも当然杉田町町内いろんな施設がありますので、お願いをしてご承諾をいただければ置こうかなと思いますけれども、今の段階ではまだお願いもしていないような状況でございますので、お願いをしてみて、向こうの方がいいですよということであれば対応できるかなとは考えております。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村でございます。

１点質問させていただきます。

決算書の64ページの女性相談業務についてです。説明書の66ページにもありますけれども、女性相談員というのは、どういう方なのでしょうか。

それと、相談件数21件ということですけれども、その悩みなどが解決に向かっているのか。また、何かそこからつなげられているのかということを伺いたいと思います。

○委員長（山下秋夫君）　総務課人権推進室長。

○総務課人権推進室長（柴﨑記代子君）　人権推進室の柴﨑です。

ご質問にございました女性相談の件でございます。

まず、女性相談は月１回、第三月曜日に開催しております。相談員につきましては、女性相談ネット埼玉に所属の相談員をお願いしております。こちらの女性相談ネット埼玉さんは、県内でも多数の市町村の相談を請け負っている一般社団法人でございます。宮代町ももう既に七、八年前ぐらいからベテランの相談員をお願いしております。

相談件数なんですけれども22件ということで、昨年度につきましては、その前年に比べて増えている状況でございます。多くの悩みが、女性の生き方ですとか、自身の性格というんですか、そういったものについて悩まれている方が多くいらっしゃるのが今の相談内容の主なものでございます。

その方に対して解決策といいますか、悩みが改善したかというところまでは、やはり相談員ですので、その方ご自身の考え方ですとか、そういったところだとは思うんですけれども、相談員といたしましては、いろいろな経験の中から、その相談者に寄り添って、その方が今一番どこに本質があるのかとか、その方の考えの中の棚卸しというんでしょうか、そういったところを主に整理をしていくということでございます。これは22件ということで人数的には延べ人数にはなるんですけれども、やはり１回１時間という相談時間でございますので、なかなかその相談の中では終わらない件数もございまして、継続で相談をされて、少しずつ気持ちを打ち解けて、前向きに過ごしていこうという方が多くいらっしゃるのかなと思ってはおります。

この中で、ＤＶの件数ですとか、そういったところにつきましては、やはり緊急性、危険性、そういったものを判断いたしまして、早急に私どもの人権推進室の職員につなげて対応というのはしておりますので、ちょっと別には対応はさせていただきます。

やはりそれぞれの内容におきまして、私たち人権推進室も相談員全てに任せるわけではなく、相談員と常に情報共有しながら女性相談の業務に努めております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　塚村委員、よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

２点お願いします。

男女共同参画に関してなんですけれども、育児休暇取得が職員の中で、今ほかの議員の答弁の中でゼロということをお聞きしたんですが、それは担当課としてどのように、なぜ出てこないのかということをどう考えるかお聞きしたいです。

民間では、民間でもなかなか進まないところはございますが、まず人事部が率先して取る、１か月、１年取るということをしているようです。やはり取っていく、誰かがその一番目になる方が多分いないと思うんですが、それのこれからの対策と、どう考えるかということです。

それと、ページ50ページの職員研修の中で、昨年はＬＧＢＴのことをやってくださって、職員も町民に対しても非常によかったなと思うんですけれども、こういうものを例えば育児取得とかそういう社会の流れとか、そういうものを職員が学ぶ機会、取れないんじゃなくて取っていいんだ、取ったほうがいいんだ、取っていくのが今の生活なんだということを分かるような職員研修というのはいっぱいやっていると思うので、そういうところを町として取り組むのはどうかということが男女共同参画の関連で質問いたします。

あとは、広報紙なんですが、先ほど・野委員もおっしゃっていましたけれども、女性の視点がすごく入っていると思って、内容的に私もすごくいいなと思うんですが、ページ数が多い。あと読んでいてやっぱり両方だと思うんです。町は若い人にも読んでほしいというターゲットをある程度年齢下げていると思います。ところが駅に置いてくださってありがたいんですが、ちょっとたつと湿気とかでふにゃふにゃの古新聞の何か乾いたみたくなっちゃって、みすぼらしく、言葉が変ですけれども、何かせっかく頑張って作った広報紙がこんな状態というのがあるので、何かあれを見ると、このままでいいのかなというのがあります。

それで、年度途中で変えられたんですが、それは何だったのか、４月、年度初めに、さあ新しいタブロイドでという町民も理解が得られることもあると思うんですが、何で途中だったのか、ちょっと今さらなんですが理由を聞かせていただきたいのと、女性の活躍推進で、例えばまちづくり建設課とかでもやっぱり女性が入ったことで、ご相談とかいろいろな対応が非常に早くなっていると感じています。ほかの課でも多分女性が入ったことで進んでいることが多いと思うんですが、今後、ほかの課、学校教育とかも女性職員がいますけれども、今後、町としては女性の活躍、さらにどうしていくのか、ちょっと大ざっぱではございますが質問といたします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　人権推進室長。

○総務課人権推進室長（柴﨑記代子君）　人権推進室、柴﨑です。

男女共同参画の視点での育児休業についてのご質問にお答えさせていただきます。

こちら育児休暇につきましては、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、宮代町は前年度、男性の取得率ゼロ％というような現状です。それに比べるというわけではないんですが、女性の取得率は100％、皆さん取っていらっしゃるというような現実です。

男性の育児休業というのは社会的にももう少し取りましょうというような流れにはなってきてい

るかと思っておりますけれども、宮代町において決して今までなかったわけではございませんで、過去に女性みたいにという言葉は語弊がございますが、１年、２年の単位で取るということではなくて、例えば１週間、２週間、３週間、そういった単位で取られる方もいらっしゃいました。

ただ現実、職員の年齢構成にもよるかと思うんですが、最近若手の職員がとても増えてきておりますが、まだ数年前ですと対象となる職員が少なかったというのも現状ではございますので、今後様々社会的にも変化がありますし、２番目の質問に関連してしまいますけれども、育児ですとか、男性が休暇を取るというような男女共同参画の視点の研修等も検討してまいりまして、さらに意識を高めて男女共同参画というようなことを進めていければと思っております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君）　総務課の村山です。

２点目の広報紙の関係で、２点ということですね。

まず１点目が、駅等に置いてあると、長期間置いてあると湿気でよれよれになってしまってみっともないというところでございますので、こちらちょっと担当に持ち帰りまして、何かいい改善策があるかどうか考えてみます。ありがとうございます。

２点目、１月からというところで、その時期の理由というか、何でなのかしらというところでございますけれども、広報紙の印刷につきましては、例年、前年度中に印刷業者を年度末に入札等で決定します。予算が成立する前でございますので、当然４月早々からというのはちょっと難しいというところでございまして、年度の途中で切れのいい１月というところを目途にタブロイドにしようという目標を立てて予算を組んで、どういった準備をするかということで粛々と準備を進めたというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　広報紙の１月というところは分かりました。

それで、その広報紙なんですが、やっぱり年齢によって育児をする子育て支援の年齢の方、高齢者の年齢の方で、先ほど議員からも出ていましたけれども、ぱっとここは子育ての見たいだったら、ここ、例えばピンクとか、ぱっと見えるのがあったらすごくいいなというのは、よく見ていて思うところです。ぱっと分かりやすいというのは、ほかの広報紙でもよくあるところなんですが、いろんな色使いをもうちょっと見やすい、例えて言うと駅に行くと地下鉄にはこの色、この電車にはこの色みたいなのがありますけれども、何かそういうふうな誘導みたいな上手なもうちょっと工夫をしていただけたら読みづらいという方も少し読みやすくなるのかなというのは、それは私の考えですけれども、何かそんな工夫もしてほしいと思います。

ほかのことは分かりましたので、男女共同参画のほうの研修もぜひとも入れていただいて、取りづらくないような、若手の方もたくさん入っていらっしゃいましたので、町の職員の方が率先して取っていただくということになっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　これは要望でよろしいんですね。

ここで休憩いたしたいと思います。

休憩　午後１２時００分

再開　午後　１時００分

○委員長（山下秋夫君）　それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

職員の自己紹介をお願いいたします。

○総務課文書法規担当主査（松井美絵君）　総務課文書法規担当の松井と申します。よろしくお願いします。

○委員長（山下秋夫君）　それでは、午前中に引き続き総務の審議を行いたいと思います。

何か質問ありますか、どなたか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。何点かご質問させていただきます。

まず、47、48ページの真ん中の一般管理人件費なんですが、上程説明のときに44名分ということでしたが、これは特に町民生活課は生活安全担当、地域振興担当、あと環境推進担当というのがありますが、これは町民生活課は全員じゃないんですよね。そこをまず１つ確認したいと思います。

それから、職員の給与及び手当の関係で、人事院勧告に基づく給与条例の改定による給与、手当は分かるんですけれども、特に管理職特別勤務手当と超過勤務手当が増加したということで、その理由は台風19号だということだったんですが、どういうふうな内容になっているのか、大部分が台風19号によるものなのかどうなのか、その点お尋ねをしたいと思います。

それから、給料及び職員手当の額なんですけれども、前年度比で1,111万円の増額となっています。これについては、超過勤務手当の増加に対応するために予備費からということなんですけれども、その点についてもご説明をお願いしたいと思います。

それから、決算書の次のページ、49、50ページの上の３分の１ぐらいのところですか、市町村総合事務組合負担金というのがございますが、内容については、定年退職とか勧奨退職者の増加に伴うものだという説明だったんですけれども、特に勧奨退職者、宮代町の場合は勧めているんでしょうか。企業関係では、よく肩たたきみたいなものは聞くんですけれども、これがあるということは宮代町でも、傾向は分かりませんが、そういうことが行われているのかどうか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それからオフィスサポーターの件、53、54ページなんですけれども、その前に、男女共同参画社会推進事業が組まれております。これについても成果書にも書かれておりますけれども、どういった成果があったのか、その点についてご報告をお願いしたいと思います。成果書では34ページに書かれておりますけれども、その辺も加味してお願いしたいと思います。

それから同じく53、54ページの顧問弁護士の委託料費なんですけれども、これも弁護士さんについては節目節目で替えているのか、それともずってこの顧問弁護士さんは替わっていないのかどうか、替わっていないとすればどういう理由なのか、その点もご説明お願いしたいと思います。

それから、同じく53.54ページのオフィスサポーター雇用事業なんですけれども、このことで忘れないうちに、まず宮代町の正職員、令和元年度の職員数、それから新採用、退職者は何人いたか、それの合計がどうなっているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

それで臨時職員は、賃金については前年度比減っております。それは任期付職員だとか再任用だとかいろいろあると思うんですけれども、その辺

の理由について、まずお尋ねをしたいと思います。当初の見込みより少なかった理由をお願いしたいと思います。

それから、53、54ページの広聴広報費、もう前段の議員さんから言われておりますので、私も議会だよりを作っておりますので、私自身の感想は、やはり今までのＡ４よりも大きくなりましたから、それでカラー化しましたから非常に見やすいですよ。見やすいんだけれども、逆に、先ほど前段の議員から言われたように保存しづらい、それからぺたっとなって、なかなかこれを立てて、きちっとしておけないとか、そういう話もあったんですけれども、この物理的な問題はあるんですけれども、私はやはりここで見やすいとか、いやそうは思わないとかというと、それぞれの立場からあれだと思うんですけれども、やはり一度アンケートを取ったらどうかなと。これは提案なんですけれども、アンケートも読んでいない人ではなくて、私は毎回読んでいるとか、毎月読んでいるとか、時々読むとか、そういう項目も入れて、それで年代も、10代、20代、30代、どういう方から来ているか、そういうのを一度アンケートを取って、やはり町民のために、町民が読みやすい広報紙にしたい。議会だよりもそうですけれども、だとすれば、議会だよりの場合はあまり、それこそ予算がないのでアンケートは取れないんですけれども、広報紙は、ある程度読まれているという前提で、どうなんでしょうか。その点、アンケートを取ってみたらという。私も聞きます。非常に読みづらいとか、それから一般の買い物をするときの２枚、３枚ぐらいだったらタブロイドもいいけれども、こんなにページ数があるのに何回も何回も大きなのをしなければいけない、そういった点で読みづらいという方もいます。私は、さっき言ったようにカラー化されて字も大きくなって、字の間隔もあるし、読む方によっては読みやすくなっているのかなというふうには思いますけれども、それだけではないとすれば、そういう方法もどうでしょうかということで、一度アンケートを取ってみたらということで、最後ですので、その点お尋ねしたいと思います。

それからもう１点は、たしかタブロイドにするときには、予算がこれまでも安価にできるということもちょっと耳に記憶があったんですけれども、むしろやはりカラー化したりして、予算が増えているんですよね。その点では、初めから予算が増えるということを前提にやったんでしょうか。その点も１点気になるところですので、お願いしたいと思います。

それから、先ほども男女共同参画の件でお尋ねしたんですけれども、決算書の61、62ページのほうでもあるんですけれども、意識啓発パネル展の開催だとか、男女相談業務委託経費などいろいろあるんですけれども、増額理由に、子育て世代が参加しやすいよう一時保育もやったということで、これは大変結構なことだと思うんですけれども、これが主な理由なんでしょうか。委託料が増えた理由についてもお尋ねしたいと思います。

それから、決算書の73、74ページの公平委員会運営事業なんですけれども、これは例年いつも委員さん３名分載っているんですけれども、これに諮る事案がなかった、案件がないということなんですけれども、ここ数年間で、公平委員会運営事業の中でそういった何か問題はあったのかどうか、その点もお尋ねしたいと思います。決算では令和元年度ではないということなんですけれども、そういう事例があったのかどうか、この数年間のスパンでお願いしたいと思います。

それから、先ほど87、88ページの町議選の関係では、先ほど副課長のほうからも掲示板のスペー

ス、逆に出るんですか出ないんですか、それは３月議会で聞いておりますのであれなんですけれども、今回の町議選で随分待たされたということがありましたよね。私は、みんな出るときには、いっときでも早く出たいわけですよね。ところが、受付でいろいろあったのかもしれませんが、私は逆に何が原因で遅れたのか、仮に遅れたとしてもその方も含めて、遅れるとその方からずっと後は遅れちゃうわけですよ。全然問題なければ、その前の人は受付して、早くからすぐ出られると、そういう問題があったときには、その方も受付をして、この点について問題だからちょっと残っていただいてという、そういうことをしないと、全部立候補者がその人以降遅れちゃうわけですよね。そういう工夫も必要なのかなと、みんなが何で遅れているんだ、何で遅れているんだというような、そんなことも言っておりましたので、そういった工夫も必要なのかなというふうに思ったんですけれども、そういうふうにできなかったんでしょうけれども、その点どういう理由だったのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

何点か質問をいただいている中で、私のほうでお答えできる部分についてお答えさせていただくんですけれども、まず、人件費ということで町民生活課のほうの職員の割り振りというんですか、どの担当が該当するかということでございますけれども、町民生活課のうち除いている職員は、町民生活課長と環境推進担当の職員でございます。その職員を除いた方が一般管理費のほうで計上させていただいていることになります。

続きまして、管理職特別勤務手当と超過勤務が増えた理由でございますけれども、まず管理職特別勤務手当につきましては、昨年度、二度台風が来まして、その関係で大体34万円ぐらいの管理職特別勤務手当を支給しております。また、選挙の執行に当たって支出している部分もございまして、９万円ほど支出しております。

あと超過勤務手当の関係ですけれども、この台風の関係で、別の質問でいただいている超過勤務手当の予備費の関係もご一緒にという形になるかと思うんですけれども、予備費充用ということで289万1,000円充てていますけれども、こちらにつきましては台風の関係でということで不足が生じたので予備費を充てまして支出のほうをしたところでございます。

続きまして、勧奨退職の制度ですけれども、現在いつから始めたかというのは、ちょっと覚えてはいないんですけれども、毎年こちらにつきましては、民間でいう肩たたきというわけではないんですけれども、職員の判断で早期に退職したいという方がいるかどうかということで確認をとりまして、本人の希望に基づいて早期退職するという場合には、そういったものを受け付けるということで毎年度やっております。あくまでも総務課では、町のほうから辞めるように勧めるとか、そういう意味ではなくて、あくまで職員の判断でというところで行っている制度でございます。

続きまして、職員の数です。職員数でございますが、平成31年４月１日現在というのが212名でございました。年度途中で増減が多少ございまして、職員で退職した方は、年度末の定年退職も含めますと15人退職です。退職に伴いまして、任期付の職員を３名採用しております。年度途中で３名、退職とあとは職員の育児休業の取得等に伴って３名の任期付職員を採用いたしまして、あとは新採用職員ということで13人です。あとは新たな

再任用ということで３人増えております。それと県からの派遣ということで１名受入れしまして、令和２年４月１日現在で217人ということになっております。

続きまして、オフィスサポーターの賃金の関係ですけれども、こちらは不用額が結構出てはいるんですけれども、これは年度途中の育児休業ですとか職員の休職等に対応するため、または通常の事務、お手伝いいただくために予算措置をしておるんですけれども、各課の見込みよりも非常にそこまで人数を雇う必要がなかったということで、多めの不用額がちょっと出ているというような状況にあります。

続きまして、決算書73ページ、74ページの公平委員会の関係ですけれども、議員ご指摘のとおり令和元年度につきましては、公平委員会に諮るような案件はございませんでした。ここ数年ということで申し上げますと、毎年ない状況にはあったんですけれども、正式に年度はちょっと私のほうで今覚えてはいないんですけれども、大変あってはならないことで、職員のほうで何年か前に逮捕されるという案件がございましたときに委員会のほうを開催しております。それ以外は、案件はございません。

最後に決算書87ページ、88ページの町議選の関係ですけれども、立候補の受付の際、確かに時間がかかってしまって、後半の受付の方につきましてはお待たせしてしまって、選挙運動になかなか入れないという状況になってしまったというのは実際のところですので、大変ご迷惑をおかけして申し訳なかったと思っております。

ただ立候補の受付に当たって、ちょっとどの書類について不備があったかまでは把握はしていないんですけれども、届出いただく書類に不備があった関係で、そこで訂正を求めたりしていた関係で時間を要したと。その届出書類にもよるんですけれども、その書類が整っていないと立候補の受付すらできないといった場合もございます。そういった場合には、それより後の方を一つずつ番号を繰り上げていかなくちゃいけない、そういった事態にもなりますので、一概にその方を別の場所でやって、次の方を優先にやるということはできない場合もあるんですけれども、ただ書類によってという部分がありますので、事前の説明会からそうなんですけれども、前もってこちらでの説明が足りなかった部分というのもあったかと思いますので、その説明、あとは書類の事前審査、そういったときをうまく利用して、次回、町長選挙がありますけれども、町長選挙と町議選、町の選挙につきましては同じようなことが起きないように工夫をしてまいりたいと思いますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　人権推進室長。

○総務課人権推進室長（柴﨑記代子君）　人権推進室の柴﨑です。

ご質問のございました男女共同参画社会推進事業、どのような成果があったのかというご質問でございますが、こちらにつきましては成果書にも記載させていただいておりますが、男女共同参画社会推進事業といたしましては、男女がお互いの人権を尊重し、個性と能力を十分発揮できる社会の実現のため様々な事業を実施しております。昨年度につきましては、昨年度、男女共同参画基本法成立20年という年でもございましたので、前年に比べて少し職員研修ですとか住民に対する周知の研修、そういったものを多く含ませていただいております。

男女共同参画セミナーにつきましては、今、社会的にも様々な課題となっておりますＬＧＢＴに

ついて多く取り上げまして、住民に対しても、また職員に対しても理解を深めることが大切であるということで、職員につきましては全職員対象に実施をさせていただいたところです。また、ドメスティックバイオレンス、これも今ＤＶと虐待ということが大変社会的な問題になっておりますが、こちらにつきましても職員の理解も含めて、それで円滑な対策、対応、また支援ができると考えまして、職員に対する研修会も実施をさせていただきました。

これらのことから、様々な職員に対しても、また住民に対しても男女共同参画社会ということにつきまして、周知、啓発ができたものと考えております。

続きまして、男女共同参画社会推進事業の予算の増額理由ということで、予備費のほうから９万9,000円を充当させていただいておりますが、こちらにつきましては、一時保育業務の委託料にございます。こちらにつきましては、最近一時保育の需要が高まっておりまして、昨年度、様々な事業において一時保育をご利用いただいたため、委託料が不足したため予備費充当をさせていただいたものでございます。その他につきましては、予算の範囲内で全て事業を行っておるところでございます。

続きまして、弁護士委託事業でございます。弁護士を変更しているのか、変更していないとすれば、その理由ということでのご質問でございますが、弁護士につきましては、ここ数年といいますか、数十年を超えるかと思うんですけれども、弁護士のほうを大塚弁護士のほうに顧問弁護士委託料と無料法律相談、あと職員に対する研修会、この３つを委託させていただいております。例年、この内容の中でずっと継続してお願いしているところでございます。

変更しない理由といたしましては、変更しないということではなく、長年携わっていただいておりますので町政及び町のことをよく存じている弁護士ということでお願いしてございます。町のほうからも弁護士のほうにいろいろご相談させていただいている案件も多くありますので、そういった意味からも弁護士を継続してお願いしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　総務課主幹。

○総務課主幹（村山善博君）　総務課の村山です。

広報に関して２点ご質問をいただいておりますので、順番にお答えします。

１点目が、広報の見やすさとか改善点とかアンケートを取ってはどうかというふうな提案をいただいております。取る、取らないも含めまして、はたまた取るのであればどういった方法で、いつ、どのようにするのかというところも含めまして、持ち帰りまして担当と相談をさせていただきたいと考えております。

２点目、タブロイド判に変更するに当たり予算が増えると見込んでいたかというふうなご質問でございますが、令和元年度の当初予算においても支出については増えると見込んでおりまして、予算ベースで198万3,000円の増という予算を組ませていただいております。実績につきましては、旧来のＡ４判の広報紙ですと、ページ数によりまして前後はありますけれども、おおむね30万円前後の費用が一月にかかってございました。タブレット版に変わりまして、昨年度につきましては表紙及び特集につきましては、埼玉新聞社のほうにデザイン等を委託してございましたので、70万円程度の支出を一月にしてございました。今年度からは職員のほうで表紙並びに特集についても全て編集をしてございますので、今現時点での一月の支

出につきましては、おおむね50万円前後というところで、従来のＡ４ベース30万円前後というものが、タブロイド判にしたことによりまして50万円前後になったというふうなことでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

先ほどＯＳの賃金の関係で不用額ということで、１点ちょっと説明が不足していた部分がございましたので、お伝えさせていただきます。

令和元年度につきましては、平成30年度と比較して下がってはいるんですけれども、そのうち予算の所管替えをした部分がございまして、子育て支援課の子育て支援員と保育士２名分の予算を移管している関係で、その影響で750万円ほど総務のほうから子育て支援課のほうに予算を移しております。実質的には250万円ぐらいの不用額というんですか、そこにつきましては、先ほど申し上げた理由ということになります。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。答弁ありがとうございました。

それでは、何点か再質問させていただきます。

まず、47、48ページの一般管理人件費の関係でございますが、なるほど町民生活課だけ環境推進担当が入っていないと。そうすると細かく、申し訳ありませんけれども、町長及び副町長は分かるんですけれども、それが総務課、企画財政、それから会計室、それから町民生活課、これが総務ですよね。それぞれ何人になっていますか。確認のためお願いしたいと思います。

それから職員の給与及び手当の関係で、管理職員特別勤務手当、先ほど34万円というんですけれども、管理職員特別勤務手当だけで31万6,000円ですから、何の数字かなと、先ほど言った数字は。

それと超過勤務手当、これは以前、何回も私は多過ぎるということで言っていたんですけれども、今回は台風19号ということを言われましたので、ああそういうこともあるのかなと。そうすると、これからこういった自然災害も多くなってきますし、予算の在り方そのものが変わってくると思うんですけれども、そういった点で、なかなか難しいんですけれども、通常の勤務手当、超過勤務手当、台風19号に充てた分はどれぐらいなのか、参考までお示し願いたいと思います。

決算ですので、ちょっと細かいですがよろしくお願いしたい。

それから、49ページ、50ページの市町村総合事務組合負担金で、退職者が15人、それから新規が13名ですか、それで任期付が３名、再任用が３名、それで県からの派遣が１名、町からも県に対し行きますけれども、その分も全部入っていますので、そうすると217人になりますけれども、そういうことでいいわけですよねということで、確認したいと思います。

それと勧奨退職者なんですけれども、確かにもう退職される方は管理者クラスだったら分かるんですけれども、あれいつの間にいなくなっちゃったな、あの人はどうしたんだろうと思うようなときもあるんですよ、確かに。勧奨退職者ということなんですけれども、やはり予算づけするためにも、これは確かに職員から聞いておかなくては予算もつけられないし、そういう意味では職員の判断でということはそうなんですけれども、それは分かりました。もちろん勧奨退職者というものがあるものの肩たたきではないということは承知していますが、分かりました。

それから、オフィスサポーターなんですけれど

も、いつもこれは聞くんですけれども、オフィスサポーターは現在何人ぐらいいて、そのうち令和元年度、2019年度はどれぐらいの方が臨時職員として賃金が払われたのか。その点、名簿と実際に賃金を払われた人数というのは違うと思いますので、その点を明らかにしていただきたいと思います。

あと男女共同参画社会、確かに様々な人権に関する理解を深めることを目的にとか、先ほど女性が本当に輝いて働くというか、そういうことにならなければいけないと思うんですけれども、さっき言われたようにドメスティックバイオレンス、最近ではジェンダー平等という、そういうことも言われています。男性、女性じゃなくて、やはり一人一人が平等で尊厳ある人間関係をつくっていかなければいけない、そういうふうに思うんですけれども、いろいろ職員向けの研修もなさっておりますけれども、私は、女性の管理職というか幹部職員が少ないと思うんですね。これはもう昔から変わっていないですよ。もう何年前ですか、昔は課長もこんなにはいなかったけれども、名前は言えませんけれども、やはり女性の管理職は１人、今も課長クラスは１人ですよ。

私、これはやはり町長に言いたいんですけれども、人事権は町長にあるし、先ほどから13課あるとおっしゃっていましたが、派遣職員も衛生組合とか県にも派遣したりしますから、そういうものを除いたにしても、除いて13分の１ですよ。率からいっても全然低いし、副課長級のクラスでは19人中ゼロです。それから主幹級まで言っていいのか分かりませんけれども、18分の２ですよ。少なくても課長級、副課長級は32人いて１人ですよ。少ないと思いませんか。

口では男女共同参画とか言っているんですけれども、これは町が率先してきちっと進めるべきでしょう。見本を示さなければだめですよ、これは。全然変わっていないの。私はもう40年いますけれども、昔は課長級はいませんでしたよ。みんな同じだったんですけれども、今は、部長クラスはないにしても、課長クラスが管理職でしょう。そうしたら課長、副課長、１人ですよ、この中で。旧態依然、変わっていない。

それから中身を聞きますと、昇給試験も全然受けていないんでしょう、2019年度は。それは無理して偉くなることはないにしても、私はもう少しこういうふうに頑張れば、女性も頑張れば管理職になれるという、そういう見本をちゃんと示さないと、まずいんじゃないでしょうか。研修とか何とかじゃないですよ、職員の体系そのものが女性を全然重んじていない。

これは町長に聞きたいんだけれども、どうなんですか、その辺の検討はなされているのか。私はなされているように思わないんですけれども、それはもう毎回毎回検討していますよと言えるのかどうか、その点お願いしたいと思います。

それから、最後の公平委員は分かりました。

町議選の件なんですけれども、これは書類に不備があった。私はこれはおかしいと思う。事前説明があって、事前の審査があって、もう当日なんか、ほかの自治体では事前審査のときに封印しちゃって、これは当日持ってくればいいですよだけなんですよ。それなのに事前説明とか事前審査があって、当日書類の不備があったというのは、ちょっと考えられないんですけれども。そうすると、私はうがった見方というか、候補者が自分の意に反したことをやられて、言って、遅れちゃったのかなというふうに思っていたんですけれども、そうすると、これは町のほうの、選管としての間違いだったのかどうか、その辺をもう一度確認させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　答弁願います。

総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

再質問いただきました件につきまして回答させていただきます。

まず１点目、決算書47ページ、48ページの一般管理費の職員の人数でございますが、総務課職員14人、企画財政課の職員が14人、会計室４人、町民生活課10人、それと特別職ということで２人、以上でございます。

それと管理職特別勤務手当でございますが、こちらにつきましては、一般会計分として台風対応の関係で31万6,000円の支出をしております。プラス選挙の関係でということで９万円、合計で40万6,000円になります。水道の事業会計ということで、これは台風被害の対応のためということで２万2,500円の支出をしております。

台風関連の費用といたしますと33万8,500円の支出をしております。

昨年度、台風が２件ございましたけれども、合計で47人の職員に支給しております。

続きまして、オフィスサポーターの雇用の人数等ですけれども、こちらにつきましては令和元年度につきましては、雇用されたのは延べで137名でございます。オフィスサポーターの支出額ですけれども、2,591万8,865円でございます。

続きまして、管理職職員に女性が少ないということで町長のご意見を求められたところではございますけれども、現在、議員おっしゃるとおり課長級の職員につきましては、女性職員につきましては１人ということになっております。副課長級で１名、続いて主幹級で２名ということで、町の中で管理職といいますと、課長級と副課長級と主幹級ということで合計で４名の女性がおります。その次の主査級の女性職員ですと10人ということになります。

やはり組織といたしましても女性の視点も含めた政策展開というのは重要だと考えております。先ほどほかの議員の方から広報紙において女性の視点が随分生かされているという、ああいったお言葉をいただきまして、そういった形のものが各方面での政策に表れてくればいいのかなと考えておりまして、何とか女性職員の管理職への登用というのは考えてはいるんですけれども、取組は続けてはいるんですけれども、現在、主査級が10人ということで、おおむね主査級職員の４分の１ぐらいが女性ということになっております。これは正確な数字を私は以前のは覚えていないので何とも言えないんですけれども、主査級の女性職員もちょっと増えてきているかなと感じておりまして、これから主幹、副課長、課長と段階を踏んで上っていっていただける職員というのがいるのかなと考えておりますので、まだ取組は足らない部分があるかと思います。もっともっとその主査級に上がる職員も必要ですし、管理職として上がる職員も必要だと考えておりますので、私からのこの女性職員の登用に関しての説明は以上となります。

町議選の関係ですけれども、ちょっとどのような不備があったかというのは、再度細かく確認させていただいてでないと明確な回答はできないので、大変申し訳ないんですけれども、確かに選挙運動というのは立候補届出を済ませて、すぐにやっていただきたいということで、説明会の段階からいろいろな手続について説明はさせていただいております。そのための事前審査というものがあると、こちらとしてもそういう意図でやっておりますし、立候補される方につきましても、そういうことをご理解いただいて、早め早めの手続とい

うのをしていただいているという認識ではおります。

明確な回答にはならないかもしれないですけれども、次回の選挙に向けてというんですか、そういったことがないようにというのは、対策というのは考えていかなくてはいけない、また次回からは恐らく選挙公営という形で、さらに手続が複雑になるというのもあります。そのためには準備をどういうふうにやっていかなくてはいけないか、こちらとしても準備はそうですけれども、立候補される方につきましても事前にやっていただきたいこと、あとは一定の手続が終わらないと、逆に届出に至れないというのもあるかと思いますので、事前にそこら辺の周知というのはしっかりさせていただいて、同じようなことが起こらないように努力してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　町長。

○町長（新井康之君）　私のほうから、女性の管理職登用について少しお答えをいたします。

女性の管理職がなかなか誕生しないということについては、もう丸藤委員おっしゃるとおりだと思っています。我々もそれはすごく、ある意味悩みの種だったわけでございますけれども、先ほど副課長のほうから説明がありましたとおり、どうしても試験を受けてきて、主査級試験を通らないと次の段階にいきませんので、まず主査になる気がなかったといいますか、そういう方が少なかったというのが現状だったと思います。

私も課長時代のときに、よく女性職員に試験を受けましょうというようなことで背中を押していたりはしていたんですが、なかなか受けようとしなかったのも事実でありますし、また、その数年前は受ける雰囲気ができていなかったといったらいいんでしょうか、そういうのもあったのも事実だったと思います。でもここへ来て、今主査級の女性が４分の１になってきたということは、働き方改革ではありませんけれども、女性プロジェクト、いわゆる女性の仕事の在り方といいますか、楽しく仕事をするではありませんけれども、自分たちがきちんと話し合って提案して、それが事業化していくというような仕事の組み立て方のようなものを研修するようなプロジェクトをつくって何年間かやりました。その結果、その中から試験を受けてくれるような方々が誕生してきたり、またそういう姿を見て、じゃ私も受けようという方も増えてきているのが事実だと思います。

ですから、ここ数年で始まったことではありますけれども、４分の１の主査級が誕生したというのも本当にここ数年の話ですので、これから徐々に女性活躍の場をきちんとつくって見ていただく、若い職員にもその姿を見ていただくということが一番大事だと思っていますので、これからも引き続きそういう形で登用できるように、また、ほかの市町村では主査級試験までを強制的に試験として全職員に受けさせるというような市町村もございます。そういうふうにしたほうがいいのかどうか、我々も相当悩んだんですけれども、今ちょっと増えてきたこともありますので、もう少し職員の自主性といいますか、自分もやってみようというその気持ちを大切にして伸ばしていきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

ご質問いただいた件のうち超過勤務の手当の関係で答弁が漏れておりましたので、回答させていただきます。

まず台風15号の被害で超過勤務、支出したのは13万4,865円でございます。台風19号で支出した金額というのが292万3,834円です。それ以外が一般の事務の分ということになってきます。

あと一般の事務に含めていいかどうか分からないですけれども、昨年度は選挙が非常に多かったので、その関係で240万円ほど支出している部分と、統計調査の関係で23万5,000円ほど、またプレミアム商品券の発行事業ということで32万円ほど、あとは保育の無償化に伴いまして100万円ほど支出している状況にございます。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。答弁ありがとうございます。

47、48ページの一般管理、人件費の関係ですが、そうしますと町民生活課の残り、環境推進担当、これが６人ぐらいということになりますか。それが含まれていないということで。

それから管理職員特別勤務手当と超過勤務手当、今、追加で言われましたので、数字が２つの台風による影響のものということが分かりました。

先ほど男女共同参画、職員研修等々も併せて職員の関係をお聞きしました。そういった理由もあるんだと思いますけれども、なぜかということで非常に気になっておりましたし、首に縄をつけてまで受けさせるのかどうかというのも、それもまた非常に酷な問題だと思いますけれども、いかんせん全然この30年全く変わっていないということで思いました。来年はこの管理職、課長も１人退職するんですよね。そうするとゼロになるわけですよ、課長クラスが。突然つくれと言っても、これは難しいと思うので、ほかの自治体では８対２、極端な話７割５分、２割５分ぐらいの対比でも非常に女性の管理職は少ないと言われているんですから、宮代町は13分の１、来年は13分のゼロ、これは問題だと思いますよね。やはりきちっと。

それから先ほど副課長級が１人とおっしゃっていましたが、その女性副課長はどこにいるんでしょうか。

〔「人権推進室長です」と言う人あり〕

○委員（丸藤栄一君）　兼務ですか。私職員一覧表を見ているんですよ。副課長のところに入っていますか。新しいやつは入っていないんですよ。今決算だから令和元年、平成31年度のを見ているんですけれども、入っていないんですよ。今は１人ですよ。令和２年度は。そのとおりですが、だから課長級が１人、副課長がゼロで主幹級が２人なんですよ。だから極端に少ないと思いましてね。

取りあえずそういう問題があるということで、ぜひ是正をしていただきたいということでお願いするしかないんですけれども。

それから、そういう意味では昇任試験もいろいろありますけれども、なるべく受けていただくように。それから確かに主査級は増えておりますので、数年後はかなり期待していいということで、この場では確認したいと思うんですけれども。

それから、先ほど顧問弁護士の関係で、長いことが悪いとは決して言いませんけれども、やはり長ければ長いなりのデメリットも出てくるのかなと思いますので、こういった点では、決して悪いとは言いませんけれども、やはり考える必要があるのかなというふうに思いますので、その点も聞き置きしていただきたいと思います。

それから、最後の87、88ページの町議会議員選挙の関係ですけれども、副課長から間違いなく書類不備があったということを冒頭に答弁があったので、書類不備だと普通は考えられないんですよ。さっきも言ったように、事前審査でもう封印しちゃいますからね。それを持ってこなければ不備に

なりますけれども、持ってくれば、普通はもうどんどん進むわけなんですけれども、どなたか途中でこういうふうになってしまったということを聞いたもんですから。そうするとこれは後でということなんですけれども、もう執行したことで、副課長、理由はもう明らかなんでしょう、これは。書類不備だったんでしょう。そうすると理由がそれではつかないでしょうというふうに私は思うんですけれども、その点もう一度この点についてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　総務課副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

念のため、ちょっと担当職員のほうに内容を確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（山下秋夫君）　それでは、ちょっと確認するまで休憩したいと思います。

休憩　午後　２時０６分

再開　午後　２時１８分

○委員長（山下秋夫君）　時間にまだなっていないんですけれども、全員そろっていますので、ここで再開したいと思います。

では副課長、回答をお願いします。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

お時間をいただいてありがとうございます。確認をさせていただきまして、確かに事前審査の際に書類等を確認させていただいて、選挙管理委員会のほうで封印をした上で告示日当日にお持ちくださいということでお願いはしております。そのまま封印を解かないでお持ちいただければ、内容は確認済みのものということでスムーズに進むんですけれども、場合によっては封印した書類の中の一部に修正が生じる場合があります。そういった場合には、当然前日とかにおっしゃっていただければ前もって確認ということは可能なんですけれども、こういった届出の書類というのを前日までにこちらに持ってきて確認を受けなければいけないという決まりはありません。皆さんのご協力で、スムーズに進めるためのこちらからのお願いと立候補を予定されている方のご協力で成り立っているものではあるんですけれども、当日の朝、立候補受付の際に修正が生じたということで言われることというのもあります。その届出の際に修正が生じた、それで中身の確認というものをさせていただいた関係で時間がかかったと。前回の町議選のときは、そのような経緯で立候補の受付に時間がかかってしまったというものでございます。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　ないようですので、以上で総務課の質疑を終了したいと思います。

ここで暫時休憩を入れたいと思います。

休憩　午後　２時２０分

再開　午後　２時２３分

○委員長（山下秋夫君）　それでは、暫時休憩前に引き続き会議を行いたいと思います。

これより企画財政課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日の出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○企画財政課長（栗原　聡君）　企画財政課長の栗原です。

副課長の伊東です。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　副課長の伊東です。よろしくお願いします。

○企画財政課長（栗原　聡君）　主幹の榎本です。

○企画財政課主幹（榎本恭一君）　よろしくお願いします。

○企画財政課長（栗原　聡君）　主幹の田中です。

○企画財政課主幹（田中啓之君）　よろしくお願いします。

○企画財政課長（栗原　聡君）　主査の中村です。

財政担当の主査の中村です。

○財政担当主査（中村淳一君）　よろしくお願いします。

○企画財政課長（栗原　聡君）　管財担当の島村です。主査の島村です。

○管財担当主査（島村　剛君）　よろしくお願いします。

○企画財政課長（栗原　聡君）　あと、富永、ちょっと、今出かけていて、すぐ戻ってきますので、接客対応であれなんで。もう１人対応させていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（山下秋夫君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入りたいと思います。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括しての質疑をお受けいたします。

質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村でございます。

歳出の58ページで、森林環境譲与税についてなんですけれども、こちらの使い道というのは基金の積立金にしているということでしょうか。ほかに使い道があれば教えてください。

○委員長（山下秋夫君）　企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　企画財政課副課長の伊東です。

森林環境譲与税につきましては、その使途というのが限定的に定められておりまして、当町の場合ですけれども、約15年ほどかけて基金の積立てをさせていただきまして、今の予定ですけれども、庁舎等の修繕、木質化というところ、その森林環境譲与税という性格からして、木材の利用の促進とか、あとその森林環境の保全に当たっている人に対するケアだったり、そういった目的が定まっておりますので、当町の場合については、今、木材を使用しているこの庁舎等の修繕等に使うために基金として積立てをさせていただいているという状況でございますので、当面は基金に積立てをさせていただく予定で考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

はい、分かりました。15年間積立てということなんですけれども、今、何年ぐらい、もう15年積み立てているということですか。

○委員長（山下秋夫君）　企画財政副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　企画財政課副課長の伊東です。

森林環境譲与税につきましては、令和元年度から導入された制度でございますので、積立て１年目ということになりますので、今後、今のあくまでも予定です。今、特別会計、国の特別会計で前借りをして、皆さんから頂く税金というのは令和６年度以降に住民税という形で頂くわけですけれども、そのパリ協定等の運用を早期に行う必要があるということで、国は一応借金を使って、今、会計にお金をプールして、都道府県及び市町村に配分をしているというものになります。その制度が始まったのが令和元年度からということで、１

年目に当たりますから、宮代町としてはあと14年ぐらい積立てを行って、ある程度まとまった段階で、この庁舎等の修繕等に充てたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　塚村委員、もうよろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。何点かご質問させていただきます。

まず、60ページの庁用自動車管理事業なんですけれども、こちら今、庁用自動車として電気自動車、ＥＶですね、１台あるかと思うんですけれども、今後、ＥＶ、電気自動車、もしくはプラグインハイブリッドカーをもっと増やしていくのかどうかということです。

というのも、ＥＶ、ＰＨＥＶにすることによりまして、燃料費は半分以下に下げられて、大幅に経費を削減することができますし、災害時は蓄電池としても使えますし、また、問題になっている地球温暖化の原因である二酸化炭素も出さないので、環境に配慮するということですので、今後、増やしていくのかどうかということが、１点目です。

もう一つが、64ページのみやしろ定住促進作戦なんですけれども、こちら約150万円ほど使っていますけれども、費用に見合った効果はあったのかどうかということです。

例えば、事業実施によって定住した人が何名増えたのかということです。

同じく、みやしろ初めてツアーなんですけれども、これ、どこに行ったのかというのと、行った先の場所はどう決めたのかというのをお願いいたします。

続きまして、66ページのふるさと納税管理事業なんですけれども、管理事業費で約3,400万円かかっております。寄附金が約6,600万円ですので、半分が管理事業費でなくなっているんです。これ、管理事業費というのは下げることができないのかということです。

あと成果についてなんですけれども、その中の地域の資源ＰＲ情報誌作成とありますけれども、これ約200万円使われています。これ、町民の皆さんから情報誌が宮代町、多過ぎるのではないかというご指摘をいただいていますので、このふるさと納税でどんな情報誌を何種類出して、どれくらいの枚数を発行したのかというのを教えてください。

あと、64ページの対話のまちづくり推進事業なんですけれども、町長とチャブ台トークの参加者が４か所で26人というのは、ちょっと参加者が少ないように思えるんですけれども、こちら町長のコメントを頂きたいところです。また、参加者の年齢層も教えてください。

続きまして、54ページの便利バスが走る事業なんですけれども、これ、年々、委託料が上がっているんですけれども、その理由を教えてください。

次、58ページの庁舎等管理事業なんですけれども、庁舎及び進修館の不法駐車対策として看板を設置等したということなんですけれども、これどれくらい不法駐車、車と自転車です、があるのかというのと、現在、どう対応しているのかというのを教えてください。

最後になりますけれども、66ページのＯＡ管理事業のＯＡ機器のリースなんですけれども、パソコンのディスプレイというのはブルーカットの対応をしているのかというのを教えてください。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君）　企画財政課主幹

の田中です。

まず初めに、電気自動車の予定なんですけれども、電気自動車、今現状では、役場の管財担当で管理している車両が全部で34台あるんですけれども、そのうちの１台、ご存じのとおり、日産の電気自動車１台ある状況でございます。

今後、環境面の配慮、あるいは災害時の活用、行政として率先してそういった車両を取り入れていくという、模範となっていく必要があるというところは十分認識しているところなんですけれども、今ある電気自動車については、１回の充電で半日から１日充電時間がかかる。そのあと、約130キロぐらいしか走らないとか、あと車両価格が高い、そういった部分で、まだまだ課題も正直言ってあったりするような気がします。

また、さらにと言ったらあれなんですけれども、充電する設備も当然つくっていかなきゃいけないと、そういった課題もありますので、その辺を解決しながら、その辺の課題を解決しながら、今後、導入について検討いきたいと考えております。

続きまして、５つ目のバスの委託料が年々上がっているということについてのご質問なんですけれども、バスの委託料については、現在のバスの契約が平成30年から令和４年度までの５年間での契約になっております。契約更新に当たって車両が新しくなったので、委託料も上がったというようなことが１つと、あとは、昨年度から今年度にかけては消費税が上がっておりますので、その分で上がっていると、ちょっとこれは大きな要因になっております。

続いて、次にご質問いただきました不法駐車対策なんですけれども、昨年度大きな問題として取り上げまして、警備員を配置して、朝、警備員を進修館の駐車場と庁舎の入り口に立たせて、不法駐車の取締りというかを行わせていただきました。

現在、そのときに、併せて看板のほうも、注意喚起の看板のほうも設置をさせていただきまして、現在は朝８時まで門を閉めるというかバリケードを置く形で、８時になったら警備員が行って開けるというようなことを徹底しておりますので、現在は、不法駐車というかほとんどない状態です。毎朝、ない状態です。

日中なんですけれども、これまで日中も不法駐車と思われる車が結構あったようなんですけれども、今年の場合はコロナの関係でイベント等も結構少なくなってきているので、実際、どうなのかというのは、正直いって分からない。昨年度はどこかの部署でイベントをやったりしているのが１個でもあれば、駐車場がいっぱいになっちゃうよというようなことが結構あったんですが、今年はそういったことが起こっておりません。駐車場対策の成果と見るのか、コロナの影響というのかあるんですけれども、そういった状況でございます。

今年度も駐車場警備員の予算を取ってはいるんですけれども、そのような状況ですので、使ってっていない状況で様子を見ているという、そういった状況でございます。

取りあえず以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　町長。

○町長（新井康之君）　チャブ台トークの人数と年齢ということで、ご質問いただきました。チャブ台トークの人数がちょっと少ないんじゃないかというご質問でございますけれども、昨年度につきましては、第５次総合計画をつくることを意識しておりましたので、対面式の、町長に、いわゆる町政報告的なトークではなくて、テーマを決めて、模造紙に膝を突き合わせて、意見を出し合って、書いてという研修的な内容で行いましたので、その募集の仕方のこともあり、ちょっと少し敬遠されたのかなというふうに思っています。

今後、第５次総合計画の作成は終わりましたので、逆に、もう少しフラットな形で工夫をしていきたいなというふうに考えています。

あと、年齢は中高年の方がやはり多かったのかなというふうに思っています。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（榎本恭一君）　企画財政課主幹の榎本です。

定住の関係でお答えさせていただきます。

150万円の予算、見合っているかどうかというお話があったかと思います。これについては、そのあとの質問として、ツアーの話ですとか、そういったことも踏まえてお答えしたいと思いますので、ツアーのお話も併せてさせていただければなと思っています。

昨年度のツアーの実績は、２件でございます。２件のうち、実際に転入された方は、今現在確認した中では１件となっています。

昨年は、東京都港区ですとか、相談も含めますと野田市ですとか、越谷市、こういったところから、ご相談ですとか、ツアーがあったところです。

ちなみに、本年度については６件、ツアーですとかお問い合わせをいただいています。

実際、ツアーは５件ありまして、実は、本日もツアーの申込みがありまして、今、これから行くような段取りになっているかなと思います。

こちらのツアーについては、どちらを回っているかというお話ですが、こちらの希望される方のご希望を伺って、ツアーを行っています。よくある流れですと、進修館ですとか、笠原小学校ですとか、図書館、こういった公共施設のほか、ご希望されているお住まいのある地域の様子ということで、車窓からになるんですが、スーパーですとか住宅地の様子ですとか、公園の様子ですとか、そういったところをご案内させていただいています。

こういったツアーですとか、町で、「宮代で暮らそっ」という定住促進のためのホームページを運営しているんですが、この埼玉県の東部地区でこういったサイトを運営している場所というのは非常に少なくて、埼玉県が運営しています移住サポートセンターというところが都内にあるんですが、こちらに最近問い合わせも多いようなんですが、この東部地区に関してはこういった形で、移住に対して開かれている自治体というのがあまりないということで、サポートセンターからはよく宮代町を紹介していただいています。

なかなかお電話をして、ツアーに行きたいんですというには、ちょっとハードルがやはり高いようで、問い合わせがあってもツアーまでつながる方というのは実際少ないんですが、こういった移住に対して、開かれている町だというところをアピールしていくということは、非常に大事なのかなと思っています。

これに関連してですが、町ではふるさと納税も行っておりまして、件数から言いますと、埼玉県でもかなり上位の件数いただいているところです。こちらのお礼状にもこういった定住促進のウエブサイトのご案内なんかを冊子として入れされていただいて、そういったところからつながって、宮代町に足を運んでいただいている方というのも、ツアーに来ていただいた方のアンケートを聞く限りでは多かったかなというふうに思っています。

もう一つ、今回、第５次総合計画では住民意識調査を行わせていただいたんですが、道佛地区に過去５年間にお住まいになった方のアンケート項目の中には、「みやしろで暮らそっ」というサイトをご覧になったかどうかという設問も選択肢の中で設けさせていただいています。そちらを確認

しましたところ、約８％の方がそちらをご覧になっていましたので、これは推測でしかいかないんですが、約160世帯から170世帯ぐらいの方には移住に当たっての参考になったのではないかなというふうに考えているところです。

これらを含めまして、150万円の予算というのが、見合っているかどうかということについては、ＰＲ効果としては非常にあったんではないかなというふうに考えているところです。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君）　企画財政課主幹の田中です。

最後にご質問いただきましたが、ＯＡ管理事業のパソコンのリースの関係なんですけれども、パソコンのブルーライトについては対応しておりません。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　企画財政課副課長の伊東です。

浅倉委員から頂いたふるさと納税の情報誌の関係でよろしかったでしょうか。成果書のページという理解で、73のところの成果のところにある地域の資源ＰＲ情報誌等の作成というのを内訳がどういうことかということで理解してよろしいでしょうか。

こちら成果書の36ページと162ページということで、産業観光課のほうで発行している「宮代iIine（い～ね）！」機関紙ですね、等の発行に使わせていただいているという状況でございまして、詳細につきましては産業観光課のほうでご確認をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　それでは、浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　それでは、再質問をさせていただきます。

まず、庁用自動車管理事業なんですけれども、ＥＶのほかにプラグインハイブリッドカーであれば、ガソリンでも走るし、充電もできるということなので、こちらの導入も検討の余地があるのかなというふうに思っているところです。

質問のほうは、今、ＥＶの止まっている隣に充電設備があると思うんですけれども、こちら庁舎の電気自動車の充電中は使えないとしても、充電が終わった後は、これ、一般の町民の方にも開放できるのかどうかということです。そうすれば、町の中でＥＶの普及が増えて、また災害時に役に立つのかなということで、充電設備を開放する予定はあるのかどうかというのが１点です。

先ほど質問しましたふるさと納税の件なんですけれども、こちらちょっと答えていただけなかったんですけれども、管理事業費が約3,400万円かかって、寄附金が約6,600万円なので、こちら管理事業費がもう少し安くならないのかなというのを教えていただければと思います。

あと、便利バスの件なんですけれども、委託料が上がったということは理解しました。それと同時にぜひとも一般質問でもしましたけれども、フリー乗降制というのをちょっと考えていただければなというふうに思います。こちら、平たんなところでやっている町というのはないと思いますので、もし、平たんな町でフリー乗降制ができたら、物すごいＰＲになって、町への視察もたくさん来るかなというふうに思っているところです。

庁舎等の管理事業なんですけれども、こちら車は分かりましたけれども、自転車はどうなっているのかなというのをお聞かせください。

もう一つ、これ最後は、要望というのにもなるんですけれども、庁舎管理のほうで一般の住民、

特に高齢者の方から庁舎内の便器が洋式じゃなくて、かつウォシュレットじゃないということを、これどうにかならないかというのを頂いておりますので、こちら洋便器化とかウォシュレットの予定はないのかというのをお聞かせください。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　担当主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君）　企画財政課主幹、田中です。

順に答弁させていただきます。

ハイブリッドカーの導入の検討することについては、これから購入、買い替えの際に選択肢の一つとして検討させていただきたいと思います。

充電設備を一般開放するという話なんですけれども、浅倉委員おっしゃっているとおり、直接そういったことをというところは、私もそうやって思います。ただ、実際に今ある充電の設備が一般のものに対応できるのかどうかとか、そのあたり、ちょっと今、状況が分かりませんので、その辺も含めて、ちょっと対応のほう検討させていただきたいと思います。

続いて、循環バスのフリー乗車制の件については、一般質問で課長のほうからも答弁のほうさせていただいておりますけれども、これからバスの契約が切れて、これからのバスの、地域交通の在り方を考えていく際の選択肢の一つとして検討させていただくいいアイデアをいただいたかなと、担当としても考えておりますので。ただ、宮代町に、現状に合っているかどうかとか、そういうところを含めて考えていきたいなと思っております。

庁舎の自転車の対策なんですけれども、自転車については警備員をつけてまでという対応は、今はしておりません。過去に、やっぱり駅に行く人とかが止めちゃっているとかというのは結構あったので、過去には明らかに役場とかに用がないだろうと思える自転車については貼り紙をして、ここは庁舎専用ですよと貼り紙をしたりとか、そういう貼り紙をしたりとか、そういう対応をとったことあるんですけれども、最近は行っておりません。庁舎の清掃員とかからもちょっと止めている方がいるよという情報も、最近入ってきておりますので、対応のほう考えておりまして、貼り紙を新しく最近したんですけれども、それ以外の対応についても、これから状況を見ながら対応を考えていきたいと考えております。

あとは、庁舎の便器の洋式、ウォシュレットの導入につきましては、これも予算の関係もあるかと思うんですけれども、おっしゃっておられるとおりだと思いますので、検討のほう、すぐに対応できるかどうか分かりませんけれども、問題意識として持たせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　企画財政課副課長の伊東です。

先ほどの質問にお答えできていなくて大変申し訳ございませんでした。

経費率、ふるさと納税管理事業3,400万円に対して、寄附いただいている金額が6,500万円強ということで、経費率が大体、約50％ということでございます。これも総務省のルールで、経費率については50％以内、返礼品の割合については30％以内ということで決めております。

このタイアップ事業者負担金というのは、まさにその返礼品に対する、それに見合った金額ということになるわけですけれども、その経費率については、その返礼品について30％以内というルールが厳密に定められておりまして、その30％以内目指すために、極力その寄付額をぎりぎりに設定してやらせていただいていると。すなわちその

50％の経費率のうち30％はその返礼品の割合になっているわけですので、残り20％の経費でやらなければいけないということで、それ以外の経費についても非常にぎりぎりのところでやらせていただいているというのが実情でして、もちろん、例えばふるさと納税をＰＲするために、今、ふるさとチョイスという形で利用させていただいておりまして、ほかの事業者からも売り込みあります。その経費率等についてはあまり、さほど変わらないです、ほぼ同じ。先行しているので、ＰＲのやり方が非常にうまく長けていて、また、ほかの市町村さんとの競争というところでもいろいろＰＲの工夫もできているということもあって、そこを下げることがなかなか難しいというのがあって、その20％の中で、かつかつの中でやらせていただいているというところですので、ここについては努力をさせていただいているということでご理解をいただければなというふうに思っております。

○委員長（山下秋夫君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　丁寧なご答弁ありがとうございました。大体分かりました。

最後に、ＯＡ機器のほうなんですけれども、パソコンのディスプレイ、ブルーカット対応していないということなんですけれども、職員の皆さんの職場環境の改善として、ぜひ対応してほしいなと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　要望としてお聞きしたいと思います。

それと、まだ質疑ありますか。質疑がある人。

質疑、ほかに。

〔発言する人あり〕

○委員長（山下秋夫君）　終わったんですよ、浅倉委員は終わった。

質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。質疑じゃないんだけれども、聞きたいこと。あまり時間がかかるとあれですから、１点だけ、じゃ。

庁舎管理事業の関係で。どこを庁舎、修繕したんだか分かりませんけれども、この間ほかの人の話も聞いていて、喫煙所の会議室を改修したと、たばこの問題で、ちょっと問題になったと思うんですよ。たしか庁舎内では吸えないと。ところが、たばこを吸う人は、じゃどこで吸っているか。また、あといろいろ庁舎の清掃をやっている人たちもたばこ吸っている人がいるようですけれども、そういう人たちもどこでたばこを吸っていいか困っているようですけれども。何でたばこを吸えないように庁舎の改修をしちゃったのか。ほかの市町村は、れっきとしたたばこを１億何千万円も収入があるたばこの税収のために、建物は逆に改修を、宮代の場合は改修したときなくすんだから、冷たいやり方なんだよね。ほかの市町村では特別に吸える場所を、建物を造っているわけだよ、立派なのを。そういう発想がないのかどうか、それだけまず聞きたい。

○委員長（山下秋夫君）　企画財政課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　お答え申し上げます。

健康増進法の改正によって、公共施設の喫煙、建物の中、敷地内については喫煙ができなくなるということで相談室等、住民サービスに提供できるようにということで昨年度、改修をさせていただいたのが庁舎管理事業での庁舎改修費です。

敷地内で喫煙についてという件については、この本会議で健康介護課長のほうから、答弁があったとおりの内容ということになります。

町の公共施設で、庁舎もそうですけれども、ほかの進修館、それから保健センターは当たり前で

すけれども、ぐるる等についても、同じような対応をさせていただいているというところです。庁舎に限ったことではなくということです。

これについては、健康増進法の観点から受動喫煙、たばこを吸わない人に煙が行かないようにということからのものですので、健康増進法の流れでそうなっているということをご理解いただければと思いますし、また、健康増進法とはいかなるものかというご質問もあるかと思うんですけれども、その辺、健康介護課のところでお聞きいただくのがいいのかなというふうには思います。

庁舎については、本会議で健康介護課長が言ったとおり、受動喫煙防止の観点から喫煙所を設けなかったということになってございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　それは、すぐ法律を持ち出して、宮代町はやらない方向にやるのが、説明するのがお得意だよね、相変わらず。

確かに、会議室の改修は、それは確かに法律で吸えないと、建物の中では。私が言っているのはそれを言っているんじゃないないですよ。ほかの市町村では、同じ建物、これ庁舎内でも立派なたばこ専門に吸う建物を造っているわけです。そういうことをなぜやらないんだと言っている。

その法律の問題は今までも聞いていますから、おおよそ分かりますけれども、私が言っているのはそうじゃない、分かっているでしょう。杉戸町なんかすごいですよ、いいの造って。財政だけは、もらうだけはもらって、たばこの。ほんでそういう人たちの対応には冷たい。私はそれを言っているわけ。すぐ法律がどうのこうので、庁舎内では吸えませんよと、それは説明聞きましたよ。それは法律に基づいて、また逃げの答弁考えたんだ、あんたらは。

私が言っているのはそうじゃないんだ、財政が１億何千万、２億近い金が入るのに、そういう人たち、またたばこをなかなかやめられない人のために特別に造ってくれないんですかと、それを聞いているわけよ。そんなことばっかりで、すぐ法律で逃げることばっかり言ってさ。誰だってできるんですよ、そんな答弁は。そういう１億7,000万も入る人たちのために、また町のために私はどうして、そういうなぜそういうことをやらないんですかと聞いているわけ。やってくださいよと言いたいけれども、これは決算だから言えないけれども、なぜやらないんだと聞いているだけ。

○委員長（山下秋夫君）　答弁、お願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　先ほどと同じ答弁は申し上げましたので繰り返さないのですが、近隣だと春日部市、久喜市、久喜市は何か屋上に灰皿を１個置いて吸うようにしたという、春日部市は２階の議会のところに１か所置いてあって、ただ職員にはそこは使うなというような通知が出ているというふうには聞いてはいるんですけれども。杉戸町については、金子委員さんが一般質問頂きましたけれども、敷地の中に、建物の裏のほうですか、お造りになったという話は聞いています。

宮代町の中でもいろいろ、もちろん健康増進法というのがありますので、町の中で町民の健康とか、そういったことも含めて話があったんですが、宮代町の場合は敷地内には喫煙所は設けないというような考えでいくということになったということで、小河原委員さんの質問には直接、ちょっとダイレクトに答えになっていないのかもしれないですけれども、町としての考えでそうしたということにはなりますけれども。

○委員長（山下秋夫君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　答弁聞いたって小学生の

答弁と同じなんだよ。もう法律がどうのこうの、教科書がどうだ、それに基づいてそういうことに乗っかってそういう答弁はいつも考えているの。私が言っている質問は違うんです。そういうことはやらないんですかと聞いているだけなんだ。すぐ法律がどうのこうの。また、かっかかっか私を来させないほうがいいですよ。やることが全て、どこかで講演聞いたら、公務員というのはこういう仕事だと、いかにやらないかと、いかにそれを証明するかというのが仕事なんだと。同じだって、それだと。やっていることは同じ。指導者が言っているのとそっくり同じ。我々がこういうふうに聞いたりしても。いかに仕事をやらないか、いかにそれを証明するかというのが日常の仕事なんだって、課長クラスは。そういうことだけ聞いているんじゃないというんです、初めから。

ほか建物、ちゃんと喫煙所造りなさいと言っているんですよ。そういう市町村あるんじゃないですか。そういう勉強もしないで。本当に楽な仕事だよね。法律はやらないほうがいいんだ。それの理由をつけよう。何とかのために造りませんと。誰だってできるんじゃないの、そんな。そういうんじゃないの。ほかの市町村では頭のいい人もいるんだよ。また、たばこを吸う人のために、また財政を上げるためにそういうことを考える人がいるわけよ。宮代はいないじゃない、そういう人。いつも、また法律だって。何の質問しても、やはり意味がないよ、もう。今日はやめます、これで。何の質問しても意味がなし、法律で決めるから。

○委員長（山下秋夫君）　答弁なしということで、よろしくお願いいたします。

それでは、ほかに質疑ありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　お願いします。

32ページの不動産売払収入、普通財産売払収入がありますが、これについてお願いします。説明というか。それから、ちょっと私もここのところ忘れっぽくて、もしかしたら補正だとかであったのかもしれないですけれども、申し訳ない、もし間違っていたらすみません。

あと、60ページなんですが、工事請負費の庁舎和室改修工事、これはどこを和室に変えたのかなというのを参考までにお伺いします。

それから、62ページの一番上の委託料、旧ふれ愛センターの調査設計委託料というのが198万がございますが、これは補正ではやらなかったということなんですね。ちょっと、忘れてすみません。流用になっているということは、いつのときに流用にしようとして、流用したのか、その辺をお伺いします。

それから、土地借上料、これが減っているところの説明をお願いします。

それから、15、工事請負費の公有財産整備、これはどちらのことなのか、お伺いします。

それから66ページ、ふるさと納税管理事業に関してですが、23の寄附金返還金とありますが、これは何なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、成果のほうなんですが、成果書の76ページの便利バスが走る事業のほうなんです。これちょっと、私、理解不足で申し訳ないです。令和元年度から高齢者の運転免許自主返納者に支援をしますよというのが始まったのかなと思うんですが、この説明がちょっと、便利バス回数券70枚で、申請数は129件、利用件数731とは、ちょっと説明を、申し訳ないです、お願いしたいと思います。

それから、58ページの第４次総合計画の公共施設の再編２期計画というので、令和元年は結構力が入るんだろうなという思いがしました。でも、

この予算と決算、ちょっとその辺の感じのことを教えていただきたいと思います。

○委員長（山下秋夫君）　以上でよろしいんですか。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君）　企画財政課主幹の田中です。

まず初めに、決算書32ページの普通財産売払収入なんですけれども、こちらについては道佛地区の土地区画整理の保留地が売払収入、売れたということの収入になります。

続いて、庁舎等管理事業の和室改修工事については、１階の一番北側の清掃員の詰所になっていた和室のスペースがあったんですけれども、そこを改修したというものでございまして、何で改修したかといいますと、道佛の土地区画整理組合の職員がこっちに引き上げる人ということで、道佛の土地区画整理事業に関する書類の置き場所がなくなってしまったということで、倉庫として活用したいというお話がありまして、和室を倉庫に改修したと、書類置場に改修したというものでございます。

あとは、ふれ愛センターの委託料、ふれ愛センターの関係なんですけれども、こちらはちょっと、後で答弁させてください。

土地の借上料が減っているというお話なんですけれども、こちらについては土地の借地料の支払いが減っているということで、平成30年度に西原自然の森を買収、買取りさせていただきましたので、その関係で、それまで借地料だったものがなくなっているというところが大きなところでございます。

公有財産管理事業の工事請負費、決算書の62ページの工事請負費、こちらにつきましては何をやったのかといいますと、普通財産の竹林の伐採ということで、普通財産に竹がいっぱい生えていて、竹林になっていると。隣接の地権者の方からどうにかしてくれというお話を頂きまして、竹林の伐採、結構広かったんですけれども、伐採を行ったというものでございます。

続いて、便利バス事業です。高齢者運転免許自主返納者への支援ということで、こちらについては昨年度からスタートしたんですけれども、成果書に書いてあるとおり、運転免許を自主返納された満65歳以上の方に、便利バスの回数券70枚、70回分の回数券を交付させていただいております。１回きりということで、１回交付したら、もう２回目はないんですけれども、運転免許証を自主返納した方に、その証明となる書類を持って役場にお越しいただけましたら、申請書を書いていただいて、その場で便利バスの回数券を70枚お渡ししているというものでございまして、こちらについては、高齢者による交通事故を減らしていくという考え方と、あとは便利バスの利用促進、両方を目的とした事業でございます。

成果書で申請者129件というのは、129人の方が活用されたということ。利用件数731件というのは、実際に使った枚数です。731枚、令和元年度中に使われたということでございます。129人の方に70枚ずつ配ったので、すごい数になるんですけれども、実際には令和元年中は731枚が使われたと、そういったものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　企画財政課副課長の伊東です。

まず、決算書60ページから62ページの13の委託料の旧ふれ愛センター、建築物改修調査業務委託料ということの内容ということでございますが、ご案内のとおり、旧ふれ愛センターにつきましては、現在、社会福祉協議会ですとか、福祉作業所

の入居に向けて業務等進めさせていただいている状況でございますけれども、その経費、旧ふれ愛センターの改修に向けた経費をどこまで圧縮できるかといったところで、その閉館後、５年程度経過している状況の中で、使えるものが、どういったものがあるのだろうかといったことを調査する目的に計上させていただいているものでございまして、年度当初においては想定でできていなかった、いわばその旧ふれ愛センターをどういうふうに活用するかについては、年度途中から具体的に話が進みましたから、これについては同委託料の中で、利用を行わせていただいて、公有財産購入費から流用させていただいて、活用させていただいたものでございまして、その旧ふれ愛センターの浄化槽の状況ですとか、旧ふれ愛センターの建物の中の電気設備でフルに活用して、極力経費を抑えたいということで、この建物改修調査の業務委託料を使わせていただいたということでございます。

当初は想定していなくて、公有財産購入費の活用状況を勘案して流用をさせていただき、活用させていただいたという趣旨でございます。

また、66ページのふるさと納税管理事業の中の寄附金返還金、23節の寄附金返還金についてご質問いただいたかと思いますけれども、これについては昨年の６月の議会の中で少しご案内をさせていただきましたが、いわゆるワンストップ特例、その納付、寄附金を頂いたときに、その自治体に自分が赴かなくてもその該当する自治体に連絡が行くというようなシステムを活用したいという意向を示した人については、宮代町からその該当する自治体に対して連絡すべきことだったんですけれども、その電算システムの最終的な操作ミスがありまして、そのデータがその当該自治体に届かないという事象が発生してしまったと、それが163人分あったという経緯がございまして、そういった中で、実際には宮代町としては自治体に送るべきデータが十分に送れなかったというところで、自治体にそのデータを送ったんだけれども、その対応が間に合わない、その住民税の控除が間に合わなかった人が何人か出てしまいまして、その方についてはお金をお返ししたほうがいいのか、それともご自身で確定申告をしていただけるのかという意向を確認して、結果として返還を選んだ人に対してお金を返させていただいた。寄附金をいただいたんですけれども、その分、お返しをさせていただいたという返還金でございます。

本来的には寄附をいただいたので、そのまま活用したいところなんですけれども、そのご意向に沿わせていただいた。本来的には、申告をしていただくというのが第一義的なものなんですけれども、そういったこともなかなか難しい面もあって、頂いたものについてはお返しをさせていただいた分があるというものでございます。

それと、成果書の58ページ、公共施設再編第２期計画の、・野委員、それ、予算と決算の乖離があるというようなご理解でよろしいでしょうか。

２期計画の中には、公共施設総合管理計画の策定以降、特に今、中心的には小中学校の適正配置と併せて借地の解消というのを進めさせていただいております。借地の解消というのは、その優先順位を決めて進めさせていただいているところでございまして、特にその公共施設が配置をされていて、宮代町が取得すべき優先順位の高いもの、例えば体育館が乗っかっているような土地ですとか、学校のグラウンドなど、その優先順位が高いものについて、順次、その借地の解消を進めようというふうにしておるわけですけれども、当然、その借地でございますので、相手方との交渉があるわけでございます。その予算の規模と併せて、

相手方のご意向、その土地をお持ちの方のご意向というのもあって、交渉は進めたもののうまくいかなかったということもあって、そういった差異が生じてしまっているということもありますので、その交渉の結果ということでご理解をいただければなというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　今、ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

再質疑の中の60ページの庁舎の和室の絡みなんですが、今回、道佛のほうがもう道佛土地区画という事業が終わって大変だったろうなとは思うんですが、それに絡めて、書類の置場、今、あそこ西原公民館、あそこは資料館のが入っていたりだとか、結構、前はあそこの進修館のコンテナみたいなのに入れたり、何か置場というのがあっちにあり、こっちにありみたいな、その辺を計画的には多分できないんだろうと思うんですが、その空いている空間は本当に庁舎内にはなくて、どこか考えられるところというのはどうなのかなというところをちょっと、再質疑でします。

あと、借地、62ページのほうに土地借上げ、西原の森で借地料がなくなっているということは、これは買い上げたということで、これは結構なことなんですが、この竹林、町有地の管理で竹林が生えていると、これはどこのことなんですか。差し支えなかったら教えていただきたいと思います。

それから、一番上の委託料の198万ですが、これは福祉作業所、社協に使おうかという、その意思決定をする前の段階でこういうのを調べないと意思決定に出せないということでこれをやったということで流用をしたという話なんですが、当初予算に計上できなかったと。この意思決定というのは、全協で聞いたかもしれないんですが、それ以前の流用というのは、これ、いつその流用しようと、時期的なものはいつだったのか、ちょっとお伺いします。

それから、公共施設の再編についてですが、これは、今回の決算で、国納の保育所の地べたを買ってくださった、よく頑張ってくださったんだなと思ったんですが、多分、予算のときだと思うんですが、借地、この借地解消というのは、こっち側に借地解消したくても、なかなかできない、そういう借地の契約というのがあって、そして、それがちょうどうまい具合に、この令和元年度くらいにうまく切れる、長い10年契約とか、そういうのがちょうどうまく切れるんだろうなという、何か、私も資料で見て、今年は頑張ってもらえるんだろうと思っていたような印象があったんです。それで、後期実行計画、元年度の下期進捗状況の借地解消の取組というところに、令和元年度末に賃貸借契約が満了する１施設に交渉を行いましたがという書き方があって、引き続き交渉を行うこととしました、１年間延長し、というのが、大体、10年ごとみたいなのが、平成31年、令和元年度、平成32年、令和２年度ぐらいに切れるのがいっぱいあったような気がしたんですが、それの関係で１つだけ、今交渉しているということなんでしょうか。このチャンス、今、交渉しなきゃならないチャンスは、この元年度、２年度なんじゃないのかなというふうに契約の年度数を見ると思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（山下秋夫君）　ここで休憩に入りたいと思います。

休憩　午後　３時２０分

再開　午後　３時３１分

○委員長（山下秋夫君）　時間前なんですけれども、全員揃っているようですので再開します。

休憩前に引き続き会議を開くんですけれども、職員さんの自己紹介を１人するということで、よろしくお願いいたします。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君）　すみません、先ほど、開会のときに電話対応で出席できなかった情報担当主査の富永です。

○情報担当主査（富永貴雄君）　情報担当主査、富永です。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　それでは、先ほどの・野委員の質問に対しての回答をお願いいたします。

担当主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君）　主幹の田中です。

順に答弁させていただきます。

和室の改修の関係で、先に、ちょっと先ほど答弁が足りなかったところがありますので、１つ、この関係で訂正をさせていただきます。

先ほど、和室の改修については、道佛土地区画整理の書類の話をさせていただいたんですけれども、それもあるんですけれども、それよりも来年度から開発許可の権限移譲を埼玉県のほうから受けると、それに当たりまして過去の開発登録簿など、開発許可の権限移譲に伴って必要な書類が大量に県のほうからこれから宮代町関連の開発許可書類が送られてくるというのがありまして、その置く場所を確保しなきゃといけないと、その書類については都市計画担当の窓口からすぐに取りに行ける場所にないといけないということで、庁舎内に置場を整備したというところでございます。

先ほどご質問いただきました書類に限らずいろんなものの置場所の関係なんですけれども、庁舎内にある倉庫もある程度飽和状態になっている状況、文書の書庫は百間中学校の空いている教室をお借りさせていただいて役場の書庫という形にさせていただいております。

それ以外の各担当課で所有している物品とか資材についても、消防署にある倉庫あるいは先ほどちらっとお話しいただいた旧西原公民館倉庫、教育委員会のほうですけれども、そういったところに分散して活用している、対応しているという状況でございます。

今後の計画というか何か目安というかルールがあるのかというところは、正直言って、現在のところ、これから倉庫をどうしていくかという計画は今のところございません。

ただ、ふれ愛センターに社会福祉協議会が移転することに伴って、庁舎、今の社会福祉協議会あるいはひまわり作業所のほうも施設の跡地を考えていくといった中で、そういった話、いろんなものの置場所としてという活用という話も出てくるかもしれませんし、それ以外の行政目的でという話も出てくるかもしれませんけれども、スペースが何か生み出せそうな場合にはそういったところで検討していくといった状況でございます。

続きまして、竹の伐採をした竹林はどこかというお話なんですけれども、こちら普通財産の一覧ということで過去にも資料をお示しさせていただいています中にもありますのでお伝えさせていただきますが、本田５丁目の日工大の南側にある普通財産171.8平米に生えている竹を伐採したものでございます。

続いて、公共施設の用地の取得の関係なんですけれども、基本的に先ほど伊東副課長のほうから申し上げましたとおり、建物が建っている、小学校が建っている、図書館が建っている場所とか庁舎が建っている場所、進修館の場所、そういった建物が建っている借地については優先的に買取りをしていくという方針で対応しております。

借地の契約期間が満了するタイミングで更新前提ではなくて、まず買取りをさせていただけないかということでお話をさせていただくのが基本になっております。その上で快く、じゃ売りますよと言っていただける場合もあれば、ちょっと考えさせてくださいと、考えさせてくださいの中に前向きなご意向があったものが１年延長したような形になっているという状況もございます。

今年度も幾つかの施設の借地が計画期間の満了を迎えますので、そこについてもまずは買取りをさせていただけませんかという相談をさせていただいた上で対応のほう、協議のほう、用地交渉のほうを進めさせていただくと、そういった手順で進めさせていただいております。

私のほうからは以上です。

○委員長（山下秋夫君）　企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　企画財政課副課長の伊東です。

決算書62ページの旧ふれ愛センター建築物改修調査業務委託料ということでございまして、検討の経緯でございますけれども、昨年６月の議会で福祉的利用について検討を進めるといったご答弁を町長のほうから申し上げて以降、社会福祉協議会さんですとか２つの福祉作業所さんと旧ふれ愛センターの建物の活用に向けて調整を進めてきた経緯がございます。

そういった中で建物を、極力今の状態を生かした形で活用していく、そして、経費を抑えつつ最大限に活用しようといったところで調整を進める中で、建築物の活用をどこまでできるかといったところを調査する必要が出てきたのが今年の１月の終わりぐらいだったというふうに記憶をしております。

そのため、補正予算が組めない時期にあった関係もございまして、流用による活用をさせていただいたという経緯でございます。３月議会にも間に合わない状況だったことから、こういった活用をさせていただいたという状況でございまして、現在、具体的な設計と施工に向けて進めさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ご答弁いただきましてありがとうございました。

やはり今の委託料の話なんですが、流用というといつ流用で、私たちもある程度は知っていたのにという思いがあったので聞きました。なるべくだったら、本当は12月の補正で出していただければよかったのかなと思うんですが、そういう時事的な経過があるもので、それはしょうがないのかなというふうにも思います。

それから、竹林、町有地のこの辺は鬱蒼としたところでやはり近隣住民が長年ここをどうするんだろうというところだったので、これは住民サービスの観点からもしっかりとこういうのはやってほしいなということで、分かりました。

それから、先ほど再質疑でしそびれたんですが、ふるさと納税の償還金の話なんですが、ちょっと聞いたことがあったかなというふうに思ったんですが、これは、そうしますと寄附金を返還したんですけれども、返礼品というのは渡していなかったということで確認していいのかな。そこだけちょっと確認します。

あと、便利バスの自主返納者の支援ということで便利バスのところにこんなふうに書いてあったんで、ここで聞いていいのかどうか分からないんですが、129件申請があったということで、じゃ65歳とは限らないんですが、免許返納者は町内で129件というふうに思っていいのか、それとも便利バスを利用するからといって来られた方という

ことで、幹線道路の市街化調整区域の人はあまり入っていない数なのか、その辺ちょっと教えていただきたいなと思います。

それから、公共施設の再編というのは、第４次総合計画でしっかりとこの後期計画にも入れて、これまで公共施設全てのことなんですが、その中に借地解消というのをわざわざ入れてあったんですが、これは第４次総合計画で取りあえずこういう町の方向性を示すというところは、もう入れないのか入れるのか、その辺だけお伺いしておきます。

○委員長（山下秋夫君）　企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　企画財政課副課長、伊東でございます。

まず、ふるさと納税の返還金についてでございますけれども、その多くがお米ですとか巨峰であったり梨であったということもあって、食べ物を出して返してくださいというわけにはいかないということもありまして、それについては特段お戻しいただくということを求めずにご寄附いただいた金額をお戻しするのか、それとも確定申告をしていただけるのかということでのご意向を確認して、そのうち14人についてはご自身で確定申告をいただいたということ、それ以外の方についてはご返還を申し上げたということです。

20人については、改めてまた今年度もご寄附をいただいておりますので、その方には感謝を申し上げて、返礼品もお送りをしているということでございます。

また、公共施設の再編につきましては、当然に継続していく必要があろうかと思っておりまして、第５次総合計画についても、今現在、検討中ではございますけれども、４章のところにある方針に基づいて公共施設整備のマネジメント計画についても改めて策定をして、宮代町の中における公共施設の在り方についてお示しをしたいというふうに、今現在、検討中でございますけれども、考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　担当主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君）　主幹、田中です。

便利バスの免許自主返納の申請者129人は、この制度の申請者の数なので、免許返納者の数とはイコールじゃありません。

ちなみに、免許返納者の数については、県のほうから町の町民生活課のほうに情報提供があった資料の提供を受けていますので、ただ令和元年中ということで年度じゃなくて年なのでしっかりかみ合わないんですが、宮代町、令和元年は192人の方が返納していると。うち、64歳未満が10人と書いてあるので182人が65歳以上になるというデータがございます。

なので、結構な割合でこっちに来ていただいてこちらの制度を使っていただいているという状況でございます。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

本来なら、決算書に基づいて質問をするところなんですが、時間の関係もありますので、決算書と並んで説明書、それからそれに関係する書類が提出されておりますので、それらの内容についてお尋ねをいたします。

明日以降、監査委員が意見書で触れられておりますけれども、その総括意見で、やはり一層の歳入確保と経常経費の節減に努める、効率的に執行するということを望んでいらっしゃいます。

令和元年度の決算の指標がたくさん出されています。計算書類もありますけれども、それらは細

かくなっちゃいますので大きなところで質問をいたします。

まず、財政健全化の比率ですけれども、これは監査委員もお墨つきを与えて良好な基準だということですから、それはそれで結構でございます。

問題は幾つかあるんですけれども、その中で特にお尋ねをしたいのは、まず、説明書でいくと11ページ、３番の財政指標、その中でそれぞれ比率が出ておりますが、問題にしたいのは経常収支比率、これは当然財政の硬直化をはかる指標、この比率がこれは３か年平均で出ますので単年度じゃありませんけれども、常に93から94を示しているわけです。

十数年前もこの数値だったんですけれども、依然としてこういう状態にあることについて、まず伺います。

それから、もう一つは、これは30年度決算になるんで財務書類の４表というやつなんで、今年度はこれはもらっておりませんのであれなんですが、一つは、資産形成度ということで町民１人当たりの資産額、平成30年でいくと120万という数値があります。それから、その次は、世帯間の公平性ということで、純資産比率というのがあって、これが65.2%、それから、持続可能性、これは健全性をはかるものですけれども、町民１人当たりの負債額が41万8,000円であるということ、それから基礎的な財政収支が4,000万、最後に、効率性ということで、行政サービスが効率的に提供されているかどうかということで町民１人当たりの行政コスト、これが54万円という数値が出ています。

これらの数値について、現状においてどう認識されているかということだけじゃなくて、将来、どういうふうにこれを持っていくべきなのかということをお尋ねしたいんです。

企画財政課というのは、主に財政政策を所管するかなり精鋭が配置されていると思いますけれども、ぜひ、今現状だけじゃなくて、将来に向けてやはりこうしていく必要があるという、そのあたりのことをお話しいただければなと思います。

特に、この経常収支比率はどうしようもないんで、これはなかなか難しいところなんですが、これ財政構造の問題もありますからなかなか難しいんですけれども、お答えができるようであればお願いをいたします。

○委員長（山下秋夫君）　答弁お願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　それでは、お答え申し上げます。

まず、経常収支比率についてです。

経常収支比率については、西村委員おっしゃるように平成20年代からほぼ横ばいの数字で比率も93%台となっております。

１つは、経常収支比率そのものが経常的に町民に対してサービスを提供する経常的な経費の比率になるわけでございまして、当然、町民に対する経常的なサービス、例えば医療費の無料化であるとかそういったものを実施していない、あるいは公共施設の数が少なくて公共施設を維持する経費、これも経常的な経費になるんですけれども、そういったものがない自治体、同じ人口規模でも比べますと80%台の村とか規模の小さな自治体なんかですと逆に経常的に町民に対して何か提供する、その一つの中に循環バスなんかも当てはまるのかもしれないんですけれども、経常的に町民に対して何かサービスを提供するといったものがその比率が高くなっている要因になってくるかと思います。

この10年ぐらいの傾向を見ますと、近隣の自治体でもやはり同じような数字の伸びといいますか、宮代町だけが極端に際立ってということではなく

て、やはり住民ニーズに応じて行政サービスというのを提供していくと高くなっていくという傾向にはあるようです。特に、今までですと高齢化に伴う様々なサービスだけではなくて、近年では子育て関係の経常的な住民サービスというのもあります。そういったこともあって、経常収支比率というのは押しなべて高くなる傾向にあるという理解でおります。

逆に経常収支比率が70％で低いぞといった場合、見方を変えると何か住民向けに何かそういった提供をしていないんじゃないかというようなことを裏返しても見えるわけでございまして、そこら辺はバランスなのかなというふうに考えています。

もう一つ、財務諸表、６月に31年度分のやつについてはお配りしたので後でご覧いただければと思いますが、傾向とするとおおむね同じ状況ということです。

この財務諸表については、もともと夕張市の財政破綻をきっかけに、一般会計は健全でも出資している第三セクターであるとか特別会計に赤字を付け替えて一般会計が健全のように見せかけているけれども、そうではなくて町が関わっている全てのもの、それこそ一部事務組合であるとか第三セクターであるとか特別会計、それと出資しているような団体、全部民間と同じようなバランスシートで見ていきましょうというのが財務諸表になります。

これ、着眼点とすると、夕張をきっかけにということで自治体の財政指標といいますか盲点として一般会計は健全のように見えても特別会計、第三セクターで赤字があって実は物すごく財政が自治体が破綻するぐらいの危機にあったというのが夕張をきっかけにということで出てきています。そういう中で、これは毎年つくって議会の皆様にもそれをお示しているというようなものです。

西村委員のおっしゃられたいろいろな分析のところについては、確かに、ただ自治体がバランスシートをつくると道路であるとか建物であるとか公共施設であるとか橋であるとか、これは一応資産にはなるんですけれども売却できる資産ではないので、下水道もそうですけれども、資産であるんだけれども売却できる資産ではないので、そういうのも含めてそれも分かった上で民間と同じようなバランスシートをつくったらどうなるんだろうというようなところだと思います。

宮代町の財務諸表については、毎年度、議会でお示しさせていただいたところですが、特段、特別会計それと第三セクターも含めて赤字ということはないので、そこのあたりについては特に町を揺るがすようなものがあるというような結論には、当たり前ですけれども、なってございません。当たり前ですけれどもなってございませんというのを示す格好になっているというところでございます。

ただ、普通の株式会社のように資産があるからといって公共施設を売却するとか現金に換えるとかということは自治体の場合はできませんので、そういったつくりになっていますけれども、最初の話に戻りますけれども、夕張の例を見るまでもなく、一般会計だけを見て安心しないで見ていきましょうというところでの報告ということになっております。ちょっと追加で。

○委員長（山下秋夫君）　企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　企画財政課副課長の伊東です。

西村委員からいただきました４表の13ページの各種財務書類から算出される指標ということについては、正直、その制度、統一的な基準に基づく財務書類の整備というのがまだ始まってそこまでたっていないと、２か年程度、３か年程度という

こともあって、恥ずかしながら、この数値、先ほど西村委員が申し上げていただいたような町民１人当たりの負債額41万8,404円というのが本来どうあるべきかといったようなこと、また、町民１人当たり行政コストが54万691円という数字が適正なのかどうなのかということについては、正直、まだ深く分析できていないというのが状況でございます。

少し、この辺については、我々財政担当としても宮代町としてどういった数字が適正なのかについては、５か年程度かけて研究を進めて、その辺の適正な回答というのができるような形で検討を進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　ありがとうございます。

確かに、おっしゃるとおりでこれは一つの財務のいろんな書類から引き出された指標ということで何の様式化もされていないやつだというのは理解しています。

ただ、町民から見ると、町民１人当たり税金をどれだけ納めているかとか、あるいはこの事業について町民１人当たり何円しているかとか、そういう数字は出てくるんですけれども、町全体の資産、負債、そういうものに対して、じゃ町民に割り返してみれば大体どういうふうな形になっているかということをやっぱり示すのも必要かなと。ただ、これ精査されていないものだから、そう簡単には出せないと思いますけれども、でもやっぱりこれは非常に分かりやすい数字になると思うので、これをもう少し柔らかくして町民の皆さんにお示しいただければいいのかなと。

前段の財政健全化比率について、これが悪い数値だったら、今ここでは大騒ぎになっちゃうんですよね。１項目でも。財政健全化団体になっちゃいますから、それがないということだけでもそれはありがたいことなんですけれども、また、なるような、今、状況に町財政はなっていないというのは分かりますから、これはあくまで国に提出するためのものであって、この数字がいいからどうのこうのというあるいは悪いからどうのこうのというんだったら大変なことになるんですけれども、いいと思います。

ただ、経常収支比率について、これはどの町村もやっぱり90％台の前半、場所によっては後半に入っているところもあると思います。県から示されるいろんなこの関係の財政の指標というのがあると思うんですけれども、その中でも宮代町は決していいとは思えないんで、この比率が高いとどうしても単独事業がなかなかできないという、補助金事業に頼るという、こういう形になってしまうので、これをどういうふうに改善していけばいいのかなという。

なかなか20年も同じような数字を経過してきているというようなことであるならば、これ以上言ってもしようがないんですけれども、ちょっとでもやはり改善できるものがあれば改善をすると、そういう意味で、監査委員さんがやはり歳入の確保と経常経費の節減ということに努めなさいよということが必要になってくると思います。

ということで、質問を終わります。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質問。

九山委員。

○委員（九山妙子君）・九山でございます。

１点、ちょっとご説明をお願いいたします。

65、66ページの委託料13番、第５次総合計画策定サポート業務委託なんですけれども、この639万1,000円のもう少し内容、詳しくご説明お願い

いたします。それだけです。

○委員長（山下秋夫君）　企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（榎本恭一君）　企画財政課主幹の榎本でございます。

こちらについては、第５次総合計画の策定サポート委託料ということで、昨年来行ってきました住民意識調査の実施に当たる項目の検討であるとか、実際の実施、分析、そのほか町の社会指標の分析ということでいろんな統計の分析、そのほか総合計画審議会をこれまで昨年度は８回行ってきていますが、こちらの資料の作成ですとか議事録の作成、そういったサポートをしていただいております。

最終的に素案としてまとめさせていただいた書類の作成等、総合的な委託をさせていただいている費用となっております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）・**九**山委員、いかがですか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　分かりました。

これで大体金額って、今、分からないと思いますけれども、第４次とか、業務委託料というのは大体同じようなものになるのか、ちょっと10年前の話だと分からないとは思うんですが、内容的にとか多分同じぐらいなのかなとは思うんですが、ちょっと答えられないかもしれないんですけれども。すみません、ちょっと確認です。

あと、すみません、内容はこういうものを今までしてきたとかということです。

○委員長（山下秋夫君）　担当主幹。

○企画財政課主幹（榎本恭一君）　企画財政課の榎本です。

10年前の契約額ですが、これを実施するに当たって、もちろん私もそういった前回のどのくらいかかったかというのは確認はしているんですが、うろ覚えですが、ほぼ同じぐらいの額だったというふうに認識しています。最終的にはコンペ方式で業者を決めさせていただきましたが、結果的には内容がよかったところが金額的にも安かったというような結果となっています。

内容についてですが、議会のほうにも配らせていただきました住民意識調査結果などについては、今回、第４次では行わなかった転入者についても今回やらせていただきましたので、ボリューム的にもちょっと意識調査だけでも倍のボリュームになっていたり、最近ですと、多くのワークショップですとかそういったこともやらせていただいていますので、内容的には第４次総合計画よりも委託した項目というのは非常に多かったかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問させていただきたいと思います。

まず、歳入の関係で、17、18ページの地方交付税、これについて成果書の中でも言われておりますけれども、地方交付税についての財源の確保についてどういう状況だったのか、ご説明をお願いしたいと思います。

それから、歳出では、55ページ、56ページの各種財政管理費の積立金なんですけれども、特に公共施設整備基金積立事業なんですけれども、これはごみ焼却施設の新炉建設負担準備金、それと借地解消のための普通財産売払いなどの積立があるんですけれども、この公共施設整備基金のごみ焼却施設の負担金については、もう対応はできているものと思うんですけれども、この点についてお願いをしたいと思います。

それから、同じく57、58ページの庁舎等管理事

業なんですけれども、前年度比に比べ276万円、これは庁舎改修工事ということなんですけれども、これについての内容等についてもお願いしたいと思います。

それから、59、60ページの公有財産等管理事業で、西原自然の森は分かるんですけれども、国納保育園の購入費用があると思うんですけれども、これについてもご説明をお願いしたいと思います。

それから、61、62ページの６目企画費の中で、ちょっと分からないんですけれども、ＯＡ管理事業における職員端末更新費用に係る月数が説明で８か月分から２か月分となったことによるものというふうに説明、不用額の関係で言われましたが、これはどういうことなのか、もう一度ご説明お願いしたいと思います。

それから、197、198ページの公債費なんですけれども、これについても不用額が1,561万円、合わせて出ておりますけれども、これ一時借入金がなかったためということなんですけれども、あと借入れの利率が当初見込みを下回ったということなんですけれども、もう少し具体的にその点ご説明をお願いしたいと思います。

それから、最後なんですけれども、これは前段の質問が今ありましたが、経常収支比率が高くなって、それで財政力指数も非常に悪いですよね。これはずっとこうなんですけれども、先ほど課長から、つまり経常経費はやることをやっているから高くなっているという説明がありましたが、それはそのとおりだと思うんですけれども、一面やはり財政が硬直化している、先ほど前段の委員も指摘していましたが、やはり窮屈になって首も回らなくなってしまう、そういう状況になると思うんですけれども、そういった点では、やはり経常経費の節減というんですけれども、要求との関係もありますけれども、どういうふうにこれを減らしていかなければいけないのか。結局、財政力指数が悪くなってきますので、もう決算は各自治体全部そろっていますので、財政力指数はやはり県内で下から２番目ですか、具体的に数値も押さえていると思うので、その点、参考までお尋ねしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　企画財政課副課長の伊東です。

まず、いただきました質問のうち、地方交付税の状況についてはどうかというようなご質問をいただいております。

昨年度、令和元年度分の内容を見てみますと、例えば社会福祉費、個別算定経費といったものの中に社会福祉費というのがありまして、保育所の入所者数が17人増加したということ、それは主な理由ですけれども、に伴ってその額としては2,500万円程度上回っていたりですとか、65歳以上の人口が212人増えたことに伴って2,200万円ほどの算定が上がっていたりとか、そういったところが大きく作用していて普通交付税が大きく伸びたといったところでございます。主な理由としては、ほかにも幾つか要因があるわけでございますけれども、主に顕著なところはどこかといったところではそういったところ。

あわせて、地域振興費というのが個別算定の中にはあって、人口ですとか面積によって算出される費用があるわけでございますが、その単位自体が下がっていて大きく減少した、これが1,100万円程度減少したということもあって、その増減の結果として伸びが見られたといったところで、先ほどの繰り返しになりますけれども、保育所入所者数の増ですとか65歳以上の増というのが大きく影響する、75歳以上ですと340人ほど増えている

んですけれども、そういった中ではその影響も大きいというところもあります。

普通交付税の算定については、それぞれの項目によって出てくるわけですけれども、そういった要因によって大きく伸びているのかなといったところ。

また、特別交付税につきましては、12月と３月に算定が行われるわけですけれども、12月においては、特別交付税のパイ、その全体、交付税の６％程度が当たりますけれども、その３分の１程度が算定されるというルールになっていまして、それが12月に交付され、その12月に算定された以外のものについて３月に算定されるということで、この普通交付税で措置されないような各種市町村独自に見るべき項目について算定が行われ交付されるということもありまして、元年度については宮代町も700万程度多く、一昨年、30年度と比較して700万円程度多く算定された経過があるということでございます。

公共施設整備基金につきましては、実際、新炉建設に向けた貯蓄については、現在、その予定されている額については、基金積立てを終了しているという状況もありますので、どちらかというと公共施設の売却に伴う売却益ですとか駐輪場から得られる収入、そういったものをその目的に積立てをさせていただいているというような状況でございます。

あと、197、198ページの公債費の不用額についてはどういう状況かということでご質問をいただいたということでご理解させていただいて。

特に元金については750万円程度出ているわけですけれども、もともと30年度で借入れてしまったものとの相殺の中で出たというところが大きく反映している一方で、利子については、特に臨時財政対策債についてはその利率が決まるのが当該年度ということもあって予算編成時においては１％の利率設定で計算をしてしまっているという状況もあります。

結果としては、0.04という利子に大きく落ちて、結果としてこういうふうな800万程度の不用額が生じてしまっているという状況でございまして、ここについては、令和３年度の予算編成においては少し見直しをする必要があるかなというふうには認識をしておるところでございまして、改善をしていければなというふうに思っております。

あと、元金については、一時借入金がなくても資金運用の中でできたと、前年度からの繰越金というのもあってその中で対応できるもので、その付け替え、借りずに財政調整基金をうまく活用したりとか執行残等を活用して運用ができたというふうに理解しているという状況でございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君）　企画財政課、田中です。

私のほうから、まず初めに、庁舎管理事業の増の理由ということで276万円ほど、前年度比で増だった理由なんですけれども、主な理由といたしましては、11節需用費の中の施設修繕料と、あとは15節工事請負費、こちらは先ほど・野委員からもご質問いただいた和室改修工事、そういったところが主な要因となっておりまして、施設のほう、庁舎のほう、出来上がってから15年が経過しておりましてあちこち傷みが出てきていると、そういった状況の中で、昨年度は修繕費の大きなものといたしましてはトイレの便器のフラッシュバルブの修繕で55万円ほどの修繕あるいは上水受水槽の薬を注入する装置の改修とか、細かいところも含めまして大小様々な修繕というのが発生していると、そういう状況でトータルで276万円ほど増に

なったというものでございます。

続きまして、公有財産購入費の国納保育園の用地購入の説明ということで、こちらにつきましては、購入額は決算書にも書いてあるとおり2,338万1,400円、面積は1,758平米の土地を購入したもので、こちらも借地期間が満了したことに伴いまして用地交渉した結果、購入に至ったというものでございます。

もう１点、ＯＡ管理事業の職員端末、ＯＡ管理事業の具体的には14節使用料及び賃借料の不用額の関係、1,200万円近い不用額が出ている理由というところになるかと思うんですけれども、こちらについては、職員の端末、職員が使っているパソコン、こちらのほう、昨年度入替えを行ったんですけれども、それを年度当初、早めに交換をしようということで計画していたんですけれども、パソコンと中に入れるソフトの調達の関係で早期の調達が難しいという状況があったので、調達する時期が遅れたということと、あとは、当初見込んでいたよりも入札をやった結果、安くなったと、期間が短くなって、さらに価格も半分近くの価格で調達することができたということで、このような形で不用額が発生したというものでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　企画財政課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　財政力指数の関係でご質問いただいています。

財政力指数、もちろん、市と町で全体的な状況は違うわけでして、昨年度、一番新しいのが平成30年度について、決算について、12月に埼玉県が出していますので、令和元年度分の財政指標についても同様に今から数か月後、12月に公表されると思いますが、30年度の数値でご了承いただければと思うんですけれども、市が総じて高いのは高いんですが、宮代町、財政力指数0.64ということですが、秩父市は0.57ということで市の中でも宮代町よりは低い数字になっています。逆に戸田市については1.24ということですので不交付団体ということ、あと和光市、1.04ということで不交付団体になっています。

町村の中では、町村の平均が0.65ということでして、その中で宮代町は昨年度0.64ということで、宮代町よりどこが低いかというと、低いことをもってどうこうということではないんですが、越生町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、神川町については宮代町よりも数値は低いです。松伏町については宮代町と数字が全く同じという状況になっています。埼玉県内の町村平均が0.65で、宮代町が0.64ですので、ほぼ平均値かなというふうに考えています。

もう一個、埼玉県は首都圏にありますので、どちらかというと全国平均から見ると数値が高い部類なのかなというふうにもう一方で考えています。全国的には0.5以下のところが非常に多いというところで、今、全国平均の数値はちょっと捉えていないんですが、たしか0.5以下だったかなというふうに思っています。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

答弁ありがとうございました。

地方交付税の関係ですが、なかなか調整額もあって非常に難しいと思うんですけれども、ただ、以前は普通交付税と特別交付税、普通交付税が94％の特別交付税が６％相当額ということで言われていたんですけれども、災害復興特別交付税というのは、これはいつごろから特別交付税と分けて入るようになっているのか、この項目がついたのは、東日本大震災があって、その後数年経過してでしたか、ちょっと記憶にないんですけれども、

その辺はどういうふうな状況だったのか、ちょっと併せてお尋ねしたいと思います。

先ほど、保育所の関係とそれから高齢福祉の関係で65歳以上ということなんですけれども、トップランナー方式の導入はされてもう幾年もなるんですけれども、まだトップランナー方式のことが言われているのかなというふうに思ったんですけれども、これはどれぐらい影響しているんでしょうか。

このトップランナー方式というのは、かえって査定が複雑になって難しいかなというように思うんですけれども、これは宮代の場合はどういうふうに加算されているんでしょうか、分かればお示し願いたいと思います。

それから、ごみ焼却施設の関係は完了したということで、分かりました。それから、庁舎の関係も。

それから、公有財産等管理事業なんですけれども、これは昨年度の場合は国納保育園の購入だったんですけれども、もう今年度、来年度についてはまた優先して購入するんだと思うんですけれども、その辺ではどういうふうな状況になっていくんでしょうか、この点もお尋ねしたいと思います。

それから、61、62ページのＯＡ管理事業なんですけれども、理由は分かりましたが、そうするとソフトが遅れたためなんですね。短期間になった理由は。このソフトというのは全体に関わるんでしょうけれども、購入するのにソフトを後で購入する、そういう買換えであれば普通はパソコンを換えて必要なものは後でということになると思うんですけれども、その辺はソフトがなければ意味がなかったのかどうか、その辺、私どもには実務は分かりませんので、その点についてもお尋ねしたいと思います。

あと、公債費の関係は分かりました。

借入利率の関係なんですけれども、これは臨時財政対策債、この利率の関係だけですか。

あと、よく言われる公債費の関係なんですけれども、利率が高いのはなるべく借換えしてやはり利率の低いほうに換えるというのが鉄則だと思うんですけれども、この令和元年度の場合はそうした点ではどうだったのか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　企画財政課副課長の伊東です。

交付税についての再質問をいただいておりまして、トップランナー方式の状況ですとか、震災復興特別交付税というところでご質問をいただいたかなというふうに思っておりまして、制度の変遷について、今、手元に資料があってお答えできるのですが、まさに震災が起こった平成23年度に特別交付税に関する制度の改正が行われて、特例として交付税を設けることができるようになっているということでして、実際に算定がいつからというのはちょっと手元にないので、後ほど資料を入手してご回答申し上げたいというふうに思っております。

また、トップランナー方式についても継続して行われている状況でございまして、元年度についてでございますが、例えば先進的に行われているような事例として、例えば学校用務員さんを民間委託するですとか、体育館などを指定管理を導入したところの費用などを基準値として置いて、その比較によって行うといったものがトップランナー方式と言われているものでございまして、例えば、これまでの変遷でいきますと、31年度の取組としては、特に学校用務員さんの業務ですとか庶務業務といったものが民間委託を導入された場合

には、その単位費用として最終年度に当たる年においては例えば小学校であれば298万1,000円といったような費用に見ますといった、その単位費用を下げて見ますよといったところで、要はやっていないところには割を食うような仕組みを導入するというのがトップランナー方式といったものでして、宮代町の場合ですと多くは採用されていないというのが実情かなと。指定管理の部分では早期に導入してきたという経緯もありますので、当然、そこの部分については多く算定されているというふうには思いますけれども、算定の結果として見ているものについては、特にトップランナーで幾らとして算出されているかというのは結果が出ているわけではないので、それについて幾らかというのはちょっとお答えができないということでご了解をいただければというふうに思います。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　担当主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君）　企画財政課の田中です。

まず、公共施設借地の取得の今後の予定の関係についてお答えさせていただきます。

先ほどもご答弁させていただいたんですけれども、基本的に平成29年度に町のほうで借地の具体的な取得計画というのをつくりまして、そこで対象施設を具体化しています。具体的には、須賀小学校、中学校の体育館の敷地、笠原小学校の敷地、進修館の駐車場、図書館、あと公用車の駐車場と庁舎の敷地、コミュニティー広場、あと庁舎の駐車場、その中に国納保育園も入っていたんですけれども、昨年度買収したということで、今、早口で言ってしまって申し訳なかったんですけれども、要は、箱物が上に乗っかっている借地については優先的に買取りを進めていくと、その交渉のタイミングというのは、借地契約の期間が満了するタイミングということでなっておりまして、これからも借地契約が満了するタイミングに合わせて地権者の方に買い取らせていただきたい旨を相談、用地交渉のほうをさせていただくという方針となっております。

続きまして、ＯＡ管理事業のパソコンの入替えの期間が短くなった、イコール時期が遅くなった理由でございますけれども、先ほど説明が至らなくて申し訳ありませんでした。

具体的な理由としましては、ウインドウズ、パソコンに入っているＯＳのサポート切れの時期が重なりまして、全国的あるいは全世界的にウインドウズ10への切替えが進んでいたと。ウインドウズ10が入っているパソコンが手に入りにくい状況が生じていたということで、業者のほうも大忙しでなかなか応札してくれる業者を探すのも大変だったということなんですけれども、そういった状況でウインドウズ10が入っているパソコンがなかなか手に入らなかったと、それが調達できたのが年度後半になってしまったというところでございます。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　企画財政課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　先ほどの震災特公の関係でお話しいただいた、もちろん、ここでいう震災というのは東日本大震災のことでございまして、埼玉県内ではもらっている自治体のほうが少ないということで、宮代町は幾ばくでもないんですけれども該当しているということです。

具体的に、何を名目として幾ばくでもないお金がというところについては、ちょっと今、手元に資料がないものですから、後でお知らせ申し上げますので、すみません、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

答弁ありがとうございました。

そうしますと、まず地方交付税の関係なんですけれども、これトップランナー方式の導入等によっての宮代町の地方交付税がこういうふうに変わっているということがあまり言えないんだったら、あえて成果書に入れることはないんじゃないかな。

もちろん、これは導入したときの予算のときも説明がありましたが、実際、国との関係で、この関係が本当にどうなのかなというふうに思いましたので、担当としても言えないのであれば、わざわざ入れる必要がないのかなというふうに思いますので、この辺はぜひ検討していただきたいと思います。

それから、公有財産の今後の関係については、分かりました。

あと、先ほど公債費の関係で借入れの関係で償還を高い利率のものを早く償還して利率の切替え、これはやはり必要なことだと思うんですけれども、令和元年度、昨年度についてはどうだったのか、そのお答えがなかったかなと思いますので、その点と、それから、ＯＡ機器の関係なんですけれども、分かりました。ウインドウズ10、これ個人的にも皆さんパソコンを買い替えたと思うんですけれども、これによる、遅れてはいるんですけれども、特にあのときにはメールとかやり取りで突然パソコンが使えなくなるような、そういう宣伝もよくされたんですけれども、これについては特に支障はなかったのかどうか、なかったとは思いますけれども、その点では遅れたということなんですけれども、その対処は、じゃどういうふうにされたのか、その点だけお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　企画財政課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　最初にトップランナー方式ですけれども、国の意図とすると、いまだに地方自治体の中には電話の交換であったり庁舎の清掃であったりとかをそれ専用の職員を雇って運営しているような自治体も、まだ全国の中には、国の業務まで役場の職員直営でそれ専属でやっているというようなところがございます。

そうではなくて、業務委託に切り替えて、町民の皆さんからいただいた税金ですので、経費を控えて運営している自治体とそうでない自治体とに差があったりするというところがあって、国のほうとすると、もう時代が違うんだから切り替えていきましょうよというような考えでやっているということです。

先ほど、副課長のほうから話がありましたけれども、宮代町においては、過去、指定管理で施設を運営している部分であるとかというのをトップランナー方式の算定ということで出てきています。

ですので、国に言われる話ではないのかもしれないですし、その意味では丸藤委員さんおっしゃるとおりで自治体がどう思うかの話なんですけれども、国の考え方はどうもそういう考えのようです。

ただ、町とすると、国がこういうトップランナー方式をやっているからやっているというわけではなくて、宮代町全体の財政運営を考えて一番町民の利益にかなう方法でということでやっていますので、そういった意味でトップランナーありきでということではないというようなことになります。

○委員長（山下秋夫君）　企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君）　企画財政課副課長の伊東です。

震災復興特別税については、平成23年度の制度改正後、それから宮代町は算定されていただいているという状況でございます。福島から避難され

た方に対するケアですとか、そういったものについての費用について算定をされ、交付税をいただいているという状況でございます。

公債費については、毎年度、もともと予定していたものが利率が高かったものについては財源更正などを行って、補正予算において財源更正を行わせていただいている状況で、令和元年度も行わせていただいたという状況でございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（田中啓之君）　企画財政課の田中です。

ＯＡ管理事業のパソコンの入替え時期が遅くなったことによる支障、影響はなかったのかというご質問につきましては、特にトラブル、支障等は発生しておりませんでした。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　ないようですので、以上で企画財政課の質疑を終了したいと思います。

ここで休憩に入りたいと思います。

休憩　午後　４時４６分

再開　午後　４時５８分

○委員長（山下秋夫君）　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより会計室の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○会計管理者兼会計室長（大橋洋巳君）　会計管理者の大橋でございます。よろしくお願いいたします。

○会計担当主査（加藤智浩君）　会計主査の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

それでは、質疑ありますか。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　ないようですので、以上で会計室の質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、本日はこの程度にとどめ、次回は９月11日金曜日、午前10時から委員会を開き、引き続き町民生活課関係の審査から始めたいと思います。

これにて延会といたします。

延会　午後　４時５９分

決　算　特　別　委　員　会

第　２　日

出席委員（１３名）

山下秋夫君		丸藤栄一君	
九山妙子君		浅倉孝郎君	
金子正志君		西村茂久君	
小河原正君		泉伸一郎君	
角野由紀子君		塚村香織君	
合川泰治君		土渕保美君	
川野武志君			
（議長	田島正徳君）		

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之君	会計管理者兼会計室長	大橋洋巳君
町民生活課長	齋藤和浩君	町民生活課副課長	押田昭浩君
町民生活課副課長	山﨑健司君	危機管理担当主査	横溝秀武君
危機管理担当主査	田代宇隆君	環境推進担当主査	小林知弘君
地域振興担当主査	関根雅治君	税務課長	門井義則君
税務課副課長	金子諭君	町民税担当主査	田原浩介君
資産税担当主査	鈴木健司君	徴収担当主査	折原淳君
住民課長	高橋暁尋君	住民課副課長	草野公浩君
住民課主幹	中村佐登志君	戸籍住民担当主査	海老原剛章君
年金担当主査	山﨑貴君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	長堀康雄	主幹	小林賢吉

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（山下秋夫君）　おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、９月９日に引き続き、決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第４２号の審査（町民生活課）

○委員長（山下秋夫君）　これより町民生活課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○町民生活課長（齋藤和浩君）　改めておはようございます。

町民生活課長、齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日出席している職員につきましては、自己紹介という形でさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　おはようございます。町民生活課副課長の山﨑と申します。地域振興担当と環境推進担当のほうを所管させていただいております。よろしくお願いいたします。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　おはようございます。町民生活課副課長の押田と申します。私のほうでは、危機管理担当のほうを見させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○危機管理担当主査（横溝秀武君）　危機管理担当主査の横溝と申します。よろしくお願いいたします。

○危機管理担当主査（田代宇隆君）　おはようございます。危機管理担当の主査、田代と申します。よろしくお願いいたします。

○地域振興担当主査（関根雅治君）　おはようございます。地域振興担当主査の関根と申します。よろしくお願いします。

○環境推進担当主査（小林知弘君）　おはようございます。環境推進担当主査、小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。幾つか質問させていただきます。

72ページの防災活動事業についてですけれども、ＡＥＤの賃貸料になります。これ、高齢化が進んでいきますと、ＡＥＤを使うケースが増えてくると推測されますけれども、町内に現在何か所設置してあるのかというのと、また使用状況はどうなのかというのと、今後も増やしていくのかということをお聞かせください。

続きまして、74ページの防災コミュニティ促進事業になります。防災・防犯マスター認定者は、全部でこれは何人ぐらいいるのでしょうか。また、年齢層はどれくらいなのでしょうか。今後何名まで増やしていくという目標などはあるのでしょうか。

続きまして、地域コミュニティ活性化事業、52ページになります。

集会所の修繕維持管理費の補助で、修繕補助金が平成30年度と比べて大幅に削減しているのは、これは何ででしょうか。

それと、もう一つ、上手に使おう集会所事業で、集会所等を活用した地区、自治会と市民団体と11件マッチングしたということですけれども、その後どのような展開があったのでしょうか。

続きまして、70ページの環境推進事業なんですけれども、アライグマやハクビシン、カラスの巣など、町民の生活環境、または農作物被害につながる害獣の対策はどのようにしているのでしょうか。アライグマやハクビシンの数は増えているのでしょうか。また被害状況はどうなのでしょうか。

続きまして、76ページの防犯活動事業になります。

防犯の件で、昨年度宮代町でどれくらいの犯罪が発生したのでしょうか。例えば振り込め詐欺とか空き巣とか痴漢、窃盗などですね。

こちら、最近若い人を中心に夜中に県道を多く歩いていることが多く見受けられます。うちの前の県道もそうなんですけれども。先日うちの娘が習い事から帰ってくると、自宅から黒いリュックをしょった人が出てきたということで、私もちょっと危険だなと思ったんですけれども、追いかけたところ、マスクもしていない全身真っ黒な服装の若い男性かと思ったら、アジアの女性なので驚きました。近所に聞きますと、最近見知らぬ人が家の中に来たりということもあるそうです。近隣の方から怖いという話も聞いております。また小中学生が見知らぬ人から声をかけられたり追いかけられたりするケースもあります。防犯パトロールなどを強化していただきたいところなんですけれども、そこで質問になります。

職員による防犯パトロールですけれども、これまで何か成果はあったのでしょうか。例えば不審者を発見して通報したことなど。

続きまして、76ページの進修館管理事業になります。

進修館は、1980年にできまして40年経過しました。修繕工事費は年々どれぐらい増加していくのでしょうか。また、大規模修繕などを今後していくのでしょうか。もしするのであれば、いつ頃を想定しているのでしょうか。

もう一つ、市民活動地域資源の縁結び事業で、やりたいゾゥ登録者と市民活動団体のマッチング件数が32件ということですけれども、マッチングをどんな事業を展開しているのでしょうか。

130ページの環境衛生事業になります。

野外焼却で明らかに事業者と思われる方や一般家庭の方がごみを野焼きしている光景をいまだに見られます。野焼きはダイオキシン類など有害物質が発生して人体に被害が出るだけではなく、廃棄物処理法に違反する立派な犯罪行為です。これはどのように対応しているのでしょうか。

また、水質にも苦情があるということでするこれ、どんな苦情なのでしょうか。

132ページの清掃総務事業になります。2025年に久喜市に新しい清掃工場が竣工し、久喜宮代衛生組合は解散します。宮代町は久喜市にごみ処理を委託するようになります。現在久喜市の審議会では、今行っているプラスチックなどの分別はしないで可燃ごみにする方向性で話が進んでいます。

どのような手法で委託料が決まるのか分かりませんけれども、ごみを出せば出すほど委託料が増えていることは間違いがありません。逆に減らせば、委託料は減るということになります。

今から小中学生や一般者向けに今後減量の啓発をするべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

続きまして、160ページの消防総務事業になります。

消防団装備費に35万6,400円を歳出していますけれども、消防団装備品の老朽化が目立っていま

す。例えば防火服も古くて重いです。消防団の高齢化も進んでいますので、軽い防火服の整備が必要だと考えます。

また、防火服を着るときに下のズボンがあるんですけれども、こちらもかなり古いので、サイズが25センチとかそういうものもあるんですね。そういったときに履くのに苦労したりしますので、古くなった備品の更新をしてほしいという団員からの要望を受けています。消防団備品のさらなる充実を図っていってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

すみません、長くなりますけれども、最後になります。

宮代の魅力推進事業、70ページになります。

里山体験事業は、町外の方も多く参加して、子育て世代に人気が高く、宮代町の魅力を町外に発信する大きなツールになっています。特に山崎山トラスト祭やツリークライミング、蛍の鑑賞会、夜の生き物を観察するスーパーナイトハイクなどは大勢の親子が参加しています。自然と楽しむことができ、お金もかからないことから、保護者の皆さんらからも大好評です。ぜひ第５次総合計画にも里山のイベントを入れてほしいということです。

質問ですけれども、桜の木の管理です。桜の管理費に約840本の管理に274万3,600円支出しています。桜は町民の皆さんにとって春の景色としてもちろん楽しみにしているところもあります。ただ一方で、桜の開花の時期は短く、その後害虫駆除や剪定など維持管理費にお金がかかるということもあります。これ以上増やさなくてもいいのではないかという町民の声もあります。今後桜の木は増やしていくのでしょうか。

以上になります。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

それぞれの質問に回答のほうをさせていただきたいと思います。

まず、52ページの地域コミュニティーの集会所の修繕の費用でございます。こちらでございますが、こちらにつきましては、その年度年度によって修繕の内容、規模が変わっております。その関係で金額のほうは大きく変更のほうがなっているところでございます。その年度年度によって修繕の内容が違うということでご理解のほういただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、２点目の70ページの環境の関係ということでお話をいただいております。

害獣駆除の関係でございます。こちらでございますが、今宮代町として、害獣の駆除をさせていただいているのが、主にアライグマでございます。これは、県のアライグマの防除計画がございまして、そちらの計画に基づいて処理のほうをさせていただいているところでございます。

そのほかにご相談をよく受けるのが、ハクビシンでございます。ただ、ハクビシンは野生鳥獣ということで保護をされている関係から、アライグマのように速やかな処理ができないということとなります。一定の手続を取った後に処理ということになるんですが、これは被害を受けている方からの申請があって初めてなされるということでございますので、今町のほうで主に行っている害獣の対策につきましては、アライグマがメインになっているということでございます。

続きまして、76ページの進修館の管理関係でございます。こちらでございますが、40年経過しているということで、進修館、かなり傷みが激しくなってきております。特に大ホールのエアコン、２階ロビーのエアコンにつきましては、今年度設

計を組んでおりまして、設計の内容によって次年度以降改修のほうをさせていただこうと思っておりますが、規模が大きい関係でこちらのほう大きな修繕費用がかかってくると思われているところでございます。

続きまして、マッチングの関係でございます。

先ほどごめんなさい、地域コミのほうで11件のマッチングの内容につきまして、お話をさせていただかなくて申し訳ありません。ちょっと戻りましてお話のほうさせていただきます。

11件の地域コミのほうのマッチングでございますが、こちらは、各地域でいろいろな事業イベントをやられるご相談がございます。そちらの中で、そちらのイベントで発表ができる、あるいは敬老会とかで発表ができるとかそういう方のご紹介をさせていただいているのがメインでございます。

11件の集会所利用のマッチングということでございまして、このうち５団体が敬老会のマッチングということでさせていただいているところでございます。

続きまして、やりたいゾゥのマッチングでございます。すみません、やりたいゾゥのほうは後でにさせていただきたいと思います。失礼します。

続きまして、130ページの環境の関係の野焼きの対策ということでお話のほうをさせていただきたいと思います。

町のほうにも野焼き、随分苦情のご連絡をいただいております。野焼きのほうは、先ほどご質問にもありましたとおり、法律に違反しておりますので、ご連絡いただければ、速やかに現場のほうに向かわせていただきます。現場のほうに向かわせていただきまして、野焼きの状況を確認させていただきます。野焼きの中には、農家の方が行うやむを得ない野焼き、野外焼却もございます関係から、野焼きの状況を確認させていただいて、その都度お話のほうをさせていただいております。ただ、農家の方が行っている除外されている野焼きであっても、近隣の方にご迷惑がかかっている状況をお話をさせていただいて、風向きとか曜日をご検討いただきたいというお話をさせていただいているところでございます。

続きまして、清掃総務の関係でございます。

久喜市のほうにごみ処理のほうを委託するということで今のところ進んでおるところでございます。

宮代町のごみ問題、ごみ処理の関係につきましては、今の分類、ごみの分別がございます。それが今後どう変化するかは、今後の久喜の状況によって変わってくると思いますが、その辺は今後の状況によってということになると思いますが、ごみの減量の教育をさらにということでございます。今宮代町のほうでは、子供たちが環境の関係でキッズＩＳＯとかいろいろやられているところでございます。その中でいろいろな発表を私のほうもお聞きしているんですけれども、あのような形で子供たち、一生懸命環境について考えていることございますので、そちらのほうの動きを今後も続けていただければなと思うところでございます。

次に、70ページの魅力推進事業の関係でございますが、こちらお話しいただいたとおり、町外の利用の方も随分多くご来場いただきまして、非常にご好評いただいている事業でございます。

その中で桜の管理ということでお話をいただいているところでございますが、桜につきましては、ほとんどの桜が河川の管理敷のほうに植栽されているところでございます。従前は桜の木、ああいう形で植えさせていただくことは可能だったんですが、これ以降、今法律、河川法の治水の関係とかいろいろございまして、新たに桜を植えることは難しいのかなと思っているところでございます。

また、河川改修に伴って大規模な伐採も発生するところから、今後桜の本数のほうは少なくなっていくと。極端に短く少なくなるということではなくて、少しずつ少なくなってくるだろうと思っております。かなり老木の桜も増えておりまして、伐採が必要な状況もございます。その中で少なくなってくると思うところでございます。

すみません、やりたいゾゥのマッチングのほうは後で回答のほうさせていただきます。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課、押田と申します。

それでは、まず、１点目、72ページ、防災活動事業のＡＥＤの賃借料の点についてお答え申し上げます。

ＡＥＤについては、町内に何か所あるのかというご質問に対しましては、町内全体でＡＥＤに関しましては17台の管理をさせていただいております。役場のほうで２か所、町内の小中学校で７校分、総合運動公園１台、進修館１台、社会福祉協議会１台、保健センター１台、町立図書館１台、旧生きがい活動センター１台、郷土資料館１台、はらっパーク１台ということで17台の管理をさせていただいているところでございます。

また、ＡＥＤの使用状況については、特段出先機関等から使ったというような報告は受けておりませんので、私の認識の中では、使用はしていないということで認識をしております。

また、今後ＡＥＤについて増やすのかどうかというご質問に対しましては、今現在増やす予定はないということで回答させていただきます。

続きまして、74ページの防災コミュニティ促進事業に関しまして、こちらまず、１点目の防災・防犯マスター認定者、こちらの認定者は何名おるのかということに対しまして、現在のところ、延べで162名の認定者がいるところでございます。

こちらに関しましては、防災・防犯の両分野における住民１人の力を高めることで各自主防災会及び防犯会、さらに町全体の防災・防犯を向上させることを目的として実施いたしまして、全６回の講座を予定しております。８割以上受講した方を防災・防犯マスターとして認定させていただいているところでございます。

２点目のこちらの認定者の年齢層につきましては、ちょっと資料がないということで内訳のほうは私のほうで今現在把握しておりませんので、お答え申し上げることができないということでご了承ください。

また、目標についてでございますけれども、こちらのほうは、成果書の30ページ、こちらのほうの後期実行計画の成果目標、令和２年度ということで、防災・防犯マスター修了者年間活動実績30人以上ということで目標値を挙げているところでございます。元年度で言えば、10名の方が認定として登録させていただいたところでございまして、この目標については、年度ではなく、延べということで捉えさせていただければというふうに考えているところでございまして、目標については達成しているということで認識させていただいているところでございます。

続きまして、防犯活動事業についてでございます。

こちらのほうの町の犯罪に関するご質問でございますけれども、町内での犯罪発生状況について申し上げます。

こちらのほうは、自転車の盗難、自動車の盗難、車上狙い、自動販売機狙い等で令和２年３月末日現在で16件という数字を拾っているところでございます。

また、職員のパトロールの成果についてという

ことなんですけれども、週２回職員によるパトロールのほうを実施させていただいているところではございますけれども、特段職員が戻ってきて何かあったというような報告は直近では受けていない状況でございます。しかしながら、過去において一事例申し上げますと、教育委員会の職員が現場に出ていたときにそのときに何か警察のほうから連絡があって、追っている人がいるということで、それらしき人物を見かけたということで、警察のほうに通報して、その犯人を捕まえたというような話は聞いておりますので、そういった事案が過去に１件あったという記憶を私のほうではしているところでございます。

最後になりますけれども、160ページの消防総務事業についてでございます。

こちらのほうにつきましては、消防団員の防火服が古くなってきたとかちょっと重たいということで、装備品の老朽化に伴って何か考えていただきたいようなご要望をいただいたところでございます。

こちらのほうにつきましては、各分団、６分団ございますけれども、定期的に各分団ごとに打合せ等行っていると思いますので、皆様方、各分団員の方が、分団長のほうに要望として上げていただいて、その要望を分団長から町の事務局のほうに各団員からこういう要望が出ているんだけれどもということでご要望いただければ、それに基づいて予算措置のほうについては、検討させていただければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　すみません、町民生活課副課長の山﨑です。よろしくお願いいたします。

先ほどのやりたいゾゥ登録者、市民活動団体とのマッチングの関係をお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、先ほどの集会所使用の11団体のマッチングのほかに高齢者支援活動をしている団体がございます。こちらのほうが、やりたいゾゥ登録者のほうに14団体のご紹介のほうをさせていただいていたり、あるいは個人がそれぞれ茶道を学びたいとかいろいろな事業のパートナーを探しているとかそういうものの積み上げで32件になっているということでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　すみません、幾つか再質問させていただきます。

まず、最初の防災活動費のＡＥＤの件は分かりました。

２つ目の防災コミュニティ事業、促進事業のほうの防災・防犯マスター認定者の年齢層が分からないということなんですけれども、恐らく昼間に講座をやっているので、ご年配の方が多いんじゃないかなということがちょっと推測されます。

これから防災活動というのは、一般質問で課長さんが答えていましたけれども、まずは、自助、そして続いて共助と言えますので、地域の共助でこうした防災・防犯マスターということがいるということはすごく共助につながると思いますので、若い人も参加できるような時間帯に講座行うというような計画はあるのでしょうか。

地域コミュニティ活性化事業のほうは、こちらは了解いたしました。

環境推進事業のアライグマ等の件なんですけれども、これは、アライグマの被害というのはあるんですか。もしくは駆除の頭数などを教えていただければと思います。

防犯活動事業なんですけれども、先ほど自転車

と車と自販機の件は聞きましたけれども、振り込め詐欺とか空き巣とか痴漢というのは、宮代町ではこれは発生していないのでしょうか。

進修館管理事業なんですけれども、大ホールと２階ロビーのエアコンが、規模が大きく金額も張るということなんですけれども、本格的な大規模な修繕というのが必要になる時期というのは来るのでしょうかということをお聞きいたします。

あと、環境衛生事業なんですけれども、野焼きがあれば、連絡が来れば、現場に向かって確認するということなんですけれども、その後の対応はどうしているのでしょうか。

あと、清掃総務事業のほうなんですけれども、小学生の場合はキッズＩＳＯとか環境会議でいろいろやっていますけれども、一般市民へのごみ減量の啓発活動というのは、今後していくのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　まず、１点目のアライグマの被害でございます。

こちらのほうは、アライグマ、お話をいろいろご相談をお受けするんですが、農家の方の農作物への被害が多くご連絡いただいております。特にブドウ等のああいうものがアライグマは狙われる傾向が多いということでございます。

○委員長（山下秋夫君）　すみません、回答のとき、質問のときもページ数をちょっと言ってください。お願いします。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　すみません、アライグマの関係なんですが、環境衛生事業の106ページのこの中の環境問題の関係ということでお話のほうをお受けいたします。

アライグマなんですが、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、農家の方からのご相談がメインでございます。ちなみに平成元年度のアライグマの捕獲頭数は11匹を捕獲のほうをさせていただいているところでございます。

続きまして、成果書の103ページ、進修館管理事業の関係でということでご質問いただいております。

進修館の大規模な修繕、先ほどもお話しさせていただきましたが、40年進修館たっているということです。その中で大規模な修繕、今後考えられるものですと、先ほど言ったエアコンの修繕とか、あるいは屋根の防水関係が今のところクローズアップされてきているところでございます。

ただ、防水関係につきましては、やはり事業費がかかる関係で、今後検討していきたいということでございます。

かかる費用につきましては、適時その都度積算、予算の関係で検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、野焼きの関係でございまして、こちらはやはり環境衛生事業ということで、成果書の107ページ、環境問題処理ということで回答のほうをさせていただきます。

こちら野焼き、野外焼却でございますが、現場に行ってお話をさせていただいて、通常の状況ですと、その場でやめていただけている方がほとんどでございます。１回その場で収まっても、継続してられる方も何件かいらっしゃるんですが、そういう方には、継続してお話のほうをさせていただいているような状況でございます。

続きまして、清掃総務事業の108ページ、久喜宮代衛生組合の久喜市へのごみ処理の委託の関係ということで、関連した内容ということでご質問のほうをお受けしております。

こちらのごみの分別の関係につきましては、今後機会あるごとに広報等を使わせていただいて、

ＰＲさせていただければなと思うところです。

当然そのお話いただいたように、ごみの処理の量が増えれば、当然委託料が増えてくるというところもございます。また今後のいろいろな検討の中で住民の方に意識をしていただけるような形は考えていきたいと思っているところではございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課、押田です。

再質問の成果書29ページ、防災コミュニティ促進事業、こちらのほうの認定者の関係について再度お答え申し上げます。

浅倉議員のほうから認定者については、推測であるけれども、年配の方が多いんではないかというようなお話をいただいたところでございますが、振り返ってみますと、確かにおっしゃるとおり、講座については平日等開催しているところでありますので、若い方については参加できないのかなというふうに考えたところもございます。

また、災害活動については、自助、共助、公助という形になりますけれども、自助につきましては、住民の責務といたしまして、住民一人一人が自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守るということもございます。また、共助ということで、地域の皆様方で手を取り合って助け合うという精神も必要でございます。最後に公助ということで、役所の職員が地域の皆様方に協力をさせていただくような形になるかと思います。

そこで、防災・防犯マスターの講座ついて実施を見直す計画はあるのかというご質問でございますけれども、こちらのほうにつきましては、先ほど申し上げたとおり、平日に開催しているところでございまして、若い世代を取り入れようというふうに考えた場合については、平日開催のみならず、土曜日、日曜日のお休みの日も使った形で講座を開催していかなれば、若い世代を取り込めないというふうに考えております。

したがいまして、今後につきましては、計画する際にそういった若い世代も取り入れるという観点から考えますと、平日に限らず、土日の休みの日も取り入れた計画について考えていかなければならないと考えているところでございます。

振り込め詐欺、詐欺被害状況についてのご質問に対しましてお答え申し上げます。

町での特殊詐欺の被害状況でございますけれども、令和元年１月から12月の数字で申し上げます。

特殊詐欺ということで、高齢者を狙った詐欺、こちらのほうが６件、オレオレ詐欺ということで親族を装って現金をだまし取る詐欺ということで、こちらのほうが１件、預貯金の詐欺、警察官、金融機関職員等を装ってキャッシュカードをだまし取って、不正に現金を引き出す詐欺につきましては３件、還付金の詐欺が１件、キャッシュカード詐欺が１件という形で、こちらのほうは数字を捉えているところでございます。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　ありがとうございました。

防犯活動事業なんですけれども、これ、特殊詐欺は空き巣とかじゃないということ、１件もないということなんですか。宮代町の場合ですと。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課、押田です。

空き巣の被害については、特に報告を受けていない状況でございます。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありませんか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村でございます。

２点質問をさせていただきます。

決算書の52ページ、そして説明書の32ページになります。

地域コミュニティ活性化事業についてなんですけれども、地域敬老会集会所利用敬老会実施件数25件となっております。こちらも補助金というのが、この決算書のほうのコミュニティ事業助成金ということでよろしいのでしょうか。

この全ての自治会で、この敬老会を行った件数が25件ということでよろしいのかということをお伺いいたします。

次に、集会所整備事業補助金ということで、こちらの10の集会所を修繕したということだと思うんですけれども、この修繕費の中に例えば使いづらくなった椅子とかテーブルとかのそういった備品を買い換えるということも入るのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　それでは、成果書の32ページ、地域コミュニティーの関係ということでお話のほうをいただいているところでございます。

集会所利用の敬老会の実施件数が25件ということでここに記載のほうをさせていただいておりまして、こちらは集会場を利用した敬老会の件数ということでございまして、補助の件数ではございません。敬老会の補助のほうは町民生活課のほうでは行っておりませんので、何件敬老会が行っているかはこちらでは把握しておりません。集会所を使った敬老会の件数が25件ということでご理解をいただきたいと思います。お願いいたします。

続きまして、集会所の整備補助でございます。こちらは、やはり地域コミュニティーの関係でございますね。成果書の32ページということでございますが、こちら集会所の建物の整備、修繕の補助になります。中の備品等の整備は対象とはなっていないということでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

ありがとうございます。

２点目のほうの椅子とかテーブルとか備品については、別な補助金があるということでよろしいんですか。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

今ほどお話いただきました成果書32ページの集会所の整備事業の補助金の内容ということでお話のほうをさせていただきますが、地区の皆様には、集会所の整備のほかに豊かな地域の補助関係、豊かな地域づくりの推進事業費補助金とかを出したりしておりますが、こちらも備品等の整備はできないこととなっております。

備品等の整備で大きくできるのが、俗に言う宝くじの関係でコミュニティ助成事業というのがございますが、こちらの中で、各地区で大きな金額になるんですけれども、整備いただいている地区が多くございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

はい。泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

細かい質問になって申し訳ないんですが、説明書のほうで、まず、97ページなんですが、一番下のところの表で、道路反射鏡設置及び修理工事ということで、新設が13基、修繕が22基となっているんですが、この13基は、全て曇り止めがついた

カーブミラーをつけられたのか、お答えください。

あと、修繕は、どういうものが多かったかをお聞かせください。

それから、あと、99ページで放置自転車の撤去の件なんですけれども、一番下の成果のところで、町内をパトロールすることで放置自転車が発生しにくい環境の整備に努めましたということで、この環境の整備というのは、どういうことがあったのかをお聞かせください。

それから、あと、101ページなんですが、防犯灯の新設ということで、防犯灯設置工事９か所で14万8,500円と書いてあるんですけれども、何かすごい安い気がするんですね。決算書の72ページですと、15番のところで防犯灯設置費及び修繕工事が137万6,360円と出ているんですけれども、この中でこの新設の９か所は14万8,500円で済んでいたということでよろしいんでしょうか。

その３点お願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　回答はどなたが。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時４４分

再開　午前１０時４７分

○委員長（山下秋夫君）　再開いたします。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課、押田です。

まず、１点目、成果書の97ページの関係でございますけれども、道路反射鏡については、曇り止めかどうかというご質問に対しましては、こちらのほうは曇り止めで対応させていただいているような状況でございます。

また、修繕につきましては、反射鏡が割れている、欠けているですとか、柱の破損等お話いただいた場合に修繕ということで適宜対応のほうをさせていただいているような状況にございます。

続きまして、成果書の99ページ、自転車対策事業、こちらのほうの成果ということで、下段のほうに放置自転車が発生しにくい環境の整備に努めたということで、記載のほうをさせていただいているところでございますけれども、こちらのほうの環境整備ということはどういうことかということなんですけれども、こちらのほうについては路面標示とかの対応をさせていただいたような状況にございます。

最後に、成果書の101ページ、防犯活動事業並びに決算書の72ページの防犯活動事業に関しましてでございますけれども、成果書のほうでは、防犯灯の設置工事ということで９か所の14万8,500円、決算書上では、防犯灯の設置費及び修繕工事ということで137万6,360円ということで数字のほうの違いでございますけれども、決算書のほうでいう137万の中には、成果書のほうで示しております14万8,000円、こちらのほうが含まれているということでございます。ですので、成果書上では、新しく新設のみをした場合の数字のほうを記載させていただいているところでございます。

また、決算書上は、新設並びに修繕等を行った全ての数字のほうを計上させていただいているような状況でございます。

以上です。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

まず、１問目ですね。道路反射鏡なんですけれども、私、要望いただいておりまして、曇りがどうしても起っているということで、すごい見えないところが多いと言われてしまいまして、今度土日でちょっと調べてみたいとは思うんですけれども、やっぱり曇り止めがなっているにも関わらず

曇ってしまっているのか、もしくは、曇り止めになっていないミラーであるのかというのがまだはっきりしないんですけれども、この曇り止めではないミラーと曇り止めになっているミラーの場所というのは、もう把握はされているわけでしょうか。

それと、あと、２問目も聞いていいんですかね。

それから、２問目のほうは分かりました。

あと、３問目のほうなんですけれども、新設する場合その９か所で、思ったより私、もっと高いお金がかかるかと思っていたんですけれども、このぐらいでできるのをびっくりしてしまったんですけれども、修繕工事というのが、じゃ、相当かかってしまうということになるわけなんでしょうか。それ、お聞きいたします。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課、押田です。

まず、１点目の道路反射鏡の曇り止めの関係でございますけれども、町内に道路反射鏡は全体で800本弱設置のほうがされているところでございます。したがいまして、１か所１か所、その曇り止めかクリアかというようなものについては、ちょっと把握していない状況にございますので、ご理解くださいますようよろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　暫時休憩をいたします。

休憩　午前１０時５４分

再開　午前１０時５５分

○委員長（山下秋夫君）　再開をいたします。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課、押田です。

まず、１点目の防犯灯設置工事９か所14万8,500円、こちらのほうの金額についてですけれども、金額的には結構安いというお話です。

こちら新設に当たりましては、器具につきましては、町のほうで提供のほうさせていただいているところでございます。ですので、器具のほうは町のほうで提供して、業者さんのほうに設置のみをお願いしているような状況にございます。こちらのほうの設置につきましては、町内業者さんと単価契約を結んでいるところでございまして、その単価契約に基づいた額で工事のほうを実施していただいているような状況にございます。

また、成果書の101ページ関係でございますけれども、防犯灯の維持管理の実施、こちらのほうの金額が全体で853万3,177円ということなんですけれども、こちらのほうにつきましては、下段のほうの維持管理内容に示しているとおり、器具の交換、その他ということでそれぞれのほうを記載をさせていただいているような状況でございます。

防犯灯の維持管理の実施でございますけれども、内容については、器具交換ということで、一体型のＬＥＤの修繕、こちらのほうが40件ございました。また、ＬＥＤの改造型から一体型のＬＥＤということで、こちらのほうの修繕が27件、その他ということで、器具の撤去ですとか、移設点検等で19件の修繕のほうをさせていただいたような状況にございます。したがいまして、修繕件数が合計で86件ということで、かなり多かったということで金額的には多くなっているような状況にございます。

また、大変失礼しました。

この853万3,000円の中に維持内容の上段で示しているとおり、防犯灯の電気料も含めているような状況にございます。こちらの電気量を除きますと、器具交換等で127万7,860円ということで、修

繕費のほうがかかっているような状況にございます。

決算書上では137万6,360円ということなんですけれども、新設の設置工事費の14万8,500円と先ほど申し上げた器具交換の修繕の127万7,860円を足した額が、決算書の72ページの15節の工事請負費防犯灯設置及び修繕工事ということで137万6,360円ということで決算額で示しているところでございます。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　泉委員、分かりましたか。

○委員（泉　伸一郎君）　よろしいです。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君）　土渕でございます。

説明書の103ページ、災害に強いまちづくり啓発事業、主な実施内容の地域防災訓練の実施の成果の中に、動物支援ナースによるペット防災コーナーを設けて住民に説明をしていますが、これから起こり得る災害時の避難所にペットの持込みは町としてどのように考えているでしょうか。

１問だけです。お願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課、押田です。

成果書の103ページ、災害に強いまちづくり啓発事業に関するご質問で、地域防災訓練、こちらのほうを実施した際に、動物支援ナースによるペット防災コーナー、こちらを設けたということを記載のほうをさせていただいたところでございますが、今後災害が起きた際に、ペットの持込みについてはどのよう考えているかというご質問に対しましてお答えのほうをさせていただきます。

災害時には、大勢の人々が避難生活を行う避難場所に来るわけでございます。こちらの中には、ペットを飼っている方はもちろんのこと、ペットを飼っていない人も来ます。したがいまして、その中では、動物が苦手な人ですとか、アレルギーを持った人なども一緒に暮らさなければならないような状況になります。避難所の運営者としては、こちらの点については、大変頭を悩ますところでございますが、適切な対応をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

ペットとの同行避難自体が持つメリットを考えれば、こちらのほうについては、決して否定できるものではないというふうに考えているところもございます。ましてや視覚ですとか聴覚に障がいを持った方たちが生活する上で、大きな頼りであります盲導犬ですとか聴導犬などの身体障がい者補助犬は、言わば障がいを持つ方々の一部であるため、指定避難所等で必ず受け入れる必要があるというふうに考えているところでございます。

したがいまして、避難所の我々運営者は、まず、身体障がい者補助犬とその利用者の避難所の便宜を考えまして、同時にペットを連れた避難者への対応も一緒に考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　はい、分かりました。ありがとうございました。

○委員長（山下秋夫君）　ここで休憩に入りたいと思うんですけれども。11時20分まで休憩したいと思います。

休憩　午前１１時０３分

再開　午前１１時２０分

○委員長（山下秋夫君）　それでは、再開をいたします。

冒頭に申し上げますけれども、質問者は必ずページ数を言ってください。

それでは、質疑ありますか。

・山委員。

○委員（・山妙子君）　・山でございます。お願いいたします。何点かあります。

ページ67から70の交通安全対策事業、交通安全対策特別給付金について、成果書の16ページ。380万で交通違反反則金の原資としているということでなっているんですが、町道の横断歩道とかがどうしても消えているところとか、あとグリーンベルトの切れているところがあるんですが、これは原資だけで賄うのか、学校の要望等で原資を超えた場合はどうしているのか。特に、グリーンベルトが非常に剥げているところが多いんですけれども、来年度につなげてどうなっていくか、この原資から教えてください。

次は、交通指導員に関してです。これも成果書16ページ、交通安全対策事業、67から70です。交通指導員の人数が足りないということなんですが、積極的に増やしてほしいということがあります。

それで、先日も、こちらから行きますと須賀の踏切を小学生が集団下校しているんですが、私の前を５台ぐらい走っていったんですけれども、一旦停止はするんですけれども、10人の列があっても誰も通してあげる人がいなかったんです。ああいうところを、交通指導員さんとか設置できないのか、そんなことも来年度につなげてほしいので、質問いたします。

あと、自転車対策事業、これも69から70です。放置自転車の状況なんですが、前段の議員の質問もありましたけれども、以前より放置自転車は少なくなったとは思いますが、見回りだけで済んでいるのか、その状況をお願いいたします。

あと、防災活動事業、71ページから74ページです。防災士資格を２人取得されています。費用が６万9,400円で取っていただいているんですが、地域の防災士として資格を取って、地域だけで活動しているのか、それともまち全体の防災の活動に生かしてくださっているのか、お聞きします。

あと、避難に関して、資料の中に、食料、飲料水、携帯ラジオ等ってホームページにも載っているんですが、持参するように書いてあるんですが、避難されている方はどの程度用意されていたのか、お聞きします。

あと、地域コミュニティ活性化事業、51ページ、52ページ、上手に使おう集会所事業なんですが、集会所が私たちのところも20人ぐらいしか、２メートル、２メートルですると、人数が入らない状況なんですが、敬老会とかいろいろやってきましたが、今後、集会所を使っての敬老会とか難しくなってきます。

毎年敬老会については、たくさんの議員から質問が出ていますけれども、これからの形態の在り方、やり方が変わってくると思いますが、予算もあるんでしょうが、その辺がどうなっているのかお聞きいたします。

あと、地域コミュニティ活性化事業、52ページです。成果書の95ページ。コミュニティ掲示板の維持管理費が21万円で8,200円減っているんですが、町内のコミュニティ掲示板を見てみますと、結構破損とかしているんですが、こちらは8,200円使っていないんですが、かなり傷んでいるこの掲示板を今後どうしていくのか。地域の方が非常に頼りにしている掲示板ですので、整備するとかそういう考えがあるのか、なぜ8,200円が残ったのか、お聞きします。

あと、自転車対策、ページ70ページです、成果

書99ページ。町営駐輪場なんですが、利用者が随分和戸駅、第２駐車場は昨年も減っていたと思いますが、今年37万4,400円減になっております。コロナの関係もあると思いますが、利用者がかなり減っている原因、どう担当課は考えているのか、お聞きします。

あと、先ほど進修館、76ページ、成果書103、104なんですが、コロナの対応で水洗のトイレとかの手洗いも水が出るようになったんですが、先ほど前段議員からも出ましたけれども、大がかりな修復ということで、屋根の修復が大きな課題ということなんですが、以前から何度もお願いしているんですが、女子トイレの壁と天井なんですが、それはやっぱり屋根を修理しないと改善につながらないのか、お聞きいたします。

あと、合併浄化槽がページ130ページです。毎年10件ずつの予定になっております。今年は国の予算で多分半額補助か何かで、補助額が大きいので利用件数が多くなると思うんですが、国納では新築の家屋が非常に多くなっていたりして、また来年度とか補助金が減っていくと、10件で足りなくなると思いますが、この10件というのが毎年なっているんですけれども、10件というのは毎年変わらないのか、10件で要望がかなっているかお聞きします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

まず、１点目の敬老会の補助関係、今後の動きでございますが、敬老会のほうは町民生活課のほうでは所管しておりませんです。先ほどもちょっとお話させていただいたとおりでございます。担当課のほうにご確認いただければと思います。よろしくお願いします。

２点目のコミュニティ掲示板の関係でございます。コミュニティ掲示板の維持管理につきましては、地区のほうにお任せをしております、管理のほうですね。地区のほうで修繕、あるいは新設が必要ということで、こちらのほうに申請が上がってきた時点で、こちらのほう、補助のほうの対応をさせていただいておりますので、こちらの補助額の変化というのは、地区からの要望の変化ということでご理解いただければと思います。

続きまして、進修館の女子トイレの修繕関係でございます。今一度現場のほうを確認させていただきたいと思います。対策のほうは今確認させていただいて、女子トイレの壁関係の修繕も、今回のトイレの修繕と一緒に併せてやるということで確認取れました。

続きまして、合併浄化槽の10件の関係でございます。こちら、合併処理浄化槽の補助の内容でございますが、くみ取トイレ、あるいは単独処理浄化槽からの転換を補助対象とさせていただいております。新築は補助対象外ということでございますので、今後も10件ということで継続させていただければなと思います。

ただ、要望が多かったりはするんで、対応のほうは考えたいと思うんですが、ただ、県のほうの補助体制が来年大きく変わりそうな感じもしますので、いろいろな条件を加味した中で考えていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課、押田です。

順次、ご質問にお答えのほうをさせていただきたいと存じます。

まず、１点目の交通安全対策事業、こちらの関係でございますけれども、こちらにつきましては、

横断歩道ですとかグリーンベルト等、通学路の要望等により、塗り替えのほうを適宜考えさせていただき、対応させていただいているような状況にございます。

続きまして、交通指導員の関係でございます。現在のところ、交通指導員数は足りない状況にあるというようなご指摘を受けたところでございますけれども、こちらのほうにつきましては、平成30年度、31年の３末で13名、31年度、いわゆる令和元年度で12名で、今年度４月１日で10名ということで、年々、若干数ではございますが、減っているような状況にございます。

令和２年度から、新たに会計年度任用職員制度という制度に基づいて、交通指導員のほうもお願いしているところでございます。従来であればオフィスサポーターということで、足りない状況であれば、誰か声をかけていただいて、すぐにお願いできる方については、お願いをしていたところでございますが、制度が変わった関係で、すぐに増やすということはちょっと難しい状況にございます。

しかしながら、担当といたしましても、少ないという状況は把握しておりますので、広報等で募集をかけさせていただいたりの対応をしているところでございますので、そういった形で一人でも多く交通指導員の方が増えて、交通安全に対して安全な形で児童・生徒を見守ればというふうに考えているところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、自転車対策事業で、放置自転車が少なくなったという形で、こちら、少なくなった原因については、見回りだけで対応しているのかというようなお話でございますが、当然のことながら、適宜町内を循環して、放置自転車がないかどうかのような確認はさせていただいているような状況にございます。

また、町民等から、目についた放置自転車があれば連絡を受けているところでございますので、そういった形で連絡を受けた際には、現場に行って、放置されているような自転車であれば撤去して、管理のほうをさせていただいているような状況にございます。

続きまして、防災コミュニティ促進事業、成果書の29ページです。こちらのほうで、防災士資格取得にという形でございます。こちらのほうの記載については、支援数（団体）ということで、こちらのほうは２団体ということで表示のほうをさせていただいているところではございますが、イコール各団体１名ずつということで、２名ということで捉えていただければというふうに考えているところでございます。

また、その後、地域だけに資格を取った後、つながるのかというご質問に対しましては、当然のことながら、資格を取った後、地域の自主防とかでいろいろ先頭に立って面倒を見ていただくような形になりますけれども、町のほうの、例えば自治会等からいろいろな防災に関する研修等がございます、そういった場合に、誰か講師になる方はいないかというようなご相談を受けますので、そういった場合については、そういった資格をお持ちの方をご紹介させていただいて、その地域に戻って自分で勉強したことをさらに地域の方々に還元していただくということでお願いしているような状況にございます。

それと、避難所の関係で、食料関係、こちらのほうにつきましては、町のほうで防災倉庫のほうを設置しているところでございます。進修館ですとか須賀小学校、姫宮北公園、東小学校等々、そちらのほう並びに町内の小・中学校の余裕教室を借りた形で、そちらのほうにも食料関係を備えて

いるところでございます。こちらのほうにつきましては、一例ではございますけれども、アルファ米ですとかクラッカーですとかビスケットなど、約9,000食分の備えをさせていただいておりまして、災害時に各地区への避難の際に備えているところでございます。賞味期限が切れていないかも適宜確認をさせていただいておりまして、賞味期限切れ前には、新たにそのものを購入して、入替えのほうをさせていただいているような状況にございます。

また、食料につきましては、町民の方々には、自身でそういった水ですとか食べ物を、最低限３日分は持つように備えていただきたいようなお願いをしているところでございます。町といたしましては、町として1.5日分、県からの支援を受けまして1.5日分ということで、町としては３日分の備えはさせていただいているような状況にございます。

それと、自転車対策事業の関係でございます。こちらのほうの町営駐輪場の収入源というようなお話をいただいたような状況にございますけれども、こちらに対しましてお答えのほうをさせていただければと存じます。

駅前のほうには、民間の駐輪場も最近はできているような状況にあるかと思います。利用者にとっては、町の町営でやっている駐輪場のみならず、民間の駐輪場も利用できるということで、選択肢のほうは増えているような状況にあるということで、こちらの点については、利用者にとってはよい点だというふうに考えているところでございます。

また、公営駐輪場だけでなく、民間駐輪場もあることによって、不法駐輪の減少にもつながっているというふうに考えているところもございます。町の収入を増やすことも必要かというふうに考えているところでございますが、収入の点では、町の美観を考えた場合、不法駐車が減るということで、収入は減っているような状況にございますけれども、町の美観という点から考えればいいんじゃないかなというふうに考えているところもございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

それから、交通指導員の関係のご質問に対して１点漏れてしまいましたので、改めて質問に対しましてお答えさせていただきます。

交通指導員を下校時に配置できないかというようなご質問に対しましては、ご協力いただいている方については、何らかの仕事を持っている方にご協力いただいているということで、現在のところはちょっと難しいのではないかというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　・山委員。

○委員（・山妙子君）　わかりました。

交通指導員に関してはわかりました。広報にも、何か記事には載っているんですけれども、指導員にスポットを当てるとか、多分知らない方で、じゃ、やろうという方がいらっしゃると思うので、制度も変わりましたし、会計任用職員になったので、ちょっと違うふうにして町民に目に触れるようにしていただいて、数人入っていただいたら、本当に子供を守れるので、そういうことを検討してほしいなと思います。それが要望です。

あと、前より放置の自転車が減ったような状況なので、町民からの連絡はあるということでわかりました。

あと、防災士の資格を取った方は、せっかく取ってくださったので、きちんと得たものは皆さんにこうしていただけるといいなと思いますので、

積極的に講師派遣とかしてもらいたいと思います。防災士の金額をつけていただいたのは、非常にありがたいと思いますので、生かしていただく。その方のためにも町としても生かしていただくようにお願いします。

あと、すみません、質問の仕方が悪かったんですが、成果書の30ページに、自主避難所を設置しましたと登録制メールの文言が載っているんですけれども、そこでさっきもご説明いただいたんですが、生活必需品を持って避難してくださいということなんですが、去年の10月の台風の際とか、結構避難した人がいるんだけれども、皆さん、やっぱり少し持って、防災倉庫とかにはあるということは存じ上げているんですが、こういうときに皆さんが避難されているときに、ある程度のものは持っていらっしゃっているのか。心構えですよね。慌てて避難しちゃったのか、常々３日分はとおっしゃっている、それが浸透していれば、皆さん持ってくると思うんですが、その辺が今回の台風でどうだったかという現状をお聞きしたいので、そこをもう一回お願いします。

あと、大変失礼しました、集会所の敬老会、申しわけないです。

あと、コミュニティ掲示板は地元から申請があれば、修理とかできるということで確認しました。

あと、和戸駅の駐輪場は確かに民間が駅横にできたので、随分利用されているので、美化の点からも非常によくなったので、その点は減収になっていますから、理解いたしました。

さっき１点聞き忘れちゃったんですが、ページ124ページ、狂犬病対策、成果書105ページなんですが、再通知で成果が上がったと書いてあったと思うんですが、どれくらい向上したのか。１回目の通知だと多分少ないけれどもということで、成果率を教えてください。

あと、合併浄化槽に関しても、新築はなしということで、転換ということで理解しました。10件で足りているのかなとちょっと心配はあったんですが、要望があったら要望をかなえる件数でやって、例えば15件とかもしあったら、意識の向上になるので、お願いしたいです。

あとは、ありがとうございます、進修館の壁の汚れ、今回やっていただけることなので、そちらも理解をしました。

何点か先ほどの質問のお答えをお願いします。

○委員長（山下秋夫君）　危機管理担当主査。

○危機管理担当主査（田代宇隆君）　危機管理担当の田代と申します。

先ほどの質問で、昨年の台風19号のときの避難所の様子についてお答えさせていただきます。

事前に町のホームページ等で、身の周りのもの、生活用品とかを持ってきていただきたいということで協力を呼びかけたところでございます。中には、避難生活が長期にわたることを想定して、例えば歯ブラシですとか、あとは下着ですとか体を拭くもの、あと簡単な軽食を持ってきてくださいというところで呼びかけたんですけれども。

避難所の中では、12日の夕食と翌日の朝、町のほうからアルファ米の食事と、あとお茶のほうを提供させていただきました。その中で、食事は持ってきているからいいよという方が数名いらっしゃいまして、その数というのは把握していないんですけれども、呼びかけた効果等はあったのではないかと考えているところです。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

まず、狂犬病の接種率の関係でございます。狂犬病予防の再通知、注射の再通知のほうを12月頭

に発送のほうをしております。その発送前の接種率でございます、11月の接種率でございますが、こちらが63.39％でございました。また、これが再通知後の３月末になりますと、71.59％ということでございまして、8.2％の増が図られているところでございます。

また、この再通知をさせていただきますと、接種率が上がるということもあるんですけれども、犬が亡くなってしまっても、登録しっ放しになっている方もいらっしゃいまして、再通知をすることで、連絡が町のほうに入るようになっていて、正確な状況の把握のほうにも努めている形となっているところでございます。

続きまして、合併浄化槽の補助基数の増でございます。今まで10件程度でお話が大体整理ができているところが多かったりもするんですが、ここ１、２年、10件よりプラスアルファでご相談いただくこともございます。また、国・県の補助も入っていたり、また、補助基数を増やすということは、町の負担も増えるようなこともございますので、いろんな条件を検討させていただきながら、考えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　・山委員。

○委員（・山妙子君）　大体分かりました。

避難されている方がどの程度周知できているのと、自覚を持っていらっしゃるとお聞きできて、持参しているからいいよというお話があったということで、分かりました。

狂犬病のほうも、今年はコロナの影響で狂犬病を打っている方も多分遅れているとは思いますが、再通知で増える可能性も多いということで、期待しています。

合併浄化槽のことは負担もあるということで、分かりました。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

川野委員。

○委員（川野武志君）　すみません、１点だけ質問させていただきます。

環境推進担当で魅力推進事業、里山体験事業なんですけれども、聞きそびれちゃったと思うんですけれども、決算書の70ページ。宮代の魅力推進事業の346万6,000円という金額が提示されているんですけれども、ちょっと聞きそびれちゃったのか、支出の内容を教えていただきたいんですけれども、よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

お話しいただきました決算書の70ページ、魅力推進事業の内訳でございます。こちら、里山体験事業のほかに、先ほどもお話しさせていただきましたが、桜の管理の委託が274万3,600円、ツリークライミングの実施委託料が４万3,200円、さいたま緑のトラスト保全地の保全の整備委託料が29万7,000円でございます。このほかに、イベントにかかる諸経費等が含まれておりまして、総額346万6,030円となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　川野です。再質問させていただきます。

内容的には、ほとんどの予算が桜の木の保全になるような形ですか。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

今ご説明させていただきましたとおり、346万6,030円のうち、桜の管理委託料が274万3,600円

ということでございますので、魅力推進事業の多くが桜の管理ということとなっております。ただ、先ほど魅力推進事業、里山体験事業はＮＰＯ団体の皆さんのお力をいただいたり、環境団体の皆さんのお力をいただいたり、皆さんのお力をいただく中で実施をさせていただいておりますので、町の負担が少ない中で実施をさせていただいているということでございます。

こちら、成果書の38ページをご覧いただきたいと思うんですが、こちらで下の表、里山イベントの実施ということで、月１回程度のこちらのイベントのほうを実施させていただいております。こちらの費用の多い少ないにかかわらず、これだけの方が宮代町に来ていただいて、宮代町の豊かな自然環境を楽しんでいただいているということでございますので、金額の多くは桜の管理ということでございますが、このような事業を実施しているということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　川野です。

里山のほうの魅力事業は、何となく観光のような感じがするので、桜の木の保全とイベント性のある事業とは分けて、素朴な質問なんですけれども、町民生活課、担当がいろいろあると思うんですけれども、そういった観光的な事業は産業観光課というわけじゃないですけれども、そういった別のほうに振り分けて予算組みをしたほうがいいのかなというふうな気がするんですけれども、その辺はどのように感じているか聞きたい、質問させていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

こちらに上げさせていただいているイベントでございますが、交流人口を増やすということの町の総合計画の中の位置づけをされていることは事実でございます。ただ、交流人口を増やすということではなくて、宮代町の豊かな自然環境を次世代の子供たちに残すと、そういうことを含めてこういう事業をやらせていただいております。

産業観光のほうで、そちらのほうの中身を含めて実施をできるかというと、なかなか難しいかと思いますので、このような形で実施させていただける形を今後も考えたいということでございます。ただ、今後、どういう形で残るかというのは、今後の検討ということになるところでございますが。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。中に質疑があるような人がいたら、おっしゃってください。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

もう時間ですので、多分質問だけで終わると思います。

分かりやすいのは、成果書が一番分かりやすいと思うので、それに沿って質問だけさせていただきます。

まず、95ページの地域コミュニティ活性化事業。私も町民生活課というのは、非常に地域がお世話になっているところだから、非常に質問はしづらかったんですけれども、立場が変わりましたので、質問をいたします。

地域コミュニティ活性化事業、３点です。まず１つは、花いっぱい活動、いわゆるステップアップ事業のところは、元年度は29、30年ないのに出ていた。これについては、コミ協の関係が影響しているかと思うんですが、もともとこれも長年コミ協を通しての話だったんですけれども、このコミ協を今後どうするのかということをお尋ねしま

す。

２つ目が、自治会長等の報奨金の交付についてです。自治会長の報奨金という性格が、総額でもう800万ありますので、この性格をはっきりとさせていただきたい。本当に報奨なのか、あるいは業務委託といったら変ですけれども、例えば配布物を区長を通して、自治会長を通してやるから、その仕事を委託しているのか。この報奨金という性格がどうもよくわからないので、これについてお答えください。

それから、３番目は地区連絡会ですけれども、この地区連絡会については、不要ではないかなと私は思っております。なぜかと言いますと、会長時代に、地区連に４年ほど出ているんですけれども、ここは情報の共有や意見交換を行うためということで書かれてあるんですが、情報の伝達だけなんです。意見交換が全くないもので、地区連の会長をやっていたときに、かなりしつこく各区長さんに意見を求めて、本当の意見交換ができるような、そういう場にしたかったんですけれども、残念ながら、１年交代でどんどん代わっていきますので、全くこれは継承されないということになります。

地区連で渡される書類というのは、欠席した人は、封筒に入れて欠席者の区長に届けるという形になって、それで間に合っちゃうんですよ。伝達事というのは、その中身を見ればの話、見なければ全く分からないんです。見れば分かると、そういう内容なんです。お願い事となると、直接担当のほうから話をしないと、お願い事は通じないということになるんですけれども、もともと地区連は区長会というのがあって、区長会は人数が多いから、４地区に分けて、そこでもうちょっと密度を高く、伝達も含めて意見の交換をすれば、もっとコミュニティーの活性化につながるということに狙いがあったんですけれども、実際はあまり機能していないねと、私は印象です。

ここに地区連の関係では、大した金額は使っていないんですけれども、でもそれも無駄だなというふうに理解します。その３点です。

それから、市民活動推進事業、96ページ、次のページになりますが、これで１点だけ。

これまでといいますか、これは36回の町民まつりについては、決算なんですけれども、町民まつりの参加されているみこし、そして流し踊りの団体、この参加団体数を教えてください。歴史的な経過も併せてそこではお答えください。

あわせて、ここが問題なんですが、参加地区数。先ほど地区連のところで話したんですが、町民まつり、皆さん行きましょうよと、そこで話をしても、意見を求めても、いや、ということになるわけで、確かに地区から有志が参加しているということは分かるんです。でも、本当の意味で、地区全体で、町全体で盛り上げるということになれば、これは地区なんですよ。体育祭も同じなんです。そういう面において、実際の参加地区数、これを教えてください。

それから、ちょっとめくっていきまして、101ページ。これは前段の議員から質問があった内容で、防犯灯です。防犯灯については、前段の議員にもご答弁ありました。しかし、私はこれは納得していません。

ここで質問するのは、具体的には防犯灯の設置費と修繕工事、それぞれ別々に金額を出してください。

それから、回答の中で単価契約というやつが出ましたけれども、この単価契約はどういう内容なのかというのをきちっと説明してください。場合によっては、その単価契約を見せていただくと、こういうことになるかと思いますけれども、その

辺疑問に感じますので、お答え願います。

それと、防災活動、102ページ、全部成果書です。この防災活動にぜひ１点だけ。

去年、防災無線の自主防災会に対して、端末を各１台出して、災害時に本部、つまり役場等の防災等と連絡を取るという、ダイレクトに取る、そういう機会を与えたんですが、この訓練というのはされているんでしょうかどうか。お願いします。

それから、今度は105ページ、狂犬病の予防注射なんですけれども、元年度は登録者数は1,700あるんですが、実際に集合注射をしたのは400ちょっと。あとはこれは医療機関、動物病院で予防注射をしたというふうな理解でよろしいんですかね。

実際の狂犬病予防注射の候補が1,200ということですから、それでも500ぐらいは全然何もしていないです。そうすると、注射していないわんちゃんがいるということになるんで、そこのところをお願いしたいと思います。

成果のところに、接種率が向上しましたと書かれていますけれども、どれくらい向上したのか、数値を示してください。

それと、106ページ、環境衛生事業、もう少しお金を使ってもいいと思うんだけれども、100万の執行残があるということなので、その中身を教えていただきたいということと、107ページの同じ環境衛生の中で、犬猫等の死骸の処理という状況が書かれていますが、その他というのが多いんですけれども、この中にはムジナとか何とかというのが入っているんですか。その他というのはどういうものがあるのか、教えてください。

それから、108ページ、これは清掃総合事業になりますけれども、この表を見ますと、全体のごみ搬入量も増えているんですけれども、その大きな要因は、燃やせるごみ、これが増えていると。これはあまりいい傾向ではないと思うんですけれども、これをどう理解されているのか。

それと、もう一つ、し尿の関係で、元年度は前年より増えて424キロリットルになるんですけれども、これは今後どういうふうな推移を取るというふうに理解されているのか。

以上でございます。ちょっと多いんで、申し訳ありません。

○委員長（山下秋夫君）　これで質問は打ち切りまして、午後１時５分から再開をしたいと思います。休憩に入りたいと思います。

以上です。

休憩　午後１２時０５分

再開　午後　１時０５分

○委員長（山下秋夫君）　それでは、再開をいたします。

西村議員に対しての回答をお願いいたします。

答弁をお願いします。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課、押田です。よろしくお願いいたします。

それでは、順次、西村議員からのご質問に対してお答え申し上げます。

まず、１点目、成果書の101ページ、防犯灯についてのご質問でございます。

こちらのご質問内容が、防犯灯の修繕費と設置費についての金額を示していただきたいというお話でございますけれども。

こちらのほうにつきましては、成果書の101ページ、防犯灯維持管理の実施項目において、４項目ございますけれども。そのうち２行目からの器具交換、一体型ＬＥＤの修繕、器具交換、ＬＥＤ

改造型から一体型ＬＥＤ、その他、器具の撤去、移設点検等で、それぞれ右側で金額のほう、お示しのほうさせていただいているような状況にございます。

こちら３点の合計金額ですが、127万7,860円。こちらのほうが修繕費という形での金額になっているところでございます。

また、その上に防犯灯の新設ということで、防犯灯設置工事９か所ということで、決算額にしまして、14万8,500円ということで計上のほうさせていただいているような状況にございます。

こちらの新設工事の14万8,500円並びに先ほど申し上げた３点の修繕の127万7,860円を合計いたしますと、決算書上で言います防犯活動事業の工事請負費の合計金額でございます137万6,360円という形で、決算として示させていただいているところでございます。

こちらの修繕、設置に関しましては、２点目の単価契約の内容の説明ということで重複する点があるかと思いますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

こちらのほうにつきましては、防犯灯の修繕・設置工事という形で工事の契約のほうを締結させていただいているところでございます。

町と宮代町の電設協会、こちらのほうで単価契約ということで、契約のほう締結させていただいているような状況にございます。

町内の電設協会ということで加盟している業者さんでございますけれども、山口電気商会さん、三共電設さん、千葉電気商会さん、中野電業社さんの４社と結んでいるところでございます。

こちらの単価契約の中身でございますけれども、項目といたしまして、設置、交換、移設、撤去、その他ということで、５項目に分けさせていただいた形でそれぞれの内容をお示しし、それぞれの単価を示した形で、契約のほう締結させていただいているところでございます。

例えば、設置で申し上げますと、新設という形になりますけれども、単価といたしまして１万5,000円の単価契約を締結させていただいております。

また、交換につきましては、金額が１万5,500円。こちらのほうはＬＥＤへの器具交換、例えば蛍光灯、水銀灯からＬＥＤへの交換ですね。こちらのほうが単価として１万5,500円。また、ＬＥＤからＬＥＤへの器具交換といたしまして、壊れたＬＥＤの防犯灯の交換として、単価契約として、１万円ということで締結しているところでございます。

また、移設につきましては、電柱共架、防犯灯の移設ということで、１万8,000円の金額でございます。

こういった形でそれぞれの項目に対しまして、単価をお示しして契約を締結させていただいているところです。

先ほど、私のほうで申し上げた単価につきましては、税抜き価格ということで申し上げたところでございます。

続きまして、２点目、成果書102ページ、防災活動事業になります。

こちらのほうのご質問内容でございますけれども、防災無線、端末ですね。簡易無線機のほうを自主防のほうに配っているところではあるけれども、訓練はしているのかというようなご質問内容でした。

こちらのほうにつきましては、町内のほうにおきまして、自主防災会56団体ございますけれども、昨年度56団体に対しまして、簡易無線機１台をそれぞれお渡ししたところでございます。昨年度お渡ししたということで、渡してから１年ちょっと

しかたっていない状況にございます。

訓練内容でございますけれども、現在のところ町としては、訓練は実施していない。

しかしながら、昨年度、台風19号が発生したかと思いますが、そのときに、それぞれ自主防のほうで、そのお渡しした簡易無線機を使って、近所、隣同士の地区との連絡は取り合ったというようなお話のほうは聞いているところでございます。

こちらの簡易無線機につきましては、自主防と町で直接連絡を取り合うという形でお渡ししたものではございません。先ほど申し上げたように、近くの地区の方々といろいろな情報交換をしていただいたりする際にお使いいただきたく、お渡ししたところでございます。

無線機を配布しましたが、特にこの訓練自体が行われているような状況にはないところです。

それと、１点、訂正のほうさせていただきます。

防犯灯の関係で、私のほうで防犯灯維持管理の実施、器具交換、器具交換その他ということで、この３点を足した合計額127万7,860円ということで申し上げたんですが、正しくは122万7,860円ということで訂正のほうさせていただきます。申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

西村委員さんの質問に、随時お答えのほうさせていただきます。

まず、成果書の95ページ、地域コミュニティーの関係でございます。

花いっぱい運動が、豊かな地域づくりの補助金に追加されたのは、コミュニティ協議会の代わりの事業かどうかというお話でございます。

こちら、コミュニティ協議会が平成30年５月12日に、コミュニティ協議会の総会で廃止のほうをされているところでございます。

こちら、コミュニティ協議会の中では、クリーン宮代、あいさつ運動、花いっぱい運動、クリーン古利根等の事業をやっていただいていたところでございます。

お話いただきましたとおり、各地区から花いっぱい運動の助成については、要望が多いということから、花いっぱい運動の補助のほうを、豊かな地域づくりの推進事業費補助金のほうに追加のほうさせていただいたところでございます。

コミュニティ協議会の今後の考え方ということでございますが、コミュニティ協議会、いろいろな組織で、活動のほうやっていただいていたところでございます。

コミュニティ協議会に代わる組織というのは、町としては今具体的には考えておりませんが、コミュニティーを強く形成する組織は、コミュニティーをより一層推進したいという考えはございまして、今まで区長会という会議が４月当初に開催していたんですけれども。

区長会、これは会議をやる場として区長会ということで考えていましたが、その区長会を組織化のほうをさせていただきたいと。区長会を組織化する中で、地域、町のコミュニティーの推進を図りたいというお話を各区でさせていただいておりました。

また、こちらのほう整理のほうができておりません。ご同意いただけない地区もございますことから、そのような状況にあるということで、ご報告のほうさせていただきたいと思います。お願いいたします。

続きまして、同じく95ページですかね。

自治会長等の報奨金の関係でございます。

こちらの報奨金でございますが、地区自治会を

代表し、町政に関する事項にご協力いただくとともに、地域の自治活動に当たっている方にお支払いをするということで、お支払いのほうさせていただいております。

先ほど、お話がありましたとおり、広報等の配布ですね。防犯灯、公園等の各施設の維持管理のための調整、自治会の意見等の取りまとめや行政との調整及び処理、町主催事業、または行事等への参加、そのほか町からの依頼事項の対応ということで、このような活動をご調整いただいている方にお支払いのほうさせていただいております。

こちら、区長さんにということだけではなくて、地区からここの口座にお支払いしてほしいというご要望いただいて、そちらのほうにお支払いをしておりますので、区長さんだったり地区の口座だったり、様々な形を取らさせていただいているところでございます。

続きまして、地区連絡会でございます。

こちら、先ほどお話をいただきましたとおり、こちらの地区連絡会でございますが、区長、自治会長同士で、情報の共有化を図り、意見交換を行う場として、町内を４地区に分けた地区連絡会を、平成18年に設立のほうさせていただいたところでございます。

先ほど、地区連絡会の中で、意見交換とか情報の共有化はまるで図られていないから不用だというお話もいただいたところでございますが、この４地区の中には、こちらの趣旨をご理解いただいて、区長、自治会長同士で情報の共有化を図り、また意見交換をしていただいている地区もございます。

そのような地区もございますことから、今後、地区連絡会の設立の趣旨に基づいて活動ができるように、各地区連の代表の方とともに、お話のほうをさせていただきたいなと思うところでございます。

続きまして、成果書の96ページ。

市民活動事業でございます。

こちらにつきましては、お祭りの関係でご質問のほういただいております。

こちら、みこし、流し踊りの参加団体ということでございますが、おみこしのほうが、前回、昨年のお祭りでは、おみこしが５、流し踊りのほうが14ということでございます。

各地区からの参加ということでお話を先ほどいただきましたが、こちら、お祭りの役員として地区からご参加いただいている区ということで理解のほうさせていただいております。こちらは、４地区ですね。地区のほうからご協力、区長さんですね、ご協力ということでいただいているところでございます。

続きまして、105ページの狂犬病予防事業でございます。

こちらにつきましては、集合注射の内訳ということでございますが、先ほど西村委員さんのほうからもお話いただきましたとおり、こちら集合注射と獣医師さんのほうで打っていただいている方がいらっしゃいます。

こちら、105ページの犬の登録事務の狂犬病予防注射済票の交付。1,250は、こちらの狂犬病予防注射、集合注射の実施ということで、下表の405を含んでおります。ですので、405を含んだ形で、そのほか残りの方が、獣医師さんのほうで接種していただいて、注射済みとの交付を受けているということでございます。

先ほども、お話のほうさせていただいたところでございますが、再通知後の接種率の向上でございます。

これは・山委員さんのほうにもお答えさせていただきましたが、12月上旬に通知のほうをさせて

いただいているところでございますけれども、11月末の接種率が63.39％でございます。３月末の接種率が71.59％ということで、8.2％の接種率の向上のほうさせていただいたところでございます。

続きまして、106ページ。

環境衛生事業の不用額の関係でございます。

こちらは、側溝清掃の堆積物の、こちらの委託料の残ということでございます。こちら地区の清掃活動に伴って、処理量が変化する関係で、予算のほう取らさせていただいている関係で、不用額が発生しているところでございます。

続きまして、107ページの犬・猫の死骸処理の状況でございます。その他のものということで、お話のほういただいているところですが。その他につきましては、下の米印、その他ということで、カラス、ハト等と書かせていただいております。

鳥が、結構道路上で亡くなっていることが多いことから、こちらのほう処理させていただいているところでございます。

続きまして、108ページの清掃総務事業でございます。

こちらの燃やせるごみの量、し尿の量の増減につきましては、衛生組合のほうから集計した数をいただいているところでございます。この増の内容につきましては、今衛生組合のほうに照会をかけておりますが、具体的な数字、回答がございませんので、改めてお話のほうさせていただければと思います。

以上でございます。

あわせて、燃やせるごみの量が増えているもの、し尿の増加分につきましても今、衛生組合のほうに確認をさせていただいておりますので、改めてお話のほうさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

時間があれば、もうちょっとしつこく詳しくお尋ねするところですけれども。

その中で、何点かお尋ねいたします。

防犯灯の絡み、決算書は72ページですから、あれですけれども。

これ、単価契約の内容をお話しいただいたんですけれども、例えば設置単価１万5,000円ということで、安いなとは思ったんですけれども。この積算というのは、単価だけぱっと単価契約にのせているんですか。それとも、その材料費等含め、積算をした内容でこの１万5,000円というのは出ているんですか。非常に安いと思います。

それで、防犯灯を新しく設置するときには、ポール代もあるだろうし、電球代もあるだろうし、その他、配線工事の問題もある。何よりも人件費も入ってくる。

その中で１万5,000円ぐらいでできるんであれば、私のところもやってほしいなと思いますけれども。

それはともかくとして、積算があるのかどうか。契約書そのものに載っていなくても、付属の資料といいますか、そういうので出ているのかどうか、再度お尋ねいたします。

それから、成果書の95ページの地域コミュニティーの関係で、２つ目の問題で、自治会長の報奨金、この性格を教えてくださいよと言ったんですけれども。どうも聞いていて、そうですかというふうには、なかなかいかなかったですよね。

報奨金をどこへ振り込むかということについては、これは個人の口座もあるし、自治会とか区の口座、そこに振り込むのもあると思うんですけれども。この性格がもうちょっとね、もう一回説明していただきたい。どうもよく分からない。これは仕事に対するお支払いということで、委託料に

近いような内容のものだと理解しているんですが、違うんですか。

それから地区連絡会につきましては、いやいや、そうはおっしゃるけれども、この地区連絡会の趣旨について理解をしていただいている地区もございますということなんですが。本当にそうなんですかね。そういう地区があったら教えていただきたいなと思います。それで聞いてみたいと思います。取材をしたいと思います。

この地区連絡会が、どうしてもないと困るということなのかどうか。

お金というのは、やっぱり行政効率と効果の問題がありますので、こういう事業をするにも、結構いろんな人が、目に見えない形での費用支出が出ているはずなんで。この点について改めて伺います。

それから、次のページの96ページの、町民祭りの関係ですけれども。みこしのほうのお答えがなかったんですけれども。流し踊りは14団体だと。

〔「５基」という人あり〕

○委員（西村茂久君）　５基。５団体ね。

これ、みこしじゃなくて山車も入っているんですね。多分ね。純然たる担ぎみこしということになると４団体だと思いますけれども。

いずれにしても、10年前、20年前の過去の町民祭りに参加する団体さんとしては相当落ちてきていると。その理由は、これはもう地区が地区として参加しないという、決めちゃっているわけです。

だから、本当の意味で、これ町民祭りになっているのかどうか。そこのところをお伺いしたかったんですけれども。単純に昨年度の参加数はそうであったということは理解はいたします。

もう一度、そこのところ。過去に遡って考えたときに、このままで町民祭りいいのかどうかというのをお尋ねします。

それから、防災無線の、いわゆる簡易無線ですね。自主防災会に各１台提供されている。

この趣旨は、もともと近隣のところの自主防災会と連絡を取る、取り合うというためのものであって、例えば、役場の本部とか、そういうところ。あるいは、町民生活課の防災担当と連絡を取るというものを前提としたものでないということですけれども。これちょっと話違うと思うんです。最初はそういう話じゃなかったんですよ、計画上は。

これは、町と直接話ができるということで、お渡ししますよということを、私会長時代聞いてるんだから。だから、前提が違うよというふうに言われても困るんです。

実は、一番地区で東、北のほうにあるところ、つまり４キロ、４キロの地点では役場と直接通信することはできないんです。和戸地区の防災会との経由、こういう形になる。

それは話が違うだろうということです。その点いかがでしょうか。

それから狂犬病の関係で、実は３分の１しか集合注射していないんですよね。それ以外の、要するに注射済票を交付したところというのは、間違いなくこれやっているんですが。あと500はどこに行っちゃったんですかね。その話はなかったのでお伺いします。

接種率が向上しましたということですが、これは例え３であろうが５であろうがパーセンテージが上がれば、それだけ向上しましたという、再通知で。それは分かります。それはそれでいいです。

それから、カマス環境衛生事業の100万円の執行残はカマスの関係だとこういうことですね。

それから、犬・猫等の死骸処理状況で、確かにその他はカラス、ハトとなっているんですけれども、こういう鳥類ばっかりなんですかね。それであればもはや回答する必要はないです。

それと、ごみについては分かりました。後で調べないと分からないということですね。

以上。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課、押田です。

まず、１点目の防犯灯関係でございます。

契約に際して、こちらのほう積算があるのかというご質問に対しまして、まず、お答えのほうさせていただきます。

こちらのほう、金額を確認する際に、町のほうから宮代電設協会の会長さんのほうに見積り依頼をするわけでございます。内容といたしましては、項目、内容、仕様という形で、それぞれ示させていただいております。

例えば、設置、内容については、電柱共架の新設。仕様項目としまして、器具支給。取付バンド、書類作成、東京電力の申請料を含む。また、交換につきましては、ＬＥＤの交換等で、仕様といたしまして、こちらのほうも器具のほうは支給。取付バンド、書類作成、同じように東電申請料を含むという形で、仕様のほうそれぞれ項目ごとに示させていただいております。

これを基に、まず電設協会の会長さんが金額のほうをはじいて、それぞれほかに３社の業者さんがおりますけれども、会員の皆様方に金額を示して、合意の下で、会長さんから見積書ということで町のほうに金額が上がってくる状況にございます。その金額が、先ほど申し上げた単価契約の金額となっているところでございます。

続きまして、２点目の、簡易無線機のご質問に対してお答え申し上げます。

こちらのほう、先ほど再質問において、西村委員さんのほうから、そもそも自主防災に配った趣旨は、近隣、いわゆる隣の地区との連絡を取るためのものではないというようなお話をいただいたところでございます。

その点に関しましては、大変申し訳ございません。私もその当時の経緯を把握していないので、その点については、何ともこの場では申し上げられないということで、ご理解いただければと思います。

また、北のほうの地区、４キロでは、連絡、通信が直接町とできないようなお話をいただき、中継点として、和戸経由で町と連絡を取るというようなお話もいただいたところでございます。

そういった事実もおありかと思うんですけれども、直接町のほうで連絡を取りたくても通信できないので直接つながらないといった場合については、つながる中継地点、どこかしらの地区の自主防の方と一度連絡を取って、町のほうにどこどこ地区からの要請ということで、連絡手段としてやっていただければというふうに考えているところもございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

また、近くの自主防でなく、それぞれの地区において、町のほうには６分団の分団がございますので、その分団を経由して分団から町のほうへの連絡というのも、一つの手段かとは思いますので、その辺も活用していただいた上で、簡易無線機の利用について、お願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

自治会長と報奨金の補助金の趣旨の関係でございますが、こちら先ほどもお話をさせていただきましたが、町政に関する事項にご協力いただくとともに、地域の自治活動に当たっている方にお支

払いしますということでございます。

各業務をやっていただたくこと、あるいは地区の活動に当たっていただいていることに対する報償ということでお支払いをしている金額でございます。そのような形でご理解いただければと思います。

続きまして、２点目の地区連絡会、本当に必要かということでございますが。

こちら、自主的に活動されている地区がございます。もし、ご希望があるようであれば、そちらの地区、ご案内させていただいて、一度視察等のお話も調整させていただければなと思うところでございます。

ただ、本年度はコロナの影響で、ちょっと開催のほうが難しいこともございますので、その辺はご了解いただきたいと思うところでございます。

続きまして、成果書の96ページのお祭りの関係でございます。

先ほど、おみこしが５、山車が２ということで７団体の参加をいただいているところでございます。

町民祭り参加人数が少なくて、今のままでいいのかというお話もいただいているところでございますが、参加団体のほうも確かに少なくなっているのも事実でございます。

ただ、町民祭り、お祭りを支えていただいている方、多くの方が町民の方が支えていただいております。ストリート委員会、イベント委員会、安全美化委員会、広報記録委員会、４団体のほかに町の実行委員会ということでお集りいただいて、100名ぐらいの町民の方にご協力いただいて、初めて実施できるお祭りでございます。まさに、町民祭りだなということで感じているところでございます。

お祭りの在り方について、いろいろお話をいただくこともございます。ご協力いただいている町民の方は、非常に大変な労力をいただいているところもございますので。町民祭りではないかということではなくて、そういうご協力いただいている皆様に、町民祭りの在り方についても、確認のお話のほうもさせていただくことも考えたいと思います。

続きまして、犬の集合注射でございます。

先ほど、お話いただきましたとおり、集合注射のほう、成果書の105ページになります。

実際、注射の行われている1,250のうち、405ですので、３分の１程度の集合注射の接種率ということになります。そのほかにつきましては獣医師ということで、お話のほうさせていただきました。

残りの、1,746から1,250を引いた分の残り、大体500ぐらいの引数でございますが、こちらは注射済票の交付を受けていないということで確認ができる数字でございます。

これは、狂犬病の予防注射をしても、町のほうに届け出る、あるいは町内の獣医師のほうで注射済票の交付を受けていないと、やったということにはなってきませんので、記録には残りませんので。そういう方がいるのも、お聞きするところはございます。

ただ、その500のうち、未接種の方も多分にいらっしゃる。また、先ほどもお話しさせていただきましたが、犬が死亡しているのに、町のほうに届けていない方もいらっしゃいます。

そういう実数の把握に向けて、また今後、再通知以外に違う方法があれば、幸手保健所管内の連絡協議会もございますので、そちらのほうでもお話のほうを検討させていただきたいなと思うところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　最後になります。

まず、防犯灯ですけれども。普通考えたら１万5,000円であれができるのかなという気はしますけれども。いや実はこうなっているということで、説明を受けたんで、しようがないという。

角度を変えて言いますけれども、防犯灯の設置を要請しても、極めてこれハードルが高いんですよね。なかなか設置をしない。１灯１万5,000円だったら、じゃんじゃんやっていいんじゃないんですか。電気料はもちろんかかりますよね。かかりますけれども。

今の要綱上は50メートルというやつも含めて、いろいろハードルがあるので、その辺を少し緩めるということも考えてよろしいんじゃないですか。

それから、報奨金、私が質問しているのとちょっと違うところでの回答なので、これまた同じような答えになると思うので言いません。

地区連絡会、ぜひ教えてもらいたい。

ただ、問題は４つある地区で、ただ１つだけが一生懸命やっていますよと、活用していますよというのであれば、そこだけやればいいじゃないですか。４地区全体がどうして横並びしないのかというところを考えて、それで答えもう一回求めます。

町民祭りの件に関しては分かりました。

これ、300万円近い費用を補助金として出しておりますけれども、地区連の会議をやるとすれば、今年はちょっともう全部終わっているから、来年の話になっちゃいますけれどもね。

だったら、町民祭りに各地区の区長さん、やりましょうよということで呼びかけができないんですかね。そんな個人個人の協力に頼っているから、町民祭りというのが、町民祭りでなくなっているわけだ。その点をお願いします。

それから、話をいろいろお聞きしていて、もっと聞きたいことはあるんですけれども、一応今日出した分に関しては、その点で、再度お答えをして終わりになります。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

地区連絡会の関係でございますが、お話をいただいた内容で、各地区連絡会の趣旨を、もう一度各地区連絡会のほうの代表の方、あるいは地区連絡会のほうにお話のほうをさせていただきたいと思います。

町のほうとすれば、各地区連絡会を設けていただいて、各地区でいろいろな情報の交換、共有化を図っていただいて、地域のコミュニティーの活性につながるように、今後もお話のほうさせていただきたいと思うところでございますが。

各地区が、もう要らないというお話をいただくことが強いのであれば、それはちょっと再考しなければいけないのかなと思うところでございます。

ただ、先ほどお話させていただきました、そういう地区もございます関係から、この在り方についてはもう一度考えさせていただきたいと思うところでございます。

続きまして、お祭りの協力者へのお願いでございますが、区長さんのほうにはお願いの通知のほうはさせていただいているところでございます。

なかなかやはり、各区のお仕事がお忙しいということから、町のほうにご協力いただいている関係の方が４団体しかいらっしゃらないということでございますので、併せて今後も継続してお願いのほうを続けていきたいと思うところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　それでは、再

度、防犯灯についてのご質問についてお答えさせていただきます。

まず、防犯灯については、設置要望してもハードルが高いですとか、50メートルのハードルを緩めたほうがよいのではないかというようなお話をいただいたところでございます。

まず、防犯灯の設置に関しましては、防犯灯の設置検討部会というものがございます。こちらのほうは、平成19年度から様々な問題を解決するために、防犯灯の設置検討部会ということで立ち上げさせていただいたところでございます。町民の視点から防犯灯の新設について検討することとなった経緯がございます。

こちらの部会のほうでは申請のほうがあった防犯灯について、設置基準に照らし合わせて新設の可否のほうの審議をさせていただいております。このように部会の活動で、公平性を確保した計画的な防犯灯の新設が可能となったというふうに考えているところでございます。

また、防犯灯の設置につきましては、区長さん等を通じて、年１回の申請のほうをいただいており、先ほど申し上げたように、部会のほうで現地確認をさせていただいて、その設置の可否について決定をさせていただいております。

仮に申請が上がって、例えば、例えばの話です。10件に対して５件しかつかなかったら残りの分件はどうするんだというようなお話になった場合、その漏れた５件について、今年度、例えば無理であっても、次年度にその現場の環境等が変われば、また改めてそういった環境が変わったことを考慮して、設置が可能になる場合もございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

また、防犯灯につきましては、防犯灯の設置に代わる、町を明るくするためのものといたしまして１戸１灯運動ということで、町のほうからお願いしている点もございます。

こちらのほうは、防犯灯だけでなく夜道を明るくするのが難しい現実もあるかと思いますので、そこで地域の方々と連携して、夜、家の門灯、玄関灯をつけていただいて、町全体を明るくして、犯罪の発生しにくい環境をつくるということで、１戸１灯運動ということで、皆様方にお願いしているようなところもございますので、こちらのほうについては、防犯灯に代わるものとして申し上げたところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。ありませんか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、51ページ、52ページの市民活動推進事業の関係でございます。

成果書では、96ページ。

これは、町民祭りとクリーン宮代なんですけれども、特にクリーン宮代については、町内何か所でやっていたのか。それから、私は年に１回ぐらい自分の家の周りをきれいにすることについては、いいと思っていますし、これぐらいのことはやってもいいと思うんですけれども。

せっかく、やっているんですけれども、どれぐらいの量出ているのか。これを量るのにまた時間がかかったり、余計な費用がかかるんだったら結構ですけれども。

ただ、これでは成果としてやっているというだけで、どういう本当に成果が出たのかというのはよく分かりませんので。費用対効果あると思うんですけれども、できればその辺のことも付け加えていただいたほうがいいのかなということで、何か答弁ありましたら、その点お願いしたいと思い

ます。

それから、ごみ協との関係で、私どもの地域は古利根川沿いの清掃というか、やっていました。

これは、国のほうからの指示で、それはやらなくてもいいということになったみたいなんですけれども。その点については、正確な、どうしてそういうふうになったのか、お尋ねしたいと思います。これについては、もうずっと何十年もやってきていますので、どうしてそういうふうになったのか、その点、確認の上でお示し願いたいと思います。

それから、予算書67ページ、68ページの交通安全対策でございますが。

この不用額があります、119万。交通指導員が減少したということと、交通指導員の被服費の執行残ということなんですが、これについてもう少し詳しく、金額等もお示し願いたいと思います。

それから、指導員が減少というふうにおっしゃいましたが、基本は何人、本来いなければいけないのか。先ほど、前段者のところで平成31年度では13名、令和元年度では12名、今年度では10名と、だんだん減っているんですけれども、広報で募集もするということなんですけれども。本来何人いなければいけないのか、その点、お尋ねをしたいと思います。

それから、同じく交通安全対策事業なんですけれども。これは前年度と比較して289万円増額となっているということなんですけれども。特に、道路標識等とか、道路反射鏡、カーブミラーですね。これは、区長から申請があって、そこからさっきの部会とか検討していく。防犯灯もそうなんですけれども。

これは、集約は最終的には７月なんでしょうか。それ以降はもう１年間ずっとつかないということになってしまうんですけれども。その点、どういうふうになっているのか、まずお尋ねしたいと思います。

それから、69、70ページの上のほうの工事請負費の中の道路照明灯整備費工事13万6,400円なんですけれども、成果書の97ページでは32万7,480円。これは、違いはどうしてなんでしょうか。その点、お尋ねをしたいと思います。

それから、自転車の対策事業なんですけれども、これにつきましても、成果書にあります99ページ。放置自転車撤去台数が書かれておりますけれども、この中に、その他119台。その他というのは何なんでしょうか。改めてお尋ねしたいと思います。

それから、その下に、リユース販売しましたと。これだけあるんですけれども、販売台数が８台で6,800円。これしかお金にならないのか。これは有効活用ですので、リユースになっていますけど。そのほかで、これは収入源にならないのかどうか。その点も併せてお尋ねしたいと思います。

それから、公害防止対策の関係で。この関係では、成果書の100ページにその他とあるんですけれども、この家庭ごみ、粗大ごみ、その他とありますよね。これについてもお示し願いたいと思います。

それから、69、70ページの環境管理費の不用額60万円なんですけれども。これについては、桜の木管理委託料が入札結果によって安価でできたということなんですけれども。これについては、管理業者はどうなっているんでしょうか。やはり、これも長年ずっと同じ業者になっていないのかどうか。

入札結果により安価で対応できた。どれぐらい安価になったのかね。同じ業者で入札結果によってこれだけ安価になるんだったら、業者を競争入札させてやればもっと安価になるのか。そういうふうにも考えられますので。その点、この桜の木

管理業者はどういうふうになっていますか。推移状況も併せてお願いしたいと思います。

それから、一番下の宮代の魅力推進事業の中で、これは申し訳ありませんね、本当は休憩中に聞けば済む話なんですけれども。以前から思っていたんですけれども。里山を活用した娯楽体験事業。あえて娯楽と言っているんですけれども。５つの体験事業があるんです。娯楽というふうに言っているので、この娯楽という意味ですね。どういうものを指すのか。参考まで、お尋ねいたします。

それから、防犯活動。71、72ページの、成果書では101ページなんですけれども。これで一体型ＬＥＤの修繕と、ＬＥＤ改造型、これを一体型ＬＥＤに、器具の交換をしていますね。これは具体的にどういうふうなことなのか。

それから、支出済額で前年度と比較して113万円減額になっていますが、そうすると、防犯灯全てＬＥＤ化したということですので、全部、令和元年で交換したというふうに分かるんですけれども。工事費がそれによって膨らんだ部分と、それから、その代わり、通常の防犯灯の修繕等にとどまったというふうにも設置のほうで説明されておりますけれども。増額分と減額分についての、もう少し詳細の説明をお願いしたいと思います。

それから、73ページ、74ページの災害に強いまちづくり啓発事業。それから、その後の防災コミュニティー推進事業ということで、載っております。

私は、一般質問でも取り上げました。昨年台風19号では、町がきちんと対策本部を設置しなかった。あれだけ大きな台風が来ると言われている中で、設置しなかったということについては、やはり言語道断だし、本当に今後このようなことがないように、ぜひお願いしたいというふうに思うんですが。

町の担当者としても、やることをやりましたと言うんですけれども。それは我々も認めていますよ。でも、きちんとね、法にのっとって、それから防災計画からにのっとってちゃんと設置しないと、被害がなかったから、結果よかったからでは済まないと。万が一、命に関わる問題ですからね。

ここはね、やはりそういうふうにならないように、私はそのことばっかり言うんではなくて、やはり決算ですので、これからの問題として、それはそれとして、きちんと反省をして。これから、風水害から、やはり住民の命を守るために、現在避難所は何人確保されているのか。避難所箇所も、聞いてはおりますけれども、あえて確認のためにお願いしたいと。

それから、この問題では、やはり一番、要配慮者利用施設の避難確保、これが本当に大事なのかなと。誰一人も取り残さない、そういった水害対策を取らなければいけないと思うんですけれども。そういった意味では、今後どういうふうに、しかも、これまでの避難場所、それから避難ルート、どういうふうに確保していくのか。

それから、さらに今年度、コロナ禍による３密対策で、これまでの避難場所、避難箇所では到底間に合わないわけです。それをどういうふうに増やして確保していくのか。その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、防災コミュニティ推進事業の中で各自主防災組織で整備する前に、町で安心・安全なまちづくり推進事業費補助金として交付しておりますけれども。これが、例年度より申請件数が減ったというふうにおっしゃっていますけれども、これはどういう理由なのか。その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、129、130ページの関係で、成果書では105ページになりますか。

環境衛生事業ですが、側溝清掃、これは今年度はコロナ禍ということで、側溝清掃もしない地域もあったと思います。私の住んでいる地域も、やはり何かあってはいけないということで中止になりました。

これは、ずっと議論してきましたけれども、強制的ではないので、だとするとどんどんこれ減っていきますよね。これは、地域、一自治会の問題じゃないですよね。道路の側溝ですから。管理は町ですから。道路舗装も同じように、これは全長を見て、計画的に舗装、修繕しますよね。

それと同じように、自然に堆積される側溝、これ仮に側溝の蓋が重いですから、地域でもやらなくなった場合、やはり、町としても計画的にやっていく、またやっていかなければいけない問題だと思うんですけれども、これらについては、どういうふうにされていくのか。町民の協力を得られるうちはいいんですけれども。得られなくなってくると思うんですね。そうした場合、どういうふうにされるのか。その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、129、130ページの利根広域斎場組合負担金なんですけれども、これは利用件数が128件で、利用率は57.5%。以前よりはよくはなっているものの、やはり、物すごい利用率が上がるというふうにも、地理的な条件からないと思いますね。この点については、どういうふうに利用率を上げていくのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、最後ですが、159、160ページの消防費。

これについては、不用額が751万円生じております。これについての理由ですね。説明では、消火栓の設置、修理の負担金が少なくなったとか、修繕も少なくなったとかという説明がありますが。その点についての金額が大きいのでお尋ねしたいと思います。

それから、中島出張所は廃止されました。非常に、地域住民の方々も不安に思っています。残念に思っています。

これから、ますます合理化が進められ、これも病院と同じで、新自由主義の一端かもしれませんけれども。これは、どんどん合理化がされて、特に宮代町では出張所がなくなって、負担金は減っていきますよね。そのためにやっているんでしょ。それで、減らされて、負担金は増えていくというようなことはないと思うんですけれども。

一方では、加須辺りではすごく総合病院も誘致されて、救急車両もよくなって、一方では物すごく、そういった物すごい差があるなというふうに思っているんですけれども。

そういった点では、今後、こういうふうになった責任も、町長の責任も大きいと思いますけれども。今後のことで、どういうふうな負担の在り方になっていくのか、その点も、決算ですので、合わせてお尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（山下秋夫君）　ここで、一旦、休憩したいと思います。

始まりは、25分ということでよろしくお願いします。

休憩　午後　２時１２分

再開　午後　２時２５分

○委員長（山下秋夫君）　それでは、再開をいたします。

丸藤委員の質問に対しての回答をお願いいたします。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

丸藤委員のご質問に随時お答えをさせていただきます。

まず、成果書の96ページ、市民活動事業のクリーン宮代の参加者の関係でございます。クリーン宮代につきましては、37か所の集積場所を設けさせていただいております。参加人数が1,321人で、こちら回収されたごみの量が970キロということとなっているところでございます。こちらの事業、ごみの回収にとどまらず町内の環境美化だけにとどまらず環境関係全般を町民の方に考えていただく機会となっておりますことから、今後もクリーン宮代続けさせていただければなと思うところでございます。

次に、クリーン古利根の実施内容の変更についてでございます。クリーン古利根につきましては、河川管理者であります杉戸県土整備事務所のほうから河川の敷地内にまで入ってのごみ拾いは危険が伴うのでやめてほしいというお話をいただいているところでございます。これは、コミュニティ協議会が実施しているときからもう同じようなお話をいただいておりまして、継続しての話となるところでございます。このようなことから、町が地区にクリーン古利根の実施をお願いをさせていただくときに、河川の区域内に入っての清掃は危険ですのでやめてくださいというお話をさせていただいておりました。ただ、各地区から河川の区域内に入って清掃ができないのであればクリーン古利根、こちらをやる意味がないじゃないかというお話を強くいただくようになったところでございます。そのようなことから、町のほうとしては町が主催して一堂に会して町内全域での実施というのは行わないということとさせていただいて、地区のご判断でやっていただく地区は町のほうで回収等の手配をさせていただくのでご連絡くださいというお話のほうをさせていただいたところでございます。ちなみに令和元年度につきましては、若宮の地区のほうが１地区だけなんですがクリーン古利根実施していただきまして、60名程度のご参加をいただいたところでございます。

続きまして、成果書の67、68の公害防止のその他でございます。成果書の100ページです、失礼しました。

不法投棄の処理状況のその他というところでございます。こちら、コンクリートがらとバイクのバッテリーを回収のほうさせていただいたところでございます。

続きまして、環境管理費の桜の管理の関係でございます。こちらは、管理している業者がＪパークという会社がここ数年管理のほうをしていただいております。その前は関根造園という町内の業者なんですが両方とも、行っておりまして、現在よりより安価で落札のほうをしておりました。ちなみに、今は指名競争入札を行っておりまして、11社の指名の中でＪパークのほうが落としております。

続きまして、魅力推進事業の五楽体験の関係でございます。こちら成果書の38ページをご覧いただきたいと思います。こちらの表の上、里山イベントの実施ということで五楽体験事業（宮代の豊かな自然環境を体の五感全てを使って楽しんでいただく事業）ということでございます。体の五感全てで楽しむということで五楽体験ということで名前のほうをつけさせていただいているところでございます。

続きまして、側溝清掃の関係でございます。側溝清掃の関係につきましては、いろいろお話のほうをいただいております。町道の側溝でございま

すが、町道の側溝は道路の雨水排水を適切に処理することを目的に道路の側溝のほうは造られております。ただ、家庭の排水を流す先としても使用されておりますが、そのときは町の管理している施設を使うということから、排水放流承認という流す手続を取っていただいております。排水放流承認にはいろんな条件をつけさせていただいて、町のほうで承認をしているところでございますが、その中で側溝の清掃に努めることという条件もつけさせていただく中で排水放流承認、承認のほうをしているところでございます。従前は公共下水道が整備されていないこともございまして、排水放流承認をお取りいただいて家庭の排水を道路側溝に流されている方がほとんどだったかと思うんですけれども、現時点では公共下水道も整備されている地区が多くございます。また、調整区域は同じように側溝に流されている地区もあるかと思います。そういう関係から、町民生活課では地区で側溝清掃が必要な地区がございましたら町の町民生活課のほうでカマスの配付、そちらの回収をさせていただくのでご希望があれば地区の現状に合わせてこちらのほうにご通知くださいということでお話のほうをさせていただいているところでございます。そのような中で、地区それぞれの考えがありますので、それぞれの地区でご対応いただいているということでございます。先ほどお話しいただいた側溝は町管理なので今後どう考えるんだということでございますが、町民生活課のほうでは側溝の施設そのものの管理はいたしておりませんのでそういうお話ということであればまちづくり建設課のほうの管轄になってくると考えているところでございます。

続きまして、トネの利用率の関係でございます。従前は50％を切ることもございましたが、ここ数年50％を超えていることも多くあります。宮代町縦に長いという地勢からどうしてもトネのほうに近いところと遠いところが出てきてしまいまして、利用率の上昇なかなか難しいということもございます。あとトネの施設を考えますと大々的にＰＲすることも難しいこともございます。ただ、トネが宮代町が組合に入っていると、メモリアルトネの組合に入っているということを知っていただくために転入時にいろいろなチラシを配らせていただいているんですが、その中にトネの利用のパンフレットのほうも入れさせていただいているところでございます。そのような周知を図る中で、今後利用率が上がってくればいいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課押田です。

それでは、丸藤議員さんの質問に対しまして順次お答え申し上げます。

まず、交通安全対策事業、決算書67、68ページの関係でございますけれども、こちら不用額につきましては、交通安全対策費ということで119万9,116円の不用額が生じたところでございます。主な不用額の内容といたしましては、１節の報酬と11節の需用費の不用額が多かったものによる不用額でございます。内容につきましては、まず、１節の報酬につきましては、交通指導員の人数が減ったということで執行もその分がなかったということによる不用額が生じたところでございます。また、11節の需用費についてでございますが、こちらのほうにつきましては、当初交通指導員の方を募集を予定しておって募集したところ応募がなかったということで、その指導員分の被服費のほうの予算が余ったということで不用額が生じたところでございます。そういったことが主な不用額

の理由でございます。

続きまして、同じく交通安全対策事業、こちらのほうの前年比で約289万円の増額ということになっておりますけれども、その理由でございます。こちらのほうは、主に工事請負費分の増額による増額という形になっております。また、道路標識等関係で区長からの要望等こちらはいつ集約してそれ以外は使えないのかという形になりますけれども、こちらのほう区長さんから申請が上がってくるものは道路反射鏡いわゆるカーブミラーの申請が年１回上がってくるところでございます。こちらのほうは７月中の要望申請しているということで、今のところ随時の受付けはしていない状況にございます。

続きまして、決算書の69ページ、70ページをご覧ください。

こちらのほうですが、同じく交通安全対策事業絡みでございます。決算書上では15節の工事請負費、ぽち点２つ目になりますけれども、道路照明等整備工事13万6,400円、成果書で言いますと97ページです。こちらのほうの下段のほう、交通安全施設の新設修繕という形で項目が３点ございますけれども、そのうち中段の道路照明等整備工事、金額が46万3,888円ということで決算書上の数字と成果書上の数字で整合性が取れていない、違うというようなお話をいただいたところでございます。その違いは何かと申し上げますと、令和元年度の決算いわゆる今回の決算では、道路照明等整備工事費こちらのほうなんですけれども、11節と15節の合算による額を計上しているものでございます。昨年度は平成30年度の決算時成果書上では11節のみの計上という形を取らせていただいた関係で、昨年度と今年度ではちょっと若干考え方が変わりますけれども、２つの節を合わせた形でその分が増額となっているということでご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、決算書69、70ページの自転車対策事業、成果書で言いますと99ページ、こちらのほうで、まず成果書の放置自転車の撤去項目のところで放置自転車の場所別の撤去台数ということで記させていただいております。その中で、その他119という形で示しているところでございますけれども、そのその他とはどういったことかというようなご質問をいただきました。こちらのその他については、放置自転車の場所別撤去台数を和戸駅周辺、東武動物公園駅周辺、姫宮駅周辺、その他という形で４区分で記しているところでございますが、宮代町自転車等の放置の防止に関する条例の第８条の放置禁止区域の指定に基づきまして自転車等の放置を防止することにより公共の場所の通行機能を確保するとともに、町の美観を維持し、もって町民の安全で快適な生活環境の保持に資することを目的といたしまして、町自転車対策協議会の意見をお聞きいたしまして協議の上、また警察と協議の上、放置禁止区域のほうを定めさせていただいているところでございます。その上で和戸駅周辺、東武動物公園駅周辺、姫宮駅周辺は指定区域とさせていただいておりまして、それ以外のところをその他ということで成果書上で示させていただいている状況でございます。また、その下段の放置自転車の有効活用（リユース）につきまして、販売台数８台、収入金額6,800円というものがございます。こちらのほうにつきましてお答えさせていただきます。

こちらのほうのリユースにつきましては、放置自転車の再利用に関する協定書というものを宮代町の自転車再利用促進協会と結ばせていただいているところでございます。その中で程度のいい物をその業者さんが買い取るという形で、台数にして８台、１台辺り850円ということで6,800円をそ

の自転車の業者さんにお支払いさせていただいたところでございます。したがいまして、この6,800円については町内の自転車屋さんにいったということでございます。

続きまして、決算書71、72ページ、防犯活動事業、成果書の101ページになります。こちらのほう101ページの成果書上で防犯灯維持管理の実施ということで、維持管理内容のところ、器具交換その他いろいろ記させていただいております。その中で、一体型ＬＥＤ、またＬＥＤ改造型から一体型ＬＥＤ、これはどういったものなのかというようなお話をいただいたところでございます。こちらのほうにつきましては、一体型ＬＥＤは最新タイプのものでございましてＬＥＤ改造型とは蛍光管のそのものを使って中の玉だけをＬＥＤ化したものでございます。昔の防犯灯のかさを使って中だけＬＥＤ化にしたものでございます。

続きまして、同じく防犯活動事業です。こちらのほうで全て蛍光管をＬＥＤ化にしたのかというようなお話をいただいたところでございますが、こちらのほうは平成30年度に調査いたしまして全てＬＥＤ化にさせていただいたところでございます。それによりまして、前年比で113万円ぐらいの減額となっているというような状況でございます。

続きまして、決算書73、74ページ、防災コミュニティ促進事業、こちらのところで昨年度の台風19号のお話をいただいたところでございます。その中で、ご質問については避難所は何か所あるのか、またどれくらい避難できるのかというようなご質問をいただいたところでございます。町内全体では避難所といたしまして25か所という形で宮代町の地域防災計画上では定めさせていただいております。これは、341ページに記させていただいているところでございます。あわせて、その中で収容人員も記させていただいておるところでございますが、全体で9,120名という形での収容人員を記させていただいているところでございます。また、避難関係のお話をいただきまして、要配慮者、こちらの方についてはとても大事というお話をいただいたところでございますが、今後どういった形でしていくかということでございます。こちらのほうにつきましては、高齢者ですとか障がい者の配慮については提供を平時と災害時で継ぎ目なく連結させることが必要だというふうに考えているところでございます。したがいまして、近所の方々からの支援をいかに確保するかも重要な課題として捉えていく必要があると考えているところでございます。今後につきましては、福祉部局ですとか自主防災会、自治会等と調整を図りながら改善に努めて災害に備えた形で対応させていただければというふうに考えているところでございます。

続きまして、同じく決算書73、74ページの防災コミュニティ促進事業、こちらの関係の自主防災組織への補助金の関係で前年比よりも減額しているというお話をいただいているところでございます。こちらのほうにつきましては、令和元年度、今の決算で申し上げますと合計で38件の申請をいただいております。昨年度、平成30年度決算時には46件、したがいまして前年比で８件減っているような状況にございます。令和元年度の補助の内容をお話させていただきますと、防災資機材の購入、これが９件の申請、防災拠点整備の申請が４件、地区防災訓練の実施に関するものが20件、地区防災研修会の実施が３件、防災士資格取得が２件ということで、先ほど申し上げた合計38件となっているところでございます。こちらのほうの昨年度に比較して減ってしまったというような理由はどういうことかという形なんですが、その辺に

ついては精査していない状況でございますので、この場でお答えすることができませんので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、決算書159ページ、160ページの消防総務事業の不用額751万円、こちらの理由はどういった理由で不用額が生じたかというお話をいただいたところでございますが、そちらについてお話のほうさせていただきます。消防総務事業の不用額751万4,399円、こちらのほうはいろいろな説がございまして、様々な説の積み上げで750万くらいの不用額が生じているところでございます。大きな不用額が生じたところにつきましては、旅費、需用費、負担金補助及び交付金等々これら細々としたものもございますが、全ての積み上げで750万円ぐらいの不用額が生じてしまったという状況にございます。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活課長。

○町民生活課長（斎藤和浩君）　町民生活課長、斎藤でございます。

私の方からは中島出張所につきましてお答えをさせていただきたいと存じます。

中島出張所につきましては、埼玉東部消防組合の再編、要するに処々の合理化ということで中島出張所の再編ということで杉戸署等に再編されたところでございます。当町としまして、埼玉東部消防組合のほうに負担金という形で今現在もお支払いさせていると。今後につきましては、処々の合理化というものとセットというふうに考えるべきものかなと、要するに処々が再編されたことにより負担金が上がる下がるということよりも、まずは基本となるものをしっかりとしていくべきかなということで今は協議がされているところでございます。議員ご存じのとおり中島出張所であったり幸手西分署、篠津分署、加須等まだまだ処々の再編をする処々等がございます。その辺と合わせまして今後の負担金というところについて見直しを図るということで、今の段階では金額等については具体的に示されているわけではなく、今後負担金を決めるに当たっての基準というものを今現在調整をしているという段階でございますのでご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　町民生活副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課、押田です。

１点答弁漏れがございましたので、その質問に対しまして改めてお答え申し上げます。

交通指導員関係、こちらのほう何人いなければいけないのかというご質問をいただいたところでございますが、人数の基準はございません。理想といたしましては各小中学校３、４名で配置できればいいかと考えておりまして、全体で12から16ぐらいが理想かなと。失礼しました。中学校はございません。小学校４校のみです。小学校４校で３名から４名ぐらいの配置ができればいいかというふうに考えておりまして、12名から16名ぐらいが理想的であるというふうに考えているところでございます。

また、１点訂正させていただきます。成果書の99ページ、放置自転車の有効活用のリユースということで、販売台数８台の6,800円、こちら6,800円これは自転車屋さんにお支払いのほうさせていただいたということで答弁させていただいたところでございますが、町が自転車屋さんに売って、町が得た収入が6,800円ということでございます。

申し訳ございませんでした。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

答弁ありがとうございました。

それでは、何点か再質問させていただきます。

まず、51、52ページの市民活動推進事業なんですが、決算書の67、68ページです。クリーン宮代の件につきましては、分かりました。970キロ回収しているということであればこれも成果ですから、例年同じように書かないで回収できた数量についても把握しているんでしたら成果書に入れていいんじゃないでしょうか。よろしくお願いいたします。これは要望です。

続きまして、67、68ページの交通安全対策費でございます。交通指導員は各小学校３人から４人ということで、12人から16人ということでした。これ不用額が出ていますので、令和元年度は何人を予算化したんですか。16人なんですか。予算化していますので、不用額の理由についてもお伺いしましたので、その点お尋ねしたいと思います。

被服費については分かりました。で、この交通指導員もやはり子供たちの命に関わる交通事故等々から守るという意味でも大事な役割を果たしていると思います。この点では募集したけれどもそれに応えていないということなので、それが仕方がないで終わってしまうのかと。やはりこれについてはどうされるのか、粘り強くやるということになるんでしょうけれども、その点募集をしたけれどもなかったのでないで終わりなのか、それでいいのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、同じく67、68ページの交通安全対策で、先ほど前年度との関係で増減についてはあれですが、特に区長についてはちょっと答弁が声が弱かったんですけれども、確か私の記憶では７月中で区長からの申請をいただいてそれで先ほど答弁があったように追加はないというふうなんですけれども、それは一度に設置できればそれはいいんですけれども、中には例えば道路反射鏡、カーブミラーなんですけれども、うちの中島から行って百間６丁目のところを新しく住宅地が開発されました。それで、最近やっと家が売れて人が入ってということで、それは町のほうの期間に合わせてオープンしているわけではありませんので、やはりこの辺もカーブミラーがあるないでは大きな違いだと思います。申請してもしかも検討委員会でふるいがかけられるんですから、なお心配なんですけれども、そういう意味からも区長の申請７月で終わってもう後は次年度にしてくれでは、やはりそれもちょっといかがなものかなというふうに思いますけれども、そういうふうにしているのはなぜなのか、その点お尋ねをしたいと思います。

それから、成果書の97ページなんですけれども、これは交通安全施設の新設、修繕ということで書かれておりますけれども、実際申請はどういうふうな状況だったのか。それで結果はこういうことになったということなんですけれども、道路標識等工事、道路照明、反射鏡についてもお尋ねしたいと思います。

それから、今言ったカーブミラーの件もそうなんですが、特に私も一般質問でも取上げましたけれども、道路土地区画整理事業でやったあの道佛地域の道路標識です。これは警察の関係だと言うんですけれども、随分やはり道路標識が足りないように思います。これについてはどういうふうに改善されていくのか。やはり町としても、特に道佛新興住宅、あそこは子供さんが多い地域でもございます。やはり子供たちが安心して通れる、そういった道路にしなければいけないと思うんですけれども、この点についてもやはりまちづくりの一環の一つであり、大事な問題だと思いますので、非常に少ない、それからわざわざ何というんですか、土で土のうみたいので押さえて仮の標識までしているわけでしょう。完全に標識がないわけで

す。事故がないように町としても苦肉の策でやっていると思うんですけれども、あれは非常に見苦しいです。そういう点でもやはりこういう声をうんと警察のほうに、もちろん言っているというふうには聞いているんですけれども、もっと強く言っていいんじゃないでしょうか。その点心配ですので、その点もう一度、この点についてもお伺いしたいと思います。

それから、成果書の99ページの関係でリユース販売台数は分かりました。これも収入なんですが、放置自転車これだけ撤去して、今あまり少なくなりましたけれども、廃品回収業が少なくなっていますけれども、これだけの量あると鉄分ですよね。何らかの収入になりませんか。リユースできただけの台数で、これは使いものになりますので分かるんですけれども、その点その分はどうなっているのか。それから、この表示の仕方ですけれども、だとすれば、この３つの和戸駅周辺、東武動物公園駅周辺、姫宮駅周辺と３つになっているんですからこの駅周辺のと駅周辺外の３つに分けてその他でこの３つ以外をぽーんと持ってくるんではなくて、和戸駅周辺とその他に分けて、それから東武動物公園駅周辺とその他に分けて、３つに分けてその他をしたほうが見やすいですよね。ちゃんと数字も出しているんですから、もう少し見やすいような成果書にしたほうがいいんじゃないでしょうか。そうすると、その他は周辺だけでも東武動物公園駅周辺が多いんです。その他もどういうふうな傾向か分かりますので、この辺の工夫もそうなんですけれども、どういうふうな実態になっているのかお示しいただければと思います。

それから、公害対策費については分かりました。

それから、69、70ページの環境管理費の桜の木の管理委託料なんですけれども、ここ数年ということなんですけれども、これはＪパーク、毎年入札しているんですか。それで参加している業者ということ。はい、分かりました。

それから、すみません、先ほどもう一つ聞き忘れたんですけれども、環境推進事業の中に支出済額2,000円というのが、猫対策捕獲機の修理というふうになっておりますが、私は猫の捕獲にボランティアがやっているという話伺いました。これは大変だと思うんですけれども、これは捕獲機の修理なんですけれども、そういったボランティアへの援助というのは考えられないのかどうか。それから、それはちゃんとあるのかどうか。お尋ねしたいと思います。それと同時に、それとは逆に、これもやはり野良猫を増やさないために頑張っている方たちです。同時に宮代役場庁舎の近くで毎朝餌を与えている方いるんです。これはやはり野良猫の命を大切にしたいということでそういうふうにやっている方もいるんですけれども、これは野良猫が増えないのかどうか。こういった猫の捕獲で、動物病院に連れて行って避妊をさせてきちんと野良猫を増やさない、そういう方たちとはまた違うと思うんです。そういう点では、猫の命に関わることですけれども、それはもう一方ではどういうことなのかということで、それは指導はされているのかどうか。見ているだけなのかどうか。そういうふうに見えますので、そういった点での対策はどうなっていますか。ちょっとお聞きするのを改めてお願いしたいと思います。

それから、宮代の魅力推進事業、分かりました。

それから、決算書の71、82の防犯対策費の関係ですが、これについては分かりましたが、金額ですよ。成果書の97ページのこの交通安全施設の新設、修繕ということで、46万3,880円、そうですね、11節と15節合算すればこの金額になりますが、これ分かりづらいですよね。説明されて初めてああそうなのかというふうに分かるんですけれども、

予算書の70ページです。道路照明等整備工事、これが15節。で、同じくその上の11節の需用費の32万7,480円、これを足してこういうふうになるんだったら、初めからこういう道路照明等というのはこういうふうになっていると、合わせて道路照明等整備工事と修繕というふうに入れないと正確じゃないですよね。違うんですか。成果書がちょっと言葉が足りないんです。成果書のほうが。だって道路照明等整備工事、それは右のほうには新設修繕ＬＥＤ交換というふうに修繕も入っていますけれども、工事と修繕というふうに。言っていること分かりますか。私はちょっと何で金額が違うんだろうというふうに思ったんです。これは説明がありましたので分かりました。

で、次なんですけれども、防災活動事業で先ほど言いました避難所の関係です。これは一般質問でも出ておりました。そのとおりだと思うんですけれども、避難場所は25か所、全体の収容人員が9,120人、これでさらにコロナ禍になると約３割から４割という答弁もしていましたけれども、普通４分の１ぐらいというふうに言われていますよね。そうすると2,500人、１万人で2,500人ですからもっと減らされるわけです。これは町民が約３万4,000人いて2,500人切るとこれは問題です。これはやはり一刻も早く作る必要があると思うんですけれども、今後の対応だということなんですけれども、ハザードマップが今年度に作るようになっていますけれども、これは実際にかなっていると思うんですけれども、この不足分をどうするのか。どうなんでしょう。避難所は今後どれぐらいに、できてからというんではなくて、もうある程度担当ではもう分かっていますよね。これまでのは9,120人ですけれども、避難所の箇所数と収容人員は増えるんでしょう。どれぐらいを想定しているんでしょうか。

それと、先ほど要配慮者利用施設、これについてはほかの介護だとかそういうところとの連携も必要なんですけれども、今、正直言って私の住んでいる自治会もそうなんですが、町のほうでいざというときには助けを求める方ということで名を連ねています。その方々は正直言って不安なので、町に対して書きますよね。そうするとそれを、じゃ近所の人々というとやはり自治会になるんですけれども、こういうのがありますよというんでそれをほかの役員さんにも見せていいのかどうか、個人情報になってしまうし。そういった点では非常にこういう方がいるよと区長が言われても悩んじゃっているわけです。じゃ、いざというときには助けなければいけないと思うけれども、こういうふうになってますよという状況ですよね。はっきり言って今。これを早急に助ける人、先ほど近所の方々からいかに確保するかというふうに言われましたけれども、これは急がないといけないと思うんですけれども、どうなんでしょうか。その辺は今度の町の防災計画との関係ではどういうふうに理解すればいいのか。周知も大変だと思うんですけれども、その点で大きな問題ですのでぜひお願いしたいと思います。

それから、大きな特に町の防災計画にもなっていますけれども、風水害は震災と異なって気象情報により、ある程度事前に災害の危険性を予測することが可能なことから、被害を軽減するために災害発生直前における風水害に関する情報の収集、伝達、住民の避難誘導、災害の未然防止活動等を的確に実施することが重要である。これは本当にそのとおりだと思うんですけれども、今もう３日前ぐらいから避難情報もきちんと出すと、そういう意味では私も一般質問の中で国のほうの、国交省のほうの避難情報もやはり大事だと思うんですけれども、町としても、今３日ぐらい前というふ

うに言われていますが、その点では以前町の議員もこのことを指摘していた記憶があるんですけれども、そういった点ではどういうふうになされるか、考え方だけで結構ですのでお願いしたいと思います。

あとは結構でございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　ここで休憩をいたしたいと思います。

休憩　午後　３時２２分

再開　午後　３時３３分

○委員長（山下秋夫君）　時間がちょっと早いですけれども、再開いたします。

答弁をお願いします。

副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　町民生活課副課長の山﨑でございます。

環境推進事業の猫の関係でございます。地域猫の関係でございます。昨年は、猫の捕獲用わなの修理ということで2,000円のみの支出ということとなっております。昨年は、猫のＴＮＲ関係なんですが試験的にやらせていただいていたこともありこのような支出ということとなっているところでございます。今年度におきましては、県の補助を受けながらボランティアさんへの補助ということで支出のほうも40万円取っているところでございます。こちらボランティアさんへの援助ということではなくて、ボランティア活動に対しての援助ということになりますので、ご理解いただければと思います。ちなみに、地域猫の実績でございますが、令和元年度は158匹の猫の不妊を行ったところでございます。今年度におきましては、先週末で170匹の避妊手術を行ったところでございます。ＴＮＲを行ったところでございます。ちなみに、役場周辺の餌やりの関係でございますが、お話をさせていただくこともございます。餌やりそのものが悪いということではなくて、ＴＮＲ、手術をしていない猫に対しての餌やりはよろしくないので、ＴＮＲにご協力いただくようにお話のほうはさせていただいたりしております。餌やりの方はそこに何匹の猫がいるとかよく周知しておりますので、ＴＮＲの捕獲の際にご協力いただくということとさせていただいているところでございます。この辺周辺で餌やりをやられている方には、置き餌をしないようにとか、あげた餌は必ず回収して帰るようにとかそのようなお話はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　危機管理担当主査。

○危機管理担当主査（横溝秀武君）　危機管理担当主査の横溝と申します。よろしくお願いいたします。

再質問につきましてご答弁させていただきます。

まず、交通指導員の関係なんですけれども、交通安全対策事業でございますが、交通指導員の人数何人見ていたかというお話ですけれども、平成元年度当初交通指導員さん12名いらっしゃいました。途中で１人お亡くなりになりまして、年度末にお辞めになったということで現在10名の交通指導員さんがおります。元年度の当初予算では２名の交通指導員さんを増員しようということで予算計上をさせていただいたところでございます。ですが、残念ながら交通指導員さん増えなかったということになってしまいましたが、現在10名の交通指導員さんでお願いしているところです。それと、募集したけれどもそれでいいのかというお話ですが、今年度から交通指導員さん会計年度任用

職員ということになりましたので、それと合わせまして元年度の途中で交通指導員さんが減になるということからも現職の交通指導員さんの知り合いの方または経験者の方にお話を差し上げていたところでございます。地道な広報というか募集はしたんですけれども、やはり一度経験された方あるいはお知り合いの方の募集がなかったということで現在の状況になっているところでございます。

それと、カーブミラー、百間６丁目新たに住宅地ができましたよというお話がありました。確かに住宅地、今まで田畑、畑だったので見やすかったと。新たに住宅になったということで見にくいということになりますが、基本的には先ほどから申し上げておりますとおりカーブミラーにつきましては毎年７月の申請、区長さん、自治会長さんのほうから７月の申請となっております。これは７月１か月ということになりますが、公平性を保つために７月１か月の中で申請をしていただいているという状況ですが、要綱上道路環境が変化したことによりまして新たに新設することも可能というような要綱となっております。

続きまして、成果書の97ページ。交通安全施設の新設、修繕の表でございますが、こちらで道路標示等の工事と道路反射鏡の設置及び修理の工事の申請内容と設置状況というようなお話がありました。道路反射鏡につきましては、先ほど来からのお話ですが、令和元年度に22件の申請がありまして設置は13か所です。９か所できなかったというのは、専門部会さんのほうの委員さんのほうの現場を見ていただいてここは必要じゃあないんじゃあないのかなというようなところもありますし、また申請はあったのですが道路が狭くてカーブミラーを設置すると反対に交通事故が起こる可能性があるというようなところにつきましては却下させていただいて、申請された区長さん、自治会長さんのほうにもその旨通知を差し上げております。

次に、話前後で申し訳ございません。道路標示等の工事ですが、道路標示等の工事、新設10か所、修繕６か所ということなんですが、道路標示等の工事、主にこちらにつきましては通学路の安全対策ということで、毎年小中学校から通学路の安全対策ということの要望書をいただいております。令和元年度につきましては、申請件数が28か所、28か所の要望がありまして、新たに道路標示をしたところにつきましては、成果表にあるとおり16か所になっております。この内容につきましては、新設というのは今までなかったところにそのまま止まれとか、失礼しました。止まれが消えているところにつきましては、修繕等でやったと。あとは新設につきましては、通学路注意というような文言を入れながら設置をさせていただいたところでございます。

それと、申請と設置の、申請が28か所あって、設置が16か所ということなんですけれども、道路標示以外にも通学路の交通安全ということで何か表示といいましょうか、注意喚起ができないかというお話もあったので、道路標示だけではなく立て看板あるいは電柱に巻き看板をさせていただいたところでございます。なお、内容につきましては、こちらにつきましても要望のございました学校につきましてはこれこれこういうような形で対応させていただきましたということで、ご理解といいましょうかご通知をさせていただいております。

次に、道佛区画整理地内の新設の標示が少ないというお話ですけれども、実際に去年の場合新たに道路標示等をしたところもございますし、また、ご質問のありました今までなかなか周知、一時停止の規制の周知が一時停止の要望をしていたにも関わらずやれていないところがありましたという

ことにつきましては、既に一時停止につきまして公安委員会のほうで何年前か忘れてしまいましたがそちらのほうで一時停止の標示はしております。そこに、お話の中に看板を土のうで止めて置いてあります。ある程度周知ができたのかなということもありますし、そのようなご質問がありましたので近々そちらの立て看板のほうは撤去させていただきたいと思います。

次に、放置自転車につきまして、鉄くずで収入になるのではないかというお話をいただきました。こちらにつきましては、申し訳ございません。決算書の40ページお開きください。決算書40ページの雑入の中に、廃棄自転車回収代金ということで１万8,400円ございます。これは、廃棄された自転車を売った代金がこちらのほうで収入となっておりますので、鉄くずでしょうか、そちらのほうに処分をさせていただいています。それと、成果書のほうで自転車の撤去の表示が表が分かりづらいというようなお話がありました。駅以外でも例えば調整区域のほうにある自転車につきましてはその他のほうの一くくりになってしまいますので、表示方法につきましては検討させていただきたいということでご了解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員、まだあります。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　続きまして、防災活動事業の決算書71、72ページ関係でございます。

先ほど、避難所数ですとか収容人員についてご質問いただきまして答弁させていただいたところでございます。さらに、コロナ禍の関係で３割から４割減るということで、一般質問の中で課長のほうで答弁させていただいているところでございますが、今後対応といたしましてその本来収容できる人数に対して不足分についてはどう考えているかということでございますけれども、こちらのほうにつきましては今の指定避難所に対しましてほかに分団の詰所ですとか、自治会でお持ちの集会所等をサブ的な避難所としてできないかなというふうに考えているところでございます。分団詰所につきましては町の所有物でありますので、町の判断で避難所として活用することはできるかと思いますけれども、集会所につきましては町所有でなく、あくまでも地元の方、自治会での所有物という形になっているところでございますので、その辺につきましては町と自治会で調整して、自治会のご理解を得ないことにつきましては避難所として指定することができませんので、その点については課題として随時今後地元の方々、自治会と調整しながら、集会所もサブの避難所として利用できないかということで考えさせていただければというふうに考えているところでございます。

また、要配慮者についての関係でございますけれども、こちらのほうにつきましては、今後町の防災計画のほうでどう理解すればよいのかということでございますので、町の防災計画を見直す際にきちんとした形でまた改めて要配慮者について明記させていただいた対応をさせていただければと思います。

また、避難関係で３日前からという３日という数字が出ておりますけれども、災害時の避難につきましては町のほうといたしましても今後失敗を恐れることなく早め早めの対応で住民の方に対しては情報発信した形で避難等について促せればというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

１点だけ再質問させていただきます。

避難所の関係と防災情報の発信の早めの発信ということで答弁いただきましたが、やはりこれ皆さん高齢者の方、それから障がい者の方、それから周りの守っていかなければいけないそういう自治会の役員さん、みんなが心配しているんです。ですから、早め早めということで答弁言われましたけれども、ぜひこの対応を急いでいかないと、もういつ何時来るか分かりませんので、そういった点では先ほども言いましたように、震災と風水害は違いますので、ぜひお願いしたいと思います。それから、この風水害の情報発信の関係ですけれども、これは2015年の水防法改正でもう1,000年に１回級の降雨ということで言われていますので、これは再検討していくことは当たり前になっているんじゃなかったですか。そういった点からも急いでやるべきだと思うんですけれども、この点最後お願いしたいと思います。

○委員長（山下秋夫君）　答弁願います。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課、押田です。

風水害の関係の情報発信、2015年に水防法改正ということでお話いただいたところでございますが、ちょっと今手元に資料等がございませんので詳細についてはお答えできないということで、改めてということでご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（山下秋夫君）　ないようでしたらここで。

副課長。

○町民生活課副課長（山﨑健司君）　大変失礼いたします。

西村委員のご質問の中で成果書の108ページ、清掃総務事業のごみの搬入量、し尿の収集量の増加原因について衛生組合のほうから回答が返ってきましたのでこちらのほうでお話のほうさせていただきます。

まず、燃やせるごみの増加の理由でございます。

こちら、世帯数が増えているということと、生ごみの分別が終了して燃やせるごみに含まれたことにより増加しているということでございます。

また、し尿処理につきましては、仮設の現場の事務所等が増えたことにより収集量が増えているということの回答が返ってきているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　以上で、町民生活課の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩　午後　３時５１分

再開　午後　３時５４分

○委員長（山下秋夫君）　再開をいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより税務課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井です。よろしくお願いいたします。

職員の自己紹介でお願いします。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○徴収担当主査（折原　淳君）　税務課徴収担当主査、折原です。どうぞよろしくお願いいたします。

○資産税担当主査（鈴木健司君）　税務課資産税担

当の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○町民税担当主査（田原浩介君）　税務課町民税担当の田原です。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入っていきたいと思います。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

多々あるんですけれども、２点に絞ってご質問をいたします。

最初の質問は決算書11、12ページです。もう一つは成果書の87ページについて質問をいたします。

まず、決算書の11、12ページでございますけれども、質問事項は不納欠損額の件数及び不納欠損に至った理由、これについて町税全般に、町たばこはないですから、それ以外についてご説明をお願いいたします。

理由なんですけれども、全体として予算現額、それから調定額、収入済額、収入未済、これについては大きくは問題はないと思います。収納率に関しても非常に母体の大きい個人町民税については、もう１％ぐらい上げてほしいかなと。ただし、これ普通徴収が入りますので、なかなかその辺がしんどいところかなと。大体97％を超えれば、現年課税分ですね、よしとしなければならんと思います。

滞納繰越分につきましても、今回この数値を見ますと大体40％を超えるという、そういう状況であります。普通は、私も３年徴収事務に携わっておりますから中身が分かるんですけれども、普通は20％から30％の間なんですよ。でも、それは20％じゃ何もしないという、30％は少し努力をしたと、40％というのは相当努力をしたと。しかしながら目標は50％に持っていっていただきたいと。現年度課税分が結局収入未済を出すと、翌年は滞繰分に回っちゃいますので追いかけっこになるんですけれども、その中で様々な工夫をしているということは成果書の中でもうたっていますので、それはよしといたします。

ただ、くせ者は不納欠損なんですよね。これが安易に適用されると、やはり町税をあずかる税務課さんとしてはどうかなということになります。したがいまして、質問が不納欠損についての令和元年度分の件数と、それに至った理由を説明いただきます。

２つ目の質問は成果書の87ページです。これ、町たばこの税の賦課の状況について出ております。皆さんご存じないかと思いますけれども、まず、質問としては、町たばこ税というのは安定財源で100％なんです。この町たばこ税の増収を図る策というのをお聞きしたいと、これは２つ目の質問になります。

理由としましては、たばこ税というのは非常に高いんですよね。１本当たり、今現在大体13.2円、１本当たり。そのうち町のたばこ税が5.7円ということです。これ20本、１箱に換算すると、１箱で260円、税として喫煙者は納めていると。こういう実態を知っていただきたい。これ月に換算しますと、大体１日１箱ですから3,420円、年間に換算しますと約４万円です。これが安定的に入ってくる税金になるわけで、健康増進法という法律の趣旨は分からないでもないですが、町の財政をあずかるところとして極めて安定した財源です。この増収を図るための策があれば教えてください。なければ検討してください。今言わなくて結構ですから。

これは、非常に町の財政指標を高める上で、税務課の徴収努力、徴税努力、これはかなり大きいんですよね。本来は政策的なものとして担税能力のある人をたくさん増やすということがいい。それから、事業者も増やす、しかもちゃんとした税金を払える、そういう人たちをやっぱりつくっていかなくちゃいけないと。固定資産税もしかり、これ人が増えると固定資産も増えていきますから。都市計画税についてはいろいろ議論があるんであれですけれども、税を徴収する側としては都市計画税がないほうが１科目減るから楽だと思うんですけれども、そうもいかないんでということで、２点についてお答えを願います。

○委員長（山下秋夫君）　答弁願います。

徴収担当主査。

○徴収担当主査（折原　淳君）　徴収担当主査、折原でございます。

委員の、まず１点目の不納欠損の件数と理由についてお答え申し上げます。

まず、町民税からでございますが、町民税の不納欠損額の総数、こちらのほうが56件でございます。内訳なんですけれども、基本的に不納欠損で落とす理由としまして３つ、３種類というんでしょうか、ございます。まず１点目というのが、滞納処分をすることができる財産がないときというのが１つ。もう一つが、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、３つ目が、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき、この３種類に該当するときに、不納欠損という形へ落としていくことになるんですが。

町民税でございますが、こちら総数が56件あります。財産がない、こちらのほうが47件、生活困窮、こちらのほうが７件、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときと、こちらのほうが２件、合わせて56件です。

法人町民税はゼロです。

固定資産税ですが、財産なしが２件、生活困窮者が１件、その他所在不明であるとき、こちらのほうが１件で、合わせて４件でございます。

都市計画税です。財産なしが２件で合計２件でございます。

軽自動車税につきましては、財産なしが21件、生活困窮が３件、合わせて24件です。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　税務課副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

町たばこ税の増収する策というご質問でございますが、町たばこ税につきましては、町税にとりましても安定的な財源として推移しているところでございますが、成果書の87ページのとおり、売渡し本数という形で載っておりますが、日本たばこ産業、ＴＳネットワーク、その他こちらのほうは太豊通商という中国系のたばこの事業者でございますが、こちらのほうの売渡し本数に伴い、町のほうに税収として入ってくるというところでございまして、状況といたしましては、喫煙者数の低下、健康志向の高まりにより、こちらのほうはここずっと低下傾向にあるというところでございまして、増収する策といたしましては、できるだけ地元で購入していただくという形で、これについてはホームページ、広報等で周知させていただいて、こちらのほうは埼玉県からの要請もありますので、県とともに広報、周知に努めて、できるだけ職場でなく地元のほうで購入していただくという形で、今後とも周知に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　ありがとうございました。

まず、２問目の町たばこ消費税の関係でどういう努力があるかといったら、例えば、たばこは町で買いましょうぐらいは言えるでしょう。これはよそで買ったって町の収入にならないんだから。でも、どこにもそういう呼びかけはないんです。せっかく吸うなら町で買いましょうと。

それは異論のある方もいらっしゃると思いますけれども、安定財源なんです。１億7,500万、昔、私いたときは１億5,000万だと。10年で15億、これで今の庁舎、これ建っているんですよ、換算すればね。今は１億7,000万という2,000万も増えているんですよ。それは値上げがあったからですよ。喫煙者数は今、計算すると大体宮代町は4,300人ぐらいだと思います。それぐらいいるんですよ。ただ黙っている、大っぴらに吸えないから。でも、この税収分というのは固定資産税に並んでいるんですよ。だから、そういう意味でそれを考えてください。たばこについては終わりです。

不納欠損についてですが、ちょっと気になるのがこの表の中にあるんですよね。現年課税分で不納欠損をしているという、これはどういう理由なのか教えてください。

それから、不納欠損に至るまで結構納入の作業をされているんだと思いますけれども、本当の意味でこれ職員の方やられていて、不納欠損というのは年数待てばそれでできるというものではあるんですけれども、でも、やはり徴収努力を重ねた上で不納欠損に最終的にはもう処理すると、安定性を確保するためにということになります。

できるだけ不納欠損額を少なくして、収入済みのほうに数値が移行するように努力をしていただきたいと思いますが、今の点についてよろしくご答弁ください。

○委員長（山下秋夫君）　暫時休憩をいたします。

休憩　午後　４時１１分

再開　午後　４時１１分

○委員長（山下秋夫君）　再開をいたします。

徴収担当主査。

○徴収担当主査（折原　淳君）　徴収担当主査、折原でございます。

委員のご質問に対して回答させていただきます。

考えられるものとしてということでお答えさせていただくんですけれども、まず、生活保護になってしまった方ですね、そういった方に関してはやはり処分停止となりますので、現年であっても処分停止になっていくということがあると思います。

また、国外に行かれてしまっている方とか、そういった方に関しても処分停止の不納欠損という形になることが考えられます。

すみません、一応、手持ちとすると、以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　徴収担当主査。

○徴収担当主査（折原　淳君）　申し訳ございません。徴収担当主査、折原です。

私が先ほどお答えさせていただいたのは、一般的に全ての税に対して共通的に言えるということでございますので、固定資産税、軽自動車税、あと町県民税、この３税について言えることということで理解しております。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　それぞれ個人町民税、これ１件ね、現年課税で不納欠損にしたのが。それから固定資産税１万1,200円、これも１件ね。そういうカウントでよろしいですか。軽自動車税３万

1,800円、これ１件、これでいいんですか。

あのね、不納欠損をするときはきちっとした数字を出していただきたいんです。お願いします。

○委員長（山下秋夫君）　暫時休憩をいたします。

休憩　午後　４時１３分

再開　午後　４時２０分

○委員長（山下秋夫君）　再開いたします。

税務課課長。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井でございます。

大変お待たせして申し訳ございません。

即時で欠損をした件数ということで税目別で、町県民税につきましては14件、固定資産税につきましては１件、軽自動車税につきましては２件、都市計画税についてはございません。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　暫時休憩します。

休憩　午後　４時２１分

再開　午後　４時２２分

○委員長（山下秋夫君）　再開いたします。

ほかに質疑ありますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

２つほど質問させていただきます。

まず、成果書の85ページの本年度の成果の中に、固定資産税事業では地価下落に伴う宅地の価格の見直しを行うとともにとありますけれども、これ地価はどれくらい下落して、宅地の価格をどれくらい見直して、それにより固定資産税にどんな影響があるのかというのを教えてください。

もう１点目が、成果書の86ページの町民税事業なんですけれども、法人町民税の賦課の状況について、町では中小企業の活性化対策や起業・創業の支援などを行っていますけれども、法人町民税の納付義務のある事業者というのは、こちら直近５年間ぐらいでいいんですけれども、増えているのか、減っているのか、横ばいなのか教えていただければと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　答弁願います。

税務課副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　１点目の地価下落の状況でございます。

固定資産税につきましては３年に一度評価替えを行うことになってございますが、平成31年、令和元年度につきましては基本的には据置きの年になります。地価下落が見られた場合については評価に反映させるということで、平成29年４月１日から平成30年の４月１日までの１年間の下落率を反映させるという形になってございます。

町内の状況といたしましては、普通商業併用住宅地につきましては据置きの状況、普通住宅地のうち東武動物公園駅周辺につきましてはやはり据置きの状況、姫宮駅、和戸駅周辺については0.2％程度の僅かな下落、調整区域におきましては0.2％から0.5％のやはり僅かな下落という形で、こちらの価格変動のほうを反映させている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　暫時休憩をいたします。

休憩　午後　４時２６分

再開　午後　４時２７分

○委員長（山下秋夫君）　再開をいたします。

税務課副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

法人町民税の事業者数につきましては、成果書の86ページにございますが、令和元年度につきましては502人、平成30年度につきましては502人、平成29年度については512人、こちらには載っていませんが平成28年度につきましては520人、平成27年度につきましては517人という形になってございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

確認いたしますけれども、そうしますと、地価下落に伴う固定資産税の徴収にはあまり影響はないというふうに見てよろしいのでしょうか。

○委員長（山下秋夫君）　暫時休憩をいたします。

休憩　午後　４時２８分

再開　午後　４時２９分

○委員長（山下秋夫君）　再開をいたします。

税務課副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

地価下落の税額への影響というご質問でございますが、評価額につきましては僅かな下落を反映させております。それの評価額から課税標準額に反映いたしますのは負担調整措置がございますので、その中で下落の影響が加味される場合については、課税標準額についても多少差があると、据置きの場合もございます。評価額の下落の範囲内の影響という形になります。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。お願いします。

76ページの不用額についてお伺いします。税務総務費の327万不用額と、それから78ページの委託料の345万、これについてお伺いします。

○委員長（山下秋夫君）　暫時休憩をいたします。

休憩　午後　４時３１分

再開　午後　４時３２分

○委員長（山下秋夫君）　再開いたします。

税務課副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

決算書76ページ、税務総務費の不用額、こちらのほう327万ほど生じておりますが、このうち半分強は人件費の部分でございまして、税務課で所管する部分につきましては、主に23節の償還金利子及び割引料の部分で111万ほど出ておる状況でございます。こちらにつきましては、年度前半に法人町民税のほうで大きな金額の還付等が生じたものでございますが、７月に予備費充用、９月補正において550万ほどの補正対応を図ったところでございますが、補正に当たっては後半の実績等を加味して見込んだところでございますが、後半は見込みより少なかったために生じたものでございます。

続きまして、決算書78ページ、２目賦課徴収費のうち13節委託料のところで345万ほど不用額のほうが生じてございます。こちらにつきましては、賦課徴収に係る電算システム委託料において不用

額が生じたものでございます。主に町民税事業におきまして、ｅＬＴＡＸ、地方税の電子化を通じた国税データ連携システム関連に伴う増加を見込んでいたところでございますが、当初の見込みより少なかったため、不用額が生じたところでございます。また、引き続き電算委託に係る印刷、帳票関連の見直しをさらなる節減を図ったことによりまして、こちらの帳票印刷代等につきましても不用額が生じたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　以前、徴収指導員というのを配置していたかと思いますが、これは令和元年度は徴収指導員はいなかったということでよろしいということなんでしょうか。それで、もう条例で徴収指導員も入れたような条例改正もしたような気がするんですが、今後はもうこれ見ますと、収納率もアップしていますし、しっかりアップできるような体制がもう組めているということで、徴収指導員は当分要らないのかなというふうな、その辺の判断というか、その辺をお伺いします。

それから、委託料の話なんですか、成果書の90、91ページのほうで、令和元年度の10月からｅＬＴＡＸによる地方税共通の税システムを開始するとともにという、これが目標というか考えていたより少なかったという判断でよろしいのかどうか、お伺いします。

それから、その90、91のところなんですが、これ賦課徴収費全てに係るんですが、納税しやすい環境ということであれやこれやいろいろしてくださって収納率も上がっているかと思うんですが、徴収するほうの町としては口座振替が大分減って、新しいやり方でＰａｙＢ収納が増えていますが、口座振替の手数料というのと、それからコンビニエンス収納の手数料というか、徴収費用、そういうのをいろいろ現金で持ってくる方もいるかと思うんですが、この辺でどれが徴収するほうとしては一番効率的というか、いろんな種類がありますけれども、口座振替を勧めるということは今後しないということになるんでしょうか。ちょっと聞き方分からないんですけれども。

○委員長（山下秋夫君）　税務課課長。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井でございます。

まず、徴収事務指導員の件についてお答えさせていただきます。

徴収事務指導員につきましては、平成30年度に契約によって１年間ということでお願いしたところなんですけれども、ご自身の体調不良なんかもありまして上半期の６月で契約任用のほうは終了いたしまして、元年度につきましては、当初から契約任用の方向性を打ち出さず、現行職員スタッフで取り組むという考えで事務に当たりました。

専門性のあるそのような徴収事務指導員によって、その納税交渉ですとか財産調査、差押えの手法とかそういったノウハウは、期間中は学ばせていただくことはもちろんできたんですけれども、ご自身の体調不良なんかもありまして。

今後どうしていくのかといった部分につきましては、これはその徴収事務指導員の雇用、任用とは直接ではないんですけれども、埼玉県の個人県民税対策課に実務研修という形で、これまで３名ほど職員を３か月ですとか、６か月ですとか、実務派遣して、埼玉県の現場で徴収事務を学ぶというところで持ち帰って、町の徴収事務に反映させると。

あとは、個別の案件につきましては、春日部の県税事務所と県税事務所職員の派遣によって困難事案への対応、そういった仕組みも整備できていますので、そういった部分で今後は徴収事務進め

ていくというところで体制としては考えているところでございます。

それから、納税の手法の件で口座振替ですとかコンビニエンス収納で、町といたしましては費用負担の部分を考えた場合には、口座振替につきましては１振替10円プラス消費税で、コンビニエンス収納は、ＰａｙＢも一緒なんですけれども、１収納当たり55円の費用負担というのが生じます。ですので、持ち出しが少なければそれにこしたことはないんですけれども、収納のしやすさということであれば、そこでコンビニ収納が伸びていくということは、町としても喜ばしいことではないかなというところで捉えているところでございます。

私から以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　暫時休憩をいたします。

休憩　午後　４時４３分

再開　午後　４時４３分

○委員長（山下秋夫君）　再開をいたします。

税務課副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

賦課徴収費の委託料の不用額の電算委託料の関係でございますが、こちらにつきましては、委員おっしゃるとおり共通の税システムの部分も含んでございます。こちらのほうと国税データ連携、こちらに伴う増加を当初は見込んでおりましたが、見込みより少なかったため不用額が生じたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

では、３点だけお尋ねいたします。

決算書では11、12ページの関係です。

成果書では86ページにも示されておりますけれども、まず、納税義務者なんですけれども、平成30年度に比べて113人増えていますよね。この理由についてお尋ねします。

２点目は、町民の所得の状況、あるいは地域経済の実態ということでお聞きしたいんですけれども、まず、納税者のうち年収100万円以下の方がどれぐらい占めているのか。それと、そのうち年金所得者数はどれぐらいになっているのか、２点。

それから、もう１点は法人税なんですけれども、均等割と法人税割、示されておりますけれども、この町内の企業というか、502社ですよね、これの中で倒産、あるいは業況が非常に悪い、自治体によっては半分以上が赤字に陥っているという話も聞くんですけれども、宮代の状況はどういうふうになっていますか。この３点お願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　答弁願います。

暫時休憩をいたします。

休憩　午後　４時４７分

再開　午後　４時４８分

○委員長（山下秋夫君）　再開をいたします。

税務課副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

まず、成果書86ページの個人町民税のほうの納税義務者数でございますが、こちらのほう令和元年度１万7,520人ということで113人増えてございます。内訳を見ますと、特別徴収につきましては164人増加、普通徴収は29人減少、均等割のみに

ついては31人減少というところでございまして、特別徴収の給与所得者の増加が引き続きあるところによる増となっているところでございます。

続きまして、２点目の町民の所得の状況というところでございますが、年収100万以下という形でのちょっと税務統計はございませんでして、そちらの年収のほうから所得控除後、そして課税標準100万円以下という形の数値でございましたら今、手持ちであるんですが、そちらのほうにつきましては5,860人という形になってございます。

すみません、２点目の100万円以下の部分について、年金所得者の数というところでございますが、こちらのほうについてはちょっと数値を持ち合わせてございません。

続きまして、３点目の法人町民税の状況ということで、町内の企業の倒産等の状況でございます。令和元年中の企業の新設については24社、廃業については同じく24社という状況になってございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　今、答弁になかった部分については後で教えていただけますか。例えば所得100万円以下の納税者数は聞いたんですけれども、そのうちの年金所得者数は分かりませんか。

○委員長（山下秋夫君）　税務課課長。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井でございます。

年金所得者というくくりでの統計資料がございませんので、その旨ご理解いただくようお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　他に質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　ないようですので、以上で税務課の質疑を終了いたします。

ここで休憩をいたします。

休憩　午後　４時５４分

再開　午後　５時０５分

○委員長（山下秋夫君）　それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより住民課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日の出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○住民課長（高橋暁尋君）　住民課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課副課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いします。

○住民課主幹（中村佐登志君）　住民課戸籍住民担当、中村でございます。よろしくお願いします。

○年金担当主査（山﨑　貴君）　住民課年金担当、山﨑と申します。よろしくお願いします。

○戸籍住民担当主査（海老原剛章君）　住民課戸籍住民担当、海老原と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

一般会計分の歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。ただし、特別会計は入りませんのでご注意ください。

質疑はありますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

１つだけ質問させていただきます。

成果書の84ページのところなんですけれども、後期高齢者医療制度加入者を対象として無料で受

診できる健康診査を個別健診及び集団で実施したということで、こちら1,765名が健診したということなんですけれども、後期高齢者医療制度加入者のどれくらいの割合になるのでしょうか、教えていただきたいと思います。

○委員長（山下秋夫君）　答弁お願いします。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課副課長の草野と申します。

全体の割合ですけれども、全体に対して36.1%になります。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　こうした制度は非常に病気をやっぱり早期発見するほうが治療もしやすいですし、早く治りますし、費用も少ないので、ぜひともこの健康診断受診者数を増やしてほしいなと思うんですけれども、何か増やす対策みたいのはしているんでしょうか。

○委員長（山下秋夫君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課副課長の草野と申します。

受診勧奨の対策でございますが、まず、５月の終わり頃にまず個別に受診案内通知を送らせていただいております。そのほか、パンフレットとかに健診を受診しましょうといったロゴを入れさせていただいて受診勧奨しているところでございます。

２年度から、さらに電話等でも受診勧奨をする予定となっておりまして、この間、保健センターでの集団健診の電話予約を終わりましたけれども、この後に、そのときに予約が入っていない方に対しまして電話勧奨する予定で今、予定してございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

ぜひとも36.1%から40%、50%に上げていただきたいと思いますので、引き続き対策をお願いいたします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　そのほか質疑ありますか。

ありませんか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

２点だけご質問させていただきます。

まず、79、80ページの戸籍住民基本台帳費の中の、これは当初補足説明でもされましたけれども、不用額、委託料ですよね、この24万6,797円。これについての理由と、それから128ページのこれはいいほうのあれなんですけれども、人間ドックで２万5,000円から２万7,000円に引き上げられました。これは大変評価したいんですけれども、今、近隣の状況ではどういうふうになっていますか。その点だけお尋ねいたします、２点。

○委員（丸藤栄一君）　住民課主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君）　戸籍住民担当、中村でございます。

まず、丸藤委員ご質問の１点目、戸籍住民基本台帳管理事業の不用額についてご説明申し上げます。

こちらの委託料の不用額につきましては、予算上、住居表示のコンピューターのシステムを導入しておりますが、そちらのシステムのほうの保守委託料を今回まだ導入して間もないということで、導入した会社のほうから今年は委託料不要でいいということで、そちらの分が余ったものでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課副課長の草野でございます。

人間ドックの近隣の状況でございますが、近隣ということで宮代町にとりあえず接している市町村ということでございますけれども、大体２万7,000円前後になっておりまして、宮代町もその近隣の平均の状況に合わせまして２万7,000円に引き上げたという経緯がございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　他に質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　ないようですので、以上で住民課の質疑を終了したいと思います。

本日はこの程度にとどめ、次回は９月14日月曜日午前10時からの委員会を開き、引き続き福祉課関係の審査から始めたいと思います。

これにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会　午後　５時１２分

決　算　特　別　委　員　会

第　３　日

出席委員（１３名）

山下秋夫君		丸藤栄一君	
九・山妙子君		浅倉孝郎君	
金子正志君		西村茂久君	
小河原正君		泉伸一郎君	
角・野由紀子君		塚村香織君	
合川泰治君		土渕保美君	
川野武志君			
（議長	田島正徳君）		

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

副町長	渋谷龍弘君	会計管理者兼会計室長	大橋洋巳君
福祉課長	吉永吉正君	福祉課副課長	小川英一郎君
福祉課主幹	小島晃君	福祉課主査	長瀬昇之君
子育て支援課長	小暮正代君	子育て支援課副課長	横内宏巳君
子育て支援課主幹	石井栄君	子育て支援課主幹	吉田直子君
保育担当主査	松岡祥哲君	こども笑顔担当主査	清水邦江君
健康介護課長	小島修君	健康介護課健康増進室長	竹花治君
健康介護課副課長	稲宮辰男君	健康介護課主幹	野口延寿君
健康増進担当主査	岡本知佳子君	高齢者支援担当主査	齋藤千洋君
介護保険担当主査	小林和政君	産業観光課長	井上正己君
産業観光課副課長	菅原隆行君	産業観光課副課長	野口幹雄君
農地調整担当主査	鷺谷栄一君	農業振興担当主査	鈴木功君
商工観光担当主査	山内一生君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	長堀康雄	主幹	小林賢吉

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（山下秋夫君）　ただいまの出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、９月11日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

会議に先立ち、ご報告を申し上げます。

税務課から、先日の答弁に際しての回答がございます。お願いいたします。

○税務課長（門井義則君）　おはようございます。

税務課長、門井でございます。貴重なお時間ありがとうございます。

改めまして、西村委員からの町税における現年度分の不納欠損、即時欠損につきましての質疑に対してお答えさせていただきます。

決算書11ページ、12ページでございます。

町民税個人分の現年度課税分不納欠損額４万888円、こちらは対象人数１人、対象者は調査の結果、財産がないと。対象者は外国人で、帰国により追うことが困難ということもあり、欠損したものでございます。区分として、所在不明という整理も考えたところでございましたけれども、今回は財産なしとしての区分として整理したものでございます。

次に、固定資産税の現年度分不納欠損額１万1,200円、併せまして、13、14ページの都市計画税現年度分3,000円、それぞれ対象者はお一人、こちらは同一人、町内に住所を有しない方でございまして、調査の結果、財産なし。課税の対象となる不動産はお持ちでしたけれども、差押えに値するような価値に当たるものじゃないというところで判断して、欠損処分したものでございます。

11、12ページに戻っていただきまして、軽自動車税現年度分不納欠損額３万1,800円でございます。こちらは、対象者はお二人、お一人は２台4,000円、生活困窮により欠損したものでございます。もう１人は、３台お持ちで２万7,800円、こちら、調査により財産なしと判断して欠損したものでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ありがとうございました。

では、ここで暫時休憩をいたします。

〔発言する人あり〕

○委員長（山下秋夫君）　再開します。おっしゃってください。結構です。

ただ、回答者は１人ですので、ひとつよろしくお願いします。

○委員（西村茂久君）　ありがとうございます。西村です。

課税をして、それで、最初の年に課税年度内で、これはもう徴収が不能だというお話ですけれども、例えば、外国人の事例についていえば、その外国人が戻ってくるかどうかも分からないんですよね。その辺は、恐らく調査はされていると思うんですけれども、どうかなと。

固定資産税とあれについて、同一の人なんだけれども、ほとんど資産価値がないという。滞納処分をするのも、その例には当たらないというような判断で不納欠損にしたんだけれども、課税については問題はないと思うんですけれども、現年課税分をいきなり不納欠損にするということについては、ちょっと時期尚早かなという考え方もあるんですよね。

普通は、課税そのものに問題があったということなんだけれども、今回はそういう事例でもなさそうですが、いずれにしても不納欠損については、これは本来納めるべき税金を納めないで、課税したほうはその債権を放棄するということになるわけで、極めてやっぱり慎重でなければいけないの

かなと、こういうふうに思います。

滞納繰越分等については、いろいろ年数をかけていますから、それなりの事情はあると思うんです。現年課税分は、今後はやっぱり、ちょっと慎重に扱っていただきたいと。

普通は不納欠損というのはあり得ない、死亡したということであれば、これはどうしようもないので、追跡はしようがないということなんですが、税金は義務ですから、税金を払っている人との公平性の問題もやっぱりありますから、できるだけ今後、不納欠損の処理に当たっては慎重であっていただきたい、こういうふうに思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　では、ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時０７分

再開　午前１０時０８分

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第４３号の審査（福祉課・子育て支援課・健康介護課・産業観光課）

○委員長（山下秋夫君）　再開します。

これから福祉課の審査に移ります。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○福祉課長（吉永吉正君）　皆様、おはようございます。

福祉課長の吉永です。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、出席している職員の自己紹介をさせていただきます。

○福祉課副課長（小川英一郎君）　おはようございます。

福祉課副課長、小川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉課主幹（小島　晃君）　おはようございます。

福祉課主幹、小島と申します。よろしくお願いいたします。

○福祉課主査（長瀬昇之君）　社会福祉担当主査、長瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

それと、ここの場所は決算の場所でありますので、要望などは控えめにしていただきたいと思っております。

以上です。

それでは、質疑ありますか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君）　土渕でございます。

まず初めに、説明書の112ページ、社会福祉事業のところで成果でございます。そこに、民生委員・児童委員の活動については、高齢者の安否等の問題から、主に独り暮らしの高齢世帯を対象とした訪問活動とございますが、現在宮代町に、高齢者で独り暮らしの方は何人いらっしゃるのでしょうか。その１点、お願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君）　福祉課副課長、小川でございます。

ただいまのご質問で、高齢者独り暮らしの方、宮代町内に何人いるかというご質問でございましたが、大変申し訳ございません。人数のほうについては、ちょっとこちらで、今資料を持っておりませんので、お答えすることができません。大変

申し訳ございません。

○委員長（山下秋夫君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　それは、調べれば分かることなんでしょうか。

○委員長（山下秋夫君）　福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君）　福祉課副課長、小川でございます。

後ほど調べて、ご報告申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村でございます。

３点質問をさせていただきます。

決算書の92ページの19節負担金、補助及び交付金の不用額について、主にどのようなものが不用になったのか、お伺いしたいと思います。

２点目、成果書の118ページの在宅重症心身障がい児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金について、詳しく教えてください。

最後に、成果書117ページの地域活動支援センター事業についても教えてください。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君）　福祉課副課長、小川でございます。

まず、１点目、決算書92ページ、負担金の不用額ということでございますが、負担金につきましては、こちら、同じ節の中に事業が５事業ございまして、主なものを申し上げます。

まず、障がい者総合支援事業におきまして、不用額が生じた理由でございますが、更生医療、育成医療とも、過去数年の実績を基に予算を計上しておりますが、受給者が変動することや医療機関への受診状況を正確に見込むことは困難であり、結果的に不用額が生じたものでございます。

また、宮代町生活サポート事業、こちらの生活事業補助金でございますけれども、こちらは、登録された事業所による一時預かりや送迎サービス等の１対１で行われる福祉サービスに対し補助するものであり、過去の実績を基に積算しておりますが、見込みより利用時間が少なかったことにより、不用額が生じたものでございます。

続きまして、成果書118ページ、障がい者更生援護事業のレスパイトケアでございます。

こちらにつきましては、人工呼吸器を使用する等、医療的ケアを必要とする在宅の超重症心身障がい児等を介助する家族の精神的・身体的負担の軽減を図るため、ショートステイ促進事業及びデイサービス促進事業を実施する事業者に対して、予算の範囲内において補助するものでございます。

○委員長（山下秋夫君）　福祉課主幹。

○福祉課主幹（小島　晃君）　福祉課主幹、小島と申します。

地域活動支援センター事業について、ご説明させていただきたいと思います。

地域活動支援センターにつきましては、町内に住所を有する15歳以上の方で、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の第４条に掲する障がい者及び障がい児に対して、活動の場を提供する事業でございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございます。

１問目については、利用者が少なかったということで承知いたしました。

２問目のほうですけれども、ショートステイやデイに補助するということで、こちらは決算書の

何ページに当たるのでしょうか。

〔発言する人あり〕

○委員（塚村香織君）　分かりました。

こちらは、このショートステイやデイの事業所に補助金を出しているということでよろしいのでしょうか。それとも、利用する方に補助金を出しているのでしょうか。

３点目なんですけれども、15歳以上の障がい児の方々の活動の場を提供しているということなんですけれども、具体的にもう一度教えていただければと思います。お願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君）　福祉課副課長、小川でございます。

決算書98ページの障がい者更生援護事業の中の重症心身障がい者等レスパイトケア事業補助金でございますが、こちらは事業者に対して補助するものでございます。

○委員長（山下秋夫君）　福祉課主幹。

○福祉課主幹（小島　晃君）　福祉課主幹、小島と申します。

地域活動支援センター事業の具体的な内容ということで、ご説明させていただきたいと思います。

地域活動支援センター事業につきましては、利用者に対して創作的活動、生産的活動の機会の提供を行うことを基本としております。専門的職員、例えば精神保健福祉士などを配置して、地域活動のボランティアなど、そういったことも含めて行っている事業でございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。ありませんか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

まず、成果書112ページ、決算書は92ページになりますけれども、民生委員・児童委員の件が１件です。

それから、もう一つは、成果書119ページ、決算書で言いますと98ページですね。福祉タクシー等の利用料金の助成事業、この２つで質問をします。

まず、民生委員・児童委員の関係ですけれども、民生委員・児童委員の活動費等の補助金が439万円、約440万円、それから、費用弁償が6,000円ということになるんですが、これ、１人当たりにするとお幾らになりますか。計算すれば出るんですけれども、まずそれをお尋ねします。

それと、民生委員の関係でもう一つ、現在、欠員はどこまで補充されているかお尋ねしますね。

それから、次に、福祉タクシーの絡みで、成果書119ページですけれども、利用状況を見ると、タクシー券と燃料費の助成と合わせて、交付枚数が結構出ているんですけれども、実際にこれ、利用されている枚数が少ないので、このタクシー券等を交付するときに、どういう指導をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

まず、それ、お願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君）　福祉課副課長、小川でございます。

まず、民生委員に対する補助金の関係でございますが、決算書の92ページ、社会福祉事業の一番下でございます。こちらにつきまして、報償金として約440万円、それから、９番旅費として6,000円計上してございます。

こちらにつきまして、１人当たり幾らかというご質問でございましたが、今現在、民生委員につきましては、定数55名のところ44名でございます。44名でこの440万を割り返しますと、１人当たり約10万円という形になってございます。

それから、民生委員の数でございますが、こちらにつきましては、民生委員・児童委員合わせて55名が定数でございます。本日現在で44名、11名が不足しているところでございますが、こちらにつきましては、引き続き地元の区長様等にお声かけをして、どなたかいらっしゃらないかということで、民生委員・児童委員を募っているところでございます。

それから、10月１日に新たに民生委員委嘱を予定しておりまして、その方が委員になることで45名、プラス１名増えるところでございます。

それから、続きまして、成果書98ページ、福祉タクシー等利用料金助成事業、成果書につきましては119ページでございます。

こちらにつきましては、交付枚数に対して利用枚数のほうが少ないということでございますけれども、利用率につきましては、交付枚数9,864に対して利用枚数5,630でございますので、57.1％の利用率でございます。

こちらにつきましては、交付する際に特段指導というのは行ってはおりませんが、毎年こういうふうに利用率のほうは低い状況でございますので、それを加味した上で、なるべく使っていただけるように、それぞれご都合はあろうかとは思いますけれども、なるべくお使いいただけるように周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

まず、民生委員・児童委員の関係、かなり私、しつこく質問するわけですけれども、これは元年度の決算というところで見て、１人当たり10万円という、これは費用弁償も含めてですが、正直言って、本当にそんなに出していますかという、私の聞いた範囲では、そんな金額じゃないですね。

なぜ、元年度もそうですけれども、その次の年も、つまり今年度も引き続いて、こんなに欠員があるのかねと。成果のところでは、確かに寄与しましたと、安心して暮らせる地域社会づくりに寄与しましたと。でも、これは一定の寄与であって、本当の意味の民生委員・児童委員制度をフル活用したような、決して状態ではないなと。

結論的に言うと、10万円という金額が正しければ、それはそれで構わないんですけれども、そんな金額じゃないはずですよ、年間を通して１人当たり。

何で成り手がないかといったら、実際に担当する人たちの数も増えているんですよ、１人当たりでね。そういう中で、ましてや非常に難しい高齢者が、独り暮らしを含めて増えている。そういう中で、俗な言い方をすると、仕事に見合わないという、そういうことを聞いています。だから、辞めるんだと。そういう辞めた方の経験等が、結局、次の成り手の方にも話が通っていっちゃう。

私は、もう少し民生委員・児童委員に対しては、そのご苦労に対しての見合った、そういう金額を補助すべきだと。これは、昔の民生委員・児童委員制度と今と違うんだよね。状況が全く一変しているという。そういう中で、同じような補助額で、基本的には推移してきていると思うんですが、もはやそれは限界ではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（山下秋夫君）　福祉課長。

○福祉課長（吉永吉正君）　福祉課長、吉永です。

民生委員さん、児童委員さんの成り手不足の問題です。委員さんご指摘のとおり、民生委員さんの役割といいますか、お務めといいますか、時代の変化とともにだんだん複雑化しております。地域の課題も、複数のものが絡み合ってくるといいますか、そういう状況になってきておりますので、

しばらく以前、昔とは、やはり仕事の内容も、また活動、求められるものも変わってきているんだろうということは実感しております。

委員さんのご意見といいますか、お考えのとおりだと承知しておりますので、これにつきましては、民生委員・児童委員協議会という組織がございますので、会長さん、それから役員の方、また委員の皆さんともよく話し合って、成り手が出てきていただけるように考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　所管は違うんですけれども、例えば区長手当というのは、あの仕事の内容からすれば、出し過ぎと言ったら変ですけれども、こちらが少ないんですよ。精神的に物理的に、民生委員・児童委員さんは大変しんどいんですよ。ところが、仮に10万円が正しかったとしても、区長手当のほうがはるかに上なんですよ。だから、そこのところ、何とか変えていただきたい。

ただし、これは法律があるんでね。補助金を出すに当たっても、その基準がたしかあるはずです。だから、町のそういう組織で検討することはいいんです。でも、それを上へ上げていかないと、この問題、いつまでも解決しないんですよ。そういう努力をお願いして質問を終わります。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

何点かお願いします。

ページ91、92、成果書112ページです。

この成果の中に、福祉ボランティアとの連携やと書いてあるんですが、ここ、具体的にどなたなのか教えてください。訪問とかしている方たちなのか、ほかにいらっしゃるのかお願いします。

あと、独り暮らしの高齢者宅への歳末訪問と書いてあるんですが、前段委員からも出ていましたけれども、民生委員さんがいないところの対応はどうされているのか。いるところはされたと思うんだけれども、民生委員さんがいないところの対応はどうされたのかお聞きします。

あと、福祉交流センター、93ページ、94ページ、成果書の115ページです。

利用状況の中、毎年書いていただいているんですが、小・中・高生の利用の内訳、高校生が何人利用されているのかなと、来てくれる人がいるのかなというのは、ちょっと、どういう理由で来てくれているのか、この内訳お願いします。小学生と高校生では違うので、お願いします。

あと、今の施設利用者のところの施設関係者による利用調整会議を行っているというのは、これ毎月とかやっているのか、ちょっと具体的にお願いします。

あと、やっぱり私も福祉タクシー券、97、98ページ、成果書119ページですよね。

前段委員が質問されていたのですが、パーセントがとても少ない気がするんで、57.1％とお聞きしたんですが、この利用されない理由、去年とかも少なかったと思うんですが、利用されない理由、ここのところを利用者から聞いているのか、それとも、担当課はそれを把握して、どうしようとしているのか。

これ、半分ちょっとの利用なんですよね。せっかくある利用なんだけれども、私も知っている方から聞くと、使いづらいと言うんですよね。やっぱり、もらっても使わないと言うんですよ。そこのところ、どう担当課は考えていらっしゃるのかお聞きします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君）　福祉課副課長、小川でございます。初めに、１点目の成果書112ページ、社会福祉事業の成果に記載させていただいております福祉ボランティアとの連携ということでございますが、社協ボランティア連絡会に所属するボランティア団体につきましては、現在15団体あります。

そのグループについては、いろんなことをされているわけでございますけれども、例えば情報交換だとか、それから交流会、それから慶弔、それからイベント、それから介護施設への訪問、慰問活動等やられている団体がございますので、そういった団体の方と連携をして、独り暮らしの高齢者宅へ訪問した際には、見守り活動のほうを行っているというところでございます。

それから、２点目の民生委員さんの関係でございますけれども、民生委員さんが定数55のところ、44で不足していると。民生委員さんのいないところについては、どうしているのかということでございますが、いないところのお隣の民生委員さんに、そちらをカバーしていただいているという状況でございます。

今現在、そういう状況で、民生委員さんには活動していただいておりますが、コロナウイルス感染の関係で、直接訪問というのは、今は控えているところでございます。ただ、見守り活動のほうを中心にやっているわけでございますけれども、ポストに民生委員さんからの手紙をポストインして、見守りのほうの活動もやっていただいているところではございます。

それから、続きまして、福祉交流センター運営事業、決算書が94ページ、それから、成果書のほうが115ページの上段でございます。

こちらにつきまして、利用状況の表がございますが、小・中・高生の内訳でございます。こちらにつきましては、2,396人の小・中・高生が利用したわけでございますが、こちらのうち、高校生が３人です。また、中学生につきましてはゼロでございます。

それから、利用調整会議につきましては、毎月実施しております。こちらについては、福祉課の担当職員、それから陽だまりサロンのほうの職員、それから笠原小学校の先生で、次の月のイベントの情報であるだとか、それから現状の情報交換ということで、実施のほうをさせていただいております。

それから、最後の福祉タクシーの関係でございます。

福祉タクシーの関係につきましては、決算書の98ページ、それから成果書の119ページでございます。

こちらについては、毎年見ますと、利用率のほうは交付枚数に比べますと低いわけでございますけれども、窓口で使っていただくように周知をしたいというふうに考えております。

今年度につきましては、やはりコロナの影響もあるのかなというふうには考えております。タクシーに乗るのが怖いだとか、それから外出を控えるという方もいらっしゃったと思います。ですので、今年度につきましては、利用率57.1％にとどまっているところでございます。

それから、利用の向上のために、ガソリン券、タクシー券の併用ということもありますので、そういったところで利用率のほうを向上させていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　分かりました。

成果のところに書かれているボランティア団体15団体って、いつも団体さんの名前も写真も載っ

て出されているわけなんですけれども、この中に結構、民生委員さんもいらっしゃっていると思います。たくさん関わっている方たちが、民生委員さんとかにつながったらいいなということも思うんですけれども、それで、ボランティア団体って、ちょっと違う団体がいるのかなと思ってお聞きしました。もうちょっと踏み込んだ、民生委員さん協力隊みたいな人がいると非常にいいなと思ったので、質問いたしました。

あと、民生委員さんのいないところは、隣の民生委員さんがしてくださるという、もともと200件とか多い担当で、その倍とかというところのお独り暮らしの方だけど、負担がかなり多くなるので、やはりそれは考えていかないと、民生委員さんが、前段委員もおっしゃっていましたけれども、やはり負担が大きいと思います。

それで、多分、民生委員さんと児童委員さんとかって、活動の報償とかというのは金額違ってくると思うので、大ざっぱな10万円ということだと思うんですが、やはり負担少なくと思っています。

あと、タクシーの利用は、やはり今年、コロナの影響ということで、少なかったということあるんですけれども、やっぱり周知とか必要だと思いました。

あと、ガソリン券とかありますけれども、免許返納とかやはりして、動きづらくなっているという声は、どうしてもタクシー券にせざるを得ない。旦那さんが返納してしまうと、ガソリン券にしていたものをタクシー券に変えなきゃいけないんだけれども、やはり使いづらいという声を聞いております。ガソリン券とか、いろいろ周知が必要かと思いました。

以上です。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　すみません、角野です。

質疑というか、ちょっと分からなくて教えていただきたいんですが、96ページの成年後見人の役務費ですね、12、障がい者地域生活支援事業の役務費に今回３つ入っていますが、成年後見人。これについて、詳しく教えていただきたいと思います。

それとは無関係で、19の負担金、補助金で成年後見人等報酬助成金、これの絡みなのか、全然無関係だと思うんですが、それについてもちょっと説明していただきたいと思います。

それから、98ページの障がい者更生援護事業の重症心身障がい者等レスパイトケア、先ほど質疑がございましたが、これ、超重症心身障がい児等と重症心身障がい児等の違いというのがあるのかどうか、ちょっとお伺いします。

○委員長（山下秋夫君）　福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君）　福祉課副課長、小川でございます。

初めに、決算書96ページ、障がい者地域生活支援事業の成年後見人の関係でございますが、こちらの制度につきましては、認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって、物事を判断する能力が十分ではない方について、ご本人の権利を守る援助者、成年後見人を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度でございます。

こちらにつきましては、昨年度につきましては……昨年度は１名の方が該当しております。こちらにつきましては、補助金のほう……すみません、答弁のほう代わらせていただきます。

○委員長（山下秋夫君）　福祉課主幹。

○福祉課主幹（小島　晃君）　福祉課主幹、小島と申します。

成年後見制度の申立ての件につきましては、先

ほど、１名ということでお答えしているところです。こちらのほうが、町長申立てということで、ご本人さんとか家族で申立てができない方につきましては、町のほうで申立てを行うということで、１件、町のほうで、町長申立てということで実施しました。

19節の報酬助成金につきましては、ご本人さんに収入がない、あとは財産がないという方につきましては、後見人さんの報酬自体を支払うことができない状況でありますので、そちらのほうを町のほうで負担をしているという形になります。

こちらのほうにつきましては、過去の分も含めて、支出で43万2,000円という金額になっております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君）　福祉課副課長、小川でございます。

レスパイトケアに関するご質問で、超重症、それから準超重症の判断でございますけれども、こちらにつきましては判定基準というのがございます。こちらにつきましては、判定基準が15項目ございまして、こちらの状態が６か月以上継続する場合にという基準がございます。

その判定スコアでございますけれども、例を挙げますと、気管内挿管、気管切開、それから腸ろう、腸管栄養、人工肛門などがございまして、こちらの点数を足していった場合に、25点以上の場合が超重症になります。それから、10点以上25点未満である場合が準超重症ということでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございました。

じゃ、96ページの12の役務費については、町長申立てだったから、こういうふうに費用がかかるということで、私も成年後見人で、町で費用が出たのが、これって初めてなのかなと思ったんですけれども、下の成年後見人等報酬助成金は昨年度も支出になっていますので、町長申立てだと、こういうところに役務費として乗っかってくるという、そういう理解でいいんでしょうか。

○委員長（山下秋夫君）　福祉課主幹。

○福祉課主幹（小島　晃君）　福祉課主幹、小島です。

町のほうで申立てした場合には、こちらのほうの予算活用になっていきますので、役務費が中心に出ていきます。この中で、申立てに必要な鑑定料とかという部分につきましては、その方の状況によって、かかる、かからないが出てくるような状況でございます。

報酬助成につきましては、過去の町長申立てに伴いまして、お二人分ということで43万2,000円という支出になっております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございました。

じゃ、負担金、補助金、交付金のほうの報酬助成金というのは、過去に成年後見人制度で申し立てて、申請があって認められた方々は永遠に続く、永遠という言い方はおかしいですけれども、ずっと続く助成金になるということでいいんですか。

○委員長（山下秋夫君）　福祉課主幹。

○福祉課主幹（小島　晃君）　福祉課主幹、小島と申します。

その方の資産、収入の状況が変化がなければ、この方の後見人さんがついている限りは、報酬助成という形で、町のほうで支出していくような状況になります。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。ありませんか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、93、94ページの重度心身障がい者手当支給事業なんですけれども、これは延べ支給人数が、119人が増となっております。それについても成果書でも書かれておりますけれども、これについてのもう少し詳しい内容についてお尋ねしたいと思います。

それから、94ページの福祉交流センター運営事業でございます。

これにつきましても、全体として減っております。率も減っております。その理由は、先ほども言っておりますけれども、新型コロナウイルス感染防止のためということなんですけれども、では、コロナウイルス感染防止といいますけれども、２月21日以前はどういう状況だったのか、その点お尋ねしたいと思います。

それから、成果書の115ページのイベント55回と実施されておりますけれども、これはどのような内容になっているのか、内容等についてもお示し願いたいと思います。

それから、利用調整会議というんですが、先ほど、笠原小の学校関係との調整もあると思うんですけれども、わざわざ調整会議というふうになっていますけれども、これはどういうことで、何を調整しなければいけないのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、同じく94ページの宮代町生活サポート事業なんですけれども、この事業におきましては、民間事業者が行う生活サポート事業に対する補助金なんですけれども、これは宮代の場合は、事業者というんですけれども、たくさんあるんでしょうか。どういった事業者に依頼しているのか、何社ぐらいあるのか、お尋ねしたいと思います。

それから、96ページの障がい者地域生活支援事業の次のページ、扶助費の日常生活用具給付費なんですけれども、成果書にも出ておりますけれども、消化器疾患による人工肛門等ということなんですけれども、これ以外は、ぽつぽつぽつなんですね。この辺についての、日常生活用具というんですけれども、こういった給付の在り方でいいのかどうか。前年と比べても、延べ利用者で73人増えているということなんですけれども、その点での状況についてもお尋ねしたいと思います。

それから、同じく98ページ、福祉タクシー等利用料金助成事業なんですけれども、これは、前段の委員からも質問がありましたけれども、コロナの影響もあるのかもしれませんけれども、利用人数が増えているんですよね。コロナ感染防止という、そういう状況の下でも増えていて、支給金額が減っているんですよ。ですから、その辺の状況もちょっとちぐはぐなんですけれども、コロナ禍というだけで言えるのかどうか、その点、もう一度お尋ねしたいと思います。

それから、同じく98ページの宮代町災害見舞金等支給事業、それから、その下の義援金配分事業なんですけれども、昨年の台風19号による床上浸水の被害を受けた２世帯に、町のほうで２万円、それから、県のほうから４万円ということなんですけれども、これは、いつ頃支給されているんでしょうか。その点についてもお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　ここで休憩を取りたいと思います。

11時10分まで休憩したいと思います。

休憩　午前１０時５６分

再開　午前１１時０９分

○委員長（山下秋夫君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

丸藤委員の回答をお願いします。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君）　福祉課副課長、小川でございます。

それでは、まず１点目、決算書の93、94ページ、重度心身障がい者手当支給事業でございます。成果書のほうにつきましては、113ページでございます。

119人、昨年度に比べて増えているということでございますけれども、こちらにつきましては、表にございますとおり、上の身体１・２級、療育マルＡ、Ａ、精神１級、こちらが118名増えてございます。次に、身体３級については、こちらは25名の減でございます。療育のＢについては26名の増、合計119名の増でございます。

続きまして、決算書の94ページ、福祉交流センター運営事業でございます。

こちらの２月以前の活動状況、事業の状況ということでございますけれども、２月以前、４月から２月の11か月間の合計が、成果書115ページの利用状況の表にございます8,418でございます。３月につきましては、コロナの関係で閉館のほうをさせていただいております。

ちなみに、この8,418名でございますけれども、11か月間で8,418名、月平均にしますと765人でございます。昨年度に比べまして644人減っているというのは、３月閉館の影響が大きいと思われます。

続きまして、陽だまりサロンにおきますイベントの内容でございますけれども、こちらにつきましては、55回行っているわけでございますが、様々なイベントがありまして、例えば本読みであるだとか、それからマジックショー、それから大正琴のコンサート、それからクリスマス会ですね、それからお正月飾りを作ったり、それから、春の七草、おひな様を飾るなどのイベントがございました。

それから、利用調整会議でございますけれども、こちらにつきましては、福祉課の職員、それから陽だまりサロンの職員、学校の先生で行っているわけでございますが、調整する内容といたしましては、陽だまりサロンが笠原小学校内にございますことから、学校の行事とバッティングしないようにイベントなどを組むために調整のほうをさせていただいております。

続きまして、生活サポートの関係、地域生活の関係につきましては、この後答弁させていただきます。

タクシー利用の関係でございます。福祉タクシーにつきましては、決算書の98ページ、成果書につきましては、119ページでございます。

こちらにつきましては、利用人数について１名増えておりまして、利用枚数のほうは減ってございます。こちらにつきましては、やはり年明けましてからのコロナの影響等も考えられ、外出を控えるなどして、利用枚数のほうが減ったということが考えられます。

続きまして、災害見舞金、それから義援金につきましてでございます。こちらの支払い時期でございますが、災害見舞金につきましては、10月の末が１件、それから11月の頭が１件、義援金につきましては、12月と３月にそれぞれお支払いをしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　福祉課主幹。

○福祉課主幹（小島　晃君）　福祉課主幹、小島と申します。

成果書115ページの生活サポート事業についてお答えいたします。

生活サポート事業は、民間事業者ということで、登録事業者数につきましては13事業所になります。主に、こちらのほうの事業者の内容につきましては、障がい福祉サービスを提供している事業者が主な事業者になっております。

続きまして、決算書96ページの障がい者地域生活支援事業のうち20節の扶助費、場所につきましては、98ページのほうに記載されております日常生活用具給付費についてご説明します。成果書につきましては、117ページになります。

117ページの成果書のほうを見ていただければと思いますが、ストーマ用装具、人工肛門になってしまった方が、このストーマ用装具という形で日常生活用具を利用しております。この表に書かれている内容のうち、大多数がストーマ用装具という形になっております。

給付の在り方ということなんですが、一応うちのほうで、町のほうで設定しております一覧表に基づいて、そこの必要な日常生活用具についてご相談を受けまして、提供しているような状況になっております。仮に、その方の状況によって、日常生活に支障があるということでご相談があった場合で、町のほうで設定されていない用具がございました場合には、要綱等の改正を行いまして支給できるようなことも、対応としては行っている状況でございます。

したがいまして、その方の状況に応じたものを支給できるという体制で、こちらのほうは臨んでいるような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　どうもありがとうございます。

それでは、何点か確認してご質問したいと思います。

まず、重度心身障がい者手当支給事業、94ページの関連なんですけれども、これは、その表を見ればという答えだったんですけれども、先ほどは、これはこういうふうになっていますけれども、どういったことでこういうふうになっているのかという質問だったんですけれども、これは在宅の重度心身障がい者の、やはり経済的負担を軽減するというのが大きな目的ですよね。ですから、そういう意味では、もっと増えてもいいのかなというふうに思うんですけれども、そういった点での、こちらの町の働きかけですね、そういった点ではどうだったのか、その辺もう少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。

それと、冒頭にちょっとお聞きするのを忘れていたというか、社会福祉事業ですから、92ページの民生委員と児童委員活動費等補助金ということで、先ほど、前段の西村委員、・山委員からも言われましたけれども、これは先ほど、単純に民生委員・児童委員活動費等補助金439万8,830円、これを44で割れば、それは10万ぐらいになるかもしれないんですけれども、これは西村委員も言ったように、全部込み込みでしょう。

例えば、区とか自治会長なんかは、均等割と、それから人数割で違いますよね。民生委員についても、これは今後、これまでこの補助金についてはどういうふうな経過をたどっているか、ちょっと分からないんですけれども、これからの需要を考えれば、高齢者は増えてくるわ、それから独り暮らしもどんどん増えてくる中で、今の状況でいいのかということなんですよ、前段の委員さんも。

ですから、それに対応できないというのは、私はこれで、町、55人は基準としてあるわけでしょう。ないところの地域について、後で結構ですから、明らかに委員さんに、こういう地域が足りないというふうになっているということをやはり知らせていかないと、ただでさえ補助金が少ないんだから、増えるわけないですよね。ですから、その点、やはり増える、どうしたら増えるのかというところ、知恵を出していかないと増えないと思いますので、その点もう一度。

実際は、本当に10万ですかと前段も言っていたんですけれども、これはやはり少ないからでしょう、成り手が。あとは、高齢者も増えてきて成り手がいないと。しかし、もう一方では、主に独り暮らしの高齢者世帯を対象として訪問活動して、安心して暮らせる地域社会づくりに寄与しているというんですから、少ないと寄与したということになりませんので、その点もう一度、成り手のいない地域を明らかにしていただきたいのと、その辺の考え方ですよね。それはどういうふうに考えているのか、もう一度お尋ねしたいと思います。すみません。

それから、94ページの福祉交流センター運営事業については分かりました。

それから、町民生活サポート事業について、同じ94ページです。先ほど、民間事業者、13事業所ということなんですけれども、これは全部このところに該当しているんでしょうか。前年度、令和元年度は、この13事業所のうち幾つか、全部この補助金は対象として出されているんでしょうか。また、全事業所が何らかの生活サポート事業に関係しているのかどうか、もう一度その辺の状況についてお尋ねしたいと思います。

それから、障がい者地域生活支援事業、96ページ、これでは一番上ですが、98ページの関係ですけれども、これは要綱等の改正をするということでなっているんですけれども、この辺の周知はどういうふうになっているんでしょうか。先ほど、その方に合ったというようなことで用具の貸出しをしているんだと思うんですけれども、その点についてお尋ねします。

それから、98ページの福祉タクシー等利用料金助成事業なんですけれども、利用人数、何か１人と言ったんですけれども、上程説明のときは９人というふうに聞こえたんですけれども。利用人数ですよ、増えていると思うんですけれども、その辺ちぐはぐではないかなというふうに言ったんですけれども、もう一度、前年度との比較でお願いしたいと思います。

それから、98ページの見舞金のほうが、11月末、10月上旬ですかね、県のほうは随分遅いですよね、対応が。この辺の状況はどうなんでしょうか。それと、これは見舞金支給事業ですから、各市町村の金額というのは２万円というふうになっているんでしょうか。その点、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　福祉課主幹。

○福祉課主幹（小島　晃君）　福祉課主幹、小島と申します。

まず、在宅手当の関係でお答えいたします。

在宅手当の働きかけというところなんですが、こちらのほうは、手帳の取得者の等級によって支出するようなものになります。ですので、こちらのほうで手帳の取得者を把握しておりますので、その方々の経済的負担軽減のためということで、所得の確認を行わせていただいております。課税者に対しては、こちらのほうの支出はできないということになっておりますので、非課税の方、もしくは生活保護受給者の方に対して支給している状況であります。したがいまして、こちらの手帳

で該当になっている方につきましては全ての方が対象として、支給対象として見ておりまして、そちらのほうで条件に合った方全てに支給されているという状況になっております。

続きまして、生活サポート事業、成果書の115ページになります。

登録事業者につきましては、13事業所ということで先ほどご説明させていただきました。こちらのほう、登録の事業所数という形になっております。利用者がおりまして、その方が使うか使わないかによって、補助金のほうが支出される、されないという形になっておりますので、登録は13なんですが、実際利用者がいない事業所さんもいらっしゃいますので、全ての事業所に支出しているということではない状況であります。

続きまして、地域生活支援事業の日常生活用具ですね。決算書で98ページ、成果書で117ページになります。

周知方法ということであります。こちらのほう、手帳取得時もしくは等級の変更があった場合等につきまして、一覧表を用いまして、各利用できるサービス等のご案内をさせていただいております。その際に、その方の障がいの状況によって、こういったものもありますということで具体的に説明させていただいておりまして、その中で、必要ということであれば申請をしていただいて、審査の上で支給決定をしていくという状況になっております。

私のほうからは以上になります。

○委員長（山下秋夫君）　福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君）　福祉課副課長、小川でございます。

まず、民生委員さんの関係でございます。成り手のいない地区でございますけれども、申し上げます。

今欠員が出ている地区でございますが、字姫宮、字宮東の一部が１つです。２つ目、字川端、川端２・３丁目の一部、３つ目、字中島のうち新中町、４つ目、笠原１・２丁目、字百間、５つ目、本田１丁目、６つ目が本田２丁目、７つ目が和戸１丁目、それから、８つ目が和戸３丁目、それから、残りの３つが宮代台１丁目、２丁目、３丁目の各地区になります。

このうち、和戸１丁目については、10月に委嘱をする予定でございますので、定数55のところ45という形になる予定でございます。

それから、民生委員さんのいない地区につきましては、各地区の区長さんにもご相談いただきながら、また、過去に民生委員さんやられていた方だとかと連携しながら、新しい方を引き続き探してまいりたいと考えてございます。

続きまして、成果書119ページ、福祉タクシーの表の関係でございます。

先ほど私のほうで、プラス１名ということで申し上げましたが、こちらにつきましては、利用状況の表のタクシー券、こちらについては、昨年度472に対しまして473、プラス１ということで申し上げました。委員のおっしゃるとおり、合計にいきますと、合計につきましては、昨年度1,039に対しまして今年度1,048でございますので、プラス９ということでございます。

最後に、県の義援金の関係でございます。

県の義援金につきましては、台風19号により被災された県民に対しまして、日本赤十字社埼玉県支部、埼玉県共同募金会及び埼玉県で義援金のほうを募集いたしました。この募集をした結果、令和元年11月29日に、県の第１回義援金配分委員会、こちらが開催されまして、各被災者に配分する額が決まりましたことから、宮代町の見舞金に対しまして遅れが出ているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　福祉課主幹。

○福祉課主幹（小島　晃君）　福祉課主幹、小島と申します。

先ほど、生活サポート事業についてご説明しましたが、ちょっと回答の内容に不足がございましたので、補足させていただきたいと思います。成果書のほうにつきましては、115ページになります。

先ほど、13事業所が登録ということで、その中で、全ての事業所に支出しているものではありませんということでお答えさせていただきましたが、実績につきましては、13事業所のうち５事業所になります。

事業所のほうは、過去に登録された事業所も、こちらのほう、登録事業所ということで記載されておりますので、実際、現在使われているのは５事業所ということになります。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、民生委員の関係は分かりました。

うちの区、自治会では、やはり民生委員さんも大変なので、総会のときはいつも、この方が民生委員さんになっていますと紹介しているんですよね。それで、民生委員さんからも一言あいさつあって、だから、みんながやはり、民生委員さんはこの方なんだということで、地域に訪問するわけですから、知らない人がいないようにということで、そういうふうにしているんですけれども、残念ながらいないというところは、先ほど言ったように、やっぱり、なりたくてもというよりも、やはり大変さが先に来るわけですよね。だから、それに合わせた、報償じゃないですけれども、そういった形にしないと、やはりこれから成り手がつくっていかれるのかなというふうに思いますので、その点では、十分増やすための知恵ですよね、考えていただければと思うんですけれども。

そのことについてはちょっと、前段の委員の答弁で言い尽くしているから、言わないんだったら言わないで結構なんですけれども、その点についても先ほどお伺いしたつもりなんですけれども、お願いしたいと思います。

あと、福祉交流センターの利用調整会議についても分かりました。

94ページの宮代町生活サポート事業なんですけれども、事業所は13事業あって、昨年度の予算上で補助金が出された事業所ですね、これが主なんですか。その点、確認したかったもんですから、５事業所でしたらそれで結構です。

あと、障がい者地域生活支援事業についても分かりました。

最後の見舞金の関係ですが、これはもう金額は変えられないのか、それから、これは各市町村はみんな同じなのか。その点最後に、この点についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（山下秋夫君）　福祉課課長。

○福祉課長（吉永吉正君）　福祉課長、吉永です。

民生委員・児童委員さんの関係は、前段の委員さんにお答えさせていただいたとおりでございますが、協議会の会長をはじめとした皆様とも相談して、成り手の方を増やす工夫をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君）　災害見舞金の関係でございますが、災害見舞金につきましては、町のほうで支給条例がございます。その条例でまいりますと、損害の程度に応じて額のほうを定めさせていただいておりますが、全焼・全壊または

流出につきましては１世帯につき10万円、半焼または半壊につきましては１世帯につき５万円、床上浸水につきましては１世帯につき２万円ということで決まってございます。

近隣の状況につきましては、大変申し訳ございません、今資料がございませんので、お答えできないんですけれども、こちらにつきましては、金額のほうはこれを継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　福祉課主幹。

○福祉課主幹（小島　晃君）　福祉課主幹、小島と申します。

実績については、５事業所ということで間違いありません。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑はございませんか。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君）　福祉課副課長、小川でございます。

一番初めに土渕委員のほうからご質問いただきました高齢者の数につきましてお答え申し上げます。

75歳以上の独り暮らし世帯、80歳以上の高齢者のみ世帯につきましては、792人でございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　人数は分かりました。

これは近隣の市町と比べて多いのか少ないのか分かりますか。

○委員長（山下秋夫君）　福祉課副課長。

○福祉課副課長（小川英一郎君）　福祉課副課長、小川でございます。

大変申し訳ございません、近隣の状況に比べて多いか少ないかというのは、ちょっとこの場では分かりかねます。申し訳ございません。

○委員長（山下秋夫君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　はい、分かりました。後で、できたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　ないようですので、以上で福祉課の質疑を終了したいと思います。

暫時休憩をしたいと思います。

休憩　午前１１時４１分

再開　午前１１時４３分

○委員長（山下秋夫君）　再開いたします。

これより子育て支援課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○子育て支援課長（小暮正代君）　おはようございます。

子育て支援課長の小暮でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、適宜、出席職員の自己紹介をいたさせますので、よろしくお願いいたします。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　おはようございます。

子育て支援課副課長の横内でございます。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　こんにちは。

子育て支援課主幹、吉田と申します。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課主幹（石井　栄君）　皆さん、こんにちは。

子育て支援課の石井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○こども笑顔担当主査（清水邦江君）　こんにちは。

子育て支援課のこども笑顔担当の清水と申します。よろしくお願いいたします。

○保育担当主査（松岡祥哲君）　皆さん、こんにちは。

子育て支援課保育担当の松岡と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村でございます。

４点質問をさせていただきます。

決算書の108ページ、成果書の125ページになります。

民間保育所給食費補助金についてなんですけれども、アレルギーに対応したとありますけれども、どのようなアレルギーに、どのような対応をしているのか、ちょっと詳しく教えてください。

２点目、決算書108ページ、成果書126ページ、こども医療費支給事業についてなんですけれども、こちらは、町外で受診したものに関して、５年以内の期限があって精算をしていただけるということなんですけれども、５年以内にできていない方というのは分かるのかどうか。もし申請されていない方がいたら何かされているのかとか、その辺ちょっと教えてください。

３点目、決算書108ページ、成果書127ページ、みんなで子育て！こども未来事業についてなんですけれども、子育てひろばの講座など、インターネット放送局などの動画でも、いつも子供たちが楽しく参加している様子とか拝見をしています。安心できる居場所となっていると思います。

グループで来ているお母さん方、お子さんと一緒にお母さん方、来ている方とか、あと、１人でお子さんと来ている方、いろんな方がいらっしゃると思うんですけれども、そこで、１人で来られているお子さんとお母さんとかに、子育て相談員さんとか指導員さんがお声かけをしているのかとか、子育ての相談員さんの中で、例えば共通の理念や対応とか、そういうのはどうされているのかとか、詳しく伺いたいと思います。

最後に、成果書の137ページなんですけれども、ちょっと分からなかったので教えていただきたいんですけれども、委託延べ児童数と受託延べ児童数ということで、町外の保育園などに通っている方ということでよろしいのか、ちょっとその辺、詳しく教えていただければと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　子育て支援課主幹、吉田です。

まず、アレルギー対応について詳しくということでお答えさせていただきます。民間保育所さんということでありましたが、公立でも同じかなというところでお答えさせていただきます。

今お受けしているアレルギーのお子さんの種類といいますか、食材何かといいますと、大きいものが、卵、乳というのが多いかと思います。そのほかナッツ類ですとか、あと小麦というものが主に挙げられております。でも、アレルギーはやはり、そのお子さん、お子さんでありますので、それが複数重なっているお子さんですとか、１つのお子さんですとかということであります。入所時に、どんなアレルギーがあるかというところを聞

き取りさせていただきまして、それに合わせた除去食として食材を提供して、安全に給食とおやつとを提供している状況でございます。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（石井　栄君）　子育て支援課の石井と申します。

委員さん２点目のこども医療費に関するご質問なんですが、委員さんおっしゃるとおり、領収書の日付から５年をもって時効ということで、受付のほうができないという事務処理のほうを行っている次第でして、領収書を役場のほうに提出しない件数につきましては、残念ながらちょっと、こちらで把握できない数字になっているところです。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　子育て支援課副課長、横内でございます。

みんなで子育て！こども未来事業のところで、子育てひろばやげんきっ子に１人でおいでになっている保護者の方への対応でございますが、こちらにつきましては、指導員、相談員とも、やはりお一人の方がいた場合は一応気をつけて、孤立しないようにお声かけをさせていただいているところでございます。そういった方々が、新しい方がどんどん広がっていくようなということで、指導員、相談員とも共通理念の下、活動させていただいております。

次に、成果書137ページの委託延児童数と受託延児童数の関係でございますけれども、こちらは委員おっしゃるとおり、管外から宮代にまず受け入れている方が受託児童数になりまして、また、町内からほかの市町村の保育所に行かれている方、こちらは町外に委託しますことから、委託延児童数ということになります。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございます。

１点目のアレルギー対応いただいて、その代えのものをお出ししていただいているということで、承知いたしました。

あと、こども医療費についてですけれども、なかなか領収書を持っていけない方もいらっしゃるんですけれども、それは把握ができないということで、その保護者の問題ということで承知をいたしました。

３点目の子育てひろばについてなんですけれども、そのようなご配慮をいただいているということで、きっと１人で子育て、家にいて、ちょっと、１人なんだけれども行ける場所というところで、今ちょっとコロナのことで制限はあると思うんですけれども、そういった安心できる場所になっていると思います。そこで、そういったお声かけをみんなでしようということで伺って、とても安心いたしました。

こちらの１点、ご要望といいますか、講座をたくさんされているんですけれども、その中で、例えばなんですけれども、40代以降の高齢出産の方とか、あとは、帝王切開などで出産後がちょっとつらい、通常の出産よりつらいと思うんですけれども、そのような方の講座というか、例えばリフレッシュできたりとか、そういった負担があったよねと話せるような、何か講座があったらいいなというのも思いました。

４点目なんですけれども、町外に行かれているということで、何かちょっと遠いところもあったので、どういうことかなと思ったんですけれども、遠いところに行ってしまっているということなのか、通っている方もいるし、そちらに行ってしま

っているということでよろしいのでしょうか。

○委員長（山下秋夫君）　子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　子育て支援課副課長の横内でございます。

委託児童と受託児童の関係でございますが、確かに委託児童のところで、大分遠い市町村に行っている方もいらっしゃいますが、こちらの方については、今現在はそちらに居住しているということでございまして、そちらの保育園に、期間はちょっと分かりませんけれども、お願いをして保育をしていただいているということでございます。

また、基本的には勤務先を選択する方が多いということで、ほかの県内の市町村については、ほぼ勤務先の保育園を利用されているということになります。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

幾つか質問させていただきます。

まず、成果書のほうの42ページと127ページになります、みんなで子育て！こども未来事業になります。

子育て支援センターの利用者数が前年度と比べて著しく減っていますけれども、何か理由があったのでしょうか。コロナの影響なのかなとは思っています。

もう一つが、子育て相談の実施についてなんですけれども、育児相談、乳幼児健全育成相談、子ども家庭相談、これ、最も多かった相談内容を教えてください。また、相談の内容について、一つ事例でいいんですけれども、こんな相談がありまして、こんな解決をしましたというような事例をお聞かせください。

それと、子育て応援ウェブサイト「みやしろで育てよっ」なんですけれども、こちらはほかの自治体と比べましても、デザインはとてもすばらしいと思います。ただ、内容を見ると、宮代町で子育てをするメリットというのが伝わってこないという、子育て世代の方から話をいただいています。宮代町で子育てすると、他市町村と比べてこんないいことがありますよ、こんなメリットがありますよという内容が少ないと思います。また、子育て支援の制度についても、町のホームページにただ飛ばすだけでは、子育て世代に対して正直熱心さが伝わってきません。

例えば、さいたま市、吉川市、高崎市などは、うまく子育てＰＲをしているホームページがありますので、そういったものを参考にしたり、特に浜松市では、年齢ごとにカテゴリーが分かれているので、例えば１歳と３歳児のお母さんであれば、そこをクリックすると、どんな制度があるのかというのが一目で分かるようになっています。

ですので、質問ですけれども、予算はあると思うんですけれども、大規模なリニューアルを行ってほしい、もしくはしたほうがいいと思いますが、いかがでしょうかということになります。

続きまして、学童保育所運営事業、学童保育所整備事業、成果書の123ページになります。

かしの木第一児童クラブが前年度と比べて11人も減っていますけれども、こちらは何か理由があったのでしょうかということです。

それと、いちょうの木児童クラブ分室なんですけれども、こちらは階段がありますけれども、雨天時は滑って危ないという保護者の声を幾つかいただいています。もともと非常階段でありますので、雨が吹き込むと階段がぬれて、確かに危ないと私も感じました。今後、階段を改善する予定はあるのかということです。

それと、学童クラブの指定管理者制度なんです

けれども、こちらは指定管理者制度に移行しまして、保護者からの評判も上々です。私の息子が通っているいちょうの木学童クラブですけれども、指定管理者制度になってよかったという保護者の声もいただいておりますし、若い職員が増えて外遊びが増えて、さらにサッカー選手が来るという日は、私の息子は朝からわくわくしております。

そこで、ご質問です。

指定管理者になりまして、コロナが終息すれば、いろんな体験とか、例えば英語の語学などができると聞いていますけれども、具体的にどんなことをしていただけるのか、教えていただければと思います。

続きまして、緊急サポート運営事業、こちら110ページになります。

お手伝いできる人、提供会員というのは、どう募集しているのでしょうか。何か資格などは必要なのでしょうか。また、利用会員は、どこでこの制度を知ることができるんでしょうかというのと、どういった趣旨で、この制度をそもそも始めたのかということをお聞かせください。また、利用者はこれ、料金幾らで利用できるのか。緊急というからには、その日に頼んでも大丈夫なのかというのをお聞かせください。

最後になります。成果書の135ページ、宮代保育所運営事業になります。

現在、待機児童はいないのかというのと、保育園の途中で入園したいという方がやっぱり引っ越してきて、何人かお話をいただいております。月ごとに途中入園ができるということなんですけれども、仕事の関係で、すぐに保育園に入れたい、預けたいという子育て世帯がいた場合は、どのような対応をしているのかをお聞かせください。

以上になります。

○委員長（山下秋夫君）　ここで休憩をいたします。

休憩　午後１２時０２分

再開　午後　１時０３分

○委員長（山下秋夫君）　休憩前に引き続き会議を開いていきたいと思います。

それでは、答弁のほど、よろしくお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小暮正代君）　子育て支援課長の小暮でございます。

順不同で私のほうから、３点目につきましてご回答させていただきたいと存じます。

３点目、「みやしろで育てよっ」の件でございます。

委員ご指摘のとおり、今、「みやしろで育てよっ」につきましては、いろいろな制度の概要であるとか、公園であるとか施設の内容、特集記事といったものを掲載させていただいているところでございますけれども、４年目になりまして、やはり担当の中でも、リニューアルをしていこうという話は出ているところでございます。

特に、例えば今年の例で申し上げますと、毎月毎月、どういうページにどういうアクセスが、数が多かったとかという分析は出ておりまして、今年度で申し上げますと、８月はすごくアクセス数が多かったんです。その理由といたしましては、９月から始まる子育てサロン、こういった記事が掲載された関係で多かったと、そのページのアクセスする数が多かったんですね。

そういったことも踏まえまして、第５次総合計画もスタートする中で、本当に保護者が求めている内容といったものをきちんと精査しながら、また先進事例を参考とさせていただきながら、今後、

新たにまたページを増やしていくなり、またはページの中で、それをいろんな求められる人たちのページがあって、またそれを支援する、今度、子育て応援隊というのもつくっていきたいと考えているんですけれども、そういったものとちゃんとマッチングできるような、そういう仕組みも中で検討していきたいというふうに、今進めているところでございますので、今後十分に精査しながら取り組んでまいりたいと存じます。

○委員長（山下秋夫君）　子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　子育て支援課副課長の横内でございます。

まず、１点目の町の支援センター、役場内の子育てひろば及び国納保育園内のげんきっ子の利用数の件でございますが、委員ご指摘のとおり、やはり昨年度末からコロナウイルス感染症対策の関係で、支援センターでは両方共、２月28日から閉園をしております。その関係で、やはり利用者数は減少しているところでございます。

次に、支援センターへの相談内容の件でございますが、こちらは、一般的には心配事の相談が大体多くて、話を聞くと落ち着くような方が多い傾向にございます。一応内容といたしましては、子供の成長・発達に関することや家族問題のこと、また相談者自身のことなどの、その他各種いろいろな相談が寄せられているところでございます。

このような中で、解決といいますか、一応解決の方向につなげられた事例といたしましては、発達が心配なお子さんの相談がありまして、こういった事例をよくお子さんとかを観察させていただいた上で、保健センターにつなげたというような事例がございます。

また、家族問題の相談では、同居している親御さんが最近物忘れが増えてきて、いろいろ手間がかかってきたというようなご相談について、これは高齢者の地域包括支援センターへ紹介して、方向を相談してくださいというように、解決につなげたというような事例がございました。

続きまして、学童保育の関係でございます。

まず、学童保育のかしの木児童クラブが、ちょっと11人減少しているということでございますが、こちらは確かに平成30年度、31年度を比較しますと、年度当初の１年生の数が少なかったという傾向がございます。ただし、年度末については、大きく変わっていないような状況でございます。この当初の１年生が少なかったというのは、申し訳ございません、分析していないので、明確な理由はちょっと分かりませんが、保護者の就労状況などが、例えばパートタイムの人が多かった年については、保育園には行っていたんだけれども、小学校ですと放課後の時間帯が短くなりますところから、学童保育は利用せずに済んだというような、こういった就労状況が影響しているものと考えられます。

次に、いちょう分室の階段の件でございますが、こちらは状況を早急に確認して、対策を考えたいと思っております。

続きまして、指定管理になってよかったというような点でございますが、委員ご指摘のとおり、まずサッカー教室等を、こちらはプロのユースチームにいた指導員を呼んで、サッカー教室を開催しております。また、理科教室ということで、こちらは日本工業大学の先生をお迎えして、液体窒素を使って実験をするというような教室も既に実施されております。

また、指定管理者であります株式会社アンフィニからの提案では、このほか、英会話教室や地元の団体と連携した教室、提案ではオカリナ教室等が提案されてございましたが、こういったものも今後実施していく予定とのことでございます。

続きまして、緊急サポートの関係でございます。

こちらは、まず、緊急サポートのサービスを提供する側、こちらにつきましては、提供会員につきましては、特に資格は要らないということになっておりますが、ただし、24時間の研修を必ず受けていただいております。この研修の中で、保育の基礎的なことや、あと緊急時の対応とか、救命教室のようなことも研修の中に盛り込ませていただいて、それで万全な体制を整えて対応していただくということになっております。

利用料金でございますが、緊急サポートにつきましては、８時から20時の間の時間帯では１時間当たり1,000円、20時から翌日の朝８時までの時間帯においては１時間当たり1,200円というふうになっております。

また、ＰＲでございますが、こちらは緊急サポートのＰＲにつきましては、町のホームページ上や、またチラシを作成してありまして、子育て支援課の窓口等で配布をしたり、あと、昨年のこどもまつりにおいては、実施機関、委託先のＮＰＯ法人様に来てもらいまして、ブースを作りまして、そこでＰＲをしていただきました。また、学童の入所説明会においても、やはりＮＰＯ法人さんに来ていただきまして、そこで説明をしていただいているというような、こういった広報活動を行っているところでございます。

そもそも、緊急サポートがなぜ必要になったかという点でございますが、こちらはまず、宮代町では、このほかにファミリーサポートセンター事業がございまして、こちらもやはり提供会員と利用会員でサービスのやり取りができるということになっておりますが、ファミリーサポート事業では、事前にマッチングなどが必要になってきまして、緊急的な対応ができないということで、それではやはり、ニーズとしては緊急的な利用もしたいというものがございましたところから、緊急サポートを導入した次第でございます。

緊急サポートであれば、その日、当日の利用希望でも受け付けております。また、病気などのときの預け入れも行っていたり、また、宿泊を伴う預け入れも対応しているところでございます。

続きまして、保育園の待機児童数と入所の関係でございますけれども、待機児童数につきましては、今年の４月１日現在は、宮代町はゼロ人でございます。待機児童数は発生しておりません。ただし、年度途中にやはり希望が出てきますので、年度途中は待機児童数が生じることもございまして、現在の段階では、５人ほど待機児童数が生じているところでございます。

また、途中入園の件につきましては、こちらは、月の頭からの入所については受け付けているところではございますが、月途中からの入園につきましては、やはり複数の方の申込みを月で取りまとめて、判定を行って保育の優先順位をつけておりますので、月の途中では、現在のところ、入所は受け付けておりません。ただし、事前に入所の相談は受け付けておりますので、例えば転入とかの予定があるということであれば、転入前から話を受け付けて、切れ目なく保育を提供できるようには配慮はしております。

ただ、どうしても急に、例えば来ることになってしまったというような場合は、みやしろ保育園や姫宮保育園で実施しております一時保育や、あとは一時預かりですね、こちらはＮＰＯ法人きらりびとみやしろで実施しております一時預かり等を紹介して、やはり支障のないような保育につなげるといった対応をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

丁寧なご答弁ありがとうございます。

１番のみんなで子育て！こども未来事業なんですけれども、こちら、子育て支援センターの利用数と子育て相談の実施についてはよく分かりました。解決につないでいるということは、やはり必要なのだと思いますので、今後とも相談のほう、丁寧に扱っていただければと思います。

子育て応援ウェブサイトなんですけれども、こちらもリニューアルをしていただけるということで了解しました。

学童保育所運営事業のほうなんですけれども、いちょうの木児童クラブのほうは、ぜひとも状況を確認して、対応していただければなというふうに思います。

あと、学童の指定管理者なんですけれども、やっぱり指定管理者のよさというのを今後遺憾なく発揮していただいて、学童へ行くのが楽しみという児童が増えることに、こちらは期待したいと思います。

ご質問なんですけれども、緊急サポート運営事業のお手伝いできる人、提供会員というのは、こちらはどんな人が会員になっているのかというのと、年齢的にどのあたりの年齢の方が提供会員になっているのかというのを教えてください。

それと、みやしろ保育園運営事業なんですけれども、待機児童はゼロということですが、現在５名発生しているということなんですけれども、こちらの年齢層はどれくらいなのか教えていただければと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　子育て支援課副課長の横内でございます。

緊急サポートの提供会員についてでございますが、こちらは、特にいろいろな制約を設けているわけではございませんので、子供の保育に興味がある方とか、子供の面倒を見ることに興味がある方とかということで、こういった方におおむねおいでいただいているような、応募いただいているような感じでございます。

年齢につきましては、研修会場をちょっと見渡しての限りでのお話で申し訳ございませんが、やはり子育てが一段落した方が多い、大体40代、50代の方とか、こういった方が提供会員では多い傾向にございます。

続きまして、待機児童の年齢でございますが、現在、待機が５人発生しているというお話しさせていただきましたが、こちらは全てゼロ歳児の待機になっておりまして、やはり子供が生まれて、そろそろちょっと職場、仕事もしようかなというときに応募をしていただいた方が、現状のところ、ほとんどでございます。ただ、残念ながら、ゼロ歳児はちょっと今、枠が空いていない状況でございまして、ちょっと待機になっているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　ぜひとも、緊急サポート運営事業なんですけれども、どんな方がやっているかというのは分かりました。最後のセーフティーネットのような事業なので、もっと周知をしていただければと思います。

また、みやしろ保育園運営事業なんですけれども、待機児童ゼロということですけれども、何か緊急なことがありましたら、一時保育とか、そちらのほうをご案内していただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。ありませんか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。お願いします。

先ほど、前段の委員からも質問あったんですが、118ページ、成果書136、137ページ、管内の入所の児童数というので、受託と委託についてなんですが、この137ページの表を見てちょっと感じたことなんですが、委託は173人、全部でいらっしゃいますよね、３歳児未満と３歳児以上。それで、さいたま市とか５人とか委託されているんですが、さいたま市って県内で一番待機児童が多く、そして、全国でも一番多いんですけれども、先ほどちょっと答弁の中にもあった入所判定というのも絡むんですが、さいたま市の事情を聞いたら、申込みに30か所まで書くそうなんですよね。入所希望をご自分の近いところから30か所まで書いて、祖父母が仕事をしているかしていないかというところまで記入するそうなんですが、その中で待機児童が出ているんだけれども、さいたま市に５人お願いできているというこの状況、多分、さいたま市中心に、仕事、働きに行っている人たちがかなりの人数いるんですが、この条件というのが、判定、町内も多分さいたま市も、そんな違いはないと思うんですが、判定と、この５というのが希望どおりに入っているのか、待機児童が一番多いところに５人も入っていけるのかというのを、状況、ちょっと細かいこと分からないので、お願いいたします。

それとあと、町外に173人て、結構多い数字なんですけれども、去年の数字、すみません、ちょっと覚えていないので、申し訳ないですが、結構これが毎年続いている人数なのか、やっぱり子育て世代が増えて増加傾向にあるのか、お願いいたします。

次は、あと、すみません、110ページ、成果書131ページ、私立幼稚園振興助成金の交付についてなんですけれども、ちょっとこの数字で分からないところございまして、私立幼稚園振興助成金の交付が、文字の抜粋しちゃいますと、障がい児教育の自立を促進ということなんですが、姫宮の成就院幼稚園が平成29年度110万、平成30年度が63万、令和元年度111万で、増減が48万になっているんですが、ほかの幼稚園との違いをご説明をお願いしたします。

あと、一般質問でも出させていただいたんですが、103、104ページ、学童保育所運営整備事業ですね、成果書123ページです。

ふじ児童クラブ、建設していただいてよかったんですが、工事費１億1,180万円なんですね。それで、普通、新しいところへ行くと不備はないはずなのに、ちょっとカビが生えたり、雨漏りが入ったりしていました。それで、設計料も507万でしたっけ、入っていると思うんですが、ここのところ、設計料507万、高い安いとかって問題じゃないんですが、学童保育としての設計ができていたのか、ちょっと気になったことと、何で、こんなにお金をかけて、いいもの造っていただいたんですが、ちょっと首をかしげる施設の内容だったりしたので、そこのところをお答え願います。

あと、緊急サポート、110ページですね。成果書の132ページ、133ページは、前段の委員さんも質問されていましたけれども、周知をされて、利用会員とか増えているとは思うんですが、この周知を今後どうするのか、もう少し増やす方法をお聞かせ願います。

それとあと、すみません、133ページの成果書ですね。このファミリーサポートセンター活動状況の利用なんですが、上段のほうですね。保育園、幼稚園、学童とかのお迎えが、非常に利用されている方が多くて、すごい助かっているという声を

聞くんですけれども、これって大体決まった方なのか、大幅にたくさんの方がいるのか、これ延べ人数なんでしょうか。ちょっとそこを細かくお願いいたします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　子育て支援課副課長の横内でございます。

まず、保育園の委託児童の関係でございますが、さいたま市５人ということで、確かにさいたま市は待機児童が多いということで、現在ニュース等にも出ているところでございますが、こちらは、まずちょっと延べ人数ということになっているという点が一つと、あと、やはり一度入園しますと、やはりなかなか、次の年に退園ということは難しい状況にありますので、一度入られた方が継続して、さいたま市の保育園を利用している事例が多いものかと思われます。

判定でも継続入園の方は、通常の多くの市町村で有利な点数になりますので、こういったところで、さいたま市に５人ほど委託できているかなというふうに考えております。延べ人数なので、５人、現在委託しているということではないということで、ご理解いただければと思います。

また、幼稚園振興助成金の関係でございますが、姫宮保育園が、確かに委員ご指摘のとおり、金額がほかの幼稚園と、ちょっと毎年違っているところでございますが、こちらは姫宮保育園が障がい児の受入れを積極的に行っているものでございまして、このため、姫宮保育園だけ助成金がちょっと高くなっております。年ごとの障がい児の受入れ数によりまして、金額は上下しているようなところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、ふじ児童クラブの関係でございますが、こちらは本会議でもご指摘いただいているところでございまして、実際に使い始めてみて、確かにちょっと湿気が多かった箇所とか、また、予期せぬ大雨が降ったときに、サッシのところから水が浸入してきたというような事例が聞かれているところでございます。

こちらにつきましては、通常の建物ということで、設計のときは適正に行われて、工事完成検査も済んでいるところでございますけれども、実際に使ってみて、ちょっと不具合が生じているところが発生しているところでございますので、こちらにつきましては、今後いろいろ対処・対応を行っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

続きまして、緊急サポートですね。こちらの周知の方法でございますが、確かに緊急サポートにつきましては、利用数が今、若干増えてきているとはいえ、まだそんなに多くの方が利用している状況ではございません。このため、やはり今後は、重ねてまたチラシを配布したり、ひろばに来ている方に周知を図ったり、また学童保育とか、こういったところを使っている方が利用のニーズが多いかなとは考えられますので、学童保育の保護者の方に再度また周知を図ったりといった対応を今後も続けていきたいというふうに考えております。

次に、ファミリーサポートセンター事業でございますが、そうですね、委員おっしゃるとおり、送迎のご利用が大変多いところでございます。こちらの送迎の利用につきましては、決まった方が結構利用されておりまして、毎日とか利用されている方もいるというところでございます。

ただ、そういった方からの口コミによりまして、新規の方も結構増えてきている状況でございまして、引き続きファミリーサポートセンター事業につきましては、こういった、ちょっとした保育が

必要な方の手助けになるかと考えられますので、引き続き周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（小暮正代君）　子育て支援課長の小暮でございます。

２点目ですね、委託の児童数が173という延べ人数でございますけれども、毎年同じ傾向かというところですけれども、昨年度の成果書では167というところで、大体毎年同じような傾向かなというふうに思います。大体多くが、宮代に転入して来る前に、そこで保育を利用していたという方が多いというところで、そこで既に入所を決定しているという方もいらっしゃいますし、また、職場に近いところにというところで、ご利用される方もいらっしゃるんですけれども、その場合は、ちゃんとこちらから、入所の申請は宮代町にしていただくんですが、ちゃんと町から相手方の市に入所調整という、そういったものをご依頼して、きちんと判定をしていただいているところでございます。

また、産休で一時的に里帰りをして、数か月そちらでいたいという方もいらっしゃって、そうすると上の子の保育というところでは、その数か月間そちらの市で使うと、そういった例もあるところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　分かりました。

学童保育のほうは、いろいろ出てきて、通常の建物としてということで、ちょっと湿地帯というところもあるので、これからも出てくると思いますので、子供の健康に関わるところなので、いろいろと対処してくださるということで注意していただきたいのと、指定管理が非常に、私も見させていただきましたが、指導員さんとかの評判もよく、話が町に通りやすくなったとかなっていますので、よく連携取っていただいて、やっていただきたいと思います。

それで、造ってしまった建物なんですけれども、ちょっと介護施設っぽい建て方だねと、学童によく精通している方に言われまして、そうやって見ると、私も、これ介護施設だと思ってしまうような建物なんですね。手を洗うところがない、これ一番、子供のいるところでは、学校でも手洗い所はいっぱいありますから、そこが欠けているので、そういうところを、今後のことも関わるんですけれども、やっぱりちょっとよく見極めなきゃいけないなと感じました。

それで、さっき、すみません、１点質問を忘れたんですが、いちょうの木第一児童クラブの分室の借りている賃貸ですね。これ、152万円ですか、年間。ちょっと町の考えとして、あそこはしばらく借りると思うんですが、これってかなり大きい金額ですよね。笠原と東小は子供が増えていく状況で、担当課としてはこのまま続けるのか、中は非常に使いやすくはなっておりました。そこをちょっとお聞きします。

それと、さいたま市のほうへ５人ということで、延べ人数ということと、こちらに転入する前にということで、そこは分かりました。

緊急サポートのほうは、送迎とか、ファミリーサポートもそうなんですが、よく周知していただいて、知らない人がまだ多い、やっぱり利用できる人の数を増やす、困っていて知らない人を減らすという努力をしていただきたいですね。

じゃ、すみません、ちょっと質問したことをお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　子育て支援課副課長の横内でございます。

いちょう分室の関係でございますが、そうですね、子育て支援課の見込みでは、あと一、二年は児童数、ニーズが増加するというふうに見込んでおりますところから、いちょう分室は、この間は賃貸で使わせていただくことになるかと考えております。

また、申込みの児童数等によりまして、分室の拡張とかも検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（山下秋夫君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（小暮正代君）　子育て支援課長の小暮でございます。

賃貸料の話でしたよね。そちらにつきましては、令和元年度につきましては、敷金、礼金がまずあるということと、一番なのは、あそこを改装させていただいているのと、非常装置を急遽つけさせていただいて、あれ結構、100万規模というところもありまして、それを込みで３年間の契約をさせていただいているんですけれども、それを案分してお支払いをしているというところでご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　案分してということで、分かりました。

前段委員からも、非常階段がちょっと高くて危ないとかと出ていたんですが、これ、町が全部やるとか、持ち主がやるとかというのもあるんでしょうけれども、本当雑居ビルなので、やはり子供が安全で、緊急サポートとかファミリーサポートの方も結構年齢高い方がいらっしゃって、あと、ご本人のおじいちゃん、おばあちゃんとか、お迎えにいらっしゃるんですけれども、階段が怖くて、冬場で行けないという状況もありますので、そうすると、指導員さんが下までついていっている間、保育室は１人、職員欠けちゃうんですよね。

そういうこともあって、やはりそこをきちっと対応していってもらいたい、安全面に関わるということと、やはりかなり私も大変なんだと、場所も信号機の横で車も頻繁に来る、あと駐車場行くにも怖い、この状況で安全に日々過ごせるかと、ちょっと不安なところもございます。よくサポートしていただいて、安全な通学路とかになるといいなと思っています。

何年か、できたらちゃんとしたものをと思いますけれども、室内はきちっとしていましたけれども、どうしても分かれていることで、兄弟がいる人たちはそっち、大きな学年の方たちは分室、その弟、妹は下で、こっちに２教室、小学校内にあるというと、やっぱり一体化がなかなか難しい。やっぱりそっちに行っちゃった子供たちは、ちょっとかわいそうかなという面もあるので、そういうところも、地理的なものはございますけれども、子供たちにとっては同じ学童ですので、そういうところもよくお考えいただきたいと思います。数字とかに関しては分かりました。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　そのほか質疑ありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。お願いします。

106ページなんですが、質疑というより、委託料の幼児教育無償化関係業務委託料、これについて詳しく、どこに委託して、どんななのかお伺いします。

あと、ちょっと、いろいろ調べても分からないのでお伺いしますが、成果書の15ページの地方特例交付金の歳入のほうですね。成果書15ページ、決算書は17ページです。

地方特例交付金の子ども・子育て支援臨時交付金というのが入っています、4,469万。この成果書には、令和元年度の10月から無償化だったと思うんですが、幼児教育・保育の無償化の実施に当たって、町負担分を国が全額負担するために臨時交付金が交付されましたというふうに書かれています。そうしますと、決算書の4,469万が町負担分ということだったんだなというのが分かるんですが、そうしますと、幼児教育・保育の無償化の実施に当たって町負担分というのは、普通でいくとこの倍、毎年毎年出すということの理解でいいのか、ちょっとその辺お伺いします。

それから、それにちょっと関連して、決算書108ページなんですが、上から２番目は、民間保育所給食費補助金があります。副食費の補足給付費補助金が116万になっていますが、これの説明も一緒にお願いします。

○委員長（山下秋夫君）　以上ですか。

回答お願いします。

子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　子育て支援課副課長の横内でございます。

まず、決算書106ページ、無償化に係る委託料の関係でございますが、こちらは、まず大きいのがシステムですね。無償化に対応するためのシステムの改修費とか、こういったところ、実際にシステムは株式会社ＴＫＣのものを使っておりますが、こちらの無償化に伴うシステム改修業務委託料が多いところでございます。

また、制度の法規の整備等もございましたので、こちらもコンサルの委託料を入れておりまして、こちらの委託料も発生しているところでございます。委託料については以上でございます。

次に、決算書、こちらは歳入ですね、17ページの臨時特例交付金についてでございますが、こちらは委員ご指摘のとおり、無償化に伴いまして、令和元年度分につきましては、国が町が本来負担するべき分も持ちますということで交付をされた分でございます。無償化に伴いまして、当然、公立保育園も保育料の収入がなくなったりといったことがございますので、こういった分につきましてを国のほうからいただいているということでございます。

保育料の負担分とかが主なものになっておりますけれども、保育料分だけではございませんので、ある程度、金額的には、半年分で4,618万1,000円ということになっているところでございます。

続きまして、決算書の108ページでございます。

こちらの、まず民間保育所給食費補助金でございますが、こちらは町内の民間保育所に対しまして、給食費について、多少でございますが、補助をさせていただいているところでございまして、その分の健全な食育を推進していただくということで、補助をさせていただいているところでございます。

また、副食費の補足給付でございますが、こちらにつきましては、無償化に伴いまして副食費が、幼稚園の副食費分につきましてが無償化の対象になっているところでございます。こちらは、ちょっと対象者につきましては基準がございまして、住民税所得割額が年額の７万7,100円以下ということと、あと多子世帯の方ですね、第３子以降の方については無償にするということで、この分の補助金の額を計上しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　今、ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

決算書の17ページの子ども・子育て支援臨時交付金は、公立保育園の保育料収入分というような

ことがご答弁でありましたが、そうしますと、20ページの一番上の保育所保護者負担金というのがございますが、これが年額入る分が10月から入らなくなる分の、昨年というか、その差額で減っている分がそのまま入るんだなという、そういう理解でいいのかどうかお伺いします。

それから、108ページのほうなんですが、10月から保育・幼児教育の無償化ということで、私も私立の保育園とか幼稚園とかに、10月に一通り、これに関してご不便なことがあったのかどうなのかということで、ちょっと調査をさせてもらったんですが、そのときに民間の保育所のほうからは、無償化になったのはいいんだけれども、給食費を改めて給食費だけ徴収しなきゃならない、その手間があって、それは町でやってもらえないのかななんていう、そんなような要望というか、実際事務が大変だというのを聞いたんですが、この民間保育所給食費補助金というのは、食育のために補助を出しているということですが、これは１人につき幾らということで出しているのか、園について出しているのか、その辺をお伺いします。

○委員長（山下秋夫君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（小暮正代君）　子育て支援課長の小暮でございます。

１点目でございます。臨時交付金の関係でございますが、こちらにつきましては、令和元年度につきましては、先ほど申し上げました保育料減免分、これ、負担割合が、私立園分につきましては国２分の１、県４分の１、町４分の１、ただし、公立は町10分の10なんですけれども、あと施設等利用給付分、これ何かと申し上げますと、新たに造られた幼稚園の利用料であるとか、預かり保育であるとかという部分になりますけれども、こちらは国２分の１、県４分の１、町４分の１、あと、先ほどから出ました幼稚園利用者の副食費の補足給付分、こちらが国３分の１、県３分の１、町３分の１、令和元年度につきましては、この保育料の減免分の町10分の10も含めて、先ほど言った町分が全部入ってきています。

ただし、実際は、交付申請されるときには国のほうで一律の計算式というのがありまして、人数を普通に入れますと、利用人数を入れていきますと、自動的に国のほうで計算して決定してくるという数字になりますので、若干この案分にはいかないかなというふうには見ているんですけれども、ちょっと多めに入ってきているとは思っています。

令和２年度以降、同じように臨時交付金はあるのかというと、ございませんので、先ほど言った私立保育園分等につきましては、公定価格の中で見ていきますし、町負担分につきましては、交付税措置されるということになりますので、単純に倍にという形にはならないというところでご理解をいただきたいと存じます。

○委員長（山下秋夫君）　子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　民間保育所給食費補助金の関係でございますが、こちらは、金額は施設１か所当たり、年額１人当たり２万円に年間平均児童数ですね、こちらを乗じた額を交付させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございました。

それから、もう一つ、10月から始まったときに幼稚園にちょっとご意見を伺ったときに、宮代町に関しては、園児数が確定して申請してくださいということで、よその市町村だと、大体おおよそ幾らみたいな形で出して、すぐ払ってくれるのに、宮代町は１か月遅れで、きっちりした数でないと申請できないというような、そんな話聞いたんですけれども、そうしますと、支払いが今も１か月

遅れになっているということなのかどうか、そこだけお伺いします。

○委員長（山下秋夫君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（小暮正代君）　子育て支援課長の小暮でございます。

ご質問につきましては、私立幼稚園さんの通常１人２万5,700円を上限にした無償化の部分が、お支払いを町のほうでしているということでございますけれども、支払い方法というのは、ある程度国のほうで示されていて、宮代町の場合は、一度説明会を開催させていただきながら、ご相談させていただいて、今の方法を取らせていただいています。毎月結果をいただいて、お支払いをしているというところでございますが、今後、幼稚園さんのほうとちょっと確認をしながら、検討をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。ありませんか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村でございます。

子育て支援課分ですけれども、一応、質問は１点だけです。

成果書は全ページです。決算書も、子育て支援課所管分全ページです。

今回の決算につきましては、子育て支援課分については特に問題はないと見ています。ただ、さらに強化する必要はあるだろうねと、こういうふうに思った上で質問をしたいと思います。

その前提として、実は子育て政策について、ちょっと過去を振り返ってみたいんです。

私が幼児の頃、幼少の頃、それから、私が子育てしていた頃、それから現在ということになりますけれども、私自身が戦中・戦後派ですから、子供時代というのは、はっきり言って、覚えているのはＢＣＧ接種とか、本当に限られたもので、およそ支援するという代物じゃなかったですね。でも、生きてきたわけですよ。もちろん子育て支援なんていう言葉はないです。

私自身が子供を育てる時代というのは、やはりそんなものはなかったですね。これが実際に、どの役所においても、子育てという一つのキーワードの中で支援対策を強く進めるようになったと。その原因は、明らかに少子化にあるんです。そして、高齢化が同時進行したと。こういう中で、子育ての課題が役場に大きくのしかかってきたと、こういうふうに認識はしております。

私の子供の頃というのは、今のような35人学級でもなし、60人学級でしたから、学校が終われば家に真っすぐ帰らないんです。どこかグループで遊びに行っちゃうんです。学校の校庭で遊ぶこともあるし、あるいは公園、近くの、お家に帰る方角の公園で遊ぶと。それで、カラスが鳴く頃に帰るという形で、見守り隊も何もなかったです。自分たちがたくましく生きる、こういうやっぱり教育だったんですよね、あるいは政策だったんですよ。

今日は、社会条件が全然変わっていますから、だから、そういう中でこれをやるのは、やむを得ないと思っています。しかしながら、これから20年ですね。15年から20年の間で、また変わってくるんです。高齢化のピークは、そのあたりから下がり始めます。そういう中で、少子化がどうなるかというのは分からないんです。でも、そういうことを考えたときに、子育ての政策、あるいは子育ての支援というのはどうあるべきか。もし考え方があるようでしたら、課長にひとつお話をいただきたいと。今の政策を進めるときに、これ大事なことなんです。先をちゃんと見据えた上で今現在を強めていくと、こういうことをやっぱりやら

ないといけないんじゃないかなと。

保育園というのは今、主流ですけれども、私たちの時代には保育園はないです。幼稚園だけです。全くないんです。そういう中で、時代は変わったという、私もそんなには長くは生きていけないんですけれども、もしお考えが、多分、これまで子育てにも何年か携わっておいでになったわけですよ。そういう中でお話を伺えればいいかなと。それによって、次の予算のやっぱり前提をつくりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（小暮正代君）　子育て支援課長の小暮でございます。

今、西村委員さんのお話をお伺いしながら、私も自分の子供だったとき、宮代で育ちましたけれども、何もなくて、おっしゃるとおり、近所の上から、中学生ぐらいの子から下の、本当に赤ん坊ぐらいの子たちまで一緒になって地域で遊んで、時間になったら帰ると。いたずらもしましたし、悪さもしましたし、そんな時代を自分は過ごしてきたなと思います。

よく、日本工業大学がありますけれども、あそこから私、中央なんですけれども、そこまでの道って何もなくて、やぶだらけの中を探検したりとか、本当に力強い子供となって育ったんだなと、今思いながらお聞きしていました。

自分も子育てをして、私の子育てのときには、本当に保育の零歳児保育もありませんでしたし、今みたいな本当に育休もありませんでしたから、２か月で復帰して仕事に出ていました。そういうことを思いますと、本当に今は制度が整い、子育てをしやすい環境というところではあるのだと思いますけれども、一方で、じゃ自分が育っていた、また自分が子育てをしていたときと何が変わってきたのかと思いますと、本当に、西村委員さんもおっしゃっていた少子化というところもありますけれども、地域社会のコミュニティーの希薄化であるとか核家族化、あと情報が簡単に手に入ることが、かえって子育てを混乱している部分もあるんじゃないかなんて思いながらお聞きをしていました。

じゃ今後、町として子育てをどうやっていくのかというところです。私個人的には、もうかなり行政がやることは限界になってきているんじゃないかという部分を感じます。もちろんいろいろ見直しをして、子育て支援を制度化していくということはまだまだありますけれども、ただ行政だけが担っていくというのは、非常に厳しい時代になっていくのではないかというふうに思います。

それで、今取り組んでいますのが、地域の中で本当に子育てを応援してくれる人たちを、一応担っていただける方をやっぱり育てていくといいますか、つくっていく、それがまず、今後大事になってくるだろうと思います。

ひろばとか支援センターとかと用意させていただいていますけれども、いらっしゃる方は限られていらっしゃいます。やっぱりそこに一歩踏み出せない方もいらっしゃいますし、やはりそういったときに、地域力といいますか、どこかお店に行けば見守ってくれる方がいたり、地域の自治会へ行けば声かけてくださる方がいる、もっともっと身近に子育てを応援していくといった方々を一緒につくっていきたいというふうに思っているところです。

９月から子育てサロンをやらせていただきますけれども、まさにそれは、その第一歩というふうに考えています。その子育てサロン、またはそういう講座とかを通しまして、もっともっと主体的に子育てを応援してくれる方を、こども笑顔応援隊という形で登録をさせていただいて、その人た

ちと一緒に事業をつくっていきたいというふうに今思っているところです。

回答になったかどうか分かりませんが、以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。ありがとうございました。

期待しているところと期待していないところと、いろいろありますけれども、やはりそこのところをよく見極めながら、課長ご自身やっていらっしゃるなということを理解して終わります。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤委員、じゃ質問だけ、ちょっと受け付けたいと思います。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

今、大変マクロ的な時代の、西村委員が小さい頃の話から現代までされて、質問されましたんで、非常に質問しづらいんですが、決算ですので、ぜひお願いしたいと思います。

まず、104ページ、これは児童福祉総務費の中の不用額なんですけれども、委託料、それから工事請負費、それから負担金、補助及び交付金、それぞれあるんですけれども、委託料では、まず子ども・子育て支援事業実施計画が策定されました。これの執行残もありますが、まず、この実施計画をつくったところの業者、それから、ふじ児童クラブの建設整備に関わる設計委託料、この執行残もあります。これは、建設のほうに関わっているのはどこなのか、改めてお尋ねしたい。それから、金額もお願いしたいと思います。

それから、15節の工事請負費は、建設工事の請負残です。これについては同じですよね。それから、19節については、子育てのための施設利用給付費の実績が見込みを下回ったということなんですけれども、これについても、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

それから、108ページのこども医療費支給事業なんですけれども、これは成果書126ページにも出ております。

対象者数は減っているんですけれども、扶助費のところでは、前年と比較すると、入院分が多くなっています。１件当たりの支給額が増えている要因ですね。これは、重い病気が多かったと言われれば、それで終わってしまうんですけれども、この辺の増えている要因ですよね。それについてお尋ねしたいと思います。

それから、ファミリーサポートの関係で、これは緊急サポートとファミリーサポートというのがありまして、前段の中で利用会員、提供会員の、それぞれどういった方々がなっているのかということの説明ありましたが、今回、令和元年度では794件の実績ということなんですけれども、月平均でいくと前年度の約３倍になっています、確かに。ただ、これは、平成30年度の７月からということがありますよね。その４分の１を差し引いても随分多くなっています。その辺の増えた要因ですよね、その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、111、112ページの児童措置費の中の児童手当支給事業なんですけれども、支給額が減っていますよね、児童数、それから受給者数、それぞれ。これは、前年度と比較すると、741万円の減額となっております。これについての説明をお願いしたいと思います。

それから、111、同じく112ページの保育園費で、不用額が7,906万円となっております。保育園費における不用額については、７節の賃金、それから、臨時で賃金については、町立保育園の臨時職員が確保できなかったという理由なんですけれども、もう一方、保育園管理事業において、小規模保育施設において、３園分予算では計上しました

けれども、これは１園にとどまっているということで、そういう理由だとは思うんですけれども、これは委託料としては、どこに不用額が反映されているのか、お示し願いたいと思います。

それと、114ページのみやしろ保育園運営事業で、やはり賃金が、臨時職員が確保できなかったという理由が挙げられているんですけれども、その点については、再任用の職員を配置して対応したということなんですが、国納保育園のほうも賃金では、やはり臨時職員が確保できなくて、不用額が発生しておりますけれども、国納保育園のほうはみやしろ保育園と違って、再任用の職員を確保できなかった分は、どういうふうに対処しているのか、その点お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　ここで休憩に入りたいと思います。

休憩　午後　２時１４分

再開　午後　２時２９分

○委員長（山下秋夫君）　それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、丸藤委員の質問に対してのご答弁をお願いします。

子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（石井　栄君）　子育て支援課、石井です。

それでは、丸藤委員さんの質問に対して、順次お答えのほうさせていただきます。

まず、１点目なんですが、決算書の103、104ページ委託料、工事請負費及び負担金、補助及び交付金の不用額に関することなんですが、まず１点、この中の委託料で予算執行をさせていただきました第２期子ども・子育て支援事業計画の策定業務委託ということで、契約の相手方が株式会社サーベイリサーチセンターというコンサルタント会社でございます。契約額につきましては、成果書にあるとおり、税込みで198万円となっております。

こちらの執行残と、あと合わせまして、ふじ児童クラブの建設設計業務委託料としまして561万1,680円の契約額となっており、契約の相手方が株式会社島田建築事務所という設計会社となっております。こちらの執行残と、先ほど申し上げました計画業務委託の執行残と合わせて、不用額が546万4,388円というふうになっているところでございます。

続いて、工事請負費につきましては、こちらにつきましても、ふじ児童クラブの建設工事と付帯工事が主なものとなっております。本工事の契約の相手方につきましては、町内の金子建設株式会社というところと契約を執り行いまして、その契約額が、本体工事につきましては１億4,080万円、その他、本工事には見られなかった部分の付帯工事も合わせて執行させていただいた結果、不用額が257万400円という状況になっております。

以上となっております。

○委員長（山下秋夫君）　子育て支援課副課長。

○子育て支援課副課長（横内宏巳君）　子育て支援課副課長の横内でございます。

104ページからの委託料等の執行残についてでございますが、無償化に係る部分の執行残がございまして、こちらにつきましては、負担金、補助及び交付金等のところになってまいりますが、やはり無償化の制度が昨年度始まりましたことから、不足しないように見込んで、実際に多めにちょっと取ってあったという事情がございます。なかなかちょっと見込みが難しいということと、あと、

特に認可外保育の利用等につきましての見込みが、全くデータがなかったものですので、不足しないように、ちょっと安全な範囲を狙って多めに取ってあって、それが結局執行残になってしまったという事情がございますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、こども医療費の対象者が減になっているのに額が増えているという関係でございますが、こちらは委員おっしゃるとおり、入院分の額とかが、１件当たりの単価が増加している傾向にございます。こちらは予想するに、高度医療とかを使うようになりまして、大変医療費の単価が上がっている状況でございますので、こういったことが影響しているのではないかというふうに考えられます。

続きまして、ファミリーサポート事業ですね、こちらの利用が３倍ぐらいに増えているということでございますが、こちらは、やはり平成30年７月から事業を開始しまして、普及啓発に担当課として努めてまいりました。普及啓発の効果と併せて、あと利用会員と提供会員の交流会等を実施いたしまして、実際に利用するに当たっての不安を解消していったというような取組も行いましたところから、おかげさまで利用件数が増えてきたものというふうに捉えております。こちらも引き続き、利用件数が増えるように周知等を心がけていきたいというふうに考えております。

続きまして、児童手当の支給額が減少になっているという点でございますが、こちらにつきましては、対象者数がやはり減になっておりまして、少子化の中で児童数が減少しているために、児童手当の給付額も減になっているものというふうに見込んでおります。

続きまして、111ページ、112ページの、申し訳ございません、まず委託料の減のほうからお話しさせていただきたいと思います。

こちらの委託料等の減につきまして、小規模園が影響しているのではないかというお話がございましたが、委員おっしゃるとおり、小規模園が令和元年度から３か所になるということで町として計画を進め、また予算のほうも計上しておりましたが、結局１園、令和元年度中には小規模園ができなかったために、１園分が残になっているというものでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　子育て支援課、吉田です。

丸藤委員さんからご質問のありました、みやしろ保育園では４月に再任用の職員が確保できた、国納保育園のほうでは再任用の確保できなかった分をどのように賄ったかというご質問にお答えさせていただきます。

まず、この再任用の職員は臨時の職員ではなくて、正職員の中に含まれる人数となります。みやしろ保育園は、昨年の４月では正職員が12名、そこには再任用の職員も含まれております。国納保育園では９名の正職員が配属となりました。ここの人数、既に３人違うんですが、ここは毎年、定数が決まっているわけではなく、必要な人数を配属されてはいるんですが、みやしろ保育園のほうでは、療育事業、一時保育、病後児保育と、国納保育園よりも多くの事業を行っていることから、職員数は毎年増となっております。昨年は特に多く、みやしろ保育園のほうに正職員を配属していただいたこととなっております。そのことから、要望をかけていた臨時職員の数までいかなくても、みやしろ保育園のほうでは、執行残は出たんですが、保育をしていくことができました。国納保育園のほうでは、再任用というと、職員の配置とな

りますので、ここは配置ができなかったというよりも、ここで臨時職員をどのように雇用していくかというふうになるんですが、両園合わせまして、平成30年度まではオフィスサポーター雇用事業ということで、総務のほうで費用を持っていました、職員減に伴う１名分ずつの賃金を総務のほうで持ってもらっていました。それが平成31年度から、同じく臨時職員の賃金になるということで、１名ずつ各保育園の予算につきました。なんですが、この２人分です、各１名分ずつ合わせますと、両園合わせますと大体500万ぐらいになるんですが、この分の職員の雇用ができず、執行残の大きな理由となっております。

ここで、じゃどのように、要望かけていたのに、不足の職員の分を賄えたかということになるんですが、この１名分といいますのが、通常の担任保育士、担当保育士をまず配置していきまして、そこにフリーの職員として、例えば職員の研修ですとか、あとは休暇ですとか、あとは体調を崩して急な休みですとかした場合に、そこの不在になった職員のところに入る職員という、フリー職員という立場での雇用を出しておりました。ということで、ここをどうにか通常のクラスの配置人数を調整していきながらですとか、時には所長が保育に入ったりですとかしながら、１年間賄っていたという結果です。その中で、正職員の超過勤務というところが増加したという結果も出ております。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。ご答弁ありがとうございます。

ちょっと確認しながらお願いしたいと思います。

まず、103、104ページの児童福祉総務費の中の不用額の関係ですが、これは分かりました。

それから、こども医療費について、108ページの関係ですが、これについては高度医療が影響しているのでは、これはどういう病気だとか、そういうのは、担当のほうには返ってくるんじゃないんですか。その辺の内容については把握できないんでしょうか。できないようになっているのか、答弁からいくと、そういうふうに聞こえたんですけれども。

私も数字上からいくと、対象者が減っていますので、普通は減ってくるのかなと思うんですけれども、逆に１件当たりの支給額が増えているというのは、そういうことも考えられるのかなとは思うんですけれども、これはこういうふうな入院分にかかったとか、通院分、こういうふうな内容だったというのは、そこまでは担当には来ないんですか。その点ちょっと確認したいと思います。

それから、110ページのファミリーサポートセンター運営事業なんですが、分かりました。

これなんですけれども、子育てのお手伝いをしてほしい方、それから子育てのお手伝いができる方、利用会員、それから提供会員というふうになっています。これは緊急サポート運営事業もそうなんですけれども、これは非常にいいのかなと思うんですけれども、これはほかの自治体でもやられているんですが、そういった点では、先ほど、いろいろ普及啓発の効果が出てきたという答弁だったんですけれども、非常にそういう意味では、住民の力を借りてというような感じはしているんですけれども、そういった意味では、そういった先進例みたいのがあって、そういうのが宮代でも取り入れられてきているというふうに考えていいのかどうか。そういう点では先進なのかどうか、その点お尋ねしたいと思います。

それから、保育園費の111、112ページの不用額については、おっしゃるとおりだと思うんですけれども、委託料については、やはり令和元年度か

ら３か所になるというところがならなかったということなんですけれども、これによる、先ほども、待機児童、これの関係も非常に厳しくなるのかなと、質の問題もありますけれども、大変それがきつくなるわけなんですけれども、そういった点では、今後については、しっかりやっていかれると思うんですけれども、その点、待機児童との関係で、どういうふうに関係してくるのかお願いしたいと思います。

それから、宮代の少子化ということなんですけれども、道佛の土地区画整理事業も整備されて、子供は増えてきているんですけれども、このあたりでは、じゃ、どういうふうになっていくのかなと。そういう点では、四、五年のスパンではどうなるかどうか、その点も併せてお答え願いたいと思います。

それから、みやしろ保育園と、114ページ、国納保育園の関係ですね。そうすると、答弁のとおりだと思うんですけれども、そうすると、みやしろ保育園のほうでは再任用職員も配置できたんでということなんですけれども、そうすると、国納保育園については、職員がやっぱり超過負担、いろんな再任用職員等で対応できない分、職員に負担がかかってくると思うんですけれども、そういった点では、令和元年度は、職員の状況というのはどうなんでしょうかね。臨時職員数が、初めから確保しなければいけないというのを分かっていて確保できなかった。その辺の理由と、現職の職員にやっぱり負担がかかっている。その辺のことについては、今後どういうふうに考えていったらいいのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（石井　栄君）　子育て支援課、石井です。

再質問に関しましてお答え申し上げます。

こども医療費の個々の疾病の状況ですとか、けがの状況というものにつきましては、我々は領収書でのみ、保険点数ですとか、領収書に書いてあるものでしか判断できないものですから、その内容について、いわゆるどんな疾病だったですとか、どんなけがについてということに関しましては、内容については残念ながら把握していないところでございまして、その疾病の内容に関する分析等も行っていないところではございます。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（小暮正代君）　子育て支援課長の小暮でございます。

２点目のファミリーサポートの件でございますけれども、実は宮代町は、たしかファミリーサポート事業に取り組んだのは、県内でも遅かったというふうに記憶してございます。ただし、じゃ内容はどうなのかというと、個々それぞれ要綱で定めて実施しているわけでございますけれども、おかげさまでスタートしたばかりではございますが、昨年度の利用実績等を見させていただきますと、やはりかなり浸透していただいておりまして、ご利用いただけているというふうに考えております。

緊急サポート事業でございますけれども、こちらは県内、同じところにほぼ委託をしていまして、宮代町含めて35自治体が、こちらの緊急サポートセンター埼玉というところですね、ＮＰＯの病児保育を作る会というところなんですけれども、こちらに委託をして取り組んでいるところでございます。

それから、委託料の関係でございます、待機児童の関係でございまして、待機児童につきましては、先ほど数のほうはお話しさせていただきまし

た。

宮代町といたしましては、これまでも町立保育園の受入れ人数の拡大をはじめ、民間保育園の定員の弾力化、また、小規模保育園につきましても、募集をして補助金を交付して、今２園、開設・開所しているところでございます。そのほか、今回の決算にも出ておりますけれども、民間保育園のほうで１クラス増やさせていただくということで、拡大のための補助金を創設いたしまして、待機児童対策に取り組んできたところでございます。

今後ももちろん、少子化というところで、子供の数は、道佛の区画整理事業が終了し、今後は減ってくるというふうには見ておりますけれども、一方で、働く親御さん、母親さんが増えていると。幼児教育・保育無償化ということの影響も見ていかなければいけませんので、まだまだ保育事業というのは伸びてくるだろうというふうに考えているところでございます。

そうした中、今後につきましては、小規模保育園の整備、それから認可保育園の整備といったところも、順次進めていきたいというふうに考えているところでございます。

少子化で子供が今後どうなっていくのかというところでございますけれども、先ほど言った子供の数は減ってきますが、学童保育を利用するといった保護者、少し10年スパンで、保育園の需要から、今度、学童保育のほうの需要に移っていくというふうに見ているところでございまして、併せて学童保育という部分の整理といいますか、整備のほうも検討していく必要が出てくるだろうというふうに思っています。

最後の保育園の職員の負担がというところでございます。本当に委員ご指摘のとおりでございまして、さらに今、コロナ禍において、本当に現場の保育士のほうは心労が計り知れない状況でございます。

今年度につきましては、会計年度任用職員というところでございますので、一斉に必要な人数を昨年のうちに募集をしまして、きちんとした人数は確保できている。といいますのは、会計年度任用職員ですが、一斉に、ほかの町のいろんな部署の必要な職員と併せて募集をいたしまして、町外からも実は応募してきていただいた方も、新規の方も結構いらっしゃったところでございます。そういった部分で確保できているとともに、本年度、昨年度の状況も踏まえまして、補助員というものをつけさせていただきました。これ、予算をつけさせていただいて、要は保育に直接携わるわけではないですけれども、いろいろな、お布団敷いていただいたり、ご飯を出していただいたりとか、様々な保育以外の業務を補佐していただける方の職員を配置いたしました。そういった部分で職員の体制強化というところを図ってきたところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

ないようですので、以上で子育て支援課の質疑を終了いたします。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時５６分

再開　午後　２時５７分

○委員長（山下秋夫君）　それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより健康介護課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○健康介護課長（小島　修君）　改めまして、こんにちは。

健康介護課長の小島でございます。

出席している説明員、担当職員につきましては自己紹介で進めたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○健康増進室長（竹花　治君）　改めまして、こんにちは。

健康増進室長の竹花と申します。よろしくお願いいたします。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　皆様、こんにちは。

健康介護課副課長の稲宮と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君）　皆様、こんにちは。

健康介護課高齢者支援担当主査の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（野口延寿君）　こんにちは。

健康増進担当の野口と申します。よろしくお願いいたします。

○健康増進担当主査（岡本知佳子君）　健康増進担当の岡本と申します。よろしくお願いします。

○介護保険担当主査（小林和政君）　介護保険担当の小林と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに審議に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

一般会計分の歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。ただし、特別会計は入りませんので、ご注意ください。

それでは、質疑ありますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

幾つか質問させていただきます。

まず最初に、成果書の132ページのところなんですけれども、文章の中に、町民の皆様が住み慣れた宮代町で安心して老後が迎えられるよう、そして、健康で自立した生活が送ることができるようというふうに書かれてありますが、この文言を読ませていただきまして、私は非常に……

〔発言する人あり〕

○委員（浅倉孝郎君）　139ページですね。すみません、139ページ。

「町民の皆様」がという、今言いました文言がありますけれども、この文言は大変すばらしいと思います。ご年配の方々が、本当に理想の老後を代弁してくれるような文言でしたので、ぜひこのとおり施策を進めていただければというふうに思います。

そこで、質問ですけれども、成果書の141ページの高齢者健康づくり支援事業になります。

平成元年度から町内親睦輪投げ大会が始まり、152名が参加しているというふうに書かれてありますけれども、これ、なぜ輪投げなのかというのと、輪投げが高齢者の方々の健康にどのような効果があるのかというのを教えてください。

続きまして、成果書の144ページのアクティブシニア参加支援事業になります。

この「縁じょい」交流会や「縁じょい」フェスティバルというのは、こちらも高齢者の皆様が地域で活動を広げることに対して、本当に後ろから背中を押してくれるようなイベントで、いいなと思っております。

そこで、質問なんですけれども、「縁じょい」交流会と「縁じょい」フェスティバルの参加者の男女比というのはどれくらいなんでしょうか。また、この中から、地域デビューをした高齢者の皆さんがいるということなんですけれども、こちら

も男女比はどれくらいなんでしょうか。

なぜこういった質問をするかといいますと、もともと女性の高齢者の皆様は、若い頃からいろいろな方と交流がありまして、アクティブに活動していらっしゃる方がたくさんおります。ところが、男性の高齢者の皆さんは、会社に行っている間は地域との関わり方がないことから、定年後は家に引き籠もる、もしくは図書館通いやスポーツクラブ通いになる高齢者の皆さんが多いと聞いております。

また、私も宮代町でＮＰＯ法人を20年間続けておりますけれども、様々な高齢者の皆さんと携わらせていただいた中で、昔の名刺をいまだに出す方とか年功序列を強要する方などがいて、なかなか地域デビューしづらいなという方がたくさんいましたので、ちょっと男女比のほうをお聞かせください。

続きまして、成果書の152ページの健康診査事業なんですけれども、健康診査の人が10名というのは、何か少な過ぎるように思えるんですけれども、こちらはいかがなものなのでしょうか。また、がん検診や骨粗鬆症検査など、検査者が少ないような気がします。疾病の早期発見、早期治療には健康診査は欠かせないものなので、健診者が増えるようなＰＲというのはしているのでしょうか。

続きまして、成果書の153ページの健康教育事業なんですけれども、全体的に健康教室の参加者というのは、もっと参加者があっていいように思います。今後、参加者が増えるような告知とかＰＲというのは、どういうものを考えているのかというのと、教室は今後、種類を増やしていくのかということをお聞かせください。

最後になりますけれども、健康相談事業、成果書の154ページになります。

精神保健相談の電話やメールの件数が、相談がたくさんありますけれども、どんな相談が多いのかというのと、また、相談に対してどのように対処しているのかというのをお聞かせください。例えば、聞いてアドバイスをするのか、それとも、場合によっては医療機関などを紹介するのかということです。できましたら、解決に至ったというケースを何か一つ教えていただければと思います。

以上になります。

○委員長（山下秋夫君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

ご質問にお答えをいたします。

まず、最初の高齢者健康づくり支援事業でございます。輪投げ大会につきましてのご質問でございますが、まず、この高齢者健康づくり支援事業でございますけれども、平成29年度までは、町民グラウンドゴルフ大会と町民ゲートボール大会、この２つを開催しておりました。失礼しました、平成30年度までですね。

グラウンドゴルフ大会につきましては、町のグラウンドゴルフ協会に委託をいたしまして、また、ゲートボール大会につきましては、さわやかクラブ連合会のほうに運営を委託して行っていたところでございますが、それまで行っていましたゲートボール大会につきましては、年々競技人口が減少いたしておりまして、なかなか参加するチームが少ないという状況がございました。実際に参加者なんですけれども、平成28年度は23人、それから、平成29年度につきましては16人、それから、平成30年度は雨天で中止となりましたが、非常に少ない参加者という状況がございました。この点を踏まえまして、さわやかクラブ連合会さんとお話合いをさせていただきまして、より高齢者の方が参加しやすい、そして、たくさん参加していただけるような競技に変更したいということで、輪

投げ大会に変更いたしました。

そうしまして、昨年度、令和元年度につきましては、第１回の大会だったんですけれども、こちらにつきましては、成果書にもありますとおり、参加者の方が152名という非常にたくさんの方に出席をしていただきまして、皆さん、場所はちょうど進修館の大ホールだったんですけれども、楽しんでいただいたというようなことがございます。

また、輪投げ大会という内容についてですけれども、こちらについては、特に専用の道具を用意しなければいけないとか、そういったこともございませんし、なかなか運動がちょっと苦手な方、難しい方、そういった方でも比較的簡単に楽しめるというような大会となったというふうに考えております。

また、実際参加していただいた方の声といたしましても、非常に楽しかったと、結構盛り上がって、皆さん、またぜひ来年もやっていただきたいというような声をいただいたところで、高齢者の方の健康に増進した効果というのはあるんじゃないかというふうに考えております。

続きまして、２点目のアクティブシニアの社会参加事業でございますが、ご質問のように「縁じょい」交流会、それから「縁じょい」フェスティバルというように、イベントのほうを開催させていただきました。

「縁じょい」交流会につきましては、７月に開催をいたしまして、120人を超える方が来場していただいております。また、「縁じょい」フェスティバルにつきましても、12月に開催をいたしまして、参加者の方が200人と、非常に多くの方のご参加をいただいたところでございます。

ご質問にありましたように、参加者と実際に登録をしていただいた方の男女比ということでございますが、誠に申し訳ございませんが、こちらについては、特に男女比の人数につきましては把握をしていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質問に順次お答え申し上げます。

まず、健康診査事業10名とは、受診者数が少ないのではないかというお話でございます。

こちらにつきましては、委員さんもご存じのように、町で行わなければならない方々というのが、まず基本的に特定健康診査ということで、国民健康保険の方々に対する診査と、あと後期高齢の方々に対する健康診査、そのほかに、衛生部門で行っております生活保護の方々に対する健康診査がございます。衛生部門におきましては、生活保護の方々に対する診査でございますので、10名程度ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、がん検診、骨粗鬆症の検診の数が少ないのではないかというご質問だったかと思います。

こちらにつきましては、対象者の方々には３年ぐらい前からですかね、ご自分が今年度、何の検診を受けられるかというところで、個別の通知をさせていただいておりますし、広報ですとかでもお知らせをさせていただいたりとか、あと、保健センターガイドでも、今年度こういった検診がございますということでＰＲをさせていただいておりますので、これ以上、個別の通知も含めて考えた場合には、今以上に通知をさせていただくというのは、非常に難しい状況にあるのではないかなと考えているところでございます。

153ページの健康教育というところでございます。増えるＰＲというようなところでございますけれども、こちらにつきましても、各種健診に基

づき、その受診をした方々が参加できるものということも多かったりとかしているところでございます。

そちらが、そもそもその方々の対象になる教室で開催しているというところで、なかなかこれ以上増やすというところはご理解、難しいかなとは思っているところでございますが、昨年度、健康増進計画を策定させていただき、その計画に基づき、いろいろな各種教育の教室等を今後開催していかなければならないところがございますので、今後は少しずつ増やしていきたいというところでご理解いただきたいと思います。

また、154ページ、精神の相談というところで、内容的な部分でどういったものがあるのかというところでございますけれども、本当に多様な相談内容になっておりまして、例えば、死にたいというようなお話で相談をいただきながら、ずっとそれを定期的に連絡をいただきながら、今でもずっと継続しているというケースもございます。

そうじゃなくて、就労を考えたりとかということであれば、近くにふれんだむさんとか、いろいろなところがございますので、そちらと連携を取りながら、そこにつながってというケースもございまして、どこがゴールというところはないようなというところで、必要があれば継続して相談のほうを行っているというところで、どういった解決したようなケースがあるのかという質問につきましては、なかなか難しいというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

再質問させていただきます。

高齢者健康づくり支援事業の輪投げに関してはよく分かりました。

アクティブシニア参加支援事業なんですけれども、これ、男女比が分からないというのも分かったんですけれども、担当課として両方参加してみて、ぱっとのイメージでいいんですけれども、ちょっとこっちが多いなというのを聞かせていただければと思います。

健康診査事業と、あと健康教育事業についてなんですけれども、やっぱりなかなか個人に送付したりとか、健康診査と、あと健康教育事業についいても、やっていますというだけだと、なかなか私、増えないと思います。

そこで、参加するに当たって、インセンティブやモチベーションを上げるために、他市町村を見ますと、健康ポイント制度というのを導入して、参加者のモチベーションを高めているところがあります。

例えば、宇都宮市であれば、歩く、自転車に乗るといった運動や、体重の記録、健診の受診などを自己管理、健康づくり活動の成果として、体重の適正化といった活動にポイントを付与するという制度をやっています。１年間でたまったポイントは、翌年度に5,000ポイントを上限に、バスカード、図書カード、市有施設の利用券などと交換、または寄附することができ、１年間でたまったポイントが3,000ポイントを超えた場合は、翌年度、飲食店などで使える割引券がもらえたり、協賛企業の提供物品がもらえる抽せんに参加したりするようなといったポイント制度を行っております。

全国を見渡せば、ほかにも熊本市とか金沢市、立川市、志木市、山形市など、全国的に取り組んでおりまして、それぞれ地域によって工夫を凝らした健康ポイント制度を導入しております。

そこで、宮代町でも健診者や健康教室の参加者が増えるよう、また、高齢者の皆様がわくわくしながら参加できるよう、町独自の健康ポイント制

度の導入を考えているのかということをお聞きいたします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

ご質問にお答えをいたします。

アクティブシニアの社会参加支援事業の関係でございますが、先ほど質問のほうでお答えをさせていただきましたが、「縁じょい」交流会並びに「縁じょい」フェスティバルの参加者人数の男女比でございますが、正確な人数というのは把握はしていないんですけれども、参加者の方を見たおおむねの感じといたしますと、大体６対４で女性のほうが多いというような当日の参加の印象を受けております。両方とも同じような男女比だったというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。いただきました質問の健康診査事業、または健康教育事業、インセンティブなども考えて、ポイント制にすべきではないかというところのご質問かと思いますけれども、こちらにつきましては、現在、ご存じのようにみやしろ健康マイレージということで、今、歩くだけのポイントで、皆さんにクオカードのほうをお渡しさせていただいたりとかしていますので、そちらに絡めまして、今、みやしろ健康マイレージの健康診査事業を受けた方々というところで、国民健康保険の方々はプラスをしたり、社会保険の方々においても、同等の診査を受けた方々については、クオカードをプラスさせていただいたりとかというところがございます。併せて、今後、先ほども申し上げました健康増進計画に基づいた、いろいろな事業を展開していかなければならないという部分もございますので、委員さんのほうのご指摘いただいた、そこのインセンティブにつなげるというようなところは十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

４点質問させていただきます。

１点目は、成果書の143ページ、あんしんカード設置事業の件なんですけれども、告知方法と実際使用されたという件数などを詳しく伺いたいと思います。

２点目は、決算書124ページ、成果書149ページの産後ケア事業とはどんな事業になるのか、詳しく教えてください。

あと、決算書124ページの委託料の不用額のご説明をお願いします。

４点目、決算書128ページ、成果書154ページの不妊治療助成事業についてなんですけれども、宮代町の独自の支援もありまして、いろいろご配慮いただいていると思います。こちらの申請は、窓口での対応しかないのかということと、あと、対応するのは女性職員がされているのかとか、その辺も詳しくお伺いいたします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

あんしんカードについてお答えをさせていただきます。

こちらのあんしんカードの事業でございますけれども、高齢者の方とか障がい者の方が、自宅や外出先でもし急病とかになった場合、そこに例え

ば救急隊員の方が駆けつけたときに、その方の情報について、ご本人がしゃべれないような状況になったときに、救急隊の方にすぐその情報を伝えるためということで運用させていただいているものでございます。

その周知の方法でございますが、町の広報に掲載をさせていただいているほか、町のホームページにも同様に載せさせていただいております。

また、窓口でご相談があったときには、チラシというか、パンフレットのほうをこちらのほうでご用意させていただいていますので、制度についてご説明をさせていただいて、情報を提供しているといった形でございます。

実際にそれが使用された件数ということでございますが、実際、先ほど申し上げましたように、救急隊員の方が現場に行って、そのカードを実際に見たか、あるいは見て活用したかというところについては、特にこちらのほうには、消防のほうから報告とかも上がっているということではございませんので、ちょっと申し訳ございませんが、そちらの件数については把握をしていないというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

産後ケア事業につきましてということでございますけれども、どのような事業かということなんですけれども、出産された後、女性の方ですので、母乳の出方ですとか、いろいろなご心配があると思いますけれども、そちらに関して、助産師の方を状況によってお邪魔させていただきながら、そのフォローのほうをさせていただいたりとかということを行う事業でございます。

続きまして、128ページの不妊治療のところなんですけれども、窓口につきましては、取りあえず保健センターに来ていただきながらの申請になります。申請の方法ですね、申請につきましては、保健センターに来ていただいての方法になるんですけれども、対応させていただく職員につきましては、基本的に地区担当の保健師のほうで対応させていただくようになります。

124ページの不用額のところだったと思うんですけれども、こちらにつきましては、予防費のところになりますので、予防接種のところの個別接種のところの委託料のほうの不用額というところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございます。

１点目のあんしんカードなんですけれども、今778件ということで、この数は大体、このカードが必要な方の何割ぐらいの方がこれをお持ちなのかということをもう一度お伺いしたいと思います。

２点目の産後ケア事業ということで、助産師さんが訪問をされているということなんですけれども、これは希望された方のところに訪問するということなのか、決まって訪問しているのかとか、もう一度ちょっとお伺いしたいと思います。

３点目の予防接種が不用額の主な理由ということで、予防接種を受けていない方が多いということでよろしいのでしょうか。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

あんしんカードについてお答えをさせていただきます。

あんしんカードを必要とされている方の中で、

どのくらいの方があんしんカードを持っているかということですけれども、実際にあんしんカードを必要とされている方では、町にお申出をいただいて、そこでご提供させていただいているという状況がございますので、利用を希望するんだけれども実際には持ってはいないというところの数字というのは、ちょっとこちらのほうでは、なかなかそこまではつかめないのかなというふうに考えております。

一応、参考になんですけれども、宮代町の65歳以上の高齢者の方の単身の世帯というのが、前回、平成27年の国調のデータなんですけれども、1,279人いらっしゃいます。この1,279人の方皆さんがあんしんカードを必要としているかどうかというのは、必ずしもそうとは言い切れないと思うんですけれども、大体全体の中の６割ぐらいの方があんしんカードを使っていらっしゃるというようなことでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質問２点についてお答え申し上げます。

まず、助産師さんをお伺いさせていただいたりとかするところでございますけれども、希望者だけかというところでございますけれども、こちらにつきましては希望者の方だけになります。その前にいろいろな相談とかされる中で、必要だと思われる方々にご説明のほうをさせていただきながら、つないでいるというところでご理解いただきたいと思います。

２点目の予防接種というところの接種者が少ないのかというところでございますけれども、こちらにつきましても、例えば高齢者の肺炎球菌ワクチンですとか、あと第５期の風疹の予防接種等につきまして、本来であれば、このぐらいの方々が受けるのではないかという予測で予算のほうを取らせていただいているんですけれども、実際にはそれ以上、実はご希望があって、事前に受けられていらっしゃった方々がいらっしゃるということで、残っている不用額というところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございます。

１点だけ、もう一度伺いたいんですけれども、産後ケアについて、希望者の方だけということで、対象になる方と言ったんですけれども、どのような対象の方に、こういった事業があるよということをお伝えして訪問しているのか、もう一度お願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

この事業につきましては、近隣の産科の先生方も結構ご存じだったりとかしているところがございますので、宮代の方だったりとかすると、こういう事業もあるので、相談してみたらいかがですかというようなところでご紹介いただいたりとかしておりますので、比較的漏れなく対応させていただいているのではないかなというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

ちょっと細かい質問で申し訳ないんですが、成果書の156ページで、介護老人保健施設というこ

とで、３番目の短期入所療養介護（ショートステイ）とあるんですが、こちらは令和元年度、249名使われていますが、この規模というんですかね、何か所あって、１か所に何人ぐらい入れるかというのをお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

○委員長（山下秋夫君）　１点だけですか。１点だけでよろしいんですか。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質問、福祉医療センター運営事業となりますので、六花だけの１か所だけの事業となりますので、ご理解いただきたいと思います。

規模的には、入所が80名おるんですけれども、それの１割程度の方々が入れるだけの、一応いつも余裕、その部分の確保をしているというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

そうしますと、この249名は１年間のトータルの人数であって、ずっと入っているわけではなくてということで言っているわけですね。あくまでも六花１件のみということで。

あと、これを受けるサービスというんですかね、これは何か制限みたいなものがあるのでしょうか。

○委員長（山下秋夫君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの利用につきましては、要介護１以上の方がご利用いただけるというような制度になっております。

以上でございます。

○委員（泉　伸一郎君）　分かりました。ありがとうございました。

○委員長（山下秋夫君）　よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

１点お願いします。

成果書の153ページ、決算書で125ページ、みやしろ健康マイレージ事業についてお聞きします。

これは、もともと県の事業ではありますが、たくさんの方が参加しているんですが、県から先日、私じゃなく、家族がおいしい豚肉を頂きました。その際に配達の方が、すごく町内の人たくさん、これ、今日配達するんだよと言われたんだけれども、すごい参加していると思うんですが、結構たくさん歩いている人、率というのかな、すごく多いと思うんですが、8,000歩以上毎月歩いているとかあるんですが、結構利用されている、何かその辺ちょっと漠然な質問なんですが、分かりましたらお願いします。

あと、これをやっていると、特定健診とかちょっとポイントついたりしますけれども、その人数とかを教えてください。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきましたご質問にお答え申し上げます。

まず、クオカードのところでございますけれども、8,000歩以上歩いていらっしゃる方、5,000歩以上歩いた方、どのぐらいいらっしゃるかというところでございますけれども、統計を取れば出なくはないんですけれども、大変申し訳ございません、今手元に資料がございませんので、後ほどご希望があれば出させていただきたいと思います。

ちなみに、平成30年度から行っている町のクオカードのみやしろ健康マイレージのところでございますけれども、実際に8,000歩以上歩いていらっしゃって、健診が未受診者の方というところで考えますと239名いらっしゃって、そのほかに、8,000歩以上で健診の受診者という方々が442人、8,000歩以上の方だといらっしゃいます。

例えば、5,000歩以上というところでそれを考えたとき、健診を受けていらっしゃらずに5,000歩以上歩かれた方だと136名、実際に健診も含めてやっていらっしゃる方157名ということで、実際にみやしろ健康マイレージをやっている、その月だけの数にはここはなりますけれども、ただ、その前後のところでも、少し準備というところもあるようでして、歩いている歩数というのがその前後のところでは少し増えて、マイレージのときでさらにピークにいって、翌月にもその流れで少し増えてというところがあるようでございまして、その前後の１か月は比較的、それまでのところよりも歩数は増えているという認識がございます。

ですので、今後、そこの部分も含めて、いろいろな事業を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　分かりました。

導入されてから非常に増えているのと、使っている人がすごく歩く。今ご報告あったように、やっぱり8,000歩の適用になるときって、みんな一生懸命やっているし、声をいっぱい聞くんですね。やっぱり健康の基が歩くことだというのは非常に声を聞きますので、今後またいろんな楽しみ、何か皆さん楽しみで、これ始めてからもう３年ですか、なりますけれども、やっと知ったという方もいらして、入りましたとお聞きもするんですね。

なので、また周知と、やっぱりお楽しみをつけていただくと健康につながりますので、お願いします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。ありませんか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問しますので、お願いいたします。

まず、97、98ページの老人福祉費の中の不用額でございますが、委託料が107万7,000円、これについてのご説明をお願いします。

それから、19節の259万5,000円についても額が大きいですので、併せて不用額の理由についてお尋ねいたします。

それから、99ページ、100ページの地域敬老会支援事業でございます。これも毎年いろいろ委員のほうからも意見が出て、議論されたところでございますが、成果書では、説明もありましたように、町内77の自治会のうち８割を超える67の自治会で地域敬老会が開催できたと。開催した地域では、高齢者の約４割、1,935人の参加を得たということで言われておりますけれども、やはり、これまでも老老祝いというような話も出ているんですけれども、本来祝っていただきたい方が祝うほうに回ってやっていると。そういう苦労話も話されているんですけれども、これは地域自治会等の協力があってのことなんですけれども、やはり私は、これは本当にそこに参加した方、じゃ参加しない方はどうなるのかという、やはりその問題があると思うんですね。

それについては、自治会に任せているので、どうしてもそこには手が届かないと思うんですが、それをやはり手を届くようにしなければいけないと思うんですけれども、前提が地域敬老会に移行

したということで、町はお金を出すだけで、これまでの体制づくりもあるんですけれども、そういった手の届かない方々にはどうするのかという問題が残っていると思うんですけれども、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、101ページ、102ページの災害時要援護者見守り支援事業、これにつきましては、142ページの成果書にも載っておりますけれども、これは、あくまでも自主防災の代表者に個別説明を行いましたということなんですけれども、私は、あんしんカードもいいし、それから、制度の対象者に対して地域への情報提供を行うというのもいいと思うんですけれども、やはりこれは災害とタイアップして生かされないといけないと思うんですよね。

そういう意味では、意向確認を行っているんですけれども、その後、それは確かに対象者も、ぜひ何かあったときには助けてほしい、急病時の救急活動の際にぜひ役立ってほしい、そういう思いから情報提供していると思うんですけれども、そういった点では、自主防災組織の代表者に個別説明をしたということなんですけれども、しただけではいけないと思うし、そういう点では、町民生活課の審議もありましたけれども、やはり避難所への、誰が助けて、誰がそこへ誘導してくれるのか、その辺まで連携をしないと生きてこないと思うんですけれども、その辺では、どういうふうに健康介護課では考えているのか。その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、121ページ、122ページの予防費でございますが、やはりここでも不用額が出ております。賃金では、臨時職員の確保が難しかった、それで不用額が出ているということなんですけれども、賃金、それから８節の報償費、それから、委託料では1,429万9,000円、当初の見込みを下回っています。この辺の理由について、説明もありましたが、もう少し詳しい内容についてもお願いしたいと思います。

それから、121、122ページの保健予防事業で、成果書の147ページに記載されております。特に子宮頸がんの予防ワクチンについて、平成25年６月以降、積極的勧奨を差し控えているということからゼロになっておりますけれども、この辺の状況なんかは依然変わっていないのかどうか、それも併せてご説明願いたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　それでは、ここで休憩といたします。

休憩　午後　３時４２分

再開　午後　３時５５分

○委員長（山下秋夫君）　再開をいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、丸藤委員の質問に答えてください。ひとつよろしくお願いいたします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

ご質問にお答えをいたします。

まず、１点目の老人福祉費の中の不用額の大きなものでございますが、13節委託料、それから19節の負担金、補助及び交付金、この２点を挙げられていたかと思いますけれども、この理由についてご説明をいたします。

まず、委託料の不用額でございますが、こちらは不用額といたしまして、107万7,640円の不用額が生じております。こちらが生じました主な理由でございますが、決算のほうでは、実際実績がな

かったということで、数字のほうが上がってはいないんですけれども、老人福祉施設措置委託事業、こちらで令和元年度、措置が必要なケースがなかったということで実績がゼロになっておりますが、こちらの予算額が73万8,000円ございました。こちらのほうの決算額がゼロになったということが、この委託料が生じた主な理由ということでございます。

それから、もう１点、19節の負担金、補助及び交付金でございますが、こちらにつきましては259万5,874円の不用額が生じております。

こちらにつきまして、不用額が生じた主な原因でございますけれども、こちらは、低所得者利用者負担対策事業の介護サービス利用者負担助成金の不用額でございます。こちらの不用額が発生したものですけれども、年度によってサービス利用の負担の助成の対象者、もしくはどのようなサービスの給付量があるかということについて、あらかじめ見込みを立てまして、予算を積算しているんですけれども、なかなかその予算の積算というところが実際と離れることもございまして、こちらで約200万円の不用額が生じたというところが、19節の負担金の不用額が生じた理由ということでございます。

それから、２点目ですけれども、地域敬老会のところの事業でございます。

こちらにつきましては、成果書などのほうにも記載をさせていただいているところでありますけれども、全体で77地区のうち67地区、そして1,935人の方、率にしますと約40％、４割近くの方に参加をいただいているようなところでございます。

丸藤委員さんが先ほどご質問にありましたように、当然、敬老会に参加できる方もいれば、そうでない方もいらっしゃるかと思いますが、こちらの敬老会の事業というのは、町の後期実行計画の中にも示されておりますように、敬老会を開くことによりまして、元気な高齢者が活躍できる場、そして世代を超えた交流を図ることができる、まさに地域コミュニティの醸成の場ということで、この地域敬老会の支援事業を設けているところでございますので、様々な事情の方がいらっしゃるかと思いますけれども、そういったコミュニティ、まさに顔の見える地域づくり、こういったことを基本に事業を行っていくというふうに考えておりますので、今後もそういった点を視点に、制度につきましては運用を図っていきたいというふうに考えております。

それから、３点目のご質問でございます。

こちらは、災害時の要援護者見守り支援事業でございます。

委員さんのご質問にありますように、近年大きな災害が発生するといったこともございますので、なかなかご自身で避難することが難しい方につきまして、どのように避難を支援していくかというのは、今後の重要な課題であるというふうに認識をいたしております。実際、事業の対象者数1,099人のうち、同意書を頂きましたのが644人ということで、約３分の２の方から同意書を頂いております。また、このうち、実際に自主防災組織のほうから個別計画の作成ということで上がってきたのが、143名の計画が地区のほうから上がってきております。

もちろん、こういった計画が上がってきた方につきましては、その計画を基にして、災害時には対応させていただきたいというふうに考えておりますが、実際のところ、地区の自主防災組織の方からお話を聞くと、なかなか個別計画を作成するということについては、ちょっと難しい面もあるというお話も聞いておりますが、実際に計画を作

成するまでに至らなくても、実際に名簿を地区に提供することによりまして、その方の状況、どういった生活、独りで住んでいらっしゃるとか、ご家族の方がいるとか、どういった状況にあるとか、そういったことがまさに見えるような状況になってくることによって、いざ災害が起きたときには、たとえその計画が作成されていない方についても、こういった方だという情報があれば、速やかに対応ができるようなことも可能というふうに思っておりますので、もちろん個別計画のほうは、今後も作成を進めていくように、町として進めていきたいとは考えていますけれども、そういった、やっぱり地区の中で顔と顔とを突き合わせることによって、そういった情報が皆さんで共有ができる、そういったことに結びつければいいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

予防費のところの不用額というところでございますけれども、まず１点目、賃金ですね。賃金におきましては、母子保健事業で、子育て包括支援センター、こちら、保健センターが開館時には、保健師の方もしくは看護師の方にずっといていただくような形の賃金を確保させていただいていたんですけれども、いろいろな事情があって、フルには来ていただけないということで、その間につきましては常勤の保健師が対応させていただくということで生じた不用額でございます。

８節の報償費のところでございますけれども、こちらの報償費につきましては、健康教育事業のところでございます。こちらのその他の報償費ということで、クオカードのほうを皆さんに、みやしろ健康マイレージのときに頑張っていただいた方々にお渡しさせていただくクオカードのほうの予算を取らせていただいていたところでございますけれども、予想よりも参加者の方々が少なかったことによって生じた不用額というところでご理解いただきたいと思います。

あと、委託料でございます。委託料は、先ほども申し上げましたところと重複する部分と、そうでないところがあるんですけれども、まず、やはり個別接種の委託料ということで、お子様方が、どうしても年度をまたいで受けていただいたりとかということで、接種率としては結構高い率をずっと維持はしているんですけれども、予算の執行した時期によって不用額が生じてしまいますので、こちらの、まず個別接種の委託料が大きく残ってしまっております。

また、先ほども申し上げましたように、成人の肺炎球菌の予防接種の委託料でございますけれども、こちらは５年間一区切りで一回りさせていただきながら、対象者の方、１回回っているんですけれども、その間に、どの方々が接種したかというところは、こちらで接種していただいた方々は分かるんですけれども、それ以外の方々で、個別に接種していただいた方の情報がないので、実は、いつその方々が受けられるか分からないので、非常に予算取りが難しくというところで生じている不用額でございます。

また、麻疹・風疹の予防接種の委託料につきましては、第５期の委託料ということで、37年から54年の方々に対して、オリンピックの前に、その方々の抗体が低いということが予測されるので、まず抗体の検査をしていただきながら、予防接種をしていただくという形の流れで予算取りをさせていただいているんですけれども、こちらの方々も、予想以上に検査もしないですし、予防接種もしていただけないというところで、予算額につい

て不用額が生じているところでございます。

また、併せて、成果書の152ページの健康診査事業のところをご覧になっていただいてもお分かりかと思うんですけれども、各種がん検診が非常に、いろいろＰＲはさせていただいているんですけれども、伸び悩んでおりまして、逆に前年度から比べると、少なくなっている方々が非常に多いというような状況がございますので、診査においても、委託料のほうに不用額が生じたというところでご理解いただきたいと思います。

あと、申し訳ございません、147ページの子宮頸がんのワクチンについてでございますけれども、こちらにつきましては、ご存じの方もいらっしゃるのかもしれませんけれども、婦人科学会とかでは、もうそろそろ始めてもいいんじゃないかという学会の意見もあるというところを踏まえて、今、厚生労働省のほうの予防接種の審議会のほうでは、いろいろご検討はされているようではあるんですが、まだ再開というお話には至っていないというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、97、98ページの老人福祉費の不用額については分かりました。

99、100ページの地域敬老会支援事業でございます。答弁の言っていることは分かるんですけれども、こちらがというか、住民がやっぱり言っているのは、対象者全員になぜ敬老祝いができないのかということなんですよ。

地域コミュニティの醸成化、顔が見える化ということで、そういうことに重点を置いてということであれば、これでいいんでしょうけれども、じゃ、それでいいんですかということになるでしょう。

先ほどからも、町内77の自治会の８割を超える67の自治会で敬老会を開催している。開催しているところの高齢者の約４割の1,935人が参加している。これだけ参加しているんですよということを言っても、じゃ、対象者は何人ですかということになるんですよ。

町民が言っているのは、そういう方々、いつも言われるんですけれども、ひきこもりのお年寄り、それから、病気はもちろんなんですが、そういうことで出られない人、それは本人のためにも出るような努力はしていますよ。していますけれども、出られない方に、じゃ、敬老会、祝いをしなくてもいいのかということになりますよね。そこをみんな言っているわけですよ。その点について、やはりどうするのかというのが必要だと思うんですけれども、それについてお願いしたいと思います。

それから、101、102ページの災害時要支援者見守り支援事業、これにもやはり関わってくるんですよね、そういう問題が。

じゃ、あんしんカードの普及に努めた、この制度の対象者について情報提供を行い、意向確認を行ったと。でも、最終的にはこれは、先ほども答弁で言われたように災害が多くなっていますよ、地震、特に風水害については。そういう人たち、ゼロにしなければいけないんでしょう、ゼロに。一人でも残さない、重要課題だという認識があるんであれば、やはりこれもきちっと対策を講じないと。

地域にそういう情報を流し、また本人からの意向も聞いて、地域の人たちにこういう状況なんだというのは分かるかもしれないけれども、分かる範囲で分かるだけで、じゃどうするかということが大事だと思うんですよ。そういった点では、や

ればいいというだけじゃなくて、これを本当にどう生かしていくかということが大事だと思うんですけれども、これはこれでやるけれども、いざという、風水害やそういった災害については、それはそちらでやってくれということなんでしょうか。その点、再度お尋ねいたします。

121、122ページの予防費の賃金の関係でありますけれども、これは常勤の職員で対応したということですと、保健師でやっているのか。今現在、昔は保健師さんがすごく多くて、県内でも多いところだということで、宮代は一目置かれていたんですけれども、そういった点では、臨時職員の確保が難しいということで、これは確保するのが難しいのか、それをやる方がいないのか。なおかつ、じゃ、確保が難しいので職員でやったというと、やはりこれも職員への負担になるわけなんですけれども、その辺はどういう事情なんでしょうか。その辺、もう少し詳しく教えていただければと思います。

それから、委託の関係は分かりました。

それから、121、122ページの保健予防事業ですが、これもやはり、そろそろ始めていいのではということには、そういう情報があるにしても、やはりきちっとした再開というふうにならないと、町としてはできないわけですよね。その点、もう一度お願いしたいと思います。

それから、先ほどお聞きするのを忘れたんですけれども、健康診査事業の中で、127、128ページに健康相談事業がありますよね。これは保健センターにおいて、毎週水曜日の午前中ということで、個別健康相談を実施しているということなんですが、これは誰がどういうふうに個別相談を受けているのか。また、それについての実績等々はどういうふうになっていますか。併せてご報告お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、１点目の敬老会についてでございます。

委員さんがおっしゃられるように、住民の方から、敬老会については様々なご意見というのをいただいております。確かに、健康で敬老会に出席ができる人だけでなく、何らかの事情があって出たくても出られない人というのがいらっしゃるということも、町のほうでも把握はしております。

先ほどのお話でもちょっと申し上げたんですけれども、この敬老会の支援という補助金自体が、地域のコミュニティの醸成のためということで位置づけられているものでございますので、あくまでも出席をした方に対して町が補助をする。その敬老会を開催した地区に対して、出席した人数などに応じて計算をして、町が補助金を出すという形でやっているところでございますが、中には出たくても出られないといった方がいらっしゃるということも把握はしておりまして、実際、敬老会を９月、早いところでは始まって、年明け１月ぐらいまで各地区で開催はしていますけれども、その後、アンケート調査をいたしております。その中で、やはり敬老会のやり方については、何らかの見直しの必要があるということでご意見を様々いただいておりまして、その中で、参加できない人に対しても何らかの敬老のお祝いをしてほしいというお声をいただいております。

今後は、そういったご意見を参考に、敬老のこの支援事業については、見直しの検討を進めていきたいというふうに考えております。

また、敬老会の支援のほかに敬老の祝い品ということで、節目節目の年齢の方に、町からは商品

券をお配りさせていただいています。こちらは、77歳、88歳、99歳、100歳、それから101歳以上の方、こちらの対象となった年齢の方について、町から商工会の発行しているありがとう商品券、こちらを配付させていただいている。こういった形でも、敬老の事業として町では取り組んでいるというところでございます。

それから、もう１点目の災害時の要援護者見守り支援事業でございます。

こちらについては、各地区の自主防災会に、もし万が一災害が起きてしまったときの援護を必要とする方の避難についてご協力をいただいて、プランを立てていただくということで、例年５月に自主防災会の連絡会議の中で、町のほうで出席をさせていただいて、制度についての説明、それから名簿の提供についてのお願いをさせていただいております。

昨年度も５月にお願いはさせていただいたところであるんですけれども、その後、年が明けまして、２月にも予定していたんですが、あいにく新型コロナの感染症拡大というのがございまして、その会自体が中止になってしまいました。また、新年度に入りまして５月にも、例年ですと予定されていたんですけれども、やはり同じように新型コロナウイルスの関係で中止というふうになっております。

書類のほうは各自主防災会のほうに、こちらで郵送で送らせていただいて、お願いはしているところなんですけれども、災害のほうはいつ来るか分からない、待ってはくれないという状況がありますので、町としましても積極的に、こちらのほうは自主防災会のほうにお願いをして、進めていかなければならないというふうに考えてはおります。

今までは、こちらからそういった形でお願いをしていたところなんですけれども、何かしらこちらのほうからも、もう一歩進んでお願いを進めていくような形で対応していかなければ、働きかけをしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただいた質問にお答え申し上げます。

まず、賃金のところでございますけれども、こちらにつきましては、今、保健師のほうの確保というお話があったかと思うんですけれども、非常に確保が難しいような状況でございまして、１人の保健師が各市町村をまたいで、いろいろなところに行っているという状況で、対応しているというような状況ですので、いろいろな、退職をされた方々だったりとかする人たちにお声かけはさせていただくんですけれども、なかなか来ていただくのが難しいという状況でございます。

２点目の予防注射、子宮頸がんワクチンの話でございますけれども、こちらにつきましては、確かに婦人科学会のほうとかでは、そういう推奨が少しずつされているということでございますけれども、やはり国のほう、厚生労働省のほうで正式に、積極的に勧奨を始めますというところがないと、なかなか町としても始められないというところは理解しているつもりでございますので、情報収集を常にしながら、もし積極的に勧奨が始まったというときには、速やかに始められるように準備のほうを進めているところでございます。

また、127、128ページの定例の栄養相談、健康相談でございますけれども、こちらにつきましては、委員さんのご指摘のとおり、定期的に水曜日に行っているものでございます。

ちなみに、成果書151ページの真ん中辺にある健康相談、栄養相談、こちらは乳幼児の方々に対して行っているものでございまして、そのほかに151ページのところに、健康相談として、成人の方々を対象として行っているというところの、毎週行っている健康相談というところでご理解いただきたいと思います。

すみません、職種につきましてでございますけれども、保健師と、あと管理栄養士のほうで対応させていただいております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再々質問です。

99、100ページの地域敬老会支援事業なんですが、るる答弁もありました。単なる、これについては検討していくというのであれば、それはもう、検討というのはやらないということなんですけれども、見直しの検討をしていきたいということですので、やはりこれは前進的な答弁なんでしょうか。

先ほど言った、参加できない方々への対応はということなんですけれども、なぜこういうことを聞くかというと、今回、令和２年度ですけれども、コロナ禍で、地域敬老会できないところがほとんどですよね。当初２地区と言っていましたが、今、１地区だけだと思うんですけれども、どういう声が上がっているかというと、やはり役場のほうからも、じゃ役場がやってもらえないんだったら、自治会でもやろうかという話もあるんですけれども、やっても、仮に対象者が抜けちゃう場合もありますよね。それなりのきちっとした名簿がないんですよ。仮にやって、そういうところも聞きますよ。地域によっては、そういうふうにやるというふうに言っている地域もありますけれども、やれないというところについては、そういった漏れた方が出た場合に、うちには来なかったということになってしまいますよね。地域としても何とかしたいんだけれども、やれないと。

だから、そういう地域もあるので、こういうことを言うと、これが来年になって、コロナ禍であああいう状況だったんで、仮にやったとしても１年限り、こういう状況ですからね。そういう理由も言えるんですけれども、去年やったから、やってくれたじゃないかと言われるのがつらいのか、予算的にどうなのかということもありますよね。その辺で、特に令和２年度については、全然やれないほうが多いわけで、じゃどうするんですかというのを今試されているというふうにも思うんですけれども、その点どういうふうに。

それから、先ほども、じゃ、1,935人の参加を得たと言うんですけれども、これの対象者をお聞きします。

幾ら８割を超える自治会でやったとか、参加者の約４割が参加していただいたとか、そういうことを言っても、祝っていただけない方たちは残るわけですよ。それをどうするのかというふうに、ずっとこれまでも議論されたと思うんですね。アンケートでも、そういうことも言われているというんであれば、それは是正しないと駄目でしょうというふうに私は思うんですけれども、その点で、今後のこともありますので、どうするのか、もう一度お願いしたいと思います。

それから、災害時要援護者見守り支援事業、これ以上の答弁は出ないと思うんですけれども、やはり、誰一人犠牲者は出せないんですよ。じゃこれ、町で守れるんですかというふうに言われても、できるわけないですよね。そうしたら、やはり地域にお願いするしかないと思うんですけれども、地域もただお願いされても、本当に、かなり責任

もあるし、自分自身も助からなければいけないし、いろんなことが考えられるんですけれども、大変だと思うんですけれども、これは守っていかなければいけないと思いますし、要援護者見守り支援事業ですから、それができて初めて達成できるということになると思うんで、これから町民生活課との関係も出てきますけれども、ただあんしんカードの普及に努めた、情報を地域に流して、また関係、要援護者からも意向を聞いてというふうにしても、ただしたというだけで、実際助からないといけないわけですから、そういった点では連携が必要になると思いますけれども、これは要望になりますけれども、ぜひタイアップしていただきたいと思うんですが。

健康相談、これは成果書にも載っていますし、分かりました。

その点だけお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

敬老会のご質問についてお答えをいたします。

先ほどの委員さんのご質問にもありましたように、今年は特にコロナ禍の中で、なかなか開催したくてもできないという地区が多く、実際のところ、本日現在で、町のほうで把握している敬老会を実施したというのは１件にとどまっているところでございます。

ただ、実施するに当たりましても、従来の集会所、公民館といった場所で、ある程度大きな人数でやるというのは、すごく密の状態を引き起こしてしまうということがありまして、より広い会場で３密対策を取りながら、また内容についても、十分コロナ対策をした上でやっていただくということで、かなりご苦労されていたというふうに、こちらで聞いているところであります。

この敬老会の支援制度というものが、先ほど来、ちょっとお話はさせていただいていますが、地域のコミュニティを醸成するというところが第一の目的ではありますけれども、そういった、出たくても出られない方がいらっしゃるということもありますので、具体的な今後の検討につきましては、まだ今の段階で、こういった形で検討を進めていくとか、こういった方向で検討を進めていくというふうな話では申し上げられるところではないんですけれども、何らかの見直しの検討が必要かなというふうには考えているところでございます。

それから、参加者の数なんですけれども、1,935人というふうにありますが、実際に対象者の方の数というのは、令和元年度ですと5,131人というふうになっております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　そのほかに質疑ありますか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　３点、簡単にお聞きしますから、簡単に答えてください。

まず、成果書142ページ、度々出ていますけれども、災害時要援護者見守り支援事業、これ、事業名としては間違いないですね。それと、その下の説明のところで、避難行動要支援者支援制度。実は昔、「援護」という言葉は上から目線だからやめなさいということで、一旦「要支援」に変わっているはずなんですよ。それがまたここで出てきているということはいかがなものか、お答えを願います。

それと、同じ見守り支援の中で、話を聞いていると、自主防災会をかなり過信されていますね。実際、健康介護課からリストが各自治会のほうにいきますよね。そのリストは個人情報ですから、当然秘匿ということになるわけですけれども、こ

の個人情報について、受けた後、自主防災会はどういう行動をされているということで理解されていますか。それ、お聞きします。

次、成果書の155ページ、福祉医療センター運営事業の関係ですけれども、一番下のところの医療というところで利用状況が出ているわけですけれども、往診がゼロ、これ、いつからなったんですか、往診がゼロというのは。訪問看護がゼロ、これ、いつからゼロになったんですか。訪問診療は、辛うじて令和元年度は10名ということですが、六花はもともとこういう数字を想定していないんですよ。なぜこういうふうになったのか、お考えがあればお答えください。

それと、最後３つ目、これは、ちょっと前段の委員の質問に対して納得いかないから、改めてお尋ねしますけれども、参加できない人、参加しない人、これは実行計画の中のコミュニティという言葉、これがあるから何も対応できませんということなんですが、コミュニティよりも不公平のほうが先じゃないですか。不公平、公平じゃないという。

参加できない人も参加しない人も、やむを得ずだと思います。今、数字出されましたけれども、五千幾ら出して千九百幾らの参加者ということですが、私どものところでは、推定350、うち190が出ています。だから、少しは確率的には高いはずなんですけれども、でも、参加できない人、参加しない人に何もできないというのは、補助項目がありますよね、何に使ってもいいというやつと、それから１人当たりのあれとか。そういう項目の中に、参加できない人に対する配付金、これを入れてくださいよ。その検討をしてください。不公平ですよ。

今年度はもう中止というのが決まっていますから、当方は。だから、ありませんけれども、少なくともその先については、やっぱり考えてやっていただかなきゃいけない。

その３点だけお伺いします。

再質問しませんから、しっかり答えてください。

○委員長（山下秋夫君）　高齢者支援担当主査。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君）　高齢者支援担当主査の齋藤でございます。

災害時要援護者見守り支援事業、成果書ですと142ページになりますが、こちらの名称についてということで、「要援護」という言葉がふさわしくないということでお話いただきました。

こちらにつきまして、過去のちょっといきさつというのは分からないところはあるんですが、国のほうが既に法律の名称を変えておりまして、その関係がございまして、昨年度の令和元年度の成果書につきましては、事業名につきましては、こちら、災害時要援護者見守り支援事業とさせていただいておりますが、令和２年度につきましては、新たな法律のほうの避難行動要支援者支援制度、そちらの事業名のほうに変更のほうをさせていただいております。

あと、もう１点ですね。自主防災組織のほうに、ちょっと過信し過ぎて、そちらのほうに任せ過ぎてはいないかということであるかと思います。

こちらにつきまして、現在、自主防災組織、どういった取組を今回、名簿提供して、実際に動いていただいているかということにつきましては、本当の一部の自主防災組織さんに限ってなんですが、実際その名簿に基づきまして、個別支援計画についても話し合っていただいたり、実際に作成のために動いていただいているということで把握しております。

ただ、やはり自主防災組織さんに全部お任せというのも、負担が多いというのは重々承知しておりまして、ですから、また民生委員さんのほうに

つきましても、名簿のほうを受け取るということでお話いただいておりまして、そちらのほうに、民生委員さんにも名簿の提供の準備をしております。

また、こちらの災害時要援護者見守り支援事業の中ではないかもしれないんですが、地域包括支援センターのほうも、そういった災害時の対応ということで、名簿のほうを準備したいというお話で伺っておりますので、そういった対象者の方々に関わる方を増やしていくことで、何らかの支援が行き届くように努めていきたいと考えてございます。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

敬老会のご質問についてお答えをさせていただきます。

委員さんのおっしゃられるように、こちらについては、あくまでも敬老会の参加者に対して支援をさせていただいているところではあります。ただし、参加をしたくてもできない人という方がいらっしゃるということも、こちらのほうで認識をしているところでありますので、現段階でそれを入れることができるというふうにお答えをすることは、今この場ではできませんけれども、できるかできないかも含めて、今後検討をさせていただくというふうに考えております。

すみません、あと１点でございますが、休憩前の泉委員さんへのご質問の答弁の中で、１件ちょっと訂正がございましたので、そちらについてお話をさせていただきたいと思います。

成果書の156ページの介護老人保健施設の短期入所療養介護（ショートステイ）のところでございますが、こちらの条件ということで、先ほど説明させていただく中で、要介護１以上の方ということでお話をさせていただいたところではありますが、ちょっとこちら、通常の入所の方は要介護１なんですけれども、短期入所の方につきましては要支援１ということが条件になりますので、大変申し訳ありませんが、訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきましたご質問にお答え申し上げます。

医療の部分でということでございますけれども、まず訪問看護につきましては、この成果書155ページでは、全部全て平成29年度からゼロになっているんですけれども、実際には平成27年度からゼロの状況でございます。

こちらにつきましては、訪問看護ということをそもそも名乗れるというところ自体で、訪問看護に携わる方、1.5人の常勤を常につけておかなければ名乗れないというような状況とかがございましたので、その1.5人というのを確保するのが非常に難しいというところがあるというところで、一応ただ、今年度以降もそうなんですけれども、指定管理を行っていく上では、水準書とかにその辺を明記してある以上は、速やかに始められるようにお願いをしたいというところをずっと申し上げているところでございますので、今、もう１点の往診とか訪問診療のところもそうなんですけれども、利用者さんの状況とかからなかなか、往診についても平成30年度、令和元年度がゼロという状況でございますけれども、こちらについても、いらっしゃったときには、なるべく積極的に行っていただくようにというところで、水準書のほうにきちっと明確にさせていただきながら、調整のほうを進めてまいりたいと思いますので、ご理解

いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　本当は終わりにしたかったんですけれども、訪問リハビリ、往診、訪問診療、訪問看護、これは採算ベースに合わない項目なんですよ。でも、それは最初は承知して、その分、不採算の分については町が補填するということになってスタートしているはずなんです。調べてください。

それがいつの間にか外来と入院だけになってしまっていると、ほとんど。これは診療所として、目的を完全に変えているということになるわけですよ。もうけに走っているということですよ、早く言うと。これはゆゆしきことだと理解します。

その点について、今きちっとした説明がなかったの。どうでしょうか。

○委員長（山下秋夫君）　健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

今のご質問にお答え申し上げます。

各項目ごとで、医療の部分のこの部分が赤字だったから補填するとかいうことではなくて、施設全体の運営に伴って、外来の部分とか入院の部分とか全体的な部分を見て、赤字が出ていたときには補填するという認識でございまして、医療の部分が、先ほど委員さんが申し上げた部分だけがマイナスだったから、そこの部分の補填をするという認識ではなかったので、先ほどのような答弁になってしまったんですが、申し訳ございません。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

そんなのは十分分かりますよ、おっしゃっていることは。でも、これは最初は、最初から明らかに、これは赤字になる項目ですよということでスタートしているんですよ。ここで黒字出したら大したもんですよ。

だから、全体の採算で、その収支で赤になったときはどうこうするということはもちろんありますよ。でも、特にこの下の４項目については見込めないという、採算が。明らかなんですよ、項目的にいうと。だから、それをお聞きしたんです。もうこれで終わりですから。

○委員長（山下秋夫君）　暫時休憩にいたします。

休憩　午後　４時４６分

再開　午後　４時４７分

○委員長（山下秋夫君）　再開いたします。

今の質問はなしということで、よろしくお願いいたします。

ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　ないようですので、以上で健康介護課の質疑を終了といたします。

ここで休憩とします。

休憩　午後　４時４７分

再開　午後　５時００分

○委員長（山下秋夫君）　それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより産業観光課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○産業観光課長（井上正己君）　産業観光課長の井

上です。よろしくお願いいたします。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　商工観光担当副課長の野口と申します。よろしくお願いします。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　産業観光課副課長の菅原です。よろしくお願いします。

○農業振興担当主査（鈴木　功君）　農業振興担当主査の鈴木と申します。よろしくお願いします。

○農地調整担当主査（鷺谷栄一君）　農地調整担当主査の鷺谷と申します。よろしくお願いします。

○商工観光担当主査（山内一生君）　商工観光担当の山内と申します。よろしくお願いします。

○委員長（山下秋夫君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括しての質疑をお受けいたします。

それでは、質疑はありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村でございます。

１点質問をさせていただきます。

決算書146ページ、成果書163ページのメイドインみやしろＰＲ事業についてです。

東武動物公園駅のショーケース使用料についてなんですけれども、こちらのショーケースはどのくらいの頻度で内容を変えているのかなど、ちょっと詳しくお伺いいたします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

東武動物公園駅に置いてあるショーケースについてですが、こちらのほうは、少なくとも月に１回、中のほうの入替えを行っております。それ以外に、もし必要なときには、それ以上の入替えのほうを行っているところです。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございます。

ショーケースなんですけれども、いろんなものが、メイドインみやしろのものとか、いろいろ展示をされていて、月に１回入替えをしていただいているということなんですけれども、いつも同じような印象を受けてしまっているので、例えばなんですけれども、メイドインみやしろを１品ずつ、１店舗といいますか、そういうもので構成したりとか、何かもうちょっと目を引くというか、何かご検討いただくことはできますでしょうか、今後。

○委員長（山下秋夫君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

なかなか、同じ商品のサンプルを置いてしまっているので、代わり映えがしないということだと思うんですが、私どもも貼り紙を変えたり、いろんな中の小物を変えたりということはされているんですけれども、もっと今後、大胆に何か変えられるかどうか、ちょっと課内で検討させていただいて、できるだけあそこで宮代町の商品のほうがＰＲできるような、そんな形を考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

幾つか質問させていただきます。

まず、成果書の36ページの宮代型観光推進事業についてです。

観光ビジョン策定検討委員会により、観光ビジョンの中間報告が出されました。観光は、地域経済の活性化、交流人口を増やす、町の魅力をＰＲすることになります。第５次総合計画では、観光

をどう位置づけ、どう取り組んでいくのでしょうか。

続きまして、成果書の44ページ、宮代ファーマーズタウン推進事業になります。

新しい村、集落農園「結の里」は、大変人気が高いと聞いています。67区画全てが埋まっているということも、これすばらしいことだと思います。

そこで、質問ですけれども、結の里を借りている町民と町外の方の比率はどれくらいでしょうか。また、令和２年度から新たに５区画、規模を拡大するということですが、今後もさらに拡大していくのでしょうか。

というのは、東京都が2015年に行ったアンケートで、あなたは農作業の体験をしたいと思いますかという設問に対して、全体の57％が「したいと思う」というふうに回答しております。都民の半数以上の方が農作業体験に興味を示しているという結果になります。

そして、興味深いのが、年代別に見た場合、60代以上が46％、50代が51％、40代が62％、30代が70％、20代が62％と、年齢が下がるほど、農作業体験をしたいとするような感じになっています。今後、若い方の定住人口を増やす切り札になるかもしれないので、お尋ねいたします。

続きまして、成果書の49ページのまちなか起業創業支援事業になります。

起業創業支援のウェブサイトによる情報発信について、起業創業支援ウェブサイト「宮代で働こっ」ですが、こちら、空き店舗情報は掲載していますけれども、起業・創業の仕方や講座など何もなく、また、宮代町で創業するとこんなメリットがありますよ、こんな補助金がありますよというような情報もないように思いました。

情報発信をするウェブサイトは、これ生ものです。常に更新、リニューアルをしていかないと、賞味期限切れのサイトになってしまいます。少なくとも、今の宮代町の「宮代で働こっ」を見て、宮代町で起業しようかなと思うことは少ないのではないかと私は思っています。

例えば、全国で一番開業率の高い福岡市のウェブサイトを見ると、本当に創業したいなというようなウェブサイトになっております。ほかにも、横浜市とか石川県の七尾市、宮城県の丸森町なんかを見ても、やっぱり創業したいなと思わせるようなウェブサイトになっております。

そこで、今後、「宮代で働こっ」ですけれども、大幅なリニューアルが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

続きまして、成果書52ページの明日の農業担い手支援事業になります。

農のあるまちづくり担い手支援対策事業補助金で生まれた紫ニンジンジュースなんですが、これ幾らで販売していて、どれくらい販売されたのでしょうか。

また、６次化による商品づくり、これはぜひとも必要だと思っておりますので、今後、第５次総合計画ではどのように取り組んでいくのでしょうか。

続きまして、成果書56ページの農業経営基盤強化対策事業になります。

農家の高齢化や担い手不足の解消や大規模化等、農業の効率化を図るため、利用権設定による農地の集約・集積は今後も進めていかなければならない事業です。

そこで、質問ですが、令和２年に105ヘクタールと目標が掲げてありますけれども、現在どれくらい集積でき、この目標は達成できるのかどうかということをお尋ねします。

続きまして、成果書56ページの農業生産基盤整備推進事業になります。

農地の集積・集約化及び共同化への取組における宮東・中島地区の農地集約化への具体的な取組というのは、いつ頃から始まるのでしょうか。こちら、遅くなればなるほど、農家さんの高齢化が進み、集約化が難しくなると思いますので、お尋ねいたします。

続きまして、成果書の161ページの新しい村管理運営事業になります。

先日、新しい村の社長から決算報告を聞きまして、大変努力をしているなということを分かりました。今後、町として、新しい村に対してどう取り組んでいくのか。特に、第５次総合計画ではどう取り組んでいくのかということをお聞かせください。

最後になります。成果書の164ページ、消費生活相談員による相談件数が80件ということですが、これ、どんな相談内容が多いのかお聞かせください。

また、コロナ禍で不景気になりますと、特殊詐欺などが恐らく今後増えていくと思います。この消費者被害防止サポーターという方は、どんな啓発活動をしているのか教えてください。

以上になります。

○委員長（山下秋夫君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

まず、１点目の観光ビジョンの検討会議が行われて、第５次総振の中ではどのように観光を位置づけるかということなんですが、今の予定では、第５次総振につきましては、観光の中心は新しい村ということで、新しい村のまずは検討ということで、その中で観光についても考えていくということで、今のところは進めていく予定でございます。ですので、観光事業を政策事業として挙げるんではなくて、一般的にはもちろんやっていくんですけれども、そういう形で、新しい村のことをちょっと考えていきながら進めていきたいと思っております。

続きまして、「結の里」、市民農園の町内外の比率ということなんですが、ちょっと申し訳ないんですが、手元に今資料がなくて、町内外の比率が分からないんですが、申し訳ありません。

拡大の予定はということですが、昨年５区画増やさせていただきまして、今現在ですと、区画のほう、いっぱいになっておりますので、今後、新しい村と相談しながら、場所のほうがあればということで、今の時点では72区画で、こちらのほうでいく予定でおります。

続きまして、ウェブサイトのほうの「働こっ」のことなんですが、委員おっしゃるとおり、情報の発信というものは常に新しくするということは、私どもも承知しておりますが、なかなか起業・創業の欲しい内容がないんではないかということなんですが、こちらのほうでもいろいろ考えてはいるんですが、ちょっとウェブサイトのほうで発信が弱いんではないかなということで、今後ちょっと検討させていただいて、もう少し効率的な発信の仕方、これは「働こっ」だけではないんですけれども、全体的に情報のほうの発信の仕方を考えていきたいと思っております。

続きまして、飛びますが、消費生活相談の件を先に回答させていただきます。

内容はということなんですが、80件の中で多いのが、売買契約に関するもの、あとは不審な郵便物、不当請求、こういうものが令和元年度は多くなっております。多いのは、やっぱりどうしても契約上のもの、あとは今、ネット関係の、ウェブ関係の、そういう相談も随分来ております。

あと、コロナ禍でということで、特殊詐欺とか多いんではないかということで、ちょっと相談員

にも聞いたんですけれども、コロナだからという相談は今のところ、それほど増えていないんですが、コロナ禍で外出が制限されることによって、自宅から通販で買うとか、そういう意味での売買の契約のトラブル、そんなものは増えているというふうには聞いております。

また、消費者被害防止サポーターについて、どんな取組をしているかということなんですが、今年については、ちょっとコロナの関係もありますが、昨年につきましては、県で主催しています交流会に参加したり、または、みやしろ大学のところで、消費者に対する消費者問題の講師の講演の中で、ちょっと寸劇みたいな形で自分たちの活動のほうを紹介したり、また、その前の年になってしまいますが、桜市のほうで啓発活動をやったりということで、発足したのが平成30年12月ということですので、まだちょっと活動の実績は浅いんですが、そういう形で町民に対して、まず、サポーターさんがいるんだよということを認識していただく、それで、その中でも、特に高齢者等の消費者被害に遭わないように、そんな活動に取り組んでいけたらと思っております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　産業観光課副課長の菅原です。

まず、成果書52ページ、宮代町農業の６次化推進事業の中で、６次化推進事業に対する補助金、紫ニンジンジュースの商品開発の本数と金額ということでございますが、まず、本数につきましては、180ミリリットルが416本、それから720ミリリットルが229本で、いずれも完売となっております。ただ、申し訳ないんですけれども、金額のほうがちょっと確認が取れておりませんので、そこの把握ができておりません。現状、手持ちでは、ちょっと把握ができておりません。

続きまして、成果書56ページ、57ページにまたがります。後期実行計画の成果目標でございます農地の集積の面積、利用権の設定面積ですね。

平成26年度98ヘクタールに対しまして、目標が、令和２年度105ヘクタールというふうになっております。現在、令和２年度でございますが、106ヘクタールということでございます。

続きまして、成果書57ページの中段、農地の集積・集約化というところで、宮東・中島地区の圃場整備のスケジュールでございます。

こちらにつきましては、圃場整備を行うということで、地元の方中心に平成30年12月に準備委員会というものが設立されまして、その後、埼玉県が中心となって行う補助事業でございますので、埼玉県のほうに補助事業の採択の要望を上げております。それが、今年度当初に採択の通知を受けましたので、その後、準備委員会等を行い、現在、地元の方とエリアの確定と、あと、まだ地権者の中で反対されている方ですとか未回答の方がいらっしゃいますので、その皆さんのお宅を今回って、賛同を集めているところです。

今後の具体的なスケジュールといたしましては、今年度、予備的な調査を県と合同でかけながら、地権者の合意を取り付けると。今年度中に地権者の合意が得られた場合は、来年度から調査を２年かけて行います。令和３年、令和４年とかけて調査を行います。そうしますと、最短のスケジュールです、令和４年度に具体的な絵が見えてきますので、その段階で改めて地権者の皆さんに、この圃場整備の絵でよろしいかどうかという形で、もう一度同意を取ります。そこで初めて、皆さんのほうから同意が得られましたら、令和５年度から工事に移るという形を取る予定となっております。工事につきましては、その後、２年度ないし３年

度以内に終わらせる予定でございます。

続きまして、成果書161ページ、新しい村管理運営事業についてでございます。

こちら、第５次総合計画の中で、新しい村の進め方ということでございますが、こちらにつきましては、新しい村のリニューアルプランということで、今、実行計画の中で特出しをしております。

具体的には、現在の新しい村の使われ方といたしましては、非常に効果的な、ちょっとコロナ禍ということもあるのですけれども、非常に売上げも伸びておりまして、お客さんも増えております。それぞれの皆さんの過ごし方も、いい過ごし方をされていますし、いろいろな商品メニューというのも増えてきているところです。そうした農園の部分につきましても、アグリの部分につきましても、経営自体は今順調に進んでおります。

ですので、これが本当にこの先も続くのかどうかといった部分で、現状の分析と今後の経営の見込みについて、少し調査をかけようというふうに考えております。それが来年から再来年度、ちょっとコロナが明けてからではないと、正確な姿が見えないのかなというふうに考えておりますので、来年度、ちょっとずれ込んで来年度の後半になってしまうかなと思うんですけれども、来年度後半から再来年度にかけて、そうした調査をかけていこうというふうに考えております。

その上で、皆さんと話合いをしながら、新しい村、将来的にどういう方向で進むべきかというのを見定めていきたいというような計画をつくっていきたいというふうに考えているところです。

以上となります。

○委員長（山下秋夫君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　それでは、幾つか再質問をさせていただきます。

まず、ウェブサイトの「働こっ」の件なんですけれども、こちらは効率的な情報発信をしていくということを考えていくということで、リニューアルをしていくということで理解してよろしいのでしょうか。何もしないというわけではないと思いますので、リニューアルをしていくということで確認してよろしいのでしょうか。

もう一つが、紫ニンジンジュースなんですけれども、こちら、180ミリリットルと720ミリリットルがあるということなんですけれども、これ、販売価格って幾らだったのかというのを教えてください。

あと、もう一つ、消費者被害防止サポーター、こちら何名ぐらいいるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　以上でよろしいですか。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　産業観光課副課長の菅原です。

まず、紫ニンジンジュースの金額についてでございますが、すみません、今ちょっと手元に金額の資料がございませんので、取り急ぎ今、担当のほうに確認をさせております。部署に戻れば資料がございますので、後ほどご説明させていただきます。

○委員長（山下秋夫君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

まず１点目、ウェブサイトのリニューアルをするのかということですが、「働こっ」のサイトは、もともと「暮らそっ」から分かれて作ったということもございますので、それで作って何年かたっています。第４次総合計画もありますんで、来年に向けて今、どのように発信していこうかというところを今検討していますので、どんな形でリニューアルできるかというのはちょっと分からない

んですが、効果的な発信の仕方をしようということで、ほかの担当とも、私たち産業観光課だけではなくて、ウェブのほかの担当とも話ししながら、効果的な発信をしていこうということで考えておりますので、リニューアルになるかどうか分かりませんけれども、そのように情報の効果的な発信のほうの仕方ということでできるように、今検討を進めているところです。

もう一つ、消費者被害防止サポーターの人数、何人かということですが、令和元年度で５人です。こちらは、先ほど言いましたとおり、平成30年12月に養成して、10人が町のほうで受けたんですが、実際登録されたのが７人、その後、年度が替わりまして、令和元年度は５人ということになります。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君）　土渕でございます。

２点ほど質問させていただきます。

まず初めに、観光事業の、今回で６回目となります和ｅ輪ｅでの質問とさせていただきます。

今年度は、ちょっと後半がコロナの関係で、参加店舗とか人数も大分減ったと思うんですけれども、今までの参加店舗数とか並びに参加人数が、今年はしようがないんですけれども、増減ですね、参加人数、参加店舗の。それが分かったら教えてください。

○委員長（山下秋夫君）　土渕委員、今の何ページですか。

○委員（土渕保美君）　ページ数、説明書157ページです。

あと、よろしいですか、もう一つ。

もう一つ、説明書163ページ、スタンプラリーの実施についてお伺いいたします。

応募総数はどのくらいあったのか教えていただければ、お願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

和ｅ輪ｅのほうの参加店舗、人数の推移ということなんですが、令和元年度につきましては、19講座で、参加者140人ということになっています。こちらは、先ほど委員のほうからもありましたが、後半が中止になってしまっていますので、参加人数については減になっております。

その前の過去のことなんですが、その前、平成30年度につきましては、ちょっと１回、和ｅ輪ｅの人材育成だったり、見直しをしようということで、どっちかというと、人材育成の研修を中心にした関係で、開催講座のほうはすごく少なくて６講座、参加者のほうも69人ということになっています。

その前までは、参加人数、講座共に多かったんですが、平成29年の実績でいきますと、24講座で425人という人数になっております。

スタートしたとき、平成26年度は、参加者262人からスタートしたということになっております。毎年徐々に増えていって、平成30年度はちょっと人材育成の研修を中心にした関係で１回下がって、昨年はコロナの関係で人数がちょっと達していないという、そういう現状になっております。

続いて、スタンプラリーのほうの参加人数はということになっていますが、ちょっとお待ちください。

○委員長（山下秋夫君）　暫時休憩いたします。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　大丈夫です、失礼いたしました。

○委員長（山下秋夫君）　再開いたします。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　失礼しました。

スタンプラリーにつきましては、令和元年度につきましては、６月末までスタンプラリー、受付ける予定だったんですが、コロナ禍の関係で、ちょっと動けないということもありまして、９月末、今月末まで今延ばしております。その関係で、今年度は、ちょっと今人数は分からないんですが、７月末で１回確認したところ、25件ぐらいの申込みでした。

その前の平成30年度、初めて行ったときなんですが、このときが応募総数が36件の応募でございました。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　それでは、和ｅ輪ｅのほうで再質問をさせていただきます。

今年はコロナ禍ということで、大変厳しいと思うんですけれども、和ｅ輪ｅは今後実行していくのでしょうか。

和ｅ輪ｅに関しては１点と、もう一つ、言っちゃっていいですか。

あと、スタンプラリーの参加者の意見や感想があると思うんですけれども、もし分かったら、それを教えていただければと思います。

その２点でお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

和ｅ輪ｅの今後ということなんですが、今年はちょっとコロナ禍で中止をするということで、実行委員の中で一応決定をさせていただいて、今年は和ｅ輪ｅそのものはやらないということになっております。ただ、再来年に向けて、実行委員会は定期的に開いて、どのように開催していくか、どのようにやればもっともっと盛り上がるかということを検討して、来年に向けてということで、今動き出しておりますので、どのような形で再来年を迎えるか、ちょっと分かりませんが、コロナ禍というのがすぐには終息はしないでしょうから、そちらも念頭に入れながら、再来年の開催に向けて、今検討を進めているところでございます。

スタンプラリーのほうの意見ということですが、今ちょっと手元に意見のものがないんですが、こういうことをやったことによって、今までお店は知っていたんですけれども入ったことないお店に入ることができたとかと、そういう意見をいただいております。あと、町外の方も結構参加も多かったもので、そういうところでも宮代町を知っていただく一つのきっかけとなったかなと、担当課のほうでは思っております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　ありがとうございました。

コロナ禍で大変ではございますが、ぜひまた再開を望んでいますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

ちょっと教えてもらいたいということで質問させていただきます。

１点目が、成果書の162ページの森の市場「結」防犯カメラ設置工事ということなんですが、こちらのほう、43万7,800円を使われているわけですが、これ多分、１か所のみの価格なのかなと思うんですが、こちらのほうはカメラを設置するというぐらいですので、何か過去にそういういろいろなことがあったのかなと思いますので、ちょっと盗難とか、その辺のことを教えていただければと思います、が１点目と、あと２点目は、163ページの商工業活性化事業補助金ということで、157

万4,000円使われているわけですけれども、空き店舗活用事業が２件、商店街販売促進事業が３件、あと商店街環境整備事業が１件というふうになっているんですが、これ、具体的にどういうものかを説明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　産業観光課副課長の菅原です。

まず、成果書162ページ、森の市場「結」防犯カメラ設置工事につきましてお答えいたします。

こちらにつきましては、森の市場「結」の直売所の中、それから、花や苗木を売っておりますガラスハウスの中、それと、あとは、カフェ方面からデッキに向かって外にも１基つけております。合計、場所でいいますと、３か所に設置をさせていただいております。

こちらにつきましては、まず直売所の中、それとガラスハウスの中につきましては、生産者組合会議というのを年に４回やっておりまして、その中で生産者の方から、いろいろとご意見を伺っているんですけれども、その席でもやはり、自分の出した商品がなくなっているというようなお話というのが何件がございまして、とはいえ、ちょっと確たる証拠もないものですので、その生産者組合会議の中の話だけではあったんですけれども、何度かそういうお話をいただいておりましたので、これを機会に防犯カメラを設置しようと。なおかつ、夜とかも、最近ちょっと新しい村に来る人がいたりですとか、そういったケースもあるということもあったので、併せて外にも１基設置しましょうということで、今回この工事をさせていただいた次第です。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

商工業活性化事業補助金の内容はということですが、まず、空き店舗活用補助金につきましては、１件がカフェのほうの開設ということになります。そちらで改修費のほうを100万円補助しております。もう１件のほうは、30年度から継続なんですが、平成30年度に美容室のほうを開店させてのときで補助金を出しましたが、家賃補助のほうが12か月までということなので、平成30年度のほうで、ちょうど開店してから６か月間で、令和元年度でまた６か月間ということで、２年にまたがった支出になってしまっております。そちらのほうで、家賃補助ということで、６か月分17万4,000円で、117万4,000円が空き店舗補助金になります。

もう一つ、商店街販売促進事業、こちらのほうが３件になっております。こちらと、その下に、次にあります商店街環境整備事業、この２つは商店街に対する補助金でございます。

まず、販売促進事業につきましては、西口商店街のほうでの遊んでフェスタというもの、それと、東口商店街で流灯祭と同時開催しておりますサマーフェスティバルと、大学通り商店街のほうの夏祭り、この３つのイベントのほうに、それぞれ10万円ずつ補助をしております。

もう一つ、環境整備事業につきましては、百間新道商店街のほうが防犯灯をＬＥＤ化するということで、そちらのほうに対して補助をしております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

ないのかな。ありませんか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山です。お願いします。

ちょっと、先ほど前段委員から、多分駅のショーケースのことの質問があったんですけれども、毎月１回点検してくれてというのは、本当、私もたまにしか行かないんですけれども、いつも同じように見えていたんで、こんなにしてくださっていたんだなと思っています。

それで、私も塚村委員と同じ考えを実は持って、質問しようと思っていたんですが、いい推奨品がいっぱいあるので、１つ、２つ、本当に毎月買って、今度何が町の推奨品なんだろうと分かるような、特化してやっていただいたほうが、せっかくあのケースは生かせると思うのと、女性から見ると暗いんですよね、あそこの中が。もうちょっと目立つ、だから特化して、明るく、せっかくこんなに職員の方、努力してくださっているんだと思いますので、ちょっと発想を変えた、町民の方が次何かなと、やっぱり、私もあまりあの駅は利用しないんですけれども、見るたびに変わっていないなと思って、今月こんなにやっているんだ、前回これだったけれどもみたいな印象、インパクトあるようにしてほしいと思うんですけれども、そのところ、担当課としてはどう考えるのかお聞きします。

あと、すみません、148ページ、成果書164ページ、前段からも出ましたけれども、消費者対策事業なんですが、今日も２階のトイレの手前で相談室、ドアが閉まっていて、件数が結構、今年度、ちょっと多いとは聞いているんですけれども、この周知、ちょっとお聞きしたら、昨年より相談が多いということなんですけれども、いまだに知らない人も多いし、相談室の手前のチラシですか、横に３列、縦に10段で、上のほうはやっぱりコロナ関係とかのが出ているんですけれども、結構いろんな相談があるんですね。みんな知らないので、もう少し周知のほうをやっていただきたいと思います。

それで、私も相談されたときは、産業観光課に電話して、分からなかったら場所を聞いて行ってということで、何人かお話ししています。やっぱり周知が大事なのと、あのチラシを見ると、いろんなトラブルがあって、消費生活相談てこんなにもということなので、この周知の方法、もうちょっと知らせていただけると被害に遭う方少ないので、そこのところ、また担当課がどう考えているのか、どう対応するのかお聞きします。

あと、すみません、商工業振興事業、144ページ、成果書163ページです。

このメイドインみやしろの推奨品の認定、毎年、毎回、30年度も申請数47品目ということで、新規申請６品目となっているんですが、これやっぱり、さっきのショーケースも一緒なんですが、これ、町内、町外にアピール、知らない人いっぱいいるんですよね。知らないで食べていたりもするんですけれども、ここのところ、やっぱりＰＲって大事だと思うので、そこ、もうちょっと担当課としてどう考えるか。

以上お願いします。

○委員長（山下秋夫君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

それでは、まず、駅のショーケースにつきましては、２人の委員からご質問ございまして、こちらのほうでもできるだけ、今どのように改善すると、ちょっとこの場では申せないんですが、ご意見といいますか、いただきましたので、一つ一つ、例えば、一つの案としては、メイドインみやしろを一個一個、毎月毎月替えたりとか、それも一つの案でございますので、それも含めまして、ちょっと効果的なＰＲの仕方、目立つＰＲの仕方とい

うのをちょっと考えて検討させていただきたいと思いますので、そういうことでお願いをしたいと思います。

消費者相談なんですが、こちらのほう、チラシのほう、来たものは全部入替えをさせていただいていますが、どうしても同じようなチラシが並んでしまうのは仕方がないと思っています。

あとは、相談をやっているよという周知ということですが、ホームページ、または広報のほうでは、毎月毎月載っけさせていただいています。それ以外にも、いろんな問合せがあったときには、消費生活相談があるということで、そちらのほうも紹介をさせていただいております。

あと、杉戸・宮代で合同でやっておりますので、宮代で開催できないときには杉戸町を紹介、また、杉戸・宮代両方駄目なときには県を紹介ということで、どちらかでは相談ができるような体制は、もし私ども担当課のほうに電話が来たときには、そのように対応させていただいております。もっともっと困っている方々が気軽に相談できる、そんな広報手段のほうをちょっと考えてみたいと思います。

あと、メイドインみやしろの町内外への発信ということになります。

こちらは、先ほどのショーケースとちょっとかぶるかもしれませんが、皆さん、町内の商工業者さんが頑張って、いろんなものを作っていただいて、広めておりますので、それについて、それを私どもがどのようにＰＲするかということだと思います。

一つには、２年前ですか、見直させていただいて、特選というものをつくったり、もしくは、モニターさんということで市民モニターを募集して、その方々に食べていただいて、消費者目線の声というんですかね、そういうものを聞くという機会を持って、それを生産者のほうにフィードバックする、そんなこともさせていただいています。

それ以外にも、町内外、特に町外ですけれども、町外、県外のほうで物産展とかあれば、メイドインみやしろを持って積極的に行きたいと思っております。今はちょっとまだ、そういう物産展がなかなかないんですが、昨年につきましては、ラグビーワールドカップのほうが熊谷で行われましたんで、そちらのほうも宮代町として参加させていただいて、宮代町の商品、メイドインみやしろのほうをＰＲさせていただきました。

また、２年に１回、東京で行われます町イチ！村イチ！という、全国から400ぐらいの町村が集まる、本当に大きな物産展といいますか、そちらのほうにも昨年参加させていただいて、宮代町の商品をそちらで売るとともにＰＲをさせていただきました。

機会があれば、そういう形で、物産展とか、いろんなイベントの出店とかさせていただいて、メイドインみやしろのほうをＰＲをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　例えて言っているだけなので、本当に担当課として、これがいいという、特に東武動物公園はいろんな方がいらっしゃいますよね、電車の利用の方もいるので、それこそふるさと納税に結びついたり、おいしいものとかいっぱい私はあると思うんです。私みたいに、気になると見る人って結構いて、また、ちょっとがっかりしている、そういう声はなかなか届かないと思うんですけれども、やっぱり見ている、あの場所は目立つ場所ですので、お願いするしかないんですけれども、やっていただきたいと思います。

消費生活のほうは、私もすごく気になるので、

広報とか見ると載せてくれているんですよね。でも、やっぱり皆さん、ふだん関係ないと思ってしまうので目を通さない。そこをやっぱりちょっと、インパクトになるんでしょうけれども、還付金詐欺とかは、はがきが来ると相談があったりとかありますけれども、いろんな相談があるので、やっぱり目につくように何か形、それで被害減らしてもらいたいというのと、これ始まった事業ですけれども、やっぱりすごくそこの相談員室があるのは、結構扉が閉まっているんですね。議会があるときとか用事があって来るときって、結構戸が閉まっているんですよ。やっぱり相談者が多いということだと思うので、もっと進めていただきたいと思います。

メイドインみやしろの商品は、私も、１人用の焼き肉焼くのとか、あれはとてもよくて使ったりしているんですけれども、やっぱりＰＲお願いすることになりますけれども。

せっかくなんで、かけているお金より効果があるように知らせることを、町内の商工業の方はすごい頑張っていると思うんです。効果的な対策をお願いします。何か要望になっちゃったみたくて、すみませんけれども、お願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　以上でよろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問しますので、よろしくお願いいたします。

まず、成果書の157ページの本年度の成果ということで書かれております。これ、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加等の農業に関する課題に対応しというふうに書かれておりますが、これは農業委員さんの、やはり言われている課題でもあるし、これらについてはどういうふうに、具体的に予算決算では評価されているのか。その一端もいろいろ入っていると思うんですけれども、やはりこれは大きな課題だと思うんですけれども、それに対してどういうふうに、課題解決のために頑張ってきて、こういうところに決算として生かされているという、そういうものがあれば、示していただきたいというふうに思います。

それと、135、136ページの農業振興費の中に不用額があるんですけれども、特に７節の賃金で、新しい村で雇用していたオフィスサポーターの雇用形態の変更や退職と、雇用形態の変更というふうに説明されたんですけれども、これについてのご説明をお願いしたいと思います。

それから、135、136ページの農業経営基盤強化対策事業ということで、耕作放棄地の再生利用を推進する耕作放棄地再生利用対策補助金が出ております。これらなんかは、先ほど言った遊休農地の改善の一つなのかなというふうに思いますけれども、これらについての一つの事業なのかどうか確認と、それから、これに関連して、成果書の161ページに、被災農業者向け経営体育成支援事業による支援の実施ということで、これ、平成30年の台風24号の関係なんですけれども、これは繰越し、成果書でも書かれておりますけれども、なぜ平成30年度の台風24号の関係がこういうふうになっているのか、その点も併せてお願いしたいと思います。

それから、細かい点で申し訳ないんですけれども、140ページの15節工事請負費の関係で、芝生広場への水道設備増設工事なんですけれども、これはどういった内容でしたか、すみません、その点伺いたいと思います。

それから、143、144ページの商工振興費なんですけれども、やはり不用額が4,965万円、その大

半がプレミアム付商品券の発行事業ということなんですけれども、売上げ枚数が見込みを下回ったという理由なんですけれども、これについて、もう少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　産業観光課副課長の菅原です。

まず、成果書157ページ、産業観光課の本年度の成果１行目の農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加等の農業に関する課題に対して、様々な業務を行いましたということで書かせていただきました。

現在、農業振興を取り巻く課題というのは、ほぼ全て、こちらにやはり合致してしまう、どうしても高齢化や後継者不足に伴って遊休農地が増えていると、こういったのが全ての事業にも当てはまるのかなというふうに考えてはおるんですけれども、特にその中でも、成果書で申しますと、まず134ページの農業委員会の事務事業におきましては、報償費等で遊休農地の解消活動謝金というのが出てございます。決算書ですね、ごめんなさい、決算書134ページになります。こちら、農業委員会の事務事業の中で、報償費で遊休農地の解消活動の謝金というのがございますが、町の農業委員会としましても、やはり自らの手で遊休農地の解消を一緒にするということで、毎年耕作をしていただける方を見つけて、遊休農地を耕作できるような状態にして、それを新たな担い手に渡すというような作業、それを農業委員さんと最適化推進委員の皆さんで協力してやっております。

この農業委員会事務事業の中の事業の中で一貫してやっているんですけれども、この報償費などは、そういったときにトラクターですとか、ご自身の農機具を持ってきていただいている方に対する謝金ですとかということで、小さいんですけれども、農業委員の方と協力しながら、そういった遊休農地の解消をしているというのが一つございます。

それから、続きまして、決算書の136ページでございます。

こちら、次の質問とも重なってしまうんですけれども、負担金ですとか補助金といったところに、農業近代化資金の利子の補助金、あるいは農地流動化の奨励補助金、耕作放棄地再生利用対策補助金といった各種補助金を用意させていただいております。

こちら、まず、農業近代化資金の利子補助金につきましては、これから先、規模を拡大しようとする農業者さんが設備投資をする際に借り入れたお金の利子分を国・県・町のほうで補給するといった補助金になっております。

また、その次の農地流動化の奨励補助金につきましては、こちらも、規模を拡大して自ら耕作する農地を広げていこうという方に対しまして、補助金を出すような事業を行っております。

その次の耕作放棄地再生利用対策補助金ですが、こちらは、先ほどご質問ございましたが、具体的には地域農業再生協議会のほうに出す補助金にはなるんですけれども、再生協議会のほうで、こちらもやはり新たな担い手を探して、その方のために遊休農地を使えるような状態にするための補助金でございます。

具体的に申しますと、こちらにつきましては、今回、新しい村のほうで引き受けるということで、大字須賀字金原地内の水田2,371平方メートルの遊休農地の解消、それから、字西原地内の482平方メートルの畑の遊休農地の解消を行っております。

また、それから、決算書140ページ、明日の農

業担い手支援事業、こちらにつきましては、事業費丸々、そういった高齢化対策、新たな担い手の後継者対策という形になっておりまして、いずれも宮代町で農業をしたいと、始めたいという方に対して、町内の農家さんですとか農協、町の職員、それからＪＡなどが協力をしながらサポートをして、１人約３年かけて農家に育て上げ、宮代町の中で就農していただくというような事業となっております。

また、ちょっと具体的には出てこないんですけれども、民間企業の誘致ですとか、こういった大きな取組も、こういった遊休農地の解消、それから農家の後継者不足への対応といったところで、竹内園芸の企業誘致等を行っているようなところです。

こちら、１問目の主な取組としましては、以上となります。

続きまして、村の賃金につきましては後ほどお答えさせていただきまして、その次にございました、決算書136ページの耕作放棄地の再生利用補助金につきましては、先ほどご説明をさせていただいたとおりとなります。

続きまして、成果書の160ページでございます。

被災農業者向け経営体育成支援事業による支援の実施ということで、こちら、平成30年度に繰越しですが、こちら、平成30年９月末に台風24号が起きまして、宮代町のほうにも直撃をしまして、こちらでハウスが壊れたりですとか、あとは果樹棚が倒れたりといった被害が出ております。当初は国の補助の話も、当面なかったんですけれども、平成30年度の年度末にかけて、国のほうから補正で、国補正により補助金をつけるというような話がありまして、もう年度末だったこともございましたので、繰越明許させていただきまして、平成31年度に実施をさせていただいたところでございます。

続きまして、決算書の140ページ、芝生広場工事請負費、芝生広場水道設備増設工事についてでございます。

こちらは、一昨年度から、いろいろ皆様からご要望がありまして、芝生広場においてバーベキューのほうの再開をさせていただきました。その際に一番懸念されていたことが、やはり洗い場がなくて、油をそのまま用水とかに流されてしまうのではないかですとか、あるいは、洗ったものをそのまま、そこら辺の木の脇とかに捨てられてしまうのではないかと、以前ちょっとそういうことがあって、取りやめたという経緯がございましたので、そういったことがちょっと懸念をされておりました。

また、洗い場が欲しいというようなお話というのは、親子連れを中心に以前から上がっていたということもございましたので、昨年度事業化をさせていただきまして、新しい村、森の市場「結」の前のデッキの近くに外水道を設置させていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

まず、１点目の新しい村の賃金の不用額についてですが、こちらにつきましては、町のほうの臨時職員のほうを、当初はフルタイム２人、パートタイム２人ということで予定していたんですが、実際に雇用のほうを面接等を行った結果、フルタイム１人、パートタイムが３人というふうに変更になった関係で、不用額が生じてしまったことになります。

あとは、決算書143ページの商工業振興事業のほうの不用額四千九百何万なんですが、こちらに

つきましては、全体としてプレミアム付商品券発行事業に係る不用額がほとんどでございます。

こちら、その理由はということなんですが、この商品券につきましては、消費税が増税されるということに伴いまして行ったものでございます。そのために、商品券を買える方、対象者というのが決まっておりまして、一つには低所得者、非課税者と、あとは子育て世帯、３歳未満の子供の世帯主ということになります。

子育て世帯の方々は、誰が買ったというのがちょっとこちらで分からないので、想定になってしまうんですが、子育て世帯の方々は、ある程度使っていただいたんではないかというふうに考えておるんですが、低所得者につきましては、一度申請をして、買うか買わないかという判断をして、それから、引換券が町のほうから送られて、その引換券を持って郵便局に行って、商品券を買って使うという、ちょっと何回か申請、また、そういう工程があるということ、また、どうしても商品券ですので、自分から負担するお金がどうしても出てしまいます。一部の報道では、そういう購入資金を準備しなくてはいけないというところも、申請が低くなった理由ではないかと言われていますが、買った方、買わなかった方について、アンケートを取っているわけじゃないので、はっきりとしたことは分からないんですが、こちらのほうの考えでは、そういう元の買うための購入資金が必要だったからということも考えられるんではないかと思っています。

そういう関係で、当初予算では、全員の方々が買っていただける、全部使っていただける、そのつもりで予算のほうは組んでおります。ただ、実際行った結果、令和元年度３月31日末であっても申請が50％に満たないという、半分以下の申請しかないということになっておりますので、そういう関係で、5,000万弱というものの不用額が出てしまったということになっております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加等への対応ですよね。いろいろ答弁ありましたけれども、なかなか一夜にしてできるような問題じゃありませんし、これは今後の課題でもあると思うんですけれども、町としては、そのためにこれをやったという、そういうものがやはり、例えば遊休農地の改善にしても、これは非常に大きな改善につながったとか、そういうのがあればいいんですけれども、そういった点ではどうなんでしょうか。

それから、後継者不足の問題もなかなか、もうあと10年もすれば、今の水田の形もいつまでも守られるかとか、そういう課題もずっと言われているんですけれども、本当にそういった点では、先行き厳しいのかなというふうに思うんですけれども、そういった点では、これについては確かな問題として、課題としてできたというようなものはあるのかどうか、その点についてお尋ねします。

それから、農業振興費の不用額の関係については分かりました。

それから、農業経営基盤化対策事業、特に成果書の160ページの関係では、これは国の関係だったんですね。そうすると、昨年あった台風19号については、やはり気になるところなんですけれども、それはきちっと対応されて、まず被害がどういう状況なのか、あったのか、なかったのか。それについては、決算としてきちっと対応できているのかどうか、その辺についても関連でお尋ねし

たいと思います。

それから、芝生広場への水道設備については分かりました。これは、バーベキューなど再開と言ったんですけれども、私はずっとできて、できなかったのかなというふうに思っていたんですけれども、以前はやっていたというふうに理解してよろしいのか。水道設備そのものについては分かりましたが、その点もう一度伺いたいと思います。

それから、143、144ページの商工振興費の関係で、プレミアム付商品券発行事業なんですけれども、これはやはり、低所得者にとっても大変ですよね。ですから、やはり、消費税導入による補塡事業というふうに言っていいのか分かりませんけれども、やはり消費税を上げるべきではないと、そういうふうに思うんですけれども、そこでそういう、ここでの議論はできませんので、やはり問題があるのかなというふうに思います。

これは、どうしても売上げ枚数が見込みより下回るのはしようがないというふうに思うんですけれども、担当としてはどういうふうに思いますか。その点、最後、お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　産業観光課副課長、菅原です。

まず、ご質問いただきました成果書157ページの農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加等への対応ということで、明確に成果のあるものについて、具体的にということでございますが、一番大きなものにつきましては、新しい、やはり農業者の育成が非常に、近隣に比べても、こういう言い方はあれですけれども、頑張っている制度なのかなというふうに考えております。

平成23年度から農業担い手塾を開設いたしまして、これまで９人の宮代町、若い農家の方、誕生しております。いずれも皆さん頑張っておりまして、売上げにつきましても、かなり高い売上げを上げておりますし、町内の森の市場の活性化だけではなく、町外にも販路を広げて、今活躍をされているところです。

また、そういった方々につきましては、町の農商、農業者、商業者とのコミュニケーションを図るための会議ですとかにも積極的に参加していただいておりますし、そうした本当に町の新たな担い手だけではなくて、まちづくりにも寄与していただいているという部分でも、非常に大きな効果があるというふうに考えております。

それと、もう一つは、遊休農地の個人的な解消だけではなく、企業誘致ということで、法人の誘致につきましては、かなり今力を入れているところでございます。

近隣のネギ農家の丸源アグリさんですとか関田農園といったところだけではなくて、魚民等を経営しておりますモンテローザさんにつきましても、約３ヘクタール以上の遊休農地を今、預かっていただいているようなところでございます。

また、現在進めております竹内園芸につきましても、100人近い地権者、筆数の中で、いろいろと説明会、あるいは個人的にも１軒ずつ回って交渉をさせていただいて、何とか２ヘクタール、その中には遊休農地１ヘクタールほどあったと思います。そういったものの解消を今進めているようなところでございまして、その２点につきましては、町としても大きな、担当としても大きな成果ではなかったかというふうに考えているところです。

続きまして、成果書160ページの被災農業者向け経営体育成支援事業、こちらにつきまして、昨年度の台風19号については、こういった施設等の

影響は出たかということでございますが、こちらは農家さんのほうに確認取ったところ、施設についての影響は出ていないということでございまして、一部ソバが水で倒れてしまって、刈取りができなかったといったところの影響が出たところでございます。ですので、成果書等に反映される部分はございません。

続きまして、決算書140ページの芝生広場水道設備増設工事のバーベキュー関連でございますが、こちら、ちょっと詳細までは把握し切れていないんですけれども、平成20年ちょっとぐらいの段階で、一度バーベキューについては取りやめをしているというふうに、その当時伺った記憶があります。その際のやめた理由を確認したところ、やはりそういった用水に水を流されてしまったですとか、直火で芝生が焦がされてしまったですとか、油を木の植込みに捨てられてしまったですとか、そういった話があって取りやめたというような話は聞きました。

ただ、その後、消費者モニター会議ですとか、あるいは議員の皆さんのほうからも、バーベキューを再開してはいかがかというようなお話が何人かの方からございましたこともありまして、一昨年度よりバーベキューは再開させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（野口幹雄君）　副課長、野口でございます。

決算書143ページのプレミアム付商品券の関係ですが、見込みより低かったことを担当課ではよしとはしていないんですが、できるだけ皆さんに使っていただけるように、広報での周知、または勧奨の通知も１回差し上げております。ですので、できるだけ申請をされていない方には、申請はどうですかということでお知らせはさせてもらいました。

ただ、結果としては、やっぱり５割満たなかったというのは事実でして、あとはまだ、全国的な申請率とかというのが出ていないので分からないんですが、報道等を聞きますと、何か国全体でも４割ぐらいではないかという報道も一部ではされています。今後、申請率全体の集計が出てきましたら、またご報告をさせていただきたいと思います。

ですので、私どもでは、できるだけ皆さんに使っていただけるように、申請していただけるように、勧奨通知をやったり、また広報等でお知らせしたり、あらゆる機会の中でそういう形はさせていただきましたが、結果的にはこの数字になったということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　ないようですので、以上で産業観光課……　産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（菅原隆行君）　産業観光課副課長、菅原です。すみません、最後になってしまいまして申し訳ございません。

先ほど浅倉委員のほうからご質問がございました、成果書52ページ、紫ニンジンジュースの単価ということでございますが、180ミリリットルが453円（税込み）、720ミリリットルが1,240円（税込み）となっております。

以上でございます。すみません、失礼いたしました。

○委員長（山下秋夫君）　ないようですので、以上で産業観光課の質疑を終了したいと思います。

本日はこの程度にとどめ、次回は９月16日水曜日、午前10時から委員会を開き、引き続きまちづくり建設課関係の審査から始めたいと思います。

これにて延会をいたします。ご苦労さまでした。

延会　午後　６時１４分

決　算　特　別　委　員　会

第　４　日

出席委員（１２名）

山下秋夫君		丸藤栄一君	
九山妙子君		浅倉孝郎君	
金子正志君		西村茂久君	
泉　伸一郎君		角野由紀子君	
塚村香織君		合川泰治君	
土渕保美君		川野武志君	
（議長	田島正徳君）		

欠席委員（１名）

小河原　正君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之君	副町長	渋谷龍弘君
教育長	中村敏明君	会計管理者兼会計室長	大橋洋巳君
まちづくり建設課長	石塚孝信君	まちづくり建設課副課長	高橋正巳君
まちづくり建設課副課長	宮野輝彦君	上下水道室長	成田雅彦君
まちづくり建設課主幹	髙橋勝己君	まちづくり建設課主幹	新井庸一君
まちづくり建設課主幹	忽滑谷和君	道路担当主査	冨田満晴君
都市計画担当主査	島村明子君	都市計画担当主査	髙橋道彰君
教育推進課長	大場崇明君	教育推進課学校管理幹兼副課長	塚越健一君
生涯学習室長	飯山武君	教育推進課主幹	青柳誠君
教育推進課主幹	小島英樹君	教育推進課主幹	青木豊君
教育推進課指導主事	加藤裕一君	教育推進課指導主事	鵜川裕介君
教育総務担当主査	加藤正久君	生涯学習・スポーツ振興担当主査	川﨑章人君
生涯学習・スポーツ振興担当主任	大越一範君	総務課長	赤井誠吾君
企画財政課長	栗原聡君	住民課長	高橋暁尋君
税務課長	門井義則君	町民生活課長	齋藤和浩君
福祉課	吉永吉正君	子育て支援課長	小暮正代君

健康介護課長　小　島　　修　君　　産業観光課長　井　上　正　己　君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長　長　堀　康　雄　　主　　任　岡　村　恵美子

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（山下秋夫君）　おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、９月14日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

小河原委員におかれましては、本日、委員会欠席の連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第４２号の審査（まちづくり建設課・教育委員会）

○委員長（山下秋夫君）　これよりまちづくり建設課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君）　おはようございます。まちづくり建設課長の石塚でございます。どうぞよろしくお願いします。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　おはようございます。道路担当、副課長、高橋と申します。よろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君）　おはようございます。まちづくり建設課副課長の宮野と申します。よろしくお願いいたします。

○上下水道室長（成田雅彦君）　おはようございます。上下水道室長の成田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課主幹（髙橋勝己君）　おはようございます。道路担当の髙橋と申します。よろしくお願いします。

○道路担当主査（冨田満晴君）　おはようございます。同じく道路担当の冨田といいます。よろしくお願いします。

○都市計画担当主査（髙橋道彰君）　おはようございます。都市計画担当の髙橋と申します。よろしくお願いいたします。

○都市計画担当主査（島村明子君）　おはようございます。都市計画担当、島村と申します。よろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課主幹（新井庸一君）　おはようございます。建築開発担当の新井と申します。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（忽滑谷　和君）　おはようございます。上下水道室の忽滑谷です。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

一般会計分の歳入歳出、一括しての質疑をお受けいたします。

ただし、特別会計は入りませんのでご注意をください。

質疑はありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。４点質問をさせていただきます。

決算書の152ページ、成果書166ページ、道路維持管理事業についてです。

13節の道路側溝等清掃委託料についてなんですけれども、街路樹管理、道路除草、側溝掃除など、どこの場所を年に何回しているのかとか、詳しく教えてください。

２問目です。決算書158ページ、成果書172ページ、公園等環境管理事業についてです。

８節の報償費で、公園管理報奨金についてなんですけれども、公園の管理協定に基づいて、自治会で管理をされているということなんですけれども、管理をされている自治会の方から要望などはありますでしょうか。あったらお伺いしたいです。

３問目が、決算書160ページ、成果書172ページ、同じく公園等環境管理事業です。

13節の街区公園草刈り樹木管理委託料なんですけれども、こちらの詳細を教えてください。例えば、草刈りの頻度などとか教えてください。

４問目は、成果書の172ページに職員によるパトロールとありますけれども、どのようにされているのか、詳しくお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　道路担当、高橋と申します。よろしくお願いします。

ご質問いただきました、まず152ページの維持管理事業の関係です。成果書166ページです。

どちらのほうの草刈りとか、側溝の清掃関係をということでございますけれども、主に側溝の清掃につきましては、通常であれば、今、春ごろ、地区の清掃、自治会のほうでおやりいただいていたところがあると思うんですけれども、それ以外に交通量の多いところの側溝の清掃をさせていただきました。

その場所につきましては、側溝の清掃につきましては、本田２丁目地内と笠原１丁目地内におきまして、側溝に堆積物が多くありましたので、清掃させていただきました。あと、申し訳ございません、宮代台１丁目も清掃させていただきましたので、側溝清掃につきましては３か所やらせていただいております。

続きまして、道路除草の関係でお答え申し上げます。道路の除草の関係につきましては、河川敷も当然含まれてくる形になるんですけれども、隼人堀及び古利根川、大落古利根川の河川敷地、健康マッ歩とあると思うんですけれども、そういったところを中心に、業者さんのほうに単価契約を結ばせていただきまして、草刈りをやっていただいております。

及びその他、町内の約10か所、具体的にいうとはらっパークの脇の道路とか、いろんなまだ人が、大規模でなくても人が入れるような場所があるんですけれども、そういったところにつきましてはシルバーさんへ委託をして、高齢者の雇用促進ということで、お願いをさせていただいております。

あとは、街路樹の関係でお答えを申し上げますと、町内のいわゆる街路樹の消毒につきましては、約580本を超えるいろんなカエデであったり、ハナミズキであったり、そういったものがございますので、そういったところの街路樹の消毒は年２回、６月と９月ごろ、やらせていただいています。

すみません、ちょっと遅れましたけれども、除草につきましては、基本的には年２回、ひどいところは３回ということを目安に、そういったところで管理をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君）　まちづくり建設課副課長、宮野です。

決算書158ページ、成果書172ページの公園等環境管理事業でございますけれども、こちらの報奨金で、自治会の管理というところで、どんな要望がというお話でございますけれども、自治会からの要望といたしましては、こちらの成果書とかにも載っているんですけれども、遊具の破損とかあった場合とかに、やはり先ほど職員のパトロールという点もありましたけれども、全部見切れるところがございませんので、急遽そういったところ

を、利用されている自治会の方々から破損しているとか、それから公園の中にごみが落ちているとか、そういったものが多くございます。あと、やはり、夏場はやはり草がやや繁茂するのが避けられませんので、その時期に草が伸びていたとか、そういった内容の維持管理的な内容が要望がございます。

続きまして、この草刈りの頻度でございますけれども、基本的に58か所の街区公園等がございます。29か所、町で除草してございます。管理協定を結んでいる23か所の公園につきましては、地元のほうでお願いをさせていただいているところでございます。町のほうといたしましては、令和元年度におきましては、年２回除草をしております。ただし、先ほどちょっと中には利用頻度の高い、草がちょっと多く生えるようなところに関しては、３回とか対応をさせていただいているところでございます。

それから、最後の質問の職員のパトロールでございます。こちらにつきましては、やはりまちづくり建設課で道路担当、それから都市計画、建築開発と各担当がございまして、当然、現場の仕事が多くございます。そういったときに、現場に行ったときに、近くに公園等があれば、そちらで現場のほうをちょっと見ていただくとかしていただいております。あと、職員のほうでも、公園の担当のほうでも災害等が、災害というか台風とかあった、そういったときにはすぐパトロールに行って、樹木とか遊具に影響がないかとか、そういったパトロールはしています。

現場に行った際には遊具とか、ちょっと目視で、職員でできる範囲の点検をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございます。

まず、再質問をさせていただきます。

１問目なんですけれども、このような、先ほど伺ったような形で清掃等をしていただいているということで、私、宮代町に来たときに本当にきれいな町だなと思いまして、このように皆さんで町も清掃されているんだなと思って、承知をいたしました。

２問目なんですけれども、公園の管理を地元の方がされているということで、こちらの報奨金をちょっと拝見しまして、少し少ないのかなという、ちょっと印象があるんですけれども、その辺での要望というのか、そういうのがあったかどうかでもう一度伺いたいと思います。

あと、４問目なんですけれども、職員によるパトロールをしていただいているということで、災害時など、安全の確認ということで、していただいていると思うんですけれども、町で管理いただいている公園だと、地元の方がその公園については有志で管理、見ていただいているというような状況で、割とごみのポイ捨てが多くて、近隣の方が心配を、そこに火をつけられたりとかということで心配をされたり、あとはペットボトルなどでは、そこからただいまコロナのこともありますので、感染などで不安なことがあるんです。そこで捨てるほうが悪いと思うんですけれども、そのポイ捨てをしないでくださいという立て看板など、ちょっと死角になるところが捨てやすいようなところに目立つようにつけていただくことはできるのかということをもう一度伺います。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君）　報奨金のまず、金額でございますけれども、従前からこのような金額でやってございますので、特に昨年

度、それについてというようなお話はございませんでした。ただ、公園の管理をしていただく中で、ごみとかのお願いもしているところがございますので、そういったところにはごみ袋の配布とか、そういった町のほうでできるサポートについては、できる限りやらせていただいているところでございます。

それから、ごみ、先ほどのごみ、次の２点目の再質問のごみに関しまして、立て看板につきましては、ポイ捨ての多いところについては、やはり啓発として、看板とか立てるということもありますので、ごみがよく捨てられるようなところとかにつきましては、町のほうでも検討してまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

３点ほど質問させていただきます。

まず、成果書48ページの東武動物公園駅東口整備事業になります。ここに東口駅前広場の完成イメージが掲載されていますけれども、こちら、いつつくったイメージなのでしょうか。同じＢ型のロータリーで駅前開発をした幸手市も、幸手駅も完成前のイメージというのがロータリー周辺にビルが整然と立ち並んでいるイメージで紹介されていましたけれども、完成後は、実際はイメージとは程遠いのが現状です。

現状にある程度即したイメージを、今後、町民の皆さんに提示すべきだと考えますが、こちらはいかがでしょうか。

２つ目が、公園等環境管理事業です。

○委員長（山下秋夫君）　何ページか。

○委員（浅倉孝郎君）　成果書の172ページになります。

公園管理協定に基づく住民主体の維持管理、こちら草刈りのほうは、先ほどの委員のお話で分かりましたけれども、剪定のほうなんですけれども、こちら草刈りは、私も中須公園で草刈りやっていますけれども、草刈りは十分できるし、垣根ぐらいは剪定できるんですけれども、高い木などはどう剪定したらいいのかというのをお聞きいたします。

３つ目が、決算書の156ページの空き家対策事業になります。町内で空き家が目立ち、定住人口の促進、防犯上、または景観上、害獣のすみかとならないように、ほかの自治体では空き家対策に非常に力を入れています。空き家バンクを創設したり、積極的に若い方、起業したい方、大学生にＰＲをしております。また、空き家を改修して、シェアハウスやシェアオフィスを開設する自治体もあります。

こうした中で、町として空き家対策、何をしていったのでしょうかというのが１点目と、また、第５次総合計画では空き家対策をどのように行っていくのか、意欲的な回答をお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時１８分

再開　午前１０時１９分

○委員長（山下秋夫君）　再開いたします。

まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君）　まちづくり建設課長、石塚でございます。

東口のイメージパースにつきましては、東口の駅前広場の都市計画決定に先立ちまして、地元のまち・道づくり協議会の皆様へ、まずはご提示をして、イメージとして共有をいたしております。

駅前広場の土地計画決定につきましては、平成25年３月でございますので、平成24年の具体的に何月というのが、今すぐは出ませんけれども、24年の段階で地元にまずはお示しをしたと。その上で、都市計画決定の内容について、ご審議をいただいて、それをもとに都市計画決定の手続を進めていたということで、ご理解をいただきたいと思います。

このイメージパースでございますけれども、見ていただくと分かるとおり、３階建て程度の商業施設的なものが立ち並んでいるようなイメージでございますが、当時の町の考え方といたしましては、駅東口を開発することによって、にぎわいが出るということで、にぎわいと人々の集まる場所としたいという意味を込めて、このような絵柄にさせていただきましたが、実際には地域の地権者の皆様、またテナントを希望される皆様の希望によって、今後どのようになるかというのが決定をしていくわけでございますが、イメージパースの中で今現在示せる内容としては、これ以上でもないですし、これ以下でもございません。実際に造っていただく方とのお話合いという場面がもしあるのであれば、ぜひ商店が立ち並ぶようなイメージをお願いしたいと。そのようなことも含めまして、杉戸町では、金子委員の一般質問でもございましたけれども、７月に東口通り線を一体的に考えていこうということで、杉戸町が主体ですけれども、まちづくり構想の策定委員会もできまして、宮代町の職員と杉戸町の職員が一体となって今後検討していくということにもなりますので、それは商業の活性化とか景観整備ということも含めてでございますが、そのような中でより具体的なものが、もし示せるようなときか来れば、つくっていきたいと思っていますが、町が勝手に描くというのもなかなか難しい点もございますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

あと、公園管理協定の剪定のものでございますが、地域の皆様にお願いしている剪定については、仮にユキヤナギとかそういうものがちょっと伸びてしまって、邪魔になっているというようなものを、低木を剪定していただくということで想定をしております。それ以外の高木については、当然、脚立等を使ったりしなければ切れないところもありますので、危険が生じますので、それは町の業務委託の中で専門の業者に対応をお願いしております。

そのどこからどこまでやるかというのが、もう自治会のご判断と、また無理な場合についてはご相談をいただければ、順次、町で対応するというような対応はしております。

次の空き家バンクの関係でございますけれども、実は今年度から町民生活課のほうに移管がされておりますが、昨年度までまちづくり建設課で対応をしておりました。昨年度は、県が主催をいたしますおしかけ講座というものがあるんですが、県の費用で講師を招いて、地区の皆様方に対して空き家の対策の必要性、特に相続となっている建物を対象に、今後どうしていくかというようなご説明をさせていただくのと、あとは相続に対しての取組、事前の取組ですね、それをご説明させていただく機会を設けさせていただいております。

また、空き家バンクについては、今年３月に設立をさせていただいております。

また、シェアハウス等の今後の対応等も含めては、町民生活課が主体となって、また商工担当とも連携しながら対応していくことにはなろうと思っております。

５次総合計画だけではなくて、都市計画スタープランにおきましても、今後の空き家対策については非常に重要ということで認識はしております

ので、それぞれで事業を行うように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　よく分かりました。

東武動物公園駅の東口のイメージなんですけれども、あまりかけ離れた感じになりますと、実際にできたときに、何か全然違うじゃないかというふうに言われかねませんので、後ほど杉戸町のほうのまちづくり構想策定委員会のほうで具体化がされれば、また新しいのが出るということを期待して終わりにします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

ありませんか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君）　土渕でございます。

説明書168ページ、地域生活道路整備事業の一つで、道路用地購入実績とあります。町道第1487号線東姫宮１丁目地内のこの進捗状況を質問いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　道路担当、高橋です。

今、お尋ねいただきました成果書168ページ、決算書でいうと152ページになろうかと思います。こちらのほうの1487号線の整備状況ということでございますけれども、昨年度、東姫宮１丁目地内の用地を買収できまして、今年度、東姫宮１丁目地内につきましては道路の整備を、測量が昨年終わりましたので工事を今後進めているところでございます。

逆に、町道第26号線を挟んで、東姫宮２丁目地内につきましては、現在、未整備の地区が、未整備の場所があるということで、買収がなかなか進んでいないという場所があるんですけれども、そこにつきましては、草が、当然未舗装でありますので砂利が伸びてきています。それにつきましては近所の方の、当然、苦情等の原因になりますので、年に２回ほど刈らせていただきまして、これから９月末に下水道担当のほうで刈っていただきます。その後、そのままでありますと、当然、元水路敷であったところでありますので、くぼみ等あります。そういったところを不陸整正、平らにして、砂利を敷く等の検討をして、未整備のままなんですが、環境保全のために向けて検討していくということでご理解賜りたいと思います。お願いします。

○委員長（山下秋夫君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　了解いたしました。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

ありませんか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。お願いします。

154ページ、一般住宅耐震対策事業、成果書169ページ、これ上限100万なんですが、ちょっと、この説明をすみません、お願いしたいのと、例年２件ということで、大体やっているみたいなんですが、これで耐震が追いついていくのか、町は今後どうしていくのかということをお聞きします。

あと、決算書158ページ、成果書171ページ、排水路維持管理事業の中の実績の除草、樹木管理等管理業務委託なんですが、これ、宮代町全域で231万3,361円となっているんですが、この金額でできるのかというか、量です。安いとか高いとかじゃなくて、見ていますと、これ足りないんじゃないかという思いと、この金額でいいのかというところを町の考えをお聞きいたします。

あと、決算書158ページ、成果書172ページ、委員からもご質問ございましたけれども、公園等環境管理事業についてです。

それで、公園管理協定に基づく住民主体の維持管理の中で、先ほども出ておりましたけれども、地区と町の作業のすみ分けがございます。それで、地区とか自治会が雑草などの除草廃棄を分担ということでやっているわけなんですが、ご存じのように真夏とか結構やめているところ、除草をやめているところとか、私たちが住んでいるところによるというと、もう何年も前からその月が、８月とか除草になると委託しているんです。もう、やっぱり体調壊してしまう、炎天下で体調を壊してしまう。あと、出てくるのが高齢者、若い方、出てきてくださらなくて、大体同じ顔ぶれが出るんですけれども、やっぱり体調を崩しちゃいけないということでやめたりしているんですが、この維持管理いただいてはいるんだけれども、ここは町が出すお金じゃないかというのと、協定は結んでいるんですが、ここのところちょっと不明というところがございますので、ちょっと、考え方とか、今後、ますます暑くなっていくと思うんですが、その点。

１回抜いてしまうと、次の月がすごい量になっていまうと、そこが委託管理、例えば10月とかになると、私たちのところは、住んでいるところは委託管理しているんですが、そこがちょっと違うところがやるとすごい量になっちゃうんです。そんなことがありまして、ちょっとお聞きします。

あと、空き家は分かりました。

あと、すみません、先日お話しいただいたんですが、決算書158ページ、公園等環境管理事業の説明の中で、はらっパークと川端広場の説明をいただいたし、決算書のほうにも書いてありますが、この川端広場について、ちょっともう一回詳しく、金額等もお知らせ願います。

以上です。

すみません、もう１点ありました。いいですか、もう１点、すみません。

あと、先ほどの質問の中で、維持管理なんですけれども、健康マッ歩のところの桜の木とかがもう古木とか、かなり根が盛り上がっている、そういうところがけっこう歩いてみると、私は役場のところから私たちの粂原のほうずっととか、あっちは歩くんですけれども、結構、盛り上がっているところで、かなりひび割れというんですか、道路の、それもあるし、やっぱり危ない。散歩している方が言われていたのが、結構高齢者が多いんです。

それで、維持管理なので、町としてちょっと把握されていると思うんですが、その辺、今後どうしていくのか。結構数が多いんです、箇所も多いと思うんで、その点ご質問いたします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田と申します。お答えいたします。

まず、排水路維持管理事業の除草、樹木管理業務委託のご質問についてお答えいたします。

こちらは、私どもが管理している場所は市街化区域を流れる水路が主に下水道担当が管理しております。市街化調整区域につきましては、産業観光課、あと地元の方が管理しているという形になっております。

それで、下水道担当で、除草している箇所は東姫宮の１丁目、２丁目地内を流れる排水路と、あと川端３丁目、４丁目地内、あと宮代２丁目と、あと中島です。こちらをシルバー人材センターのほうに委託しております。こちら年に２回程度です。

あとは、道佛の調整池の下水道担当のほうに管理が移管されましたので、そちらのほうの除草、これは年１回程度ということで、やらせていただいております。

あと、姥ケ谷落、和戸とか宮代台を流れる姥ケ谷落ですが、そちらの水路沿いの草刈りを年２回行っております。

金額にして231万3,361円というところなんですが、担当といたしましては年２回というのがぎりぎりのところです。結構、住民の方からももう少しできないかというお話も伺うところなんですが、努力はしているんですけれども、年３回、本当はやりたいところなんです。そこにお金をつぎ込むとほかの事業もできなくなるという、ちょっとバランスを考えますと、年２回、どうしても家屋等に影響が出てしまうようなところは３回とか考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君）　まちづくり建設課副課長、宮野です。

成果書の169ページ、一般住宅耐震対策事業の件でご質問にお答えさせていただきます。

こちら、令和元年度におきましては、耐震診断の補助が２件、行ってございます。こちらにつきましては、補助金が１件当たり５万円ということで、２件ということで前年度と同じ件数でございました。

ただ、耐震改修工事のほうにつきましては、こちら令和元年度につきましては、件数がゼロだったわけなんですが、令和２年度におきまして、こちら耐震診断が出てきたのが年度末だったものですから、２年度に１件、今年度です、改修工事の補助申請がされているところでございます。

こちらの耐震診断につきましては、昭和56年５月31日以前、新耐震基準ができる前に建築された建築物について耐震診断を行っていただき、その住宅の診断が基準に満たされていないという診断をされた場合については、基準に満たすような工事をしていただくなり、補強していただくなり、建て替えをしていただくなりで、耐震診断を満たすというような趣旨で行っているものでございます。

現在、町では宮代町建築物耐震改修促進計画というものをつくってございます。こちらにつきましては、現在、平成29年度から令和２年度までの５年間の計画になってございます。当初、こちらのほうで耐震の必要性のある住宅につきまして、算出してございます。こちらちょっと正確な数字が出ていませんので、１個１個、ちょっと数えるというのが困難なもんですから、こちらにつきましては住宅土地統計調査、それから税務課の資料により、ちょっと推計をさせていただいているところでございます。こちらにつきましては、平成28年３月31日現在の推計では、およそ3,260件ほど耐震が必要な住宅がございますというような推計を出してございます。

今、ちょうど今年度で計画が５年迎えますので、新たな計画を今、作成しているところでございます。その中で、今年度末のおおよその推計ということで、先ほどの住宅土地統計調査と税務課の資料から同じく推計をさせていただいて、耐震性が必要な住宅が約1,780件ぐらいになったということで、おおむね住宅の割合にしますと耐震化率というんでしょうか、住宅に対してどのくらい耐震基準が満たされている住宅があるのかというようなところで、平成28年３月現在では76％が耐震基準が満たされていると。今年度推計で、今計算しているところなんですけれども、おおむね87％程度の耐震が満たされているというような予測を立

ててございます。

したがいまして、５年間で約10%、耐震化率が上がっているというところでございます。

今後につきましても、当然、まだ推計では、やっと先ほどもお話ししましたが、1,780件程度の住宅が、まだ耐震化がされていないというような計画でございますので、今後につきましてもこの補助、それから啓発などを行って、耐震化率を上げていくような形で進めていきたいと考えてございます。

それから、この次の成果書の172ページ、公園等環境管理事業で、草刈り等、地元方が夏になかなか、高齢者の方が増えてきて厳しいというようなお話がありました。町といたしましては、地域の公園ですので、できるだけ地元の方で行っていただくということが大変助かるところでございますけれども、最近のコロナとか、そういった状況もございますので、町といたしましては今後につきましては、時代が時代で、それぞれの状況というか、地区の状況等もございますので、１回決めたからというわけではなく、地元の方とよく話し合って、今後の方針等を検討させていただければと思ってございます。

それから、同じく公園の環境管理事業でございますけれども、先ほどの川端広場の件でございます。こちらにつきましては、もともと川端地区につきましては、公園が川端広場しか、１か所しか、市街地の中で、結構広い地区において１か所しかない公園で、そちらで地域の方々が利用頻度も高く、それから地域の防災訓練とか、お祭りとか、地域コミュニティに必要な公園だということで、そういったお話もあり、町といたしましてはその地権者の方に、その用地について取得をお話をさせていただいてございます。

それで、全体で川端広場につきましては、面積が約946平米あるわけでございますけれども、平成27年度に地権者の方から、当時、約680平米の売ってもお譲りいたしますというような言葉をいただきまして、平成27年度にその一部、一部といっても半分以上なんですけれども、680平米程度買収させていただきました。令和元年度、昨年度でございますけれども、残りの約263平米、こちらも譲っていただけるというようなお話になりまして、こちらの令和元年度につきましては、鑑定とそれから土地の測量調査のほうを流用させていただき、実施させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　道路担当、高橋です。

先ほどご質問いただきました健康マッ歩の関係でございます。

桜の木の成長とともに根上がりという形で、カラー舗装、きれいな舗装してあるんですけれども、ひび割れてあったりということで、当然夕暮れとか朝とか暗い時期もありますので、歩行される方とか、たまに自転車、サイクリングで通られる方もいらっしゃって、歩行の支障であったり、通行の支障であったりということが確認をさせていただいているところもあるんですが、ただ桜の木ということで、根本がかなり大きいということがありますので、その桜の木自体を切ることは特に問題ないと思うんですけれども、根が問題でございますので、根を伐根したことによって用水が流れておりますので、用水の擁壁の強度とか、それによっていろんな他の障害が出る可能性もありますので、取りあえず、健康マッ歩の陥没、穴が空いているところの修繕であったり、もし根上がりのすりつけでうまく皆様が転ばないような、支障が

ないような形でできればいいんですけれども、そういったところも難しく、いろいろ用水の管理者が当然いるので、そことの調整をパートパート、部分部分で図っていく必要があると考えておりますので、今後、また調整を引き続きさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　川端広場に関しては分かりました。今後、地元にとっていいものができて段階だと思うので、そこは分かりました。

それで、今のすみません、根上がりのほうは、木を切るとかじゃなくて、足、皆さん足が上がらないんですよね。そうするとやっぱりつっかかっちゃうとかあるから、やっぱり、私も何度か歩いているんですけれども、全部じゃないんだけれども、かなり上がっているところは、やっぱり注意喚起、それで、結構、六花から歩いていって、そんなに遠くない地区が一番飛び出ているんです。利用者も多いんです。なので、やっぱり注意喚起、やっぱり桜の木も大事だし、注意喚起があるといいかなというのはすごく感じますので、今のままだとけが人も出ることもありますので、そういうところ、今後もちょっとよく見ていただいて、お願いしたいと思います。

それと、地域の公園についてなんですが、コロナもありまして、以前は草刈りとかも地域コミュニティでおしゃべりしながら楽しい部分もあったんですけれども、できないとかいろんなことがあるのと、やはりちょっと状況が皆さんやりたくてもできない状況がたくさん出ていますので、反対に出てこない若者は何だという、ちょっと違っちゃう批判にもつながってしまうので、何かここのところは夏の暑いところ、私が住んでいるところは子供会さんも出てくださったりしてやってくださっているんだけれども、そういうところ、ちょっと今後課題だと思いますので、お願いします。

一般住宅耐震対策事業に関しまして、やっぱりちょっと、１年の耐震する件数がこれだとどれだけかかるかというのと、あと、空き家、空き家は今度、町民生活になったんですけれども、多分空き家の中にも、たくさんそういうところが含まれている、昭和56年ということだと、結構対象になっている家があると思うんです。それで、やはりもうちょっと、これ見ると国庫補助金なんか毎年、財源が５万円ということなんですけれども、これ国からとかちょっと補助金がつく可能性というのはあるのか、今までもあったのか、そこの点、大きな地震が来たり、空き家が倒れたりという可能性が出てくることもありますので、ちょっとそこを、補助金があったときに一気に進められるとかあるのか、ちょっとそこの点は質問とさせていただきます。

それでお願いします。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君）　まちづくり建設課副課長、宮野です。

耐震の補助金の関係でございますけれども、決算書の24ページの歳入といたしまして、24ページの土木費、国庫補助金でございますけれども、住宅・建築安全ストック形成事業補助金という形で、先ほど・山委員さんのほうから５万円ということで、２分の１補助となってございます。こちらにつきましては、今のところ県の、国のほうからも来年度とかもこういった補助金の制度についてはなくなるとか、そういったお話は聞いてございませんので、改修工事についても、２分の１、国のほうから補助金が出ますので、その国の補助制度に基づく、また町のほうとしても補助金要綱がございますので、そちらに基づいて、補助金のほう

は行っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　補助金が多くつくということはあまりないんでしょうか、これから。大体、大体決まった金額が補助金でつくのか、もう一回、そこをお聞きします。

先ほど、ちょっと質問しそびれちゃった排水路維持管理に答弁いただいたんですが、市街化調整区域のところでということで、やはりご答弁でもいただいたんですが、２回は本当に３回やっていただくと本当助かる、２回だと本当に大きくなっちゃうんですよね。まだ、まだ来ない、来ないと言っていると刈ってくださるんですが、２回が限界とのことなんですが、市街化調整区域、これ今お聞きしたところもそうですけれども、結構皆さん、通られるところで、予算難しいかもしれないんですが、３回というものが、３回だったら、２回、途中から２回になった気がするんです。もう随分前の話ですけれども、この３回というのが全部ではないんですけれども、そういうことをやっていけないのか、ちょっと、もう少しできないかというところ、ちょっと、もう一回お聞きします。

全部一緒に３回、全部のもの対象のところを、全部は難しいかもしれないけれども、３回のところをどこかは入れていく、ここは大きく伸びたというところは刈ってくださっているとご答弁いただいているんですけれども、何かそういう、ちょっと、もうちょっと刈っていただく町民の声を聞いてもらえることはできないのか、お聞きします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君）　まちづくり建設課副課長、宮野です。

耐震の補助金の関係でございますけれども、補助率は先ほどお話ししたとおり２分の１ということで、あと、今、町のほうで、国のほうに補助金の要望をしている件数につきましては、令和元年度につきましては２件ということで、100％の補助が一応ついているところでございます。ただ、先ほどお話もあったとおり、ちょっと件数が２件ということで、町といたしましては当補助制度を利用していただくため、昨年度におきましては８月６日と９月６日に役場ロビーおきまして、また、10月20日には地域防災訓練におきまして、耐震診断士や耐震改修工事店の協力をいただいて、耐震リフォーム相談会を３回開催させていただきました。また、宮代の広報みやしろ、それからホームページへの掲載など、それからあと役場窓口でのチラシの配布、それから固定資産税の納付書を送付する際にも、そういったチラシをお配りさせていただいて、できるだけ耐震化率を上げるように啓発を行っているところでございますので、引き続きこのような啓発活動をさせていただきながら、耐震化率アップについて、図っていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田です。お答えいたします。

排水路の草刈りの件でございますが、現状ですと、先ほどもお答えしたとおり２回、場所によっては３回やっているところもある。基本的考えは今後もそのような形になると思うんですが、これ、排水路だけでなんですけれども、町全体の話として、今のご質問受け止めさせていただきたいと思います。ご要望というんですか、道路も今、現状で２回、ひどいところ３回と同じ考えで除草のほうはやらせていただきますので、地元のほうから生活にどうしても影響が出るんだという、そうい

うところがあれば、私どもで把握していない箇所でそういうのがあれば、ちょっとご要望いただければ、そういうところはちょっと重点的にやることも検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

川野委員。

○委員（川野武志君）　川野です。

成果書の165ページのまちづくり建設課の１枚目のページなんですけれども、まちづくり建設課では引き続き国や県の補助金を最大限に活用するということで、この成果書の中で国の補助金、また県の補助金の事業をちょっと説明していただくというのと、あと167ページの都市計画道路の整備事業なんですが、春日部久喜線の町道12号線の道路の整備が着々と進んでいるんですが、春日部久喜線、これは主要道路ですね、宮代町の。この町道第12号線を含め、県道としての変更手続みたいなのはできないのかどうか。

この２点を質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　まちづくり建設課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

順番ちょっと狂うんですけれども、成果書167ページの都市計画道路の整備事業の関係でお答えを申し上げます。

現在、町道第12号線、山崎のポンプ場のところから、山崎の交差点から姫宮の交差点のところを整備を進めさせていただいております。今後、春日部への延伸ということで、その先の町道第252号線の延伸ということで、春日部市のほうで、北春日部のほうで区画整理事業をやられていますので、そこと併せて延伸を今考えているところで、それを都市計画決定に基づいて、春日部市と同時の日付で考えをさせていただいております。

また、歳入のほうでお答えを申し上げます。

国庫補助金ということで、決算書24ページの国庫補助金、真ん中のほうに社会資本整備総合交付金ということで、道路、橋梁と都市計画費の補助金ということで、社会資本整備総合交付金がそれぞれ載っているところでございます。

道路に関しましては、先ほど申し上げました町道第12号線につきましては、基本的には補助率50％の補助率です。ただ、補助金のつきぐあいによっては、実際三十何％、３割程度しかいただけていないのが事実になっております。それは全国的な大枠の中で配分する形になりますので、要望に対しては全てつくという形ではありません。

あと、道路に関しては50％が補助率です。あとは橋梁の補修工事等につきましては55％、一応つく形になっておりますが、それも年度によりまして、全国的な要求の補助によっては、補助率がそれ以下になるという形で、基本は50％であったり55％であったりということで、補助をいただく申請をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君）　まちづくり建設課副課長の宮野と申します。

１点目の国、県の補助事業はというところでございます。

決算書の先ほど出ました24ページの４目の土木費国庫補助金でございますけれども、こちらに住宅・建築安全ストック形成事業補助金でございます。こちらが、先ほどからちょっとお話が出てございます成果書の169ページの一般住宅耐震対策事業、こちらに充当しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　川野です。

国庫補助金というのは、これは国の補助金なのか、県の補助金なのかちょっとまだ分からないのでひとつ教えていただきたいんですけれども。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　まちづくり建設課、高橋と申します。よろしくお願いします。

決算書24ページの社会資本整備総合交付金につきましては国の補助金ということで、ご理解賜りたいと思います。

すみません、先ほどお話、すみません、続けて……

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　まちづくり建設課副課長、高橋でございます。

現在の春日部久喜線、都市計画決定された春日部久喜線につきましては、県道は現在のところ予定がございませんので、県道への移管は、予定はございません。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　再質問させていただきます。川野です。

ちょっと最初の質問が、ちょっと質問したんですけれども、ちょっと私が質問したのとちょっと答弁が違うのかなと思うんですけれども、国と県の補助金の頂いている補助金の種類というものをちょっと教えていただきたいのと、あと、町道12号線含め、今、町道になっている町の道路は主要道路春日部久喜線ということで、この県道として移行できるような手続みたいなのは考えていないのかなというふうに質問させていただいたんですけれども、よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　まちづくり建設課副課長、高橋と申します。よろしくお願いいたします。

都市計画道路春日部久喜線につきましては、計画上、備中岐、和戸のほうまでつながる道路ということで、計画、都市計画道路の決定をさせていただいておりまして、そこで今のルートではなくて、東粂原のほうを通るルートを今、計画上はあります。それにつきましては、整備につきましては、国・県に対して整備要望をさせていただいておりますので、別なルートで要望を例年させていただいております。

あとは、先ほどの歳入のほうで社会資本整備総合交付金につきましては、国土交通省所管の地方公共団体向けの補助金を一括交付して、自由度が高く創意工夫が生かせる総合的な交付金として頂いているものでございますので、道路担当としては道路の整備、ちょっと比較的交通量の多い道路及び橋梁の補修工事等、あとは長寿命化計画です。そういったところで使わせていただいております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ここで休憩としたいと思います。

休憩　午前１１時０３分

再開　午前１１時１５分

○委員長（山下秋夫君）　再開いたします。

それでは質疑をお受けいたします。

質疑ありますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子です。

決算書の154ページ、真ん中より下の方の都市

計画マスタープラン761万円、これ今どの程度作業が進んでいるのでしょうか。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君）　まちづくり建設課副課長の宮野です。

こちら、都市計画マスタープランの進捗状況でございますけれども、昨年度につきましてはこちらの都市計画審議会に、決算書の154ページの都市計画審議会というところ、報酬で都市計画審議会委員というところがございます。こういった形で、都市計画審議会を２回開催させていただきました。

都市計画マスタープランの進捗につきましては、昨年こちらの業務委託費において、都市計画マスタープランを作成する際の基礎調査、それからアンケート調査、それからワークショップ、まち歩きですね、それからこちらのマスタープランの素案づくりという形で、内容を進めてまいりました。

素案づくりについて、今現在行っているところでございまして、今年度につきましては、来月に都市計画審議会の開催を考えてございます。10月初旬ですね。あと年度末、それから10月の後、それから冬、12月にパブリックコメントを予定してございます。そのパブリックコメントのほうを終了しました後、再度２月に２回目の都市計画審議会を開催させていただいて、諮問させていただいて、最終的に都市計画マスタープランの作成というような形で考えてございます。

それで、今現在、来月10月６日に都市計画審議会を開催予定でございまして、こちらの資料を作っているところでございますが、今月末に議員の皆様のほうにも、そのマスタープランの素案的なものをお示ししたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　そうしましたら、来年のプランが完成する、その完成までひっくるめて761万円なんですか。それとも、また今年度も来年度も少し予算組む。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君）　まちづくり建設課、宮野です。

令和元年度におきましては、こちらは決算書154ページにございます761万2,000円が委託料となってございます。引き続き令和２年度におきましても、今年度作業を進めているところでございますが、578万6,000円、令和２年度の予算といたしまして委託をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　そうしますと、761万足す578万で1,330万、これだけの予算をかけてプランを作成するわけですか。

令和１年度が761万で、翌年に578万円、合計して1,330万、これだけの予算をかけてプランをつくるということでよろしいんですか。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君）　まちづくり建設課、宮野です。

議員のおっしゃったとおり、昨年度の金額と、先ほどお話をさせていただいた578万6,000円足した金額で作成するということでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質問はありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。何点かご質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、149、150ページの道路維持管理事業なんですけれども、これは繰越明許費の6,500万円、台風19号に伴うということなんですけれども、町道第17号線と74号線の道路の冠水対策工事なんですけれども、これは現在どのような進捗状況になっているのか、お示し願いたいと思います。

それから、同じく151、152の工事請負費の宮東地内の町道第18号線については、上程説明のときに、これは国庫補助を619万円受けているということなんですけれども、これはなぜ国庫補助が受けられるのか、その点お尋ねいたします。

それから、同じく151、152の道路新設改良費なんですけれども、不用額が1,443万円で、特に委託料が269万円、それから公有財産購入費が799万円とありますけれども、これについてのご説明をお願いしたいと思います。

それから、151、152の下のほうの笠原人道橋の修理工事、これについては国庫補助がどのぐらい交付されているのか、その点が第１点。

それから、申し訳ありませんが個人的な意見なんですけれども、あの橋の色がすごい赤の濃い色なんですよね。何とも子供たちが通る橋にしては色がどうなのかなと。ふさわしいのかなという感じするんですけれども、何かあれについては設計、あるいは工事の関係で、好きなようにやらせたのかと言うとちょっと語弊がありますけれども、色は何とかならなかったのかなというふうに思うんですけれども、その点申し訳ありませんが、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、153、154ページの関係で、都市計画総務費で不用額が9,722万円ございますね。これについてもご説明お願いしたいと思います。

それから、同じく153、154ページの一般住宅耐震対策事業なんですが、これは前段の議員のところでもご説明されました。

私は、町の担当としてはよく頑張っているというふうに評価したいんですよ。結果はやはり少ないとどうしても、少なくてどうなっているんだと言いたくなるんですけれども、先ほどの説明聞いて、やっぱり町としては耐震化率アップのためにやっぱり啓発しているし、努力はしていると思うんですよね。

ですから、これについてはまだ87％、1,780件ということで、道のりは遠いように感じるんですけれども、これは宮代町のこの87％の水準というのは、ほかの自治体と比べてどうなのか、その点１点お尋ねしたいと思います。

ですから、先ほど令和元年度で、耐震工事のほうはゼロになっていますけれども、令和２年で１件はあるということで、引き続きまだ期間がありますので、努力していただきたいと思うんですけれども、先ほどのこの87％という到達点はどういう状況なのか、お示し願いたいと思います。

それから、153、154ページ、成果書でもあるんですけれども、道佛の土地区画整理事業ですね、これは今年の3月10日付で解散したということなんですけれども、あと清算業務ということなんですけれども、何が残っているんですか。その点１点お尋ねしたいと思います。

それから、156ページの東武動物公園駅西口周辺整備事業、一方では、これまでの中央通り線の地権者との用地交渉を進めて、用地買収が完了したと言っているんですけれども、もう一方では、交差点の改良に向けて地権者との用地交渉を行っているけれども、まだ合意に至っていないと。その辺の状況についてもお尋ねしたいと思います。

それから、同じく東武動物公園駅東口周辺整備工事なんですけれども、これは東口駅前広場の整備ということで、平成29年８月に街路事業の許可を受けました。これはたしか７年ぐらいでしたか、

そうするともうあと三、四年しかないわけですよね。

私はいつも言っているんですけれども、少なくともロータリーはやはり非常に狭く感じるし、皆さんが特に雨降ったときには困っていますので、このロータリーについては進めなければいけないと思うんですけれども、先ほどやはり前段の議員のときに、この東口の想像図ですよね、これで私２回目だと思いますよ、榊原町長のときも物すごいイメージの想像図が出されたことあるんですけれども、本当にこういうふうになりますかという、これはやはりちょっとイメージがオーバー過ぎるのかなと思いますけれども、それは別にしても、ロータリーは必要だと思うんですけれども、そういった点で、あとこの街路事業、何でもないんですけれども、用地買収とか進まなければそれなりに遅れるんでしょうけれども、この辺はどういうふうに考えているのか。

それと、この西口周辺整備と東口周辺整備のこれまでの国庫補助とか町の財源ですね、内訳、どのように決算としてなったのか、それも併せてご報告をお願いしたいと思います。

それと、東口駅前広場の整備なんですけれども、3,572万円が国庫補助を受けていますけれども、これ繰越分となっていますが、これについてもご説明をお願いしたいと思います。

それから、157、158ページの排水路維持管理事業の排水路用地草刈り業務委託料、やはり前段からの話が出ていましたが、私はやっぱり草というのは毎年出てくるんですよ。ですから、２回か３回かというのはあるんですけれども、やはりそれに合わせてきちっとやっていただきたいんですけれども、特に要望のあるところは、これは１回きりじゃないんですよ。草刈ってもまた生えてきて、できないとそれが残って、今度火災のほうにつながるわけですよね。道路の草刈りもそうですけれども、やはりそういう意味でも、よく要望のあるところについては、特に用水はここを、道路と違ってしょっちゅう使うわけではないですけれども、要望のあるところについては、もう前もってやるというぐらいのことがあっていいのかなと思いますが、その点お願いしたいと。

それから、これは決算で、しかも県道の話はしたくないんですけれども、やはり県道というと主要な道路ですよね。そこのやはり草がもう繁茂してすごくて、どことは言いませんけれども、全体にそういうところがあるんですけれども、やはりこれについてはどういうふうに県のほうには言っているんでしょうか。その点お尋ねをしたいと思います。

それから申し訳ありません、155、156ページの空き家対策なんですけれども、これはまちづくり建設課から町民生活課に移っているんですけれども、これは現在宮代町全体でどれぐらい件数があるのか。先ほども質問がありましたが、どういうふうに対応しているのか、それについてももう一度お尋ねしたいと思います。

それから、157、158の下水道費の湛水防除対策事業で、これは電気料だけなんですけれども、これはご承知のように笠原の関係で、今年度工事やっていますが、進捗状況ですね、特に夏休みが短くて、工事のほうも大変だったと思うんですけれども、その辺ちょっとどういう状況なのかだけでもご報告お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　まちづくり建設課副課長の高橋です。

順番にお答えを申し上げます。

まず、道路維持管理事業の繰り越した6,500万

の関係でございますが、先ほどお尋ねいただいたとおり17号線、あと74号線ということで、現在、測量設計中ということで進めておりまして、多分一般質問のほうでも一部お答えさせていただいたと思うんですけれども、年度内の完成ということで進めさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

その中には一応、電柱の移設とか支障物件の移設で時間がかかるものもあるということで、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、18号線の整備の関係でございますけれども、こちらにつきましては、成果書で申し上げますと道路維持管理事業成果書166ページの中で、国庫支出金619万3,000円ということで、こちらにつきましては先ほど申し上げましたとおり、社会資本整備総合交付金を頂いております。その中で、防災・安全に対する項目、メニューがありまして、その中で交付金ということで頂いております。

３年度計画で、昨年度３年で無事約１キロ程度完成いたしました。これにつきましては、事前に個別施設計画、道路の長寿命化計画でございますが、そういった計画をもって、そういった資料に基づいて申請をさせていただいているものでございます。

同じく、151、152ページの中で、道路新設改良費の関係でございます。こちらの不用額につきましては、役務費89万円不用額、公有財産費不用額799万2,659円、負担金補助及び交付金85万1,728円ということで、多額の不用額が出ているというお話でございますが、こちらにつきましては、都市計画道路春日部久喜線、町道第12号線の用地買収が進まなかったことによる、役務費であれば不動産鑑定料、公有財産購入費であれば道路用地の購入費、負担金補助及び交付金であれば農地転用除斥決済金等の残ということで、そういったところで不用額が出ております。

続きまして、同じ成果書151ページ、152ページの橋梁維持管理事業の笠原人道橋の色の関係でございますが、あちらの色につきましてはかなり明るいという色でということで、今ご指摘をいただいているわけでございますが、当初策定した色が当初の色ということで、一番最初に造ったときの色があの色ということで、笠小の色があの色だったということで、もともとなんですけれども、焼けてきたんですけれども、それに合わせて出したので、差異がちょっと出てきてしまっているという、そういうお答えになってしまいます。

続きまして、決算書153ページ、154ページの不用額の関係でございますけれども……

〔「人道橋の国庫補助」と言う人あり〕

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　申し訳ございません。

人道橋に関わる国庫補助につきましては、笠原人道橋は橋梁長寿命化修繕ということで、645万8,000円を国のほうから頂いてございます。

続きまして、決算書153ページ、154ページのほうの不用額の多さということでご指摘をいただいた点につきましては、こちらが大きなものを上げさせていただくと、西口整備事業費の用地買収が進まなかったことによる、需用費のほうでは印紙代であるとか、役務費のほうでは不動産登記鑑定料、公有財産購入費では用地購入費、あとは賠償等のお金の金額ということで補償費の残ということで、西口に関するものが比較的東口より多いことが挙げられます。

あと、続きまして、成果書155、156ページの西口の交渉の関係でございます。

こちらにつきましては、中央通り線と県道春日部久喜線が交わるところのお家の関係でございま

すけれども、個人的な情報もありますので限られたところでしかお話はできませんが、最近８月頃、一応コンタクトというんですか、買う買わないとかではなくてお話ができましたので、今ちょっと間が空いてしまったんですが、再度お話を進めさせていただいているところでございます。

続きまして、東口の関係になります。

駅前広場の事業につきましては、先ほどお話しいただいたように事業認可を平成29年８月４日にいただいて、事業期間というのは平成29年から令和５年ということで、完了するのかということでございますが、町道第12号線も同じような形になるんですが、用地買収に伴うものということで、令和５年に終わるかどうかというのは、ちょっと延びる可能性があるということでご理解を賜りたいと思います。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君）　まちづくり建設課長、石塚でございます。

東武動物公園駅の東西口の国庫補助金等の財源の内訳についてご説明申し上げます。

東武動物公園の東西口についてはまだ事業が完了しておりませんので、決算ベースでの正確な数字は出しておりませんが、当初の事業計画ベースでの数字としてご理解をいただきたいと思います。

まず、東武動物公園駅の西口につきましては、全体事業費は19億円でございます。内訳といたしましては、国庫補助金が50％の補助でございますので、全体に補助金がつくわけではこの事業はございませんが、国が６億円、町が４億円、東武鉄道が10億円で合計19億円となっております。

また、東武動物公園駅の東口につきましては、駅前広場の事業でございますので、これは全て国庫補助対象になりますので、事業費といたしましては18億円が総合計でございます。そのうち、９億円が国庫補助、残りが町になるんですが、杉戸町のほうから、全体事業費から国庫補助金を除いた残りの額の２割をご負担いただくことになっておりますので、杉戸町から1.8億円、宮代町がその残りの7.2億円で合計18億円で、今事業を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　まちづくり建設課副課長、高橋と申します。

続きまして、決算書157、158の東武動物公園駅東口周辺整備事業の平成30年度の繰越しにつきましては、個人の方と、あとお店のほうの用地買収と支障物件の移転費が主なものでございます。

なお、工事費につきましては、購入した土地のところに防護柵であったり進入防止の柵を造ったりということで、そういったもので支出しております。

道路担当で最後の質問になると思うんですが、草刈りのほうにつきましては、言われるように県道なんですけれども、先日もちょうど和戸の辺りがありまして、草がかなり生えていたということで、道路相談のほうに直接町のほうから出向きましてお願いしたところ、昨日から和戸の通学路の方面とか草刈りをしていただいておりますので、なかなか今年は草が生える時期とか期間、長さがあれなんですけれども、直接県土のほうに行って申し出て、施工管理だったり道路相談のほうに出向きまして、お話をして依頼をさせていただいております。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君）　まちづくり建設課副課長、宮野です。

耐震の関係の耐震化率が近隣の自治体がどのく

らいなのかという質問でございますが、28年３月末現在の数値でございますけれども、近隣市町村として、杉戸町のほうが83%、白岡市91%、久喜市88.9%、春日部市81%でございます。

続きまして、区画整理の清算業務がどのようになっているのかというご質問でございますけれども、令和元年度におきまして、清算金のほうが約390万円ほど８名の方から徴収させていただいてございます。そして、令和２年度、今年度でございますけれども、残り５名となりまして、今年の７月に約130万円ほどですね、清算の徴収のほうが全て終了してございます。

ですので、清算業務につきましては、令和２年７月をもって終了となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田です。お答えいたします。

決算書の157、158ページの排水路維持管理事業の用地の草刈りの業務についてでございますが、草刈りにつきましては、地元から要望のあった箇所につきましては、その要望があった年度に草刈りをするようにしております。次年度以降につきましても、一度要望のあった箇所というのは計画に入れております。

あと、同じく157、158ページの湛水防除対策事業でございますが、こちらは繰越ししております。この３月に補正予算のほうをご承認いただきまして、5,052万9,000円ほど頂きまして今、業務をしているところでございます。

まず、事業の経過でございますが、４月30日に、まず浸水対策工事に係る実施設計の業務委託を発注いたしまして、これはもう完了しております。

次に、排水ポンプを運搬するトラックを７月29日に購入しております。あと排水ポンプ３台、こちらも７月29日に購入済みでございます。ホースのほうも９月14日納品済みでございます。

工事のほうなんですが、８月３日に契約をいたしまして、伊草建設株式会社、こちらが1,254万円で落札しておりまして、今工事のほうを進めております。

工事の内容は、当初お知らせしたものとちょっと変更になりまして、グラウンドの下に管を通すということで、大きめの管を、400ぐらいの管をグラウンドの下に布設して、その上にボックスカルバートか何かでカバーするような設計でございましたので、それを実施設計の中で詳細に検討した結果、ポリ塩化ビニル管という柔軟性のある、よく下水道とか水道管で使うような管なんですが、その150ミリ、15センチの管を２つ並べまして、それを笠原沼落に排水するというような形を取らせていただいております。

現在の進捗でございますが、管の埋設はもう全て完了しております。学校とのお約束で、運動会が始まる前に終わらせてくれということでしたので、それは約束どおりもう終わらせております。

今、はけ口となる笠原沼落の吐き出し部分ですね、そこの護岸というのは、洗掘されないように蛇籠というものを並べる工事をやるんですが、その仮締切りをやって、多分今日あたりもその蛇籠工事に着手しているかと思います。

あと残っている工事は、商工会から笠原小学校に向かう道の横の第５排水路から水を汲み上げるますを造るわけなんですが、こちらのますが特殊な形状をしておりますので、今、千葉のほうの工場で製作しておりまして、それも完成したという連絡がございましたので、それが納品されたら排水路の脇を掘削して、それを設置して完了となります。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君）　まちづくり建設課、宮野と申します。

空き家の状況というご質問がありました。

住宅土地統計調査の中で、平成30年の空き家の数の資料ですけれども、670件となってございます。

〔「戸だよ」と言う人あり〕

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君）　ごめんなさい、670戸となっております。

それで、住宅総数が１万4,250でございますので、率といたしまして4.7％ということでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　答弁ありがとうございます。

それでは再質問させていただきます。

149、150ページの道路維持管理事業についての繰越明許については分かりました。

それから、町道第18号線の整備についての国庫補助の受けたことについても分かりました。この個別寿命化計画の補助金というのは随分大きいなというふうに感じましたが、分かりました。

それから、３目の151、152の道路新設改良費の不用額なんですけれども、私はなぜいつも不用額について聞くかというと、予算との関係でどうだったのか、過大な見積りだったのか、それとも単なる工事の、それから単価が変わったりいろいろするものですから、その理由をという意味でしつこく聞くんですけれども、先ほどこの件については委託料と公有財産の購入費の説明を聞いたんですけれども、これについてはどうなんでしょうか。もう一度、単なる用地交渉が進まなかったとか、それだと理由にならないですよ。いろいろあるんでしょう、それなりの不用額の理由が。その点について、ここについてはお願いしたいと思います。

それから、151、152の笠原人道橋の補修工事ですよね。なるほど、言われるとそういう考えだったのかなというような、そうすると、こちらから笠原人道橋の色についても、町のほうからこういう色にしてくれというふうに言ったわけですよね。そういうふうに言われればそうかなという感じなんですけれども、私は橋なんで、そこまで見ているのかなという思いしているんですけれども。

ここは個人的な私見で申し訳ないんですけれども、もっと爽やかな色にしたらどうなのかなという気がしますね。子供たちが通う、また通る橋ですので、これはもう今から言ってもしようがないんだと思うんですけれども、いろんな橋も腐食するじゃないですか、そういう意味からもああいう色になってしまったのかなと思うんですけれども、私としてはもっと爽やかな。

東武動物公園に行く橋というのは、あれは何という橋でしたか。

〔「蓮谷橋」と言う人あり〕

○委員（丸藤栄一君）　蓮谷橋。あれは関係ないですよね。

ですからもう少し、これはもう遅いんですけれども、もう少し爽やかな色にしていただきたかったということで、これは要望になりますけれども、次回というとまた相当後になりますので、その点お願いしたいと思います。

それから、153、154ページの都市計画総務費で不用額なんですけれども、これもやっぱり用地買収が単なる済まなかったというようなことなんですけれども、そういった点ではどうなんでしょうか。

特に、先ほど合意には至っていないということなんですけれども、そうすると、特にあそこの交

差点については支障はないんでしょうか。一定程度の幅もありますし、そういった点では心配はないと思うんですけれども、やはりこれは町のほうも、相手がいることですから大変だと思うんですけれども、やはりそういった点ではどうなのかなというふうに思いますので、これは引き続き努力していただくしかないんですけれども、これは初めから町としての計画があっての事業ですから、そういった点ではどうなのかなというふうに思いますので、その点もう一度お願いしたいと思います。

それから、153、154の一般住宅耐震対策事業なんですが、近隣の状況も伺いました。そういう状況なのかというふうに思いますけれども、これもぜひ、先ほども言いましたが、引き続き住民にはあらゆる機会に啓発をしていただいて、耐震化率のアップを図っていただきたいと。これは結構でございます。

それから、153、154ページの土地区画整理推進事業については分かりました。そうすると、もうこれで土地区画整理事業については完全に終わったわけですよね。そういうふうに理解していいということで、そういうことであれば結構でございます。

それから、157、158の県内全域の排水路用地の除草、樹木の消毒等々なんですけれども、これについては分かりました。毎年毎年要望に行かなければいけないのかということもありますし、そういった点では、要望のあったところは次年度についても計画に入れているということで、分かりました。ぜひお願いしたいと思います。

それから、157、158ページの湛水防除対策事業に関わっての今年度の中での状況なんですけれども、そうしますとあとは蛇籠の工事というだけということなんですけれども、これは大きな台風が来たとすれば、このポンプだとか、ずっとこの間工事は進めているんですけれども、最終的なチェックというのはいつ頃になるんでしょうか。それと、最終的にはいつから稼働するのか。その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、県道の関係なんですけれども、先ほど和戸の話が答弁がありました。

私は、どうも出身が北海道なものですから、北海道というと国は開発局、県道に関わるのが道道ですか、北海道道、道道ということで、土木現業所がやるんですよ。

北海道はどうしても観光の、北海道全体が観光のところなので、そういう点ではもう徹底しているんですよ。ここ宮代、町内もそう、ほかもそうなんですけれども、全然草がぼうぼうでも平気。私は本当におかしいなと思っているんですよ。

ですから、宮代は観光地でも何でもないかもしれないけれども、やはり草が物すごい繁茂で、特に高校生なんか通学路にもなっているわけですよね。やはりそういった点ではきちっとやってほしいと。これが住人が言わなければやってもらえないのか、もう苦情が来るまで待つのか。ですから、これは県道だけれども、宮代町民からすれば、町のほうでもどんどん言っていただいたほうがいいと思います。

先ほど、どことは言いませんけれども、特に農協から向こうなんかひどいですよね、見ていて。私はぜひこれは定期的に、町もパトロールしているんでしょうから、そういった点では県のほうではそういうふうにパトロールもできていないのであれば、町としてこういうふうに見てきましたのでぜひ、困るのは町民ですから、県土事務所からすれば県道かもしれませんけれども、町民が困るわけですから、そういった点ではぜひ要求なんかは、こちらでぜひお願いしたいなと。結局はそれ

は町道にも跳ね返ってきますので、ぜひお願いしたいと思います。その点もう一度お願いしたいと思います。

○委員長（山下秋夫君）　ここで休憩に入ります。

休憩　午後１２時０５分

再開　午後　１時０５分

○委員長（山下秋夫君）　それでは、午前中に引き続き質疑を行います。

丸藤議員に対しての答弁をお願いします。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君）　まちづくり建設課、宮野と申します。

成果書170ページの土地区画整理推進事業の関係で、先ほど丸藤議員さんのほうから、道佛土地区画整理事業につきましては全て終わったというようなお話があったんですが、その件について、ちょっと補足して説明させていただきます。

先ほど私のほうで、清算金の徴収業務につきましては、組合員さんから頂く清算金の徴収業務につきましては、令和２年の、今年の７月に終了しているというお話をさせていただいたところですけれども、あとは、残務処理というか、事務として記念誌、組合、道佛地区の区画整理事業が完成したことによる記念誌の発行とか、あとは最終的な財産処分の事務処理、こういった残務処理がまだ若干残っておりまして、今、一応年内中に全て終了というような予定で事業を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）　まちづくり建設課副課長、高橋です。

先ほどのご質問につきましてお答え申し上げます。

決算書151ページ、152ページにかけての道路新設改良費の中の都市計画道路整備事業の関係の不用額のほうでお尋ねを、ご質問をいただきましたけれども、成果書の167ページにもございますように、昨年度、道路用地の購入実績ということで396.58平米を購入することができました。ちなみに30年度は74.23平米ということで、こちらにつきましては、土地をお持ちの方との交渉ということで、相手の交渉のお話の中で、進んでいく中で不用額が出てしまったということでご理解をいただきたいと思います。

あと、人道橋のほうの色の関係でございますが、こちらのほうにつきましては、当初の色ということで、かなり笠原小学校本体自体の色もあせてしまったのですが、当初の色ということで、ああいう少し明るめの色にさせていただいているところでございます。

続きまして、決算書でいいますと153ページ、154ページの中で、不用額の多さが西口の関係で……西口整備事業の関係で、交差点の関係でというお話をさせていただいたと思うんですけれども、主要通り線からちょうど役場の前の道が94号線ということになるんですけれども、そのところの線形が合わないということで、交差点のほうの改良のために用地が必要となったわけでございまして、こちらのほうも買収のほうの努力をさせていただきましたが、契約に至らなかったということで不用額が出ておりますが、年度を越しての、年度内での購入に至らなかったということで、不用額が出てしまったということでご理解いただきたいと思います。

あと、草刈りの関係でございますが、先ほどお話をいただいたように、特に通学路の関係の繁茂

が、雑草が激しくて生えているところにつきましては、その都度、杉戸県土事務所なりに連絡を密にし、早急な草刈りを依頼するようにさせていただきますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

３月補正でいただきました湛水防除対策事業の今現在行っております笠原地区浸水対策工事の最終確認はいつ頃かというご質問でございますが、今月いっぱいで残っている工事のはけ口の蛇籠の工事と、あと、汲み上げの、第５排水路からのますの設置工事が終わる予定ですので、10月の頭に通水テストを実施したいと考えております。また、今の状況でも大雨が来た場合にはポンプを稼働することも可能でございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　いいですか。

ほかに質疑ありますか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

もうほとんど出尽くしちゃったんで、答弁が求められていない事業で１点質問、それから既に答弁があって、なお確認したい事項がありますので、その点、それだけお願いいたします。

まず、質問は、公園等の環境管理事業の中の公園管理協定に関する質問になります。そこの趣旨については十分理解をしているわけですが、実際に、この公園管理協定を締結している地区自治会数、その対象になってくる地区自治会数、まずその数字だけ教えてください。

決算上は、報奨金が18万円、トータルで出ていますけれども、そこらあたりについて、なお再質問をしたいと思います。お願いします。

それから、確認は、排水路の関係の答弁で、排水路維持管理の答弁で、それは細かいことで申し訳ないんですけれども、宮代台を通っている姥ケ谷落、これについての除草を年２回行っておりますというお話があったんですが、実は、この姥ケ谷落の通路を含めて西側水路、北側水路、これらについては、春秋の大掃除の中で除草を行っているんであって、本当に町のほうでこの除草を年２回行っているのか、確認のために伺います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君）　まちづくり建設課、宮野です。

成果書172ページ、公園等環境管理事業で地元主体との維持管理ということで、協定を結んでいるところが何地区かというご質問でございますけれども、全部で14地区となってございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君）　まちづくり建設課、宮野と申します。

対象地区につきましては、姫宮北団地、姫宮南団地地区、西原団地地区、金原地区、こちら川端１、２、３、姫川町１、２、こちら川端広場の維持管理となってございます。松ノ木島地区、中須地区、弁天桜木町内会、新道集会所管理運営委員会、こちら新道児童公園になってございます。あと、宮代学園台地区、和戸町内会、ディアコート宮代、桃山台地区、以上となってございます。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

排水路維持管理事業の姥ケ谷の除草でございますが、先ほど私の答弁で宮代台と答弁いたしまし

たが、ちょっと位置的に分かりやすいので宮代台という言葉、位置を使わせていただいたんですけれども、宮代台を通っている姥ケ谷落の右岸側というんですかね、国納側の除草工事をやっております。宮代台団地内を通っている姥ケ谷落につきましては、自治会さんのほうでやっていただいていることは認識しております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

排水路の関係は分かりました。

それで、今、14地区がこの公園管理協定を結んでいるということで、私は細かいところを聞く気持ちはなかったんですが、実際に、この管理協定を締結する対象がどれぐらいあるかということをまず求めたんです。公園のない地区もありますから、そういうところは対象から外れるんじゃないかと思いますけれども、その対象地区、いや、全部ですよと言われれば、それで構わないんですが、地区数は全部で77ぐらいあるんだよね、たしかね。

それで、報奨金がさっき言いましたように18万6,000円、トータルで、しか出ていないんですよね。それで、実際協定を結んだ地区がどういうことをするかというのは左側に、町はどういうことをするのかというのは右側に簡潔に書かれているわけですけれども、実際にこの報奨金を含めて、あるいは報奨金を超える費用支出があった場合、持ち出しになるわけですけれども、そういう面で締結している地区から、あるいは自治会から問題の指摘というのはこれまでなかったのか。もうかなりこれ最初の協定開始から時間が経過しているわけですけれども、その点についてお伺いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（宮野輝彦君）　まちづくり建設課、宮野と申します。

こちら対象自治会数ということに関しましては、大変申し訳ないんですけれども、基本的には、先ほど委員さん言われたとおり、公園のある地区の地区が協定の対象地区というような形になるというふうに考えております。ただ、ちょっと対象地区数が全部で幾つなのかということに関しては、ちょっと今、数字を持っておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

自治会のほうから、協定を結んでいる自治会のほうからそういったお話があるのかどうかというお話ですけれども、やはり先ほど前段でもございましたとおり、草刈り等についてちょっとご相談を受けたりするということは、負担について、そういったようなことについてはお話があったということでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

公園が小規模あるいは中規模レベルであれば、この管理協定を締結してやるというのは妥当だと思うんですが、大規模な公園を持っているところというのは、所詮住民の力ではいかんともし難いんで、シルバーに頼むとかということになれば、はるかにこれオーバーする金額です。

報奨金の算出の仕方というのは決まっていますから、それで実際どれぐらい必要なのかというのは当然試算するわけですけれども、大規模な公園を抱えるところというのは、ちょっと割が合わないというか、かなりのやっぱり持ち出しになっちゃうんです。だから、協定を締結しないという。

それで、町に年２回除草していただくという形になるんですが、そういう各地区、自治会でどういう公園を抱えていらっしゃるかということで、これでよしとするんであれば、それでいいんです

が、そうでないところでかなり協定を結んでいないところもやっぱりあると思うんで、これからこれを拡大するということもなかなか難しいと思うんで、実際、私どもが考えるに当たって、確かにもうこの制度はいいんですけれども、やはり一定の規模以上のやつは単価を上げるなりちょっとしないと、締結するまでは持っていけないというふうに思っているんですが、全体でこれ18万5,000円しか出ていないんですよね。6,000円しか。この点について、最後にお伺いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君）　まちづくり建設課長の石塚でございます。

公園管理協定につきましては、平成21年度から実施しておりますので、既に12年ほどたっております。この公園管理報奨金ができた内容というか、背景といたしましては、基本的には町の公園ですから、町が除草等を行うのは当然のことだと思っております。

当時は、町が除草等を全て行っていた公園と、この公園管理協定は結ぶ前なんですけれども、地元の自治会で草刈りとか仮剪定などは自主的にボランティアで行っていただいているところが幾つかございました。

当時、私も担当しておりましたので、町が、町の公園だから町が全てやるということではなくて、地元の意向を踏まえて、地元が積極的に管理をいただいているということに対しては、何らかの報奨というか、お手伝いをさせていただきたいということで始まったのがそもそものこの報奨金でございます。

そのために、西村委員さんおっしゃるように、大きな公園は、当然管理が大変になりますので、なかなか地域としても持ち切れないというのがございますので、当初からそういう大きな公園や広場につきましては、どうしても自治会のほうでやるよということでお話をいただければ対象にはしておりましたが、基本的には自治会で管理できる公園を対象に行っております。

そのため、学園台の自治体などは、全ての公園、広場ではなくて、一部の公園について協定を結んでいらっしゃいます。それはほかの自治会も同じでございます。

ですので、そもそも報奨金が出た趣旨といたしましては、町としては何もお出ししていなかった、支援できなかった部分を少しでもご支援ができればということで、当初は軍手や、もしくは飲物代などに充てていただきたいという趣旨、それに加えて、各地区でごみの、指定袋にもなりましたので、その指定袋の配布などについて支援をさせていただいているということですので、除草作業全般について、その費用を町が補助しているという趣旨ではまずございませんので、そこをご理解いただきたいと思います。

ただし、10年以上がたちまして、当時の状況とは、自治会の構成員の方の年齢層も大きく変わってきておりまして、確かに自治会の組織自体が高齢化も進んでいるような状況で、当時とは体力的にも違ってきているというのは、ほかの幾つかの自治会さんからもお話をいただいておりますので、見直しの時期にあるのかなというふうには思っております。

その点も踏まえて、今後、早期に検討はさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　ありませんね。

ないようですので、以上でまちづくり建設課の

質疑を終了いたします。

暫時休憩といたします。

休憩　午後　１時２５分

再開　午後　１時２７分

○委員長（山下秋夫君）　それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより教育委員会の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○教育長（中村敏明君）　こんにちは。

教育長の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育推進課長（大場崇明君）　こんにちは。

教育推進課長の大場でございます。よろしくお願いいたします。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

こんにちは。

学校教育担当学校管理幹兼副課長の塚越と申します。よろしくお願いします。

○生涯学習室長（飯山　武君）　こんにちは。

生涯学習室長の飯山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育推進課主幹（青柳　誠君）　こんにちは。

教育総務担当の青柳と申します。よろしくお願いいたします。

○教育推進課主幹（小島英樹君）　お世話になります。

学校教育担当、小島です。よろしくお願いします。

○教育推進課主幹（青木　豊君）　よろしくお願いします。文化財保護担当、青木と申します。よろしくお願いします。

○教育推進課指導主事（加藤裕一君）　こんにちは。

学校教育担当の加藤です。よろしくお願いいたします。

○教育推進課指導主事（鵜川裕介君）　こんにちは。

学校教育担当、鵜川でございます。よろしくお願いいたします。

○教育総務担当主査（加藤正久君）　こんにちは。

教育総務担当主査の加藤です。よろしくお願いします。

○生涯学習・スポーツ振興担当主査（川﨑章人君）

こんにちは。

生涯学習・スポーツ振興担当の川﨑と申します。よろしくお願いいたします。

○生涯学習・スポーツ振興担当主任（大越一範君）

こんにちは。

生涯学習・スポーツ振興担当の大越と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たりましては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

それでは、質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村でございます。

７点質問をさせていただきます。

決算書164ページ、成果書174ページ、小中学校適正配置事業についてです。群馬県の甘楽町での研修での詳細を教えてください。あと、委員の方の感想などもお伺いしたいと思います。

２問目、決算書166ページ、成果書177ページです。交通安全防犯対策事業について、スクールガードの方々へのボランティア保険などには入っているのか、その辺、教えてください。

３問目、決算書177ページ、子ども110番の家は、どのように募集をしているのでしょうか。また、子供たちへの周知はどのようにされているのかお伺いいたします。

４問目、不登校対策事業について、決算書166ページ、成果書178ページです。こちら町独自のボランティア相談員も配置をいただいているとのことで、ご配慮ありがとうございます。さわやか相談室では、教室以外で生徒の居場所になっていたり、保護者の相談できる場所として実施をされていると思いますが、そこで子供たちの話に耳を傾けて登校ができるようにということで、具体的にどのような支援をしているのか教えてください。

５問目です。決算書166ページ、成果書178ページ、小中一貫教育推進事業についてです。８節の報奨金は、外国語の補助員の方のものでしょうか。それと、小中学生が一緒に学ぶ機会はどれくらい確保しているのでしょうか。

もう１点、中１ギャップの解消につなげることができたということですが、どのようなことができたのか詳しくお伺いいたします。

６点目です。決算書176ページ、成果書182ページ、小学校学力向上推進事業についてです。非常勤講師の配置により、少人数指導できめ細やかな指導をいただいているとありますが、具体的にどのくらい時間、いつ、どのようにされているのか教えてください。

最後になります。決算書184ページ、成果書186ページ、人権教育推進事業についてです。人権作文などで児童生徒一人一人が人権問題について考える機会になったとありますが、例えば夏休みの宿題で人権作文などが出ていたと思うんですけれども、子供も、保護者からも何と説明していいのか分からないという話をよく聞いております。

私は、人権は特別なものでなくて、どんな人でも尊重されて大切にされなければいけないという、本当に基本的な誰でも知っていてほしいと思うことなんですけれども、自分とはちょっとかけ離れた、何か人権問題というと、何かそういうイメージがあるのかなと思う印象を受けるので、その辺をどのように考えて、身近に感じてもらうようにどのようにしているのかお聞かせください。

以上になります。

○委員長（山下秋夫君）　答弁願います。

教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青柳　誠君）　教育総務担当の青柳です。

１点目の適正配置事業の甘楽町の視察研修の内容についてお答え申し上げます。

視察研修につきましては、令和２年２月14日に実施をいたしまして、群馬県の甘楽町に審議会の委員と事務局で視察研修を行いました。甘楽町につきましても、中学生を３校から段階的に１校に再編したということがありましたので、その事例を聞きに伺ったということでございます。

実際の研修先では、事前にあらかじめ質疑をお送りさせていただきまして、その当時の教育委員会の方々ですとか、その方と審議会の委員の皆様で意見交換、質疑を行いまして、再編に至るまでの背景ですとか、あとは実際にどういう手続、段取りといいますか、それで進めたのかというような意見交換を行いました。

その後、実際に１校に、新設校なんですけれども、実際に新設された小学校、学校のほうに行きまして、そこの校舎ですとか、あとは体育館が防災機能を有している体育館ということで、実際にその体育館のほう等も現場を見させていただきまして、そこでの実際に防災機能ですとか、食堂なんかが、体育館には、災害になったときには住民の方が一堂に、避難所としてもちろん開設される

んですけれども、そのときに、その学校では食堂なんかが１か所で全員のお子さん、子供たちが集まって食べられるような食堂を完備しているということで、そういったところがいざ避難所となったときには、被災された皆さんが集まってそこで食事がとれるような機能を有しているとか、そういった具体的な現場の確認などを行いました。

甘楽町につきましては、３校から１校ということだったんですけれども、やはり山間部ということもありまして、都市部と実際には山間地域でかなり生徒数の偏りがありましたので、一概に宮代町と全てがもう一致するかと言われれば、そういうわけではないんですけれども、そういった背景があるような話を伺いました。

委員の皆様からは、特に視察された実際の建物などが大変参考になったですとか、あとは、実際に部活動の取組なんかも活発化したようなお話が聞けて参考になったというような感想をいただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

それでは、学校教育担当の塚越と申します。

まず、決算書の166ページ、成果書の177ページのスクールガードのボランティア保険のことですけれども、こちらのほうはボランティア活動保険というものに入っておりまして、大体の人数で、今年度、これぐらい活動していただけるかなという人数のものを保険のほうに加入をしております。１年契約のもので入っております。

続いて、成果書の177ページ、110番の募集、子供への周知についてでございますけれども、募集につきましては、各学校ごとに地域の方々に学校だより等や改めての文章等を通じまして、協力へのお願いをしております。

また、子供たちにつきましては、年度当初等に子供たちの下校のタイミングの中で、こういった場所があるということでお話をしながら、また看板についても、こういう看板があるうちについて、110番の家で、何かあった場合には、そちらのほうに助けを求めたりというようなことで各学校でお話をしているところです。

続きまして、決算書166ページ、成果書178ページのボランティア相談員につきまして、ボランティア相談員、さわやか相談室につきまして、具体的な支援をということですけれども、こちらのほう、やはりなかなか教室に入るというものが難しいお子さんたちがこちらのほうの教室に通っているということが多いです。

そのために、一律にこういったものをということで指導をしているわけではなくて、その子供たちに合わせて指導をしています。例えば実際に学習を進めたりでありますとか、やはり子供たちの気持ちといいますか、心持ちを和らげるための活動をしたりとか、そういったことをしながら、その子、その子に合わせてさわやか相談員やボランティア相談員、あと学習支援員という者がおりますので、その者たちが状況を見ながら対応しているというところでございます。

続きまして、決算書166ページ、それから成果書178ページの小中一貫教育についてでございます。こちら講師の謝金というものにつきましては、小中一貫推進委員という方がいらっしゃいまして、その方々が、年２回の推進委員会というものがありまして、一般で公募されている方につきまして謝金を出しているものになっております。

それから、２つ目の小中一貫の成果でよろしいんでしょうか。

すみませんでした。一緒に学ぶ機会ということですけれども、学ぶという、改めてこの授業を、

何かをするということではなくて、例えば朝のあいさつ活動を中学生が小学校に赴いて一緒に活動したりでありますとか、こちら成果書の179ページにありますが、英語教育の推進ということで、年１回、各中学校区ごとに英語での交流会を行っております。

具体的には、こちら中学２年生と小学６年生がそれぞれ体育館のほうに集まりまして、英語での交流会を行っております。こちらのほう、基本は郷土の偉人、島村盛助さんを顕彰する会というふうになっておるんですが、英語の活動を通じながら交流し、共に学ぶという場を設けております。

それから、中１ギャップにつきましては、各中学校区ごとに生徒指導等の一貫したプランをつくりまして、あいさつ運動についてでありますとか、そういったものを共通した取組をつくりまして、子供たちが小学校から中学校に行ったときに、同じような取組で生活ができるというような形のプランをそれぞれの中学校区ごとにつくっておりまして、そういった小学校から中学校に行ったときのギャップをなるべくなくすというような取組をそれぞれの中学校区ごとの教員同士で話をしながら進めているところでございます。

それから、決算書の177、それから……すみません、10款ですね。失礼しました。176、それから成果書が182ページ、学力向上非常勤講師のほうですけれども、これは各学校ごとに２名配置しておりまして、月曜日から金曜日まで、この方々、先生方に入っていただいております。時間も１日7.5時間ということですので、基本的に朝から放課後まで子供たちの指導に当たっていただいております。

どのようにということですけれども、基本的には担任と一緒に授業に入りまして、いわゆるＴＴと言われるものを行っておりまして、担任主導の授業の中で、この非常勤講師の先生が子供たちのサポートに入るというような形で取り組んでいることが主になっております。また、場合によっては、１つのクラスを２つに分けて、担任とこちらのほうで指導をするという場面もあるということになっております。

続きまして、決算書184ページ、成果書が186ページ、人権教育につきまして、委員おっしゃるとおり、やはりどの人も尊重されるということをメインに進めているところでございます。子供たちにも改めて、もちろん作文を書く場面では、どのような書き方があるのかという指導はしていますが、人権につきましては、どの人にも、どの人も尊重される、みんなが同じように生活できる、みんながみんなすばらしいものなんだということを常に指導しながら進めているところです。

ですので、取り立てて作文を書く場合には指導する場面もありますが、日頃からこちらの人権につきましては、事あるごとに子供たちにそういった対応をしていくようにというようなことで指導をしているところでございます。

以上になります。

○委員長（山下秋夫君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。どうもありがとうございます。

１問目から再質問をさせていただきます。

小中学校適正配置の視察の件なんですけれども、こちらの甘楽町に行ってみて、３校から１校になったということでの、山間部ということで状況も違うと思うんですけれども、宮代町でもこういう考えになっているという、１校にするということが前提になっているのかとか、もう一度お伺いさせてください。

２点目なんですけれども、スクールガードの方々が300人ぐらいいらっしゃいまして、こちら

の皆さん、ボランティア保険に入られていて、謝金のようなものはないということで、暑い中、とても大変な状況の中、本当にお世話になっておりまして、いつも本当にボランティアでされていることに皆さん、感謝をしております。

それで、途中で皆さん、徒歩で行き帰りされているので、高齢の方も多いので、急に具合が悪くなったりとか、そういうことも心配になっていたんですけれども、保険に入っているからいいということではないんですが、入っているということを聞いて安心しました。

それで、スクールガードの方々のケアといいますか、そういうことも少し考えていただくことはできるのかというのをもう一度伺いたいと思います。

３点目なんですけれども、子ども110番の家ということで、子供たちも登下校のときにそれを承知しているということで安心いたしました。

４点目なんですけれども、教室に入るのが難しい子たちの一人一人に合わせて対応いただいているということで、成果のところに登校ができたということがあったので、その辺を、どういうことなのかというのをもう一度ちょっとお伺いをしたいと思います。

５点目なんですけれども、あいさつ活動を通して小中一貫の交流で、あまり中学に行ったときに状況が変わらないように配慮をしているということで承知をいたしました。あと、英語活動で交流をということで、もっと交流する時間があるといいなと思ったんですけれども、この辺が小中一貫教育の講師の方もいらっしゃるということで、その辺はどのようにあいさつ以外に考えているのかということをもう一度お伺いいたします。

６点目なんですけれども、小学校の学力向上推進事業ということで、各学校２名の非常勤講師の方が月曜日から金曜日までいらしていただいているということで、各校に２名の講師の方がどんな時間、何の時間のときに、全てに入れないので、その辺をもう少し詳しく、どのように定義というか、されているのか、もう一度お伺いいたします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　答弁願います。

教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青柳　誠君）　教育総務担当の青柳です。

再質問の１点目、宮代町でも３校から１校ということが前提かどうかということなんですけれども、現在、町のほうで策定しています小中学校の適正配置計画によれば、中学校については、３校から１校が適正であるというふうになっております。

ただし、これについては平成28年度に議会から請願をいただきまして、慎重に進めるようにお願いしたいということをいただきまして、それを受けて、ちょうど昨年の７月に再度、審議会のほうを設置いたしまして、今の、現在の計画の検証を今、順次行っているという段階でございます。

その検証を行いました結果、審議会から答申を受けて、また再度、町のほうで検討していくものというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育担当、塚越です。

スクールガードの皆さんのケアということですけれども、各校、小学校にですけれども、スクールガードリーダーさんという方がいらっしゃいますので、その方を中心として学校と連携をして、リーダーさんがやはりそれぞれのスクールガードの方たちといろいろお話をしていただいています

ので、そういったリーダーさんを通して学校が話をしながら、その辺のケアといいますか、対応をしながら、今後もご協力いただけるように進めていきたいと考えております。

実際、今、やっているところもありますけれども、それをまたさらにしっかりとできるように対応してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、さわやか相談室のことですけれども、教室に戻れるというところもありますけれども、なかなかそれが難しいというところもあったりもします。様々な状況で、子供たちがそういった教室に入れたりとか、またなかなか難しいというところがありますので、さわやか相談室だけではなくて、これは当然のことなんですけれども、子供たちの担任も含め、それから学校の管理職も含め、関わりを持ちながら進めているところでございます。

そういった中で、教室に戻れることもありますし、なかなかそれが難しいというところもあるんですけれども、学校全体で、さわやか相談室だけではなくて取り組んでいるというところがあります。

それから、小中一貫のことですけれども、交流する時間をもう少しというところです。各学校とも様々、長期の休みを使いながら、教員たちがどのような交流といいますか、子供たちの関わりも含めてできるかというところを話をしております。

なかなかやはりそれぞれの時間割と、簡単に言うと時間割というものがありますので、それを超えて交流をしていくというのはなかなか難しいところかなというふうに思っております。今後は、お話を今、いただきましたことを各学校、校長を含めて、持ち帰らせていただきまして、なるべく交流の時間、どういったところでできるかということを考えさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それから、学力向上の非常勤講師ですけれども、教科でいいますと、主に算数が多いというふうに各学校からは聞いております。算数で、しかも高学、３年生以上の算数に入っていることが多いです。

ですから、１、２年生につきましても、なかなか毎日は入れないところがありますけれども、時間割を組みながら、１、２年生のサポートに入れるところは入っていただいて学習に取り組んでいることが多いというふうに聞いております。

以上になります。

○委員長（山下秋夫君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございます。

２点だけ、もう一度再質問をさせていただきます。

２点目のスクールガードの方々への謝金というか、のは今後もないということでよろしいのかということと、あと、４点目の不登校対策事業についてなんですけれども、私も、登校を促すものだったり教室に戻らせるということが目的ではなくて、その子が楽しく時間を、自分らしく時間を過ごせて、その子を励ましてあげて、それによって登校ができたりとか教室に入れたりということは、その結果であって、それが目的ではなくて、なので励まして、とても多分、勉強もしたいと思いますし、本当は教室に入って授業をしたいという気持ちがある中で、どうしても入れなかったりとか、そういうこともあると思うので、その子のいい部分を励ましてあげて、そこの登校につなげるということではないんですけれども、それが結果、自信がついてそういうことになったら、本人がそれを望んでいるんだとしたら、それが、そういうことをしていただけることがうれしいなと思いまし

た。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育担当、塚越です。

スクールガードの方ですけれども、謝金につきましては、今のところありませんし、今後につきましても、今のところでは、ちょっとなかなか難しいかなというふうに考えてはおります。

それから、不登校につきましては、委員さんおっしゃるとおり、やはりその子供たちがどう過ごしていくか、どう成長していくか、やはりどう生きていくかという部分かなというふうに思っております。それはそのとおりだなと思っておりますので、いただいたご意見を学校のほうにも伝えて、子供たちが自信を持って生活できるように指導していきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

４点ほど質問させていただきます。

ちょっと細かいことで申し訳ないんですけれども、まず１点が成果書の175ページのスポーツ振興のところで、真ん中からちょっと下のほうになるんですが、宮東テニスコートなどのグラウンドでは延べ４万6,654人、学校の体育館や校庭での学校開放においては３万8,105人の利用があり、多くの方々のスポーツ、健康づくりの場として活用をいただくことができましたとあるんですけれども、成果書の196ページになるんですが、主な実施内容というところで、町内グラウンド、テニスコートの利用状況ということで表があるんですけれども、29年度、30年度、元年度という形でだんだん減っていまして、特に元年度はすごい減っているということがあるので、これは何か原因みたいなものがあるのでしょうか。ちょっとお聞きいたします。

それから、先ほどの前段の委員も質問されていましたが、不登校対策事業ということで、令和元年度の不登校の児童生徒は21人でしたということで、これ予算としては818万1,000円ですか、これで何人の人が登校できるようになったかということをお聞きいたします。

それから、３問目なんですが、179ページの成果のところなんですけれども、下のほうで百間中学校区の研究の成果をほかの中学校区にも広めとあるんですけれども、これ上のほうにいろいろあるんですけれども、郷土の偉人、島村盛助を顕彰する英語活動発表会のことを言っているのか、ちょっとお聞きいたします。

４問目なんですが、成果書の180ページになります。町民みんなが先生というところなんですけれども、部活動等で14人の方々が中学生の指導を行いましたとあるんですが、部活動以外ではどういうことを教えられていたかをお教えください。

以上、４点です。

○委員長（山下秋夫君）　ここで休憩としていきたいと思います。

暫時休憩としていきたいと思います。

休憩　午後　２時０３分

再開　午後　２時１８分

○委員長（山下秋夫君）　それでは、再開をいたします。

外で工事をやっているもんですから、音がちょっと大きな音がするもので答弁ないし、あと質問のほうをはっきりと端的にお願いします。

それでは、答弁のほうお願いします。

生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

ご質問いただきました成果書の196ページ、社会体育施設維持管理事業におけるグラウンドの前年度対比の内訳でございます。

グラウンドにつきましては、雨天による利用中止というようなことがブレインとしてありますが、昨年度におきましては、グラウンドを定期的に利用されている団体、週に５回ほど利用されていた団体が、昨年度におきましては活動回数を減らしたということで、週５回から週３回に減らされたというような団体の例がございました。

また、グラウンドによりましては、ソフトボールでありますとか、あるいは地元の幼稚園の運動会に使われているような例もございます。運動会自体は実施できたところですが、その練習をするに当たりまして、グラウンドも使っていただいていると、そういったことが練習をする際に、雨天で活動ができなかったというようなことが大きな減収になった要因であると考えてございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）　学校教育担当、塚越です。

成果書の178ページの不登校対策につきまして、登校できるようになった人数ということでお伺いしたところでございますけれども、その人数につきまして、何人という数字は、大変申し訳ありませんが、持っておりません。

ただなぜこのようなことが言えるかと言いますと、やはりこちら、先ほどの質問の中でもありましたが、さわやか相談室等の役割につきましては、やはり子供たちとの関係をなるべく絶たないようにというようなことでそれぞれ対応しているところでございます。

減少傾向にあるというふうに答えた１つの例としましては、一昨年ですかね、学校になかなか足が向かなかったお子さんがいるんですけれども、その子がさわやか相談室に通うようになれたというような事例もあります。そこで、そのボランティアさんであるとか学習支援員さんとともに、学習ができるようになったということで、こちらの学校のほうに通えるようになったという事例もあります。

そういったものを少しずつ増やしながら、子供たちの対応をこれからもしていきたいなというふうに考えております。

続きまして、179ページ。

百間中学校区での研究、お披露目というところでございますけれども、こちらは何かといいますと、平成26、27、28、29の４年間ですね。百間中学校区、百間中学校を中心として東小学校、笠原小学校で、英語教育についての研究を文科省から指定を受けまして４年間行っていたというものがあります。これは、小学校の英語が小学校に入ってくるというものについて、先行的にこちらの中学校区で取り組んだものになります。

そこで４年間蓄積したものがございますので、そういったものを町内の小中学校に広めて、さらに英語教育の充実を図っていくというようなものになっております。

続きまして、180ページの町民みんなが先生制度につきまして、部活動以外でということですけれども、これは外国籍のお子さんに対して日本語の指導を行うということでご協力をいただいた方がいらっしゃいます。なかなか日本語が難しいお子さんがいましたので、その方を通じて子供たちの支援を行っていただいたということになってお

ります。

以上になります。

○委員長（山下秋夫君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

そうしますと、何かグラウンドでちょっと使い勝手が悪くなったとか、あと申請がしにくくなったとか、そういうことがあるわけではないということでよろしいわけですね。分かりました。

あと２問目で、やはりちょっと難しいところがあるとは思うんですけれども、やはり一人でも多く学校に通えるようになっていただきたいなと思いまして、ちょっと質問させていただきました。

今後とも大変だと思うんですが、よろしくお願いいたします。

あとそうですね、３問目の件については、４年間の実績ということでということですね。私も英語がとても苦手な人間だったものですから、こうやって長い年月をかけながら向上させていくという、これはすばらしいことだと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

あと４問目も分かりました。

ありがとうございました。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

私自身が中学校のＰＴＡ会長をしていたこともあったりとか、小学校や中学生の保護者の方から、これは聞いてほしいというたくさんのご要望をいただいておりますけれども、全ては質問できませんので、精査して質問をいたしますが、ちょっと多くなってしまいますので、よろしくお願いいたします。

成果書に沿ってご質問させていただきます。

成果書177ページになります。

交通安全防犯対策事業で学校安全体制推進スクールガード、スクールガードリーダーのところになります。

児童の登下校において不審者が増える中で、また児童が犯罪に巻き込まれる危険性が高くなる中で、スクールガードは絶対に必要な存在となっています。ただし、一方でスクールガードの成り手がかなり不足しているという現状もあります。登下校時にスクールガードがいない通学路も増えてきております。スクールガードはどのように募集しているのでしょうか。また、定着させるためには何か工夫をしているのでしょうか。

続きまして、成果書178ページ、小中一貫教育推進事業になります。

中学生が小学生に学習ボランティアとしてサマースクールで支援を行っているということですが、これ非常に教育上有意義があると思っております。

中学生にとっては、小学生に教えることで分かりやすく丁寧に教える工夫をすることで教える力が身につきます。また、小学生にとっても、大人ですと、何でこんなことも分からないのかなどと言われて気軽に聞けなくなってしまうことや、その児童を傷つけてしまうケースが多々あります。中学生だと丁寧に教えてくれるし、教わる小学生も余裕を持って教わることができます。中学生にとっても、小学生にとっても、大変いいことです。

そこで質問ですが、サマースクールは全校で行っているのか。具体的に、中学生はサマースクールでどのように小学生に学習の支援をしているのか、また教わる側の小学生の反応を教えてください。

続きまして、成果書180ページの町民みんなが先生推進事業になります。

先生方が年々多忙となり、また経験不足などで部活動の顧問の成り手がなかなかいないという現状がある中で、外部指導員が入るということは大

変いいことだと思っております。

どんな部活に外部指導員がいるのか、また外部指導員になるには何か資格などが必要なのか、そして、先生方とはどんな連携を行っているのか、外部指導員は今後も増やしていくのかお聞かせください。

続きまして、成果書180ページの英語教育推進事業になります。

小中学校の英語教育は、将来のグローバル化を見据えると大変意義のある教育事業です。英語の授業では、ＡＬＴの先生もいて、ほとんどが中学校は英語で行っているということもあり活気もあります。直接ネイティブな発音を聞いているので、私のころとは異なり、英語を身近に感じることができます。

ただ一方で、英語の授業についていけない児童・生徒もいることも事実です。私が中学校のＰＴＡ会長をしているとき、英語の時間を退屈そうにしている生徒が何人かいました。こうした英語の授業についていけない児童・生徒へはどう対応しているのでしょうか。

続きまして、成果書181ページの小学校施設整備事業になります。

小学校劣化診断調査にかなり大きな予算を使っていますけれども、こちら結果はどうだったのでしょうか。

続きまして、成果書182ページの小学校学力向上推進事業になります。

成果の中に児童の伸びや課題を明確にし、児童一人一人の実態に応じた指導を行うことで基礎・基本の定着を図ることができたというふうにあります。確かに、宮代町は他市町村と比べて小学校の基礎学力の定着はいいほうです。

ただし一方で、授業についていけない生徒が少数ですけれども、いることも事実です。先生と非常勤講師の先生がこうした授業についていけない生徒に対してどんなフォローをして基礎・基本を定着させていくのかお聞かせください。

続きまして、成果書の182ページになります。小学校環境教育推進事業です。

今年の初夏の長雨、そして８月の猛烈な酷暑、大型台風の到来など、地球温暖化による気候変動が近年顕著になっております。環境教育の重要性が増しているところです。

また、2025年からは久喜宮代衛生組合が解消され、久喜市にごみを委託する予定です。ごみの委託料はごみ量に応じて支払うので、ごみ量を減らせば委託料も減らすことができます。ごみの減量という観点からも、環境教育は重要だと考えております。今後、環境教育を一層充実させていかなければと思いますが、こちらはいかがでしょうか。

続きまして、成果書184ページの中学校学力向上推進事業になります。

成果の中に、その教科が苦手な生徒や理解に時間がかかる生徒等、個別に支援が必要な生徒への指導を充実させることができましたとありますけれども、教科が苦手な生徒を先生と非常勤講師の方が協力して、個別的にどのように支援や指導をして基礎学力を定着させているのかお聞かせください。

続きまして、成果書184ページの学校給食運営管理事業になります。

給食において世界の料理を出すということは、これすばらしいことですし、町内外とも評価が高いです。保護者の方々にも評判は上々で、私の子供も世界の料理が出る日を楽しみにしています。

しかし一方で、その国について、世界の料理の国ですね。国についてどこにある国なの、どんな国なのと尋ねると、分からないとすぐに言います。ほかの保護者に聞いても同じような感じです。

世界の料理を出す日は、事前に児童・生徒にどんな国なのか、朝の学活の時間でもいいですし、社会の時間でもいいですし、給食で出された料理の国がどこにあるのか、またどんな国なのかは簡単に解説をしてあげることはできないでしょうか。

そうすれば、地理の教育にもつながりますし、グローバルな視野の広がると思っております。

給食はもう１点あります。

コロナ禍において外出が制限され、飲食業が大打撃を受けています。それに伴い、お米の消費が減り、米価が下がり、農家さんにとっても死活問題となっています。コロナ禍においてお米の消費を上げ、また農家さんへの救済も踏まえ、学校給食において、コロナが終息するまでパンやうどんなどを極力少なくして、できる限り、お米のご飯にしていただきたいということはできないでしょうか。

続きまして、成果書の185ページ、社会教育活動事業になります。

人間は幾つになっても学びたいという欲求があります。みやしろ大学では、シニア世代の生きがいや健康づくりにつながる講座、ウオーキングなどをテーマに開催していることで、シニアの方のニーズに合った講座でいいのかなと思います。

ただ一方で、本格的な講義を聞きたい、もっと本格的に勉強したいというシニアの方もいらっしゃいます。我が町には日本工業大学があります。日本工業大学と共同でシニアの方が本格的に大学で学べるような仕組みづくりをつくってほしいと考えますけれども、いかがでしょうか。

例えば、学生と一緒に聴講でき単位がもらえるとか、名誉教授を中心として前期・後期のカリキュラムを組むとかです。日本工業大学も地域に開かれた大学校としてイメージも上がり、国から補助金をもらえるメリットもあります。

続きまして、成果書188ページの青少年健全育成事業になります。

放課後子ども教室の開催ですが、現在、百小のみで行っています。来年度はほかの小学校で行う予定はあるのでしょうか。ちなみに、近隣の自治体では、杉戸町が６校中３校、久喜市は23校中23校、春日部市は22校中21校で行っております。

続きまして、成果書の197ページの生涯スポーツ振興事業になります。

少年少女スポーツ推進事業のスキー教室は、こちら児童に物すごく人気が高く、私の子供も毎年楽しみにしている事業の一つです。しかし、近年地球温暖化によりスキー会場が雪不足ということで中止になる年が増えています。日光湯元温泉スキー場が会場になっていますけれども、雪が明らかに少ないときは別のスキー場に変更するなど柔軟な対応はできないのでしょうか。

続きまして、成果書201ページの進修館管理運営事業になります。

資料館管理運営事業ですが、資料館がある町というのは県下でも非常に数が少ないです。郷土資料館は郷土の歴史や文化を知り、さらに貴重な町の資料を保管し公開する、町の郷土を知り、保存、伝えていく重要な役割を担っております。

町内では、３小学校３年生が社会科見学で郷土資料館に学びに来ますが、私としては、郷土愛を育てるため、また郷土に誇りを持ってもらうため、そして将来宮代町に定住してもらうために小学校では高学年で資料館で学ぶ、さらに中学校でも、例えば２年生で再度郷土資料館で学ぶ機会をつくっていただきたいのですが、こちらはいかがでしょうか。

また、一般の市民の方についても、市民ガイドクラブの案内で、郷土資料館を訪れて町の郷土に興味を持ったという町民の方もいますので、町民

にもっとＰＲすべきだと思いますが、こちらもいかがでしょうか。

最後になります。決算書の174ページになります。ＰＣＢ廃棄物処理手数料です。

こちらどこにＰＣＢが使われていたのか教えてください。

以上になります。

○委員長（山下秋夫君）　学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育担当、塚越です。

まず171ページ、交通安全スクールガードの成り手についてどのように募集をかけるか、その工夫はということですけれども、先ほどもお話をしましたが、募集につきましては、各学校ごとにそれぞれ、失礼しました。こちらはスクールガードにつきましては、スクールガードリーダーさんを中心にお声がけをさせていただいているというところがあります。また、各学校でも先ほどの110番の家と同じように、学校だより等を通じまして地域の方々にご協力をいただているというところがあります。

今後も、そのような取組、例えば、学期ごとでありますとか、そういったときに期間を少し短く取りながら、お声がけといいますか、募集のほうをかけていって、なるべくこちらのほうご協力いただけるように働きかけを学校とともにしていきたいなというふうに考えております。

続きまして、178ページの小中一貫教育サマースクールにつきましてですが、こちら全学校でやっているというふうに聞いております。

具体的な支援につきましては、基本的に子供たち、小学生が集まってきたときに、中学生に丸つけのお手伝いをしていただいたり、場合によってはその解き方について指導をしてもらっているというところがあります。

子供たちの反応としましては、やはり知っているお兄さん、お姉さんから指導してもらえるということで、気軽に質問ができたりですとか、学習に取り組む意欲といいますか、取り組みやすい、聞きやすいというところがあってとても好評であるというふうに聞いております。

続きまして、180ページの町民みんなが先生制度に係る部活動の担当ですけれども、様々な部活動に協力をいただいております。例えば、剣道でありますとか野球、ソフトテニス、サッカー、バレーボール、卓球、そういったものにご協力をいただいております。

特に、こちらにつきましては資格というものはございませんで、地域の方でそういったものを指導していただける方にはご協力をいただいているところでございます。

こちら今後増やしていくかというところでございますが、状況を見ながらご協力いただける方がまたいらっしゃる場合には、その都度検討をしていければというふうに考えております。

続きまして、180ページ、英語教育推進事業、それからすみません、これは一緒にお話をさせていただければと思うんですが、182ページの小学校学力向上推進事業、それから184ページの中学校学力向上推進事業、それぞれ学習についていけない子供たちへの指導についてということでお答えをさせていただきます。

そちらに書かせてありますように、授業の中でそのチームティーチングや少人数、習熟度別に学習をしている中で対応しているのが基本となりますけれども、授業の中で対応していく部分と、あとは個別に休み時間などに声かけをしながら、子供たちの支援をしている時間もございます。

時間をなかなか限られた中での指導になりますので、その子その子に合わせまして、この担当と

それから講師のほうで連携を図りながら、こちらのほう指導をしているということになっております。その子に合わせてこちらも進めているというふうになっております。

すみません。あと町民みんなが先生制度の中ですみません、１つ忘れてしまいました。

担当の教諭と顧問との連携ということでございますけれども、こちら部活動の中で担当教諭とその指導をしていただける方、常に連絡は取り合っているというふうになっております。子供たちの状況、そういったものをこの話合いをしながら指導をしているというふうになっております。

以上になります。

すみません。環境教育ですね。失礼しました。

182ページ、環境教育になります。

こちら委員おっしゃるとおり、やはり環境につきましては、これからやはりしっかりと考えていかなくてはいけないかなというふうに考えております。

そういったことを踏まえまして、宮代町では子供たちにその環境について考えていただくために、子ども環境会議というものを毎年行っております。その中で、子供たちの中から出てくる様々環境に対する取組、こういったものをその会の中で取りまとめまして、学校から来る各子ども環境会議の委員が各学校に持ち帰って、またその学校の中で環境について考えを深めていくというような取組を毎年行っております。

今後も、同じような取組を進めながら、子供たちに環境について考えていただき、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいければなというふうに考えております。

以上になります。

○委員長（山下秋夫君）　教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青柳　誠君）　教育総務担当の青柳です。

私のほうからは、給食についてご質問にお答えさせていただきます。

まず学校給食の１点目、世界の料理について実際その国がどこにあるのかとかというのが分からないので、そういった地理的な面も含めて、学校の中でそういった時間を設けられないかというご質問でございますけれども、確かにご指摘いただきましたとおり、今日、外国料理を提供して、その外国の場所も分からないということですと、確かに教育上の観点からもありますので、実際、給食主任の先生とまた栄養教諭の先生で毎学期、給食研究会、教育委員会も含めて、そういった会議を行っておりますので、そういったご意見をいただいたということをちょっと共有させていただきまして、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

２点目のコロナ禍における米の消費について、学校給食、お米だけにできないかということでございますけれども、学校給食につきましては、年間、やはり大量のお米ですとかパンとかの消費の関係がございますので、やはり年間であらかじめその計画を策定しております。その中でバランスのいい食生活ですとか食育の観点からも、パンですとか麺の食事を取り入れているということでございますので、そういった視点からも、今後ともお米だけというわけではなくて、パンですとか中華麺等も取り入れたいと思います。

パンにつきましては、地元の消費という観点では、いわゆる地域のパン屋さんが実際作っておりますので、そういった点もあろうかというふうに考えております。

続きまして、私のほうからは、ＰＣＢの関係につきましてお答えをいたします。

ＰＣＢは何に使っていたかということでござい

ますけれども、各小中学校の蛍光灯の安定器でかつて使っていたというものでございます。それを実際に交換しまして、実際処分に当たりましては、平成28年度にその登録するためのまず手続を開始いたしまして、実際にその専門的な機関に登録を行いました。その登録した結果、中小企業ですとか大企業というのが処分の優先順位というのがありまして、そういったところの優先順位が順番待ちをしていて、実際、昨年度その処分の順番が回ってきたということで補正予算を調整させていただいて、実際に処分をさせていただいたというような経過でございます。

劣化診断につきまして、すみません。私のほうからもお答えを申し上げます。

劣化診断につきましては、昨年の７月から２月にかけて実施をしておりまして、建築物、いわゆる校舎の構造軀体というところと電気設備ですね。受電盤の設備ですとかキュービクルとか、そういったものと、あと機械設備、給排水の設備、空調関係、あと非構造部材と言われる、いわゆる体育館の例えば、バスケットゴールですとかスピーカーとか、そういったいわゆるつるしてあるようなものの耐震性ですとか、そういった視点で劣化診断を行いました。

劣化診断を行いまして、共通で指摘されているのは、外壁等について、やっぱり経年劣化がかなり見られて、一部塗装の剥離とか一部多少亀裂等も見られるというような診断をいただいています。あと屋上防水についても、定期的な更新が必要ですということと、電気設備、非構造部材につきましても、それぞれ耐用年数に応じた対策が必要であるというような診断結果をいただいております。

総括をいたしますと、各小学校ともやはり建築後40年から、古いところではもう60年近くが経過しておりまして、建築電気設備、機械等については、経年劣化は確かに見られるということでございますが、必要な改修等を行うことで現状を維持した使用は可能というような判断をいただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

まず、成果書185ページ、社会教育活動事業におけます、みやしろ大学関係でのご質問でございます。

地元の大学である日本工業大学と連携した大学事業の実施というようなご質問をいただきましたが、昨年度、みやしろ大学におきましては、こちらの185ページの表でいきますと、５回目になります視覚の時間「人間の目と動物の目・いろいろな錯視」というテーマがあります。こちらにつきましては、こちらの講師を、日本工業大学の先生の方を講師に招きまして講義のほうをいただいたところでございます。

また、みやしろ大学におきましては、毎年地元の日本工業大学さんのご協力をいただきまして、昨年のような座学でございますとか、あるいは何年か前には日本工業大学の吹奏楽部の生徒をお願いしまして吹奏楽を鑑賞するというような様々な取組をしておるところでございます。

そういった一方で、ご質問のありますような、例えば、例といたしますと、埼玉県で行っておりますような生きがい大学というようなものを想定されてのご質問であるかと思いますが、現在のところ、参加されている方からのそのようなかちっとしたような大学というようなニーズのほうはお声はいただいていないところでございます。

実際実施するとなりますと、今行っておりますみやしろ大学と比べて、相当知識的にも高度な知

識を学んでいただくような場になるというふうに考えてございますから、その辺、参加者ではございますシニア世代のニーズ等を踏まえながら、あるいは日本工業大学さんとも調整をさせていただきながら検討をさせていただければというふうに考えてございます。

２点目、成果書188ページでございます。青少年健全育成事業におけます放課後子ども教室の関係でございます。

こちらにつきまして、昨年度、宮代町で初めて百間小学校モデル事業といたしまして、百間小学校におきまして実施のほうをさせていただいたところでございます。

ご質問にありますとおり、宮代町では百間小学校１校は行ったところでございますが、近隣の市町におきましては、複数の学校において実施をされているというような状況がございます。

今後、当然、町のほうといたしましても、百間小学校だけじゃなくて、ほかの学校のほうに広げていきたいと、展開をしていきたいというふうに考えております。

ですが、実際、昨年度初めてモデル事業として実施してございますので、その辺の検証を踏まえて、今後どのように広げていくのかということを考えていきたいというふうに考えてございます。

昨年度行った実績といたしましては、成果といたしましては、子供たちにとっても放課後に子供と過ごすことができる貴重な時間として喜ばれていますよとか、あるいは昨年は共栄大学の大学生を参加にいただきまして、子供たちにとってはお兄さん、お姉さん的な存在としてかかわってもらえたということから大変好評を得たところでございますが、そういう反面、課題といたしまして、まずボランティアスタッフ、運営に携わるスタッフを確保しなきゃいけない、あるいは場所の確保、小学校の余裕教室をメインの会場として行っているところでございますが、そのような場所の確保、そういったことも課題としてございますことから、昨年行われましたモデル事業の検証を今後も踏まえながら、残念ながら、今年度はまだ新型コロナの関係で開催できておりませんので、そういったことを踏まえながら、今後、他の学校への展開を含めて検討のほうをしてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、成果書の197ページ、生涯スポーツ振興事業におけます年少者スキー教室の関係でございます。

成果書では198ページ、その他の事業といたしまして開催のほうをさせていただいてございます。

こちら昨今の暖冬等によります雪不足によって、年によっては雪の不足によって開催ができないというような状況も過去にはございました。こちらにつきましては、開催に当たりましては、実際、町だけの力では開催は難しゅうございますから、町のスキー連盟のご協力をいただきながら、毎年開催のほうをしているところでございます。

実際その会場となるスキー場でございますが、このスキー教室が始まってから日光湯元スキー場のほうで例年行っているところでございますが、まずそこに行くまでの交通手段ですね。こちら日光湯元スキー場ですと電車、バスを使って行けると。比較的近いところに行けるというようなこともありますとか、こちらのほう会場で行ってきてございますが、今後、ますます暖冬等を考えますと、果たして現在のスキー場でいいのかということも当然検討課題として出てくると思いますので、その辺、スキー連盟さんのほうと今後検討をさせていただきながら、よりよい方向を目指していければというふうに考えてございます。

続きまして、成果書の201ページ、資料館管理

運営事業でございます。

こちらにつきまして、小学生の社会科見学の受入れのほうを行ってございますが、ご質問のほうでは、小学生のほうから中学生の勉強での活用というようなご質問もいただいたところでございます。

現在、中学生につきましては、社会体験チャレンジ事業といたしまして、昨年度は２つの学校から合計13人の中学生を社会の体験ということで受入れをしたところでございます。こちらの事業については例年行っておるところでございます。

こういった話題で、郷土資料館における仕事、資料館の作業内容等を学んでいただくというような作業を行っておりますが、社会科見学という観点におきますと、学校、中学校におけるカリキュラム等というものがありますので、そちらのほうを調整しながらでないと、なかなか実施については難しいのかなというふうに考えてございます。

また、中学生以外にも一般の方が訪れていただけるような場所ということでのご質問ございました。

こちらにつきましては、昨年もご質問をいただいたかもしれませんが、文化財保護法の改正によりまして、今まで文化財については保存するだけじゃなくて、今後はそれを活用していくというような法改正もありましたことから、郷土資料館におきましては、町の指定文化財であります旧加藤家住宅でございますとか、あるいは旧進修館でございますとか、そのような歴史的な施設も多うございます。そのようなものを今後は活用をしながら多くの方に郷土資料館を見直してもらうと言っちゃあれですけれども、来ていただけるような、そのような仕組み、事業のほうを展開してまいりたいと思ってございます。

なお、図書館の事業になりますが、図書館のホームページにおきまして、デジタル郷土資料館というコーナーがございまして、そちらのほうに例えば、宮代町史でございますとか、あるいは宮代で過去に発掘されたような土器をデジタル化によって紹介しているようなサイトがございます。

そちらのほうも、資料館にお越しいただけなくても自宅において見ていただいて、宮代の歴史を振り返っていただくというようなこともできますので、その辺のことについても、今後もＰＲのほうをしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

幾つか再質問させていただきます。

まず、交通安全防犯対策事業、成果書の177ページですけれども、こちらもう一つ、定着してもらうためには何か工夫をしているのでしょうかというのを答えていただけませんでしたので、こちらをお願いします。

というのも、スクールガードは高齢者の皆さんのボランティアで成り立っています。先ほど言いました謝金はありません。それなので、自治会などに声をかけてみるとか、自治会の総会のときに募集の案内をしてもらうとか、または長く活動してもらうために、例えば節目ごとに教育長から表彰をしてみるというような方法もあると思います。定着してもらうということが一番大切だと思いますので、何か工夫をしているのかお聞かせください。

成果書の178ページの小中一貫教育推進事業は分かりました。ただ丸つけとか、時に指導しているというだけではもったいないので、もっと教える機会を増やしてほしいです。

成果書180ページの町民みんなが先生推進事業

なんですけれども、こちらは再質問としまして、今スポーツ関係の部活を上げていただきましたけれども、これ文化部の指導というのは、外部指導員というのはいないのでしょうか。

成果書の180ページの英語教育推進事業と、あと合わせまして小学校学力向上推進事業、中学校学力向上推進事業のほうで、チームティーチングとか少人数制、もしくは個別で休み時間に教えたということですけれども、私から言わせると、こんな感じじゃ、全然授業についてこれない子に対して基礎学力を定着させるのは、正直無理だと思います。学校の先生も非常に忙しいということもありますので、できれば子供教室、子供放課後教室のほうで補助補習授業などをやっている自治体もありますので、こうした地域にもっと頼ってもいいのではないかなというふうに思いますので、こちらは要望で終わりにいたします。

成果書181ページの小学校施設整備事業は、こちらは分かりました。

成果書の182ページの小学校環境教育推進事業ですけれども、こちら特にごみの委託料は直接町の支出にもかかってきますので、ぜひとも引き続きお願いいたします。

それと、成果書184ページの学校給食管理事業のほうですけれども、世界の国の外国の料理ができるときは今後検討していくということ、こちらぜひとも早急にやっていただければと思います。本当にやってくれたかどうか、毎月子供に聞きますので、よろしくお願いします。

それとご飯の件ですけれども、こちらは分かりました。できれば、町内の農家さんを救済も踏まえてご飯を欲しいということをお願いいたします。

成果書の185ページの社会教育活動事業の件も分かりました。

成果書188ページの青少年健全育成事業ですけれども、こちら検証して考えていくというのももちろん大切ですけれども、ぜひとも来年度、もう１校増やしてほしいと思います。やはり、これから子供たちの先ほど言った学習の補習とか、そういうのも地域の皆さんにもっと頼って、そこで地域で生徒を、児童を見ていくというような感じが主流になってくると思いますので、よろしくお願いいたします。

成果書197ページの生涯スポーツ振興事業なんですけれども、スキー場の開催場所ですね。こちら柔軟な対応をお願いいたします。

成果書201ページの資料館管理運営事業、こちら先ほど図書館でデジタル資料館というのをやっていましたけれども、資料館の方に聞きますと、やはり郷土を知ってもらうには実際に来て見て話を聞いてということが大切だというふうに思っております。これから郷土愛、もしくは郷土に誇りを持ってもらうために、中学生、小学生、直接資料館に行って学んでもらってほしいなということをお願いしておきます。

ＰＣＢの件も分かりました。

再質問だけお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育、塚越です。

スクールガードの方々の定着のための工夫ということでお話をいただきました。ありがとうございます。

確かに、ご協力していただいている方々に長く活動していただくということは大切なことかなというふうに考えております。こちらのほうも、どのようにしたらいいかということを今後また検討していただき、委員さんからいただきましたお話を、こちらのほうも受け取らせていただきまして、長く活動していただけるための工夫というものを

今後考えていきたいというふうに考えております。

それから、町民みんなが先生制度の文化部の指導員ということですけれども、今お話をいただいたように、確かに運動系の方々に支援をしていただいているところですけれども、今後その文化部に関して、やはりたけている方が地域の方にもいらっしゃるのかなというふうに思いますので、そういった方々から、こちらのほうを支援していただけるように、学校を通じながらご協力をいただけるように呼びかけをしていきたいなというふうに考えております。ありがとうございます。

以上になります。

○委員長（山下秋夫君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　スクールガードの件は分かりました。

また、町民みんなが先生事業も分かりました。

ぜひとも、ちょっとこれ要望になりますけれども、私がＰＴＡ会長をしているときに、外部指導員と教員がうまく連携していないケースが見られました。例えば、教わっている部活の生徒が外部指導員の方に暴言を吐いても、教員が注意をしないというようなこともありましたので、こういったことはないように教員と外部指導員の先生方と連携をしていただければと思います。

最後に質問しますのが、先ほど言ったスクールガード、高齢者の皆さんのボランティアで成り立っていることですけれども、節目ごとに教育長から表彰してみるって、私、これいいと思っているんですけれども、教育長、いかがでしょうか。

以上、申しまして質問を終わらせていただきます。

○委員長（山下秋夫君）　教育長。

○教育長（中村敏明君）　ご提言ありがとうございます。

教育委員会には表彰規定というのもございまして、どういった方を表彰していくかということがありますので、そういった内容も、もう一度精査しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君）　土渕でございます。

決算書192ページ、成果書195ページ。

総合運動公園管理事業に関して、教室等の自主事業施設状況に関して質問をさせていただきます。

３月17日から全ての自主事業を中止となっておりますが、現在の状況はどうなっていますでしょうか。

よろしくお願いいたします。その１点でございます。

○委員長（山下秋夫君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

決算書192ページ、成果書でいいますと194ページからの総合運動公園管理事業でございます。

ご質問のほうで自主事業のほうの状況ということでご質問いただきました。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために３月３日からまず子供を対象とした自主事業、具体的には水泳教室、テニス教室というのはそれぞれの事業がございます。そちらの事業、あるいは３月17日からは子供以外の一般の方を対象にした自主事業をそれぞれ中止とさせていただいたところでございます。

その後でございますが、現在のところ、６月からは水泳教室を初め、それぞれ各自再開のほうをしているような状況でございます。ただこういう状況でございますので、例えば、水泳教室におきましても、水泳のプール自体が３密を防ぐために

人数制限等をしてございますので、プールのスイミング教室等におきましても、この辺の人数制限のほうを遵守した上で再開のほうをするような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

来年度に行われます東京オリンピック・パラリンピックで、日本並びに各国のアスリートの活躍で各スポーツに与える影響は計り知れないものがあるとございます。

そこで、スポーツを通して人材育成、ましてシニア層に対しては、生涯スポーツの推進によるけがをしない体力づくりが必要とされると思いますが、町としての考えをお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

東京2020オリンピックの１年先への延期という形の関連でのご質問でございます。

人材育成、特に高齢者、シニア世代のというようなお話でございますが、こちらのほう、ぐるる宮代の指定管理者におけます事業ということになりますが、自主事業において、30年度からシニア世代をメインといたしました自主事業というものを行っているところでございます。

スポーツの推進という観点よりも、むしろ体力低下、現在の体力を維持するということで介護予防というような観点が主となりますが、60歳以上の方を対象としました事業、こちらの成果書でいいますと、195ページのほうに60歳から始める健康プログラム、あるいは60歳以上の体力測定というものを行ってございます。

また、事業におきましては、例えば、健康という観点でいいますと、腰痛体操でございますとか、膝の体操でございますとか、そういうような健康系の教室のほうも行っているところでございます。

そちらのほうでそれぞれ対応のほうをさせていただいたところでございますが、今後も東京2020オリンピックを契機にいたしまして、スポーツの振興という観点で、町のほうにおけます事業、あるいは総合運動公園におけます指定管理者における自主事業という観点で、それぞれ事業のほうの推進のほうを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　ありがとうございました。

特に、水泳教室はほかの教室に比べて参加人数が突出しております。私も何度か水泳教室には参加した経緯がございますが、コロナ禍で大変かと思いますが、シニアクラスにとって、せっかく身についた体力も教室等が中止では落ちる一方になります。これからもコロナ禍でできる教室の在り方がございますと思いますので、ぜひとも今後もお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。お願いします。

成果書の180ページの英語教育推進事業なんですが、２か年で英語の教育を推進していくということで英検を入れているかと思うんですが、どこかで聞いたかもしれないんですが、その成果、小学生と中学生の成果の数というか、それを教えていただきたいなと思います。

あと教育委員会が第三者の点検評価報告書というのを見てプログラミングとか、そういうのを二重丸で、あとは大体みんな丸で達成できているな

というふうに思うんですが、あと学力向上に関して、この……。

○委員長（山下秋夫君）　何ページでしょうか。

○委員（角野由紀子君）　学力向上、小学校でいきますと、成果書、先ほど学力向上ですから小学校と中学校で分かれているんですけれども、成果書的には。学力テストというのはやられていますよね、その宮代町的には日本全国、また埼玉県２つくらいあるかと思うんですが、その評価というか、それについて学力向上の結果ということになるかと思うので、それを教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、成果書では小学校の劣化診断を今年終えまして、1,000万かけて。昨年は800万かけて中学校の劣化診断をしたかと思うんですが、この２か年かけて外壁があれだとか、電気関係とか機械関係がという多分分けた診断を行ったんだろうと思うんですが、その結果というのは、改めて公表するとか、そういうことがあるんでしょうか。お伺いします。

○委員長（山下秋夫君）　以上でよろしいですか。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育、塚越です。

英語教育の成果ということでお答えをいたします。

昨年度から中学生に向けまして英検の補助というものを行っておりまして、宮代町でも、それについて中学生の生徒が取り組んでいるところでございます。成果といいますか、昨年度実績で考えていますと、受検した人数は全部で、宮代町の補助を受けた子供たちですけれども249人いまして、受検級が３級、準２級、２級とありまして、合わせますと129人中121人が合格ということになっております。

それから、小学生に関しましては、小学生英検ジュニアブロンズというものを受検しております。正答率でいいますと93.6%の正答率となっております。そして、こちらブロンズの次にシルバーというものがあるんですけれども、そのシルバーのほうを受検することができますよというパーセントにしますと、98.4%の児童が次のレベルに行けるというような結果を出しております。

続いて、成果書の182、184の学力向上についてになります。

それぞれ小学校の６年生と中学校の３年生のほうで全国学力・学習状況調査というものを受けております。

昨年度実績のものになりますが、全国学力・学習状況調査、宮代町は６年生は県平均よりも上回った結果が出ております。中学生に関しては、若干県平均、全国平均を下回るという結果になっておりますが、そのような状況になっています。

また、埼玉県学力・学習状況調査というものがありまして、こちらは小学校４年生、５年生、６年生、それから中学校１年生、２年生、中学校３年生まで受けることになっております。

こちらのほうの結果を見ますと、小学生におきましては、こちら小学校４年生から６年生まで全て国語と算数を行っておりますけれども、全て県平均を上回るという結果を得ております。中学生におきましては、中学校１年生におきましては、県平均を全て上回るという結果になっていますが、中２、中３に関しましては、県平均若干下回るというような結果となっております。

私からは以上になります。

○委員長（山下秋夫君）　教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青柳　誠君）　教育総務担当の青柳です。

小学校の劣化診断の結果について今後公表して

いくのかというご質問ですけれども、ご指摘いただきましたとおり、一昨年度に中学校を行いまして、昨年度に小学校の劣化診断を行ったところでございます。

結果につきましては、先ほど概要のほうを申し上げました。確かに劣化診断の中ですと、かなりやっぱり今後30年間で相当の財政負担が伴うような結果が出ておりますので、個別に具体的に細かく公表する予定はございませんが、その中で限られた予算の中で優先順位をつけさせていただきまして、計画的に修繕については対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　角野です。

ご答弁いただきましてありがとうございます。

英検３級と準２級という話を今伺いました。それから、小学生はブロンズとシルバーのほうにもいくレベルの人もいるという話なんですが、これは基本的には小学校からずっと英語をやり出して英検を最後に受けるというか、この中学校の英検は３年生だけなんですか。その辺をちょっと再質問で伺います。

それから、学力に関してですが、ちょうど宮代町まち・ひと・しごと創生総合戦略という計画が平成27年からちょうど令和元年までの総合戦略という計画が町にございまして、そこにそういう項目の中に小中学校の学力向上推進事業も入っているんですよね。その中で、５項目中２項目で県平均を超えている、県のほうは14項目中８項目で県平均を超えているという、そういう目標と達成状況みたいなのがあるんですが、この項目というのはこれ何なのかということをちょっとお伺いします。

その学力向上に関して、それと、それからちょっと心配なのが、だんだん勉強をしていかなきゃいけない年ごろになって下回ってくるというのはちょっと心配なんですけれども、その辺どうなのか、余りこう競争心がなくなってきているのか、その辺がちょっとよく中学２年生、３年生というとこら辺がちょっと心配なので。

それから、劣化診断ですが、これ今後30年個別でこう優先順位をつけていかなきゃならないというお話なんですが、そうしますと、劣化診断の結果を踏まえて長寿命化計画というのをしっかりとつくっていくということでよろしいんでしょうか。そして、それをしっかり公表するんでしょうか。

お願いします。

○委員長（山下秋夫君）　学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）　学校教育、塚越です。

英検の受検に関しましては、こちらは中学生１年生から受検可能となっております。３年間の中で、これは補助になるんですけれども、その補助につきましては、中学校の中で、３年間の中で一度補助をするということになっています。なので、受検に関してはそれぞれまた受けていくことは聞きますので、中３だけではないということになります。

それから、学力につきまして項目ということですけれども、こちら全国と県がありまして、全国のほうは先ほどもお話ししたんですけれども、小学校６年生とそれから中３というふうになっております。ですので、小学校ですと国語と算数の２科目、それから中学校ですと国語、数学、それから英語というものになっておりますので、それで５項目、それから県の学力・学習状況調査におきましては、それぞれ小学校では国語、算数、中学校で中１に関しましては国語と数学、中２から中３にかけましては国語、数学、英語というふうに

なっておりますので、そちらでその数となっております。

また、学年が上がるごとにいうふうにお話がありましたが、子供たちが例年入れ替わっておりまして、その子供たちの状況によってもというところもあります。いずれにしましても、ご心配いただいているとおり、やはり子供たちの学力につきましては、やはり高めていく必要があるかなというふうに思っておりますので、この辺に関しましては各学校の教員とも、教育委員会とともに分析を行いながら子供たちの学力向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上になります。

○委員長（山下秋夫君）　教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青柳　誠君）　教育総務担当の青柳です。

再質問で長寿命化計画のようなものを策定するのかということでございますけれども、劣化診断を行いまして、ある程度優先順位は出ております。長寿命化計画というとやはり財源的な裏づけ等も必要になります。

先ほど申し上げましたとおり、30年間で相当な数十億円という単位の一応改修に要する費用ということで概算で結果としては出ておりますが、なかなかこれ全てやっぱり計画として財源の裏づけ待って実施することは難しいので、毎年度その優先順位をつけた上で実際に現場を確認して、子供たちの授業に支障がないもの、支障があるものを優先してやっていくということになろうかと思います。

ちなみに、来年度につきましては、先ほど劣化診断で申し上げましたとおり、非構造部材については今年度設計業務を行っておりますので、来年度は実際に非構造部材の工事について予算化をしていきたいというふうに、教育委員会は考えております。

その他、例えば、防水とか屋上防水につきましても、大方、今年度、百間小学校の改修等も行いまして、大きな部分では実施できているのかなというふうに考えております。

しかしながら、毎年大分建物自体老朽化していますので、状況も変わっていきますので、もちろん劣化診断を基準に、その年度に優先順位の高いものを予算化していくということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

劣化診断の今ご答弁いただきましたけれども、進修館のトイレとかも、手でぱっと手をかざせば水が出るという、そういうのが小学校に一番あったらいいなという本当大きな希望なんですけれども、やはり小学校自体がもうちょっと老朽化しているのに、そこへ新たに全部つけるというのは大変なことなんだろうし、また財源も必要だなというふうに思うところで、もちろんトイレの話もそうですよね。トイレも本当に快適なトイレをするには大改修が必要で、その老朽化した校舎にそういうことが必要なのかどうかという、また判断も出てきますし、その辺が悩みどころなんだろうなというふうに思いますが、何とも言えないんですけれども、そういう財源もそうですし、その老朽化だったら建て直してくださるのが一番いいんだけれども、その辺がちょっと悩みどころかなというふうに、私から特にはあれなんですけれども。

それから、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にもう一つ、英語の推進に関して目標というのが、修学旅行において外国人と英語でコミュニケーションを取る児童の割合50％と、そういう目標を立たれているようなんですが、ちょうど平成31

年とか令和元年でこの目標が終わっているわけですけれども、実績は約10％という、その辺について、私もこれ見て初めて、そのことを目標にしていたんだというふうにちょっと思ったんですが、その辺について、外国人とのコミュニケーションということに関して、ＡＬＴを早くから取り入れてくださっていますが、この辺の成果というか、この辺についてはどんなふうに捉えているんでしょうか。

○委員長（山下秋夫君）　教育推進課学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育、塚越です。

修学旅行での外国人との会話ということですけれども、なかなかやはり英語が話せる方がいらっしゃらないというようなところがあって、実際のところ、そのパーセントになっているというような状況があります。

ただ子供たちはやはりＡＬＴの先生方が学校にいますので、学校の中で常時そのＡＬＴのネイティブの先生方のほうにはお声かけをしているというか話をしているというような状況が見られるというふうに、学校のほうからは聞いております。

ですので、最終的にはそういった様々な場所で気兼ねなく、そういった話ができるというのが最終目標でありますけれども、子供たちの中にはそれに向けた、何というんですか、力というものが学校の中ですけれども、芽生えてきているかなというふうに感じているところでございます。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　ここで休憩に入りたいと思います。

休憩　午後　３時２７分

再開　午後　３時４０分

○委員長（山下秋夫君）　それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問しますので、よろしくお願いいたします。事項別で順に質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、161、162ページの教育委員会の活動事業なんですが、教育委員会は年間12回開催しております。もう一方で、教育委員と若手教員との意見交換、それから教育委員と保護者との意見交換を開催したというふうに言われましたが、どのような意見交換の内容なのか、その点まずお尋ねいたします。

それから、163、164ページの小中学校適正配置事業、これは一般質問でも出されましたが、教育委員会として最終判断はいつ頃をめどとしているのか、これについてもう一度確認の上でご質問させていただきます。

それから、165、166ページの不登校対策事業でございます。まず、小学校では0.14％、中学校では2.67％というふうに成果書でも書かれておりますけれども、県平均では幾つなのか、それから、不登校では確かに児童・生徒は21人ということなんですけれども、これは別々に何人、児童と生徒で何人ずつなのか、その点も明らかにお示し願いたいと思います。

ここにも書かれていますけれども、対応はどのようにやられているのか、成果もあるようですので、お願いしたいと思います。

それと、不登校問題では、やはりいじめが関わっているんだと思うんですけれども、最近では大人の世界でもＳＮＳだとかそういう中で誹謗中傷

したりして自殺者まで出ているという状況の下で、子供たちもそういった点ではどういうふうな状況になっているのか、実態なんかはどうなっているのか、その点についてもお示し願いたいと思います。

続きまして、167、168ページの教職員研修奨励事業なんですけれども、小中学校の教職員の資質の向上を図るためということでもちろん研修しているんですけれども、これはどのような研修内容なのか、この点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、169、170ページの15節の工事請負費の笠原小学校の放送設備更新工事なんですけれども、それなりに説明は伺ったと思うんですけれども、これは更新するに当たってどういうことで更新に至ったのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、171、172ページの児童・教職員の健康管理等対策事業でありますけれども、ここに書かれていることも分かるんですけれども、特に小児メタボ、子供たちの中でやはりメタボリック症候群があると思うんですけれども、今、いろんな例えば睡眠とか食事といった生活習慣をどういうふうに改めて肥満なんかを防いでいくのか、いろいろあると思うんですけれども、また一面では、心理的なストレスだとかそういうのもあると思うんですけれども、今、子供たちのそういったメタボというかそういう点ではどういう状況になっているのか、その点お伺いをしたいと思います。

それから、175、176ページの小学校要準特別支援教育就学援助事業、これ中学校もありますけれども、決算では前年とほぼ同額というふうに言われておりますけれども、今、子供の貧困問題は年々ひどくなっているようでございます。こども食堂も宮代町でも取り組まれるようになっておりますけれども、これはどういった状況なのか、小学校では支給者が146人となっておりますけれども、そういった点ではどういう状況なのか、金額的にはほぼ同額なんですけれども。

それから、併せて学校給食費などの援助もするというふうになっているんですけれども、滞納のほうはどうなっていますか、その点お尋ねしたいと思います。これは小中についてもお願いしたいと思います。

それから、小学校学力向上推進事業、それから、これは中学校もありますけれども、町の非常勤講師の問題ですが、小学校の場合も１校当たり２名ということで配置されておりますけれども、未配置期間があったというふうに上程説明でも言われておりますけれども、それはどういう理由でなのか、これも小学校、中学校併せてお尋ねしたいと思います。

それから、175、176ページの小学校環境教育推進事業でございます。前段でも質問がありましたが、私は、特に宮代町キッズエコサミットとか子ども環境会議とかみやしろ江戸の日とかみやしろ冬の江戸の日とか設定してやっているようなんですけれども、やはり大きな台風が来ておりまして、地球温暖化が原因と言われております。これは二酸化炭素の大量排出が原因なんですけれども、やはり一刻も早く二酸化炭素の大量排出社会から脱皮しなければいけない、これは政治の問題だと思いますけれども、やはり地球環境の問題として子供たちの中でもウエートが大きいと思うんです。それらを含めて、今、変化してキッズエコサミットだとかというふうに言ってきているのか、そういった点では変化というのが私には分からないので、こういった取組も必要なんじゃないかなと。

特に、決算額では3,360円です。各学校でいろいろ議論して、それを発表する会とかにしてやっ

ているんだと思うんですけれども、この二酸化炭素をどう減らしていくのか、これが今の台風だとかそういった影響を及ぼしているという点での子供たちの議論も必要なのかなというふうに思うんですけれども、そういった点ではどういうふうになっておりますか、お尋ねしたいと思います。

それから、185、186ページの公民館管理運営事業なんですけれども、確かに非常階段も取っ払ってと言うと言葉が悪いんですけれども、努力もしているようなんですけれども、やはり公民館の駐車場が圧倒的に少ない、百間公民館は。そういった点ではやはり課題であると思うんですけれども、令和元年度は元年度としていいんですけれども、今後の問題としてどういうふうに取り組んでいかれるのか、決算ですのでその点も併せてお尋ねしたいと思います。

それから、学校給食の関係、決算書では195、196ページなんですけれども、確かに３月からの学校休業によって３月分の給食も休止になったということで不用額が出ております。

宮代産の米や野菜を積極的に取り入れているということで、学校が休業になったにもかかわらず野菜なんかは例年と変わりないと。ということは、それだけ令和元年度については積極的に本当に取り入れたんだと思いますが、そういった点では業者の努力、地元の方においてはこういった努力をされたとか、そういうのがあると思うんです。逆に、コロナの影響で大変厳しい状況ももう一方ではあると思うんですけれども、その辺はどのように把握されておりますか、お願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青栁　誠君）　教育総務担当の青栁です。

まず私のほうは、教育総務担当で所管するご質問についてお答え申し上げます。

まず、１点目の教育委員と教職員との情報交換会でどんなテーマで話し合ったのかというご質問でございますが、昨年の８月に実施しておりまして、教育委員の方、教育長合わせて５名と、あとは教職員の先生方が８名、比較的若手の先生を対象にしております。

テーマにつきましては、教職員の働き方の改革についてというのをテーマにしまして、それに基づいて若手の先生方と教育委員の方々で意見交換を行ったというものでございます。それぞれ１年目の立場のご意見ですとか、長い先生ですと６年目ぐらいの方もいらっしゃいまして、そういった方々の日頃の大変なご苦労をされているお話ですとか、そういった内容をそれぞれ意見交換して共有していたということでございます。

保護者の方とも情報交換会を行っておりまして、これについては昨年の12月に実施しております。

これも教育委員の方と各小中学校のＰＴＡの方との意見交換会を行っておりまして、これにつきましては、テーマというよりは町のほうから各担当でそれぞれ報告事項としまして幾つかご報告をさせていただいて、その内容に基づいて幾つかフリートークのような形での意見交換というのをさせていただいたところでございます。

続きまして、小中学校の適正配置に関しまして、最終的にいつ結論が出るのかというご質問でございますが、７月の第５回の会議におきまして、実は審議会の委員からも今後の進め方につきまして全体像を示していただきたいという指摘がありましたので、第５回の会議におきまして、あくまで事務局として想定するスケジュール案というものを提示させていただいております。

その中では、１つ目途として12月に答申という

ような形でスケジュール案を提示させていただいたところでございますけれども、これにつきましては、審議会の中で特に合意が得られたものではございませんので、審議会での議論の状況によっては前後する可能性は大いにあるというふうに考えておりますので、一つの目安ということであれば年内というのを事務局は想定しているということでございます。

続きまして、私のほうから最後のご質問の、学校給食に関するご質問でございます。

学校給食につきましては、ご指摘いただきましたとおり３月から休止となっております。それにもかかわらず、野菜のほうの使用量が多いということでございますけれども、昨年度については年度内に途中から町内業者の方からも仕入れを実は協議して始めまして、それで野菜の町の地場産の消費量が増えているという状況でございまして、今後もこうした取組については継続していきたいというふうに考えてございます。

あと、コロナの状況を仕入れ業者からどう把握しているかということでございますけれども、実際の仕入れ等につきましては、委託業者を通じて、お米以外の野菜とかいわゆる副食の部分については委託業者を通じて行っております。状況につきましては、毎月、状況については報告が上がってくるんですけれども、実際のコロナの状況でどれだけ影響が出ているかというところまでは把握していないというような状況でございます。

以上でございます。

失礼しました。あと、令和元年度の給食費の滞納の状況ということでございますけれども、令和元年度につきましては、給食費の滞納はございませんでした。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育、塚越です。

それでは、決算書165ページの不登校対策につきまして、県の平均ですけれども、昨年度の県の平均は小学校では0.47％、中学校ですと3.11％となっております。本町の別になりますが、小学校で２名、それから中学校で19というふうになっております。合わせまして21というふうになっております。

それから、対応について、その成果ということでございますけれども、先ほどもお話をしましたけれども、その子、その子に応じて状況がそれぞれ異なっております。ですので、一進一退というところもあるんですけれども、先ほどもお話ししましたように、子供たちの関係を断ち切らないように、さわやか相談室のさわやか相談員等を中心にしながら子供たちの関係を築きながら連携を図って、子供たちの状況に合わせて指導しているところでございます。

先ほどもお話をさせていただきましたが、そういったことを通じて、学校に足が向かなかった生徒が実際にはさわやか相談室に来て学習をできるようになったというようなことがあります。今後もその子、その子に合わせて子供たちとの関係を築きながら、子供たち、その子に合った生活が進んでいけるように支援をしていきたいなというふうに考えております。

それから、いじめにつきまして、本町ではやはり実際にそれぞれいじめというものについては認知されているところがございます。その中には、冷やかし、からかいといったものが今までどおり最も多くて、中には仲間外れや無視といったようなものもあります。ただ、本町につきましては、ＳＮＳ等での誹謗中傷については減少しているというふうな状況を捉えております。

続きまして、成果書167、168ページの教職員の研修になりますけれども、こちらの町全体の教職員での研修としましては、人権をテーマとした研修を毎年行っております。それ以外には、全体の研修で様々新しく学習指導要領が変わることによる識者による講演会などを行っていたり、その年度によって様々な研修が変わってきますが、そういったもので教職員の資質の向上を目指す研修を行っております。それ以外にも、各学校で校内研修としまして様々各学校の課題、研修テーマを設けまして研修に取り組んでいるところでございます。

先ほど来出ておりますように、小学校では英語に特化した研修を行って、教職員の指導力を高めるとともに、子供たちの学力向上を目指しているというような研修も行っております。

続きまして、成果書の171、172、健康管理につきまして、小児メタボの状況ということでございますけれども、こちら正確な数字を、申し訳ありません、こちらのほうで持っておりません。ですが、各学校におきまして、睡眠、食事、基本的な生活習慣についての指導は継続して行っているところでございます。

それから、心理的ストレスというものに関しましても、子供たちの状況を、各担任を含め学校で組織的に子供たちの様子を確認しながら、子供たちの変容について、逐一捉えられるように教員が子供たちの指導に当たっているところでございます。

成果書175ページ、就学援助、小中学校ともにということですけれども、成果書のほうにもありますが、例年とほとんど変わってはいないところでございますが、昨年度を見ますとこのような数字となっておりまして、平成30年度と本当に数字は変わっておりません。ただ、今後、やはりコロナ禍というところも含めまして、家庭を含めた子供たちの生活の状況が変わっていくんではないかなというところはこちらとしても敏感に捉えていかなくてはいけないなというふうに考えております。教育委員会としましても、学校の教員のほうに校長を通して、家庭の状況の変化について確認できるように指導しているところでございます。

続きまして、学力向上非常勤講師未配置期間の理由というところでございます。

基本的に各小中学校とも２名ずつの配置ということになっております。ですが、近年、やはり教員不足というものが宮代町にとりましても非常に問題となっておりまして、本町の非常勤講師を行うには資格として教員免許状を持っている方ということでお願いをしております。

ですが、最近、教員免許をお持ちの方がなかなか数が少なくなってきておりまして、お願いするに際しまして適材な方をすぐに見つけるというのがなかなか難しい状況にあります。特に、中学校におきましては教科がありますので、その教科の方を見つけるというのがなかなか現状として難しいところがございまして、未配置の期間ができてしまったということになっております。

続きまして、決算書175ページの環境教育、キッズエコサミット、環境会議等、CO_2をどう減らすかということで子供たちの議論をということでございますが、大きな環境問題を子供たちに目を向けさせるというところで指導もしているところでございます。そういったことから派生をしまして、子供たちが自分でできる、実際に私たちならこれができそうだということは、先ほど議員おっしゃっていらっしゃいましたとおり、各学校で取組をそれぞれ考えまして子ども環境会議等で提案をし、実際にキッズエコサミットという場所で子供たちの活動については発表をそれぞれして、

町内の小中学校で共有しているというような状況でございます。

先ほど来、話しているとおり、やはり環境問題につきましては、今後もとても重要な課題となってまいりますので、子供たちに環境についての学習についてはこれからも引き続き指導をしてまいりたいと考えております。

私からは以上になります。

○委員長（山下秋夫君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

決算書185ページ、186ページ、公民館費におけます百間公民館の駐車場ということについてご質問いただきましたので、答弁させていただきます。

百間公民館の駐車場におきましては、成果書190ページにも記載してございますが、昨年度、老朽化した非常階段を撤去させていただきまして、その跡地に駐車スペース２台分を確保させていただいて、現在、詰めて駐車していただいて６台分の駐車場を確保させていただいた状況でございます。

しかしながら、委員のご指摘がございましたように、駐車場が不足ぎみであるということは認識してございますが、町の公共改革の一環で新たに借地を増やさないという方針がございますことから限りある駐車場でございますが、利用者同士で乗り合わせをしていただくなど、ご協力をいただいているような状況でございます。

そのような中、昨年におきましては新たに駐車場を整備するということではございませんが、近隣の町有地、具体的には百間６丁目地内にあります、現在、いちょうの木児童クラブが駐車場として使っております町有地がございます。そちらの駐車場におきまして、公民館の混雑時には学童クラブへの支障が生じない範囲で公民館利用者が使用できるように担当課のほうと調整をさせていただいて使わせていただくような状況としておるところでございます。

今後におきましては、市街化区域内にございますことから、新たな駐車場を確保するというのはなかなか困難な面があると思いますが、今後、検討課題とさせていただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）　学校教育、塚越です。

決算書の169、170、笠原小学校放送設備更新工事につきまして、こちら老朽化に伴いまして校内放送の音の出が悪いということに伴いました全面的に新設した工事となっております。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。確認をしながら何点かお尋ねしたいと思います。

まず、161、162ページの教育委員会の活動事業ということで、教育委員と若手教員との関係は分かりましたが、教育委員と保護者との意見交換、これは教育委員というのは、これ５人ですね。それと小中ＰＴＡということなんですけれども、フリートークということで、成果はどういうことなんでしょうか。教育委員と若手教員との関係では、働き方の改革ということである程度いろんな若手教員の声なんかも聞くというふうになったかと思うんですけれども、教育委員と保護者との関係ではどういうふうな話合いなのか、先ほどの答弁では、ちょっとどういう話合いだったんだろうかということで分からないんですけれども、その点、もう一度こちらの点についてお伺いしたいと思い

ます。

それから、163、164ページの小中学校適正配置事業の関係で、これの教育委員会としての最終判断は、それはどういうふうになるかは分かりませんけれども、取りあえず12月末までには提示したいということで、これはそうしますともちろん小中学校、保護者とか議会にもということになると思うんですけれども、その点について確認をしたいと思います。

それから、165、166ページの不登校対策事業なんですけれども、確かにこの間の取組についてはずっと聞いてきましたし、その前に、すみません、小学校では県のほうの平均が0.07というふうに聞こえたんですけれども、それから中学校では3.11ということで、小学校はそんなに低いんでしょうか。ちょっと私、聞き間違えたのか、もう一度その点ではお願いしたいと思います。数字は21人ということで分かりました。

この内容なんですけれども、さわやか相談員とかボランティア相談員を各中学校に配置してやっているということなんですけれども、宮代の場合はそんなにインターネットというかＳＮＳだとか、そういうので誹謗中傷は全くないわけではないと思うんですけれども、その辺ではよくこういうことが言われておりますけれども、宮代の場合はどういうふうに、じゃ逆にどうしてこういった点では少ないのかということでお尋ねしたいのと、やはり、不登校対策では、子供たちというのは誰かに自分の話を聞いてもらうことで救われる、そういうことがあると思うんですけれども、そういった点では、究極の場合は死に至るということもあるんですけれども、ある程度どこでも子供専用のフリーダイヤルというか、そういうのをやはりきちっと確保するというのも一つの手だと思うんですけれども、そういった点ではどういうふうになされているんでしょうか。

それと、県から派遣されたスクールカウンセラー４人の協力も得ているということなんですけれども、これは大変心強いと思います。効果もあるんじゃないかなと思うんですけれども、そういった点ではこれもあれば成果につながると思うんですけれども、そういった点ではどういうふうなことになっているのか、その点も併せてお伺いしたいと思います。

先ほど、その子、その子によって関係を築き合いながら子供に合わせてというようなことも話されておりますけれども、スクールカウンセラー、これは県から派遣されているのでこの人件費というはもちろん県が持ってくれるものだと思うんですけれども、県にはそんなにスクールカウンセラーというのは多くいるんでしょうか、その点お尋ねしたいと思います。

それから、167、168の教職員研修奨励事業、全体では分かりました。各学校で校内研修を設けているということなんですけれども、それぞれ学校によっては研修内容も違っていると思うんですけれども、そういった点では成果も上がっているんであればもちろん宮代全体に反映できるのかなと思うんですけれども、そういった点での内容はどうなっているんでしょうか。

それから、169、170ページの笠原小学校の放送設備については分かりました。

それから、171、172ページの小児メタボの関係なんですけれども、これについては子供たちの生活習慣病、これは早いうちに食い止めることが大切だと言われるんですけれども、今、血液検査などで科学的、医学的にそういった分析に基づいて健康指導の充実を図っているところもあるようなんですけれども、宮代ではそういった点ではどういうふうにされているのか、また、こういった子

供たちは減る傾向にあるのかどうか、その点お尋ねをしたいと思います。先ほど、この点については、何か教育委員会もきちっと把握されていないような答弁であったように思うんですけれども、そういった点で分かるようでしたらお答えいただきたいと思うんですけれども。

続きまして、175、176の小学校要準備特別支援教育就学援助事業、それから中学校もありますが、これはほぼ変わりないということなんですけれども、先ほど答弁がありましたように、今回は特にコロナ禍で仕事もなくなるとか、そういった状況もあるようですので、先ほどそういった意味では子供たち、親のほうの状況も変わってくるかと思いますので、十分これについては注視する必要があるのかなというふうに思いますので、そのときにはそれなりの対応をぜひお願いしたいと思うんですけれども、それについては要望といたします。

それから、175、176ページの小学校環境教育推進事業なんですけれども、これは、先ほどぜひ引き続き指導していきたいということなんですけれども、これは先ほど私も政治の責任だと言ったんですけれども、子供たちにもやはり今のこういった自然災害とかそれがなぜそうなっているのかということについては、子供の立場からも十分知っていただき、そのことについてのこういった二酸化炭素を大量排出している、こういった社会を変えていかなければいけないという、そういう教育も必要だと思いますので、私は今やっていることについて駄目だとは決して言いませんが、こういうこともせっかく環境教育ですので、ぜひお願いしたいと思うんですけれども、それについて、先ほど引き続き指導していきたいということなんですけれども、それ以上の答弁がなければ結構なんですが、ぜひお願いしたいと思うんですけれども、それについてお願いしたいと思います。

それから、小学校それから中学校の非常勤講師の未配置期間があるということで、教員免許が必要ということなんですけれども、これは別に町内から非常勤講師を募らなければいけないということではないんですよね。だったら、いろいろほかの自治体からも来てもらえるような、これは各自治体でもやっているんですよね、確かに。私が聞いたところでは、これもあくまでも予算があれば配置するということなんですけれども、予算がなければ配置できないということもちょっと伺ったことがあるんですけれども、宮代の場合は１校当たり２名ということで、小学校では８人、中学校では６人確保するというような姿勢ですので、特に教科によってという話なんですけれども、どういった教科の教員免許を持った先生が少ないんでしょうか。これは、特別な教科によって毎回、毎回未配置期間があるのかどうか、その点も含めてお尋ねしたいと思います。これは181、182ページの中学校でも同じことが言えると思いますので。

それから、185、186の公民館費の公民館駐車場の関係ですが、百間公民館だけなんです。新たに増やせない厳しい状況もあるかもしれないんですけれども、川端公民館は別にしても和戸公民館も何とかああいう形で近くに確保できていますし、いちょうの木の駐車場、また子供たちにしわ寄せがいっても困りますし、ちょっと遠くにもなるしという課題もあると思うんですけれども、これは百間公民館の近くで探すしかないんですけれども、今、百間公民館の駐車場では自動の駐車場にしているところもあるようですので、話しかけて改善していくしかないのかなというふうに思うんですけれども、そういった点で差があるんです。言いたいのは。そういった点では、ぜひそういう努力も必要なんじゃないかなと思うんですけれども、その点についてもう一度お尋ねしたいと思います。

最後の195、196ページの学校給食の関係でございますけれども、委託業者を通じて把握はしていないということで影響については分からないんですけれども、とにかく、いい面では町内の業者から特に野菜、取り入れるようにして増やしていただきたいと思うんですけれども、把握されていないんですよね。でしたら、これ以上聞きようがないんですけれども、これからもこういうコロナ問題、出てきますので、やはりそういった点ではきちっと学校給食にも食材が入るように、やはり把握していく必要があるのかなというふうに思います。これについては結構でございます。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青柳　誠君）　教育総務担当の青柳です。

私から、再質問の１点目の教育委員と保護者の情報交換会について、改めてお答え申し上げます。

先ほど、１点、訂正がございまして、出席者、教育委員については教育長含めて４名でございます。５名ではなくて、保護者との情報交換会については４名になります。出席されたＰＴＡについては、町のＰＴＡ連絡協議会の理事をされている方で３名になります。

先ほど、意見交換の内容についてですけれども、町からの報告内容についてフリーで意見交換を行ったということなんですけれども、報告された内容につきましては、教育総務担当のほうからは、小中学校の適正配置及び通学区域の編成に関する審議会についてのご報告をさせていただきました。学校教育の担当からは、宮代町小中学校の英語検定助成事業についての報告をさせていただきました。生涯学習室からは、放課後子ども教室の実施と百間小学校の滑り台が登録有形文化財に登録されたということについて報告をさせていただきまして、主に内容につきましては、これらの報告された内容についての意見交換を実施したということでございます。

２点目の小中学校の適正配置のスケジュールについてですけれども、あくまで、先ほど12月と申し上げましたのは、今、小中学校の適正配置の審議会での答申をいただきたいと事務局が想定しているのが12月ということですので、その答申を町のほうで受けてから、今度は町のほうで現在の適正配置計画の答申内容に応じて必要なら見直し等が必要になりますので、そういった検討を改めて今度は町のほうでさせていただきまして、それから町としての方向性を示すということになりますので、先ほどの12月というのはあくまで審議会の答申をいただくのが12月、その後の町からの改めて見解を示せる時期等については、はっきりはしていないので未定ということになります。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）　学校教育担当、塚越です。

まず、165ページの不登校対策の県の小学校の割合ですけれども、こちら0.47％でございます。

それから、宮代町、なぜ少ないかというところですけれども、やはりいじめでありますとかそういったものに関しましては、早期発見、早期対応というところが一番のポイントになってくるかなというふうに考えております。そういった中で、町内の小中学校の教職員が子供たちの様子を適宜確認しながら対応しているという成果であるのかなというふうに考えております。そういったことも含めまして、本町の教職員、子供たちの様子を的確に捉えながら指導を進めていただいているところかなというふうに考えております。

そういった中で、委員おっしゃったとおり、話

すことで救われるという、聞いてくれることで救われるというところにも本町の教職員、対応しているのかなというふうに考えておりますので、今後も同じように進めていければなというふうに考えております。

それから、フリーダイヤル等の確保ということでございますけれども、町の広報紙等にも町の教育委員会内におります相談員につきまして、連絡が取れるということで情報発信をしております。また、県のほうからも様々そういったことに関する相談の窓口の案内、手紙やパンフレット等が来ております。そういったものを子供たちに配布しながら、何かのときにはそういったところの活用ということも学校を通して周知しているところでございます。

それから、スクールカウンセラーにつきまして、その効果ということでございますけれども、やはり専門的知識をお持ちの方たちですので、子供たちの様子などを的確に見ていただいて、この子にはどういう特性や傾向があるのかというあたりをさわやか相談員やボランティア相談員、それから学校の管理職を含め教職員に的確にアドバイスをいただいているということで、そのことで子供たちへの対応というものがそういったものを参考にしながらできているというのもあります。また、保護者が直接連絡を取りながら子供の様子を相談するという場面も確保しながら進めているということがありますので、非常に有効に活用させていただいているというところです。

スクールカウンセラーにつきましては、こちらの平成30年度の数字ですけれども245名の方にご協力をいただいているというふうになっております。

続きまして、167、168ページの教職員研修でございますが、先ほどお話がありましたように、各校の研修の成果につきましては、これは順番といいますか、毎年、小中学校１校ずつがそれぞれ行ってきた研修について町の教職員を集めまして発表会を行っております。その中でどんな研修を行いどんな成果があったか、また、課題は何であったかという点につきまして、それぞれの講師ごとに先生方、教職員が集まりまして確認をし、情報を共有しているところでございます。

続きまして、171、172、健康管理、小児メタボのことにつきまして、すみません、先ほど数字が捉えられていないというところだったんですが、町の養護教諭のほうで資料をまとめたものがございまして、やはり委員おっしゃいますとおり平成30年度と令和元年度の数字を見ますと肥満傾向にある子の数が微増といいますか増えているところが見られます。

こちらは、先ほどお話がありましたように血液検査で分析というところまでは本町は行っていないんですけれども、各養護学校が身長、体重等から割り出した数値を基に肥満度を確認しています。そういった肥満の子供たちに関しましては、学校のほうから保護者に対して手紙を発出しまして、内科の検診を受けるようにということで促しているところでございます。

また、そういった生活習慣病の指導につきましては、学校で学校保健委員会というものを開催しまして、保護者等にも指導をしているところでございます。

続いて、学力向上におきまして非常勤講師の配置のことでございますけれども、どういった免許が少ないかというところですけれども、特にこれが少ないとか多いとかというものは特にないんですけれども、やはり他の自治体というか宮代町以外からも可能な方はいらっしゃらないかなということで、こちらのほうも探しているところなんで

すけれども、それでもなかなか見つからないというのが現状であります。実際に言いますと、県内全てにおいてやはり教員が足りないというような状況がありまして、そういった中で人を見つけていくというのが非常に最近は困難な状況にあるというのが現状でございます。

それから、175の環境教育につきまして、子供たちにその現状を把握させたいということで、子ども環境会議やキッズエコサミット以外にも、教科の中で理科の学習であるとか社会科の中で、昨今の気候の状況でありますとか環境の状況につきましては学習をする機会があります。そういったところと関連づけながら、さらに環境について先ほど来お話をしていますように持続可能な社会に向けてどのように取り組んでいったらいいのか、どのような生活がいいのかということを子供たちとともに考えていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

百間公民館の駐車場の関係についてご質問いただきましたので答弁させていただきます。

百間公民館の駐車場につきましては、立地環境的に市街化区域内におきまして、また、近隣におきましても住宅が密接しているというような立地環境でございまして、駐車場を新たに確保するというのはなかなか難しいのかなというふうに考えてございますが、財政的な負担も新たに、例えば民間の駐車場を確保するといった場合についても財政的な負担も相当の負担が強いられるということもございますので、その辺も加味しながら、今後、検討のほうを進めさせていただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。お願いします。

すみません、順番が不同になってしまいます。

まず、答弁の中からちょっと数の確認なんですが、浅倉委員の質問の中で登下校の見守りの中の、今、答弁の中で令和元年度245人という……

○委員長（山下秋夫君）　すみません、何ページですか。

○委員（九山妙子君）　すみません。

まず、先日お配りいただきました宮代町教育委員会の事務に関する点検評価報告書の中で、スクールガードリーダー、スクールガードで小学校組織254名というのが、令和元年度事務事業の報告の中にこの数字が入ってございます。

それで、さっきの答弁の中でも令和元年度とあったんですが、質問のときに、決算書166ページ、成果書の177ページに学校安全体制推進スクールガード、スクールガードリーダーの設置というところの真ん中ら辺に小学校４校300人となっているんですけれども、この数字はどっちが正しいのか、それをちょっと確認でお願いいたします。

あと、すみません、決算書192ページの総合運動公園、成果書194ページです。この中で、主な修繕、昨年度、町内視察でも見せていただいたんですが、野球場の下の段差がすごくあったところとかフェンスとかはきれいになったんですが、その後、利用状況、きちっと見た感じ直っている感じがあるのですが利用者の声とかわかりましたら、かなり改善されたと思うのですが、その辺お願いいたします。あと決算書194ページ、成果書196ページのアーチェリーの利用者が380人増えているんです。それで、ほかのところはコロナの関係とか、いろいろ減なんですが、ちょっとここの利用

者が結構多くなっているので、そこをなぜなのか理由をお願いいたします。

あと、決算書188ページ、成果書199ページになります。文化財保護がとても大事と思っておりますが、ちょっと耳にしたりしているのが、一生懸命皆さんやってくださっているのは物すごく分かります。ところが、保護委員の成り手が少ないとちょっと聞いているんですが、保護委員さん、人数、今、枠組みは何人いて、何人やってくださっているのか、お聞きいたします。

あと、決算書190ページ、成果書201ページ、資料館管理運営事業の中で、毎年、ちょっとご質問させていただいているんですが、利用人数なんですが２階を利用する人と本当に資料館を目的に来る人の仕分けというか、全体の人数が出ているんですが、ここのところの、新聞にもよく資料館の催し物よくなっていて中身がいいんですけれども、どの程度来ているのか、お願いいたします。

あと、すみません、186ページ、成果書188ページです。子ども放課後教室の開催なんですけれども、これを設置するときにもお願いしたんですけれども、各学校に設置はできないのか、いろんなイベントとかやっていただいているんですが、今後の学校運営に関してどうするのか、お願いいたします。

それと、教育推進の173ページも書いてあるんですけれども、推進課の中で真ん中より下辺りに、学校運営の中で学校評議員会の充実を図り、その提言や意見を活用し、地域の中で特色ある学校づくりを目指すことができましたと、学校評議員さんの位置づけというか、とても重いんですけれども、なかなか分かってこないので、この充実を図りというところをちょっとご説明、特色ある学校づくりを目指すことができましたとなっていますので、ここのところの説明をお願いいたします。

あと、不登校対策。

すみません、その前に、決算書174ページ、役務費のＰＣＢ廃棄物処理手数料というのが343万5,740円となっているんですけれども、工事件数が減ったということなんですが、結構この金額って、１件幾らとか学校で幾らとか、何かそういう数で幾らとか何かありましたらお願いいたします。

それと、不登校対策、165ページ、166ページ、この中で成果書の中が、すみません、ページ数が今、すみません。成果書の中で人件費の金額が120万ぐらい少ないと思うんですが、これは途中で人事で変わってしまった、辞めしまったということなのか、お聞きしたいのと、今年もさわやか相談員さんが１人途中で辞められていたのをホームページでも募集が出ていた気がするんですが、さわやか相談員さんになる人材ってなかなかいないのか、お聞きいたします。

お願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　以上ですか。

○委員（九山妙子君）　はい。

○委員長（山下秋夫君）　じゃ、ここで休憩に入りたいと思います。

休憩　午後　４時４９分

再開　午後　５時０５分

○委員長（山下秋夫君）　再開をいたします。

それでは、休憩前に続き会議を開きます。

答弁のほうをよろしくお願いいたします。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育、塚越でございます。

私のほうから、まずスクールガードの数でございますが、こちらの数字なんですけれども、平成

31年度は300人ということになっています。

それから続きまして、学校評議員会の件につきまして……。

すみません、こちら成果書の173ページの学校評議員、中段の学校運営においてという学校評議員につきまして、学校評議員の皆様におかれましては、各学校で学校経営の基本方針を説明してご理解をいただいていたり、あと学校が抱えています課題を相談したり、また、学校に対するご意見をいただいたりというようなことをしています。

その中で、学校が行っている例えば音楽祭であるとか、合唱コンクールなどの行事についてご指示をいただいたり、改善点などのご意見をいただいたりして、よりよい取組につなげるということで充実を図っているというところでございます。

続いて、決算書165ページ、成果書178の不登校対策のことですけれども、平成31年度は平成30年度に比べまして、予算のほうは特に変更はございません。減額等もなく、平成30年度と同じ額の支払いとなっております。

あと、本年度につきましてさわやか相談員というものの募集を、この期間に出させていただいております。やはりその仕事の特性上、やはり適正な方といいますか、相談業務につきまして、やはり子供たちの悩みを受け止めていただいてというところでやっていただいておりますので、特に資格等はございませんけれども、そういった方に受けていただいて、子供たちに寄り添った指導、支援をしていただける方にお願いしているというところでございます。

私からは以上になります。

○委員長（山下秋夫君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

成果書の194ページ、総合運動公園の工事の関係でございます。

昨年度、総合運動公園野球場におきまして、各種の補修工事のほうをやらせていただきました。内容といたしましては、成果書195ページに施設の主な修繕ということで、野球場のバックネットの修繕工事、それと放送棟の空調設置工事、それと野球場整備工事ということで、内外野の段差の解消工事、それぞれ実施させていただいたところでございます。

こちらのほうにつきまして、利用者からの反応はというようなご質問でございますが、町の野球連盟及び主に平日でございますけれども利用いただいております昌平高校野球部、こちらのほうからは、今回の整備に関しまして、おおむね良好ということで、好評のご意見のほうをいただいているところでございます。

続きまして、成果書の196ページになります。

社会体育施設維持管理事業におきます町内グラウンドの利用状況でございます。こちらのほうでアーチェリー場の利用人数についてご質問いただきました。

アーチェリー場の利用人数の増加の理由といたしましては、町のアーチェリー連盟がございまして、そのアーチェリー連盟さんのほうで定期的に記録会を開催して利用者の意欲向上を図っておられること、また、初心者教室及び体験会を通して新規利用者が増えているということが、増加の理由として考えられております。

続きまして、成果書の199ページ、文化財保護事業でございます。こちらで、文化財保護委員会の関係につきましてご質問いただきました。

文化財保護委員会につきましては、定数が現在８名となってございます。昨年度につきましては、平成30年度、平成31年度、２年間の任期で行ってございます。昨年度につきましては、定数８名に

対して８名の委員に就任していただいたところでございます。

内訳といたしましては、この文化財保護委員会につきましては、専門的知識を有する委員が５名と一般町民から公募した委員３名の合計８名ということで、昨年度は就任のほうをしていただいたところでございます。

続きまして、成果書の201ページ、資料館管理運営事業におきます入館者数の関係でございます。

ご質問のほうで入館者について２階の会議室、フリースペースがございまして、そちらのほうで囲碁、将棋というような利用をされている方もいらっしゃいます。また、郷土資料館の館内において企画展でございますとか、常設展示などをご見学いただいている方がそれぞれいらっしゃいますが、そちらのほうの割合というか人数配分でございますが、２階の囲碁、将棋を使われている方につきましては、大体１日当たり10人程度、昨年度は282日の開館でございましたので、単純計算でございますが、2,800名ほどが２階を利用されていた方ということになります。大体２割程度が２階を使われている方というような状況でございました。

続きまして、成果書の188ページです。

青少年健全育成事業におきます放課後子ども教室でございます。

放課後子ども教室につきましては、昨年度は町で初めてということもございまして、百間小学校をモデル事業といたしまして実施のほうをさせていただいたところでございます。昨年度モデル事業として初めてやったということもございまして、昨年度についての成果・検証を踏まえまして、今後、他の学校のほうに広げてまいりたいというふうに考えているところでございます。

その中で、浅倉委員さんのほうからご質問あった中で答弁させていただいと思いますが、成果としては、子供たちが地域住民と交流する機会があって子供たちにとって貴重な体験する場であったとか、あるいは、子供たちは友達と過ごすことができたとか、あるいは、お姉さんお兄さん的な存在であります共栄大学の学生さんとの交流もできたというような大きな成果がある一方で、課題としましては、運営体制、特にスタッフの確保という面でなかなか難しい点もあったというようなことが課題として上げられております。

また、活動する場所が余裕教室、空き教室を主に使っていることから、百間小学校におきましては、空き教室があったことからモデル事業として実施のほうをさせていただいたところでございますが、ほかの学校におきましては、なかなか余裕教室、空き教室を確保するということが難しい点もありますことから、そのような点を踏まえながら、今後ほかの学校のほうに広げていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青柳　誠君）　教育総務担当の青柳です。

私からは決算書174ページのＰＣＢ廃棄物処理処分手数料に関してお答え申し上げます。

ＰＣＢ廃棄物については、その処分する場所と処分の手続ですね、これについてあらかじめ指定されております。その中で、処分料につきましては１キロ当たり３万800円というふうに定められておりまして、昨年度115キロのＰＣＢ廃棄物の処分を行いました。登録した時期によって割引がありますので、ちょっと今の金額で決算書の額とは一致しないんですけれども、原則は今のようなことになります。

その処分する場所についても、埼玉県の場合は

北海道の最終処分場というふうに定められておりまして、その北海道までの運搬に係る費用が13万2,000円ということで、その処分手数料の下にあるものになります。

私からは以上です。

○委員長（山下秋夫君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　ＰＣＢの細かくありがとうございました。分かりました。この金額の300万がなぜかということがよく分かりました。北海道まで運ばれる運賃、ＰＣＢの早く処分をお願いしていただいていて、ありがたいと思っております。それは分かりました。

じゃ、学校評議員の活動ってなかなか見えづらいところがございまして、提言とかされているということで、ここに教育推進の書かれている173ページを読ませていただくと、すごい学校評議会の充実を図りといっていたので、何か随分今までと変えたのかなと、取組とか、お願い、相談事とかを変えたかなと思ったので、ちょっともう１点そこだけ、今までと変わったのか、そこだけお願いします。

あと、すみません、168ページ、不登校、さわやか相談員さんなんですが、さわやか相談室に来るお子さんというのは、いろんな事情があって教室に入れないお子さんだと思うんだけれども、とても繊細、皆さんよくご存じだと思うんですけれども、そこでやっぱり指導員さんが変わってしまったりとかというのは大きな、やはりまずそこから、先ほども答弁にございましたけれども、学校に来られなかったけれどもさわやか相談室に来られるようになったと大きな位置づけをされているので、いい人材の確保をお願いして、その子の個性を受け止めてというとても大きな役割はあるんですけれども、やっぱりかけたお金、これは20数年、さわやか相談室ができてなっていると思うんですが、今まで以上に必要な場所となっております。

それと、これはボランティア相談員さんとなっているんですが、もともとボランティア相談員さんですが、これボランティアという意味とちょっと違うんですが、これはほかの市町村でも全国的にボランティアって使うんですか。何かさわやか相談員さんとボランティアさんって、きちっとした仕事をしてくれていると私はずっと見ているんですけれども、ここの違い。でも、ボランティアではないと思うんですよね。きちっと式典に行ってもご紹介もございますし、そこの位置づけ、これはほかの近隣も全国もこの呼び名なのか、もうちょっとちゃんとした言葉があるのか、そこをお聞きいたします。

あと、ぐるるに関しては、昌平は決勝戦までこの前行きましたし、きれいになって活躍できているのかなと、ちょっとこれは私個人でちょっとすごく思いました。やっぱり直していただいたので、よくなったんで、町内視察で見せていただいたときひどかったんで、よかったです。ここは分かりました。

あと、アーチェリーは体験会も確かに載っていました。こんなに増えていくんだなと、もともと国体でもこちらやっていましたけれども、みんなコロナでマイナスの中で、これだけ380ってとっても多い人数なので、ちょっと質問させていただきました。理解しました。どんどん増えていくといいなと思います。

あと、文化財保護委員は、じゃ現在は欠員はなしということで確認です。よろしいんでしょうか。

それと、資料館の入館者ですね、２階10人程度と、201ページの人数を見ると、大体上と利用状況の１万842人とその下の展示、町の歴史文化の紹介のところの特別展や企画展のを合せると同じ

人数になるんですけれども、将棋で来てついでに見てくださっている方もいらっしゃると思うんだけれども、本来の目的の人、でも結構いらっしゃるんだなと、取組を一生懸命やっているので、それが生かされているのかなと思いました。分かりました。

それと、成果書188ページ、百間小の放課後児童クラブなんですが、ぜひとも昨年度ボランティアさんもいる、そして空き教室もあるということだったんですけれども、ぜひとも広めていただきたいと思います。

笠原小のひだまりサロンが創ったときに、ほかの学校にも広めるという話を私は聞いた覚えがあったんですね。それから長いことたってしまっているので、やっぱりぜひとも各地域の学校に設置していけるような教室利用、人材確保をお願いしたいと思います。

あと、すみません、１点聞き忘れちゃったんですが、子ども110番の家ですね、ここの教育推進のところにも書かれていたんですけれども、子ども110番の家なんですけれども、道佛地区には件数あるのか、増えているのか。もともとの設置が121人、一番初めより減っているとは思うんですが、ここ道佛地区に新しい区画整理のときに、子ども110番の家があるのか、それをすみません、ちょっと聞き忘れたのでお願いします。それをお願いします。

○委員長（山下秋夫君）　以上ですか。

○委員（九山妙子君）　はい、以上です。

○委員長（山下秋夫君）　学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育担当、塚越です。

まず、学校評議員につきまして今までと変わったところはというところでございますけれども、内容的なものと全体としましては、大きな変化はございません。ただ、その会自体を充実させてよりよく学校運営に生かしていくという意味で、こちらのほうを書かせていただきました。ですので、特に大きく変わった点はございません。今後ともまた充実をさらに図っていきたいなというふうに考えております。

それから、不登校対策の件でございます。委員ご指摘のとおり、本当に子供たちに関わるとても重要な仕事かなというふうに考えております。我々のほうとしましても、その人選に関しましては今後ともしっかりと行っていきながら、適材適所ということで、子供たちに寄り添えるといいますか、子供たちの悩みを聞きながら支援していける、そういった人材を探していきたいなというふうに考えております。

また、ボランティア相談員さんに関しましても、こちらもお話しいただいたとおり、非常に活躍していただきまして、子供たちの学校に足が向くでありますとか、学習のほうに目が向くでありますとか、そういったところのお手伝いというのは非常にこのボランティア相談員さんの活躍は大きいところがあるかなというふうに感じております。今後もこのボランティア相談員さんの力等も借りながら、さらにこういったさわやか相談室の充実に向けて取り組んでまいりたいと思います。

それを受けまして、ボランティア相談員さんにつきましても、やはり先ほど位置づけというお話がありましたけれども、今後またそういったところも含めて、さらなるそういったさわやか相談室の充実、ボランティア相談員さんの位置づけにつきましても併せて考えていきたいなというふうに思いますので、今後ともその相談業務につきまして充実を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、子ども110番の家、177ページのもの

でございますけれども、こちらの数字につきましては、平成30年度からは２件増加となっております。道佛地区に関しましては、実はこれは個人の家ではないんですけれども、道佛地区の店舗がこちらのほうの協力をいただけるということで、２件増えております。商業施設なんですけれども、こちらのほうが２件増えて昨年度より増えて121件というふうになってございます。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　生涯学習室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

文化財保護委員の関係について答弁させていただきます。

先ほどご説明いたしましたのは、昨年度の委員の関係でございまして、こういう文化財保護委員さんについては、任期が２年間になってございます。この年度、令和２年度、３年度の２年間につきましては、定員８名に対しまして７名ということで、１名欠員となっております。

その内訳といたしましては、公募委員さん３名の枠がございますが、３名に対して２名ということで、そちらのほうが１名欠員となってございます。

先ほどちょっと説明が足りなくてご迷惑をおかけしましたが、以上のとおりでございます。

○委員長（山下秋夫君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　すみません、確認で、そのボランティアという名前、ちょっと気になったんだけれども、そこのところは近隣とか全国とか、ちょっとそこはどうなっているのか。それで、ちょっとこの言葉はボランティア団体とか、ちょっと意味合いがあやふやな感じがするんですね。きちっとして協力体制を取っているので、ここのところをどう考えるのか、じゃ教育長、ちょっと答えていただけないでしょうか。どうでしょうか。

○委員長（山下秋夫君）　教育長。

○教育長（中村敏明君）　では、お答えを申し上げます。

さわやか相談室についてはちょっと定かではないんですが、平成元年か平成２年に県のほうからさわやか相談室を各中学校につくるようにということで、当時は県のほうのお金と、それから、さわやか相談員の給料についても県が全額支払うということでスタートしたものです。

そのときに、さわやか相談員というのは、中学校とその中学校区にある小学校も対象にして相談を受けるということでスタートいたしました。現在もそういう状況になっています。そのときに、さわやか相談員だけでは到底やり切れないというところで、ボランティア相談員という、そこで名前ができまして、市町で給料を出して雇うという形で、どこでもスタートしたというところだと思います。

したがいまして、本町でもそうなんですが、そのときのボランティア相談員という名前がそのまま残っているところもあれば、その名前を改正して違った名称で呼んでいるというところもあるということで、これは各市町によってちょっと差異が出ているというところでございます。

委員さんご指摘のとおり、ボランティアではなくいろいろやっていただいていることもありますので、その名称について適当であるかどうかということは今ご指摘をいただきましたので、今後そういったことについても考えてまいるということで対処してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　引き続き質疑ありますか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村でございます。

私のほうからは、小中学校の適正配置、この１点に絞ってご質問をいたします。

関係ページは決算書の164、174ページです。それで、成果書は58ページ。主として58ページに沿って質問をいたします。

まずは決算のほう、それから、この決算を受けて今後どうするかというスケジュール的なやつ。前段者の答弁を踏まえつつ、重複のないようにしたいと思っております。決算については、全部枝分けをしますので、簡潔にご答弁をお願いしたいと。

では、質問に入ります。

まず、成果書58ページの実施内容、小中学校の適正配置の欄、それの右側に1,119万6,731円、これがありますけれども、この内訳を教えてください。それが１点目。

それから次に、この適正配置計画の検証等に向けて審議会が設置されましたということなんですが、この審議会の委員の任期及び委員の選出分野、つまり構成ですね。これについて教えていただきたいと思います。

それから、第３点目は、令和元年度は４回開催をしたということでございますけれども、どういうお話合いがされたかというこの議事録、これは公開されるんでしょうか、されているんでしょうか、そこのところをお尋ねいたします。

それから、もう一つ、４点目は、審議会委員が元年度、現地研修に行かれております。これ群馬に行かれているんですが、群馬を選ばれた理由について教えてください。

それが一応決算の関係です。

この小中学校の適正配置、通学域の編成等については、保護者だけじゃなくて、これまで小中学校に関わってきた人たち、おじいちゃん、おばあちゃん含めて大変関心のあるところであります。スケジュールに関しましては、先ほど前段の委員から質問でご答弁いただいておりますが、改めて確認をいたしますと、12月に答申をいただきたいということで申入れがされていると、これについては合意が得られたわけではないんですが、この申入れをされたのはいつ頃なんでしょうか。

それから、２つ目は、多少のぶれはありますけれども、年内かあるいは年を超えるかちょっと分かりませんけれども、その後、町で検討して方向性をお示しするということではありますが、計画として年度内にやるのはできるのかな、難しいかなということ。ただ後期の実行計画の問題もありますので、そのあたりスケジュールを方向性を示す、示した後どうするのかという計画が今あれば、あればですよ、まだそこまでは全然検討していませんというんだったらしようがないですけれども、いつどういう形でこの決着がつくのかというのは非常に皆さん目が行っているところですので、可能な範囲でお話をいただければなと。以上が私からの質問です。なお、この後議事もありますので、再質問はいたしません。丁寧に簡潔にお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　教育推進課主幹。

○教育推進課主幹（青柳　誠君）　教育総務担当の青柳です。

それでは、ご質問いただきました小中の適正配置のご質問につきましてお答え申し上げます。

まず、１点目の小中学校の適正配置の審議会委員の任期と構成についてですけれども、任期については、昨年の７月１日から令和３年６月30日までの２年間の任期となります。

構成につきましてお答え申し上げますと、各小中学校のＰＴＡの代表の方が７名、自治体等の代表の方が４名、小中学校長が小学校と中学校で各

１名ですので２名、識見を有する方が３名、公募による市民の方が３名ということで、全部で19名の委員構成というふうになっております。

２点目のこれまでの会議録ですけれども、全て審議会の会議録については、ホームページのほうで公表をさせていただいております。

次、３点目の甘楽町の視察研修の選定理由ですけれども、先ほどちょっと研修報告のご質問のところで申し上げましたとおり、甘楽町というのが中学校を３校から１校に再編したということをご説明申し上げました。宮代町の現行計画においても、中学校を３校から１校ということで計画が策定していますので、主な理由としましては、その中学校の再編というところが宮代町の現行計画に類似しているということで選定したということでございます。

続きまして、スケジュールについてですけれども……。

〔発言する人あり〕

○教育推進課主幹（青柳　誠君）　失礼しました。

１点目の決算の成果書58ページの1,119万6,731円の内訳ですけれども、これにつきましては、小中学校の劣化診断の費用が1,056万円ほど入っておりますので……。

〔発言する人あり〕

○教育推進課主幹（青柳　誠君）　それです、1,056万円含まれております。

それ以外につきましては、小中学校の適正配置事業の一般財源というふうになりますので、金額についてはそのようになります。

ただ、こちらにつきましては、小中学校の適正配置が公共事業再編第２期計画の一部になりますので、あとは企画財政課のほうで行っている、いわゆる公共施設の借地解消等の具体的な取得計画等に基づく用地の取得費なども含まれてはおりますので……。

ちょっとすみません、一般財源については、ちょっと確認をさせていただきます。

スケジュールの申入れの時期ですけれども、審議会のほうにスケジュールを提示したのは、先ほど申し上げましたとおり第５回の会議ということですので、令和２年７月21日になります。

その経過といたしましては、１月に第４回の会議をやりまして、その会議の中で今後のスケジュールを示していただきたいという話がありましたので、その審議会での意見を踏まえて、７月21日にスケジュール案を提示させていただいたということでございます。

続きまして、町の方向性を示す時期に関するご質問ですけれども、その第５回の会議に提示させていたスケジュール案であると、先ほど申し上げましたとおり12月までに審議会から答申をいただいて、その答申を受けて町のほうで答申を尊重した形で検討させていただきまして、必要があれば計画等の見直しを踏まえて、ここからは事務局案としては年度内に現行計画の見直し等があれば行いたいというようなスケジュール案は提示させていただいております。

ただし、先ほども申し上げましたとおり、これにつきましては、まだ審議会のほうで合意をしたものではございません。

ただ、事務局案としてこちら年度内と案を示させた理由につきましては、今委員からもご指摘いただきましたとおり、第５次総合計画にも小中学校の適正配置事業は実行計画事業として位置づけられる予定ですので、その第５次総合計画のスタートに合わせ、やはり新たな取組を行っていきたいということもございまして、そのようなスケジュール案を提示させていただきました。

ですので、ただ具体的に今町のほうでどういう

考えかというところにつきましては、あくまで今は審議会において検証中ということですので、その答申を受けて、その答申を尊重した形で考えていきたいというふうに考えております。

以上になります。すみません、金額については、ちょっと後ほど確認をさせて……。

○委員長（山下秋夫君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　終わり。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　ないようですので、以上で教育委員会の質疑を終了したいと思います。ご苦労さまでした。

これをもちまして、議案第42号　令和元年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について、本件に対する質疑は全て終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩　午後　５時４２分

再開　午後　５時４５分

○委員長（山下秋夫君）　再開をいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第42号　2019年度、令和元年度一般会計決算の認定について審議が本日終わったばかりでございますので、改めて９月28日に反対の立場から討論させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（山下秋夫君）　反対討論のほうはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（山下秋夫君）　賛成討論もありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第42号　令和元年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（山下秋夫君）　起立多数でございます。

よって、議案第42号　令和元年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

本日はこの程度にとどめ、次回は９月18日金曜日午前10時から委員会を開き、引き続き住民課の国民健康保険特別会計の審査から始めたいと思います。

これにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会　午後　５時４７分

決　算　特　別　委　員　会

第　５　日

出席委員（１３名）

山下秋夫君		丸藤栄一君	
九山妙子君		浅倉孝郎君	
金子正志君		西村茂久君	
小河原正君		泉伸一郎君	
角野由紀子君		塚村香織君	
合川泰治君		土渕保美君	
川野武志君			
（議長	田島正徳君）		

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之君	副町長	渋谷龍弘君
会計管理者兼会計室長	大橋洋巳君	住民課長	高橋暁尋君
住民課副課長	草野公浩君	国保・後期担当主査	岡安英之君
国保・後期担当主査	齋藤幸成君	健康介護課長	小島修君
健康介護課副課長	稲宮辰男君	高齢者支援担当主査	齋藤千洋君
介護保険担当主査	小林和政君	まちづくり建設課長	石塚孝信君
上下水道室長	成田雅彦君	まちづくり建設課主幹	忽滑谷和君
経営総務担当主査	宮下義樹君	施設担当主査	高澤学君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	長堀康雄	主幹	小林賢吉

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（山下秋夫君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、９月16日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第４３号の審査（住民課）

○委員長（山下秋夫君）　これより本会議に付託されました議案第43号　令和元年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○住民課長（高橋暁尋君）　おはようございます。

住民課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○住民課副課長（草野公浩君）　おはようございます。

住民課副課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いします。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　住民課国保・後期担当の斎藤と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

３点ほど質問させていただきます。

成果書の217ページの退職被保険者等高額療養費支給事業についてですけれども、平成30年度は13人で、１件当たりの高額療養費は６万1,205円だったんですけれども、令和元年度では同じ給付件数で金額が倍になっているというのは、これどういった理由からでしょうか。

２つ目が、成果書の221ページの疾病予防事業になります。病気は何といっても予防することが、町民の皆さんにとっても、また医療費削減にとっても、高齢化が進む中で最も重要な事業だと思っております。町民の皆さんが介護などを必要とせず、健康寿命でいられるために、疾病予防事業は拡充してほしいです。

例えば、長野県であれば、県全体で減塩したことで男性の寿命が全国１位になったというように、ちょっとした予防を徹底することで病気を予防することが分かっております。

そこで質問ですが、健康ステーション事業になります。令和元年度は２回の開催でしたけれども、コロナ禍ということもあるんですけれども、今後こういった講演会やイベントを増やしていってほしいと考えますが、いかがでしょうか。

３つ目は、成果書の222ページの保健衛生普及事業になります。ジェネリック医療品の使用を促進することで、被保険者の自己負担の軽減ではなく、医療費の削減を図りましたとありますけれども、歳出した162万8,912円分は削減できたという認識でよろしいのでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課の草野でございます。

まず最初に、成果書の217ページの退職被保険者高額療養費の支給事業における１人当たりの高額療養費の増の理由でございますけれども、退職被保険者につきましては、毎年度、大幅な減少になっておりまして、今年の３月で一応被保険者はゼロになりました。そうしますと、被保険者数が大幅に減っていきますと１人当たりの変動が非常に大きうございまして、今回、この同じ13件で12万249円ということですけれども、やはり同じ13件でも高齢者の方が多いと１人当たりの高額療養費の額は大きくなります。高齢化が大きな原因で１人当たりの件数が増えているというふうにご理解いただきたいと思います。

続きまして、２点目の221ページの健康ステーション事業の関係でございますが、昨年、元年度は２回イベントを開催させていただきました。今年度も３回ほど予定していたんですけれども、今、コロナの関係で一応中止をさせていただいております。

今後につきましては、コロナの感染の状況を見まして、でき得れば１回か２回開催したいなというふうに考えております。

これにつきましては、来年度以降も継続して開催をしていきたいというふうに考えております。

それから、３点目の保健衛生普及事業のジェネリックの関係ですけれども、こちらはジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が300円以上の削減効果がある場合について通知を出しておりますので、実際は切り替えたかどうかちょっと分からないんですけれども、少なくとも出されたこの422通の方は300円以上の効果があるというふうに見ております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　改めておはようございます。丸藤でございます。

それでは何点かご質問しますので、お願いしたいと思います。

まず、215、216の国民健康保険税でございます。被保険者数は減少したけれども、税率等の見直しによってということですので、前年度の平成30年度と令和元年度の税率はどうだったか、改めてお尋ねしたいと思います。

それから、不納欠損の関係でございますけれども、不納欠損処分件数は90件ということです。この件数の中身についてご報告願いたいと思います。

それから、217、218ページの県支出金の県補助金保険給付費等交付金、これは普通交付金については2,600万円の減収となっております。それについてのご説明と、それから特別交付金については、収納率向上の取組を積極的に行っているということなんですけれども、そのよしあしは別としても減収となっておりますが、どのように評価されているんでしょうか。これは県支出金ですので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、217、218ページの繰入金でございますが、その他の一般会計繰入金、つまり法定外の繰入金なんですけれども、これも2,583万円の減収となっております。これについてお尋ねいたします。

それから、223ページ、224ページ、歳出なんですけれども、連合会負担金てございますよね、これは県の国民健康保険団体連合会への負担金なんですけれども、２つあって、１つは平等割、それから２つ目は被保険者割とあるんですけれども、これはどういうふうに入っているんでしょうか。その点についてお尋ねします。

それから、２項の徴税費、225、226ページなんですけれども、支出済額が509万円です。不用額

が210万円と、割と不用額が大きくなっております。不用額の多くなった理由についてご説明いただきたいと思います。

続きまして、227、228でございますが、これについては高額療養費でございます。今、前段での委員さんにも答弁しておりましたが、私は、この点については不用額が3,051万円と大きくなっております、その点についてお尋ねしたいと思います。

続いて、229ページ、230ページの出産育児諸費でございますが、５名の方に支給したということなんですけれども、申請件数が減少したということで支出済額が出ておりますけれども、これは不用額との関係で予算の立て方はどうだったのかということでお尋ねしたいと思います。

続きまして、231、232ページの保健事業費でございますが、特定健康診査等事業費、これは５月27日現在で48.4％ということなんですが、これについての受診率の評価は県内ではどういう位置にあるのか。また、近隣の自治体と比べてどうなのかお尋ねしたいと思います。

それから、233、234ページの疾病予防費でございますが、前段の委員さんも言っていたように、早期発見による重症化の防止、これはもう必要でございますが、大腸がん検診の受診者は増加したものの、胃がん等のがん検診、それから人間ドックの助成件数が減少しております。これらについての理由をお聞きかせいただきたいと思います。

それから、233、234ページの保健衛生普及費でございますが、医療費通知やジェネリック医薬品のお知らせなどをしているということで、この効果はどのようになっていますでしょうか、お尋ねいたします。

それから、235、236ページの諸支出金の中の償還金及び還付加算金、１目の一般被保険者保険税還付金、この中に一昨年の固定資産税の課税による還付が発生したためということなんですけれども、これについて改めてご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課の草野でございます。

まず、１点目の決算書215、216ページの税率の改正の状況の説明をということでございますが、成果書の214ページに賦課徴収事業の内容がありますけれども、こちらが令和元年度の保険税率を見直ししたということでございまして、その結果、決算のほうでは前年度より600万ぐらい税収が増えたわけですけれども、ご承知のとおり、被保険者が大幅に減少していく中で、本来であれば、30年度までの税率でもし試算をしていましたら7,000万ぐらい下がっていたというふうに見ておりまして、税率を改正したおかげで前年度600万円の増収になったというふうに考えておりますので、赤字額の削減に大変効果があったというふうに思っております。

続きまして、２点目の不納欠損の内容でございますけれども、不納欠損は合計で90件、金額にしますと653万9,944円ございました。その内訳でございますが、倒産が78件で515万280円、生活困窮の方、生活が苦しいということで欠損にしたのが10件、金額が100万764円、所在不明の方が１件で５万4,800円、その他１件、33万4,100円ということで、合計で90件の653万9,944円となってございます。

続きまして、決算書217、218ページの県支出金の普通交付金が減額になった理由でございますが、この普通交付金については、市町村の医療費を県のほうで負担するという取決めがございまして、

医療費が減れば当然ここも減りますので、保険給付費が減った関係で、この普通交付金も減ってございます。

その下の特別交付金の減った理由でございますが、こちらは備考欄にあります保険者努力支援分等が増えていますが、繰入金が減っております。この県繰入金２号分ですけれども、市町村の医療費の適正化の取組に対して県が交付する交付金となっておりまして、若干、昨年度に比べるとその評価が下がった関係で減額となっております。

その他繰入金の関係でございます。これが減った理由ということですけれども、やはりこれも、先ほど申しました税率改正の効果によりまして税収をある程度確保できたということで減額となっているというふうに考えております。

次に、224ページの連合会負担金の関係でございますが、こちら埼玉県の国保連合会に納入しているものでございますけれども、平等割と被保険者割がございまして、平等割につきましては前期と後期２回に分けて７万円ずつ負担させていただいております。被保険者割については前期と後期合わせまして43万4,450円になっております。こちらは被保険者当たり１人50円ということで、被保険者割のほうは計算されて負担をするものでございます。

続きまして、225、226の徴税費の不用額210万9,834円の関係でございますけれども、科目ごとに要因がありますので、科目ごとに説明させていただきたいと思います。

まず、11の需用費でございますけれども、こちらは保険税の納付書とかの関係でございますけれども、督促状とか再発行納付書の印刷が、予定していたのがなかったということでございます。

続きまして、12の役務費でございますが、督促状の郵送代の執行残と口座振替手数料の執行残が出ております。

それから、13の委託料ですけれども、こちらは保険税の税計算を行うための電算委託料ですけれども、こちらは毎月の移動に伴う税計算の電算委託料の執行残でございまして、こちらもやはり被保険者の減少に伴って件数が減少している状況でございます。

続きまして、227、228の高額療養費の不用額でございますが、やはりこちらも被保険者の減少が大幅に影響してございます。一般被保険者の高額療養費については、成果書にもありますように、前年度より増額となっているんですけれども、全体的には被保険者の減少ということで大幅な減少となっております。

続きまして、229、230の出産育児諸費の関係でございますが、予算との関係でどうだったのかということでございますが、予算の段階で月40件ぐらいあるかというふうに思っていたんですけれども、それでも前年度より減らしてはいたんですが、実際には５件ということで、大幅な減少がありまして、その辺の読み違いがあったのかなというふうには思っております。確かに被保険者の分布を見ましても、現役の20代、30代、40代、50代の方の被保険者が極端に減っておりまして、その辺をしっかり見ておけば、こういった数字にはならなかったのかなというふうには思っております。

続きまして、230、231の特定健診の受診率の評価でございますが、この５月末の段階で48.4％ということでございますけれども、現在、その後９月上旬で49.3％まで上がっております。これにつきましては、恐らく県内で10位以内に入るだろうというふうには思っております。最終的には10月１日で締めとなりますので、その後に確定いたします。そういう点で、受診率については県内でも

高いほうだというふうに考えております。

近隣自治体の状況ですけれども、春日部市さんがやはり50%前後を毎年達成しておりまして、春日部市とほぼ同じレベルで今受診率のほうを上げさせていただいております。

そのほかは、杉戸、白岡、久喜につきましては大体30%か40%の前半で毎年推移していますので、近隣でもかなり高いほうかなというふうに思っております。

続きまして、233、234ページの疾病予防事業です。がん検診の関係で、胃がんと子宮頸がんとか乳がん検診とか人間ドックが減っているけれども、どうだったのかということでございますけれども、やはり大腸がん検診を受けたがる方が大変多いというのは聞いております。胃がん検診については、被保険者数の減少もあったりして減っておりまして、ちょっと詳しい分析はなかなかしていないんですけれども、そういった被保険者数の減少も多いのかなというふうに思っております。特に高齢者の方がどんどん減っていきますので、やはり関心の高い胃がん、肺がんのところの方が減っているのかなというふうに思っております。

それから人間ドックにつきましても被保険者数の減少が大きく影響していると思っております。やはり申請を見ていても、かなり年齢の高い方の申請が大変多いものですから、そういった方が今度は後期にいって申請をするという流れができているのかなというふうに思っております。

続きまして、233、234のジェネリックの効果でございますけれども、元年度どれぐらい効果があったかというのは、恐らく4,000万ぐらい下がっているというふうに担当では見ております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　答弁漏れがございまして、235、236ページの償還金の関係ですけれども、これは30年度に固定資産税の課税誤りがありまして、大幅に還付金を出しております。これにつきましては、国保税は平成28年度までは資産割というのがありまして、資産割というのは固定資産税に対してパーセントを掛ける税率がございました。29年度からは資産割をやめて２方式でやったんですけれども、過去の分がやはり残りまして、税務課さんのほうの固定資産税の課税の誤りがあったということで、29年度以前の資産割の分について還付をするということでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点か確認しながら再質問もお願いしたいと思います。

国保税の関係なんですけれども、215、216の税率等の見直しです。この見直しがなければ7,000万の減収だったということなんですけれども、それは町サイドの考えです。住民からすると負担が増えたということですから、やはりかなり厳しい。ご承知のように、国保加入者は低所得者が多く加入しています。年金者が多い。国保加入世帯の平均所得は一般質問でお聞きしました、約113万1,000円、国保税の１世帯当たりの平均課税額が13万5,000円と。そうすると、平均所得の方でも113万1,000円、それで国保税を払い、治療費、病院にかかれば医療費もかかる。私は大変だと思っているんですけれども、そういった点では、国保税と治療費を合わせてどれぐらいになっているか把握されているんでしょうか。把握されていればお示しいただきたいんですが。

それと、もう１件、不納欠損の関係ですが、倒産が78件、生活の困窮が10件ということで、金額も示されましたけれども、倒産というのが多いん

ですけれども、これは生活の困窮の一種じゃないですか。生活が困窮しなければ倒産なんかしないわけで、令和元年度で78件、生活の困窮が10件ですから、コロナ禍でさらに増えるというふうに予想されるんですけれども、生活の困窮になりませんか。やはり厳しいんですよ、と思います。その点、税率の見直しをしておりますけれども、不納欠損も出ております、滞納状況はどうなんでしょうか。

それと、不納欠損のその他１件33万4,000円とおっしゃいました。その他というのはどういう理由なんでしょうか。その点も併せてお願いしたいと思います。

あと、保険給付費等交付金については分かりました。

217、218ページの特別交付金については、宮代は収納率向上のために、それは先ほどもよしあしと言いましたけれども、かなり積極的にやっていると思いますよ。なのに下がったということは、県のほうの評価を下げたということですよね。どうして下がるんでしょうか。対前年度比とだけの関係なのか、そういった点ではそんなに変わりばえがないんじゃないかなと思うんですけれども、その点どうなんでしょうか。伺いたいと思います。

それから、217、218ページの繰入金、特に法定外の繰入金の関係です。税率を見直ししたから法定外の繰入金も下がったと、これは比例しているんですよね。ですから、国保税を上げるんでなくて一般会計からの繰入れが必要だ、これ以上大変だというふうに私は思っているんですけれども、先ほど国保税のところでお聞きしなかったんですけれども、国保の滞納者が出ておりますけれども、滞納者に対して資格証明書とか短期保険証は発行しなくなった。それぞれ発行状況はどうなっているのか、その点もお尋ねしたいと思います。

223、224ページの連合会負担金なんですが、平等割で７万円掛ける前後期２回ずつで14万円、これはもう全自治体同じなんですか。それと被保険者の人数も違いますよね、それは被保険者割ということで１人50円というのは分かるんですけれども、この平等割というのは県内ではどういうふうになっているんでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

それから、徴税費225、226については、分かりました。

それから、227、228ページの高額療養費、これも被保険者の減少ということで、分かりました。

229、230ページの出産育児諸費なんですけれども、これは、先ほど月40件と考えていたけれども読み違いしたということを先ほどの答弁で言い切っちゃっているんですけれども、今までこういう間違いしましたか、誤りはあったんでしょうか。その点お尋ねいたします。

それから、231、232の特定健康診査等事業費、これについては９月１日で49.3、近隣でも春日部が50％台ということですので、これについてはやはり受診率は高ければ高い程医療費に返ってきますので、ぜひいい面はもっと伸ばしていただきたいということで、これは要望で結構でございます。引き続きお願いしたいと思います。

ただし、疾病予防の関係なんですけれども、大腸がん検診は受けたがる方が多くて、胃がんのほうは検証していないということなんですけれども、ニュアンスは分かるんですけれども、やはりもう少し分析しなければいけないと思いますので、その点では、それ以上の答弁がなければ結構なんですけれども、やはりきちっと把握する必要があるのかなと。何となく言っている感じは分かるんですけれども、そうかなというだけではいけないと思いますので。特に人間ドックの助成件数

が減っています。これについても、やはり引き上げる必要があるのかなというふうに思います。

あと、がんの手術をしたり、再発をしないようにということで、大腸がんにしても、胃がんにしても高度医療のところで受診したり、予防のためにやっている方は町のはあまり受けないのかなと。これも主観ですが、そういう気がするんですけれども、そういった点ではどうなんでしょうか。

それから、人間ドックの助成件数なんですけれども、これはやはり補助金を出せば受診率も上がるのかなというふうに思うんですけれども、その点についても今後の考えについてお尋ねしたいと思います。

それから、233、234ページの保健衛生普及費なんですけれども、ジェネリック医薬品の勧めということなんですけれども、私らも大して変わらないと思いますのでジェネリック薬品を使うようにはしているんですけれども、4,000万円も違いますか。そうすると、ジェネリックの医薬品を勧めるようになってもう三、四年たちますか、随分この効果は大きいなというふうに思うんですけれども、この通知についてはどういうふうに啓発されていますか。医療費の通知と併せてと思っているんですけれども、その点もう一度確認させていただきたいと思います。

それから、235、236ページの償還金及び還付加算金については、分かりました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課の草野でございます。

まず、１点目の215、216ページの国保税と医療費のほうは掌握されているかということでございますが、被保険者それぞれ税率が違いますので、一人一人の状況は把握していませんけれども、国保税のほうは１人当たりの平均の調定額ですけれども、８万7,105円でございまして、前年度より7,000円ぐらい上がっております。

それから、医療費についてですけれども、こちらも全体には下がっておりますが、一人一人が上がっておりまして、１人当たりの年間の医療費は37万4,774円でございます。税金と医療費も若干上がっておりますので、所得が少ない中で被保険者の方は負担が増えているのは承知しております。

次に、不納欠損の関係でございまして、その他の33万4,100円、１件でございますけれども、こちらは生活が困窮をしたために財産がないということで落としたというふうに徴収担当のほうから聞いております。

それから、滞納世帯数のほうですけれども、７月中の滞納者が416世帯ということで、金額にしますと6,921万1,928円というのが、今手元にある最新のデータでございます。

続きまして、217、218の特別交付金の関係でございまして、なぜ評価が下がったかということでございますが、こちらのほうはご承知のとおり、埼玉県のほうで毎年評価をいただくものでございまして、評価項目が36項目ございます。委員さんのほうからもご照会がありました徴収の関係もありますし、特定健診の受診率のことや、それから県の運営方針にどれだけ沿った運営をしているか、そういったことの評価もございますし、あと、ジェネリックの先ほどの利用率、そういった項目もございまして、どれが下がったかということなんですけれども、まず、特定健診の受診率ですけれども、評価のほうでは、昨年と今年度を比較して５％以上上がると大幅に評価が上がるようになっておりまして、29年のときには、宮代町は前年に比べて大幅に受診率を増加したわけですけれども、そのときは大きな評価をいただきました

が、30年度と31年度を比較いたしますと高いんですけれども、数%にとどまっておりまして、そうしますと評価が低くなってしまう、そういったこともございます。

それと、県の評価基準ですけれども、これも毎年同じではなくて、毎年少しずつ変更しておりまして、その変更した部分にうまく合致すれば評価も高くなるんですけれども、合致しないとなかなか点数が取れないということで、そういったことが原因として評価が下がってしまったのかなというふうには思っております。

続きまして、217、218の繰入金の関係でございますけれども、委員さんのほうからありました、当然、国保税率を上げれば繰入金が減るというのは比例しております。ただ、やはりその他繰入金というのは国保以外の方の税金も投入しているわけですので、そういった方のお気持ちとかを考えますと、一刻も早くその他一般会計繰入金は解消していく必要があるのかなというふうに考えております。その際は、一気に改正するのではなく、段階的に、徐々に改正していくように、なるべく負担がいかないように目を配りながら進めてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、滞納者の資格書と短期証の発行状況でございますけれども、まず短期証につきましては、昨年の元年４月ですけれども49件交付しております。それから、元年10月に51件交付してございます。それから、資格証明書については元年度は実績がございませんでした。

こちらも、短期証につきましては徐々に件数が減っておりまして、被保険者が減少されたのもありますし、また被保険者の方のご協力も大変あったというふうに考えております。資格証明書につきましては件数がなかったということで、基準に該当する方がいらっしゃらなかったというふうに思っております。

続きまして、224、225ページの国保連合会の負担金の平等割の関係でございますけれども、こちらは県内の市町村であれば全て同じ７万円でございます。

それから、229、230ページの出産育児金の関係ですけれども、これまでにこういった読み違いはあったのかということでございますが、たしか過去に大幅に増加したことがありまして、そのとき予備費で対応していただいたことがあるんですけれども、そういった増の誤りは１回ございました。

減のほうは、今回初めてでございましたので、今後、適正に積算をしていきたいというふうに考えております。

ちなみに成果書の218ページのほうに、出産育児一時金の支給事業ということで過去の支給件数ですけれども、29年度が29件、30年度が24件、元年度が５件ということで、19件の減少ということでございます。

続きまして、がん検診の関係でございますけれども、がん検診につきましては、ご指摘のとおり、今後がん検診が非常に重要だということを担当のほうも理解しておりまして、今年度から、このがん検診の受診率を出して、その受診率の向上に向けた取組をしていこうということになってございます。こちら保健センターさんと連携して進めなければいけませんので、保健センターと連携をしながら、がん検診の受診率を今後上げていきたいというふうに考えております。

それから、人間ドックの助成金の増額についての考えでございますけれども、平成29年度のときに人間ドックの助成金を２万5,000円から２万7,000円に上げさせていただいた経緯がございます。まだ上げて間もないので、もう少し様子を見させていただきまして、今後しっかりと検討して

いきたいというふうに考えております。

233、234のジェネリックについてですけれども、通知の関係でございますが、年２回、９月と10月に通知の発行をさせていただいております。先ほども申しましたとおりに、ジェネリックに切り替えた場合に、自己負担額が300円以上の削減の効果がある方、ここでは422通出しておりまして、その通知もありますし、あと、うちのほうでは保険証にジェネリックを希望しますというシールを全被保険者の方に貼っていただいたりとか、昨年は医師会のほうに出向きまして、ジェネリックに切り替えることをぜひ協力していただきたいということで要請もさせていただいております。そういった形で4,000万円の削減が見込めたのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課の草野でございます。

先ほど出産育児金のところで件数40件と申しました、月40件というふうに答弁したかと思いますけれども、年40件の誤りでございますので、訂正させていただきます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、215、216の国保税の関係なんですけれども、やはり国保加入世帯の平均所得は、先ほども言いましたように113万1,000円、国保税の１人当たりの平均課税額は13万5,000円となっています。これは、やはり厳しいですよね。本当に生活保護基準以下の生活じゃないでしょうか。ですから、国保税を引き上げるのは結構とは言いませんけれども、それだけ滞納も増えてくるということで、その辺は負担が厳しいということは承知しているということなんですけれども、担当者としてはそれは厳しいとは思うんですけれども、やはり国や県に沿ってやっていくという方向ですので、さきの一般質問の答弁でも、引下げについては、一般会計からの繰入れを増やしていくということについては国や県には働きかけないという冷たい答弁があったんですけれども、これではやはり滞納者が増えてくるし、その点では、国保税はもうぎりぎりなんですよ。質問が最後ですのであえて言うんですけれども、やはり引き下げるべき、もうこれ以上増やしても滞納者が増えるだけですので、ぜひそういうふうな考えを持っていただきたいと思うんですけれども、その点大事なので、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、資格証明書はゼロということで分かるんですけれども、短期保険証については随分多いと思いませんか。県内でも51人に発行というと、宮代の被保険者数からいくと相当短期保険証を発行している人数というか、多いと思うんですけれども、なぜそんなふうになっているんでしょうか。

あくまでも短期保険証は短期保険証ですので、そうするとだんだん滞納したり、厳しくなっていくと、ペナルティーがそれだけ大きくなっていくと、要するに病院にかかれなくなっちゃうんですよ。そうすると、すぐ治る病気も治らないで医療費がかさむというちぐはぐな関係になりますので、短期保険証は発行しないようにお願いしたいと思うんですけれども、その点どうなのか、もう一度伺いたいと思います。

それから、先ほど滞納世帯が416世帯、国保税との関係で一気にではなくて、徐々に負担をかけていくということなんですけれども、そういった点では県の計画等もあるんですけれども、現在の

ところ県のほうでは一般会計への繰入れ、赤字解消を最終的にはどの辺に目標を持っているのか、その点も伺いたいと思います。

私らは法定外繰入れ解消計画は撤回すべきだというふうに思っていますけれども、町として県の指導もあります、国の指導もあります、そういった点ではどのように見込んでおられるのか、その点伺いたいと思います。

それと同時に、保険税の減免の大幅な拡充を求めたいと思うんですけれども、そういった点ではどういうふうにお考えか、最後ですのでよろしくお願いしたいと思います。

それから、219、220ページ、法定繰入れの関係で、これは一般会計からの繰入金については決算額の確定後に精算するということなんですけれども、これは毎年いつ頃なんでしょうか。その点だけ参考までにお聞かせいただきたいと思います。

連合会の関係は、分かりました。

出産育児についても、分かりました。

申請件数がこんなに減っているのは何でなんでしょうね。ここへ来て急激だと思うんですよ。その辺の関係はどういうふうに捉えていますか、その点だけお尋ねいたします。

それから、特定健康診査等事業費についての県のほうの評価については36項目ということで、県が評価するものですから、その点については分かりました。

それから、233、234ページの一番上の疾病予防費でございますが、今後、向上に向けて実施していく、検討していくということなんですけれども、人間ドックの助成金についても様子を見てということなんですが、ぜひ検討をお願いしたいと、これは要望で結構でございます。

233、234ページの保健衛生普及費についても、こちらは通知で知らせるというのも大事なんですけれども、やはり薬局のほうのジェネリックもありますので、これでもいいですかという、やはりそれの効果というのは大きいと思いますので、引き続き担当としても、町のほうからも医師会にぜひ働きかけていただきたい。これは要望でございます。

その点について、よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　ここで休憩に入りたいと思います。

休憩　午前１１時０５分

再開　午前１１時１９分

○委員長（山下秋夫君）　じゃ、再開をいたします。

丸藤委員の回答答弁をお願いします。

副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課の草野でございます。

まず、１問目の今後税率の引下げの考えはあるかというご質問でございますが、万が一の話ですけれども、今後税率の見直しをしなかった場合ですけれども、令和９年度までに法定外繰入金が約2.5億円以上まで膨らむというふうに試算をしております。ですので、今後につきましては、赤字額はやはり解消していくという意味において税率の見直しを２年置きにしていきたいというふうに考えております。ただ、その２年の見直しのときに、例えばその年の標準保険税率より若干高くなってしまったということであれば、その部分を部分的に下げることはあるかもしれませんので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

次に、２点目の短期証が多いということでございますが、過去の実績からしますと、年々、短期証の発行枚数は減っております。ですので、短期

証につきましては当然規定がございまして、滞納額が30万円以上あるとか、納税相談を持ちかけているにもかかわらず、ある一定の期間、相談にも応じないというような規定がありますので、それに規定をすれば、当然その発行をさせていただきます。ただし、短期証が発行されたからといって医療機関が受けられなくなるとか、そういうことはありませんので、ぜひ納税相談に来ていただければ全然支障がない話だというふうに思っております。

それから続きまして、県の赤字解消の目標でございますけれども、県のほうでは今のところ、令和９年度に県内の市町村の保険税の統一化を今目指しております。その前年の令和８年度までに赤字を解消していただきたいというような指針をいただいております。ただ、これはまだ決定ではありませんので、多少方針が変わるかもしれませんけれども、基本的にはそういうことでございますので、令和８年度までには解消していきたいというふうに考えております。

それから、国保税の減免の拡充の考えでございますけれども、この減免のことにつきましても、県のほうで保険税の統一化に合わせまして各市町村の減免の基準を統一化していこうということで、今事務のワーキングのほうで、今話合いが行われておりますので、宮代町も県の考えを踏まえて減免のほうの考えをしっかり県のほうに合わせていきたいというふうに考えております。

それから、法定外繰入金の精算の時期でございますが、毎年度３月に精算をさせていただいております。

次に、出産育児金の減でございますけれども、この辺はやはり分析不足が否めないと思いますので、しっかり今後分析をして、しっかり対処していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

それでは、国民健康保険税について、今まで出ていないところでご質問いたします。

決算書は215、216で、成果書が208、214の関係です。

まず、国保税の所管は住民課なんですけれども、滞納繰越分も含めてこの徴収事務は全て住民課で完結ですか。それとも、それなりのノウハウを持っている税務課との関係はどうなっているのかが１つの質問です。

それから、もう一つ大きいこととしては、国保の関係については広域化をしているわけですけれども、これについての効果というんですか、何年かたっていますけれども、この効果についてどのように捉えられているのかということで、次の３つ目は、成果書の208ページが分かりやすいと思いますのでそれに沿ってお尋ねしますけれども、国保税というのは、大変これを支払う納税義務者というんですか、それが所得が低いというのはもう見え見えなんで、そういう中で、まず収納率が87ということで、年々これは上昇しています。この努力は当然評価しなくちゃいけないと思いますけれども、何と言っても調定収納の状況の中で収入未済が１億に近いと。これは現年と滞繰を含めてそういうことになるんですけれども、大変大きな額で、歳入の確保という視点からいくと、極めて問題があると。そういうことについてどうでしょうかということ。

それから、不納欠損については、中身は一応ご説明があったので分かるんですけれども、不納欠損のほとんどは当然滞繰分ですけれども、ここにも現年課税分で9,600万ほど不納欠損処理をして

いるわけで、これは先ほどの90件の中の何件に当たっているのか、お答えいただきたいのと、現年課税分で不納欠損をしているというのは理由があると思うので、それを教えてください。

次に、209ページ、隣のページですけれども、滞繰分のところで収入済みが3,422万ですか、収入済みとして計上されていますけれども、これは滞納処分による額というのはどれだけ入っているんですか。納税相談、あるいはいろいろ分割で納めるというふうな形で、あるいは一発で納めるということの納税相談があるんでしょうけれども、その中で滞納処分以前にお支払いいただくというのがほとんどだと思うんですけれども、滞納処分による額がどれぐらいこの中に入っているのか、お願いします。

滞繰分の収納率も非常に町税と違って難しいというんですか、年々少しずつ上昇はしているんですけれども、なお30%の前半ということで、ご苦労は分かるんですけれども、少し低いんではないかなという印象を持っております。これをほかの市長村の国保税の徴収については大変苦労していると思います。その中で、当町にとっても、何といっても歳入を確保しなければほかのところにも影響が出てきますので、その点、今まで上げた項目についてお答えをいただきたいと思います。

もう一つ、最後になりますけれども、いわゆる保険に加入されている方が年々低下をしていると、この理由は何なんでしょうか、教えていただければと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課の草野でございます。

まず、１点目の税務課との仕事の関係でございますけれども、徴収対策はほとんど税務課の徴収担当さんのほうで実際行っております。住民課のほうで行っていますのが、さっき言った短期証と資格者証明書、それから現年の督促状等の発行は住民課のほうで行っておりまして、それ以外の内容につきましては徴収担当のほうで行っております。

続きまして、２点目の広域化の効果でございますが、まず１点目が、標準保険税率が毎年毎年県のほうで示されることによりまして、自分の市町村の税率が一体どういう位置にあるのかというのは、その場で判断できるようになりました。これによって、各市町村で上げるのか、下げるのか、そういった判断がしやすくなったというのは１つございます。

それから、先ほどお話ししていましたとおり、県のほうで医療費のほうを全額見ていただけるということになりましたので、毎年市町村はそれまで年度末になりますと、医療費が足りるのかどうなのかという不安を抱えながら財政運営をしておりましたけれども、その不安が一切ないということで安定した運営ができるということが１つございます。

それから、あと町民の人にしてみますと、保険証が今度今まで各市町村でばらばらだったんですけれども、県内の市町村全て統一になりましたので、例えば転入転出した場合の異動処理が大変楽になっております。

あと、これは今後の話になりますけれども、今年の３月からマイナンバーを使った被保険者証がマイナンバーカードでできるというような仕組みが導入されますけれども、そういったことも広域化によりましてできるような状況になっております。

それから、今検討中でございますけれども、高額療養費の申請の仕方とか、先ほど言った税の減

免の在り方とか、そういった事務の簡素化が今後は一層進むというふうに考えております。

それから、決算書の215、216ページの収入未済額が大きいということでございますけれども、過年度分が実際入ってきているということで大きくなっているというふうに考えております。

続きまして、不納欠損の関係ですけれども、不納欠損90件のうち、現年分が３件になりまして、金額が９万6,855円でございます。

それから、理由につきましては、３件のうち１件が財産がなしということでございます。それから、１件が生活保護を受給されまして、その方は現在は亡くなっております。それから、もう１件が所在不明ということでございます。

あと、そのあとの滞繰分の関係とか、細かい収入済額の関係につきましては、徴収担当のほうで実際事務を行っておりますので、ここでは答えをお控えさせていただきたいと思います。

あと最後、被保険者の減った理由でございますけれども、もちろん社会保険への離脱、当然一番多いんですけれども、そのほかに、やはり後期高齢者への加入がここ数年多くなっておりまして、約500件前後、毎年後期高齢者へ異動しております。これが大変大きくなっております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　徴収の関係含めて税務課と処理を共同でやっているということで、詳しい内容というのはちょっと税務課がこの席にいないと分からない、だから質問のしようがないんで、これは別途税務課のほうにはお尋ねをしたいと思いますけれども、例えば滞納処分が行われたとすれば、極めて処分を受けたほうはダメージが強いと思うんで、その辺を心配しているわけですけれども、それもちょっと中身がつかめないので結構でございます。

不納欠損の現年課税分についても、ちょっと問題があるんで、それも税務課がいないと質問のしようがないということで、これもできないと。

いずれにしても、これから国保会計をやっていくに当たって、まず加入人員世帯が後期高齢へ移行するというのは、これはしばらくはずっと続くと思います。そういう中で、元年度については、税率改正があって、県の関係については標準税率というのが214ページ、成果書に出ていますから、この中で、当町としては医療分、支援分、介護分と税率を改正したということですけれども、今回増収になった基本的な部分、これは医療分、支援分、介護分、いろいろありますけれども、どのあたりにこれが、あるいは均等割も含めてどれが影響したのかということが分かれば教えてください。

先ほどの前段のご答弁の中で、前年の税率でいくと7,000万という答弁があったんですけれども、今回増収ということで決算が出ておりますが、かなり金額はでかいですよね。私も不勉強で、これまで改正前の税率がそれぞれ、あるいは均等割額がどうだったというのはちょっとつかんでいないんで分からないんですけれども、どれが影響を大きく与えたか、教えてください。

○委員長（山下秋夫君）　西村委員、これで以上ですか。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課の草野でございます。

増収の要因でございますけれども、医療分、支援分、介護分というふうに分かれているわけですけれども、この中で支援分と介護分の率と均等割の額を見ていただきますと分かりますように、割と支援分と介護分については、標準保険税率に医療分よりは近い形で設定させていただいておりま

して、やはり決算の結果といたしましても支援分と介護分の税収が思った以上にあったというふうに理解をしております。

医療分につきましては、実は国や県の公費が入るのが医療分に全て入ってきますので、非常に不確定な要素、それから当然医療費もかかったり、かからなかったり、変動が激しいですので、医療分につきましてはどうしても差が出てしまうというふうに理解をしております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　ありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　ないようですので、以上で質疑は終了いたします。

ご苦労さまでした。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

これは一般会計のときも申し上げましたが、2019年度令和元年度宮代町国民健康保険特別会計決算につきましては、改めまして、９月28日に反対討論をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　続きまして、賛成討論ありましたら。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　ありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　ないようですので、次に、本件に対して反対討論の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　続きまして、本件に対する賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　これをもって討論を終了します。

これより採決に移りたいと思います。

議案第43号　令和元年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（山下秋夫君）　起立多数でございます。

よって、議案第43号　令和元年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会において原案のとおり認定をされました。

ここで休憩に入りたいと思います。暫時休憩ということでまずやりたいと思います。

休憩　午前１１時４４分

再開　午前１１時４７分

○委員長（山下秋夫君）　それでは、再開いたします。

――――――――――――◇――――――――――――

◎議案第４５号の審査（住民課）

○委員長（山下秋夫君）　続きまして、本会議に付託されました議案第45号　令和元年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○住民課長（高橋暁尋君）　住民課長の高橋でござ

います。よろしくお願いいたします。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課副課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いします。

○国保・後期担当主査（岡安英之君）　失礼します。

後期高齢担当しております岡安と申します。お願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括しての質疑をお受けいたします。

それでは、質疑ありますか。

ありませんか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

後期高齢者医療特別会計については、３点お尋ねいたします。

まず、287、288ページの後期高齢者医療保険料なんですが、一応確認の上で平成30年度の１人当たりの保険料と、令和元年度の１人当たりの保険料をお示し願いたいと思います。

それから、成果書にも載っておりますけれども、令和元年の10月から均等割の特例軽減、９割軽減と8.5割軽減が段階的に見直されました。その関係で、10月前と10月後の関係でどういうふうに変化しているのか、その点も併せてお尋ねしたいと思います。

それから、同じく287、288ページの一般会計繰入金の１目の保険基盤安定繰入金なんですが、これについては前年度と比較して225万円の増収となっております。この辺についてのご説明もお願いしたいと思います。

その３点、お願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課の草野でございます。

まず、１点目の調定額でございますが、令和元年度ですが、１人当たりの平均調定額が７万2,245円でございます。すみません、30年度については後ほど資料をお持ちしたいと思います。よろしくお願いいたします。

２問目の均等割の変更の関係でございますけれども、これまで均等割の軽減で8.5割軽減と９割軽減というのがございまして、10月以降、９割軽減の方が８割に変更になっております。それから、8.5割の方だった方が7.75に変更になっております。その関係で、当然保険料の徴収額が増えるわけですけれども、それによりまして、10月の時点で影響のあった人が1,037人で約430万ぐらいの増収になっております。１人当たりにしますと4,170円が増になっているというふうに考えております。

続きまして、基盤安定繰入金の220万の増でございますけれども、こちらは保険料の軽減に充当される財源でございますが、対象者の増加によります増加でございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございます。丸藤でございます。

それでは、確認をさせていただきます。

令和元年度の１人当たりの保険料が７万2,045円ですね。平成30年度については後で結構ですので、お示しいただきたいと思います。

それから、均等割の関係ですけれども、はい、分かりました。影響というか、保険料の増収については、はい、分かりました。

それから、もう１点の保険基盤安定繰入金なんですけれども、確かに対象者の増によるというこ

となんですけれども、これは詳しくは分かりませんか。その点、お願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課の草野でございます。

成果書の260ページをご覧いただきたいと思いますが、ここに上の保険料徴収事業の中で、２割軽減から8.5割軽減の方の人数が出ておりますけれども、この中で30年度と比較いたしまして２割軽減、830と出ておりますが、こちらから117名前年に比べまして増加しております。それから、８割軽減の961ですけれども、こちらが253人増加しています。それから、8.5割軽減のところが753となっておりますけれども、179人前年より増加しておりまして、この２割、８割、8.5割のところの人数が増加しているというのが主な要因だと考えております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　じゃ、確認でございますが、足しますと549人ということなんですか、それで結構ですか。確認していいですか。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課の草野でございます。

549人でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　ありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　ここで休憩に入りたいと思います。

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　１時００分

○委員長（山下秋夫君）　それでは、午前中に引き続き、会議を開きます。

丸藤委員に対しての答弁をお願いします。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課の草野でございます。

平成30年度の現年分の１人当たりの平均調定額ですけれども、７万270円でございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（山下秋夫君）　ありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　なければ、以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第45号　令和元年度後期高齢者医療特別会計決算につきましては、後日、改めて反対討論をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（山下秋夫君）　次に、これより反対討論の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（山下秋夫君）　次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（山下秋夫君）　これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第45号　令和元年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君は起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（山下秋夫君）　起立多数でございます。

よって、議案第45号　令和元年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

休憩　午後　１時０３分

再開　午後　１時０４分

○委員長（山下秋夫君）　再開をいたします。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第４４号の審査（健康介護課）

○委員長（山下秋夫君）　続きまして、本委員会に付託されました議案第44号　令和元年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○健康介護課長（小島　修君）　改めましてこんにちは。

健康介護課長の小島でございます。

出席している職員につきましては、自己紹介で進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　皆様、こんにちは。

健康介護課副課長の稲宮でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○介護保険担当主査（小林和政君）　こんにちは。

健康介護課介護保険担当の小林でございます。よろしくお願いいたします。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君）　皆様、こんにちは。

健康介護課高齢者支援担当、齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括しての質疑をお受けいたします。

それでは、質疑はありますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

幾つか質問させていただきます。

まず、成果書の244ページの介護予防普及啓発事業になります。

健康教室、ますます元気塾、はじめて元気塾、どれも介護予防する教室で、とてもいい取組だと思っておるところですけれども、参加者が少ないような気がします。ひきこもりの高齢者の方が増加する中で、高齢者の皆さんにもっと参加してもらうようどのように周知し、参加を増やすための努力をしているのでしょうか。また、今後どういったことをしていくのでしょうか。

続きまして、成果書250ページの生活支援体制整備事業になります。

地域支え合い講座は、地域交流サロンの立ち上げ、フォローアップの講座ということですが、こちらはどのような内容で行っているのでしょうか。

続きまして、成果書247ページの地域自立生活支援事業になります。

独り暮らしの高齢者が増える中で、高齢者等配給配食サービスは安心して自立した生活ができることから、こちらもいい事業だと思っております。独り暮らしの高齢者が増える中で、利用人数や延べ調理食数は逆に減少しているんですけれども、これはなぜでしょうか。

もう一つ、介護相談員による訪問相談ですけれども、利用者からの介護サービスに関して受けた相談で多かったものはどんなものなんでしょうか。また、訪問中に気づいたことを事業者側に伝えたというふうにありますけれども、これはどんなことを伝えたのか、教えていただけないでしょうか。

続きまして、成果書251ページの認知症総合支援事業になります。

こちらは町内に認知症の方というのはどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

もう一つ、町民や介護関係者に対し、認知症カフェを開催していますけれども、これは何回開催し、何名ぐらい参加しているのでしょうか。よその自治体ですと、認知症の方が参加する認知症カフェもありますけれども、こういったものを宮代町でも行っているのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　答弁をお願いします。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

ご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、１点目でございます。

介護予防普及啓発事業の健康教室、ますます元気塾、それからはじめて元気塾など、参加者の人数が少ないというご質問でございました。

まず、そちらの参加者の人数ですが、こちらの成果書の説明にありますように、まず健康教室におきましては、令和元年度は５名の方、延べ10名の方にご参加をいただいております。前年度が４名でしたので、１名増という形になります。それから、ますます元気塾につきましては、元年度の参加人数は90名ということで、前年度の91名と１名減ということでほぼ同じ人数が参加をいただいているところでございます。そして、はじめて元気塾でございますが、こちらの参加人数につきましては、令和元年度は85名というふうになっておりまして、前年度と同じ人数というふうになっております。こちらの参加の周知の方法でございますが、こちらにつきましては、町の広報、それからホームページなどで対象者の方に参加を募るような形で周知をしているところでございます。介護予防の事業につきましては、今後の介護予防という点から、非常に重要な事業というふうに町も考えておりますので、積極的にこれから周知も図っていって、より多くの方に参加をしていただきたいというような形で進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、ちょっと１点飛ばせていただきまして、介護相談員さんの相談の具体的な内容ということでご質問だったと思うんですけれども、こちらの介護相談員の相談事業につきましては、令和元年度は４名の方に介護相談員として対応していただきまして、施設訪問が延べ156回、そして施設のほうの延べ人数が8,230名、そして毎月１回の連絡会議ということで12回開催をしたところでございます。具体的な内容でございますが、直接介護相談員さんのほうが施設に赴きまして、入

所されている方からお話を聞いたりですとか、施設に入所されている状況を見まして気づいたところがあればそれを事業者側に伝えて改善をしていくというふうに対応を図っていたところでございます。具体的な内容でございますが、様々な内容でいろいろなお話のほうをいただいているところですが、主なところでは入所されている方の状況がちょっとなかなか見た形で厳しい状況がある、具体的には、例えば食事のときにうまく食事がとれていないとか、トイレに行くときの対応ですとか、そういった形の職員の対応が十分でないというふうなことをおっしゃられる入所者の方がいらっしゃいましたので、その旨を施設のほうに伝えて、対応について改善を図っているところでございます。

それから、認知症についてのご質問でございますが、町内におきまして、具体的な認知症にかかっていらっしゃる方の人数ということについては、こちらのほうでは申し訳ございませんが、ちょっと把握をしておりませんので、こちらでお答えをすることはできないのでご理解をいただきたいと思います。

それから、認知症カフェでございます。

こちらにつきましては、令和元年度、新たな形で開催をしたものでございまして、こちらの目的でございますけれども、認知症患者を支えるつながりというのを支援するということで、家族の介護負担の軽減を図るということで認知症カフェを開催いたしました。回数ですが、令和元年度は５回開催をいたしております。６月14日、８月９日、10月11日、12月13日、それから年が明けて２月14日ということで５回開催をいたしました。いずれも２時間程度で、場所は進修館において開催をいたしております。こちらにつきましては今申し上げましたが、２時間程度のコースではありますけれども、認知症のご本人だけということではなく、家族の方の総合交流、情報交換、それから介護負担の軽減ということを目的としたものでございまして、当日は精神保健福祉士の方ですとか作業療法士の方を招いて、様々な形での交流ということでお話をしたりですとか軽い体操をしたりとかということで、少しでも負担を軽減できるようにということで開催したものでございます。

○委員長（山下秋夫君）　高齢者支援担当主査。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君）　高齢者支援担当主査の齋藤でございます。

成果書250ページ、251ページ、生活支援体制整備事業における地域支え合い講座、地域交流サロン立ち上げ・フォローアップ講座のことについてご説明いたします。

地域交流サロンの立ち上げキーマンを育成するための講座といたしまして、２月に地域支え合い講座を開講いたしました。今年度は２日間の予定で開催の予定でしたが、新型コロナウイルスの影響によりまして、１日目のみの開催となってしまいました。

１日目につきましては、町職員と社会福祉協議会の職員で宮代町の高齢者を取り巻く現状と未来の状況、サロンを行うことによる効果、こういったものを伝えさせていただきました。２日目はちょっと中止になってしまいましたが、埼玉県立大学の先生をお呼びしまして講演等をしていただく予定でございました。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　浅倉委員いかがですか。

○委員（浅倉孝郎君）　答えてもらっていないのがあります。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　申し訳ございませんでした。

○委員長（山下秋夫君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

先ほどのご質問の中で、１点答弁漏れがございました。

給食配食サービスについてということでございますけれども、人数のほうが減っているというお話でございます。成果書の247ページにございますように、延べ利用者数につきましては、令和元年度が1,119名、平成30年度の1,157名から38名減というふうになっております。また、延べ調理食数におきましても、令和元年度は１万1,866食でございましたが、平成30年度の１万2,272食から人数と同様に406食の減というふうになっております。こちらの給食配食サービスの人数でございますが、過去何年かの数字を見ていきますと、若干増もあれば減もあるということで、少し数字のばらつき等はあるんですが、中には増えている年もありますし、減少している年もございます。おおむね人数につきましては同じような数字で来ているところではありまして、現在、直接決算のことではございませんけれども、令和２年度につきましては、こちらは増加傾向にあるということで、多い人数に対応できるように、今こちらのほうで準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

幾つか再質問させていただきます。

介護予防普及啓発事業なんですけれども、こちらの周知のほうを町の広報とホームページということなんですけれども、高齢者の皆さんを考えれば、ちょっとホームページは厳しいですし、町の広報も見ていない方もいらっしゃると思いますので、もっと別な機会でも周知していただければと思いますので、こちらは要望になります。

地域自立生活支援事業、成果書247ページになりますけれども、介護相談員による訪問相談なんですけれども、訪問中に気づいたことを事業者に伝えたということなんですけれども、これは伝えた後、事業者のほうというのは改善したのでしょうか、それとも伝えて終わりということなのでしょうか、こちらをお聞きいたします。

あと、成果書251ページの認知症総合支援事業のほうの認知症カフェのほう、こちらは何名参加したのか、教えてください。

それと、ほかの自治体では、認知症カフェといいますと、もちろん介護者に対しての認知症カフェもありますけれども、認知症の方が直接何かをするという認知症カフェもございまして、例えば認知症の方がメイドの服を着まして、一般の方にコーヒーとかケーキを提供するというようなことをやっているところがありまして、それを地域の人は大学生や市民団体と連携しているというようなことをやっているところもありました。そうしますと、認知症の方もかなり症状が改善したり、温和になったという話を聞きますので、そういった認知症の皆さんが参加する認知症カフェというのを今後宮代町でも開いていくのかどうかということをお聞きします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

介護相談員さんの事業の関係でございますけれども、施設に赴きまして、気づいた点を施設に伝えた後の対応でございますけれども、介護相談員は、施設についても一度訪問したらそのまま終わりということではなく、その後も訪問することがございますので、その点につきましては、後日確認をしているところもございます。

それから、認知症カフェの参加の人数ということでございますけれども、こちらは30名ということでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　健康介護課課長。

○健康介護課長（小島　修君）　健康介護課課長の小島でございます。

認知症カフェについて、補足してご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、認知症カフェについては市町村によっていろいろな形態で開催されているところでございまして、宮代町におきましては、比較的認知症カフェの実施に当たっては歴史が浅いところです。それについては、町内で地域交流サロンというのが早い時期から数多く開催されておりますので、そちらへの参加がこれまで多かったというふうに認識をしております。地域交流サロンにおきましては、介護予防、認知症予防はもとより、認知症になった方であっても参加をできるといったところでございまして、従来はそちらのほうに宮代町も力を入れてきたところなんですが、認知症カフェについても、国や県のほうから具体的なそういった名称を用いたカフェを開催するようにというようなこともございましたので、本町においてもようやくといいますか、昨年度実施をしたというところです。

現状では、認知症カフェについては、おおむね情報共有、情報交換、さらには介護者の苦労しているところをこうするといいよとかといったアドバイス的なこと、そういったことをメインに行っております。

委員ご指摘のとおり、認知症の方が例えばメイドさんになってとか、衛生管理上の問題もあろうかと思いますけれども、そういったところもご意見を踏まえて、今後検討していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　ご答弁ありがとうございました。

最後になりますけれども、やっぱり老後は誰もが自立して安心して暮らしたいと思っていると思います。要介護者にならないための工夫や努力というのは結構誰でもできると私は思っております。今後、町はさらに高齢化が進み、要介護者が増えることが予想されています。超高齢化社会になりまして、これから町をどう運営していくのかということもあるかと思いますので、町長にお聞きしたいんですけれども、今後どのような介護予防が必要と考えますかというのと、また、ご自身で日頃から気をつけていることがあったら教えてください。

○委員長（山下秋夫君）　町長。

○町長（新井康之君）　町長の新井でございます。

介護予防は、やはり人と会うということが一番だと思っていますので、地域でのサロン、または健康体操、家から外へ出て、人と人が会ってお話しをするということが一番大切だと思っていますので、そういうことの展開を町内で多く広げていけたらなというふうに考えています。

また、自分自身もそうですけれども、いろいろな方と会って、またそういう方々とお話をして、それを逆に引っ込み思案にならないようにしていくことが一番だと思っていますので、自分も同じようなことで地域の中で溶け込んでいけたらなというふうに思っています。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村でございます。

８点質問をさせていただきます。

１点目、決算書262ページ、成果書235ページ、介護認定調査会運営事業についてです。介護認定調査会について、詳しく教えてください。あと、委員の構成も教えてください。

２点目、同じページで、元年度の申請区分変更で却下取下げについて詳しく教えてください。その却下された方の対応をどのようにしているのかというのも教えてください。

同じく、決算書262ページ、成果書235ページ、認定調査事業についてです。調査員の方は何名いらっしゃいますでしょうか。訪問調査はスムーズに行われておりますでしょうか、お伺いします。

４点目、決算書264ページ、成果書237ページ、施設介護サービス給付事業についてです。入所待ちの方がいらっしゃいましたら人数を教えてください。

５点目、決算書274ページ、成果書246ページ、認知症高齢者見守り事業についてです。こちらＧＰＳの支援がありますけれども、徘回をされる在宅の認知症の方の人数は把握をされておりますでしょうか、お聞かせください。

６点目、先ほども出たんですけれども、高齢者給食配食サービスについてなんですけれども、延べ人数ではない人数をお聞かせください。

７点目も同じく、先ほどご質問ありましたけれども、介護相談員による訪問相談についてです。こちらは相談員の方が聞いたことをまた事業所に伝えて改善をしているということなんですけれども、それでまたその確認を何回か訪問している際にされているということなんですけれども、現場のほうでは、なかなか要望が本当に改善できることならいいんですけれども、改善できないこととかはそこの事業所によっても違うと思いますし、介護士の方の人手不足もありまして本当にそこが改善をされているのか、ただそこで相談を聞いてガス抜きのようなものになっているのか、もう一度その辺をお伺いしたいと思います。

８点目です。決算書276ページ、成果書250ページ、生活支援体制整備事業なんですけれども、認定ヘルパー養成講座で７名の方が認定を受けたということなんですけれども、この７名の方は就業しているのか、お伺いいたします。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

ご質問につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、介護認定審査会でございますが、こちらにつきましては毎週金曜日に開催しているところでございますけれども、その認定の審査に至るまでのところの過程についてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、介護認定の手続でございますけれども、まず介護認定の申請をしていただきまして、その後かかりつけ医に意見書というのを請求するようになります。その後、日程調整を行いまして、町の認定調査員が自宅もしくは施設のほうにお伺いをいたしまして調査をいたします。その後、書類のほうを作成いたしまして、こちらの介護認定審査会に上げるような形になりまして、そこで出席されている委員の方々からご意見をいただきまして、そこで最終的に介護認定についての決定を図るというような手続で行っているものでございます。

それから、委員の構成でございますが、全部で23名いらっしゃるようになっておりますけれども、こちらについては様々な方の委員がいらっしゃいますけれども、例えば医師であるとか歯科医師であるとか、医師がそれから４名、それから薬剤師

が３名、それから歯科医が４名、それから保健師が４名、それから介護分野の方ということで、全部で４部会に分かれまして毎週一度、金曜日に開催をしているところでございます。総数は24名というふうになっております。

○委員長（山下秋夫君）　介護保険担当主査。

○介護保険担当主査（小林和政君）　区分変更と却下についてご説明申し上げます。

区分変更却下という区分は、要介護の区分が上がった、下がった、ご本人はそういうふうに思って申請をされるわけですが、審査会におきまして、現状そのままだった、例えば要介護２が区分変更がきて要介護２のそのままが出た、その場合は区分変更申請の却下という形でやっております。取下げというのは、申請中に例えばご本人様がお亡くなりになられて、その申請が必要なくなった、その場合は取下げという形で取扱いをしております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

認定の調査に当たりましての調査員の人数ということですが、こちらは５名で対応させていただいているところでございます。こちらの調査がスムーズに行われているかというところでございますけれども、調査員の方が直接自宅、それから施設などに赴きまして、直接お話をいろいろお聞きして状況を確認しているところですけれども、調査員の方もなるべく相手方の立場に合った形で、丁寧な、そして親切な対応というところを心がけて対応しておりますので、特に調査員の対応について問題が発生したとかというような事例については、特に聞いてはいないところではあります。

それから、続きまして施設介護サービスについてのところのご質問でございますが、入所待ちの方の人数という質問でございました。現在のところ、町で把握しておりますのは、特別養護老人ホームの入所希望者の調査というのが町で把握している数字でございまして、こちらについては近隣市町も含めて統計のほうが出ているところなんですけれども、宮代町においては、令和元年度は43名の方が入所を希望されていらっしゃるというようなことで把握をしているところでございます。

それから、見守りの事業のＧＰＳの関係でございますが、こちらにつきましては成果書の246ページにございますけれども、実際、このＧＰＳ位置情報発信器を使った方につきましては２名ということで載せさせていただいておりますけれども、実際、ＧＰＳをつけていないような事業の対象となっていない方も含めました人数については、特に町では把握はしていないところでございますので、ご理解をいただければと思います。

それから、続きまして給食配食サービスの関係でございます。こちらについては、延べ人数でなくて実人数というお話でございますが、令和元年度におきましては、登録されている方は113人ということになります。

それから、介護相談員についての内容でございます。確かになかなか人手不足等の問題もありまして、事業の遂行に当たりましては苦労しているところもございます。なかなか現場で聞いた声というのを施設のほうに伝えて、それを確認するというところも場合によってはなかなか難しいというようなところもありますけれども、実際、なかなか入所されている方が自ら、家族も含めてですけれども、施設のほうにそういったことを直接言いにくい点も多々あろうかと思いますので、ここは入所されている方、ご家族と施設との間に入って町が多少なりとも本人の言いにくいところも含

めて施設に伝えていって、それが少しでもよいふうなほうに改善されていくことができればなというふうに考えております。

○委員長（山下秋夫君）　高齢者支援担当主査。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君）　高齢者支援担当主査の齋藤でございます。

成果書の250ページに記載あります生活支援体制整備事業におけます認定ヘルパー養成講座、こちらにつきまして、受講者がその後、実際の事業者への就労に結びついているかというご質問でございましたが、こちらにつきましては、ヘルパー養成講座の最後の日に研修が終わった後に、参加者と事業者とのマッチングみたいなことは実施しているんですが、なかなか就労に結びついていないという状況がございます。こちらにつきましては、その原因といたしまして、なかなかまだ緩和した基準におけるサービス、訪問型サービスＡと呼んでいますが、こういったものがまだ一般の業者の間にもまだ理解されていない、そういったことから事業者のほうでもまだ積極的ではないというような状況が考えられております。町といたしましては、昨年度までは就労を考えている人に受講していただきたいということで進めてはいたんですが、そのままですと実際の講座が無駄になってしまうという状況もございましたので、令和２年度からは、ちょっと対象者というかを見直しまして、家族の介護とかそういったことを主に考えている方でも受講いただきまして、その先々に認定ヘルパーとして事業所とかで働いていただければ、関心を持っていただければということで、今回、ちょっと間口を広げた形での実施を予定しております。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。どうもありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

２点目なんですけれども、変更が却下された場合の方にはどのように対応しているのかというところをもう一度お願いいたします。

３点目の訪問調査がスムーズに行われているかということで、問題ないとのことだったんですけれども、例えばちょっと急いでいたりとか認定を早く調査を進めたいというときに、町の日数とか、そういった日程的なことでのスムーズにというところももう一度伺いたいと思います。

７点目なんですけれども、介護相談員による訪問相談についてなんですけれども、町が間に入っていて、利用者様と、あと事業者の方にサービス向上のためにされているということは本当にいいことだと思います。実際、現場でもしそのような改善ができないという状況を、例えばその中でもこういう要望があったということでお願いするだけではなく、町のほうももう一方の事業所のほうもお声も聞いて、その辺、総合的に改善をできたらいいなと思いました。そのようなことをしてくださっているのか、もう一度伺います。

８点目のヘルパー養成講座で、就業よりも家庭、家族の介護にということで、それも本当に知識として養成講座で家族のためにということでもとてもいいと思います。きっとそこにハードルのようなものがあって、就業というところまでにいくと、やはり大変というイメージがついてしまって、家族の介護をするという目的でという、そこで止まっちゃっているというか、なのでもう一方の介護従事者が増えてくださることが介護される側の方のサービスの向上にもつながりますので、ここをもう一度、就業のハードルを下げるというところでの取組をお聞かせいただければと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　介護保険担当主査。

○介護保険担当主査（小林和政君）　介護保険担当の小林でございます。

委員さん質問の却下が出た場合の対応につきましてご説明申し上げます。

却下が出た場合につきましては、あなたの申請が却下になりましたという通知を基本的には差し上げます。基本的には、その通知をもって対応は終了という形になっております。その後、お客様からの個別の相談があれば相談申し上げる、また、ある程度事情が分かっているケアマネジャーさんのほうにもご事情をお伝えする、そういう形で対応しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

認定の調査についてでございますけれども、全体的な日程ということで、おおむね申請から結果が出るまでは、大体１か月程度かかるというのが通常のスケジュールでございます。やはり、最初に申請をしていただいた後に、かかりつけの医師の方の意見書を頂くということが必要になってくるんですが、こちらがどうしても最初おおむね２週間ぐらいかかるような状況でございます。そういったこともありますので、その後、書類を審査して、審査会にかけるという形になりますが、介護の認定というところでは、ご家族の方もなるべく早めに申請の後の結果を知り得て、サービスを受けたいという声もあろうかと思いますので、少しでも早く結果が出せるように町のほうでも準備を進めていって、なるべくご迷惑のかからないように、そして申請者の方にとって有利になるように進めていきたいというふうに考えております。

それから、介護相談員さんの事業についてでございます。

先ほど、ご質問でもお答えをさせていただきましたけれども、介護サービス向上のためということで、現場のほうに赴いてお話を聞いて、必要に応じて施設のほうにその声を伝えて、改善をしていっていただいているというような状況がございます。ただ、委員さんご質問のように、実際には施設側のほうも何か事情があって、できるところ、できないところもあろうかと思いますので、そこは利用者の方、それから施設の方、両方話を聞いて、そういった形で改善していく方法が一番いいのかというのをまさにそこを総合的に考えてやっていければなというふうに思っております。実際のところ、介護相談員さんだけではなく、直接町のほうにもいろいろな方のご相談を受けることがあります。そういった場合は、必要に応じて職員のほうが直接施設に赴いていって、当事者の方からお話を聞いて、施設側とお話をして、今後どういうような改善策を考えていけるかといった形で相談をさせていただいていることもございますので、今後そういった点も参考に進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（山下秋夫君）　高齢者支援担当主査。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君）　高齢者支援担当の齋藤でございます。

認定ヘルパー養成講座につきまして、就業のハードルを下げる、そういった取組をしたほうがいいのではないかというご質問でございましたが、町のほうの広報におきまして、認定ヘルパー養成講座の募集のほうをさせていただいておりますが、そこでは、昨年度、やはり対象者につきましては、認定ヘルパーとしての就労を考えている方ということの募集でございまして、大変ちょっとやはりハードルとしては高かったのかなと思っているところでございます。そのため、やはりなかなか参

加者が集まらず、昨年度につきましては一応７名の方に受講いただいたところでございます。ただ、先ほども申しましたとおり、なかなか就労にも結びついていないような状況がございましたので、そこにつきましてはぜひ多くの方々にご参加いただいて、少しハードルを下げてご参加をいただいて、そこから就労に関心を持っている方、そういった方が現れれば、また事業所のほうにつなげていく、そういった取組をしていきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。どうもありがとうございました。

全体的に分かりました。

それで、最後に、今いろいろ施設介護のほうも43名待ちであったり、いろいろ伺いましたけれども、町全体としての宮代町の傾向といいますかを最後に伺えればと思います。お願いします。

○委員長（山下秋夫君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

町としての傾向ということでございますけれども、今、宮代町の高齢化が進んでおります。特に、団塊の世代の方が75歳になるという2025年には、宮代町のほうの高齢化も進んで、より一層今よりも介護の必要とされる方が増えるというふうな形がありますので、もちろん介護になったときのサービスということを考えるのも必要ではありますけれども、介護が必要とならないようにするためにも介護予防というところで積極的に進めていって、なるべく介護サービスを受けないで済むような、そういった形で取り組んでいければなというふうに思っております。そのためには、地域包括ケアシステムというのがございますけれども、医療、介護、住まい、そして生活支援介護予防、こういった点で一体となって問題に取り組んでいく必要が町としてもあるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

・九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

何点かお願いします。

決算書276ページ、成果書251ページ、地域支え合い講座についてです。

25名の方が受講してくださったということで、サロン立ち上げに向けた機運と高めましたということなんですけれども、２回目ができなかったということなんですが、受講してくださった方がサロン立ち上げの意思というか、動き、ある程度何人いてくれているか、気持ちが動いているかということをお聞きします。それがまず１点です。

それと、成果書246ページ、決算書274ページです。ＧＰＳの情報発信ということなんですが、防災無線でもよくちょっと家を出たまま見つからないということが何度か防災無線でも時々流れたり、あと、ちょっと施設の方とかに聞くと、結構施設から出てしまったり、ちょっと気をつけたいということがあるんですが、そういうＧＰＳをつけていることで見つかったとか、そういう事例ということはあるんでしょうか。やっぱり認知症の方で出てしまっているとか、もう少しＧＰＳの必要が大事なのかなとも感じるんですが、そこのところをお願いいたします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　高齢者支援担当主査。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君）　高齢者支援担当主査の齋藤でございます。

まず、成果書の251ページ、地域支え合い講座

の関係でございます。

こちらにつきまして、昨年度２日間の予定でございましたが、１日目だけで終了してしまいまして、その際に25名の方に参加いただいたところでございます。こちらの方々が実際に地域交流サロンの立ち上げの意思を持っていただいたかということになりますと、ちょっと把握できていないところがあるんですが、今年度、直近の話でございますが、１か所、地域交流サロンを立ち上げたい、その参加者かどうかはちょっと分からないですけれども、１か所新たに立ち上げたいんだというご相談をいただいたところでございます。

続きまして、認知症の徘回の高齢者の方のＧＰＳのサービスのほうにつきましては、こちらにつきましてはなかなか実際に発見に至ったという事例というのがなかなか報告は受けていないんですが、やはりＧＰＳを持っているということで安心感があるということでお話しはいただいております。また、ＧＰＳのほうではないんですが、一般会計のほうの事業になりますが、安心カードという事業がございますが、本人の情報を書いた名札の小さいような物をお持ちいただくものなんですが、こちらの安心カードを持っていることによって保護していただいた方がその名札を見て、ご本人様を特定していただいて、役場のほうにご連絡いただいた、そういったことで徘回高齢者の方を無事に保護することができたという事例がございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　サロンの立ち上げのほうなんですけれども、コロナになりまして、大きなサロンとかはちょっと休会状態になったりとか、集会所とかはスペース的に20人ぐらいの状況になっている状況です。それで、私も関わってはいるんですけれども、やっぱりできなくなってしまったということで、やっぱりその大事さを今まで以上に感じたんですけれども、本当にちょこちょこと数がいっぱいあるのがいいと思うんです。私のところの集会所も毎日誰かが１日やってくださっているという、そのためにはやっぱり立ち上げの人が必要なんですが、組織をつくって、言い方がちょっとうまくいかないけれども、頭でっかちになってつくるとできないんですよ。本当にサロンなんで、そういう人づくり、気楽にできるんだよと、無理しなくてできるんだよという、構えないと講座もやってくださったりしてくださっているんですけれども、肩肘張らなくてできる、それをできる人がそういうサロン立ち上げができる人だと思うんです。そういうところを講座の内容とか、そういうところを言っていっていただくのと、やっぱりこれは自治会がやるものではなくて、地域の個人がいっぱいつくっていくところだと思うので、個人のお宅を活用してくださっているところもいますので、そういう点で担当課としてはこれから大きなところというのはなかなか難しくなったりすると思いますので、どう考えているのかお聞きしたいのと、サロンを開催していますと、本当にコロナの対応で本当に担当課の方たちが一生懸命福祉協議会とやってくださっているのは本当にありがたく、体操のものを全部印刷をお願いしたりとか、フェースガードとか本当によく体温を測るものとかもやってくださっているので、これがもっと地域につながっていくといいなと思っています。少ないと、一生懸命やっているよさがつながっていかない、それがもっと敷居が高いというか、そういうんじゃなくて、本当にみんなで地域の支えになっているというのが実際自分がやっていて運動をする施設を紹介したりとか、皆さん個々でやるんです。その中でもできるだね、町内にこん

なところにあるよとか、そういうのももうちょっと垣根を低くやっていくような講座とか、誰でもできる立ち上げというのを考えてもらいたいんですけれども、ちょっと長くなったんですけれども、そういうところを担当課はどう考えているのか、お願いします。

あと、ＧＰＳのほうは、徘回高齢者を介護する方に対してＧＰＳを貸しているということなんですけれども、これは希望者がもう少しいるのか、家族にしたら欲しいのかなと思うんですが、そこのところはどうなっているのか。

あと、安心カードのご説明をいただきましたが、確かにそれを持っていると保護していただきたいので、ちょっと特別会計ではないかもしれないんですけれども、安心カードの配布の状況というのは非常に多いのか、少ないのか、お願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　高齢者支援担当主査。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君）　高齢者支援担当主査の齋藤でございます。

まず、地域支え合い講座、地域交流サロンの立ち上げに係るハードルを下げて人づくりを進めるということのご質問かと思いますが、こちらの地域交流サロンにつきましては、やはり１人の人が一生懸命やっていただいても、その方もやはり活動に限界があるかと思いますので、やはりできるだけ多くの方々に支えていただきまして、ぜひ長続きするような地域交流サロンにしていただきたいなとは思っております。町といたしましても、エンジョイメンバー、あちらのほうでそういった人づくり、地域の支え合い、そういったものに参加いただけるような人をそういったところで意識啓発のほうを進めているところでございますので、そういった活動を通じまして、ぜひ多くの方にご参加いただいて地域交流サロンを充実させていく、そういったことが必要なのかなということで考えているところでございます。

また、コロナの対応につきましても、やはり地域交流サロンはやはりコロナが感染拡大が始まってからお休みしているというところが非常に多くなっております。９月ぐらいからまた始めましたというようなお話もいただいておりますが、７月補正でコロナの対応の消耗品、マスク、消毒用のアルコール、こういったものも町のほうでご準備させていただきましたので、こちらのほうも地域交流サロン等に配布のほうを始めておりますので、そういった中でも地域交流サロンの支援のほうをしていきたいと考えてございます。

また、ＧＰＳの利用者、こちらにつきまして、今現在、元年度の利用者は２名しかいらっしゃらないところではございます。こちらにつきましては、最近ですとスマートフォンにＧＰＳの機能があって、そちらのアプリなどを使うことによって同等の機能があるということもありまして、ふだん使い慣れたもの、新たにＧＰＳの機械を持つよりも、ふだん使い慣れたものをそのまま持っていくということが利用しやすいというような、ちょっとお話はいただいているところでございます。そういったところで、また徘回につきましても新たなサービス、利用者のニーズに合ったようなサービスをちょっと考えていく必要があるのかなということでいるところでございます。

安心カードの利用状況でございますが、こちらにつきましては、元年度全体で778名の利用者がいるところでございます。ただ、こちらにつきましては、基本的な利用方法としましては、自宅や外出先において急病や事故で倒れてしまってなかなか救急隊員の方に詳細をご説明できない、そういったときにご利用いただいているというのが基本的な考えでして、認知症の方の徘回対策という

ことではございませんが、そういった中で多くの方に利用いただいているところでございます。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　よく分かりました。

地域サロンは、今後本当に小さいところがたくさんできていいと思いますので、担当課が一生懸命力を入れてくれている事業なので、ますます広げていただきたいと思います。

安心カードのことも分かりました。私の地区の方が持っているんですけれども、安心カードを持っていると、出かけるときにすごく自分自身も安心だということで言っておりましたので、よく分かりました。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　ここで休憩に入りたいと思います。

休憩　午後　２時０４分

再開　午後　２時２０分

○委員長（山下秋夫君）　再開をいたします。

引き続き会議を開きたいと思います。

先ほどの議事の続きとして、角野委員。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　角野です。

質疑をお願いします。

成果書の249ページなんですが、地域包括支援センター運営管理事業なんですが、令和元年から町の直営から民間にお願いしてやったということで、これについて町としての評価というかよかったところ、また、課題点ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、成果書223ページの３行目、第１号被保険者が１万921人で、そして、要介護者認定が1,664人で、15.2％が認定率となっているというふうに書かれておりますが、この15.2％という数字というのは多いのか少ないのか、その辺ちょっとお伺いします。というのが第４次総合計画で地域サロンということで、町も実行計画ずっとやってこられて、そういう介護にならないように、介護予防に一生懸命力を入れてきたというところでちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

○委員長（山下秋夫君）　答弁願います。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、１点目の地域包括支援センターについてでございます。ご質問のとおり令和元年度からこちらについては委託ということで、スタートをいたしたところでございます。その委託についての評価というところでございますが、成果書の249ページにも書かせていただいているとおりでございますけれども、今までは平成30年度までは町のほうで、職員のほうで対応をしていたところですが、元年度から委託をした際に地域包括支援センターの職員ということで、実務経験を積んだ方、専門職の方が業務のほうに携わっていただいております。実際、今６名いらっしゃるんですけれども、保健師あるいは社会福祉士、主任介護支援専門員の人など、専門職の方が専門職としての今までの豊富な実務経験を基に対応をしていただいているというところがありますので、サービスの内容については、より様々な面から包括的な支援をできたんではないかなというふうに考えております。

いろいろな方からのご相談になるべく迅速に対応してサービスにつなげるということで、高齢者

が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように支援したということで、一定の成果は上げられたんではないかなというふうに考えているところであります。

それから、２点目の要介護認定の人数でございますが、先ほど成果書の文章のところで触れさせていただいておりますけれども、前年度より56名増加して、1,664名というふうになっております。こちらについて多いというふうに考えるかというところでございますけれども、実際この数字でございますが、ほかの市町村、同規模程度のほかの市町村と比べて、それが多いのか少ないのかというところで比較をしたことはございませんので、これが多いかという判断はなかなかちょっと難しいところではあると思っております。

ただ、宮代町の人口を考えますと、この認定率15.2%という数字については、決して低くはない数字ではないのかなというふうに考えておりますので、今後この人数が増加していかないように、町としても対策をしていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

今、ご答弁いただきました。地域包括支援センターについては１年目ということで、まだそこの場所の認知度というのがなかなかなかったのかなというふうに思いますけれども、だんだん慣れてくればあそこにあるというふうに分かってくるんだろうと思うんですけれども、これができたことによって町の職員の任務というかそういうものの負担というのが減っている、3,000万かけて民間委託した分のその減った分というふうなところは、どんなふうに考えたらいいのかお伺いします。

それから、成果書の今のお話なんですが、成果書の226ページ、平成12年に介護保険が始まりまして、もうちょうど20年くらいたっているんですけれども、これで第７期の２年目ということで、元年度の収支というのを見させてもらって、単年度でいくと三角印があります。あらと思ってちょっと見たんですけれども、成果でも単年度では赤字に、単年度収支だと赤字ということが、2,356万の赤字となっているということで、2025年を前に大分心配だなという思いで、223ページの公費投入によって第１段階から第３段階の保険料の軽減が行われて、785万減になっていますというふうにありますが、公費投入で軽減を行った分、その公費はどこに、この介護保険の会計に入っているとしたらどこなのかお伺いします。

それから、積立てを行って、今この３年間で介護保険計画を実施するわけですけれども、その２年目ということで、今２年目終了になった時点で、基金がどれくらいになったかお伺いします。

○委員長（山下秋夫君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

ご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの公費投入の分ですけれども、介護保険の特別会計でどこに入っているのかというところでございますが、決算書でいいますと256ページになります。こちらで低所得者保険料軽減繰入金ということで、一般会計のほうから町の介護保険の会計に入っております。ただ、国と県の負担分につきましては、もともと一般会計のほうに入ってきておりますので、そこで町負担分と合わせて介護保険の会計に入ってきているというような形でございます。

続きまして、２問目の質問にお答えをさせていただきます。

介護保険給付費の準備基金の残高でございます

けれども、こちらのほうにつきましては、決算書の282ページでございます。令和元年度におきましてですけれども、前年度平成30年度の残高が３億5,901万9,000円でございました。令和元年度で1,646万3,000円の減というふうになりまして、令和元年度末の残高につきましては、決算書にありますように３億4,255万6,000円となっております。今回、令和２年度の補正予算のほうで計上もさせていただいておりますけれども、こちらにつきましては、基金については、金額のほう増ということで、補正予算のほうを出させていただいているところです。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　健康介護課長。

○健康介護課長（小島　修君）　健康介護課長の小島でございます。

最初にご質問いただいた地域包括支援センターの外部委託による効果というご質問でございますけれども、従来は直営で地域包括支援センターをおいて事業も行っておりました。担当職員は町の職員として社会福祉士、保健師、それから、ケアマネジャーの主任ケアマネジャーの資格を持った職員ということで、全部で専属が４名、あと介護予防関係の業務を行っている保健師が１名ということで、センターのほう運営しておりましたが、昨年度から外部委託ということで、直営で行っていた職員を若干業務の多いところに配置替えをしたというところで、配置替えした先のほうで業務が円滑に行われているというふうに認識をしております。

特に、健康介護課内部に限って申し上げますと、保健師については、なかなか専門職の採用が難しい、町職員として採用が難しいところもございます。内部異動によって保健事業に携わっていただくと。特に昨年度は健康増進計画、食育計画が策定しましたので、この計画に基づいた事業展開というものをしっかり行っていく必要があったということ。それと併せて、計画策定の義務になっております自殺対策計画、これも昨年度直営でコンサルを入れずに計画策定をしてまいりました。

そういったことで、保健事業、健康増進に絡む事業については、これから事業の拡充をしていく必要があるということで、包括支援センターの外部委託によって必要な人材が内部でまずは確保、十分ではないかもしれませんけれども、内部での人材確保というものができたというふうに認識をしております。強いて言えば、こういったところが委託による効果ということでご理解いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

成果書の232ページですか、準備基金も元年度はたくさん入れています。前年度より4,300万増えていますし、それから、また積立てのほうもしっかり前年度並みにしっかりやっているから、単年度収支、もっと基金を入れたらいいのにと思っていたんですけれども、そしたら、ある程度基金を残さない限り３年で、あともう１年あって、そうすると基金がなければ、その次の８期計画で保険料が上がるわけですよね。何か見ていると本当に介護保険、宮代町は介護保険本当にきめ細かに、施設にしても、内容にしてもやっている分、費用的には苦しくなってきているんだなというのが今回本当に切実に分かりました。

あと１年この計画でやって、あとその第８期の保険料がどうなっていくんだろうとちょっと不安というか、2025年を前にして10年間の第４次総合計画で、地域交流サロンでみんなで元気にいつまでも暮らしていこうというその思いよりも、高齢

になって心身が弱っていくというほうがだんだん強くなってきたのかなという、そんなちょっと心配だなという、決算的にはこれが事実なんだなというふうに分かりました。

でも、地域包括支援センターはやはり民間で、しっかり専門職員やってくださった分、垣根が、ハードルが高くないというか相談しやすくなっているので、それは大変ありがたいと思っています。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

ありませんか。

西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

２点お願いします。

いずれも認知症に係る事業です。

成果書の246、まず。これＧＰＳの位置情報の発信機の貸与が主な事業なんですけれども、29、30、それから、元年度とこういう実績、これは出来高で一般財源からは別に出していませんのでいいんですが、ちょっとあまりにも少ないというか、予算で見込んだ件数よりはるかに少ないという。これ何で少ないのかその原因と、使っていただくように普及、啓発する何か方策をお考えか、それ１つです。

もう一つは、同じ成果表の251、認知症の総合支援事業ですけれども、これも一般財源からは出ていないのでいいんですけれども、３つ目の認知症の初期集中支援チームの設置ということで、これは30年１月から白岡市の専門病院に16万6,000円出して委託しているんですけれども、残念ながら29、30、元年度とほとんど欠席にカウントされていないで、そこで質問は集中支援というのはどういうことを想定されているのか。

もう一つは、こういう事業というのは確かにないよりはあったほうがいいんでしょうけれども、もし一般財源であるとしたら、この制度はやめたほうがいいというふうに思うんですけれども、一般財源も負担していないので、そこまで言うつもりはありませんけれども、何でこれも利用しないのか、ひとつお答えを願います。

以上。

○委員長（山下秋夫君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

ご質問にお答えをさせていただきます。

まず１点目のＧＰＳの関係でございます。確かにおっしゃられるように、利用の数、利用者の方というのはここ３年間見ましても２人、４人、２人と少ない数字ということになってきております。これにつきましては、先ほどの前段の委員さんのほうでもご質問のほうでお答えをさせていただいておりますけれども、今、携帯のスマホのアプリ等で、ＧＰＳ情報で確認できるようなことがあるということで、ふだん使い慣れたそちらの機能のほうがいいんではないかということで、使っている方も多くいるのではないかということもございますけれども、こういった町のほうで施策としてやっておりますこういった制度もございますので、こういったこともなるべく多くの方に使っていただけるように、町として制度の周知を図っていかなければならないというふうに考えております。

周知の方法でございますけれども、ホームページや広報などでお知らせするには、やはり皆さんにお知らせするということもなかなか難しいとは思いますので、そういった周知の方法も含めて、より多くの皆さんが使っていただけるように検討をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（山下秋夫君）　高齢者支援担当主査。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君）　高齢者支援担当の齋藤でございます。

成果書251ページ、認知症総合支援事業についてご説明いたします。

認知症初期集中支援チームにつきましては、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、よりよい環境で暮らし続けることができるように、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを設置しまして、早期診断や早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とした事業でございます。

こちらにつきましては、決算額21万8,736円、それについて対象ケースが１件ということで、少ないというような状況はございますが、こちらにつきまして、まず、認知症について困っている、そういったことがありましたら、まずは町や地域包括支援センターのほうにご相談いただいておりまして、そこで解決できることはそこで解決する。あるいはちょっと難しいケースについては、認知症初期集中支援チームのほうにつないで、対応のほうちょっとしていただいているところでございます。

また、こちらの認知症初期集中支援チーム、こういった対象ケースの支援だけではなく、例えば認知症カフェ、こういったところにも認知症初期集中支援チームのほうの相談室の白岡市の認知症専門病院、こちらのほうの方にも参加いただいて、事業のほうを運営しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　西村委員。

○委員（西村茂久君）　西村です。

分かるんですけれどもね。今、確かにもう認知症は周りに結構、今いらっしゃるんでね。その家族も大変だと思うんですけれども、いろんな認知症を取り巻く制度、事業があるにもかかわらず、なかなかそこへ結びついてないなという印象が強いんですよね。こういう制度あるよ、事業やっているよということを言っても、なかなかそこへ飛びつかないということがあって、こういう事業というのは、これは国と県が大体２対１で負担しているようなんですけれども、やらなくちゃいけないんですかね。やらなくちゃいけないのね。だから、ただ予算取りが非常に、こんなところで不用額は出したくないんですよね、あんまりね。だから、その辺少し予算を取るときに、もう少し需要を考えた予算の取り方をしていただければなというふうに思います。終わります。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

ありませんか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問しますので、よろしくお願いいたします。

まず、249、250の１款の介護保険料なんですけれども、ここで不納欠損額がありますけれども、397万円ですね。この内容についてお尋ねをいたします。

それから、261、262ページの介護認定審査会費なんですが、ここで報酬に100万5,000円不用額が出ております。審査委員の出席回数が当初より下回ったということなんでしょうけれども、もう少しどうして当初の見込みを下回ったのか、その点お尋ねをしたいと思います。

それから、261、262の認定調査費なんですけれども、これが賃金というのがありますけれども、臨時職員に欠員が生じた期間があったということなんですが、これは居宅介護支援事業所への調査委託料となっております。調査に支障はなかったのか、その点心配ですので、また、その後のフォローはどうなっているのかということでお尋ねいたします。

それから、265、266ページの居宅介護住宅改修

費なんですけれども、令和元年度の支給件数が81件ということなんですが、前年度と比較して支給件数、支給総額共に減ということなんですけれども、その辺の理由についてもお尋ねいたします。

それから、267、268ページの介護予防住宅改修費、これも令和元年度の支給件数が38件なんですけれども、前年度と比較して支給件数、支給金額共に減となっております。増えたのは結構なんですけれども、減った分についてはそれぞれ理由があると思いますので、お尋ねいたします。

それから、271、272、介護サービスに関わる費用を抑制するためには、介護予防に力を入れるのが当然なんですけれども、介護予防ケアマネジメント事業、それから、介護給付等費用適正化事業の中に、やはりケアマネジャーなどの点検を行っているということなんですけれども、ケアマネさんは実際何人いるんでしょうか。お示し願いたいと思います。

それから、271、272の地域介護予防活動支援事業、成果書の27ページで、介護予防リーダー養成講座、これは前段のところでも質問が出ましたけれども、介護予防リーダー役として13人の介護予防リーダーを養成したということなんですが、これは令和元年度の成果なんですけれども、そうするとトータルで何人になるんでしょうか。また、これまでの介護予防リーダーはどういうふうなことでリーダー役として発揮をしているのか、その点お尋ねをしたいと思います。

それから、同じく地域交流サロンなんですけれども、新たに４か所が開設されて、町内で30か所の交流サロンが運営されているということなんですけれども、これは数字では30か所というんですけれども、自治会単位で考えますとまだまだ必要なのかどうか、これでいいのかというふうには担当としても思っていないかもしれませんけれども、じゃ、どのぐらい必要なのかということでお尋ねしたいと思います。

それから、地域自立生活支援事業、成果書では248ページに書かれておりますけれども、現在、何台設置されているんでしょうか。すみません。利用者数と新規設置台数は書かれているんですけれども、私、見逃したかな。その点お尋ねしたいと思います。

それから、275、276の、今、前段でも質問ありましたけれども、認知症総合支援事業費というのがあります。この辺では白岡市の認知症専門病院に委託するということなんですけれども、町民や介護関係者を対象に、精神保健福祉士とか作業療法士の協力も得ているということなんですけれども、これはどこから協力をいただいているんでしょうか。この点についてお尋ねをしたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

ご質問にお答えをさせていただきます。

まず１点目、不納欠損の内容でございます。不納欠損の金額についてでございますが、決算書の250ページ、上のところです。介護保険料のところの不納欠損額で397万100円という金額が上がっております。こちらの内容でございますけれども、不納欠損の件数につきましては、465件となっております。年度別の内訳でございますけれども、平成25年度が１件、それから、平成26年度が５件、平成27年度が５件、平成28年度が16件、それから、平成29年度が436件、そして、最後に平成30年度が２件ということでございます。こちらが不納欠損の個別の件数というふうになっております。

それから、次のご質問でございますけれども、

介護認定審査会運営事業におきまして、報酬の額が予算額の501万円に対して支出済額が400万5,000円ということで、100万5,000円の不用額が生じております。こちらの理由でございますけれども、こちらは当初回数分、人数分ということで予算のほうは積算をいたしているところでございますが、予算の中にこの介護認定についての研修会の出席に係る予算というのも計上しておりました。こちらがあいにく令和元年度につきましては、研修の機会に出席できなかったということで、この分の不用額が生じたものでございます。

また、併せて審査会におきましては欠席、やむを得ない事情等があるかと思いますけれども、欠席をされる委員さんもいらっしゃいますので、その分の報酬が不用額となったもので、結果的に100万5,000円の不用額が生じたものでございます。

続きまして、認定調査に関わるところの賃金でございます。こちらについては、欠員が生じた期間があったということでお話がありましたけれども、認定調査員につきましては、５名の方に対応していただいているところですが、現在ですね。令和元年度におきましては、１名減の４人という時期がございました。そのため、中のその認定の調査の事務におきましても、その分をカバーしなければならないということで、残った４名の方でその分をカバーしていただきまして、調査を行ったところでございます。

また、併せまして13節委託料のところで、認定調査委託料、こちらが決算額として183万320円ございます。こちらはちなみに前年度の平成29年度の決算額は99万7,920円でしたので、大きく増となっております。これは先ほどの調査員の方の１名減に伴いまして、一部の調査を外部に委託したことによりまして、この委託料が増えたものでございます。ということで、結果的にその支障というのは特に生じなかったものというふうに考えております。

すみません。引き続き、ご質問にお答えいたします。

居宅介護住宅改修費給付事業でございます。こちらの支給件数につきましては、ご指摘のとおり減少をいたしております。令和元年度におきましては81件、それから、その前の30年度におきましては104件、そして、その前年度の29年度におきましては111件ということで、年々減少している傾向にございます。こちらにつきましては、減っている理由というところでは、現状ちょっとその理由については分析をしていないところではありますけれども、町としてももしその原因というのが、例えば周知不足とかそういったことがあるようでしたら、その対策についてもしっかりと講じていかなければならないというふうに考えております。

○委員長（山下秋夫君）　高齢者支援担当主査。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君）　高齢者支援担当主査の齋藤でございます。

決算書271、272ページの介護予防ケアマネジメント事業、こちらの関係でございますが、こちらの費用につきましては、総合事業に関わるケアプランの作成費用、ケアマネさんたちにお支払いするための予算、費用でございますが、こちらについてケアマネの方の実際の人数ということなんですが、こちらにつきましては、実際に宮代町の方のケアプランの作成に関わっていただいている方のケアマネ様、町内外問わずという形になってきますので、その辺でちょっとケアマネさんの人数というのはなかなか把握することが難しい状況でございます。

町内にいらっしゃるケアマネさんの人数、町内のケアマネ事業所に所属している方の人数といた

しましては、ケアマネさん21人でございます。

続きまして、介護予防リーダー養成講座です。こちらにつきまして、今年度の受講者につきましては13人ということで、養成確保したところでございますが、これまでの実績といたしましては、今年度の13人を含めまして142人ということになってございます。実際どういった活動をしているかということにつきましては、こういった方々主に自らその方々は、それぞれのグループに所属していることが多い方々でございますので、そういったグループ内での介護予防活動、ちょっとしたリクリエーションですとか、そういったことを通じて介護予防に努めていただいているというところでございます。

続きまして、地域交流サロンです。今年度までに30か所を整備されたところでございますが、それで地域交流サロンが足りているのかというご質問でございますが、やはり地域交流サロン、身近なところで歩いて高齢者の方々通いやすいというのも大事かと思いますので、宮代町内に満遍なくある形が望ましいのかと考えております。今の状況としましては、やはり町の中心部ですとか、駅に近いところとか、そういったところに多くあるようなところもございますので、やはりまだまだこれからもサロン増やしていく必要があるのかと考えているところでございます。

続きまして、成果書の248ページの緊急時通報システムの設置台数についてということでございますが、こちらの記載の方法ちょっと分かりづらくて申し訳ございませんでした。こちらの緊急時通報システムの機器につきましては、65歳以上の独り暮らしの方を中心に設置しているものでございまして、基本的にはこの利用者数がそのまま台数になってくる。ですから、新規の設置が12台で、基本的な台数は75台ということになってくるものでございます。

最後に、認知症総合支援事業に係る精神保健福祉士、どちらの方が関わっているのかということでございますが、こちらにつきましては、認知症初期集中支援チームを設置したときの白岡市の認知症専門病院、こちらの精神保健福祉士さんにいらっしゃっていただいております。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。丸藤です。

まず、249、250ページの介護保険料の関係ですが、不納欠損は徴収が難しくなるというのは、消滅時効が２年でなかったかな。そうすると、さっき言ったのは５年でしょう。465件ということで、時系、年数別に言っていただいたんですけれども、これはそもそも被保険者が亡くなって、相続人がいなくなったり、分かんなくなったり、そういうことが不納欠損に当たるんだと思うんですけれども。そうすると、29、30年、438件ということですか。ちょっとその点もう一度確認していただけますか。

それから、それと大事なことなんですが、やはり介護保険料も生活困窮などで介護保険料を払えない方もいらっしゃると思うんですけれども、令和元年度の場合は何人ぐらいいたのか併せてお尋ねいたします。

それから、介護保険の積立基金なんですけれども、これは決算書に３億4,255万6,000円というふうになっていますけれども、先ほども前段の委員の中で、第８期に向けての保険料が大変気になるところなんですけれども、これについては保険料を決めるときにも、どのぐらいの基金積立が必要なのかということでお尋ねしたことがあるんですけれども、これらの基金については、やはりなる

べく保険料を減らすために活用すべきだと思っているんですけれども、やはり第８期に向けて大変気になるところですので、その辺は、基金についてはどの程度まで目標に積み立てるのかどうかその点も併せてお尋ねしたいと思います。

それから、261、262の介護認定審査会費なんですけれども、報酬に不用額が出ていますよね、100万5,000円。これは研修会ができなかったもので、それと審査委員会の出席回数によると思うんですけれども、これが理由だとすれば、随分不用額が出ているなというふうに思うんですけれども、確かに審査委員さんも大所帯ですよね。ですから、出席率によってはそうなるのかもしれませんけれども、じゃ、この出席回数と研修会に分けた場合、どういうふうな不用額になっていますでしょうか。再度この点についてお尋ねいたします。

それから、認定調査費、261、262ページについての臨時職員の賃金、当初５人を予定していたけれども、１人欠員で４名で、これ４名でカバーできたんですよね。できたというふうな返事がないと困るんですけれども。これは次年度に向けては大丈夫なんでしょうか。臨時職員に欠員なんで、特に専門的な知識が必要だとか、そういうのが必要なのかどうかその点も含めてお願いしたいと思います。

それから、265、266の居宅介護住宅改修費なんですけれども、先ほど令和元年度の支給件数が81件ということで、平成30年度は104件、平成29年度は111件とだんだん減っているのは事実なんですけれども、その支給件数と支給総額が減った理由ですよね。これは居宅介護住宅改修だから、手すりだの段差だのそういった解消のためだと思うんですけれども、これがなぜだんだん減ってきているのかその辺の理由ですよね。聞いた理由。その辺についてお示しいただければと思います。

それから、267、268の介護予防住宅改修費、これについてもお尋ねいたします。

それから、271、272の介護予防ケアマネジメント事業、これは分かりました。町内がいるということで。ただし、町内の事業所には21人ということで、これは結構でございます。

それから、271、272の地域介護予防活動支援事業につきましては、令和元年度では13人の介護予防リーダーが養成できたと。トータルで142人ということで、これも分かりました。ただ、地域交流サロンなんですけれども、これは町内で30か所が運営されているということで、これはまだまだ町の中心部あるいは駅に近いところということで、これはやはり自治会単位で増やす必要があるんでしょうか。自治会だと77ぐらいあるんで、それぐらいあればとは思うんですけれども。まだ確かに経験が少ないので、そうはね、すぐにはとはいかないとは思うんですけれども。やはり目標としてはそれぐらいに持っていこうとしているのかどうか、その辺についてお尋ねいたします。

それから、成果書248、地域自立生活支援事業の緊急時通報システムなんですけれども、利用者数イコール設置台数ということで、これはじゃ、もっともっと新たに12台とかってなっていますけれども、これは例えば15台、20台、30台とかなった場合でも、これから増えますからね。それは大丈夫なんでしょうか。その辺のところについてもお尋ねいたします。

275、276の一番下の認知症総合支援事業費の精神保健福祉士と作業療法士の協力ということで、これも答弁で分かりました。この認知症カフェというのはどれぐらいの頻度で行われているんでしょうか。参考まで、すみません。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。

ご質問にお答えをさせていただきます。

まず１点目、介護保険料におきまして不納欠損でございます。介護保険料の不納欠損におきましては、委員さんのご質問でありましたとおり、基本といたしましては、２年ということで時効で消滅をいたします。先ほど年度別の件数を申し上げたんですが、これはあくまでも何年度の保険料かというところのご説明を申し上げたものでございます。ですので、例えば平成25年度が１件、平成26年度が５件というふうに申し上げたのは、平成25年度の介護保険料が１件不納欠損になったということで、通常の不納欠損の２年の消滅執行よりはかなり古いものですけれども、これは例えば分納誓約などによりまして時効が停止していた案件について該当があったものでございます。ですから、当然のように今回２年ということですと、平成29年度がその２年に該当いたしますので、一番多い436件というのが通常の２年の消滅執行による不納欠損というふうになっておりまして、その前は時効の中断によりまして残っていた保険料ということになります。

続きまして、滞納者の人数というところでございます。令和２年度の滞納者の人数ということでございますが、こちらにつきましては、令和元年度で116人というふうになっております。合計で116名ですが、やはり所得の低い方にその人数というのが集中している傾向がございまして、介護保険料の第一段階の該当の方の滞納者数というのが46人ということで、最も多い階層というふうになっております。

基金の件につきましては、また後ほどお答えをさせていただきます。

続きまして、介護の認定審査会の報酬の不用額でございます。先ほどこちらの不用額のほうが100万5,000円ということでご説明をさせていただきましたが、その内訳ということでございます。こちらはもともとの予算の501万の積算の中で、審査会の委員さんのその審査会の出席に対しての報酬というのが約440万円ございます。これと併せまして、研修についての報酬というのがございまして、これは研修と言いましても町でその研修会を開いてやるというのではなくて、外部で行われる研修会に出席をしていただくためのものということで、こちらの予算が令和元年度は約35万円ほど計上をしていたところがございます。こちらで合計100万5,000円の不用額が生じた理由の大きなものだというふうに考えております。

それから、続きまして、認定調査事業の中で臨時職員の賃金でございますが、人員の減というのがございまして、４名で一時期１名不足していた期間ございましたので、そちらについては残った４名で対応させていただいて、併せて外部に委託を行うということで対応をさせていただいて、特に支障は生じなかったということで、先ほどの質問にもお答えをさせていただきましたが、現在、令和２年度におきましては、認定調査員の方は、また５名ということで行っておりますので、現在のところは欠員は生じておりませんので、対応をできているというような状況でございます。

続きまして、住宅改修でございます。成果書238ページの居宅介護住宅改修費給付事業、それから、成果書240ページの介護予防住宅改修費給付事業、こちらにつきましては、いずれも件数が減少をいたしております。特に、居宅介護住宅改修費給付事業につきましては、前年度よりも23件の減というふうになっております。こちらのほうの減となった理由ですが、こちらのほうの理由を

考えるに当たりましては、近年、住宅を建てる際には、やっぱりバリアフリーということを観点に家を建てる方が多いんではないかというふうに考えています。実際、この住宅改修の給付事業の中身を見ますと、玄関の階段の段差の解消ですとか、スロープですね。そういったもんですとか、玄関の手すり、それから、階段の手すり、また、併せてお風呂場での浴槽のところの手すりとかそういったものが非常に多いというふうに感じております。かなり昔に建てた家ですと、そういったものが当時はなかったために、現在になってそういったものが必要になってきたということで、件数は以前はかなり多かったと思いますが、近年はあらかじめそこの点を踏まえて家を建てる方が増えてきているんではないかというふうに考えていますんで、そういった点がここ数年件数が減少しているというところの大きな原因の一つかなというふうに考えております。

○委員長（山下秋夫君）　高齢者支援担当主査。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君）　高齢者支援担当主査の齋藤でございます。

地域交流サロンの数についてでございますが、先ほど委員さんのほうからも自治会の数というのが目安というようなお話もあったかと思いますが、具体的な数について今現在の目標としては、後期実行計画のほうで30件ということで目標のほうは立てているところではございますが、まだまだやはり実際、高齢者の方々が気軽に集まれるというのはやはり歩いて行くというのが一番気軽な方法かなと思いますので、数についてはまだまだ増やしていく。また、地域交流サロンできたからおしまいということではなく、やはり継続していくための支援というのも必要かと思いますので、そういったものにも力を入れていきたいと考えているところでございます。

続きまして、緊急時通報システムについてでございますが、こちらは利用者数、成果書のほうに29、30、令和元年度と３年間載せさせていただいておりますが、あまり大きな増加は見られていないところでございます。こちらにつきまして台数が増えても大丈夫ですかというお話いただきましたが、基本的に台数の制限というのは考えてございませんので、増えても対応させていただきたいと考えてございます。

続きまして、認知症カフェについてでございますが、こちらについては令和元年度から始めた事業でございまして、昨年度は偶数月に１回開催、初回が６月からでしたので、６月、８月、10月、12月、２月、こちら５回開催させていただきました。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　健康介護課課長。

○健康介護課長（小島　修君）　健康介護課長の小島でございます。

基金の積立額、目標額についてのお尋ねだったかと思います。決算書では282ページ、財産に関する調書ということで、決算年度中には1,646万3,000円の取崩しがあって、決算年度末現在で３億4,255万6,000円と、３億4,000万円を超える基金残高となっております。今年度の当初予算で約１億5,900万円の取崩しをすることによって今年度の予算が編成されております。

また、昨年度の決算剰余金のうち国・県への返還金、一般会計との精算、そういったことを踏まえた後の残りを基金に積み立てるということで、今般の議会に補正予算の中で計上をさせていただいておりますが、その額が約１億1,000万でございます。

目標額というお尋ねなんですが、基本的にこの基金のお金の中身というのは、第１号被保険者の

保険料でございますので、財源として保険給付費に充てるというのが大前提であるというふうにご理解をいただければと思います。目標額については特段定めておりません。

先ほど申し上げましたように、基金というのは保険料を一時的に積み立てておくというものですので、保険給付費の財源として活用するということが大きな目的になるわけなんですけれども、ただ、その年度実際始まって保険給付費が急激に伸びた場合とか、状況の変化で財源が必要になるということ、それと、場合によっては介護保険料の収納が何らかの理由によって間に合わないケース、こういったことも考えられますので、一時的に保険給付費の支払いができない、現金がない状態が場合によっては起こり得ると、そういったことのために支払いがストップするといけませんので、町としては基金に最低でも１か月分の支払いができるような基金を置いておきたいというのが本音でございます。

そういったことから、現行の計画第７期の保険料を算定する際の財源として、基金からの取崩し額を決定したという経緯がございます。今後もそういった方向で第８期の保険料の額を算定する際も、同じような考えでいくかというふうに考えておりますけれども、計画については、現在、今年度策定中でございます。

保険給付費がどれぐらいの額になるのか、あるいは国の負担金の法定の負担割合もありますけれども、第１号被保険者の保険料の持つべき割合と第２号被保険者の持つべき割合、これが計画期間ごとに少しずつ変わってきておりますので、来年度以降８期の期間がどういう割合で設定されるか、これについてはまだ示されていないという状況にあります。

そういったことも踏まえて、全体でどれぐらいの額になるのか、どれぐらいの財源が必要なのか、そういったところを踏まえた上で基金の取崩し額というのは今後決めていくと。その結果、第１号被保険者の保険料の額が決定していくというような順序になろうかと考えております。介護保険料の額ありきということではなくて、全体がどれぐらいかかる、３年間で保険給付費、保健事業がどれぐらいかかるのか、まずはそこを算出、見込んでいかないとなかなか次のステップには行かないというようなことでございます。ですから、総合的にと言いますか、基金の目標額というのは、これといった額というのは、設定はできないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

再々質問はありません。考え方とかこういうふうになっているということで承知しました。ただ、１点聞き忘れましたんで。前段の中で入所待ちが令和元年度で43名というふうに答弁されましたが、これについて実際、町内での利用できるところもあるようにも見えますが、実態はどうなっているのかと、それから、これの入所待ちをどういうふうに解消していくのかということについて、すみません。最後よろしくお願いします。

○委員長（山下秋夫君）　健康介護課課長。

○健康介護課長（小島　修君）　健康介護課長の小島でございます。

特別養護老人ホームの待機者ということで、先ほど副課長のほうから43名というふうにご答弁をさせていただきました。

これ県のほうで全市町村調査をしておりまして、年１回調査を行っているところなんですけれども、その中では今すぐ入所したいという方が20名です。１年以内に入所したいという方が４名、１年先以

後に入所したいという方が１名、入所希望時期なしが18名という。こういったご本人さん、あるいは家族のご意向があります。

なかなか町内特別養護老人ホームについては３か所ありますし、そのほか地域密着型の特別養護老人ホームも１か所ございます。そのほかに老人保健施設も２か所ございまして、この県の調査の中で、この43名が今現在どこにいるかというような調査も併せて行っております。医療機関や老人保健施設に調査日現在いらっしゃるとか、あとは認知症対応型のグループホームであったり、有料老人ホーム、それから、サ高住、こういったところにいらっしゃると。ですから、それ以外在宅の方もいるわけでして、やはり在宅でというのはやっぱり住み慣れた環境でというふうに言えると思いますので、そこで必要な方には必要なだけのサービスをご利用していただくということが重要かなと考えております。

町内３か所ありますけれども、どこの施設も待機者が大勢いるというふうに伺っておりますが、実際、特別養護老人ホームごとに待機者数というのを公表している施設もあれば、未公表だという施設もあります。どれぐらい待っているのかと申し込んでみないと分かりませんし、申し込んでおかないと入所もできないという現状もございます。町内の特別養護老人ホームはいずれも待機者数については公表しておりませんので、何人待機されているのか、あるいはお一方が何か所も申し込んでいることも、いわゆる重複してカウントされているということもありますので、それぞれの施設での実の待機者ってなかなか町としては把握できないということでございます。

ですから、特養以外の施設で何とかお過ごしいただいている方もいらっしゃれば、在宅の中で必要なサービスを利用していただくという、そういったご本人さんの意向も踏まえながら必要なサービスを提供して、ご利用していただくということが重要だというふうに考えておりますので、町としてこうするということではなくて、まず、利用者さんの意向をしっかりと把握して適切なサービス利用につなげていく、そういったことが重要であると思いますし、そういった仕組みが理想的かなと。そのためにも、介護従事者の連絡会とかそういったことも開きながら、情報共有をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

なければ、以上で質疑は終了……

〔「委員長」と言う人あり〕

○委員（丸藤栄一君）　先ほどの不納欠損についてですね、担当のほうから……

○委員長（山下秋夫君）　まず、暫時休憩と……。

質問ですか。

○委員（丸藤栄一君）　質問じゃなくて、委員長に対してお願いするんですけれどもね。

資料を請求したいんですよ。

○委員長（山下秋夫君）　資料を請求したい。

○委員（丸藤栄一君）　はい、その中身をちょっと担当課とお話をしようと思っていたんですけれども。

○委員長（山下秋夫君）　後じゃできないですか、それは担当官と一緒に。

○委員（丸藤栄一君）　あと、もう質疑を終えて、討論、採決に入っちゃうと、それはもうできないから。だから、一応質疑を終えたというところで……

○委員長（山下秋夫君）　休憩時間にやりたいということで、暫時休憩で。

○委員（丸藤栄一君）　はい、そういうことなんです。

○委員長（山下秋夫君）　そういうのできるのかな。

○委員（丸藤栄一君）　ちょっとよろしいですか。

○委員長（山下秋夫君）　ちょっと暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時３３分

再開　午後　３時４０分

○委員長（山下秋夫君）　それでは再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　なければ以上で質疑は終了したいと思います。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第44号　2019年度令和元年度介護保険特別会計決算の認定について、今、審議が終わったところでございますので、改めて後日反対討論をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　ありませんね。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　ありませんね。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第44号　令和元年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君は起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（山下秋夫君）　起立多数でございます。

よって、議案第44号　令和元年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

ここで休憩をいたします。

休憩　午後　３時４２分

再開　午後　４時００分

○委員長（山下秋夫君）　時間ですので、再開をいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第４６号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（山下秋夫君）　続きまして、本会議に付託されました議案第46号　令和元年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君）　まちづくり建設課長の石塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課主幹（忽滑谷　和君）　上下水道室の主幹の忽滑谷です。よろしくお願いします。

○施設担当主査（高澤　学君）　上下水道室施設担当の高澤でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

ありませんか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、300、301ページの１節受益者負担金の関係で、収入済額が前年度と比較して約76.3%の減ということでございます。これについての理由をお示しいただきたいと思います。

それから、２点目は、同じく300、301ページの使用料、下水道使用料、下水道使用料の現年度分ですが、これは収入済額が２億104万円と、前年度比で約15.6%の減でございます。これについての理由もお示しいただきたいと思います。

それから、２節の滞納繰越分なんですけれども、不納欠損が９万852円あります。これについてのご説明も、金額は少ないんですけれども、お願いしたいと思います。

同じく手数料、下水道手数料なんですけれども、下水道排水設備指定工事店及び責任技術者の登録申請件数の増だということであるんですけれども、成果書でも示されておりますけれども、これの令和元年度の工事数ですね、それと、発注先は何社なのか、その点お尋ねしたいと思います。

それから、308、309ページの下水道新設改良費、管渠等新設改良費なんですけれども、不用額が１億1,188万円ございますが、これについての説明をお願いしたいと思います。

それから、最後ですが、310ページ、311ページの公債費でございます。元利の償還先、件数も多くなっておりますけれども、これまでの利息の低利への借換えというか、それはどういうふうになっていますでしょうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田です。お答えいたします。

丸藤委員の全般的な質問が、不用額が大きいのと、あと収入未済額が大きいという、そこの点なんですが、個別にご質問いただきましたが全体的なことでちょっとお話をさせていただきたいと思います。

令和元年度の決算額ということで、決算書の298、299をちょっとお開きいただきたいと思います。

歳入額が８億8,871万6,308円ですね、歳出が７億9,709万5,213円で、歳入歳出差引残額が9,162万1,095円となっております。歳入では収入未済額が4,617万3,624円で、これ１枚その前のページになると思います、歳出は不用額が全体で２億1,976万4,787円となっております。

このように、収入未済額と不用額が多くなっていますが、その理由といたしましては、公共下水道事業特別会計は令和２年４月から地方公営企業会計に移行となったことから、通常だと出納整理期間というのが５月まであるんですが、それがなくて、打切り決算ということで３月末日で打切り決算となりまして、その３月末日までの収入支払いが、収入と支払いが済んでいないものは地方公

営企業法施行令第４条第４項の規定によりまして、令和２年度の企業会計の債権と債務としてそれぞれ流動資産の未収金、流動負債の未払金に振り替えています。これらを特例的収入と特例的支出と言いまして、成果書のほうにその数字が記載されてございますが、令和２年度予算書第４条の２に、特例的収入及び支出として見込額が計上していますが、本議会におきまして、額の確定により補正予算を上程させていただいているところでございます。

この特例的収入・支出を含めた実質の決算額でございますが、こちらが、歳入のほうが９億3,033万1,587円、歳出が９億7,205万8,366円となりまして、収入未済額が全体で455万8,345円で、不用額が全体で4,480万1,634円となりました。

これが全体の決算の不用額と収入未済額が多い理由でございますが、個別にいきますと、受益者負担金の減の理由というのは今お話しした理由でございまして、受益者負担金については、特例的収入としまして、あと13万5,600円ございます。そうしますと、実質収入済額が134万8,210円となりまして、収入未済額がゼロということになります。

次に、使用料の減の理由も同じでございます。使用料につきましては、特例的収入としまして4,147万3,359円がこの決算額に加わりまして、実質的な収入済額が２億4,661万5,601円で、収入未済額が455万8,345円となります。

続きまして、滞納不納欠損につきましては、元年度はゼロ、受益者負担金滞納繰越分についてはゼロですね。すみません、滞納繰越分につきましては、平成26年、５年前ですね、平成26年度分ということで51件ございます。すみません。

次の、手数料と指定工事店の関係ですが、これは工事の発注件数とかそういうのと関係なく、指定工事店の登録手数料です。新規の登録が４社ございまして12万円、これ、新規３万円するんですけれども、それが４社で12万円、更新手数料といたしまして、これが6,000円かかるんですが、49社ございまして29万4,000円となっております。あと、手数料としては、専任技術者ということで、新規登録１万円、これ１人です、更新に2,000円かかるんですが、こちらも１人ということで計上しております。

あと、管渠等新設改良費ですね。管渠等新設改良事業の不用額ですが、こちらは特例的支出が9,302万1,628円ございまして、工事関係なので、３月に検査のほうをしますので、支払いがどうしても４月とかになりますので、これ特例的支出にほとんどの事業費がなっております。実質の決算額が9,901万6,273円、不用額が1,999万1,727円となっておりますが、この不用額につきましては、第一中継ポンプ場の更新工事等の工事請負費の残額ということでございます。

公債費につきましては、繰上償還というのがあるんですが、繰上償還を行う場合には、貸し手は本来、繰上償還以降も受け取り続けるはずの利息というのがありまして、その収入を失うことになる一方で、借り手から繰上償還を受け取った資金を元手に新たに貸付けを行って利息収入を得ることが可能となっております。貸し手にとって、失った利息収入と新たに得られる利息収入の差額が、繰上償還に伴って生じる損失となりますことから、繰上償還に応じる場合には、それに伴って生じる損失に対する補償金というのも支払わなきゃならないということで、それが結構な高額になるのでなかなか繰上償還はできない状況になっております。

財務省のほうで、平成４年５月31日までに貸し付けられた金利５％以上の地方債については、あ

る一定の条件をクリアしたものに限りまして補償金免除の繰上償還を可能としました。本町においてもこれを利用しまして、現在金利５％を超える地方債はございません。また、５％以下の金利に対しての制度は、現在ありませんので、借換えることはできない状況となっております。

このようなことから、全国町村下水道推進協議会と全国町村下水道推進協議会の埼玉県支部において、国と埼玉県選出国会議員の先生方に提言活動を行っておりまして、その中で地方債制度の補償金免除繰上償還の要件緩和ということで提言をさせていただいているところでございます。昨年は２回、議員会館を訪問しまして、提言活動をしたところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

確認をしながら、お願いしたいと思います。

まず最初の、下水道使用料についての収入済額は前年度と比較して減ということの理由なんですけれども、これは全て地方公営企業法施行令第４条第４項の規定に基づくというお話なんですが、これはそうしますと、打切り決算となることから歳入歳出ともに一定の減額が生じているということで、じゃ、どういうふうにこれは、未収金とか、未払金については特例ということなんですけれども、どういうふうに処理されるんでしょうか、その点お願いしたいと思います。

それから、滞納繰越分なんですけれども、確かに平成26年度の51件ということなんですけれども、平成26年度の分ということなんですけれども、これ何かありましたか、この辺のちょっと理由が分からないので説明していただきたいと思います。

それから、手数料の関係は分かりました。そうですね、それぞれ件数もそのとおりですので、分かりました。じゃ、この点についてもう一度お尋ねしたいと思います。

それから、今後、そうしますと企業法に新しくなると、これまでのこういった、例えば、収入済額とか未済額ですよね、この辺はどういうふうに会計上なっていくのか、その点についても併せてお尋ねしたいと思います。

ちょっとすみません、聞き方が前後しまして、申し訳ありませんが、お願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

打切り決算となりまして、今後の未収金等の処理ですね、今後の企業会計となったときのその処理はどうなるかというご質問だと思うんですが、企業会計の債権、債務としてそれぞれ流動資産の未収金と流動負債の未払金というところがございます。そちらに金額が入るようになっておりまして、これらを特定的収入、特例的支出というのも予算書の第４条にこれ計上されておりまして、その債権、債務として処理されるという、ちょっとそこまでしかご説明できないんですが、１点目はそうですね。

あと、滞納ですね、平成26年分の滞納で、これはどういうことがあったのかというご質問ですが、ほとんどが転居先不明等で徴収ができなかったというのが主な理由でございます。収納率にしてみますと、全体でもう99.9%超える収納率になっております。

あと、地方公営会計になるとその収入未済額とか不用額とかどうなるのかということで、これは水道事業会計とまるきり同じでございまして、先ほどのご説明と重なるんですが、これが、そもそも余ったものが流動資産の未収金と流動負債の未払金という形で、同じですね、処理することにな

ります。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

これは、これまでの出納整理期間である今年の４月１日以降の収入及び支出については、先ほど言ったように、地方公営企業法施行令第４条第４項の規定に基づいて、それで、特例的収入及び特例的支出として、次年度未収金、流動資産の未払いとして処理するということなんですけれども、これは全部特例的収入及び特例的支出ということで、そういう扱いになってしまうんですか、この地方公営企業法施行令第４条第４項というのは。その辺、こういうふうに処理するんだという理由はここにあるというふうには分かるんですけれども、その第４条第４項の規定というのはどういうふうに書いてあるんでしょうか、すみません。

それと、滞納繰越分なんですけれども、平成26年度の分として転居先不明、これは特定の地域ではなくて、全町での件数だと思うんですけれども、転居先不明、そうすると空き家とかああいうのも、もっとありますけれども、そういう部分も入るんでしょうかね、これに該当するんでしょうか。これは、しかも51件ということなんですけれども、大した金額でないので躍起になってもかえって事務量のほうがかかるという、損得考えるとね、そういう気はするんですけれども、これはもうそういうことで転居先は不明でもしようがないという感覚なんでしょうか。どういうふうに捉えて考えればいいんでしょうか、その点お尋ねいたします。

○委員長（山下秋夫君）　まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君）　まちづくり建設課長の石塚でございます。

まず、滞納繰越分や不納欠損について、私からご説明をさせていただきたいと思います。

今回、多いか少ないかは別にして、不納欠損が出てしまったということは、今までの対策として十分でないというご指摘をいただいても、まあ、そこはもうやむを得ないことだと思います。

どうしても上下水道料金として、公共下水道の料金についても一緒にお支払いをしていただいております。

税の住民税や固定資産税のように住民票があったり、もしくは土地がそこにあるという場合には、住民票は源泉徴収票なりがまず来ます、また、土地を持っているということは土地の登記簿に住民票とか印鑑証明書をつけて登録しますので、住民票というか、きちんとした住所、連絡先がある程度分かる状態でございます。

ただし、水道料金の申込みについては、特に住民票の添付等が不要でございますし、どなたの名前でも基本的にはお申込みいただいて給水が、下水道の料金ですね、水道料金も同じでございまして、上下水道一緒にいただいているということで連動しております。その関係で、住民票等がなくても申込みができるイコール徴収金額が出るという状況になりますので、水道の話になってしまいますけれども、水道料金についても同様でございまして、基本的には２か月に一遍徴収はしておりますが、４か月程度たまると給水停止ということで長期にわたる未収というのはないんですが、そこで住民票があれば、住民票の移動等で転居先を追いかけることが当然可能なんですが、住民票がないケースとか、もしくはどなたの名前でもできるということがありまして、その後の追跡というのが税の追跡の状態とはちょっと違うということは、まず、ご認識をいただきたいと思います。

まず、住民票の確認といたしましても個人情報の管理というものがございますので、水道料金の課税と住民票の管理の状態がリンクしているわけ

ではございません。そんなような管理体制というか、個人情報保護の関連もまずございます。

上下水道担当といたしましても、未収金が基本的にはあってはいけない、きちんと公平性の問題もありますので納めていただかなければならないというのは当然なんですが、先ほども丸藤委員からもお話もあったとおり、４か月程度の未納料金で、水道料金と下水道料金が発生をしていますので、今回９万円ちょっとで50件ということで平均すると2,000円弱になってまいります。当然、転出先等も含めて調査は、大家さんとかも含めて調査を行うんですが、なかなか住民票とのリンクができないために、その後の追跡というのが非常に困難な状況にあるということはご理解をいただきたいと思います。

取りあえず、以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　上下水道室主幹。

○まちづくり建設課主幹（忽滑谷　和君）　上下水道室の主幹の忽滑谷です。

再質問で、特例的支出とか処理についてということで、まず、地方公営企業法施行令第４条第４項の規定ということで、ちょっと一部なんですけれども、そちらのほうを読み上げようと思います。

法の適用の日の属する会計年度に、前の会計年度に発生した債権または債務に係る未収金または未払金は、法の適用の日の属する事業年度に属する債権または債務として整理するものとするということになっておりまして、今年度、令和２年度宮代町下水道事業会計予算書のほうに、特例的収入及び支出ということで、第４条の２のほうに、こちらのほうの金額の予定を入れさせていただいております。

その中で、地方公営企業法施行令第４条第４項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ4,129万5,000円、１億4,195万1,000円と規定されております。

これをもって、令和元年度で打切り決算を行いまして、３月31日もって締めさせていただきまして、それ以降に発生する未収金、未払金については令和２年度に、今回に限り入ったりするということで処理させていただきたいと思います。

今後につきましては、公営企業になりますので、その元年度で未払、未収金につきまして発生したものについては、その当年度で処理させていただくものでございますので、今回に限り特別ということで特例的支出、特例的収入となっているものでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

浅倉委員。

○委員（浅倉孝郎君）　浅倉です。

１点だけご質問します。

成果書の273ページの管渠等新設改良事業の一番下の令和２年度下水道事業会計予算に定めた特例的支出として支出をした、主な工事実績の宮代第一中継ポンプ場更新工事に、これ8,800万円かけているんですけれども、電気設備工事一式という工事、簡単でいいので、どんな内容なのか教えてください。

○委員長（山下秋夫君）　施設担当主査。

○施設担当主査（高澤　学君）　施設担当の高澤でございます。

宮代第一中継ポンプ場更新工事につきましてご説明させていただきます。

施工箇所につきましては、宮代町の山崎地内にございます宮代第一中継ポンプ場、山崎の交差点のところにございます、あの青い建物、あちらが第一中継ポンプ場でございます。こちらの工事の概要につきましては、ポンプ場内の操作室内に設

置してございます計装盤及びコントローラー盤、こちらを更新するものでございます。

計装盤につきましては、ポンプ場の施設、こちらの流量及び水量、これらの計器からの信号を発するための装置でございます。

コントローラー盤につきましては、これらの信号や監視装置からの操作によるポンプ場の運転制御を行うための装置でございます。

こちらを更新したものでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

２つほど聞きます。

１つは、もう何回もやっていて聞き飽きている質問です。

調整区域に下水道はなぜ引けないのか。というのは、快適な生活環境の確保または公共用水の水質改善、こういうことを中心にうたっていますよね。それでいながら、なぜ駄目なのかなと。この間、会派別説明会のときにもちょっと言ったんですけれども、ほかの市町村では調整区域も下水を使用しているところあるんじゃないですかということで、調べておいてくださいと、そう頼んであるんですけれども、その結果をちょっと教えてもらいたい。

もう１点は、今言ったような生活環境の問題を聞くとですね、宮代町は確かに一部要望のあるところは入らないにしても下水は一応完備されていますよね。私はいつも思うんですけれども、私のこの宮代町の中心を流れている笠原、あとは、もう一つ何だっけ、でも私たち、オオフリと言っちゃうんだけれども、２つの川が流れていますよね。よく見ていると水質が良くないですよね。なぜかというのはもう分かっていると思いますよ、白岡が流れていますね、白岡の排水がね、どんどん。ですから、白岡の下水道完備は何％で、どうなっているのか教えてもらいたい。幾ら宮代町が一生懸命下水を何とかしてくださいと言っても、昔ある課長に質問したことあるんですよ。宮代だけやっても駄目ですよと、なぜだと言ったら白岡がやんなきゃ意味がないですと、そのことが今でも耳にこびりついています。昔の大物の課長が言ったんです、そういう答弁を。そのことが耳にこびりついていますので、ひとつ、白岡の下水道完備どのぐらいしているのか、それで教えてもらいたい。幾ら宮代がやっても良くならないよという答弁をいただいたことがありますので、ひとつ、白岡の下水道完備をどうなっているのか詳しく教えてもらいたい。

以上、２点です。

○委員長（山下秋夫君）　上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

まず、白岡の下水道の状況でございますが、下水道の普及率といたしましては、69.1％です。宮代町は73.6％でございます。ちなみに、埼玉県の平均が81.9％という状況になっております。

これは、公共下水の今普及率でございますが、あとは、汚水処理人口普及率という考え方もございまして、これは公共下水道と農業集落排水とあと合併処理浄化槽、この３つを合わせた普及率というのも埼玉県のほうに出してありますんで、そちらは、宮代町は90.9％、白岡市は80.4％、埼玉県の平均が92.8％となっております。

それで、調整区域への下水道の接続でございますが、以前から、委員にご指摘を受けているところでございます。宮代町の調整区域につきましては、公共下水は完備されているところは、昔コミ

ュニティプラントといって集合の浄化槽があった団地ですね、桃山台団地、こちらが既に下水が完備されていて、そこのコミュニティプラントで処理されて、古利根川に落としていたと、そういう状況でございますので、公共下水道に接続しやすいということで、桃山台団地のみ市街化調整区域では公共下水道につないでいるところでございます。

あと、公共下水道が調整区域に建設できないというか、整備できない理由といたしましては、市街化区域のように住宅が連なったところであれば公共下水を数メーター設置しましても何軒もそこで使用できるんですね。調整区域ですと、本当に飛び飛びで家が建っておりますので、整備効率が非常に悪いんです。工事費的には、もう調整区域も市街化区域も同じ工事費がかかってしまうということで、なかなか調整区域には下水道のほうを整備が進まない状況でおります。

あと、公共下水に隣接して調整区域の地区がございます。そういうところは、個人的に申請していただければ、区域外接続ということができます。その市街化区域外の接続件数ですが、今そういう制度を使いまして24件の方が調整区域から接続しています。区域外ですので、お金は個人の負担にもちろんなってしまうんですが、取り付け管とか公共ますの設置工事費とか、舗装本復旧までで30万円から50万円ぐらいかかってしまったり、あと宅内工事で40万円から70万円ほどかかると思われております。そのようなことで、なかなか調整区域のほうには公共下水の接続というのは延びて行かない。

全国的に見ても、公共下水道の区域の見直しというものがされておりまして、特に地方なんかは、公共下水道は市街化区域の人口が密集しているところのみで、あとは、調整区域については合併処理浄化槽ですね、そちらの整備でいいんじゃないかと。合併処理浄化槽も大分品質が良くなっておりますので、水質のほうは大分これで改善されております。

今年の４月から浄化槽法が改正されまして、その内容は、単独浄化槽から合併浄化槽への転換の強化を進めると、国がそういうふうに進めております。調整区域はなかなか公共下水道が進まないので、合併浄化槽で整備しようじゃないかということで、今、国のほうで進めているところでございます。

あと、管理が不十分な浄化槽は、特定既存単独処理浄化槽というものに指定しまして、都道府県知事が除却等の助言、指導、命令を行うことができるように、この４月からなりました。

町のほうも、その合併浄化槽の設置に関しましては補助金を出しておりまして、今、普及に進めているところでございます。ですので、今後は、その公共下水に隣接しているところでしたら区域外接続というのは可能なんですが、改めて調整区域に公共下水道を進めていくということはちょっとお金の問題もございますし、費用対効果を考えますと、これからは合併浄化槽の普及のほうに力を入れていったほうがいいんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　質問の逆の答弁、２問目から答弁をいただいたので、再質問は２問目からやります。

白岡、宮代より本当に、今、話を聞いて、利用率が少ない、そこが問題だと前言ったことがあるんですよね。一向に白岡がよくならないと、ここに流れてくる川は水質は良くならないですよね。宮代町の稲も両川からくんで稲を作っている家が

あるんですよ。それを考えると、何が流れてくるか分からないような川から稲を作るというのは、本当にちょっと私は問題があるんじゃないかなと、それも１つあると思いますよね。水質が違うんだから、もう、色が変わっていますよ。

ですから、白岡にも、宮代以上によくしてもらうように働きかけるということはしないんですか。それは他の市町村だからできないよと言ったって、前言ったんだけれども、前にもある人が答弁したように、幾ら宮代がよくしたって、白岡がよくならなければ、水質は良くなりませんと、こういう答弁をいただいていますので、それはやっぱり白岡に働きかけないといけないですよね。宮代の真ん中を通っているんで、それも笠原、真ん中を通っているんですからね。それに本当に、たまには油が浮いているようなときもあるようですよね。それは何とかすべきだと思います。それは、明日２回目、どうするか、答弁をお願いしたい。

２問目、確かに合併浄化槽の問題は何回も聞いています。私が言いたいのは、個人で金を出せばという何か、いつも、前回もそんなような答弁していましたよね。本管が何百メーターも離れているんなら分かりますよ、目の前を通っているんですよ、本管が、そういう状況は考えていないんですか。１回言ったら、その本管につなげるのがえらい大変なんだと。じゃ、あそこへ建った大きな施設はそこへつないだんだよね、一昨年あたり。だけれどもね、水質をまた町民の皆さんがより良い生活を得るにはね、そういう答弁は、私はどうもまだ納得できないんですよ。これは、また言っても同じ答弁なると思いますから、私は当分の間同じことを質問すると思います、これについては。

それで、その本管から、20件以上の人がつないでくれればいいのにねと言う。それは当然、その20件ぐらいの近くのところまで本管つないでもらいたいですよね。それも個人でやれなんて言ったって、それは大変ですよ、それはおかしくなりますよ、話がね。

それで、じゃ、今のどうしているんですかというとね、今Ｕ字溝がありますよ。業者に頼んでまでね、蓋は開かないし、金を出して清掃している状況。その清掃しなければ、それが田んぼに入っていく、田畑、皆さんが食べる稲のところに入っていくんですよ。それでいいんですか。環境は良くないですよね。

そのことはやっぱり考えてくださいよ。口じゃ、環境を良くするとね、ここに文章のときには書いてあるけれども、やることは環境に良くするということをやっていないんだよね。言葉だけなんだ。それでいいものかどうか。またちょっと愚痴が出ましたけれども。それは１つ、また考えてください。

２回目、質問を終わります、２回目の。

○委員長（山下秋夫君）　答弁願います。

上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

まず、白岡市については、ほかの団体ということもございまして、白岡さんとはよく会議とかでお会いすることもございますので、委員が今おっしゃったことをちょっと伝えたいと思っております。それで改善されるかどうかは分かりませんが、話として、そういう意見もございましたということでお話はさせていただきます。

あと、何回も同じことになってしまうんですけれども、調整区域への下水道の整備については、国のほうもそうなんですけれども、合併浄化槽のほうを推していこうという国の方針になりましたので、調整区域に限りましては、宮代町もそれに従ってやっていきたいと思っておりますので、ご

理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

また同じ質問すると同じ答弁でしょうから、またこの次質問いたしますので、よく勉強しておいてもらいたいと思います。

以上、終わります。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

ありませんか。ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（山下秋夫君）　なければ、以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第46号　2019年度、令和元年度宮代町公共下水道事業特別会計決算の認定については、後日改めて反対討論をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　ありませんか。

本件に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（山下秋夫君）　ありません。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　ありません。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第46号　令和元年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（山下秋夫君）　起立多数でございます。

よって、議案第46号　令和元年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおりに認定されました。

以上で終わりたいと思います。

ここで休憩にいたします。

休憩　午後　４時５４分

再開　午後　５時０８分

○委員長（山下秋夫君）　再開をいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第４７号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（山下秋夫君）　本会議に付託されました議案第47号　令和元年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑ありますか。

ありませんか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

先ほどの下水道事業会計と同じように、使用料及び手数料、それから農業集落排水費、これらについては地方公営企業法施行令第４条第４項の規定に基づきというような答弁になりそうなので、そのほか１点についてお尋ねします。

325、326ページの農業集落排水事業費、農業集落排水新設改良費でございます。これは、分担金及び負担金とも関わりあるんですけれども、予算減額が147万4,000円、しかし新規接続者がないために支出はないということなんですけれども、じゃ、予算では計上したので、その点、その関係ではどうだったのかということがやはり問われると思いますので、その点についてお答え願いたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　ご答弁お願いします。

上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

農業集落排水事業費でございます。これは実績がございませんでした。予算では、例年４か所の接続を見込んで計上してございます。工事請負費の公共ます取付工事ですね。予算を取っていないと、接続したいというお宅が現れたときに、予算なくては困りますので、毎年これは４件程度を計上させていただいております。

次に、舗装復旧工事費、こちらも、これは公共ますの取付けの本復旧４か所を計上しておりますが、公共ますの取付工事がございませんでしたので、こちらも実績はございません。こちらも毎年４か所の工事費を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

今、答弁聞いたんですけれども、あくまでもそういうふうな、例えば新設改良費が出た場合とか、そのために予算、今回の場合は予算計上していますので、単なる予算項目だけでなくて、147万4,000円ということで、これは４か所分かもしれませんけれども、あるかないか分からなければ、単なる予算項目だけで普通1,000円とか、１万円とかというふうになるかと思うんですが、そういうふうにしなかったのはなぜなんでしょうか。

○委員長（山下秋夫君）　上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

こういうものは、事前に把握できるものではございません。工事の方が建築されるときにその接続行為というのが行われますので、私どもが事前に把握することができませんので、いざ、個人様が接続したいといっても、私どもで予算がなければ工事がストップしてしまったり、入居が遅くなったりしてしまってご迷惑をかけてしまうということですので、科目設定というやる場合も多々ございますが、そうしますと、予算流用とかそういう手続が必要になってきますので、速やかに工事のほうができるようにするために、毎年４件計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　なければ以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（山下秋夫君）　次に、本件に対する賛成

討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　また、本件に対する反対討論の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　本件に対する賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第47号　令和元年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおりに認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（山下秋夫君）　起立全員でございます。

よって、議案第47号　令和元年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　５時１５分

再開　午後　５時１７分

○委員長（山下秋夫君）　再開をいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第４８号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（山下秋夫君）　続きまして、本会議に付託されました議案第48号　令和元年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

○経営総務担当主査（宮下義樹君）　上下水道室経営総務担当宮下と申します。よろしくお願いします。

○委員長（山下秋夫君）　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括しての質疑をお受けいたします。

質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

決算書の内容ではないんです。運営についてちょっと聞きたいんですけれども、というのは、メーターから先は自分で、当然故障をすれば漏れたりすると修理しますよね。メーターは役場が交換しますね。７年か何年かに１回。その先にバルブがありますよね、その先に止水管がありますよね、それの責任はどうなのかよく教えてもらいたいんですけれども。それの故障、たしか前も聞いたことありますけれども、メーターの先は確かに自家が修理すると。私が聞きたいのはメーターと、メーターのちょっと先にメーターを交換するためのバルブがありますよね。それの故障。そのまた先に、全部止まる止水管だと思ったのがある、必ずついていますよね。それが故障した場合、それちょっとどういう対応をするのか教えてもらいたい。

○委員長（山下秋夫君）　上下水道室主幹。

○まちづくり建設課主幹（忽滑谷　和君）　上下水道主幹の忽滑谷です。

量水器、水道の給水管に係る工事の範囲というか、その責任ということのご質問ということで、通常、水道の本管から、皆様が個人の費用で宅地のほうに引いていただいております。財産的には個人の持ち物になります。

メーターにつきましては町の対応ということで、８年に一度交換させていただいておりまして、基本的にメーターより手前、道路の本管からメーターの手前で漏水があった場合につきましては、町のほうで修理をします。それにつきましては、メーターを通る前に水が漏れてしまいますと、料金も計れませんですし、道路とかで漏水することもあったりして、陥没とかのおそれもありますので、そうしますと人が落ちたり車が事故に遭ったりしますので、そちらについては町のほうで責任持ってやっております。

メーターから先については、基本的にはお客様のものでございますので、そこで何かあれば修繕をしていただくというのがお客様の負担ということになりますので、そのようなことでやらせていただいております。

ちなみに、漏水ではない、例えば水道の本管で、しばらく家を留守にしていたりとかして水が出なくなるということがあるんですけれども、そちらにつきましては漏水ではございませんので、個人の持ち主の方が直していただくという形になります。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　どうもありがとうございました。

小河原です。

およそ分かりました。でも、もう一回確認したいんですけれども、メーターの先に必ずバルブがついているんだよね。それがちょろちょろ漏っているのどうするんだと聞かれたことがあるんです。それは前に、たしか個人でやるんだと言われたことがあるんです。ちょろちょろ止まらないんですよね。そうすると、メーターより手前だから個人だと。そういう言われたような記憶があるんだけれども、それはもう町で直してくれるわけですね。話しすれば。それを確認したいわけ。これは大事なことなんです。バルブが漏っているうちがあるんですよね。メーターの先だからね。そうするとメーター、そうなるから漏水と同じになるんだよね。

○委員長（山下秋夫君）　上下水道主幹。

○まちづくり建設課主幹（忽滑谷　和君）　上下水道主幹の忽滑谷でございます。

メーターを分界点としまして、例えば道路側で漏水した場合につきましては、町のほうで漏水のほう、バルブから水が出ている場合は行います。家側につきましては、例えば、２階とか３階に行く手前とかにバルブとかをつけますので、そちらの漏水についてはお客様ということになります。量水器から手前の道路側については、繰り返し言いますけれども、町のほうで漏水のほうは直させていただいております。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　しつこいようだけれども、小河原です。ありがとうございました。

メーターの箱があるんだよね。入っている。道路側だからね、それがちょろちょろ漏っているわけ。メーターは漏っていない。メーターを取り替えるとき、それを止めるんだよね、そのバルブで。そのバルブが漏っている。ちょろちょろと。それを言っているんだよ。先じゃないよ、メーターか

ら道路側だよ。大事な止め口だからね、一般の家庭にすれば。それは、じゃ、役場へ申し入れれば直してくれるのね。それだけ確認すればいいです。

○委員長（山下秋夫君）　上下水道室主幹。

○まちづくり建設課主幹（忽滑谷　和君）　上下水道主幹の忽滑谷です。

委員さんのおっしゃるとおり、メーターより道路側であれば、町のほうで漏水は直します。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

まず、１つは、利益剰余金の建設改良積立なんですけれども、これは令和元年度の純利益１億335万円を積み立てるということだったと思うんですけれども、そうしますと、合計では幾らになるんでしょうか。

それから、２つ目は、今回給水件数は増加したものの、給水人口、年間総排水量、年間有収水量が減少しています。今後、水の量は本当になかなか増やすのは厳しいのかなというふうに思うんですけれども、その厳しい背景にはどういうことが考えられるのか、それが第２点。

それから、この給水人口なんですけれども、これは前年度と比べて２人減の３万3,963人。給水件数が前年度と比較して403件増の１万5,268件ということなんですが、これは住民基本台帳とは違いますよね。例えば、給水人口が３万3,963人です。ところが、一般会計のほうでは、住民基本台帳で３万3,969人。それから、給水件数については、今言ったように、水道のほうでは１万5,268件ですが、一般会計のほうでは１万5,116件、この給水人口と給水件数の違いについてお尋ねしたいと思います。

それから、年間の受水量なんですけれども、県のほうから購入しています。これは単価は１立方メートルどれぐらいになっているのか確認のためお願いしたいと思います。

同じく、決算書での令和元年度の供給単価が184.69円。それから、給水原価が175.25円となっております。この県内比較での宮代町の順位、どういうふうになっているのか、その点お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　経営総務担当主査。

○経営総務担当主査（宮下義樹君）　経営総務担当、宮下です。

まず、１件目、利益を積み立てた後の建設改良積立金についてお答えいたします。

今回提出しております決算報告書、こちらの一番最後のページ、31ページをご覧ください。

31ページに、補塡財源明細書というのがございまして、こちらの中段当たり、こちらに建設改良積立金というものがございます。こちら左から令和元年度期首残高ということで、昨年度の期首、４月１日時点での残高が載っておりまして、その後、当年度発生額ということで、令和元年度に発生した実際発生というか、積み立てた建設改良積立金がございます。その隣、当年度使用額ということで、令和元年度に取り崩した建設改良積立金がございまして、その隣に令和２年度への繰越額ということで、３億4,107万2,954円という金額がございますが、こちらが令和元年度末での建設改良積立金となっております。こちらの金額に、先ほどの令和元年度の純利益でございます金額、１億335万2,140円というものを足した金額が、令和２年度に現段階では積み立てた後の金額ということになりますので、そちらの数字を足し込みますと、数字を読み上げますと、４億4,442万5,094円

ということで、左から数字を読み上げていきますと、444425094という形になります。

１件目の回答としては以上です。

○委員長（山下秋夫君）　上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　２問目でございます。

使用する水量がどんどん減っているということで、その背景ということでございますが、まず、人口の減少というのも１つの要因で、あと、大口のお客様の使用水量も、年々、ここ３年でちょっと推移しますと、0.1％ずつ全体の占める割合で減っております。全体に見ても、その一般家庭の方を見ても、減っている状況でございます。

それには、やはり水道水を飲まないで、ペットボトルで購入したりとか、そういう方も結構増えているということで、あと、節水の機能のついた電化製品ですね、そういうものが普及しているということで、これはうちだけではなくて、全国的なそういう有収水量の減ということの要因として挙げられているところでございます。

あと、３点目、給水人口と給水件数のあれですけれども、人口の違いというんですかね、給水人口というのは町の人口が３万3,969人、４月１日現在おりまして、町内には水道水を使っていない、井戸水を使われている方もいらっしゃいます。その方が４世帯６人いらっしゃいます。それを差し引きますと、３万3,963人ですね。それが給水人口ということになっております。それで町の人口とはちょっと異なった数字になっております。

あと、給水件数につきましては、これはやっぱり住民登録に関係なく、例えば学生さんとかは住民票移さないでそのままアパート等に住まわれている方も多いので、そういうのも給水件数にはカウントされます。あと企業ですね。企業関係、会社関係もそうですね。住民登録が関係ございませんので。

以上でございます。

あと、県水の単価でございます。これは１立方メートル当たり61.78円でございます。今はこの値段でずっと水位しているんですけれども、今後、県内全域で水の浄水の高度処理というのを、今、埼玉県では新三郷浄水場のみで行っているんですけれども、通常の緩速ろ過方式に加えて、オゾン処理とあと、活性炭処理を行うんですが、それを全浄水場に導入する予定でいるというふうにお聞きしております。それが何年先になるかはちょっとまだ捉えていないんですが、そうしますと設備投資費がございますので、県水の単価は上がるものと見込んでおります。

あと、供給単価、給水原価、県内順位ということなんですが、まだ決算が公表されておりませんので、令和元年度決算での順位というのは把握できないところでございます。ただ、昨年度の県の平均ですと、給水原価が155.2円で、令和元年度の宮代町は175.3円となっております。供給単価、昨年度の県の平均が163.7円、宮代町は令和元年度で184.7円となっております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

答弁ありがとうございました。

確認しながらなんですが、まず、建設改良積立金、合計で４億4,442万5,094円と、分かりました。

それから、給水人口と給水件数、給水人口については、よくやはり水道のほうで調べていますね。マイナス６というのはどういうことなのかなというふうに思ったものですから。分かりました。それから、給水件数についても分かりました。ありがとうございます。

供給単価なんですけれども、やはり宮代町は高

いですよね。それから、給水単価についても高くなっています。これについては、今後どのように考えていくのか。

それから、先ほど聞くの忘れたんですけれども、令和元年度10月から消費税導入されています。これの影響額ですね。半年なんですけれども、それについてもお示し願いたいと思います。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

供給単価が、これを見ますとほかの県平均よりも宮代町は高くなってございます。供給単価というのは、水をつくるほうの単価なんですが、有収率というのをちょっと見ていただきたい、17ページですね。有収率というのを見ていただきたいんですけれども、年々、昨年に比べると1.5ポイント上昇しております。これは、有収率というのは、町のほうで浄水場や配水場で水を供給する量と、実際にお金となって配っている水の量、有収水量というのですか、それの率でございまして、平成25年当時は、これが77.63％だったんですね。こんな有収率が低い要因というのは、要は漏水です。どこかの管から水が漏れている。それで26年度から町のほうで給水管の漏水調査を実施しまして、その後、平成30年からは給水管のほかに配水管、道路に通っている本管ですね、配水管というのは本管なんですが、そちらの漏水調査をしたところ、もちろん漏水箇所が発見されるわけなんですが、それをその都度補修していきました結果、令和元年度には89.03ポイントまで上がっております。ですから、こういう無駄な水をなくすことが供給単価を安くするポイントになるのではないかと考えております。これからもうちのほうは90％を目安に、今目標に、有収率が上がるように努力しておるんですが、今後も漏水調査を実施しまして、なるべく単価が安くなるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　５時３９分

再開　午後　５時４１分

○委員長（山下秋夫君）　再開いたします。

経営総務担当主査。

○経営総務担当主査（宮下義樹君）　経営総務担当主査、宮下です。よろしくお願いします。

消費税の影響額ということでございますが、実際消費税の増額がありましたのが昨年の10月１日でございます。水道料金につきましては、２か月に一遍の請求となっておりまして、月の頭に検針をしまして、その後に検針票というのをお渡しするのですが、10月分の検針と11月分の検針、こちらにつきましては、10月分の検針というのは、実際のところは８月、９月分、11月分の検針というのは、９月、10月分の水道料金をお願いすることになっていますので、消費税を８％から10％に上げたのは、実際12月分の検針、12月分調定分というところから８％から10％のほうに消費税のほうを増税させていただいた形になっております。そうなりますと、12月分の検針から、３月までの検針分まで、この４回分の検針が消費税が８％から10％に変わった部分になりまして、この４回分の調定に対して、消費税の２％分といいますと、金額としますとおよそ450万円程度が消費税として２％増額になった分の金額という形になります。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

先ほど、まず、供給単価と給水単価の関係で、今後どういうふうにということで、有収量のほうに行っちゃったんですけれども、それはもうどこも有収率は上げるというのは当然だと思うんですけれども、ちょっとそういう関係では私は供給単価と給水単価ですよね。これは県平均よりも高いということで、これは水道料金に跳ね上がるので、やはりその点、考えていただきたいということで聞いたつもりなんですけれども。

それと、消費税の影響額なんですけれども、そうすると、水道料金については２か月で、しかも水道料金の量を量るのはそういう影響から、実際は10月１日からなんですけれども、例年こういうふうに、私は、消費税は２か月分水道料金払わなくて済むので、個人的にはいいと思うんですけれども、それで毎回こういうふうに途中で変わった場合は、これはやむを得ないということで、そういうふうにしているんでしょうか。それとも、単に消費税の影響額はと言われたので、数字的にはそういうふうになるということで示すためにそういうふうになっているのか、実態は２か月分ですよね。１回分が飛んじゃうわけなんですけれども、その点についてはどういうふうになさっているのか。もらわないということで理解していいのか。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

まず、１問目の給水単価と供給単価のその違いなんですが、先ほど有収率のお話をさせていただきましたが、まず、供給単価というのは、有収水量１立米当たりについてどれだけの収益を得ているかというものを表しているものでございまして、給水原価というものは、有収水量１立米当たりについてどれだけ費用がかかっているかを表しております。供給単価の式としては、年間の総有収水量から給水収益を割ったものが供給単価ということでございます。ですので、有収率も関わってくるんです。どれだけ水をつくったかというのが関わってきますので、そのつくった水がちゃんとお客様のところに届けられている分と、漏水して流れてしまっている分、無駄になっている分がございますので、その無駄になっている分が少なくなれば供給単価も安くなるというふうにそういう考えでいます。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　経営総務担当主査。

○経営総務担当主査（宮下義樹君）　経営総務担当、宮下です。

２点目でございますが、消費税の増税分についての負担ですが、こちらにつきましては、今回の８％から10％だけではなく、前回の５％から８％のときも同じような形で処理をしております。こちらに関しては、宮代町においては、検針が２か月に一遍ということで、どうしてもその消費税の増税のタイミングで検針を行う形になりますので、その２か月分の料金を計算するときに、今回で言えば８％だけの方、それと、１か月分は10％にかかってしまう方というのがあるんですが、そういった２か月に一遍の検針の部分については、こちら水道だけではなくて、ガスであるとか、電気であるとか、そういったところも、消費税が上がった翌月の検針分まで従前の８％のままで消費税のほう計算してもいいですよというのが国のほうから指針で出ておりまして、最終的には自治体とかあとは企業体のほうで８％にするのか10％にする

のかというのは選択制ではあるんですけれども、宮代町においては、今回で言えば11月検針の方が10％という形になりますと、10月検針の方に比べて１か月分消費税が上がってしまうというので、不利を生じるというのがありますので、こちらに関してはそちらの住民の方の負担にならないようにということで、11月検針分まで８％での消費税の計算という形で取らせていただいている形になります。

以上です。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありませんか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

１点だけお願いします。

水道工事に関してなんですが、町は強靭な水道、安全な水道ということで、水道管の新設、新しくしてくださっているわけなんですが、去年、今年と、やっぱり水道管の汚れをやったときの、結構その地域の住民の声というのがあるんですね。それで、今ちょっと前段の委員からも話出ましたが、宮代町の水道料金より安いところから来た方、転入者さんにとっては、宮代町の水道は高いと感じるので、節水に心がけるそうです。少なく使うように。こんなに上がっちゃったと言ってびっくりして。ところが、今回のうちの地区でもあったのですが、多い人はお風呂のお湯をちょうどお休みだったので、早めに入ろうということで、でも砂利が混ざるので、５回目にやっとお風呂の水が使えたというんですね。そうすると、若くてマンションから引っ越ししてきた人とかは、マンションでは定期点検があったりして、貯水槽とかなのでそういうことはなく、一戸建てに来て５回変えるとなると、結局１週間の５日分のシャワーとか使うけれども、５日分のお金になると。節水こんなに心がけているのに、宮代町の水道は高い、で、こうなのかというふうに、高いという金額がもっと高くなってしまう印象を持ったと言われたんですね。

なので、本当、町としては新しく水道管を変えて工事を必要としてきちっとやってくださっていることを、やっぱり町民にきちっと知らせる。それで、やっぱり担当課にしたら、汚れることはやむを得ないことだと思うんです。古いものを新しいものに変えて、汚れていくって。ただ、それが町民に伝わらない、町民にとってやっぱり節水に心がけたり、一生懸命している中で、考え方の違いとか、工事をしてくれているんですけれども、町民に伝わらない部分があるので、そのあたり、きちっと町はやっているんだということを出すことと、やっぱりその基本料からちょっと上がるところとかに、その行き来をしている人にとっては、その５回分のお風呂代はとても大きいと言うんです。そういうところをどう考えるのか、お聞きいたします。１点です。

○委員長（山下秋夫君）　上下水道室長。

○上下水道室長（成田雅彦君）　上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

町内、水道管の布設替えを今、年間４億4,000万円程度ということで計画して今進めているところでございます。

どうしても、その切替えのときに、そういう赤水が出たり、ちょっと砂利が入ったりというそういうお話がございます。うちのほうも慎重にそういう迷惑かからないように、バルブの操作をして、バルブを開けたときに、新しい水が押されてそういう状況になるわけでございますが、ならないように慎重に操作はしているんですが、場所によってはそのようにご迷惑をおかけしちゃうところもございます。

以前もその住民に知らせるすべはないのかとか、お話をいただきまして、私のほうも去年、大分赤水を出してしまったので、ちょっと反省しまして、そういう工事を接続するところは、ホームページでいついつ頃接続工事をしますということでご案内のほう差し上げるようにしております。また、そういうそれでも赤水が出た場合には、すぐそのお宅に行って状況を確認させていただいているところでございます。

今後も、どうしても水を使うということは、赤水を捨ててきれいにするまでに、水量を使ってしまうということで、水道料金にもかかってしまうというご負担をかけてしまうことですので、今後も慎重に、まずなくなるということはちょっと今の段階では考えられないところなんですが、慎重にやらせていただきたいと思います。また、広報も丁寧に知らせていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山下秋夫君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　車でやはり回っていくと、今工事していますとか、していますと言われればお風呂のお湯も入れないし、ちょっと試しに入れるとか、やはり皆さん、突然結構、今回和戸のときはびっくりしたりとか、結構水使って何回もやったという方の声を聞いていますので、これからちょっとよく、やっぱり回っていただくということをやっていただきたいと思います。

町のための強靭な水道ということで、きちっといいことをやってくれていることの対応で住民の反感を買って、水道料が高い高いという意識が高くなっていくのはよくないと思いますので、お願いします。

○委員長（山下秋夫君）　ほかに質疑ありますか。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　なければ以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第48号　2019年度、令和元年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、審議が今日行われたばかりでございますので、後日改めて反対討論をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（山下秋夫君）　次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（山下秋夫君）　これをもって討論を終了したいと思います。

これより採決をいたします。

議案第48号　令和元年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（山下秋夫君）　起立多数であります。

よって、議案第48号　令和元年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり認定されました。

ありがとうございます。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎閉会の宣告

○委員長（山下秋夫君）　以上をもちまして、本委員会に付託された決算の審査は全部終了いたしました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、全ての決算の認定について、私にご一任願いたいと思います。

これにて決算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　５時５７分